留萌市ニシン漁撈調査報告

—留萌市礼受地区のニシン漁撈を中心に—

1995年3月

北海道留萌市

序にかえて

留萌市が、平成４年度から文化庁の国庫補助事業として実施してきた「留萌市ニシン漁撈調査事業」が、平成６年度に３ケ年間の調査を終え「調査報告書」をまとめることが出来ました。留萌市でのニシン漁は、遠く江戸時代から昭和32年の終焉までニシンの千石場所として栄えましたが、ニシン漁を語る資料の多くは38年の歳月と共に自然の中で風化し、なんら保存対策も講じられることなく経過して来ました。

ニシン漁は、かって北海道を代表する主要な産業であり、北海道の拓殖期の農業を支えたばかりでなく、江戸時代から本州への魚肥供給により日本農業の発展に大きな役割を果たして来た意義は誠に大きいものがあります。

幸いにも、今回調査対象とした留萌市礼受町の「㐂佐賀家ニシン漁場」は、弘化元年に現在地で操業をはじめ、昭和32年までの150年余にわたり、ニシン漁業を経営していた旧家であり、建物、敷地、海岸構造物等漁場形態としての原風景は勿論、一括した漁撈具、記録書類の数々が保存されていたもので、その保存状態も極めて良好であります。勿論、保存にあたっては所有者が永年にわたり多くの私費を投じて保管倉庫等の補修に尽力された賜であります。

現在、北海道にはニシン漁を偲ぶ一部の建造物が保存されておりますが、市街化等により当時の漁場環境を窺い知る状態にはなく、さらに各地の資料館等で保管されている漁撈具の多くも複数の漁家からの収集品であると聞いております。

その意味で、今回留萌市が調査した漁撈具等は単一の漁家が使用した一括資料であり、体系的な調査が出来た意義は大きく、文化財的価値も極めて高いものと確信しております。

留萌市としては、漁場全体の整備・保存にも努め、北海道の代表産業であったニシン漁業を経済文化遺産として公開し、後世に伝えたいと考えております。

最後に、今回の調査にご指導、ご協力いただきました文化庁、漁場所有者の佐賀平一郎氏（青森県在住）をはじめ関係機関、実地調査に当たられた方々に心から厚く感謝とお礼を申し上げます。

平成７年３月

留萌市教育委員会教育長　菊　池　　健

例　　言

1．本書は平成4年度から6年度に実施した北海道留萌市ニシン漁撈調査事業の報告書である。
2．本調査は、文部省国宝・重要文化財等保存整備費補助金の交付を受けて実施した。
3．調査の主体は、留萌市教育委員会である。
4．漁撈具等の図の作成は運上光彦、高橋勝也。写真の撮影は益田克己。船のコガタ線図は斎藤勇。文書資料の整理は今野啓吾がそれぞれ担当した。
5．漁撈具等の図は諸用具の大きさが一定ではないため、縮尺は不統一である。そのため、図中に測定値を数字で入れてある。なお、単位はmmである。
6．本書の編集責任は福士廣志にある。なお、各文責は文末に示してある。なお、付編は運上の作成による。
7．調査した漁撈具については、現在佐賀平一郎氏の所有であるが、本調査終了後留萌市へ寄贈の予定である。
8．本調査にあたっては多くの諸機関、個人からご指導、ご協力、ご助言を賜った。記して感謝する。

文化庁文化財保護部伝統文化課、北海道開拓記念館、北海道教育庁生涯学習部文化課、北海道教育庁留萌教育局、青森県下北郡風間浦村、青森県下北郡風間浦村教育委員会、青森県立郷土館、北海道立図書館、松前町史編纂室、青森県立図書館、北海道企画振興部経済調査室、北海道立文書館、市立留萌図書館

佐賀平一郎、大島暁雄、服部英雄、増渕徹、木村尚俊、山田健、佐賀タケ、佐賀ゆうこ、林清一、佐藤蔵作、（故）橋本与三郎、山本俊子、船越浅一郎、間山洋八、瀧本壽文、山本俊子、鳴海健太郎、工藤睦男、佐賀松司、佐賀弘次、高橋勝、永田富智、久保　泰、田島佳也、杉本真智子、菊地龍男、運上吉雄、山本富蔵、山田素直、斎藤　勇　（順不同・敬称略）

尚、平成4年に聞き取りに協力願った橋本与三郎氏が平成5年に他界された。慎んでご冥福を申し上げる。

目　　次

第１章　緒　言 …… 1
　第１節　留萌市及び礼受地区の概要 …… 1
　第２節　留萌市礼受地区鰊漁撈調査 …… 1

第２章　調　査 …… 6
　第１節　北海道及び留萌における鰊漁 …… 6
　第２節　因（カクダイ）佐賀家の留萌での鰊漁場の経営 …… 34
　第３節　礼受地区における鰊漁撈具（鰊定置網漁撈具）の調査 …… 87
　　～佐賀家漁場所蔵品を中心に～

第３章　ま と め …… 272
　第１節　佐賀家漁場の一漁期　～昭和16年佐賀漁場日誌より～ …… 272
　第２節　佐賀家漁場景観と漁場付属施設について …… 286
　第３節　因（カクダイ）佐賀家漁場の漁船について …… 290
　第４節　網類及び綱類の保存とその状態について …… 297
　第５節　因佐賀家漁場及び当地方で使用された浮具について …… 307
　第６節　因佐賀家漁場で使用された灯火具類について …… 310
　第７節　ま と め …… 312

付　編
　１．留萌地方沿岸におけるニシン定置網１ケ統に要する諸用具調 …… 313
　２．ニシン漁場で使用された漁獲等の呼称単位（昭和16年前後） …… 319
　３．留萌地方沿岸のニシン漁場における諸用具の呼称と解説 …… 321
　４．留萌地方沿岸におけるニシン漁場用語解説 …… 343
　５．漁場及び漁村で使用される「苧」について …… 354
　６．調査後における施設別収納品 …… 355

挿　図　目　次

第１図　調査地の位置 …… 2
第２図　ざる網の図（北海道水産調査予察報告） …… 8
第３図　西蝦夷地場所絵図（江差町史資料編第１巻付図－安政６（1859）年） …… 10
第４図　留萌郡鰊水産物統計（明治５年～大正６年） …… 15
第５図　留萌漁業組合業種別業者数（明治20年～明治45年） …… 17
第６図　ニシン建網の構造 …… 21～22
第７図　礼受村建場図（明治29年） …… 23～24
第８図　留萌管内の鰊漁業着業数の推移（昭和６年～昭和30年） …… 27
第９図　鰊漁獲高の推移（明治３年～昭和30年） …… 29
第10図　全道及び留萌支庁管内の鰊漁獲に対する比率（明治20年～昭和30年） …… 29
第11図　佐賀漁場定置網着業数（明治20年～昭和33年） …… 39
第12図　因佐賀漁場生産高（明治26年～昭和12年） …… 40
第13図　明治28年佐賀漁場生産物比率 …… 42
第14図　明治８年佐賀漁場生産物比率 …… 42
第15図　佐賀漁場全生産額及び１統あたりの生産額（明治26年～大正４年） …… 43
第16図　Ａカード …… 87
第17図　Ｂカード …… 88
第18図　Ｃカード …… 89
第19図　漁場準備用具１ …… 150
第20図　漁場準備用具２ …… 151
第21図　漁場準備用具３ …… 152
第22図　漁撈具１ …… 153
第23図　漁撈具２ …… 154
第24図　漁撈具３ …… 155
第25図　漁撈具４ …… 156
第26図　漁撈具５ …… 157
第27図　漁撈具６ …… 158
第28図　漁撈具７ …… 159
第29図　漁撈具８ …… 160
第30図　漁撈具９ …… 161
第31図　漁撈具10 …… 162
第32図　漁撈具11 …… 163～164
第33図　漁撈具12 …… 165
第34図　漁撈具13 …… 166
第35図　漁撈具14 …… 167
第36図　漁撈具15 …… 168
第37図　漁撈具16 …… 169

第38図　漁撈具17 …… 170
第39図　漁撈具18 …… 171
第40図　漁撈具19 …… 172
第41図　漁撈具20 …… 173
第42図　漁撈具21 …… 174
第43図　漁撈具22 …… 175
第44図　漁撈具23 …… 176
第45図　加工用具１ …… 177
第46図　加工用具２ …… 178
第47図　加工用具３ …… 179
第48図　加工用具４ …… 180
第49図　加工用具５ …… 181
第50図　加工用具６ …… 182
第51図　加工用具７ …… 183
第52図　加工用具８ …… 184
第53図　その他１ …… 185
第54図　その他２ …… 186
第55図　因（カクダイ）佐賀家漁場配置図 …… 287
第56図　コガタ線図１ …… 292
第57図　コガタ線図２ …… 293
第58図　コガタ線図３ …… 294
第59図　コガタ線図４ …… 295
第60図　コガタ線図５ …… 296
第61図　因佐賀家漁場ニシン角網（昭和16年大網）各部の名称、使用網地と寸法 …… 298
第62図　因佐賀家漁場ニシン角網（昭和16年中網）各部の名称、使用網地と寸法 …… 300
第63図　手網及び三角網の構造 …… 303
第64図　枠網の構造 …… 305～306
第65図　ニシン角網の綱・沈子・浮子の呼称（昭和５年佐賀家資料による） …… 309
第66図　佐賀家漁場風景（船着場のセツの状況） …… 311

表　目　次

表１　江戸時代末のルルモッペ場所の鰊生産高（安政元年～慶応３年） …… 11
表２　留萌郡水産物収獲統計より鰊生産物統計（明治５年～大正６年） …… 15
表３　留萌漁業組合業種別業者数（明治20年より明治45年） …… 16
表４　全道及び留萌管内鰊漁業着業数（昭和６年～昭和30年） …… 26
表５　北海道鰊漁獲高（明治３年～昭和30年） …… 28
表６　漁獲高比率（明治20年～昭和30年） …… 28

表 7　佐賀漁場鰊定置網着業数（明治20年～昭和33年）…… 39
表 8　佐賀漁場生産高（明治26年～昭和12年）…… 40
表 9　一統あたりの生産高（明治26年～大正 4 年）…… 43
表10　明治36年佐賀漁場の収支 …… 44
表11　明治42年佐賀漁場の収支 …… 44
表12　「昭和16年因佐賀支店日誌」より …… 276
表13　因佐賀家漁場ニシン角網（昭和16年大網）各部の名称、使用網地と寸法 …… 299
表14　因佐賀家漁場ニシン角網（昭和16年中網）各部の名称、使用網地と寸法 …… 301

図　版　目　次

図版 1　嘉永 2（1848）年の礼受 …… 357
西蝦夷地道中見取図（市立函館図書館蔵）
安政 5（1858）年の礼受
北海道歴検図（北海道大学付属図書館蔵）
図版 2　因（カクダイ）佐賀家漁場全景 …… 358
図版 3　鰊釜を据付た窯跡 …… 359
船入れ場（セツの杭が残っている。）
図版 4　番屋正面 …… 360
番屋（裏から）
番屋（干場から）
建物内部
漁夫の寝台
神棚、仏壇
図版 5　トタ倉（製品保管倉）…… 361
トタ倉の棟札
内部の漁撈具
内部の漁撈具
2 階への階段
2 階の網類
図版 6　廊　　下 …… 362
廊下（浜側より）
内部の漁船
内部の漁船
船　　倉
内部の漁船
図版 7　網　　倉 …… 363
内部の網類

内部の網類
2階の文書類
岡の上の稲荷社
漁場の守神「稲荷社」
図版8　枠船から汲船へ漁獲した鰊を汲む …… 364
ニシンの運搬（汲船から陸上の廊下へのモッコによる鰊の運搬。）
鰊つぶし作業
（鰊を裂き、数の子、鰓、白子に選り分ける。鰊は身欠き鰊を作るために納屋場へ持っていき乾燥する。）
身欠き鰊乾燥中の納屋場
鰊絞め粕作り
（鰊釜で煮た鰊は絞め胴に入れられ、圧搾される。下から油と水が流れだし、魚油と水を分離し、魚油となる。絞め胴で圧搾された鰊は玉と呼ばれ、砕かれて乾燥させ、魚粕となる。）
魚粕の乾燥風景（莚の上に砕かれて乾燥する。）
図版9　定置網を建てる直前の漁船（桟橋が造成されている。） …… 365
網起こし
大タモによる枠からの鰊汲み揚げ
汲船に満載された鰊
ニシンの運搬（汲船からポンタモでモッコの中へ鰊をいれ、運搬する。）
ニシンの運搬（歩み板の上を歩くモッコ背負い。）
図版10　大漁に喜ぶ漁夫 …… 366
ニシンの運搬（汲船からポンタモでモッコの中へ鰊をいれ、運搬する。）
モッコによる運搬
鰊漁風景（大正年代）
身欠鰊乾燥風景
鰊つぶしと納屋場
図版11　漁場準備用具 …… 367
図版12　漁場準備用具及び漁撈具 …… 368
図版13　漁撈具 …… 369
図版14　漁撈具 …… 370
図版15　漁撈具 …… 371
図版16　漁撈具 …… 372
図版17　漁撈具 …… 373
図版18　漁撈具及び加工用具 …… 374
図版19　加工用具 …… 375
図版20　加工用具 …… 376
図版21　加工用具 …… 377
図版22　加工用具及びその他 …… 378
図版23　その他 …… 379

第1章　緒　　言

第1節　留萌市及び礼受地区の概要

留萌市は北海道日本海側の中ほどに位置し、面積297.26平方キロメートルである。地形は西は日本海に望み、東は天塩山地となり、北海道空知地方と接している。市の中心部を東から西へ留萌川がながれ、その南側は山地となっており、北側は南側に比し低い丘陵地となっている。留萌川の河口に重要港湾留萌港を抱える港湾都市でもある。

年平均気温は7度C位で夏でも30度Cを越えることはめったになく、冬は－20度Cを下回ることもほとんどない。しかし、冬季は北西の季節風が強く、また積雪量も多く典型的な裏日本海型の気候を示す。

主要産業は水産加工業で往時ニシン漁で栄えた土地柄を反映して、ニシン数の子の生産が全国の半分以上のシェアを誇っている。しかし、北海道開発建設局留萌開発建設部や留萌支庁など国や北海道の出先機関などが多く官庁の町と言っても良いほどである。

市街地は留萌川河口の留萌港を中心に形成されており、人口の大半がこの市街地に密集している。その他、海岸部には漁村集落、内陸部には農村集落がみられるが市街地に比すれば小規模なものである。

当調査の対象となった礼受地区は留萌市の海岸部の最も南に位置し、隣の増毛町と境を接している。地形は急峻な海岸段丘が日本海にせまり、幅1㎞内外の狭い前浜にへばり付くように集落が細長く続いている。この前浜にはJR増毛線及び国道231号線が通っており、住民の大切な交通手段となっている。産業は礼受地区の最も北側に礼受漁港を持ち漁業が主な産業であるが、漁業従事者の減少と高齢化の中、住民に占める漁業従事者の割合は年々減少の傾向である。

第2節　留萌市礼受地区鰊漁撈調査

はじめに

北海道を代表するニシン漁業は、江戸時代から日本の経済を支えてきた主要な産業である。しかし、昭和32年を契機に終焉し、平成を迎えた今日、約40年の歳月と共に往時のニシン漁業を実証する漁業具、家屋の消滅は危機的状況にある。北海道の海岸にはニシン漁場の栄華を偲ばせる原風景すら確認することは難しい。

北海道留萌市は、江戸時代から蝦夷地有数の漁場であり、明治、大正、昭和はニシンの千石場所として栄えてきたが、現在、往時のニシン漁業を物語る漁場としては「因佐賀家ニシン漁場」を残すのみとなっている。ここにはニシン漁業、ニシン漁場の歴史、文化を伝える漁撈資料及び家屋群が残存し、また、ニシン漁場の景観が当時のまま保存されている。

「因（カクダイ）佐賀家ニシン漁場」は、弘化元年（1844）に留萌市礼受町の現在地で創業され、以来昭和32年までニシン漁が営まれてきた。所有者は青森県下北郡風間浦村大字下風呂75番地　佐賀平一郎氏であり、留萌市に管理人を置き、私費で管理、保管、補修に当たってきたものである。

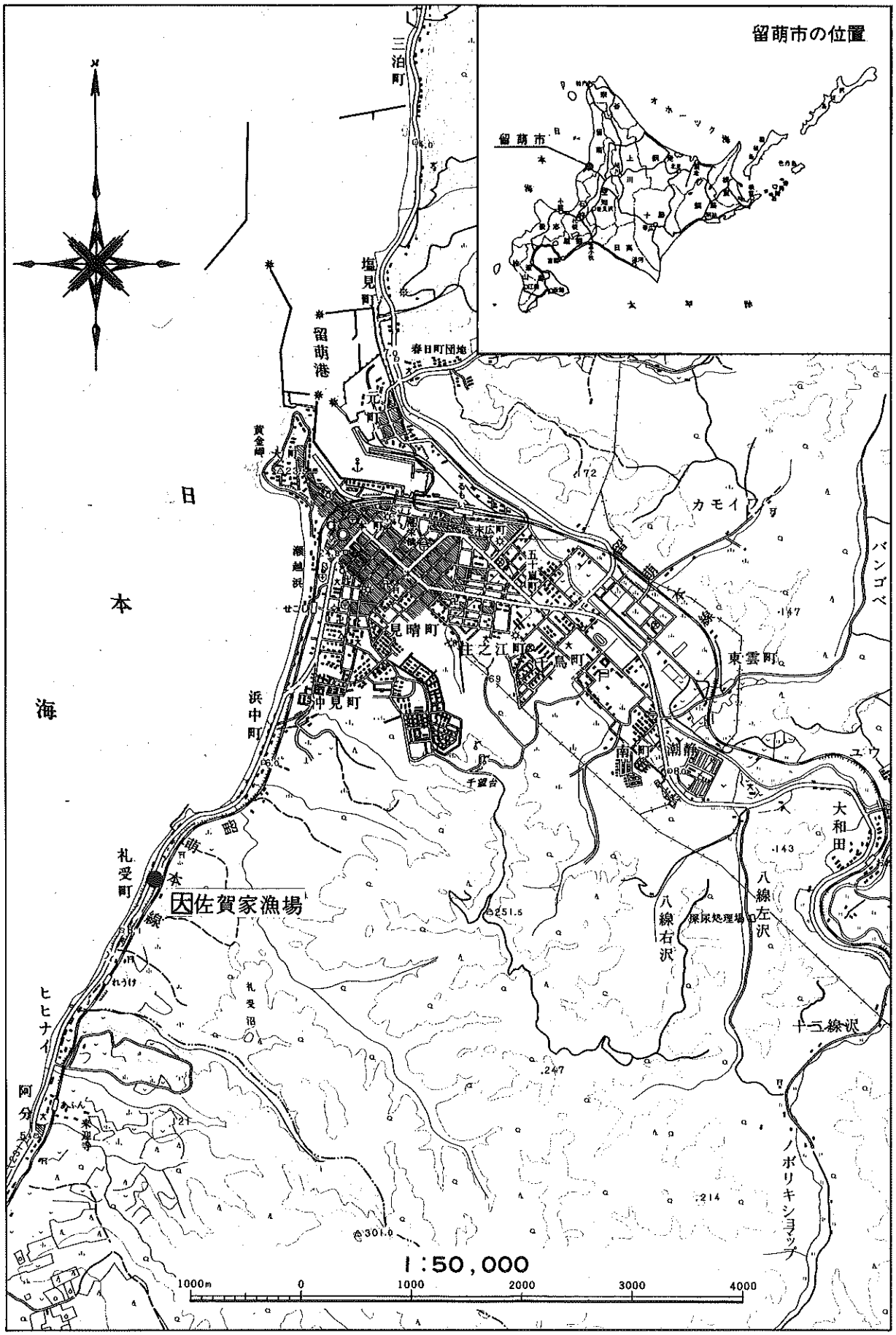
留萌市の位置
留萌市
三泊町
塩見町
留萌港
春日町団地
元町
黄金崎
日
本
海
瀬越浜
見晴町
住之江町
千鳥町
東雲町
浜中町
中見町
南町
潮静
カモイワ
バンゴベ
大和田
八線左沢
八線右沢
深尿処理場
十二線沢
ノボリキシヨマップ
札受町
因佐賀家漁場
札受沼
ヒヒナイ
阿分
1:50,000
1000m
0
1000
2000
3000
4000

第1図　調査地の位置

保管されている漁撈資料は、一つの漁場でニシン漁を経営するために必要な漁撈具（屋号入り）がすべて揃っており、保管状況も良好である。

また、海に隣接する敷地には、ヤン衆と呼ばれる労働者の居住空間と経営者の居住空間を合わせもった「番屋」の他、「船倉」、「網倉」、「製品保管倉」、「廊下」等のそれぞれの用途に応じて工夫された倉庫群、漁業信仰「稲荷社」等があり、往時のニシン漁場の姿を良く残している。

ニシン漁撈に関する同一漁場の漁撈資料（文書を含む）の保管は勿論のこと、往時のニシン漁場の形態を整えた建物群と敷地、景観が現存しているのは北海道内でも他に例がなく、全国的に見てもニシン漁撈の歴史、文化を統一的に知りうる唯一の文化財として重要である。

調査の目的

このように留萌市礼受町因（カクダイ）佐賀家漁場に現在残るニシン漁撈具は一漁場で使用されたニシン建網の一括用具としては現存する唯一のものであり、往時のニシン漁の全貌を伺い知ることの出来るものである。しかし、このニシン漁も昭和32年のニシンの来遊の途絶以来、歴史の中に埋もれていき、40年にならんという歳月はニシン漁に従事した人達をも記憶の中から消し去ろうとしている。もはやニシン漁に直接に関与した世代は高齢化し、北海道の主要産業であったニシン漁を語れる人間も少なくなってきた。また、往時あれだけニシン漁場が乱立していた日本海の沿岸には、その面影を偲ぶものさえ探し出すこともむずかしくなっている。

このような状況の中で佐賀家漁場に残された漁撈具、漁場景観は往時のニシン漁の姿を雄弁に物語ってくれる。この漁撈具の全貌と当時の民俗習慣を記録しておくことが、北海道に於ける往時のニシン漁の姿を後世に伝えていく唯一の方法と考えられる。この調査をもって、留萌地方のニシン漁のあり方を調査、記録、保存し、北海道のニシン漁の往時の姿を復元することである。

調査に至るまでの経過

佐賀家漁場所蔵のニシン漁撈具の存在については、一部の研究者には知られていた。しかし、その全容まではほとんど知られていなかった。筆者の一人である福士は昭和58年に当資料の存在を知り、当時管理人をされていた故山本茂克氏の好意により佐賀家漁場の各種建物群に所蔵されていたニシン漁撈具を実見させていただいた。その数量の多さ、種類の多様さには目を疑った。ただし、確実な種類と数量は量りきれなかった。資料は建物の内部に山と積まれていたと表現するしか方法がないほどのものだったのである。

しかも、道内のニシン漁業の痕跡がほとんど失われてしまった時期であったため、その重要性については充分認識できたのであった。その後も一貫して重要性を訴え続けたが、なかなか衆目の注目するものとはならなかった。しかし、漠然と「佐賀家の蔵には何かある。」という認識は一般にもたれていたようである。

昭和62年に「留萌市海のふるさと館」建設問題が浮上した時に、「佐賀家番屋」を資料館にという議論が沸き起こった。これは留萌のニシン漁を全面的にクローズアップする効果をもたらした。そして「因佐賀家番屋」もまた注目されることとなった。

これを受けて平成２年に留萌市教育委員会は専門の研究者の意見を聞くために当時北海道開拓記念館の専門学芸員であった山田健氏に調査を依頼した。その結果佐賀家漁場所蔵のニシン漁撈具については文化財としての重要性が認識され、一転して保護の方策が模索されはじめた。

それと共に、北海道教育庁生涯学習部文化課に佐賀家漁場所蔵のニシン漁撈具の重要性を訴えたと

ころ、文化庁文化財保護部伝統文化課の担当者に紹介の労をとっていただいた。その結果、文化庁文化財保護部伝統文化課の主任調査官天野武氏が来留され、佐賀家所蔵のニシン漁撈具を実見され、重要な民俗文化財であり、緊急の保護対策が必要であるとの見解を残した。これによって、所有者である佐賀平一郎氏と協議を重ねた結果、まず、資料の全体像を把握することが先決であるとの結論を得た。これに基づいて、資料の調査を行うことを決定し、方法について文化庁、北海道教育庁文化課と協議を重ねた結果、平成4年度より3ヶ年をかけて、ニシン漁撈具の調査を国費の補助を受けて次のように行った。

調査期間

平成4年度～平成6年度（3ヶ年）

平成4年度　ニシン漁撈調査1
　　漁撈具と漁撈方法の調査1
　　（船関係を中心にして）

平成5年度　ニシン漁撈調査2
　　漁撈具と漁撈方法の調査2
　　（網関係を中心にして）

平成6年度　ニシン加工方法の調査
　　ニシン加工用具と加工方法の調査

調査体制

平成4年度～6年度

調査主体者

留萌市教育委員会教育長	河野一義	（平成4年7月1日まで）
留萌市教育委員会教育長	菊池　健	（平成4年7月2日から）

事務局

教育次長	大川寿幸	（平成4年6月30日まで）
〃	鈴田繁一	（平成4年7月1日から平成5年3月31日まで）
〃	石橋敏弘	（平成5年4月1日から）
佐賀家番屋文化財調査室長	今野啓吾	（平成6年3月31日まで）
〃	鹿内紀彦	（平成6年4月1日から6月30日まで）
〃	街道喜一	（平成6年7月1日から）
佐賀家番屋文化財調査室	佐々木昭雄	（平成4年6月30日まで）
〃	辻脇政憲	（平成4年7月1日から平成5年3月31日まで）
〃	笠松教志	（平成5年3月31日まで）

調査指導

北海道開拓記念館

資料調査課長　山田　健

調査責任者

佐賀家番屋文化財調査室　福士廣志

調査員

佐賀家番屋文化財調査室	益田克己	
	運上光彦	
	高橋明雄	（平成4年度）
	今野啓吾	（平成6年4月1日より）
調査補助員	高橋勝也	（平成6年4月1日より）
	佐賀勇夫	（平成4～6年度）
	関実	（平成4～6年度）
	斉藤勇	（平成4年度）
	加藤繁幸	（平成5年度）
	街道教喜	（平成5年度）

調査方法

調査は礼受地区に残存する因（カクダイ）佐賀家漁場に残されていたニシン漁撈用具を中心に、その形状、使用法等を記録することに重点を置き、因佐賀家漁場に残されていた漁場関係の文書等を用い、また、ニシン漁に従事した人たちの聞き取りを通して、留萌礼受地区のニシン漁の創始から終末に至るまでの変遷を記録することで礼受地区のニシン漁の全貌を明かにしようと試みた。

（益田　克己）

第2章　調　　査

第1節　北海道及び留萌における鰊漁

北海道における鰊漁の始まりは、明確ではない。北海道の先住民であるアイヌの人たちが鰊を漁獲していたことはほぼ間違いのない事実である。アイヌ語で鰊のことは「ヘロキ」または「エロキ」というが、この鰊の名前のついた地名が北海道各地に残っていることからも類推できる。例えば厚田郡浜益村や古宇郡泊村などに見られる「ヘロカルウシ」という地名は「ヘロキ・カル・ウシ（ニシン・捕る・いつもする）」であり、ニシンをいつも捕っていた場所につけられたと考えられる。また、北海道西海岸のアイヌの人たちはニシンのことを「カムイ・チェップ（神の魚）」と呼んで一般にカムイチェップと呼ばれる鮭と同等の取扱をしている。これは西海岸のアイヌの人たちにとってニシンが重要な食料としての位置付けがあったものと考えられる。ただ、まだその漁法はタモ網ですくい捕る単純な漁法であった。まだ、製品としてのニシンではなく、自家食料としての域をでていなかったものと考えられる。

和人の鰊漁の始まりとしては、伝説的な話として文安4年（1441）に陸奥の馬之助が松前の白符村に来て鰊漁に従事したという記録が見える（註1）。しかし、どのような漁法によるものかも判然としないばかりか、漁業という産業の形をなしていたかも明確ではない。

本格的にニシン漁が漁業としての産業の形をとるのは、江戸時代に入ってからである。慶長年間に入ると6年（1601）に邇志郡突符村でニシン漁が始まり、19年（1614）には福山（松前）の八木八右衛門が西蝦夷地の小樽内（小樽市）に来てニシン漁を始めたという記録がある（註2）。また、寛文7年（1667）には「敦賀郡誌」中の「寛文七年雑記」に松前より敦賀向けの移出品の中にニシン、数の子の名前があげられており、また、寛文9年（1669）「津軽一統志」の中に西蝦夷地からの水産物としてニシン、数の子の名前があげられている。既にニシン加工品が商品として価値を持つようになっていたと考えられる。

蝦夷地でのニシン漁は江戸初期の段階では松前藩の本領内に限られていた。つまり、西は熊石、東は亀田（函館市）までの海岸線であり、松前藩では領内の漁民に亨保年間まで蝦夷地でのニシン漁は厳禁していた。これは寛文9年～12年（1669～1672）におこったシャクシャインの戦いの後だったため、和人とアイヌの人たちとの直接的な接触を避ける狙いがあったものと思われる。ところが元禄年間に入ると松前本領の漁民の中に熊石以北の西蝦夷地に出稼するものがあらわれた。これは松前本領での不漁と人口の増加が漁民の生活を圧迫し、禁制を破るものが続出したからである。松前藩は元禄4年（1691）熊石村以北への追鰊を禁止したが、漁民の西蝦夷地への出稼は留まることを知らなかった。

ただ、松前藩の財政は当時定着しつつあった場所請負制による運上金と松前本領のニシン漁によって支えられていたといってもよい。当時ニシン漁は東の函館方面から徐々に薄漁の傾向が見られるようになってきており、本領内の漁民の追鰊への期待も高まって来ていた。そのため、松前藩は亨保4年（1719）に西蝦夷地のうちでも近場所といわれる磯谷、歌棄までの追鰊を緩和した。また、今までニシン取り船1隻砂金1分宛を徴収していたものを改め、漁獲高の15分の1を鰊役として徴収することとした。

元文年間に入ると蝦夷地の場所請負制度（註３）が完成し、蝦夷地が各場所に振り分けられると共に和人商人の大規模な漁場経営が浸透してくる。そして、西回りの航路を主として本州の流通経済の中に蝦夷地も組み込まれ、蝦夷地産物の販路も全国に拡大していく（註４）。鰊製品も例外ではなかった。享保２年の「松前蝦夷記」には鰊製品として端鰊（胴鰊）、鰊身欠、鰊披、干鰊がみられ、鰊製品の大概の製品が出そろっている。このため、鰊の需要が全国的に増し、追鰊と共に漁獲高も増し、松前本領の経済の中に占める位置も高まっていったと考えることができよう。このころ、本州への蝦夷地産物の積み出しは福山、江差の両港に限られ、ニシン漁期のにぎわいは「江差の春は江戸にもない。」といわれるほどになっていた。

ところが、安永５年（1776）に福山が凶漁となり、天明２年（1787）江差が薄漁となり、追い討ちをかけるように同年に始まる大飢饉が全国を襲った。このため、奥羽地方の流民が松前に大量に流れ込んできた。松前地の漁民は生活のため西蝦夷地へ大量に追鰊におもむくようになり、寛政５年（1793）１か年に限り積丹半島を越えて、石狩までの追鰊が許可された。しかし、翌年にはセタナ（瀬棚）からオタスツ（歌棄）の間も不漁になり、積丹半島を越えての出稼漁民の追鰊はとどまることはなかった。

また、このころより、場所請負人によるニシン漁への大網の使用が多くなる（註５）。松前藩は従来ニシン漁は差網によるものしか認めず、出稼漁民は総て差網による鰊漁であった。ところが、これら漁民は引き続く鰊不漁の原因を、場所請負人による大網を使った大規模な漁法にあるとして、松前藩に訴え、寛政２年（1790）、文化４年（1807）に鰊大網の禁止令がだされた。しかし、文化４年江差地方の鰊回復、文政６年（1823）に福山地方の鰊が回復することにより、この禁令もほとんど意味をなさず、場所請負人は公然とニシン漁に大網を使いつづけた。

また、奥地への松前漁民の追鰊を一層促進したのは、一つには天保３年（1831）に始まる奥羽の大飢饉である。この飢饉のため、松前にさらに移住者が増え、和人労働力が増加したことと、それと対照的に各請負場所の労働力であったアイヌ人口の減少があげられる（註６）。これにより、場所請負人は場所経営の労働力として、アイヌ労働力に代わる和人労働力の確保を求められており、場所請負人と飢饉難民の利害が一致したといえる。ちなみに文化４年（1807）に３万人台だった和人人口が嘉永６年（1853）には倍増し６万人台にのっている。

もう一つは鰊加工品の中でも鰊絞め粕に代表される鰊肥の需要の増大であった。19世紀後半、各地で藩の奨励の元、商品作物の栽培が活発化する。これらの作物の栽培は大量の肥料の消費が大前提であり、そのため、魚肥が大きくその需要を伸ばした。最初は鰯の干鰯が魚肥の大部分を占めていたが、享保期以降の高騰により、相対的に安く、豊富な鰊肥に注目され始めた。そして、北前船の活動の活発化や蝦夷地における場所請負人による大規模な漁法の展開と共に関西市場へ鰊肥が本格的に流入し始めるのが、文化、文政期のことといわれる。そして、この干鰯に代わる鰊肥が関西市場に一般化してくるのは天保中期以降である（註７）。関西を中心に瀬戸内地方、日本海側で鰊肥の干鰯に対する比率が逆転していくのである。鰊肥地帯が北前船の航路と重なることは良く知られているところである。

このような情勢の中で、鰊に対する商品としての相対的価値が上昇し、福山、江差地方の鰊不漁が解消した後も鰊を求めて漁民の北上は続いた。天保４年には鰊漁獲高が福山市中の前浜並に追鰊取揚高９万1,480束、同東在６万3,441束、同西在３万6,984束、合計19万1,905束となり、追鰊の生産力を無視するができないほどになった。松前藩では天保７年フトロ場所（太櫓）よりクトウ場所（久遠）迄を追鰊の二八場所とし、更に天保11年（1840）ハママシケ（浜益）以北の出稼も許可し

た。これ以降は西蝦夷地の鰊漁場の総てにわたり漁民の出稼が始まり、和人の入り込みが激しさを増していった。

和人出稼が奥地まで拡大することにより、出稼の漁民の中にも鰊漁に大網を使用して大量に鰊を漁獲するものが増えてきた。奥地の漁場へ行けば行くほど鰊漁の主役は差網から大網へと変わっていったのである。奥地の場所請負人も大網を使用する漁法を奨励した。それは、出稼漁民が場所請負人の許可を得て追鰊をするばあい、漁獲物の2割を場所請負人がとり、後の8割が出稼漁民の取り分となった。それで、これら漁民のことを二八取と称した。このため、松前藩では天保14年（1843）に再度大網の禁止をしたが、翌、弘化元年には西蝦夷地場所請負人一同が連署で大網の使用許可を請願し、条件つきながら認められた（註8）。従来大網とは笊網のことをさしていた。しかし、嘉永3年に歌棄で佐藤三右衛門が行成網を始めるとその効率の良さから西蝦夷地では急速にこの行成網が普及し始める。これにより一層の大量漁獲が可能となり、その加工処理には大量処理が可能な鰊絞め粕の生産が主力となっていった。これら行成網の使用は従来からの鰊差網業者を圧迫した。安政元年（1854）再度松前藩は大網使用の禁止をおこなったが、これに従うものはいなかった。この年は江差地方が大凶漁であった。このため、翌年春乙部から熊石までの8か村の漁民約500人が数十艘の漁船に乗組、西蝦夷地古平に至るまでの各場所で大網を切断してまわった。これを網切り騒動という。安政3年（1856）、この解決には箱館奉行が乗りだし、大網の使用を禁止すると従来の漁獲を維持できないばかりか、出稼人の大減少をもたらし、幕府の蝦夷地開拓の趣旨に反するとのことで、3～5年間大網を使用させて、鰊来游との関係を調べ、万一凶漁があれば漁民を救済する方針を建てた。そして、大網一統につき冥加金3両を課し、1,500両の冥加金のうち1,000両を8か村の漁民の救済基金とした。しかし、大網の使用が鰊の来游量と関係のないことが判明し、万延元年（1860）永久に大網の使用を許した。

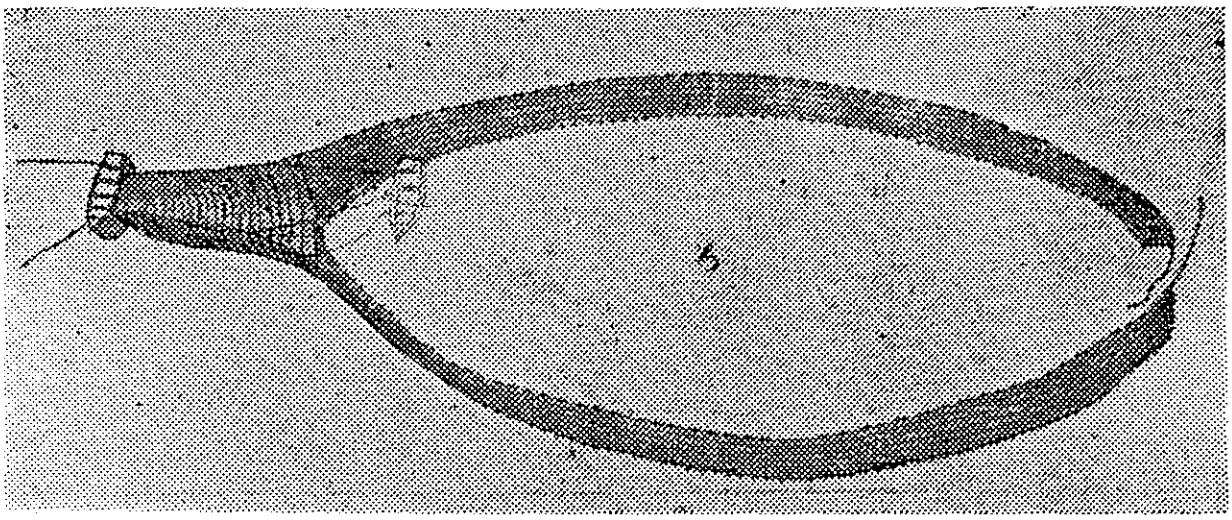

第2図　ざる網の図（北海道水産調査予察報告）

大網のなかでも笊網は巻網の1種であり、漁獲の際に騒音をたてることから、音に敏感な鰊の来游を妨げるということが欠点であった。しかし、建網である行成網はこの欠点を補い、1ヶ統の漁獲量も増加したため、嘉永年間に急速に西蝦夷地一体に広まり、鰊漁法の主流となった。この建網の改良と共にもう一つ大きな漁法の改良があった。枠網や袋網、吊袋の発明である。建網漁の際に一度鰊の群来が始まると漁獲した鰊をその都度陸へ運んでいたのでは鰊の群来が終わってしまう。

そこで、考えだされたのが前記の網である。「詰袋」は嘉永年間古宇場所で始めて使用された。袋は漁獲した鰊を陸揚げするのに用い、建網1統に5ないし8個用いた。袋網は南部の漁夫吉兵衛が嘉永4年美国場所で始めて使用し、落し袋と繰込袋の2種類があり、落し袋は魚を入れて浅い海底に沈め、繰込袋は海岸の浅い所へ船で引いてきて投げておくものである。枠網は安政3年（1856）に古平場所群木村番屋の秋元某が発明したと言われている。これは木材で枠を組み、これに網を吊るして袋状にしたもので、行成網で漁獲した鰊をこれに誘導して貯え、後に汲み船で汲みだして陸に運搬するように工夫されたものであった。だが、この枠網も海中に雑音を発生し、音に敏感な鰊の群来を妨害することから、1、2年後には同じ場所の白岩八右衛門が船の底に袋網を吊るす方法を考えだした。そして、其の後はこの枠網が鰊漁獲法の主流になっていった。

この時期の鰊産額をみると嘉永元年（1848）には西蝦夷地の鰊生産額は12万2,457石で、安政元年（1854）には24万2,116石とわずか6年の間に産額が倍増していることがわかる（註9）。

以上のような鰊漁の歴史のなかで、留萌にも鰊漁の歴史が展開されるに至った。これ以降は留萌の鰊漁から鰊漁の歴史を考えてみたい。

ルヽモッペ場所の創始は慶長年間ともいわれるが、場所請負人がルヽモッペ場所を請け負って本格的な場所経営を行うようになったのは寛延3年（1750）のことである。初代村山伝兵衛がルヽモッペ場所の請負人となり漁業を営むようになった。この寛延年間は松前鰊の諸国への販路が拡大してきた時期と符合する。しかし、村山伝兵衛の没落と共に請負人が変わり、天明7年（1787）に6代栖原角兵衛がルヽモッペ場所の請負人になり、代々栖原家の請負場所となった。この当時の主なルヽモッペ場所の産物は、天明年間に記された「蝦夷地案内記録」には鮑串貝、魚油、鮫売、いりこ、鰊、干鱈、鮭、鱒、鯨、熊皮があげられている（註10）。ただ、運上金は秋味運上とあり、鰊もあったが鮭が主役であったことがわかる。

ルヽモッペ場所で鰊が主役となるのは、天保11年（1840）のハママシケ（浜益）以北の鰊出稼が許可されてからであろう。鰊出稼が最初に留萌に入るのは、記録に残っているものとしては、礼受因（カクダイ）佐賀平之丞で弘化元年（1844）のことである。但し、当時松前に人別のないものは鰊漁業を営むことができなかった。そのため松前の因（カクダイ）田中藤左衛門の名儀を借りて漁業に着手したという。（註11）

これから安政元年にいたる10年間の記録が未だ未見であるが、栖原家旧記書類（註12）から安政年間以降のルヽモッペ場所の動きを見てみる。

安政元年（1854）には

一　鯡取家族3軒此人別男85人
　　但当場所漁業中罷在候得共秋味に至り居村に被引取申し候

一産物　春鯡　　三千四百石位　　運上屋
　　同　　千八百石位　　出稼3ヶ所荷物〆高

とあり、

安政2年の4月に宗谷詰の役人に提出した書類によると

一　出稼者　唐津内澤町藤左衛門　　外雇三十六人
　　唐津内町五三郎雇船頭久蔵外三十三人
　　泊川村久右衛門外雇入四十六人

一　昨年寅年産物出高



レウケの□印の私領中より出稼人の中に因
（カクダイ）佐賀家の鍊場があるはずである。

第３図　西蝦夷地場所絵図（江差町史資料編第１巻付図－安政６（1859）年）

春漁　　九百四十石
同　　千七百石
但二八取漁事高

とある（註13）。

つまり、安政元年の鰊取家族３軒は２年の書上にある３家族のことをさしており、その中の唐津内澤町藤左衛門の漁場は、当時松前に人別のあるものしか漁場を開くことができなかったために、佐賀家第八代平之丞が藤左衛門の名儀を借りて漁場経営をなしたものと考えられる（註14）。

続いて安政４年になると出稼人が13軒、翌５年16軒、６年48軒、文久元年53軒、と急激に鰊出稼が増加の一途を辿る。また、鰊の漁獲高は安政４年、運上屋分2,058石、出稼分3,402石。安政５年運上屋分2,998石、出稼分7,059石。文久元年運上屋分4,957石（他の生産物を含む）、出稼分10,782石（鰊のみ）で年々出稼の生産力が運上屋直営分を凌ぐようになっていた。

表１　江戸時代末のルルモッペ場所の鰊生産高（安政元年～慶応３年）

年	鰊取り出稼ぎ軒数	運上屋分鰊出産高（石）	出稼ぎ分鰊出産高（石）	場所鰊出産高
安政元年	3	940	1,700	2,640
安政２年	3			
安政４年	13	2,058	3,402	5,460
安政５年	16	2,998	7,059	10,057
安政６年	48			
文久元年	53	4,597	15,379	19,976
文久２年				
文久３年		2,372	7,947	10,319
慶応３年	73	2,500	7,500	10,000

＊註１２「旧記書類写　留萌」より作成

また、安政４年の鰊釜の員数調べによると、運上屋分が56枚、出稼分が110枚。安政５年には運上屋分は変わらないが、出稼分が173枚と数では運上屋の２倍から３倍と増えつづけているのがわかる。また、１人で26枚と相当数の釜を持つ藤左衛門のような有力な出稼人も現われてくる（註15）。

一釜員数書上

巳年

枚

ルヽモッペ運上屋	一六		
ヒラ番屋	一二		
ウシヤ番屋	一二		
四ヶ所出張	一六		
〃	五六		
出稼人			
藤左衛門	二六		
五三郎	一一		
伝四郎	二〇		

午年

ルヽモッペ運上屋	一六		
ヒラ番屋	一二		
ウシヤ番屋	一二		
四ヶ所出張	一六		
〃	五六		
出稼人			
藤左衛門	二六		
五三郎	一四		
伝四郎	二〇		
儀十郎	一一		

		治郎吉	一五
喜六	一四	喜六	一四
弥之吉	六	弥之吉	一四
四郎治	八	四郎治	八
利右衛門	四	利右衛門	四
喜八	一	喜八	一〇
四郎治	四		
久右衛門	一二	久右衛門	一二
治右衛門	一	治右衛門	四
由右衛門	一	由右衛門	七
		半七	六
		甚作	一
与市	二	与市	三
計	一一〇		一七二

また、文久3年の建網笊網員数調べによると、次のようになっている（註16）。

○文久三年建網笊網員数

一建網九統	ルゝモッペ二、アフシラリ一、ウシヤ一		
	レウケ一、ヒラ一、ヲニシカ一、		運上屋
	ヤムワッカナイ一、チヤシウンナイ一、		
一笊網四統	ルゝモッペ一、ヒラ一、		
	ウシヤ一、レウケ一、		同
一建網二統	アフシラリ	松前枝ヶ崎	伝四郎
一笊網一統	〃		同
一建網三統	アフシラリ、リシシユマナイ	唐津内町	半兵衛
	ナヨサニ		
一笊網一統	アフシラリ		同
一建網三統	チヤシユンナイ二統		
	サントマリ二統	同	五三郎
一笊網一統	チヤシユンナイ		同
一建網一統	フンカルラシイ	同	栄太郎
一笊網一統	〃		同
一建網五統	フレシユマナイ二、ヲン子ナイ一	唐津内澤町	藤左衛門
	ヤムワツカナイ一、ウシヤ一		
一笊網二統	同		同
一建網四統	アツカルシナイ、ヲン子ナイ	東仲町	喜六
	セムシ、ウシヤ		
一建網一統	セムシ	唐津内助次郎鯡場	豊治
一同	セムシ	江差茂内	甚吉
一同	セトカシ	小松前町作蔵鯡場	金作

一同		ムリクタウシ	永住	又蔵
一同		カキ	松前生符町	次郎吉
一同	二統	トヱタシナイ レヘセ	箱館神明町	長右衛門
一同	一統	レセヘ	唐津内町	甚右衛門
一同		レセヘ	熊石村	吉郎左衛門
一同		レセヘ	小沢吉兵ヱ内仕 利助	
一同	三統	サントマリ、ウシヤ ホントマリ	松前根森村	富太郎
一同	一統	レセヘ	函館銭亀澤	菊蔵
一同		リンナイ	永住	太左衛門
一同	二統	サントマリ、レウセ	江差泊村	喜八
一同	一統	ヱンルモカ	泊川町茂左衛門鯡場	豊吉
一同		テントカリ	伝作沢町	松五郎
一同		テントカリ	博知石町藤兵衛鯡場	松太郎
一同		テントカリ	福嶋村	庄治郎
一同		テントカリ	伝作沢町	三太郎
一同		テントカリ	福嶋村	繁治郎
一同		テントカリ	同	清左衛門
一同		テントカリ	同	保蔵
一同	四統	オニシカ二、テントカリ一、 ヲタニコロ一、	泊川町	武兵衛
一同	一統	トンナイ	大松前町	豊治郎
一同	一統	ニオトマリ	大松前町	八十吉
一同		ニオトマリ	生符町喜三郎鯡場	庄太郎
一同		ニオトマリ	永住	次左衛門
一同		オニシカ	生符町	喜兵衛
一同		オニシカ	上野町七十郎鯡場	金治郎
一同	二統	テントカリ二	福嶋村	金重郎
一同	四統	テントカリ二、オニシカ ヲタニコロ	上野町	七十郎
一同	二統	ヲン子オニシカ	泊川町	久右衛門
一笊網一統		オン子オニシカ		同
一建網一統		チヤシユンナイ	大松前町	嘉重郎

〆八拾四統　内　建網　七拾三統
笊網　十一統

亥四月　　ルヽモッペ運上屋
御役所

運上屋分は建網９統、笊網４統の計13統。出稼分は建網63統、笊網７統で計70統を数える。経営網数の多いものをあげると、最高が唐津内澤町藤左衛門で建網５統、笊網２統の計７統で、次が４統を経営するもの５人、３統が４人、２統が３人、１統が24人となっている。このように天保11年にハママシケ（浜益）以北の鰊出稼が許可されて以来、奥地場所のルヽモッペにも出稼の波が押し寄せてきた。それも天保11年の解禁から安政２年まではわずかに３軒の出稼しかなく、安政４年以降ににその数が急激に増加をするという傾向を示している。それにつれルヽモッペ場所の出産高も飛躍的に増えていった。その中には出稼から永住へと道をたどったものもあった。文久３年の建網笊網員数の経営者はほとんどがが出稼であり、永住のものは３人しかいない。しかし、慶應３年になるとルヽモッペ永住人別は19軒男31人、女34人計65人であり、出稼者は54軒男1,264人女100人計1,364人となる。しかし、このころにはルヽモッペ出稼者の鰊生産高も頭打ちになり、7,500石位が平年漁となった（註17)。

ここですこし、当時の政治情勢について概観してみたい、蝦夷地は江戸幕府成立以来松前藩の支配下にあったが、外国船の度重なる渡来や、ロシアの千島樺太進出という国際情勢によって、寛政11年（1799）に東蝦夷地知内川以東から知床、南千島までを松前藩より上知し、文化４年（1807）には西蝦夷地、松前地をも上知し、蝦夷地全島が幕領となった。そして、蝦夷地の経営は箱館奉行が管轄した。しかし、松前藩の執拗な復領運動とロシアの脅威が欧州の政治情勢の影響で一時的になくなったこともあって、文政４年（1821）に全島を松前藩に返還した。しかし、箱館奉行の行った蝦夷地の改革はこの松前藩の復領とともに旧に復し、幕府の蝦夷地経営は失敗に終わった。その後嘉永６年（1853）にペリーの浦賀来航、プチャーチンの長崎来航、ロシア海軍士官ネヴェリスキーの樺太クシュンコタン占領など、俄かに北方情勢が緊迫し、翌年には日米和親条約、日露和親条約の締結となり、安政２年再度蝦夷地が上知され、東北諸藩へ蝦夷地警衛のため出兵が命じられた。更に安政６年には蝦夷地を東北６藩にを分与し、蝦夷地開拓を行わせることとした。ルヽモッペ場所は庄内藩の領地となった。この東北諸藩の蝦夷地開拓も戊辰戦争、明治維新と続く幕末の流れの中に抛棄されるに至った。

戊辰戦争の影響により、鰊漁は明治元年は生産はあったものの、荷物の積み取船が蝦夷地には来なかったせいもあって、鰊製品の価格が暴落し、漁民は困難を極めたという。しかし、資金力のあるものはこれを買置きし利益を得た者もあった（註18)。また翌年は箱館戦争等の影響で本州との航路が途絶え、出稼人が来れなかった。ただ、鰊は大漁で値段も騰貴したという。また、この年の７月に明治政府は開拓使を設置し、８月蝦夷地を北海道と改め11国86郡を置いた。９月には従来の場所請負人を廃止したが、10月には名称を漁場持ちと改称し、従前の通り経営を認めた。また、明治維新前は松前に人別のある者しか出稼を認めなかった。そのため南部津軽辺の者は松前の人の名儀を借りて出稼をしていた。そして、この名儀借賃を名代金として納めていたが、この年これが廃された（註19)。

明治９年開拓使は漁場持として従来通り場所の経営をしていた旧場所請負人に対して、漁場持を廃止し、鰊漁場は開放されて営業は自由になり、志願者に漁場を割渡す旨布達す。この結果明治10年新規漁業が開始され、留萌の漁場拝借者は礼受31統、留萌30統、三泊51統の計112統であった（註20)。しかし、開拓使は漁業資本が乏しい漁業者が多く、その経営に支障があったため、明治11年漁業資本の貸与を決め、札幌本庁管内３万円、函館・根室支庁管内各１万円を年１割２分で漁業者に貸与した。この利息のうち５分は官において徴収し、６分を資本として積み立てた。このお陰で漁業へ従事する者が増加したという（註21)。

表２　留萌郡水産物収獲統計より鰊生産物統計（明治５年～大正６年）

単位（石）

年号	鰊絞粕	鯡絞粕	胴鰊	笹目	白子	外割鰊	背割鰊	塩鰊	身欠鰊	鯡	塩鯡	鰊油
Ｍ５	30,038.28	53.34	949.70			60.03			512.96			
Ｍ６	27,429.80		825.01			64.19			545.12			
Ｍ７	33,937.35		1,084.96			67.67			595.38			
Ｍ８	27,465.62		1,142.61			71.42			672.02			
Ｍ９	32,527.82		1,088.26			120.30			644.90			
Ｍ１０	32,160.37		802.63			97.54			449.08			
Ｍ１１	24,525.52		700.04			97.38			376.47			
Ｍ１２	37,662.40		756.90			130.83			418.79			
Ｍ１３	36,950.41		815.19			178.15			422.67			
Ｍ１４	38,775.67	162.73	704.51			150.25			376.11			
Ｍ２３	69,905.00		1,622.00	604.00	580.00	298.00			970.00	841.00		1,289.00
Ｍ２４	73,437.00		1,889.00	345.00	323.00	240.00			1,098.00	243.00		1,534.00
Ｍ２５	44,358.00		2,405.00	411.00	310.00	230.00			1,410.00	292.00		966.00
Ｍ２６	58,353.00		2,980.00	527.00	417.00	648.00			1,761.00	403.00		1,216.00
Ｍ２７	56,192.00		3,505.00	79.00	481.00	211.00			2,065.00			752.00
Ｍ２８										592.00		
Ｍ２９	24,905.00	1,429.00	2,595.00	539.00	480.00		437.00		1,527.00	208.00		335.00
Ｍ３０	62,471.00	298.00	2,950.00	1,093.00	737.00	23.00	448.00		2,129.00	250.00		305.00
Ｍ３１	23,500.00	25.00	1,385.00	470.00	550.00		280.00		1,650.00	170.00		505.00
Ｍ３２	33,830.00	150.00	3,409.00	300.00	245.00	100.00			1,955.00	52.00		1,652.00
Ｍ３３	51,677.00		2,658.00	571.00	565.00	32.00	10.00	130.00	2,741.00	456.00		1,348.00
Ｍ３４	53,500.00	20.00	2,800.00	220.00	25.00	275.00	20.00	150.00	1,513.00	30.00		900.00
Ｍ３５	67,300.00	60.00	3,448.00	91.00	47.00	32.00	32.00	240.00	1,947.00	47.00		1,028.00
Ｍ３６	46,754.00	30.00	2,408.00	290.00	168.00	16.00	16.00	120.00	1,186.00	36.00		1,020.00
Ｍ３７	30,808.00		2,680.00	336.00	180.00			150.00	556.00	222.00		1,350.00
Ｍ３８	26,101.00	89.00	1,870.00	605.00	403.00	25.00	25.00	130.00	888.00	417.00		1,244.00
Ｍ３９	24,284.00		3,400.00	697.00	444.00	20.00	20.00		1,622.00	608.00		1,101.00
Ｍ４０	20,334.00	35.00	2,362.00	293.00	249.00	25.00	25.00	80.00	852.00	464.00	20.00	573.00
Ｍ４１	47,960.00		2,501.00	443.00	284.00	150.00	150.00	90.00	946.00	480.00	20.00	1,302.00
Ｍ４２	20,528.00		1,728.65	464.50	149.80	5.00			887.00	263.23	20.00	1,197.00
Ｍ４３	9,292.50		1,167.00	261.00	129.00				955.00	449.00		1,295.75
Ｍ４４	15,458.00		1,322.00	161.00	141.75	47.50	47.50		1,105.90	30.60		591.00
Ｍ４５	28,486.80		488.80	563.65	313.70	20.00	20.00		1,371.80	330.20		982.00
Ｔ２	30,595.50		1,934.75	564.00	257.25	60.00	60.00		1,555.00	335.25		1,461.25
Ｔ３	26,100.00		2,054.00	647.00	370.00	30.00	30.00		1,139.50	509.25		1,018.88
Ｔ４	27,605.50		3,166.20	817.70	550.25	21.25	21.25		1,745.15	710.65		1,346.75
Ｔ５	26,393.80	156.00	3,940.60	947.10	565.20	20.00	20.00		2,070.10	597.00	17.50	1,459.20
Ｔ６	3,277.20		1,152.58	337.80	280.20	3.00	3.00	7.50	615.10	33.50	6.25	183.00

＊明治５年～１４年　「開拓使事業報告」　２３年～２６年　「北海道勧業年報５～８」　２７年～　「同年報９～１３、１５～１９」
「同拓殖年報１９」「同統計書１８～２９」により作成。

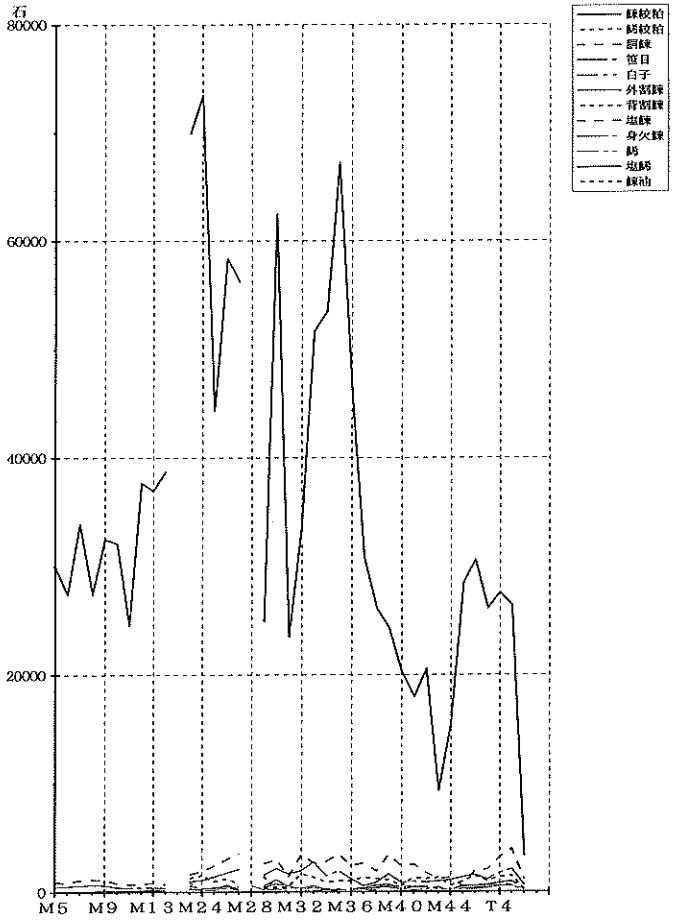

第４図　留萌郡鰊水産物統計（明治５年～大正６年）

明治10年から20年の間は漸次漁獲量は増加し、北海道鰊の漁獲高は年平均60万石～90万石の間を推移してきた。第２表及び第４図の留萌郡水産物統計によると代表的な鰊絞め粕の生産高は明治５年約30,038石だったものが明治14年には38,775石と増加してしている。明治15年から明治23年の統計が欠如しているが明治23年には69,905石、明治24年73,437石と倍増している。

この間、北海道は明治15年開拓使の廃止、札幌、函館、根室三県の設置、明治19年の北海道庁の設置と政治的にはめまぐるしく変転した時代であった。北海道の統一的な行政機構が北海道庁の設置という形で完成を見たため、水産関係にも多くの改革がなされた。明治19年３月９日、肥料魚粕荷造法を定め、従来まちまちであった１俵の重さを正味20貫目とし、縄莚の用法を規定した。11月24日には漁業組合準則を管内に布達した。翌20年には、３月31日北海道水産税則公布水産物の現品税を廃止し、金納に替え、水産税の徴収を円滑にするために５月２日水産物営業人組合規則を公布し、21年には全道の漁場実測に着手し、これまで許可されていた漁場の実態像を把握に勤めることとし、従来から堪えない漁場間の紛争の調停に役立てようとした。この漁場実測が完了するのは明治35年のことである。明治22年には全道の水産予察調査に着手し、明治25年「北海道水産予察調査報告書」として刊行した。

留萌でも明治20年１月１日留萌郡留萌村・三泊村・礼受村漁業組合を設立し、留萌戸長役場内に事務所を設置した。当時の組合員数は162人、建網業者（鮭、鱒定置を含む）36人、差網業者36人、その他92人であった。建網数は鰊建網63統（但し行成網）、鮭建網12統（角網６統、行成網６統）、鱒建網６統（行成網）であり、差網は615放であった。

次に当時の建網漁業者及び統数をあげる（註22）。

表３　留萌漁業組合業種別業者数（明治20年より明治45年）

年	建網業者	差網業者	地曳網業者	その他漁業者	合計
Ｍ２０	36	36		92	162
Ｍ２１	46	104		101	251
Ｍ２２	50	115		101	266
Ｍ２３	52	225		206	483
Ｍ２４	55	215		237	507
Ｍ２５	56	225		246	527
Ｍ２６	57	203		223	483
Ｍ２７	52	210		211	473
Ｍ２８	50	251		341	642
Ｍ２９	58	262		221	541
Ｍ３０	54	265		360	629
Ｍ３１	54	215		471	740
Ｍ３２	53	233		505	791
Ｍ３３	51	221		573	845
Ｍ３４	55	223		565	843
Ｍ３５	49	334		298	681
Ｍ３６	47	358	5	281	686
Ｍ３７	60	401	5	334	800
Ｍ３８	62	439	12	423	936
Ｍ３９	61	567	12	431	1,071
Ｍ４０					
Ｍ４１	61	400	24	425	909
Ｍ４２	58	537	17	394	1,006
Ｍ４３	61	445	22	539	1,067
Ｍ４４	58	408	14	425	905
Ｍ４５	60	299	27	454	840

＊「留萌漁業沿革史」より作成

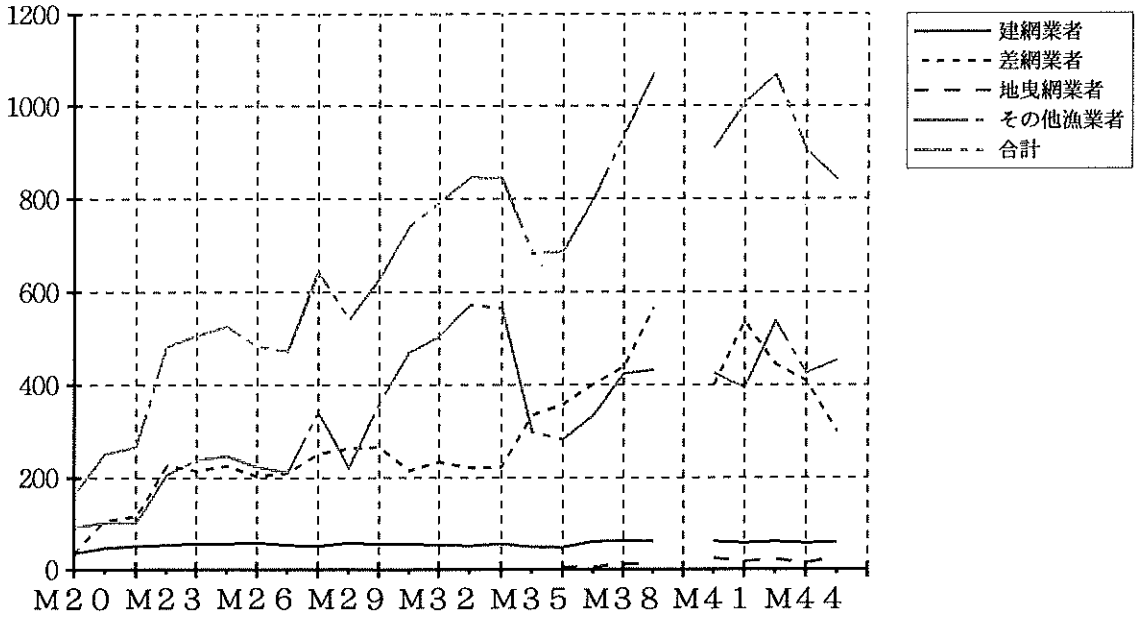

第5図　留萌漁業組合業種別業者数（明治20年～明治45年）

設立当時ニ於ケル顕著ナル建網漁業者及統数

一　鰊建網	弐拾統		栖原角兵衛
		右代人	山本又三郎
		〃	祐川石太郎
		右代人	工藤源右エ門
一　鰊建網	六　統		岩田金蔵
		右代人	岩田圓蔵
		七　統	五十嵐綱吉（綱治）
		参　統	佐賀庄四郎
		壱　統	林　長右エ門
		仝	村井宇之作
		仝	船木圓助
		仝	伊藤彦四郎
		仝	二本柳亀吉
		仝	大丸文次郎
		仝	鈴木市五郎
		仝	村田佐吉
		仝	上田藤吉
		仝	二木安太郎
		仝	小山仁太郎
		仝	佐賀伊三郎
		仝	佐賀福治
		仝	小関兼吉
		仝	八嶋弥惣兵エ

	仝	鎌田直枝
	仝	鈴木清吉
	仝	竹谷藤蔵
	仝	村井松三郎
	仝	三国藤吉
	仝	葛西嘉一郎
	仝	畠山喜八
	仝	瀬川惣十郎
		四戸甚助
	仝	木下定蔵
	仝	佐賀庄五郎
	仝	松木松蔵
	仝	大橋卯三郎
一　鮭建網	九　統	栖原角兵衛
	右代人	山本又三郎
	弐　統	佐賀庄四郎
	壱　統	祐川石太郎
一　鱒建	四　統	栖原角兵衛
	右代人	山本又三郎
	弐　統	佐賀庄四郎

このように江戸時代からの旧場所請負人であった栖原家が鰊建網20統、鮭建網９統、鱒建網４統の計33統を所有しており、今だ留萌地方では大漁業家としての地位を保っていた。また、鰊建網６統を経営する岩田金蔵は美国積丹の旧請負人であり、７統を経営する五十嵐綱治は元留萌の栖原の帳場を勤めた人間であり、栖原からの独立により漁業経営をなしたものである。また、鰊建網３統、鮭建網２統、鱒建網２統を経営する佐賀庄四郎は、明治前に二八取として松前唐津内澤町の藤左衛門の名儀でルヽモッペ場所へ出稼していた佐賀平之丞の留萌因（カクダイ）支配人である。このように数ヶ統を経営する有力者は自己資本により経営をなしていた。他のほとんどが１ヶ統経営の建網業者であり、これらの有力漁業者または、小樽の商業資本および少しづつ芽生えてきた地元商業資本の仕込を受けていたと考えられる（註23)。

当時の留萌での建網一統経営にかかる経費を留萌漁業沿革史から見てみよう。

設立当時ニ於ケル建網壱統新規設備ニ要スル資金

一　角網（鮭）　　金弐千八百五拾円五拾九銭壱厘

一　行成網（鰊）　　金弐千弐百九拾七円七拾弐銭六厘

設立当時ニ於ケル建網壱統継続漁業ニ要スル資金

一　角網（鮭）　　金壱千百六拾四円０七銭九厘

一　行成網（鰊）　　金七百四拾六円也

設立当時ニ於ケル建網壱統ニ対スル漁夫使用数及其給料

一　鰊角網壱統ニ要スル使用漁夫　参拾人
　　但シ　壱人平均給料　金弐拾六円也
一　鰊行成網壱統ニ要スル使用漁夫　弐拾人
　　但シ　壱人平均給料　金弐拾六円也

以上ニシテ漁夫雇入ヨリ解雇迄ノ期間ハ毎年二月廿日ヨリ六月卅日迄テニシテ其間着業前後ノ漁夫ノ業務ヲ記セバ如左
一・着業ノ前漁夫ノ業務ハ主トシテ鰊〆粕製造ノ燃料トスベキ薪ヲ伐採シ二月末ニ至リ漁具一切ノ用意ヲ為ス
一・着業後ノ業務ハ漁期間使用セシ漁網漁船其他種々ノ漁具ヲ整理シ之ヲ格納シ翌年度漁期間使用スベキ薪ヲ運搬スル等鰊漁期中ノ残務一切ヲ終結ス

この時期に鰊漁法の大きな改良として行成網から角網への大変更がおこる。鰊角網は明治18年に後志国積丹郡斎藤彦三郎により発明され、明治23年使用の許可を得てから急速に鰊漁に普及した。角網は本来鮭漁に用いられ、慶應年間から使用されたといわれる（註24)。留萌においても旧請負人の栖原角兵衛の鮭漁場で明治13年頃に使用したのが始まりと言われる（註25)。栖原では明治12、3年頃積丹古平辺で角網を建てるものがあるとのことを聞いて、増毛、留萌より1名を派遣し、それを習わせたという（註26)。実際には留萌では明治24年から栖原漁場で角網を使用した。

鰊行成網と角網の違いは、身網が垣網に対し、行成網では平行に建てられるのに対し、直角に建てられるのが違いである。つまり、起こし船、枠船の位置が行成網では海岸及び波に対して平行になる。ところが、角網では海岸と波に直角になり、船が横波を受けて転覆する恐れが少ない。また、行成網に対して鰊魚群が身網の中に入りにくい欠点があるが、しかし、一旦身網の中に魚群が入ると出られないという長所があった。つまり、群来する魚群が少なくなれば、角網の方が漁獲が確実となる。このようなことから角網が着実に普及していった。明治29年には北海道鰊建網4,997統中1,974統が角網となった。

留萌でも栖原漁場での角網の成功により、明治26年には礼受因（カクダイ）佐賀漁場でこれまで12統の行成網の漁場を経営していたが、東第16号を角網変更願いに対し、変更許可を受けた。明治29年には3統の角網、明治31年には4統、明治34年には6統、明治36年7統と漸次角網を増加していった。

留萌の角網と行成網の比率の動きを留萌漁業沿革史から見てみよう。

明治32年建網数及び明治21年からの廃業数

	行成網	角網	合計	廃業数
礼受村	20	6	26	14
留萌村	14	3	17	14
三泊村	66	5	73	22
計	102	14	116	50

明治36年建網数及び明治33年からの廃業数

	行成網	角網	合計	廃業数
礼受村	9	25	34	10
留萌村	8	8	16	12

ニシン角網敷設図

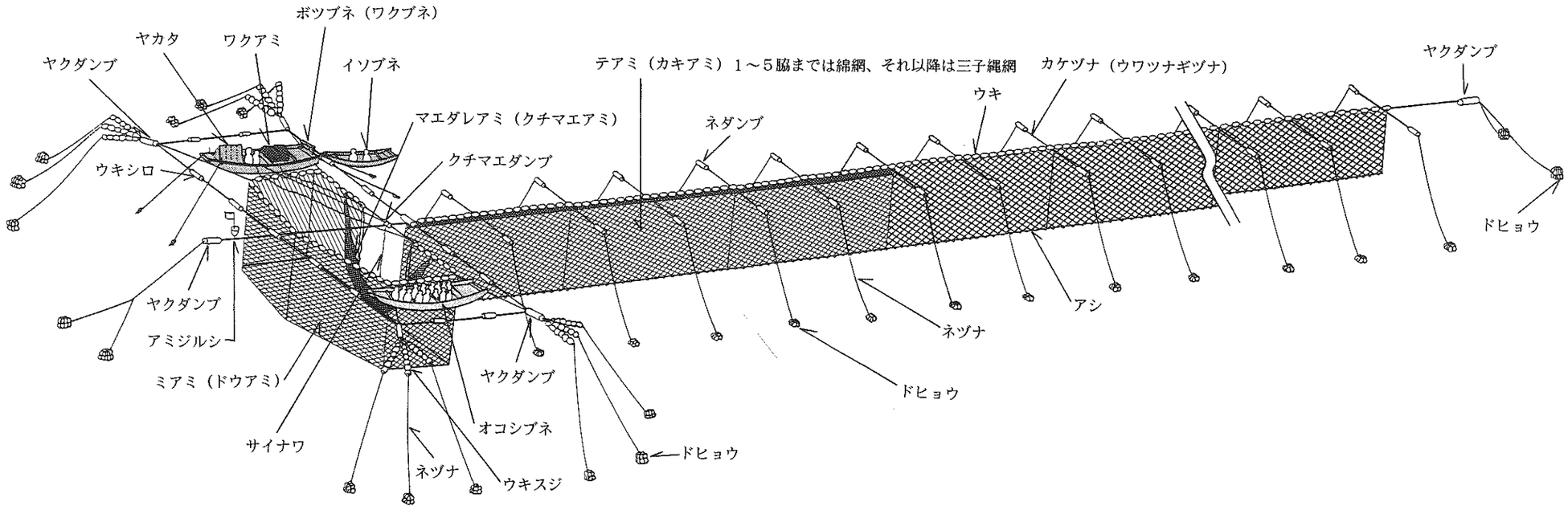

ニシン行成網敷設図

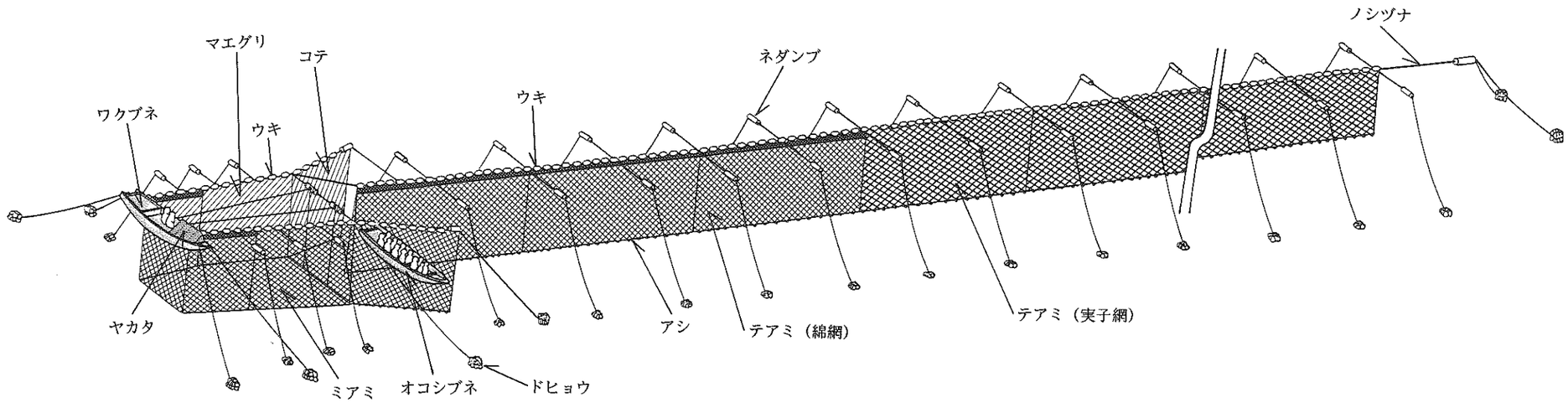

第６図　ニシン建網の構造

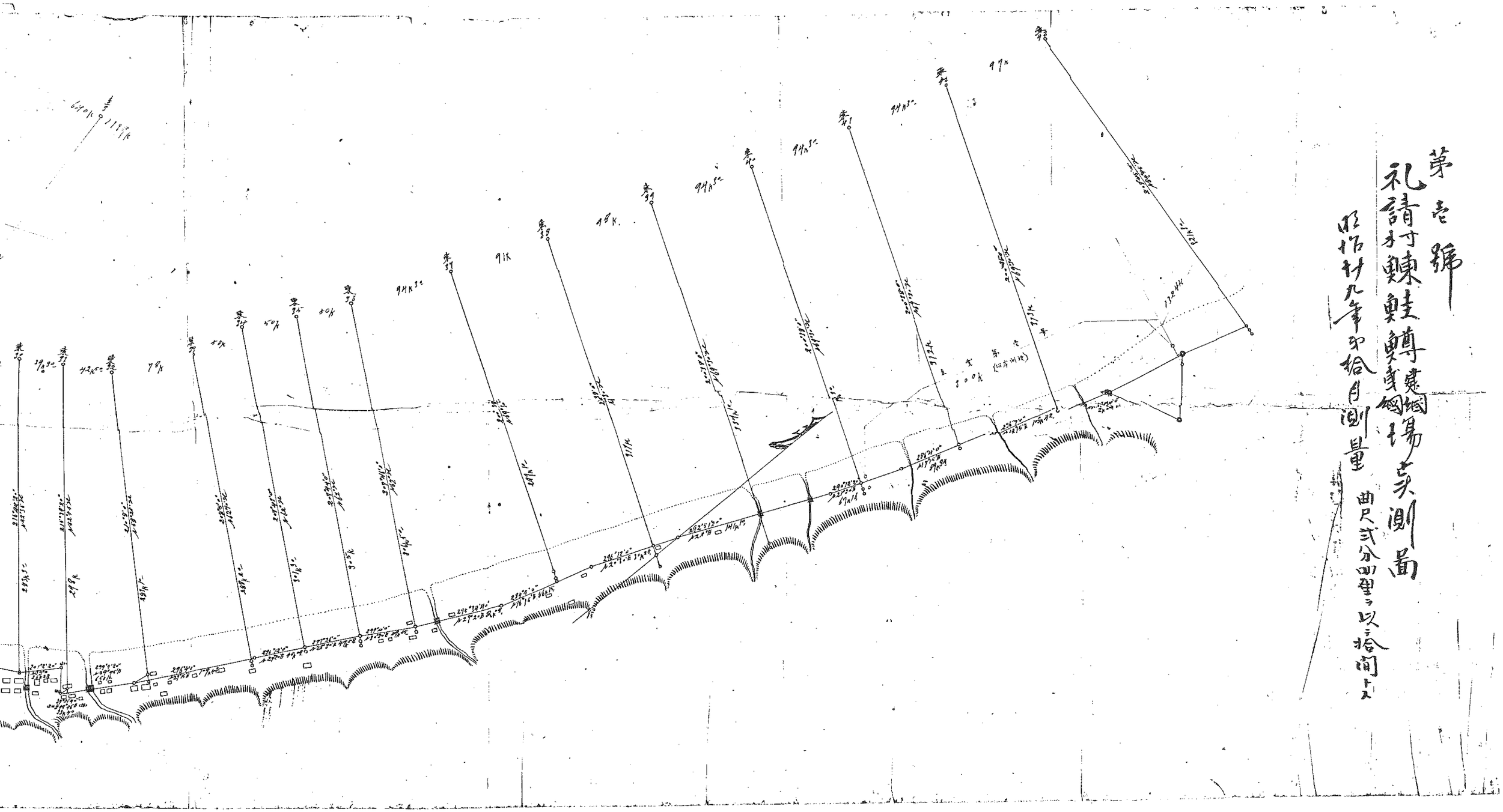

(明治29年)

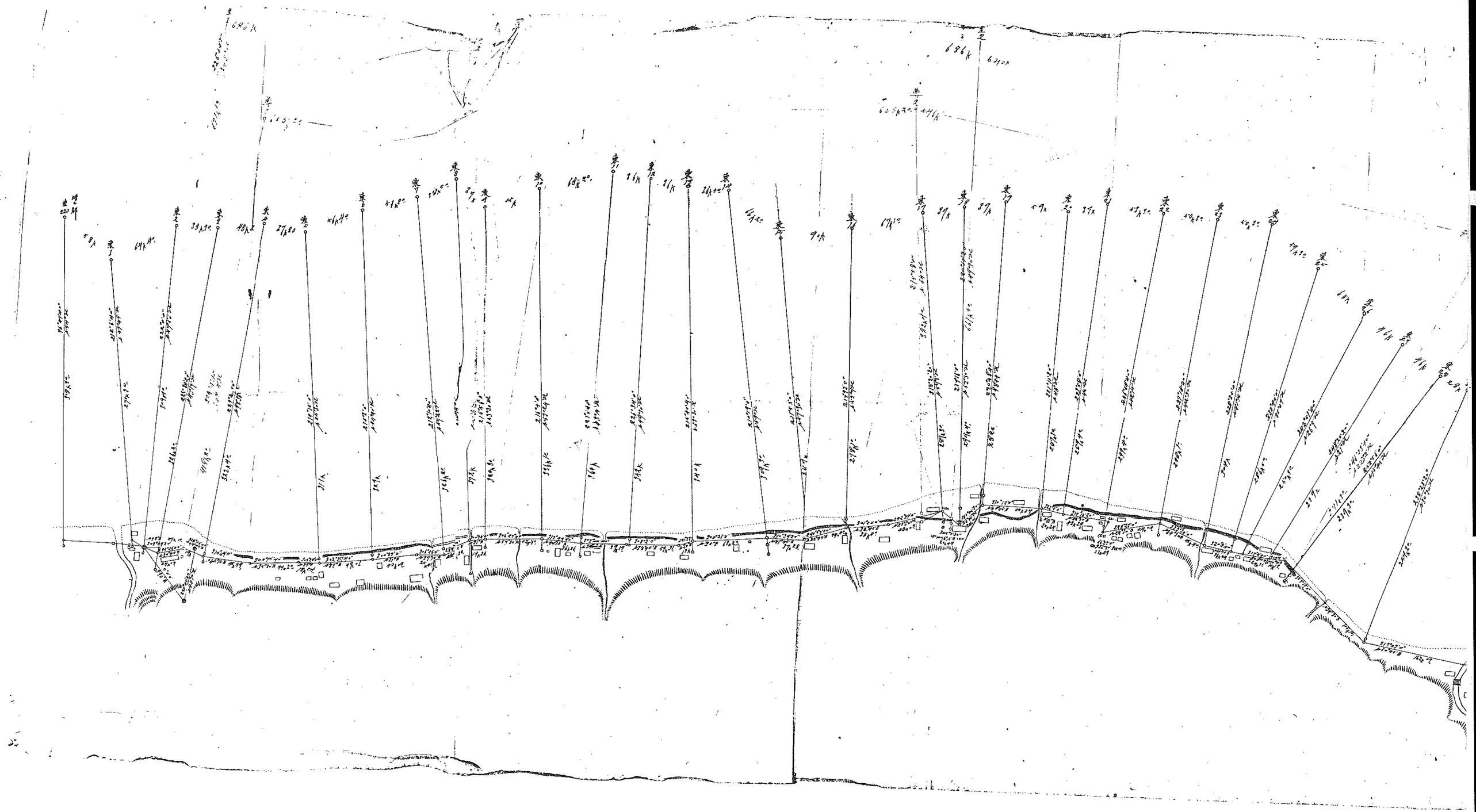

第７図　礼受村

三泊村	32	48	80	11
計	49	81	130	33

明治45年建網数及び明治36年からの廃業数

	行成網	角網	合計	廃業数
礼受村	6	26	32	12
留萌村	4	12	16	23
三泊村	14	41	55	51
計	24	79	108	86

全道の角網と行成網の比率が逆転するのは明治30年頃のことである。全道鰊建網総数6,157統のところ角網は3,017統に及んだ。留萌は若干角網への転換が遅れたことになる。大正３年には総数3,159統の内行成網は約70統余りに減少している。

差網については、留萌では明治20年に36名の差網業者しか漁業をしていなかったが、それ以降差網に従事する業者が増え、明治39年には567人を数えた。明治20年には300放しかなかった漁網も、明治27年には7,500放となった。これに対し漁業組合では、あまりの増加に現在数で制限する決議を行ったが、差網業者の猛反対に会い、明治30年には1,000放を本年限り許可し、8,500放となった。しかし、明治36年北海道庁は細漁民救済のため、無制限に差網を許したため、本州より多くの漁民が入り込み、37年には15,200放、39年には26,200放、40年には32,500放と増加の一途を辿った。しかし、明治41、42年が不漁年となり、差網業者の倒産が相次ぎ、41年には21,000放、42年には26,000放と減少した。そこで道庁は43年より新規の許可を認めないこととした。この結果明治45年には12,197放となった（註27)。

漁網の材質については最初は麻を用いていたが、明治35年頃より綿糸を使用し始め、大正の初年にはほとんどが綿糸網となった。

また、漁業制度の面では、北海道庁は明治28年、あまりに定置漁業出願者が増えたことから、鰊及び鮭鱒の建網漁業に対して、既設の漁場間の距離、及び出願漁場と隣接する漁場間の距離を制限して無謀な建網の増設を制限した。明治30年には北海道漁業取締規則を制定し、定置隣接漁場との距離を定め、隣接漁場の距離に応じて角網の間数を制限し、行成網を角網に変更する際の制限を地方別に定めた。明治34年には北海道鰊保護規則を定め、新規の鰊建網漁業を許可しない方針を打ち出した。翌明治35年には北海道漁業取締規則を新たに公布し、翌36年には今までの漁業関係規則を統一し、北海道漁業取締規則を改正した。特に鰊定置漁業に関しては詳細に規定を設けて制限を強化した。

明治30年まで順調に漁獲高を伸ばしてきた鰊漁にも、停滞衰退の兆しが見え始めてきた。明治36年に1,03,938石をピークに漁獲高が減少し始め、明治41年には403,994石、翌42年も444,210石と半分以下に減少した。しかし、翌43年からは盛り返し、大正の初年までは豊漁となった。ただ、今まで、鰊漁の主体となっていた後志地方と共に北部の増毛・留萌・苫前地方が重要な生産地となってきた。大正８年以降徐々に全道鰊漁獲高に占める割合が高くなり、昭和に入ってからは約40パーセントの比率を占めるようになる。これは鰊資源量の減少が顕著になり始めたからである。明治39年に奥尻島への来游が途絶、大正６年には久遠、熊石に来游途絶、大正９年には瀬棚に来游途絶、大正11年島牧に来游途絶、大正13年には松前に来游途絶、昭和４年には後志以南が来游途絶、昭和７

年積丹以南漁皆無になり、歌棄、磯谷に来游が途絶した。大正９年の974,779石を最後に漁獲量は年々減少の一途を辿った。

更に鰊漁業に打撃を与えたのは、世界恐慌の影響を受けた不況にあった。昭和初年１石あたり2,112円だった魚価が昭和６年には1,414円まで下落した。これは鰊漁業者ににとって大きな損害を与え、特に不漁の激しかった後志以南の地方は大打撃を受けた。

留萌地方にあっても、昭和６年漁業者戸数2,993戸の負債総額2,408,766円。償還期限を過ぎた負債額1,427,707円、回収困難な額748,731円となっている。１戸あたりの負債額は805円になる。全道平均は698円で、全道１戸あたりの年漁獲額が851円であったから、年間収入に比し如何に膨大な負債であったかがわかる（註28)。このため北海道議会においても「農漁村負債整理に関する意見書」を内務、大蔵、農林各大臣及び北海道庁長官に提出した。

引き続く不漁の中で鰊定置漁業者の合同が考えられるようになった。昭和３年に日魯漁業会長堤清六の提唱により北海道鰊漁業合同調査会が創立された。鰊漁法は定置網と差網の両者が両輪で回っていたが、不漁の中で経営の特に悪化したのは定置網業者のほうであった。大正12年に2,301統あった漁場の数が昭和12年には1,360統にまで減少した。差網業者は大正12年7,592人、昭和12年には6,166人となっており、減少はしているが定置網業者ほどではない。また、１統当りの生産額も7,000円から2,640円に減少。差網は１人当り372円から190円にに減少している。大正12年の所得に比べると定置網業者は37.7パーセント、差網業者51.1パーセントの収入にしかすぎなかった。このように定置網業者のほうが打撃が大きかったことがわかる（註29)。

表４　全道及び留萌管内鰊漁業着業数（昭和６年～昭和30年）

年	留萌		全道	
	定置網統数	刺し網隻数	定置網統数	刺し網隻数
Ｓ６	395	1936	1558	6775
Ｓ７	390	1966	1369	5749
Ｓ８	349	2084	1338	6348
Ｓ９	328	2018	1227	6243
Ｓ１０	327	2083	1193	6082
Ｓ１１	395	2170	1088	5780
Ｓ１２	295	2329	900	6360
Ｓ１３	257	2279	765	6137
Ｓ１４	238	2067	595	5382
Ｓ１５	235	2042	602	5430
Ｓ１６	209	1636	659	5157
Ｓ１７	211	2612	497	6059
Ｓ１８	205	2010	527	5720
Ｓ１９	236	1980	548	5455
Ｓ２０	211	1879	528	5603
Ｓ２１	266	2000	772	6335
Ｓ２２	311	2163	856	6179
Ｓ２３	286	2219	880	6244
Ｓ２４	286	2219	880	6244
Ｓ２５	337	2778	1077	9278
Ｓ２６	497	2751	1159	8985
Ｓ２７	355	1876	1169	9966
Ｓ２８	330	2578	796	8010
Ｓ２９	328	2570	851	8961
Ｓ３０	384	2649	874	8532

＊「続北海道漁業史」p700～701春ニシンの支庁別漁具別着業数の変遷より作成。

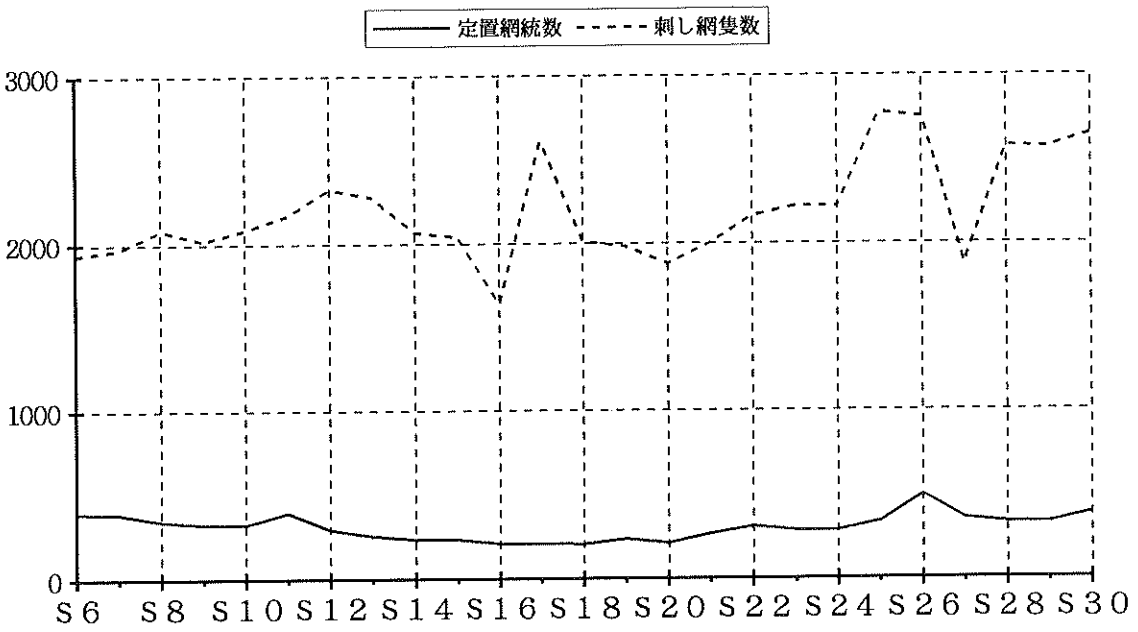

第8図　留萌管内の鰊漁業着業数の推移（昭和6年～昭和30年）

昭和3年の北海道鰊漁業合同調査会の設立と昭和5年以降後志以南の鰊漁が皆無であったことがきっかけとなって、翌昭和6年12月18日岩内から北見枝幸の鰊定置業者の52パーセント813統が現物出資して合同漁業株式会社を設立した。これは鰊漁業者が合同することにより、経営の合理化を促進し、鰊漁業の経営のリスクの分散化を計り、鰊漁の継続的経営を目指すものであった。留萌支庁管内に置いても514統の内244統の参加をみた。実に42パーセントにあたる。ただ、52パーセントにあたる270統の業者は不参加であった。これは自己資本による経営のの安定した定置網業者が半数以上いたことを物語っている。昭和9年には日産系の日本食料工業株式会社に買収され、経営を刷新し、独占資本の支配が確立する。しかし、打ち続く鰊不漁のため、直接的な漁業の経営には積極的に参加することなく、所有漁業権の賃貸という安易な経営に甘んじたために、設立当時の合同漁業の趣旨に反し、鰊漁業経営の安定性と将来への鰊漁業の継続を計るどころか、沿岸鰊漁業者の衰退を一層促進した。昭和7年から9年の3年間に抛棄した漁業権は460統に上り、採算性のない漁場は積極的に抛棄されたと見ることができよう。また、昭和8、9年には約10パーセントに及ぶ漁業権を賃貸していたのが、昭和17年以降はその数を急激に増し、昭和20、21年には賃貸漁業権は総所有権利数の42パーセントに及んだ。そして敗戦により、この合同漁業株式会社も昭和21年集中排除法の適用を受けて解散した。

太平洋戦争の敗北により、従来の日本漁業の改革が占領軍により開始された。昭和21年漁業民主化のための制度改革の指針が発表され、占領政策の一貫として漁業改革も進められていく。しかし、政府、民間による新漁業制度案はなかなか占領軍の受け入れるとこころとならず、幾度となく折衝が重ねられ、昭和24年11月29日第6回国会において新漁業法及び漁業法施行法が成立した。この新漁業法は従来の仕込等にによる従属的な漁民の開放と民主化、漁民の自営を促すことを目的としていた。これは鰊漁業にも適用されたのである。従来の封建的世襲的な漁業権のあり方を一度白紙に戻し、旧漁業権は一度消滅させ、、海区ごとに漁場計画を作成し、新漁業権を申請者に認める。但し、経営者としての資格のある者でなければ申請を認めず。賃貸等は一切認めないというもので

表５　北海道鰊漁獲高（明治３年～昭和30年）

単位（石）

	留萌郡	留萌支庁管内	全道
Ｍ３			23,935
Ｍ４			277,584
Ｍ５			392,055
Ｍ６			241,157
Ｍ７			526,043
Ｍ８			492,997
Ｍ９			760,867
Ｍ１０			719,957
Ｍ１１			610,811
Ｍ１２			764,244
Ｍ１３			911,841
Ｍ１４			872,067
Ｍ１５			983,487
Ｍ１６			734,677
Ｍ１７			951,727
Ｍ１８			886,271
Ｍ１９			900,028
Ｍ２０	50,502	118,404	627,562
Ｍ２１	59,994	138,941	893,581
Ｍ２２	49,072	147,683	820,569
Ｍ２３	76,109	191,586	942,583
Ｍ２４	79,109	182,667	1,054,232
Ｍ２５	50,382	144,013	781,596
Ｍ２６	66,305	187,028	897,988
Ｍ２７	63,125	184,276	1,041,892
Ｍ２８	60,135	178,979	1,011,128
Ｍ２９	32,370	121,706	1,024,220
Ｍ３０	71,352	176,124	1,298,369
Ｍ３１	28,535	101,974	920,006
Ｍ３２	41,792	130,195	965,535
Ｍ３３	60,186	146,995	950,600
Ｍ３４	59,453	178,272	961,240
Ｍ３５	74,272	192,992	930,410
Ｍ３６	35,000	197,030	1,142,355
Ｍ３７	25,000	163,297	828,839
Ｍ３８	17,000	156,250	730,755
Ｍ３９	18,000	126,000	616,962
Ｍ４０	17,000	110,830	625,305
Ｍ４１	12,000	151,909	664,383
Ｍ４２	12,000	101,900	593,893
Ｍ４３	3,330	53,465	631,615
Ｍ４４	21,000	102,490	590,653
Ｍ４５	28,000	148,707	667,210
Ｔ２	34,025	189,076	1,032,427
Ｔ３	18,250	157,557	975,167
Ｔ４	18,001	166,301	865,056
Ｔ５	18,502	151,702	840,172
Ｔ６	2,292	45,112	509,795
Ｔ７	12,800	111,220	611,734
Ｔ８	32,000	173,969	936,412
Ｔ９	29,846	182,346	974,779
Ｔ１０	12,751	111,312	657,364
Ｔ１１	20,785	125,093	638,874
Ｔ１２	8,520	95,645	602,557
Ｔ１３	28,550	140,444	735,856
Ｔ１４	52,500	221,643	693,559
Ｔ１５	31,625	154,836	734,112
Ｓ２	21,936	163,127	764,367
Ｓ３	35,780	193,537	542,257
Ｓ４	22,278	93,065	393,306
Ｓ５	42,542	203,086	377,621
Ｓ６	26,665	153,422	543,660
Ｓ７	29,426	223,743	516,270
Ｓ８	52,958	237,599	679,072
Ｓ９	42,022	225,316	469,018
Ｓ１０	1,244	123,837	291,135
Ｓ１１	26	45,208	172,821
Ｓ１２	16,573	67,937	111,344
Ｓ１３	89	5,605	17,100
Ｓ１４	12,533	64,392	135,083
Ｓ１５	22,846	132,586	214,899
Ｓ１６	9,964	86,013	224,015
Ｓ１７	14,623	100,130	228,540
Ｓ１８	30,484	166,797	399,004
Ｓ１９	46,794	207,812	484,460
Ｓ２０	45,025	183,019	446,600
Ｓ２１	27,884	156,027	359,425
Ｓ２２	14,963	84,636	262,683
Ｓ２３		83,963	235,000
Ｓ２４	17,566	109,362	237,408
Ｓ２５	7,437	80,003	213,075
Ｓ２６	28,907	93,576	224,117
Ｓ２７	47,440	156,328	357,518
Ｓ２８	40,831	166,082	310,106
Ｓ２９	12,448	49,849	148,628
Ｓ３０	317	15,217	36,314

＊「北海道春ニシン漁獲統計資料」北水研・北水試　昭和３０年

表６　漁獲高比率（明治20年～昭和30年）

年	留萌郡の留萌支庁管内の比率	留萌郡の全道に対する比率	留萌支庁管内の全道に対する比率
Ｍ２０	42.65	8.05	18.87
Ｍ２１	43.18	6.71	15.55
Ｍ２２	33.23	5.98	18.00
Ｍ２３	39.73	8.07	20.33
Ｍ２４	43.31	7.50	17.33
Ｍ２５	34.98	6.45	18.43
Ｍ２６	35.45	7.38	20.83
Ｍ２７	34.26	6.06	17.69
Ｍ２８	33.60	5.95	17.70
Ｍ２９	26.60	3.16	11.88
Ｍ３０	40.51	5.50	13.57
Ｍ３１	27.98	3.10	11.08
Ｍ３２	32.10	4.33	13.48
Ｍ３３	40.94	6.33	15.46
Ｍ３４	33.35	6.19	18.55
Ｍ３５	38.48	7.98	20.74
Ｍ３６	17.76	3.06	17.25
Ｍ３７	15.31	3.02	19.70
Ｍ３８	10.88	2.33	21.38
Ｍ３９	14.29	2.92	20.42
Ｍ４０	15.34	2.72	17.72
Ｍ４１	7.90	1.81	22.86
Ｍ４２	11.78	2.02	17.16
Ｍ４３	6.23	0.53	8.46
Ｍ４４	20.49	3.56	17.35
Ｍ４５	18.83	4.20	22.29
Ｔ２	18.00	3.30	18.31
Ｔ３	11.58	1.87	16.16
Ｔ４	10.82	2.08	19.22
Ｔ５	12.20	2.20	18.06
Ｔ６	5.08	0.45	8.85
Ｔ７	11.51	2.09	18.18
Ｔ８	18.39	3.42	18.58
Ｔ９	16.37	3.06	18.71
Ｔ１０	11.46	1.94	16.93
Ｔ１１	16.62	3.25	19.58
Ｔ１２	8.91	1.41	15.87
Ｔ１３	20.33	3.88	19.09
Ｔ１４	23.69	7.57	31.96
Ｔ１５	20.42	4.31	21.09
Ｓ２	13.45	2.87	21.34
Ｓ３	18.49	6.60	35.69
Ｓ４	23.94	5.66	23.66
Ｓ５	20.95	11.27	53.78
Ｓ６	17.38	4.90	28.22
Ｓ７	13.15	5.70	43.34
Ｓ８	22.29	7.80	34.99
Ｓ９	18.65	8.59	46.08
Ｓ１０	1.00	0.43	42.54
Ｓ１１	0.06	0.02	26.16
Ｓ１２	24.39	14.88	61.02
Ｓ１３	1.59	0.52	32.78
Ｓ１４	19.46	9.28	47.67
Ｓ１５	17.23	10.63	61.70
Ｓ１６	11.58	4.45	38.40
Ｓ１７	14.60	6.40	43.81
Ｓ１８	18.28	7.64	41.80
Ｓ１９	22.52	9.66	42.90
Ｓ２０	24.60	10.08	40.98
Ｓ２１	17.87	7.76	43.41
Ｓ２２	17.68	5.70	32.22
Ｓ２３		0.00	35.73
Ｓ２４	16.06	7.40	46.07
Ｓ２５	9.30	3.49	37.55
Ｓ２６	30.89	12.90	41.75
Ｓ２７	30.35	13.27	43.73
Ｓ２８	24.58	13.17	53.56
Ｓ２９	24.97	8.38	33.54
Ｓ３０	2.08	0.87	41.90
平均	20.62	5.30	27.41

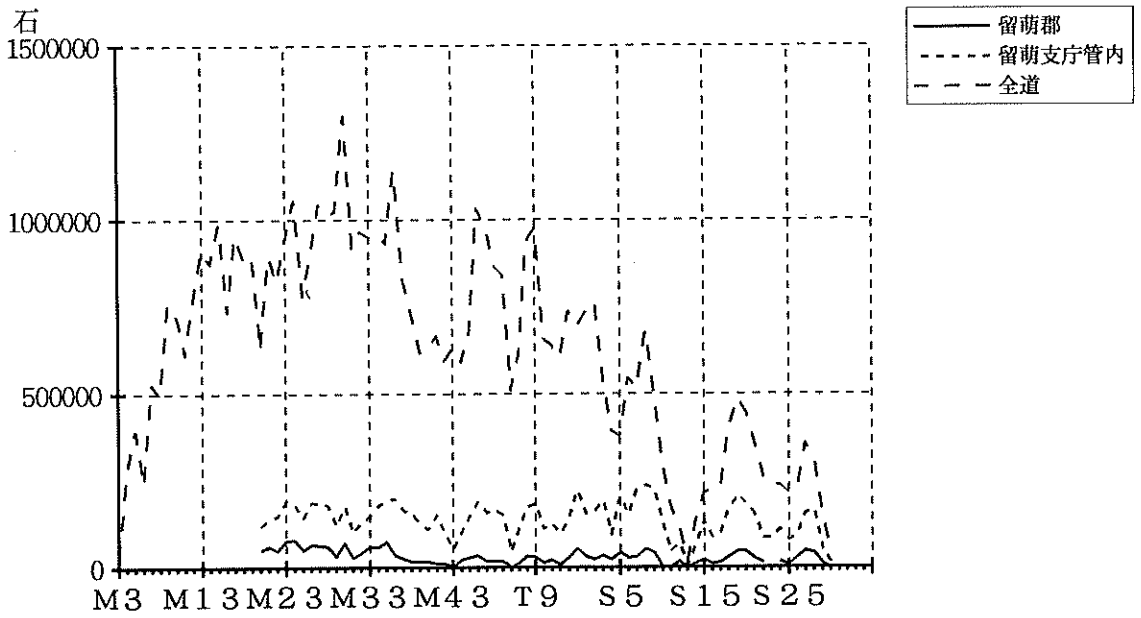

第9図　鰊漁獲高の推移（明治3年～昭和30年）

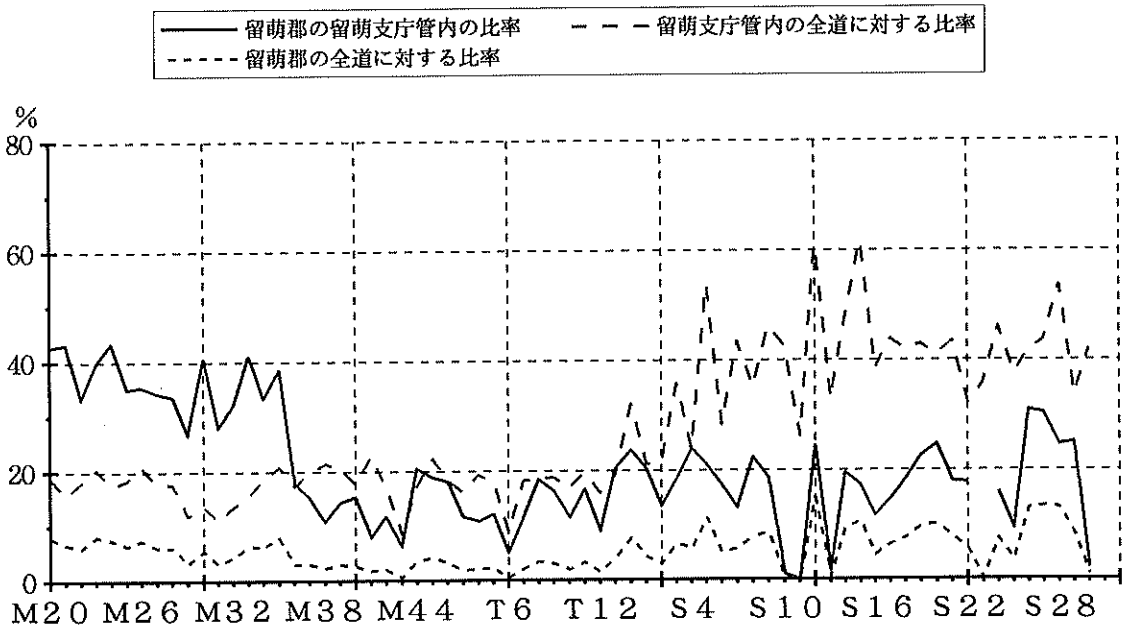

第10図　全道及び留萌支庁管内の鰊漁獲に対する比率（明治20年～昭和30年）

あった。この漁場計画、免許、申請者の適否については当該海区の漁民の直接選挙で選ばれた海区調整委員会に任せられた。そして、旧漁業権に関してはすべて国の補償による漁業証券の発行によった。新漁業制度による鰊定置網の統数は留萌管内においては、413統から356統になった。留萌海区では54統の鰊定置が免許されている。

しかし、昭和24年から一時鰊漁獲高がもちなおしたが、昭和30年留萌317石、全道36,314石を最後に北海道沿岸の鰊漁は終焉を迎えたのである。昭和31、32年も若干の漁獲をみたところも留萌にはあった（註30）。

（福士　廣志）

註

1　北水協会編纂　北海道漁業志稿　昭和10年９月　昭和52年　国書刊行会

2　１に同じ

3　場所請負制度とは松前藩独特の制度で、本州の藩では見られなかった制度である。松前藩は本州の藩と違って、稲作ができなかったことから、当時の米を基本とした石高制度を家臣等に適用することができなかった。そのため、藩主自身及び高級家臣に対して、蝦夷地でのアイヌの人たちとの交易権を与えた。広大な蝦夷地の中でもアイヌ人たちの交易に集まる場所を指定し、そこで年一回の交易を認めたのである。この場所のことを知行地と呼んだ。そして、この交易品を商人に売ることにより生計を立てていたのである。そのうちこの交易権を商人に請負わせ、運上金を納めさせるようになる。この各交易場所を請け負わせることを場所請負制と呼んだ。

4　北海随筆　坂倉源次郎

5　当時の大網は笊網と呼ばれる網でである。大網のうち起こし網というのは形が笊に似ていたので笊網と呼ばれた。「鰊漁業沿革」この網は図に見るように、箱型の身網の網口の左右から細長い袖網をつけたもので身網の網頭に船を繋ぎ、その裾は沈石を以て水底に沈めおき、魚の群り来る説き、両袖網を以て魚群を旋き囲んで魚を身網中に進入せしめる。魚が身網中に入ると身網の底に繋いである縄を引いて網口を揚げ、それより次第に身網を起こしあげて漁獲する。（北海道水産予察調査報告　明治25年北海道北海道漁業史昭和10年）

6　全道のアイヌ人口は文化年間23,753人（「蝦夷雑記」）それが安政元年17,810人に減少している。特にに西蝦夷地は文化元年8,944人が安政元年には4,384人と半減している。（新北海道史第９巻史料３昭和55年北海道庁）

7　田島佳也　箱館産物会所の実態と特質　ｐ９　神奈川大学大学院経済研究科「研究論集第３号」1979

8　この時の条件とは差網を使用しがたい場所、追鰊業者が少なくて支障のない箇所に限り、鰊取浜中塾談を遂げ、異議のない場合に限るとした。（北海道漁業史p120昭和32年北海道水産部漁業調整課）

9　新北海道史第９巻史料３昭和55年北海道庁

10　天明年間に書かれた「蝦夷地案内記録」には
ハママシケ
下国勘解由支配
産物　鮑串貝　魚油

鮫売　イリコ　鰊
干鱈　鮭　鱒場
右運上金秋味領主右弐拾両
マシケ　　右同人
産物　右同断
外に鯨　熊の皮
右運上金右五拾両秋味領主
右金四百両但し夏方志支配人に納る
冬秋味下の節船を登せ囲をく所也
安永年中運上金弐百両位
小名
コキヒリ　ヲフイトマリ
ホロトマリ　ヘツカリ
ルルモッペ
工藤平右衛門支配
産物　右同断
小名
ウンタニ　ス子マリ
ヲニシカ
此所夏漁第一にして秋味運上□但産物の義はトママイ辺にて売買いたし候よし
安永年中運上金百五拾両
同八年亀田奉行相勤其の節百姓共騒動□に付公事訴訟誘方不宜故御取上に相成且トママイより下ヲタ子ヨよりバッカヒ崎迄松前貢支配相成候

11　佐賀平之丞に関する記録は多く存在する。
増第367号漁業者佐賀平之丞詳伝調査（北海道漁業誌　漁業家詳伝　北海道庁明治22年調査）北海道立図書館蔵河野常吉文庫
河野常吉　北海道史人名字彙　昭和54年　北海道企画出版センター
漁業家事蹟調　北水協会編纂　北海道漁業志稿　昭和10年
北海道立志編
佐賀平之丞略伝　佐賀清右衛門の事、佐賀庄四郎の事　（佐賀家所蔵文書写）

12　旧記書類写　留萌　河野常吉文庫　北海道立図書館蔵
表書きに明治三十年十月十七日
旧記書類写　留萌
留萌三井物産会社漁業部ニテ借リ写取リタルモノ、蓋シ栖原ニ在リシ書類ヲ三井ニテ写シ、更ニ予カ写シタルナリ
明治三十一年九月十勝場所旧記書類ニヨリ補フ
とある。これと同じものが昭和20年発行の「留萌町史」に引用されており、昭和20年代までは存在したと考えられる。

13　公儀御役人様方御通行に付書上書（抜粋）　　旧記書類写　留萌

14　註11に同じ

15　安政五午年村垣淡路守様御廻浦書上写　　旧記書類写　留萌

16　文久三年建網笊網員数　　旧記書類写　留萌

17　乍恐以書附御届奉申上候（松前御役所へ書上候分）　　旧記書類写

留萌の中に

一右同所出産物凡高

鰊　七千五百石　　ルヽモッペ出稼人取荷物

とある。

18　増毛郡漁業盛衰　　明治30年天塩国調査記録　河野常吉　北海道立図書館蔵

一、明治元年（辰年）ハ船来ラス荷物不揃ニテ粕一本（廿五貫匁ニシテ百六十本ヲ以テ百石ト定ム）ノ價平年一両一分位ノ者低落シテ二分二朱位トナリ之レカ為ニ失敗セル者多シ、此際之ヲ買テ利ヲ得シハ金子元三郎ナリ（吉崎清吉ノ話）

一、明治二年ハ渡島地方戦争ニ付陸羽ヨリノ航海殆ト絶ヘ大ニ出稼人ヲ減ズ然レ尖此年ハ大漁ニテ且次第ニ価格騰貴シタリ（同上）

19　18に同じ

維新ノ際ハ戦争ノ為メ販路塞リ殆ント捨売リヲナシ漁業者大ニ困ス明治三年ニハ郡内僅ニ五十餘統ナリシナラント思ハル、次テ慚ク開発シ且官ニ於テ「永住者ニアラサレハ漁場ヲ許サス」方針ヲ採ルタルヲ以テ何レモ皆永住ノ名儀ヲ冒シテ漁業ヲナスニ至ケリ（川崎幸作ノ話）

故老談第6　増毛村工藤幸吉

一、昔ハ福山人ニアラサレバ出稼ヲ許サス故ニ南部津軽辺ノモノハ福山人ノ名ヲ借リテ出稼ス名代金ハ之ニヨリテ生スルナリ

明治二年ニ至リ名代金廃ス

20　留萌町　留萌町史　p138 昭和20年

21　増毛郡漁業盛衰　　明治30年天塩国調査記録　河野常吉　北海道立図書館蔵

一、明治十二年頃官金ノ貸与アリテ漁業者ヲ増ス其後ハ官貸ナカリシカ永住人ヲ加ヘ商人モ来テ大ニ発達セリ（川崎幸作ノ話）

22　留萌水産会　留萌漁業沿革史

23　河野常吉　明治三十年十年天塩国留萌郡調査　礼受村、留萌市街地、同殖民原野、三泊村、天登雁村　天塩国調査第四　河野文庫　北海道立図書館蔵

仕込主　　三井、佐賀、岩田、五十嵐、村田

小樽辺ヨリ資本ノ来ル乁少シ、建網ニテ六七人歟

小サキ仕込ハ重ニ土地ノ中買人ナリ

中略

一、仕込ハ土地ノ重立タ人ガ仕込ムモノ多シ

青田モ少ナカラズ、小樽ノ手ヲ経ルガ多シ、小樽ノ問屋ガ大阪、名古屋、兵庫等ニ売リ附ルナリ

貸ス方多シ青田ハ之ヨリ少ナシ

一、建網者ガ小樽ノ問屋ノ手ヲ経テ大阪、名古屋等ヨリ資本ヲ勘通シ、更ニ刺網者等ニ貸スナリ

徳司（徳治）

自力者ハ△佐賀伊三郎、△Ⓤ、山口金治、村田佐吉（多少仕込）、山本仁三郎

自然秩序立チ居リテ利尻稚内辺ト異ル所ナリ、堅キ事ナリ

大抵土地ノ人ニテ間ニ合ウナリ

一、仕込ミ利子　二分ヨリ平均二分五厘、ヨリ三分

24　北海道漁業史　p323 昭和32年　北海道水産部漁業調整課

25　留萌水産会　留萌漁業沿革史に

中略

降テ明治十三年ノ頃鮭漁ニ角網ナルモノヲ試用シタルニ成績頗ル良好ナル為明治二十三年ニ至リ初メテ之ヲ鰊漁業ニ使用セリ

註23に同じ

三井漁業部の聞き取りのなかで

一、角網ハ廿四年頃ヨリ也　（家譜十三年衆ニ先テ角網ヲ使用ス）

家譜とは栖原家家譜であろう

26　註23に同じ

○坂内深七郎

一、明治十二三年頃栖原ニテハ積丹古平辺ニ角網ヲ建ルモノアリト聞キテ増毛留萌ヨリ各一名ヲ遣シ伝習セシメタリ実際当地ニテ行フハ廿四年以降ナリ

27　註25に同じ

28　註24に同じ　p640～643

29　註24に同じ　p666

30　留萌市礼受町の佐賀家漁場は昭和32年まで鰊を漁獲している。

第2節　㊀（カクダイ）佐賀家の留萌での鰊漁場の経営

佐賀家のこと

佐賀家の先祖は豊臣氏の遺臣で九州佐賀の武士であったという。大阪城落城の際これら遺臣は何人かが下北に逃れてきたが、その一人であったという（註1）。出身が佐賀の根津谷村であったことから代々屋号を根津屋と称し、南部田名部五千石北通の内下風呂村、現在の青森県下北郡風間浦村下風呂で漁業海運業を営んできた。また、下風呂での商号は代々⊗（マルニイゲタ）を使用している。下北半島移住後の初代は平兵衛で寛永4年生まれだという。当主は代々「平」または「清」の字を名前に入れるのが慣例であった。元禄元年の「下風呂村薬師如来記」に里長佐賀氏の名前が見えることから当時既に村の重鎮であったことが推察される（註2）。

佐賀氏がいつごろから蝦夷地と関係をもったかは明かではない。地理的な条件から商業、海運業を営むことによって代々蝦夷地との関係を深めていったのは間違いないであろう。文化5年（1808）五代平之丞の頃蝦夷地との往来があったことは次によって知られる（註3）。

一筆啓上仕候、然者御百姓共爲渡世之松前へ働に罷越度由願出候者共、左之通に御座候

下風呂村　　誰
下風呂村　　誰
何人

右之通に御座候間吟味此候處相違無御座候、御慈悲を以渡海切手被下置度奉願上候、尤秋中此方へ渡海次第御訴申上度奉存候、以上

文化五年　　月　　日

下風呂村肝煎　　仁　兵　衛

御下役御両人様宛

これは松前出稼のための渡海切手の申請をした文書である。当時下北半島の漁民はほとんどが松前へ出稼をしていた。松前出稼の場合はその都度代官所へ願いで許可を貰い渡海切手を発行してもらう必要があった。

下風呂の佐賀家と易国間の広谷家が文化5年当時松前に鰊漁場を経営したことになっているが、どこで経営したのかは不明である（註4）。天保8年の10月には幾度かの南部藩への献金などの功績により問屋株を貰い、南部藩御用達になっており（註5）、天保4年には天当船「灘壱丸」で松前、箱館、新潟等を往復して商売をしている（註6）。

鰊漁場の経営へ

はっきりと佐賀家が蝦夷地での鰊漁場の経営に乗りだしたのは七代清右衛門の時である。天保年間清右衛門が蝦夷地福山に行き、蝦夷地鰊漁の有望なことを知り、弘化元年八代平之丞をルヽモッペ場所の礼受に赴かせ鰊漁場を開かせた（註7）。当時のルヽモッペ場所は栖原角兵衛の請負場所であったが、天保11年にハママシケ（浜益）以北の追鰊が解禁され、鰊漁場としては処女地であっ

た。但し、当時蝦夷地で漁業を営むためには松前に人別がないものには許可されなかった。そこで、松前唐津内澤町の田中藤左衛門の名儀を借りて漁業に着手した。田中藤左衛門の屋号は因（カクダイ）印を使用していたため、そのまま蝦夷地の屋号を因（カクダイ）と称し、現在まで使用している（註８）。

弘化４年の下風呂村越年人別帳にはルゝモッペに６人の越年者６人あり、その中に佐賀家使用人として仁吉の名前があり、佐賀家がルゝモッペに漁場の管理のために越年者を置いていたことがわかる（註９）。また、嘉永２年の下風呂村面附帳（註10）には

一　平之丞　右者船問屋并鰯網商売松前返天当船木綿瀬戸物阿ら物塩清酒引酒草りわらじ商内渡世罷在候

とあり、雑貨荒物商売の他、海運業、鰯網漁業を兼ねて経営していた。この他に蝦夷地での鰊漁が加わったのである。

嘉永４年七代清右衛門が亡くなると、八代平之丞は帰国し、実弟佐賀庄四郎に漁場の監理を託した。安政元年にはルゝモッペ出稼３軒で人数男85人とあり、その鰊漁獲高は1,700石あり、１軒につき566石内外の漁獲量となる。そしてこれら出稼人は春鰊漁期間中のみの出稼であり、鮭漁の時期には本村に引き上げた（註11）。翌年の出稼はやはり３軒で115人。内訳は唐津内澤町藤左衛門外雇36人、唐津内町五三郎雇船船頭久蔵外33人、泊川村久右衛門外雇46人であった。安政４年には出稼人13軒、同５年16軒と増加した。佐賀漁場所有の鰊釜の数は員数調べによると、安政５年、６年とも26枚で出稼人の中で一番多く、運上屋分の56枚の半分の鰊釜を所有していたことになる（註12）。この時点でルゝモッペにおける漁業者の中で請負人の栖原に次ぐ漁業者になっていたのである。また、文久２年のルゝモッペ越年者調べでは唐津内澤町藤左衛門鯡場は14人の越年者を置いている。翌年の建網笊網員数調べによると唐津内澤町藤左衛門は建網（行成網）５統、笊網２統計７統を経営し、やはり出稼の漁業者の中では傑出した存在であった（註13）。建網の建場はフレシュマナイ２統、ヲン子ナイ１統、ヤムワッカナイ１統、ウシヤ１統で現在の礼受地区３統、瀬越１統、臼谷１統である。フレシュマナイは後の因（カクダイ）佐賀漁場の元場と言われるところである。

佐賀家の鰊定置網

この後明治20年までどのような経過で鰊漁を経営していたかを確実に知りうる資料は存在しない。明治10年開拓使による新規漁業が開始された時点で、漁場借り受け者は礼受31統、留萌30統、三泊51統、計112統の漁場が開設された（註14）。佐賀家の漁場経営数は明治24年の礼受村漁場台帳によると明治以前に許可された漁場として５統が記されており、留萌、臼谷の漁場を含めると７から８統の漁場を明治初年から20年代始めまで経営していたことがわかる。

明治20年には佐賀家建網として

鰊建網　　佐賀庄四郎名儀２統、佐賀庄五郎名儀１統、佐賀福治名儀１統
鮭建網　　佐賀庄四郎名儀２統
鱒建網　　佐賀庄四郎名儀２統

の計８統の建網を経営していた。名儀が分散しているのは当時建網の許可は北海道に戸籍を有するものに限られていたためである。このころは鰊だけでなく、鮭、鱒も漁獲の対象であったのであろう（註15）。

明治26年７月24日八代佐賀平之丞が亡くなり、孫の10代清太郎が佐賀家を継いだ。この時相続し

た建網場は次のとおりである。

東第10号明治以前許可
東第11号明治以前許可
東第15号明治以前許可
東第16号明治21年12月28日許可
東第17号明治以前許可
東第18号明治21年12月28日許可
東第19号明治以前許可
東第124号明治24年10月10日許可
東第125号明治24年10月10日許可
東第15号の１明治26年４月29日許可
東第79号明治以前許可
東第80号明治23年５月26日許可

総計12統の漁場を相続した。その年の佐賀漁場の鰊製品の生産高は次の通りである。

絞め粕	2,131.48 石	15,462.426円
笹目	27本（3.24石）	72.67 円
胴鰊	744束（37.2石）	200.88 円
白子	18本（11.04石）	63.383円
数の子	16本（9.6石）	60.458円
身欠		68.300円
魚油	206個	185.400円

金額で16,113円51銭７厘の収入を得ている。

このころ留萌因（カクダイ）の支配人として長い間勤めてきた佐賀庄四郎が引退し、第10代清太郎の弟佐賀徳治が因（カクダイ）の支配人として留萌佐賀漁場を取仕切るようになった（註16)。

佐賀漁場での鰊角網の始めての使用願いを出し、３月23日１か年の期限付で東第16号１統が許可された。明治29年には３統の角網、明治31年には４統、明治34年には６統、明治36年７統と漸次角網を増加していった。

明治35年以降の佐賀家の鰊定置免許は次の通りである（註17)。

留東定第２号	行成網	明治35年７月１日	佐賀徳治	
留東定第３号	行成網	明治35年７月１日	佐賀清太郎	大正４年12月７日抹消登録
留東定第５号	行成網	明治35年７月１日	佐賀清太郎	
留東定第６号	行成網	明治35年７月１日	佐賀清太郎	
留東定第７号	行成網	明治35年７月１日	佐賀清太郎	大正６年10月15日抹消登録
留東定第８号	行成網	明治35年７月１日	佐賀清太郎	大正６年10月15日抹消登録
留東定第９号	行成網	明治35年７月１日	佐賀清太郎	大正６年10月15日抹消登録

留東定第10号	行成網	明治35年７月１日	佐賀清太郎	大正６年10月15日抹消登録
留東定第11号	行成網	明治35年７月１日	佐賀清太郎	大正６年10月15日抹消登録
留東定第12号	行成網	明治35年７月１日	佐賀清太郎	大正６年10月15日抹消登録
留東定第361号	角網	大正７年10月１日	佐賀清太郎	
		昭和18年９月11日	佐賀伊四郎相続	
		昭和26年９月１日抹消登録		
留東定第362号	行成網	大正７年10月３日	佐賀清太郎	
		大正８年10月24日	区域の変更	
		昭和２年10月５日	漁業権の抛棄により漁業権消滅	
留東定第363号	行成網	大正７年10月３日	佐賀清太郎	
		大正９年１月27日	漁業権の抛棄により漁業権消滅	
留東定第366号	角網	大正７年10月３日	佐賀清太郎	
		大正12年12月22日漁業期間変更		
		昭和13年10月３日	存続期間20か年更新	
		昭和18年９月11日	佐賀伊四郎相続	
		昭和26年９月１日抹消登録		
留東定第367号	角網	大正７年10月３日	佐賀清太郎	
		大正12年12月22日漁業期間変更		
		昭和13年10月３日	存続期間20か年更新	
		昭和18年９月11日	佐賀伊四郎相続	
		昭和26年９月１日抹消登録		
留東定第368号	角網	大正７年10月３日	佐賀清太郎	
		大正12年12月22日漁業期間変更		
		昭和２年４月12日漁業権抛棄により漁業権消滅		
留東定第369号	角網	大正７年10月３日	佐賀清太郎	
		大正12年12月22日漁業期間変更		
		昭和２年４月12日漁業権抛棄により漁業権消滅		
留東定第370号	角網	大正７年10月３日	佐賀清太郎	
		大正12年12月22日漁業期間変更		
		昭和13年10月３日	存続期間20か年更新	
		昭和18年９月11日	佐賀伊四郎相続	
		昭和26年９月１日抹消登録		
留東定第385号	角網	大正７年10月３日	佐賀徳治	
		大正11年６月２日漁業法第22条に基づき漁業免許取消により漁業権消滅		
留東定第429号	角網	大正８年12月23日	佐賀清太郎	
		大正９年３月10日伊藤熊吉と賃借権の設定を登録		

大正９年１月10日～大正11年５月31日
１漁期2,150円50銭
大正11年４月９日３月22日解約により同設定の登録を抹消
昭和２年３月９日伊勢田仁太郎と賃借権の設定を登録
昭和２年２月28日～昭和４年６月10日
１漁期550円
昭和11年１月13日伊勢田仁太郎と賃借権の設定を登録
昭和10年11月１日～昭和12年６月10日
１漁期500円
昭和14年12月23日存続期間20か年更新
昭和18年９月11日　佐賀伊四郎相続
昭和26年９月１日抹消登録

留東定第433号　角網　大正８年12月23日　佐賀清太郎
大正９年１月27日漁業権無償譲渡により留萌郡留萌町漁業権取得
大正13年12月22日漁業期間変更
昭和22年８月12日
売買契約により白鳥晃一漁業権取得

留東定第458号　角網　昭和２年４月18日　佐賀清太郎
昭和18年９月11日　佐賀伊四郎相続
昭和22年５月19日存続期間５か年更新
昭和26年９月１日抹消登録

これによると明治35年免許の権利が10統ですべて行成網、大正６年免許が９統で１統が行成網、残りは角網になっている。免許期間が20か年であることから明治35年の免許はほとんど大正６年に継続したものと考えることができる。明治35年の免許がすべて行成網になっているが、前に述べたとおり実際には角網変更願いがその都度出され、許可されていることから、免許書替の時点ではほとんどが角網に変更されていたと考えて良い。昭和26年９月１日の抹消登録が６統あるが、これは戦後新漁業法による旧免許の廃止によるものであり、最終的には旧制度による世襲的漁業権は６統が存続した。新漁業法の施行により、これらはの旧権利は旧所有者へ補償され、国家の帰属に帰した。この時点で漁業から離れていった業者もいたが、佐賀家では11代佐賀伊四郎および佐賀清志名儀で２統の鰊定置網の申請を行い、留にしん定第９号および第10号の漁業権を確保し、鰊定置漁業を続けた。この免許が昭和33年鰊漁終了までの佐賀家建網となるのである。

これら漁業権を有していたからといっても、すべて毎年この権利場所に漁場を開設したということではない。不漁期には休業、廃業、賃貸などで直営しないこともあった。表７の及び図11の明治20年からの着業数をみると、明治28年の13統を最高に、大正７年までは９から10統着業数を保ってきた。しかし、それ以降は着業数が減りつづけているのがわかる。また、行成網と角網の構成をみると明治26年から角網が導入されて以降、行成網は減りつづけ、大正14年以降はすべて角網だけの着業となっている。角網は明治36年に７統が着業すると15年間着業統数が変わらず、行成網は補助的な網へと役割が変化したと考えられる。本当は行成網の漁場でも角網へ転換したかったのであろうが、隣接建網場との関係（註18）や鰊資源量減少による漁獲量の減少が更なる行成網から角網への転換をはばんだのかも知れない。

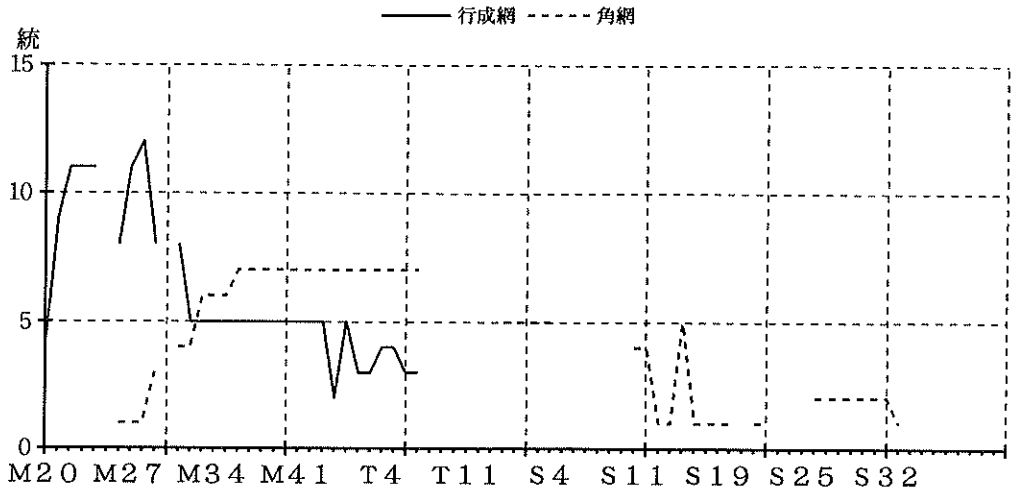

第11図　佐賀漁場定置網着業数（明治20年～昭和33年）

表７　佐賀漁場鰊定置網着業数（明治20年～昭和33年）

年	行成網	角網	計	貸貸漁場数行成網	貸貸漁場数角網
M20	4		4		
M21	9		9		
M22	11		11		
M23	11		11		
M24	11		11		
M25					
M26	8	1	9		
M27	11	1	12		
M28	12	1	13		
M29	8	3	11		
M30					
M31	8	4	12		
M32	5	4	9		
M33	5	6	11		
M34	5	6	11		
M35	5	6	11		
M36	5	7	12		
M37	5	7	12	1	
M38	5	7	12	2	
M39	5	7	12		2
M40	5	7	12		1
M41	5	7	12		
M42	5	7	12		
M43	5	7	12		
M44	2	7	9		
M45	5	7	9		
T2	3	7	10		
T3	3	7	10		
T4	4	7	11		
T5	4	7	11		
T6	3	7	10		
T7	3	7	10		
T8					
T9					
T10					1
T11					1
T12	1	6	7		2
T13					
T14		5	5		
T15		5	5		
S2		5	5		2
S3		5	5		1
S4		5	5		1
S5					
S6					
S7					
S8					
S9		5	5		4
S10					
S11		4	4		3
S12		4	4		3
S13		1	1		
S14		1	1		
S15		5	5		4
S16		1	1		
S17		1	1		
S19		1	1		
S18		1	1		
S20					
S21		1	1		
S22		1	1		
S23					
S24					
S25					
S26		2	2		
S27		2	2		
S28		2	2		
S29		2	2		
S30		2	2		
S31		2	2		
S32		2	2		
S33		1	1		

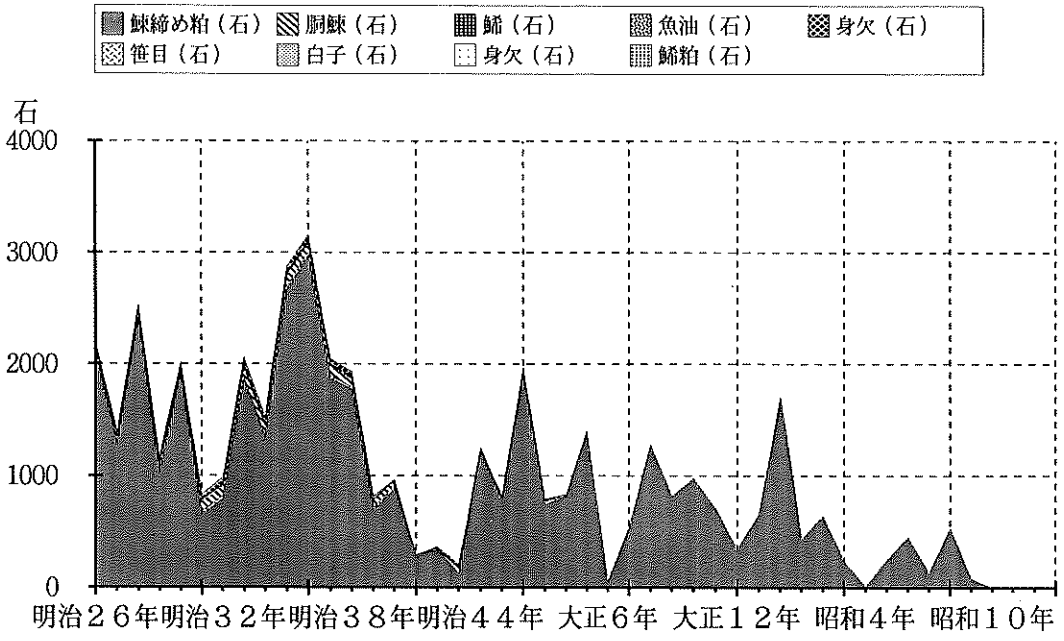

第12図　因佐賀漁場生産高（明治26年～昭和12年）

表８　佐賀漁場生産高（明治26年～昭和12年）

西暦	年	鰊締め粕（石）	笹目（石）	胴鰊（石）	白子（石）	鯡（石）	魚油（石）	鯡粕（石）	身欠（石）	総計
1893	明治２６年	2131.48	3.24	37.2	11.04	9.6	1.03			2193.59
1894	明治２７年	1285.7047	18.4	48.815	10.2452	3.23	0.755		31.6	1398.7499
1895	明治２８年	2412.581	9.1	52.5	9.466	9.745	0.99		28	2522.382
1896	明治２９年	1021.4996	20.11	62.1	11.84	12.1225	0.385	3.995	38.4	1170.4521
1897	明治３０年	1916.045825	18.7225	10.07	15.26	12.73	1.3225		38	2012.1508
1898	明治３１年	656.6095	22.8275	85.055	16.145	2.04	0.4025		46.4	829.4795
1899	明治３２年	792.535	21.186	84.745	17.23	3.42	0.46		60.8	980.376
1900	明治３３年	1865.3612	20.959	80.7	15.816	12.2136	1.9075		58.8	2055.7573
1901	明治３４年	1336.6894	20.63	85.05	12.495	12.2136	2.135		50.8	1520.013
1902	明治３５年	2671.108	24.8215	90.332	13.855	15.735	2.735		54.8	2873.3865
1903	明治３６年	2976.397	20.355	78.9	9.415	15.77	2.8425		50	3153.6795
1904	明治３７年	1871.9847	22.5425	77.35	14.485	16.8	2.635		40.8	2046.5972
1905	明治３８年	1776.8273	19.9	68.693	9.97	11.13	1.9975		38.8	1927.3178
1906	明治３９年	703.9948	17.835	56.162	8.47	7.725	1.1625		25.2	820.5493
1907	明治４０年	891.936	18.115	44.031	12.07		0		0	966.152
1908	明治４１年	291.492					0		0	291.492
1909	明治４２年	334.2281	4.935	14.25	1.625	2.34	0.3375		7.6	365.3156
1910	明治４３年	134.522		37.695	3.865	6	0.205		26	208.287
1911	明治４４年	1230.3069	10.375		5.12	5.04	1.74		0	1252.5819
1912	明治４５年	787.2005	3.935	12.55	2.225	2.795	0.855		11.2	820.7605
1913	大正２年	1916.1066	5.325	23.05	2.8825	3.225	1.835		17.2	1969.6241
1914	大正３年	742.27025	32.65	7.9	1.71	1.16	0.85		5.2	791.74025
1915	大正４年	817.03375	3.985	13.9125	1.575					836.50625
1916	大正５年	1398.453								1398.453
1917	大正６年	52.23								52.23
1918	大正７年	539.2108								539.2108
1919	大正８年	1275.9621								1275.9621
1920	大正９年	820.2								820.2
1921	大正１０年	978.6								978.6
1922	大正１１年	708.843								708.843
1923	大正１２年	340.186								340.186
1924	大正１３年	659.4								659.4
1925	大正１４年	1702.81								1702.81
1926	大正１５年	435								435
1927	昭和２年	643								643
1928	昭和３年	233.4								233.4
1929	昭和４年	14.8								14.8
1930	昭和５年	250								250
1931	昭和６年	450.6								450.6
1932	昭和７年	131.4								131.4
1933	昭和８年	529.8	14.4	12.4	4.8	19.2	0.5	5.4	181	767.5
1934	昭和９年	79.2								79.2
1935	昭和１０年	0								0
1936	昭和１１年	0								0
1937	昭和１２年									0

佐賀家漁場の鰊製品の生産

佐賀家漁場の生産に関しては明治26年までは内容がまだ、はっきりしない。明治26年以降の生産高は残存する清算帳などから窺うことができる。

明治26年の生産高は

絞め粕	2,131.48 石	15,462.426円
笹目	27本（3.24石）	72.67 円
胴鰊	744束（37.2石）	200.88 円
白子	18本（11.04石）	63.383円
数の子	16本（9.6石）	60.458円
身欠	【12石ぐらい？】	68.300円
魚油	206個（1.03石）	185.400円
計	2,205.59 石	16,003.517円

身欠の石数が不明であるが、明治27、８年の単価から計算すると、12石ほどになる。総生産高は約2,205石位になり、当時佐賀漁場の統数は12統であったから、１統につき180石程の収獲があったことになる。金額的には１万6000円台の収入を得ていることから１統あたり、1,333円の収入があった。

明治28年の佐賀漁場の生産高は次のとおりである

絞め粕	2,412.581石	12,247.356円
笹目	9.1 石	89.770円
胴鰊	52.5 石（1050本）	304.500円
白子	9.466石	75.246円
数の子	9.745石（21本）	77.492円
身欠	70本（31.6石）	175.000円
魚油	198個（0.99石）	198.000円
計	2,522.382石	13,167.364円

明治28年は13統が着業したことから、１統あたり194石、1,012円ほどの漁獲があった。

このころの製品の内訳は製品の96.5パーセントは鰊絞め粕でその他はわずかに3.5パーセントの比率にしかならない。明治26年から昭和初期までのの佐賀漁場生産高（第８表、第12図）を見てみると鰊収獲の平均90パーセント以上が鰊締め粕である。昭和初期まで因（カクダイ）佐賀漁場の鰊加工品の主力は鰊粕にあったことがわかる。但し昭和年代に入ると鮮魚としての生売りが多くなる傾向にあり、戦後はほとんどが生売りであった。ただ、昭和に入ってからの記録が不揃いなことからいつから生売りが主力になったのか明確ではない。昭和８年の生産高は次の通りである。

生鰊	181.0石	21.0%
身欠	97.6石	11.3%
胴鰊	12.4石	1.4%
白子	4.8石	0.5%
笹目	14.4石	1.7%
鯑	19.2石	2.2%
鱗	5.4石	0.6%

粕	529.8石	61.2%
魚油	0.5石	0.1%
計	865.1石	100.0%

これを見ると明治から大正にかけて生売りがほとんどなかったが、昭和８年には21パーセントの比率に上昇しており、90パーセント近かった締め粕の比率が60パーセント台にまで落ちている。戦後になるとほとんどが生売りに変わる。昭和22年の佐賀漁場の生売り鰊は6,744箱で石に直すと337.2石。昭和23年が生鰊59.375石と骨付身欠が45貫、昭和23年は生鰊321.9石の生産であった。つまり、ほとんどが生売りの鮮魚としての出荷が占めていたものと考えられる。

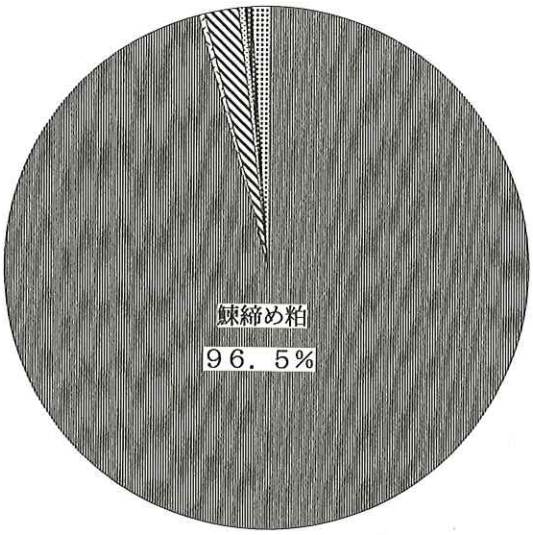

第13図　明治28年佐賀漁場生産物比率

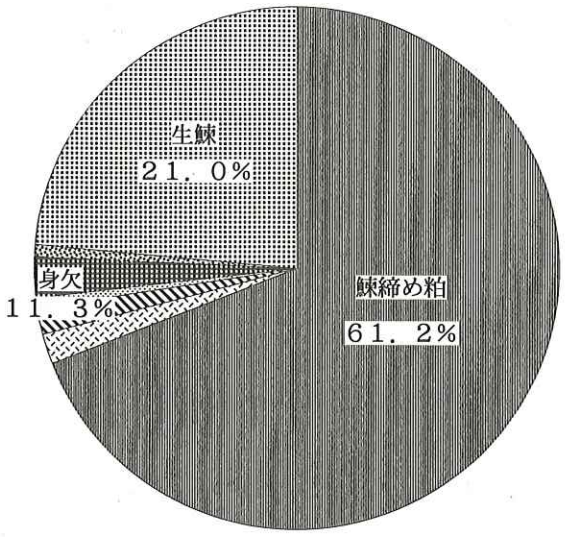

第14図　明治８年佐賀漁場生産物比率

次に明治26年から大正４年迄の生産高から見てみよう。生産高の総石数では第12図のように漁獲量の年変化が激しく変動していることがわかる。グラフの山形が年ごとに変化している。これは如何に鰊漁が不安定なものだったかを物語っている。最高は明治36年の3,156石でこれをピークに生産高は下降し始め、明治40、41年に最低になり、明治後半から大正初年にかけて盛り返したが長続きはせずすぐ不漁が続いたことがわかる。金額面では漁場全体では明治36年の37,100円を最高に生産高とほぼ同じ曲線で推移している。ただ、建網１統あたりの生産額では明治38年が最高で、１統あたり3,173円の生産をしている。明治26年から大正４年迄の年平均生産額は全漁場で17,355円。１統あたりの生産額の平均は1,536円となっており、やっと採算ベースにのっているといってよいであろう。明治20年の建網１統継続に要する経費は角網で1,164円、行成網で746円であるから、物価値上がり分を考えても、鰊漁だけでは収益をあげることは困難なことになる。

最高の漁獲のあった明治36年の漁場関係だけの収支を見てみると、表10のようになる。支出で第１位は買物の部で、これは漁期中の食料、漁網等の原材料などが主なものであり、第２位が漁夫等の給料、第３位が税金、第４位が土木建築費である。この年は、鰊製品保管倉であるトタ倉の竣工があり、平年の経費以上の土木建築費の支出があった。また、手当は支配人、帳場等の手当である。各漁場の手当はいわゆる九一金と称された漁獲に応じた配分金のことで、各漁夫に支払われた。総支出は28,603円１銭５厘でその年の漁獲物の総売上37,100円71銭３厘から差し引くと、8,497円69銭８厘が純利益となる。

表９　一統あたりの生産高（明治26年～大正４年）

	生産額（円）	１統あたりの生産額（円）	定置網統数
Ｍ２６	16,113	1,342	12
Ｍ２７	10,568	880	12
Ｍ２８	13,167	1,012	13
Ｍ２９	12,282	1,116	11
Ｍ３０	21,488	1,790	12
Ｍ３１	9,418	784	12
Ｍ３２	10,991	999	11
Ｍ３３	25,334	1,303	11
Ｍ３４	26,425	2,402	11
Ｍ３５	31,978	2,907	11
Ｍ３６	37,100	3,091	12
Ｍ３７	29,909	2,492	12
Ｍ３８	31,736	3,173	10
Ｍ３９	13,731	1,373	10
Ｍ４０	5,674	472	12
Ｍ４１	2,642	220	12
Ｍ４２	3,776	314	12
Ｍ４３	20,564	2,284	9
Ｍ４５	11,716	976	12
Ｔ２	32,546	3,254	10
Ｔ３	13,230	1,470	9
Ｔ４	1,413	128	11
平均	17,355	1,536	11

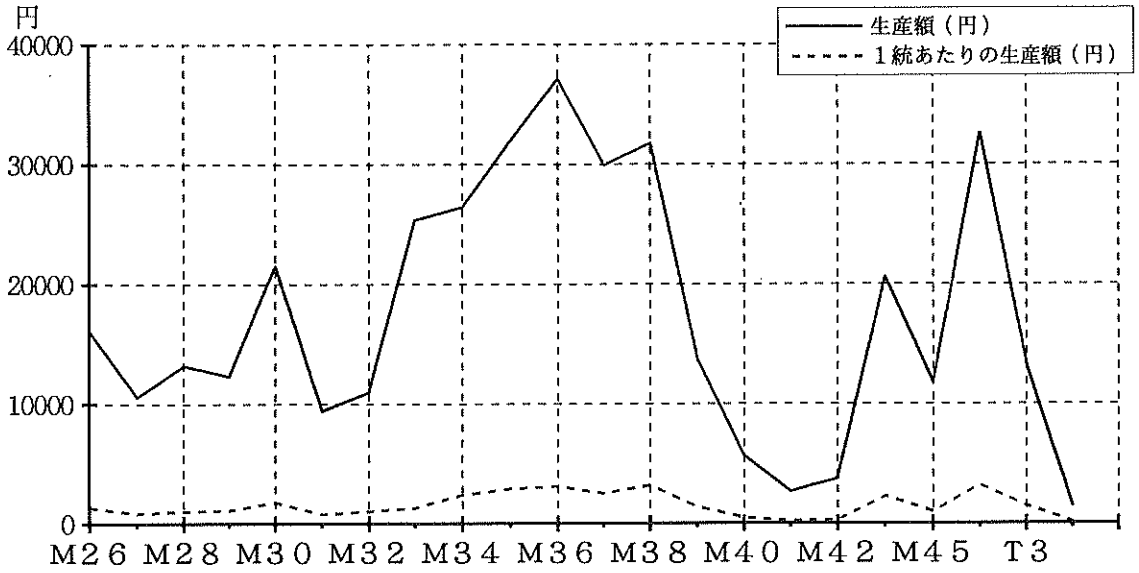

第15図　佐賀漁場全生産額及び１統あたりの生産額（明治26年～大正４年）

表10　明治36年佐賀漁場の収支

明治３６年漁場関係支出内訳

摘要	金額
買い物の部	14,867.647円
税金	2,434.119円
諸謝金等	1,111.170円
土木建築費	1,198.490円
通信費	100.953円
運賃乗船料	1,579.136円
給料	3,615.140円
手当	1,036.900円
元場手当	699.000円
カネダイ手当	275.000円
マルダイ手当	277.000円
留萌漁場手当	253.500円
ウスヤ漁場手当	520.000円
帳場経費	94.955円
入費	159.545円
支払	131.660円
渡し金	248.800円
計	28,603.015円

明治３６年漁場生産高

摘要	金額
絞め粕	33,782.113円
笹目	124.363円
胴鰊	637.359円
白子	120.908円
鯑	294.089円
身欠	336.381円
魚油	1,805.500円
計	37,100.713円

漁場生産物収入37,100.713円
漁場関係支出　28,603.015円
差引　8,497.698円

表11　明治42年佐賀漁場の収支

明治４２年漁場関係支出内訳

摘要	金額
買い物の部	5,587.63
税金	1,489.13
運賃等	629.91
土木細工料	316.92
旅費報酬	278.65
寄付義捐金	348.86
支店経費	191.48
漁場経費	48.94
手当	465.06
給料	2,740.50
支払	31.43
保険代等	345.50
計	12,474.01

明治４２年漁場生産高

摘要	金額
絞め粕	1,948.66
笹目	49.35
胴鰊	185.25
身欠	149.96
鯑	76.05
白子	24.37
魚油	209.25
計	2,642.89

漁場生産物収入　2,642.89
漁場関係支出　12,474.01
差引　-9,831.12

次に凶漁の年であった。明治42年の漁場関係だけの収支を見てみると、表11のようになる。この年は凶漁で漁獲物の総売上高は2,642円89銭しかなく、支出合計12,474円１銭を引くと、差引9,831円12銭の赤字となる。41年も不漁であったことから同程度の欠損が出たものと考えられる。この赤字の額は、明治36年の豊漁年の純益に近いことから、一度不漁になると豊漁年の純益が相殺されることがわかる。

そのため、不安定な鰊漁の直接経営のリスクを少しでも軽減するために、定置漁業の権利を賃貸または、現物納による漁場貸しをするようになる。佐賀家が初めて漁場を貸したのは、明治37年東定第２号行成網を福原宗太郎に貸賃10石、井口乙二郎に貸賃50石で貸したときである。38年には同じく東定第268号角網を井口乙二郎、稲延吉太郎に55石で、東定第12号鰊角網を二本柳音八に12石５斗で貸している。大正10年には１統を伊藤熊吉に１漁期2,150円50銭で賃貸契約を設定。大正12年の漁業調査報告書には佐賀清太郎名儀の定置権利が８統あり、その内２統を佐賀祥二郎及び永井伊惣治が経営している。この年は１統休業し、直営は４統であった。昭和２年には伊勢田仁太郎と３か年１漁期550円で賃貸契約を設定。昭和９年には４統、昭和11、12年は３統、昭和16年１統と定置漁業権を賃貸している。

このように昭和の不漁期に入ってからの経営リスクの回避をすることにより、佐賀家の鰊場経営成り立ったのである。

もうひとつ、漁業の経営のリスク回避の手段としてとられたのが本業である商業、および仕込、牧場経営、不動産などの多角経営にあったことは論をまたないが、その分析は今後に譲りたい。

（福士　廣志）

註及び参考文献

1　佐賀家の言い伝えによると、佐賀家は九州佐賀の武士で龍造寺家の家臣であったという。故あって、故郷を捨て陸奥国南部田名部五千石の北通下風呂に居を定め、代々商業海運業を営んできたという。商号は⊗（マルニイゲタ）を使用しているが、本来の家紋を転用したものらしく、代々受け継がれてきた火事装束には背に井桁の紋がはいっている。その先祖については、下風呂定住後の家系が追えるのみである。

佐賀家歴代当主

初代	俗名	平兵衛	享保19年寅	10月22日
			行年107才	
２代		平之丞	延享４年卯	１月20日
			行年82才	
３代		平之丞	安永５年申	３月28日
			行年78才	
４代		平之丞	文政２年卯	９月４日
			行年74才	
５代		平之丞	弘化元年辰	３月18日
			行年78才	
			実は別家大畑佐賀平七の子也	
６代	俗名	銀　蔵	文化12年亥	５月26日

		実は大畑佐賀惣助の子也。第７代目の妻の父たる由
７代	清右衛門	嘉永４年亥　　６月３日 行年39才 実は大畑別家鶴松の子也
８代	平之丞	明治26年７月24日 旧６月12日 行年68才 佐賀庄五郎の２男、庄四郎の兄也 ９代妻の父
９代	幾　治	明治41年３月９日 旧２月７日 行年65才 易国間林清助の２男　10代の父
10代	清太郎	昭和18年９月11日 行年80才 ９代の長男
11代	伊四郎	昭和32年１月６日 行年69才 10代の長男
12代	平一郎	11代の長男　現当主

2　笹澤魯羊編　風間浦村誌　下北新報社　昭和13年　p59, 60

3　註２に同じ　p87

4　鳴海健太郎　下北の海運と文化　北方新社　昭和52年　p202

5　天保八年十月の問屋看板が佐賀家に残されている。

6　天保四年水のと怨巳年　佐賀家所蔵文書

7　増第367号漁業者佐賀平之丞詳伝調査（北海道漁業誌　漁業家詳伝　北海道庁明治22年調査）北海道立図書館蔵河野常吉文庫
河野常吉　北海道史人名字彙　昭和54年　北海道企画出版センター
漁業家事蹟調　北水協会編纂　北海道漁業志稿　昭和10年
北海道立志編
佐賀平之丞略伝　佐賀清右衛門の事、佐賀庄四郎の事　（佐賀家所蔵文書写）

8　註７に同じ

9　越年人別改帳　弘化四年　佐賀家所蔵文書

10　當職面附帳　嘉永二年　佐賀家所蔵文書

11　公儀御役人様方御通行に付書上書（抜粋）　旧記書類写　留萌　河野常吉文庫北海道立図書館蔵

12　安政五午年村垣淡路守様御廻浦書上写　旧記書類写　留萌

13　文久三年建網笊網員数　旧記書類写　留萌

14　留萌水産会　留萌漁業沿革史
留萌町　留萌町史　昭和20年

15　明治９年の旧請負人による漁場持の廃止まで、鮭、鱒の漁業は旧請負人だけに許されてきたものであり、二八取出身の佐賀家が鮭、鱒の建網を経営したのは明治10年以降の事と考えられる。

16　明治26年に８代佐賀平之丞が死去していることから、因（カクダイ）支配人の交代もこのころと考えられる。佐賀庄四郎は八代平之丞の実弟であり、孫の10代佐賀清太郎が明治27年に相続を済ませていることを考えると、支配人の交代も一緒に行っている可能性がある。次の支配人になった佐賀徳治は10代清太郎の実弟である。支配人交代の具体的日時は特定できないが、残されている公用書類の署名から行くと明治25, 6年頃のことと考えられる。

17　免許漁業原簿　北海道開発調整部経済調査室図書室蔵
明治34年４月　漁業法の公布され、翌35年７月１日施行された。これはわが国最初の漁業法として、戦後の昭和26年に新漁業法がができるまで我国の漁業秩序を維持する基本法であった。この法律によって、定置漁業権に関しては地方長官の管轄となり、操業の許可権を握った。この漁業権は私的財産となり、土地等と同じ扱いを受けた。この原簿は漁業権の登記簿の役目を果たしたものである。

18　隣接建網場とのトラブルは絶えなかったようで、建網場新設や角網への変更には隣接場所の漁業権者の了解を得なければ不可能であった。

参考文献

佐賀漁場に関する表、図は次にあげる佐賀家所蔵資料によった。

因佐賀漁場関係　文献資料（仮）目録

番号	資料名	点数	形態	作成年	摘要	西暦
1	営業方法書	1		年代不詳		
2	土地貸下願	4		年代不詳	北海道庁長官宛	
3	栖原支店（写）	1	Ｂ４		佐賀家文書	
4	送り（写）	1	Ｂ４		佐賀家文書	
5	書置状・心得書（写）	1	Ｂ４	延享３年	佐賀家文書	1746
6	付込帳	1	横帳	文政２年	佐賀家借用文書	1819
7	萬扣帳	1	横帳	文政５年１月	佐賀家借用文書	1822
8	天保４年水のと巳年（写）	1	Ｂ４		佐賀家文書	1832
9	往来旅人改扣書上帳（写）	1	Ｂ４	弘化３年	佐賀家文書	1846
10	越年人別改帳（写）	1	Ｂ４	弘化４年	佐賀家文書	1847
11	鯡場仕入物勘定帳（写）申七月	1	Ｂ４	嘉永元年	佐賀家文書	1848
12	萬覚帳	1	横帳	弘化５年（嘉永１年）	佐賀家借用文書	1848
13	當職面附帳（写）	1	Ｂ４	嘉永２年	佐賀家文書	1849
14	鯡場仕込帳	1	横帳	嘉永３年	佐賀家借用文書	1850
15	鯡場仕入物勘定帳（写）卯十月	1	Ｂ４	安政２年	佐賀家文書	1855
16	鯡場仕入帳	1	横帳	安政３年11月	佐賀家借用文書	1856
17	鰊場仕篭帳	1	横帳	安政３年	佐賀家借用文書	1856
18	鯡場萬覚帳	1	横帳	安政７年（万延１年）	佐賀家借用文書	1860
19	大福帳	1	横帳	文久２年		1862
20	鯡場仕込帳	1	横帳	文久４年（元治１年）	佐賀家借用文書	1864
21	付込帳	1	横帳	明治５年１月	佐賀家借用文書	1872
22	鯡場仕込帳	1	横帳	明治６年	佐賀家借用文書	1873
23	鯡場仕込帳	1	横帳	明治７年１月	佐賀家借用文書	1874
24	付込帳	1	横帳	明治９年10月	佐賀家借用文書	1876

番号	資料名	点数	形態	作成年	摘要	西暦
25	御賣仕切外28篇（写）	1	B 4	明治10年	佐賀家文書	1877
26	鯡場仕込帳	1	横帳	明治13年	佐賀家借用文書	1880
27	積込計算帳	1	横半帳	明治14年５月	明治18年まで	1881
28	鰊場仕篭帳	1	横帳	明治15年	佐賀家借用文書	1882
29	場所調帳	1		明治15年		1882
30	諸願届綴	1	B 5	明治16年	明治21年まで・寄留人届・着業願等	1883
31	諸品貸付帳	1	横帳	明治16年３月		1883
32	安渡より場所まで差引書	1	横帳	明治16年	福治	1883
33	通	1		明治16年９月	留萌栖原店	1883
34	諸品買入差引請込帳	1	横帳	明治17年		1884
35	諸品貸付帳	1	横帳	明治17年３月		1884
36	官林・主副産物拂下規則（写）	1	B 5	明治18年		1885
37	カナキー艘張網・鰯沖引網（写）	1	B 4	明治18年	佐賀家文書	1885
38	第１号附込帳	1	横帳	明治18年７月		1885
39	漁船原簿	1	B 5	明治18年９月	岬マルサン漁場	1885
40	越歳若者貸付帳	1	横帳	明治19年８月		1886
41	濱買入	1		明治19年３月		1886
42	諸願届御指令書留	1	B 5	明治20年１月	昭和６年まで	1887
43	鰊場額帳	1	横帳	明治21年	佐賀家借用文書 （明治31年まで記載あり）	1888
44	附篭帳	1	横帳	明治21年７月		1888
45	金銭請払帳	1	横帳	明治21年11月		1888
46	若物諸品貸附帳	1	横帳	明治21年11月		1888
47	古網控	1	横帳	明治21年12月５日	山本籐吉	1888
48	残品調帳	1	横帳	明治21年３月		1888
49	鯡場付込帳	1	横帳	明治22年	佐賀家借用文書	1889
50	海産物調帳	1	横帳	明治22年		1889
51	附篭帳	1	横帳	明治22年７月		1889
52	漁場勘定帳	1	横帳	明治22年３月		1889
53	諸願届雛形合綴	1	B 5	明治22年１月		1889
54	判取帳	1		明治22年３月	佐賀庄四郎	1889
55	附込帳	1	横帳	明治23年７月		1890
56	諸品受払帳	1	横帳	明治23年		1890
57	倉庫残品帳	1	横帳	明治23年３月		1890
58	丘傭勘定帳	1	横帳	明治23年３月		1890
59	漁場勘定帳	1	横帳	明治23年３月		1890
60	漁場台帳	1	縦帳	明治24年11月		1891
61	鰊場勘定帳	1	横帳	明治24年１月	佐賀家借用文書	1891
62	鯡場仕込帳	1	横帳	明治24年	佐賀家借用文書	1891
63	土地・建物・漁船台帳	1	帳簿	明治24年	昭和10年まで記載	1891
64	附込帳	1	横帳	明治24年		1891
65	漁場勘定帳	1	横帳	明治24年３月		1891
66	判取帳	1		明治24年11月		1891
67	地図綴	1		明治25年	佐賀漁場関係地番・地積図	1892
68	官林木特許願	1	B 5	明治25年	御料局札幌支庁増毛出張所宛	1892
69	金銭出入帳	1	横帳	明治25年１月		1892
70	当座帳	1	B 5	明治25年		1892
71	精算帳	1	B 5	明治25年		1892
72	収支精算帳（全）附精算（写）	1	B 4	明治26年	佐賀家文書	1893
73	鰊建網場変更願	1	B 5	明治26年	留萌郡長宛	1893
74	附篭帳	1	横帳	明治26年７月		1893
75	使傭勘定帳	1	横帳	明治26年３月		1893
76	金銭出入帳	1	横帳	明治26年３月		1893
77	諸願書綴集	1	B 5	明治26年３月		1893
78	大福帳	1	横帳	明治26年１月	明治32年まで記載あり。漁場勘定之部・店卸之部・ほか	1893
79	精算書・収支決算書（写）	1	B 4	明治27年度	佐賀家文書	1894
80	世話内貸□□□帳	1	横帳	明治27年		1894
81	当座帳	1	B 5	明治27年		1894

番号	資料名	点数	形態	作成年	摘要	西暦
82	大福帳	1	B 5	明治27年		1894
83	精算簿（写）	1	B 4	明治28年	佐賀家文書	1895
84	附込帳	1	横帳	明治28年７月		1895
85	使傭勘定帳	1	横帳	明治28年３月		1895
86	土地出願却下書類	1	B 5	明治28年	明治28年以降	1895
87	公用書類	1	B 5	明治28年		1895
88	判取帳	1		明治28年８月		1895
89	濱	1		明治28年３月		1895
90	臨時差引帳	1	帳簿	明治29年		1896
91	精算帳－副－（写）	1	B 4	明治29年	佐賀家文書	1896
92	精算帳－正－（写）	1	B 4	明治29年	佐賀家文書	1896
93	店卸帳	1	横帳	明治29年７月		1896
94	給料手当帳	1	横帳	明治29年３月		1896
95	積出帳	1	横帳	明治29年７月		1896
96	公用書類	1	B 5	明治29年		1896
97	総代人漁業組合納税所規則	1	B 5	明治29年		1896
98	使傭勘定帳	1	B 5	明治29年		1896
99	大福帳	1	B 5	明治29年		1896
100	世話内荷物調帳	1	横帳	明治29年５月		1896
101	精算帳－正－（写）	1	B 4	明治30年	佐賀家文書	1897
102	使傭勘定帳	1	帳簿	明治30年		1897
103	人夫帳	1	横帳	明治30年３月		1897
104	公用書類	1	B 5	明治31年		1897
105	公用書類	1	B 5	明治30年		1897
106	金銭出入帳	1	B 5	明治30年10月		1897
107	金銭出入帳	1	B 5	明治30年１月		1897
108	精算帳－正－（写）	1	B 4	明治31年度	佐賀家文書	1898
109	精算帳－副－（写）	1	B 4	明治31年度	佐賀家文書	1898
110	精算帳－副－（写）	1	B 4	明治31年度	佐賀家文書	1898
111	仕込帳	1	横帳	明治31年	佐賀家借用文書 （明治41年まで記載あり）	1898
112	差引帳	1	帳簿	明治31年	明治38年まで・漁獲物・仕入物品等	1898
113	金銭出入帳	1	B 5	明治31年12月より32年10月まで		1898
114	使傭勘定帳	1	B 5	明治31年		1898
115	仮称諸品出入帳	1	B 5	明治32年から		1899
116	付込帳	1	横帳	明治32年	佐賀家借用文書	1899
117	金銭出入帳	1	帳簿	明治32年		1899
118	精算帳－副－（写）	1	B 4	明治32年	佐賀家文書	1899
119	公用書類	1	B 5	明治32年		1899
120	判取帳	1		明治32年４月		1899
121	精算帳－副－（写）	1	B 4	明治33年度	佐賀家文書	1900
122	使傭勘定帳	1	帳簿	明治33年度		1900
123	漁場勘定帳	1	横帳	明治33年９月		1900
124	公用書類	1	B 5	明治33年		1900
125	貸家貸地賃調帳	1	B 5	明治33年11月		1900
126	金銭出入帳	1	横帳	明治33年12月		1900
127	漁場決算書	1	帳簿	明治34年	各漁場	1901
128	精算帳－副－（写）	1	B 4	明治34年	佐賀家文書	1901
129	金銭出入帳	1	帳簿	明治34年		1901
130	公用書類綴	1	B 5	明治34年		1901
131	使傭勘定帳	1	B 5	明治34年		1901
132	精算帳－副－（写）	1	B 4	明治35年度	佐賀家文書	1902
133	公用書類綴	1	B 5	明治35年		1902
134	金銭請払帳	1	横帳	明治35年度	自明治34年４月　至明治35年７月迄	1902
135	使傭勘定帳	1	帳簿	明治35年度		1902
136	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治35年４月	カネダイ	1902
137	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治35年４月		1902
138	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治35年４月	マルダイ	1902
139	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治35年４月	元漁場	1902

番号	資料名	点数	形態	作成年	摘要	西暦
140	手廻掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治35年４月		1902
141	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治35年４月	留萌漁場	1902
142	留萌共同焚玉数調帳	1	横帳	明治35年４月	ウスヤ漁場	1902
143	土蔵建築経費帳	1	横帳	明治35年５月		1902
144	北海道漁業取締規則解釈（正本）	1	Ｂ６	明治36年		1903
145	公用書類綴	1	Ｂ５	明治36年		1903
146	留萌堤防敷地契約書入	1	Ｂ５	明治36年・同41年		1903
147	使傭勘定帳	1	帳簿	明治36年		1903
148	精算帳－副一（写）	1	Ｂ４	明治36年	佐賀家文書	1903
149	附込帳	1	横帳	明治36年３月		1903
150	漁夫給料・手当調帳	1	横帳	明治37年・同38年		1904
151	漁船台帳	1		明治37年	明治37年・同39年・大正２年（３年綴）	1904
152	使傭勘定帳	1	帳簿	明治37年度		1904
153	精算帳－副一（写）	1	Ｂ４	明治37年	佐賀家文書	1904
154	公用書類綴	1	Ｂ５	明治37年		1904
155	５ヶ所掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治37年４月		1904
156	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治37年４月	元場	1904
157	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治37年４月	カネダイ	1904
158	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治37年４月	マルダイ	1904
159	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治37年４月	ウスヤ漁場	1904
160	５ヶ所手間取呉帳	1	横帳	明治37年４月		1904
161	手廻掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治37年４月		1904
162	漁場貸賃石数調	1	Ｂ５	明治37年		1904
163	金銭判取帳	1	Ｂ５	明治37年６月より明治41年５月まで		1904
164	記	1	Ｂ５	明治37年度		1904
165	公用書類綴	1	Ｂ５	明治38年		1905
166	使傭勘定帳	1	帳簿	明治38年度		1905
167	題名ナシ（仮称金銭出入帳）	1	帳簿	明治38年	大正６年まで・金銭出納簿？	1905
168	甲号差引帳	1	帳簿	明治38年	明治45年まで・漁場・地代・現金貸付・物品購入等	1905
169	乙号差引帳	1	帳簿	明治38年	明治40年まで・漁獲物販売・用具買入（甲号との対比必要）	1905
169	乙号差引帳	1	帳簿	明治38年		1905
170	精算帳－正一（写）	1	Ｂ４	明治38年度	佐賀家文書	1905
171	漁場貸賃原簿	1	Ｂ５	明治38年		1905
172	覚（仮称）	1	Ｂ５	明治38年		1905
173	公用書類綴	1	Ｂ５	明治39年		1906
174	精算帳（写）	1	Ｂ４	明治39年	佐賀家文書	1906
175	送り状　本店（写）	1	Ｂ４	明治39年	佐賀家文書	1906
176	使傭勘定帳	1	帳簿	明治39年度		1906
177	漁場貸賃帳	1	Ｂ５	明治39年		1906
178	覚（仮称）	1	Ｂ５	明治39年		1906
179	海濱地指令書	1	Ｂ５	明治40年度	明治40年以降	1907
180	使傭勘定帳	1	帳簿	明治40年		1907
181	公用書類綴	1	Ｂ５	明治40年		1907
182	鰊場勘定帳	1	横帳	明治40年１月	佐賀家借用文書	1907
183	漁場貸賃帳	1	Ｂ５	明治40年		1907
184	覚	1	Ｂ５	明治40年10月16日より		1907
185	覚（仮称）	1	Ｂ５	明治40年		1907
186	金銭出入帳	1	横帳	明治40年３月		1907
187	手廻掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治40年４月		1907
188	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治40年４月	因元漁場	1907
189	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治40年４月	臣漁場	1907
190	各漁場掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治40年４月	元場・臼谷・臣・干漁場	1907
191	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治40年４月	臼谷漁場	1907
192	各漁場手間取呉渡帳	1	横帳	明治40年４月		1907
193	掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治40年４月	干漁場	1907
194	乙号差引帳	1	帳簿	明治41年	明治44年まで・漁獲物販売・用具買入（甲号との対比必要）	1908
195	公用綴	1	Ｂ５	明治41年		1908

番号	資料名	点数	形態	作成年	摘要	西暦
196	使傭勘定帳	1	B 5	明治41年		1908
197	精算帳－正－（写）	1	B 4	明治42年	佐賀家文書	1909
198	鰊鮑鯣方勘定帳	1	横帳	明治42年	佐賀家借用文書	1909
199	金銭出入帳（仮称）	1	帳簿	明治42年度		1909
200	附込帳	1	横帳	明治42年９月		1909
201	使傭勘定帳	1	B 5	明治42年		1909
202	精算帳－正－（写）	1	B 4	明治43年	佐賀家文書	1910
203	公用書類綴	1	B 5	明治43年		1910
204	漁場蔵入帳	1	横帳	明治43年６月		1910
205	カネダイ漁場漁具渡帳	1	横帳	明治43年３月		1910
206	漁具残物帳	1	横帳	明治43年６月		1910
207	蔵々残物帳	1	横帳	明治43年３月		1910
208	覚（仮称）	1	B 5	明治43年		1910
209	使傭勘定帳	1	B 5	明治43年		1910
210	金銭出入帳	1	横帳	明治43年３月		1910
211	貸地・貸家賃取立帳	1	横帳	明治43年11月		1910
212	使傭勘定帳	1	帳簿	明治44年度		1911
213	公用書類綴	1	B 5	明治44年		1911
214	精算帳－正－（写）	1	B 4	明治44年	佐賀家文書	1911
215	各漁場掛鰊玉数調帳	1	横帳	明治44年４月		1911
216	甲号差引帳	1	帳簿	明治45年	大正９年まで・漁場・地代・現金貸付・物品購入等	1912
217	公用書類綴	1	B 5	明治45年		1912
218	乙号差引帳	1	帳簿	明治45年	大正４年まで・漁獲物販売・用具買入（甲号との対比必要）	1912
219	精算帳－正－（写）	1	B 4	明治45年・大正元年度	佐賀家文書	1912
220	金銭出入帳（仮称）	1	帳簿	明治45年度	大正元年	1912
221	附込帳	1	横帳	明治45年３月		1912
222	使傭勘定帳	1	B 5	明治45年		1912
223	畑地貸賃取立帳	1	横帳	大正２年		1913
224	精算帳－正－（写）	1	B 4	大正２年	佐賀家文書	1913
225	公用書類綴	1	B 5	大正２年度		1913
226	覚（仮称）	1	B 5	大正２年		1913
227	貸地・貸家賃取立帳	1	横帳	大正２年１月		1913
228	畑地貸賃取立帳	1	横帳	大正３年		1914
229	公用書類綴	1	B 5	大正３年度		1914
230	精算帳－正－（写）	1	B 4	大正３年	佐賀家文書	1914
231	使傭勘定帳	1	B 5	大正３年		1914
232	諸品受払帳	1	B 5	大正３年		1914
233	覚（仮称）	1	B 5	大正３年		1914
234	金銭出入帳（仮称）	1	帳簿	大正４年度		1915
235	貸家・貸地台帳	1	帳簿	大正４年	大正14年まで	1915
236	乙号差引帳	1	帳簿	大正４年	大正13年まで・漁獲物販売・用具買入（甲号との対比必要）	1915
237	公用綴	1	B 5	大正４年度		1915
238	貸地・貸家賃取立帳	1	横帳	大正４年１月		1915
239	畑地賃貸取立帳	1	横帳	大正４年７月		1915
240	覚	1	横帳	大正４年12月	各証書文一覧・明治35年11月28日の日付け	1915
241	公用書類綴	1	B 5	大正５年度		1916
242	漁場精算書	1	堅帳	大正５年		1916
243	諸品直盛帳	1	横帳	大正５年６月	大正５年以降	1916
244	使傭勘定帳	1	B 5	大正５年度		1916
245	覚（仮称）	1	B 5	大正５年６年		1916
246	公用書類綴	1	B 5	大正６年		1917
247	使傭勘定帳	1	B 5	大正６年度		1917
248	公用書類綴	1	B 5	大正７年度		1918
249	金銭出入帳（仮称）	1	帳簿	大正７年度		1918
250	海産物調書・鰊製品調書	1	帳簿	大正７年	昭和９年まで（昭和８年欠落）	1918

番号	資料名	点数	形態	作成年	摘要	西暦
251	カネダイ漁場漁具明細書	1	B 5	大正７年		1918
252	使傭勘定帳	1	B 5	大正７年		1918
253	使傭勘定帳	1	帳簿	大正８年度		1919
254	公用書類綴	1	B 5	大正８年度		1919
255	金銭出入帳（仮称）	1	帳簿	大正８年度		1919
256	精算書	1		大正８年		1919
257	金銭出入帳	1	横帳	大正８年		1919
258	カネダイ漁場漁具渡帳	1	横帳	大正８年３月		1919
259	各所掛鰊玉数調帳	1	横帳	大正８年４月		1919
260	公用書類綴	1	B 5	大正９年度		1920
261	使傭勘定帳	1	B 5	大正９年		1920
262	甲台帳	1	帳簿	大正10年以降	漁場・地代・物品等　199名分	1921
263	公用書類綴	1	B 5	大正10年度		1921
264	使傭勘定帳	1	B 5	大正10年度		1921
265	仕訳帳	1	B 5	大正11年		1922
266	公文書綴	1	B 5	大正11年度		1922
267	使傭勘定帳	1	B 5	大正11年		1922
268	付込帳	1	横帳	大正11年11月		1922
269	使傭勘定帳	1	帳簿	大正12年度		1923
270	列堺荷渡帳	1	横帳	大正12年４月	久々津商店代・小樽に汽車積	1923
271	列堺荷渡帳	1	横帳	大正12年４月	旭川汽車積・胴鰊	1923
272	生身欠荷渡帳	1	横帳	大正12年４月	元場	1923
273	雑粕荷渡帳	1	横帳	大正12年５月		1923
274	笹目荷渡帳	1	横帳	大正12年５月	元場	1923
275	日下部身欠荷渡帳	1	横帳	大正12年５月	臼谷	1923
276	海産物買入帳	1	横帳	大正12年６月		1923
277	雑粕受取帳	1	横帳	大正12年６月	臼谷・元場	1923
278	今立魚油荷渡帳	1	横帳	大正12年７月		1923
279	列堺荷渡帳	1	横帳	大正12年10月		1923
280	列堺胴鰊荷渡帳	1	横帳	大正12年12月		1923
281	使傭勘定帳	1	帳簿	大正13年度		1924
282	公用書類綴	1	B 5	大正13年度	大正12年合綴	1924
283	差引帳・仕切帳	1	帳簿	大正13年８月	昭和10年まで	1924
284	公用書類綴	1	B 5	大正14年度	大正15年度・昭和２年度合綴	1925
285	使傭勘定帳	1	帳簿	大正14年度		1925
286	金銭出入帳	1	帳簿	大正14年	大正15年・昭和２年	1925
287	各倉庫漁具出入扣	1	横帳	大正14年４月	土丹蔵・壱番蔵・四番蔵・五番蔵・七番蔵・賄蔵・分形	1925
288	掛鰊玉数調帳	1	横帳	大正14年４月		1925
289	使傭勘定帳	1	帳簿	大正15年度		1926
290	漁具残物扣	1	横帳	大正15年５月	トロッコ使用	1926
291	蔵々残物帳	1	横帳	大正15年６月	壱番蔵・四番蔵・五番蔵・七番蔵・土丹蔵・賄蔵	1926
292	店用受拂帳	1	帳簿	大正15年		1927
293	各所廻人別帳	1	横帳	昭和２年３月	附：日向丸（切揚船）乗船者氏名及年令・昭和２年６月10日	1927
294	金物蔵出帳	1	横帳	昭和２年３月		1927
295	切符下附帳	1	横帳	昭和２年３月	大湊に於て	1927
296	蔵々残物帳	1	横帳	昭和２年３月	壱番蔵・四番蔵・五番蔵・七番蔵・土丹蔵・賄蔵	1927
297	壱号分形網蔵出帳	1	横帳	昭和２年３月	永井	1927
298	漁具蔵出帳	1	横帳	昭和２年３月		1927
299	弐号分形網蔵出帳	1	横帳	昭和２年３月	鹿糠	1927
300	分形網収穫調帳	1	横帳	昭和２年４月	永井・鹿糠分形	1927
301	掛鰊玉数調帳	1	横帳	昭和２年４月		1927
302	各所掛鰊玉数調帳	1	横帳	昭和２年４月	元場・臼谷漁場	1927
303	喜久丸品貸付帳	1	横帳	昭和２年４月		1927
304	釜焚沖上粕干出面支払帳	1	横帳	昭和２年４月		1927
305	使傭帳	1	帳簿	昭和３年度以降	昭和4.5.　6年	1928

番号	資料名	点数	形態	作成年	摘要	西暦
306	漁具蔵出帳	1	横帳	昭和３年３月		1928
307	浜塚漁具受取帳・濱塚漁具渡帳	1	横帳	昭和３年５月	浜塚漁具受取帳（５月）・濱塚漁具渡帳（３月）	1928
308	貸地台帳	1	帳簿	昭和４年		1929
309	總経費帳（店用請拂）	1	帳簿	昭和４年		1929
310	當座帳	1	横帳	明治４年	佐賀家借用文書	1929
311	公用書類綴	1	Ｂ５	昭和４年１月		1929
312	重用書類扣	1	帳簿	昭和４年１月	契約書、諸手続きの草案文等	1929
313	金銭出入帳	1	帳簿	昭和４年	昭和5.6年	1929
314	各店買物帳	1	Ｂ５	昭和４年		1929
315	漁夫雇入金銭受払帳	1	横帳	昭和４年３月		1929
316	總経費帳（雑費買物ノ部）参冊ノ内	1	帳簿	昭和５年	昭和６・７年	1930
317	總経費帳（本店用請拂）	1	帳簿	昭和５年		1930
318	貸地貸家台帳	1	帳簿	昭和５年	昭和４年まで	1930
319	公文書綴	1	Ｂ５	昭和５年度		1930
320	公文書綴	1	Ｂ５	昭和６年度		1931
321	總経費帳	1	帳簿	昭和６年		1931
322	仕込帳	1	横帳	昭和６年		1931
323	金銭出入帳	1	帳簿	昭和６年度	昭和7.8.　9年	1931
324	掛練玉数調帳	1	横帳	昭和６年３月		1931
325	諸品一時貸付帳	1	横帳	昭和６年３月		1931
326	永井・鹿糠分形網蔵出入帳	1	横帳	昭和６年３月		1931
327	各場所収穫帳	1	横帳	昭和６年４月	元場・鹿糠・永井漁場・山守廣次	1931
328	漁具蔵入帳	1	横帳	昭和６年６月	壱番蔵・六番蔵・五番蔵・四番蔵・雑羽入ノ蔵・田廊下蔵・元場ノむしろ蔵	1931
329	使傭帳	1	帳簿	昭和７年度以降	昭和7.8.　9年	1932
330	大福帳	1	横帳	昭和７年		1932
331	山守貸場網蔵出帳	1	横帳	昭和７年３月	臼谷・山守廣次	1932
332	貸地台帳	1	帳簿	昭和８年		1933
333	總経費帳	1	帳簿	昭和８年１月	費目毎に明細記入	1933
334	總経費帳	1	帳簿	昭和８年		1933
335	當用日記	1	Ｂ５	昭和８年		1933
336	判取帳	1		昭和８年		1933
337	附込帳	1	横帳	昭和９年４月	昭和11年９月まで	1934
338	金銭出入帳	1	帳簿	昭和９年	昭和10.11.12年	1934
339	日記	1	ｅ６	昭和９年	昭和10年も記載	1934
340	總経費帳	1	帳簿	昭和９年		1934
341	總経費帳	1	帳簿	昭和９年		1934
342	仮称仕切差引帳	1	Ｂ５	昭和９年		1934
343	總経費帳	1	帳簿	昭和10年		1935
344	貸地台帳	1	帳簿	昭和10年		1935
345	消込帳	1	横帳	昭和10年３月	佐賀家借用文書	1935
346	山守貸場漁具倉出入帳	1	横帳	昭和10年３月		1935
347	總経費帳（第１号）	1	帳簿	昭和11年		1936
348	總経費帳（第２号）	1	帳簿	昭和11年		1936
349	附込帳	1	横帳	昭和11年		1936
350	漁場人別帳	1	横帳	昭和11年３月		1936
351	諸品貸付帳	1	横帳	昭和11年３月		1936
352	山守貸場漁具倉出入帳	1	横帳	昭和11年３月		1936
353	總経費帳	1	Ｂ５	昭和12年		1937
354	漁場人別帳	1	横帳	昭和12年		1937
355	貸地台帳	1	帳簿	昭和12年		1937
356	漁場倉出入帳	1	横帳	昭和12年		1937
357	總経費帳	1	帳簿	昭和12年		1937
358	使傭帳	1	帳簿	昭和12年		1937
359	経費帳	1	帳簿	昭和13年		1938
360	永井鹿糠歩形網倉出入帳	1	横帳	昭和13年３月		1938
361	人別帳	1	横帳	昭和13年３月	船頭等役の明記あり	1938
362	貸地台帳	1	Ｂ５	昭和14年		1939

番号	資料名	点数	形態	作成年	摘要	西暦
363	付込帳	1	横帳	昭和14年	自昭和14年　至昭和16年迄の記載あり	1939
364	鹿糠歩形網倉入帳	1	横帳	昭和14年5月		1939
365	各漁場収穫調帳	1	横帳	昭和14年3月	元場・永井・鹿糠・長尾・山守	1939
366	漁夫人別帳	1	横帳	昭和14年3月	青森関係	1939
367	金銭出入帳	1	横帳	昭和14年12月		1939
368	地賃取立覚	1	B5	昭和15年		1940
369	漁具蔵入帳	1	横帳	昭和15年		1940
370	大帳	1	B5	昭和15年1月		1940
371	漁具蔵入帳	1	横帳	昭和16年5月		1941
372	日誌	1	帳簿	昭和16年度	一部昭和17年度分・及び漁撈に関するメモあり	1941
373	人別調帳	1	横帳	昭和19年3月		1944
374	支出内訳帖	1	ノート	昭和22年		1947
375	労働者名簿	1	B5	昭和25年		1950
376	賃金台帳	1	B5	昭和25年		1950
377	買物帳	1		昭和26年度		1951

鰊　関　係　年　表

暦　年　号	で　き　ご　と	
1441　文安 4	陸奥の馬之助松前白符村に来て鰊漁に従事	
1590　天正18		蠣崎慶広が豊臣秀吉より蝦夷島主の待遇を受け、蝦夷地の実質的支配者となる。
1596　慶長年間	ルルモッペ場所開設される。	
〜		徳川家康征夷大将軍に任ぜられる。
1614		
1601　慶長 6		爾志郡突符村で鰊漁が始められる。
1614　慶長19		福山の八木八右衛門西蝦夷地小樽内に来て鰊漁を始める。
1627　寛永 4	初代佐賀平兵衛生まれる。	
1634　寛永11	松前景広(慶広の第 6 子)ルルモッペ場所の知行主となる。	
1663　寛文 3	2 代佐賀平之丞生まれる。	
1667　寛文 7		敦賀向けの移出品に鰊と数の子がみられる。(敦賀郡誌)
1669　寛文 9		西蝦夷地出産物の中に鰊と数の子がみられる。(津軽一統志)
1688　元禄元	下風呂薬師如来記に里長佐賀氏の名あり。	
1690　元禄 3		1 月30日、松前藩、鰊取船 1 隻より砂金 1 分宛徴収、高間帳付 1 人に付10匁宛支度金として下付、残りを鰊御小屋雑用に充てることにする。(松前沖之口御役所規定書) 2 月10日、鰊御条目・沖の口法度書を鰊御小屋奉行氏家只右衛門に下付。江差より粒鰊・明鮑の直送を願出する者には水主 1 人に付金 3 分宛徴収。
1691　元禄 4		熊石村以北への追い鰊禁止
1692　元禄 5	3 代佐賀平之丞生まれる。	
1701　元禄14		鰊披及び切数の子を幕府へ献上 蝦夷地和人人口20,086人(福山秘府)
1706　宝永 3		鰊身欠きを幕府へ献上
1710　宝永 7		蝦夷の産物として鰊身欠き、鰊披、干鰊あり。(蝦夷記)
1717　享保 2		端鰊(胴鰊)、鰊身欠き、丸干鰊、数の子、白子、寄鰊子あり。(松前蝦夷記) この年まで鰊役は一律に干鰊14丸(1 丸は鰊200本)
1719　享保 4	このころからルルモッペ場所は松前藩士工藤家の世襲地となる。一時岡田弥三右衛門(2 代以降)がルルモッペ場所請負人となる。 西蝦夷地への追い鰊漁緩和。 松前藩鰊役改正。漁獲高の15分の 1 を鰊役として徴収。	
1734　享保19	10月22日初代平兵衛死去。享年107歳。	
1741　元文 6 寛保元	4 代佐賀平之丞生まれる。	
1746　延享 3		青森で松前鰊場渡船の調査実施。総数68隻、船頭水主ら203人を数える。
1747　延享 4	1 月20日 2 代佐賀平之丞死去。享年82歳。	
1750　寛延 3	初代村山伝兵衛がルルモッペ場所の請負人になる。	
寛延年間		松前鰊の諸国への販路拡大。
1753　宝暦 3		鰊役改正。漁獲高の15分の 1 の束役(現物納)をやめ、漁船の大小にによる船役を課す。(図合船金 3 歩、

暦年号	できごと	
		三半船金1歩)
1755 宝暦5		鰊船役1隻に付金1歩増額。
1760 宝暦10		蝦夷地和人人口21,561人(御巡見日誌)
1766 明和2	5代佐賀平之丞生まれる。	
1769 明和6		松前藩、手間船による鰊取を禁止。ただし、乗替船なきに付この年のみ手間印をたてて鰊取に従事するを許す。
1773 安永2		松前藩、鰊さきり、鰊桁、鰊柱に槍の使用を禁止。
1776 安永5		福山地方鰊凶漁となる。文政6年(1823)に回復。
	3月28日3代佐賀平之丞死去。享年78歳。	
1779 安永8	工藤兵右衛門が茅部の漁民騒動にかかわり、ルルモッペ場所をめしあげられる。この後松前藩主の直領となる。	
1780 安永9		西蝦夷地に天然痘が流行する。夷人死者644人。
1782 天明2		このころより江差地方鰊薄漁となる。文化4年(1807)に回復。
1787 天明7	6代栖原角兵衛がルルモッペ場所の請負人となる。	
		蝦夷地和人人口26,564人(松前東西管内)
1790 寛政2		鰊大網の使用禁止。
1792 寛政4	西蝦夷地天売島で鰊取船沈没し、24人水死、和人1人他は駆りだされた山住アイヌであった。	
1793 寛政5		雑魚漁のみに大網使用許可。 石狩までの追鰊出漁1か年に限り許可。
1794 寛政6		この頃、セタナよりオタスツの間鰊不漁となる。
1807 文化4	ルルモッペ場所を含む西蝦夷地幕府の直轄となる。	
		江差地方の鰊回復。 大網の使用禁止。(笊網)
1808 文化5	ルルモッペ場所支配人山田文右衛門信砂越えで空知へでる山道25里を開削する。 下風呂佐賀屋、易国間の広谷が松前に鰊漁場を経営。出稼のため渡海切手を貰う。(「下北の海運と文化」鳴海健太郎)	
1812 文化9	7代佐賀清右衛門生まれる。	
1815 文化12	6代銀蔵死去。(大畑佐賀惣助の子。第7代目の妻の父)	
1819 文政2	9月4日4代佐賀平之丞死去。享年74歳。	
1821 文政4	ルルモッペ場所を含む西蝦夷地は松前藩に復領する。	
1823 文政6		福山地方の鰊回復。
1826 文政9	4月8日八代平之丞佐賀庄五郎の二男として生まれる。初め伊四郎と称す。 天保年間佐賀清右衛門福山に来る。	
1828 文政11	南部藩へ御用金15両。	
		松前藩、福山前浜鰊漁事中の配縄による雑魚漁禁止。
1830 天保元	西蝦夷地における鰊漁業への起網、引き網の使用及び鰊絞粕製造の取締りを求める願書が江差よりでる。	
1831 天保3		奥羽地方大飢饉。蝦夷地への移住者が増える。
1832 天保4		鰊取揚高、福山市中の前浜並びに追鰊取揚高9万1480束、同東在6万3441束、同西在3万6984束、合計19万1905束。
	佐賀家手船灘一丸(天当船)松前函館往復。(「天保4年水のと怨　巳年」佐賀家文書)	
1835 天保6		南部藩内分限受附で佐賀平之丞前頭にランク。 松前藩、追鰊の者が漁場行き、取鰊積取に用いる中渡船として代中遣船類似の船でもその船一代限り使用を許可。

暦年号	できごと	
1836 天保7	9月下風呂根津屋平之丞、御用金100両を南部藩より命ぜられ、家屋敷を売却しなければ納付できないと申出る。	
		松前藩、出願するものがあって、フトロ場所よりクトウ境迄を二八場所とす。
1837 天保8	10月南部藩より問屋株をもらい南部藩御用達となる。	
1840 天保11	ハママシケ以北の出稼許可となる。(移住者が増加)	
	松前藩、追鰊の者へ中渡船として大中遣船の永久使用を許可。	
1841 天保12		江差市中並びに江差村在々の百姓一同の請願をいれ、冥加金の納入を条件に追鰊の者の中渡船として、200石迄の間尺中遣船の使用を許可。
		向地仕込船正式に認められる。
1843 天保14		大網使用の再度禁止。
	卯十月鯡場仕込品調帳松前栖原から佐賀清右衛門殿へ	
1844 弘化元	八代佐賀平之丞松前唐津内澤田中藤左衛門の名儀で留萌礼受に漁場を開く。	
	3月18日5代佐賀平之丞死去。(別家大畑佐賀平七の子)	
	西蝦夷地請負人一同、大網の使用許可。(但し、差網の使用できない場所、もしくは追鰊業者が少なく濱中漁民と熟談のうえ異議のない場合に限る。)	
1847 弘化4	下風呂村越年人別にルルモッペに6人。佐賀家使用人にとして仁吉の名あり。(弘化四年越年人別帳)	
1848 嘉永元	申十月鯡場仕入物勘定帳松前栖原から佐賀伊四郎殿へ	
	鯡場仕入物勘定帳	
1849 嘉永2	一　平之丞　右者船問屋并鰯網商売松前返天当船木綿瀬戸物阿ら物塩清酒引酒草りわらじ商内渡世罷在候　(当職面附帳　下風呂村)	
	下風呂村57名中31人が松前出稼を仕事とする。(当職面附帳　下風呂村)	
1850 嘉永3	鯡場仕込帳	
		佐藤伊三右衛門歌棄で建て網を始める。これより西蝦夷地で建て網が急速に普及し始める。鰊粕の製造が鰊の加工製品の中で主力になっていく。
1851 嘉永4	6月3日7代清右衛門死去。享年39歳。(大畑別家鶴松の子)	
1853 嘉永6		蝦夷地和人人口6万突破
	佐賀平之丞灘一丸(天当船)をつくる。	
1854 安政元	鯡取家数　三軒　此人別男八十五人　但当場所漁業中罷在候得共秋味に至り居村に被引取申候　(公儀御役人様方御通行に付書上書　栖原家旧記書類)	
	出稼3軒で春鯡1,700石。運上屋分は940石計2,640石留萌鰊産高	
	9月南部藩主上京のため、佐賀伊四郎50両献金。	
1855 安政2		網切り騒動。
		再度大網使用の禁止。
	ルルモッペ場所を含む西蝦夷地は再び幕府の直轄となる。	
	ルルモッ場所は秋田藩の警衛地	
		積丹半島神威岬以北への婦女子の通行許可。
		幕府蝦夷全島を再直轄
	出稼者　3軒115人。唐津内澤町藤左衛門　外雇36	

暦年号	できごと	
	人(安政二卯年ソウヤ御詰合様へ書上下書) 唐津内町五三郎雇船頭久蔵外33人 泊川村久右衛門外雇入46人	
1856 安政3		函館奉行、条件つきで鰊漁に大網を使用することを許可。 古平場所群木村番屋で秋元某枠網発明。 大網総数500統。
	佐賀平之丞灘吉丸をつくる。	
1857 安政4	ルヽモッペ鯡漁獲高　運上屋分2058.29石、出稼分3,402.84石　計5,461.13石 出稼人13軒110名、藤左衛門鯡場は26名(安政五午年村垣淡路守様御廻浦書上写　栖原家旧記書類) 箱館奉行この年より3～5年間鰊大網使用許可し、1統に付年3両を上納させる。	
1858 安政5	ルヽモッペ鯡漁獲高　運上屋分2,998.065石、出稼分7,059.039石　計10,057.104石 出稼人16軒172名、藤左衛門鯡場は26名(安政五午年村垣淡路守様御廻浦書上写　栖原家旧記書類)	
1859 安政6	ルルモッペ場所は庄内藩(酒井左衛門尉)の領地となる。 このころ笊網から行成網への転換が加速する。 箱館奉行分領支配となっても、笊網、建網の使用を許可。 出稼家数　48軒　惣人数　男1,013人、女81人(栖原家旧記書類)	
		安政年間蝦夷地和人人口8万6千余。
1860 万延元	庄内藩はマサリベツの沢に出張陣屋を建て、藩士農民を移住させて、警衛開墾をおこなう。 大網使用の永久許可。 この頃母屋建築家？(昭和15年8月31日提出家屋所有(異動)申告書) ルヽモッペ場所出産高12,755.9石	
1861 文久元	ルヽモッペ出産高　運上屋分4,597.7909石、出稼分10,782.275石(但し鰊ばかり)、計15,379.818石(栖原家旧記書類) 留萌出稼人　松前枝ヶ崎町伝四郎外53軒 ルヽモッペ場所出産高15,379.8184石	
1862 文久2	ルヽモッペ領出稼越年者　171人、男136人女35人 唐津内澤町藤左衛門鯡場14人(文久二年ルヽモッペ領出稼越年人別書上　栖原家旧記書類) ルヽモッペ出産高12,679.2891石 鰊出産高　運上屋分2,336.1675石、出稼分9,014.155石　計11,350.3225石	
1863 文久3	ルヽモッペ建網73統、笊網11統。計84統。唐津内澤町藤左衛門　建網5統、笊網2統。計7統。(文久三年建網笊網員数　栖原家旧記書類) ルヽモッペ出産高　運上屋分2,372.18石、出稼分7,947.425石、計10,319.425石	
1864 元治元年	12月29日佐賀清太郎生まれる。昜国間林幾治、佐賀平之丞長女いよの子 新島譲下風呂へ上陸し、佐賀家に宿泊。	
1865 慶應元		西在より蝦夷地へ鰊取出稼の者(二八取)、取揚鰊運送船として5人乗(450石)まで許可。
1866 慶應2	佐賀平之丞、南部藩領田名部(目名新田)の開拓のため花巻より土工50人を雇用する。	

暦年号	できごと	
1867 慶応3		王政復古
	ルヽモッペ場所出稼家数　54軒、男1264人、女100人、計1364人(慶應三卯年七月八日御組頭山崎惣三郎様同手附塚本譲治郎様御廻浦　諸書上之下書　栖原家旧記書類)	
	ルヽモッペ出産高見込　鰊2,500石、昆布500石、煎海鼠6,360斤、秋味3,000石、鰊12,00石(出稼分)	
	佐賀平之丞、南部藩領九戸郡より農家8戸(35人)を田名部開拓地に移住させる。	
	南部藩公上京につき、田名部通へ御用金1,200両命令。このうち下風呂根津屋160両。	
1868 明治元	留萌地方鰊不漁	
	ルヽモッペ出産物凡高(慶應4年「覚」栖原家旧記書類写)	
	鰊2,500石、昆布300石、塩鱒200石、秋味2,000石(運上屋分)	
	鰊7,500石(出稼分)	
1869 明治2		開拓使設置し、蝦夷地を北海道と改める。
		開拓使場所請負人を廃止し、漁場持ちと改める。
1870 明治3	佐賀平之丞下北風間浦村赤川の北岸に長屋数軒を建て斗南藩に献納する。	
1871 明治4	栖原家漁場持ちとして漁場経営を行う。	
	開拓使、西部11郡の鰊漁業資金借用出願者に総額1万6,900両を貸与。	
1874 明治7	3月19日下風呂村大火、60(84)戸焼失。佐賀平之丞被災者一同へ玄米90俵と粟10俵を供出。	
		開拓使、外務省との協議、凛裁をへて、北海道諸島沿海漁猟取締心得3ヵ条制定。
		開拓使、全道各漁場ならびに昆布漁場自費新開の分は5か年間免税とする旨布達。
1876 明治9		漁場持ち廃止。鰊漁場開放され営業は自由となり、着業数は急激に増加。
	栖原家漁場持ちを免ぜられ、翌年から漁場を借りて経営する。	
		太政官、北海道漁猟取締規則3ヵ条を定める。
1877 明治10	新規漁業を開始、漁場借受者は礼受31、留萌30、三泊51の計112ヶ統に及ぶ。	
1878 明治11	留萌郡鰊漁獲高2万5千石。	
1881 明治14	栖原家増毛の伊達漁場を譲り受け経営。	
1882 明治15		開拓使を廃し、札幌、函館、根室の3県を置く。
1885 明治18		後志国積丹郡斎藤彦三郎により角網が発明される。
	佐賀平之丞函館より種芋を取り寄せ村民に分け与える。	
1886 明治19		3県1局を廃し、北海道庁を置く。
	留萌水産組合を設立する。	
	9月10日鰊建網増加の儀に付願	
	礼受村12番地地先	
		3月9日北海道庁、肥料魚粕荷造法を定め、1俵を正味20貫目とし、縄莚の用法を規定。
		10月15日函館で北海道物産共進会を開く。
		11月24日、漁業組合準則を管内に布達。
1887 明治20	1月1日留萌郡留萌村・三泊村・礼受村漁業組合設立	
		3月31日北海道水産税則公布。
		5月2日水産物営業人組合規則公布。

暦年号	できごと	
		7月25日札幌で北海道物産共進会を開く。
	9月7日鰊建網増加の儀に付願 礼受村12番地地先 刺し網業者36人。300放。 明治20年留萌郡鰊漁獲高　16,297.801石　90,360.128円 建網1統新規設備に要する資金 行成網　2,297.726円 建網1統継続に要する資金 行成網　746円 佐賀家鰊建網 佐賀庄四郎名義　2統 佐賀庄五郎名義　1統 佐賀福治名義　1統 鮭建網 佐賀庄四郎名義　2統 鱒建網 佐賀庄四郎名義　2統 明治20年鰊建網数　36統　21人 鮭角網　6統　1人 行成網　6統　2人 鱒行成網　6統　2人 鰊刺網数　615放　36人	
1888　明治21		北海道庁漁場実測に着手。完成は明治35年。
	佐賀平之丞、留萌郡留萌村に11戸を移住させ、農業に従事させる。 11代佐賀伊四郎生まれる。 12月28日東第16号許可。 1月25日付鰊建網増加願(礼受村10番地先、13番地先2統)12月28日許可。	
		全道刺網数16万5千放。 3月19日北海道水産物取締規則公布。(1897.11.18廃止) 北海道庁、魚粕製造改良のため米国製手動水圧器を購入し、また魚油魚臘製造器械ならびに巾着網を米国製にならって作成し試験。
1889　明治22	8月28日鰊漁業製造兼業許可。東第50号エンルムカ地先海面(佐賀庄五郎)	
		5月6日水産物現品税廃止後、水産製造物粗製につき取締りを諭達。 北海道庁、技手ならびに助手2人で北海道水産予察調査を開始。 北海道庁、全道漁場調査終了。
1890　明治23	角網使用許可。 11月22日鱒漁業願(佐賀庄五郎名義鱒鮭第1号定置) 12月16日鮭漁業願(佐賀庄五郎鮭第1号定置) 北海道庁全道沿岸を4区に分け、1区より全道水産調査着手。	
1891　明治24	10月10日鰊漁業製造兼業許可。東第125号(礼受村18番地先)佐賀佐賀平之丞 明治24年11月留萌郡礼受村漁場台帳 東第1号明治22年4月20日許可佐賀庄五郎 東第2号明治18年4月22日許可佐賀庄五郎 東第122号明治24年10月10日許可佐賀庄五郎 東第8号明治18年11月11日許可佐賀庄四郎	

暦年号	できごと
	東第10号明治以前許可佐賀平之丞
	東第11号明治以前許可佐賀平之丞
	東第15号明治以前許可佐賀平之丞
	東第16号未済佐賀平之丞
	東第17号明治以前許可佐賀平之丞
	東第18号未済佐賀平之丞
	東第19号明治以前許可佐賀平之丞
	4月4日鰊漁業製造兼業願4月21日許可
	6月29日鰊漁業製造兼業願
	8月7日鰊漁業製造兼業願
	9月13日鰊漁業製造兼業願
	11月7日鰊漁業製造兼業願
1892 明治25	4月8日着業届
	東第15号、東第17号、東第1号、東第11号、
	8月1日札幌にて北海道物産共進会を開催。
1893 明治26	2月27日着業届。東第15号、東第17号、東第16号、東第18号、東第19号、東第124号、東第79号、東第80号、外留萌村1統。計9統。
	3月16日佐賀漁場での鰊角網使用願(東第16号)を出し、3月21日許可。但し1か年。
	3月18日鰊角網使用願東第16号(明治21年12月28日許可場所)3月23日許可。
	3月30日鰊建網方位変更願東第19号。
	4月9日鰊漁業製造兼業願。
	7月24日佐賀平之丞死去。享年68歳。(佐賀庄五郎の2男、初め伊四郎と称す)
	4月17日鰊漁業製造兼業願元場。(礼受村13番地地先海面東第15号の1)4月29日許可。
	8月6日鰊漁業製造兼業願(東第124号)10月10日許可
	12月5日代替御届(相続による建網場許可)
	東第10号明治以前許可
	東第11号明治以前許可
	東第15号明治以前許可
	東第16号明治21年12月28日許可
	東第17号明治以前許可
	東第18号明治21年12月28日許可
	東第19号明治以前許可
	東第124号明治24年10月10日許可
	東第125号明治24年10月10日許可
	東第15号の1明治26年4月29日許可
	東第79号明治以前許可
	東第80号明治23年5月26日許可
	絞め粕 2,131.48 石 15,462.426円
	笹目 27本(3.24石) 72.67 円
	胴鰊 744束(37.2 石) 200.88 円
	白子 18本(11.04石) 63.383円
	数の子 16本(9.6 石) 60.458円
	身欠 68.300円
	魚油 206個 185.400円
1894 明治27	栖原漁場を三井物産に移し、三井物産留萌支店が漁場経営を行う。
	1月27日遺産相続名義書替御届
	2月27日遺産相続に付鑑札書替願
	3月1日寄留届121名。

暦年号	できごと
	3月28日鰊角網使用願(東第16号)
	4月1日着業届。東第15、16、17、15の1号、東第18、19、124号東第11号、125号、第39号、第79、80号計12統。
	4月5日鰊漁業製造兼業願(鰊刺網)佐賀佐介
	絞め粕　1,285.7047石　9,671.963円
	数の子　3.23　石　103.194円
	白子　10.2425石　77.843円
	笹目　18.4　石　86.940円
	胴鰊　48.815 石　273.364円
	身欠　79本　173.800円
	魚油　151個　181.200円
	鰊刺し網業者210名。2500放。
1895 明治28	4月1日着業届東第15号、東第16号、東第15号の1、東第17号、東第18号、東第19号、東第124号、東第79号、東第80号、東代10号、東第11号、東第125号、東第39号計12統。
	7月1日漁場台帳
	東第10号　礼受村　建網　明治以前許可
	明治21年5月測定
	31年4月1日角網に変更。
	東第125号　礼受村　建網　24年10月10日許可
	36年3月1日廃業。
	東第11号　礼受村　建網　明治以前許可
	明治21年5月測定
	東第15号　礼受村　建網　明治以前許可
	明治21年5月測定
	明治31年角網に変更許可。
	東第15号の1 礼受村　建網　明治26年4月29日許可
	明治31年41月1日廃業
	東第16号　礼受村　建網　明治21年12月28日許可
	明治32年3月24日起点を移して許可。
	東第17号　礼受村　建網　明治以前許可
	明治21年5月測定
	31年4月5日角網に変更許可。
	東第18号　礼受村　建網　明治21年12月28日許可
	31年4月1日廃業。
	東第19号　礼受村　建網　明治以前許可
	明治21年5月測定
	32年3月27日角網に変更許可。
	東第124号　礼受村　建網　明治24年10月10日許可
	東第79号　三泊村　建網　明治以前許可
	明治21年5月測定
	東第80号　三泊村　建網　明治23年4月28日許可
	佐賀徳治分
	東第39号　留萌村　建網　明治14年7月20日許可
	八谷理兵衛分
	東223号　三泊村　建網　明治29年9月23日許可
	東第72号　留萌村　建網　明治25年9月5日許可
	宮川分明治32年1月11日佐賀徳治許可
	2月28日漁業報告令を定め、毎年度漁業組合より提出させる。
	3月6日江差米穀鰊取引所設立。
	4月3日鰊、鮭、鱒建網ならびに角網漁業の制限を定める。(1897.12.25廃止)

暦年号	できごと	
	9月11日三井物産会社、営業目的中に「北海道漁業」を追加(栖原角兵衛所有の漁場経営を三井物産に委託)(1907.1.15「北海道漁業」削除)	
		10月28日札幌に全道漁業者大会を開催し、600人の連署で特別漁業法案を農商省に提出決議。 漁網の増加により漁場紛争が激しいため、北海道庁再び漁場実測開始。
	絞め粕 2,412.581石 12,247.356円 笹目 9.1 石 89.770円 胴鰊 52.5 石(1050本) 304.500円 白子 9.466石 75.246円 数の子 9.745石(21本) 77.492円 身欠 70本 175.000円 魚油 198個 198.000円	
1896 明治29	3月9日休業御届 東第15号の1、東第17号 佐賀平之丞から清太郎へ鰊定置漁業権相続。4月24日 3月8日鰊角網使用願(東第16号)を出し、3月11日許可。 3月8日鰊角網使用願(東第10号明治以前許可)を出し、3月21日許可。 3月19日休業御届 東第10号、第11号、第125号。 4月4日、着業届 東第10号、第125号、第16号(以上角網)東第16号、第15号、第18号、第19号第124号、第39号、第79号、第80号(以上行成網) 7月22日鰊漁業製造兼業願(三泊村東第223号)を提出。9月23日許可。 11月5日鰊建網3ヶ統を休業し角網1統(東第11号と12号の間)を試用漁業願30年3月12日許可。 12月20日鰊建網3ヶ統(東第18号、第19号、20号)を休業し角網1統(東第19号と20号の間)を試用漁業願30年3月12日許可。 全道刺網数52万2千放。 佐賀清太郎青森県会議員に当選。34年まで。 絞め粕 1,021.4996石 10,945.867円 白子 11.84 石 117.215円 数の子 12.1225石 120.011円 身欠 96本 336.000円 笹目 20.11 石 120.660円 胴鰊 62.1 石 456.433円 魚油 77個 150.150円 鯑粕 3.995 石 35.995円	
1897 明治30	7月1日漁業組合を水産組合と改める。	
		11月18日北海道漁業取締規則(1902年廃止)ならびに鰊建網入会漁業取締規則(1902年廃止)公布。翌年1月1日施行。 12月28日鰊・鰹・鮭・鱒・鮪建網漁業願の制限を定める。翌年1月1日施行。
	絞め粕 1,916.045825石 19,740.621円 笹目 18.7225 石 128.757円 白子 15.26 石 180.068円 数の子 12.73 石 150.214円	

暦年号	できごと
	胴鰊　10.07　石　528.758円
	魚油　264.5個　304.225円
	身欠　95本　456.250円
	留萌漁業組合、鰊刺し網を8500放に制限。
1898　明治31	4月1日着業届
	東第11号、第12号、第19号、第20号(角網)
	東第17号、第21号、第22号、第23号、第61号、第71号第120号、第121号(行成網)
	4月5日東第17号を行成網を角網に変更許可。
	4月5日東第19号を行成網を角網に変更許可。1年間試用。
	4月28日東第11号を行成網を角網に変更許可。
	5月18日第2会水産博覧会に鰊搾粕、鯑、鰊油出品
	11月29日廃業届　東第72号　宮川吉之丞名義。同日佐賀徳治名義で出願。
	絞め粕　656.6095石　7,571.747円
	笹目　22.8275石　185.326円
	白子　16.145 石　177.468円
	数の子　17本(2.04石)　171.720円
	胴鰊　85.055 石　808.022円
	身欠　116本　395.800円
	魚油　80.5個　108.675円
1899　明治32	1月11日東第72号を行成網を角網に変更許可。
	3月27日東第19号を行成網を角網に変更許可。
	(3月24日変更願)
	4月1日改鰊定置漁場
	東第11号　永久角網　カネダイ
	東第12号　廃業
	東第13号　行成網　カネダイ
	東第17号　永久角網　元場小網
	東第18号　廃業
	東第19号　永久角網　元場中網
	東第20号　行成網　元場大網
	東第21号　行成網　マルダイ新場
	東第22号　一期角網　マルダイ大網
	東第23号　一期休業
	東第61号　八谷
	東第79号　木村行成網　三泊村
	東第120号　ウスヤ岡　三泊村
	東第121号　ウスヤ沖　三泊村
	東第72号　佐賀徳治　留萌村
	4月2日東第23号休業届
	4月2日着業届　東第11号、東第13号、東第17号、東第19号、東第20号、東第21号、東第22号、東第72号、東第79号、東第120号、東第121号
	4月5日東第22号を行成網を角網に変更許可。(4月2日変更願)
	4月7日刺網着業届(佐賀清太郎名義)
	4月16日鰊漁業願東第61号八谷理兵衛名義
	漁夫135名
	絞め粕　792.535石　9,075.101円
	笹目　21.186石　140.884円
	白子　17.23 石　206.280円
	胴鰊　84.745石　679.000円
	数の子　28.5本　244.680円

暦年号	できごと	
	数の子	28.5本　244.680円
	身欠	152本43把　507.534円
	魚油	92個　138.000円
	明治32年建網数及び明治21年からの廃業数	

	行成網	角網	合計	廃業数
礼受村	20	6	26	14
留萌村	14	3	17	14
三泊村	66	5	73	22
計	102	14	116	50

1900　明治33

3月30日東第20号東第21号を行成網を角網に変更許可。1年間試用。
3月24日東第23号休業届
3月28日第20号、第21号角網一期試用願(3月30日許可)
4月1日着業届　第11号、第13号、第17号、第19号、第22号、漁夫95人
第79号、第120号、第121号、漁夫48人　第72号(佐賀徳治名義)漁夫15人
4月2日着業届　第20号、第21号、漁夫40人
4月20日東第61号(八谷理兵衛名義)角網一期使用願
4月29日東第23号廃業届
6月1日東第22号を行成網を角網に変更許可。(4月30日出願)
6月29日東第20号東第21号を行成網を角網に変更許可。(6月16日出願)

絞め粕	1,865.3612石	22,435.720円
笹目	20.959 石	152.723円
胴鰊	1,614束(80.7石)	863.550円
白子	15.816 石	205.606円
数の子	12.2136石	170.988円
身欠	147本13把	743.050円
魚油	381.5 個	763.000円

1901　明治34

4月13日漁業法公布

4月1日着業届(佐賀清太郎分)
留萌郡三泊村東第79号建網場
留萌郡三泊村東第120号建網場
留萌郡三泊村東第121号建網場
留萌郡礼受村東第11号角網場
留萌郡礼受村東第13号建網場
留萌郡礼受村東第17号角網場
留萌郡礼受村東第19号角網場
留萌郡礼受村東第20号角網場
留萌郡礼受村東第21号角網場
留萌郡礼受村東第22号角網場
留萌郡礼受留萌三泊沿海鰊刺網20放(明治31年4月22日許可)
4月1日着業届(佐賀徳治分)
留萌郡留萌村東第72号建網場

1月4日北海道鰊保護規則を定める。(1903年3月廃止)
4月18日北海道水産税区区域名称を定める。
12月11日肥料取締法施行手続を定める。

絞め粕	1,336.6894石	23,466.257円
笹目	20.63　石	148.536円
胴鰊	1,701束	765.450円

暦年号	できごと
	白子　12.495　石　156.182円
	数の子　12.2136 石　170.988円
	身欠　127本48把　554.730円
	魚油　427個　1,163.400円
1902　明治35	4月1日着業届
	留萌郡礼受村東第11号角網場明治31年4月28日許可
	留萌郡礼受村東第13号建網場明治以前許可
	留萌郡礼受村東第17号角網場明治31年4月5日許可
	留萌郡礼受村東第19号角網場明治32年3月27日許可
	留萌郡礼受村東第20号角網場明治33年6月29日許可
	留萌郡礼受村東第21号角網場明治33年6月29日許可
	留萌郡礼受村東第22号角網場明治33年6月1日許可
	留萌郡留萌村東第72号建網場明治32年1月11日許可（佐賀徳治）
	留萌郡三泊村東第79号建網場明治29年9月23日許可
	留萌郡三泊村東第120号建網場明治以前許可
	留萌郡三泊村東第121号建網場明治23年4月28日許可
	留萌郡礼受留萌三泊沿海鰊刺網20放明治31年4月22日許可
	5月8日肥料製造販売免許許可（佐賀清太郎）
	2月18日肥料製造販売免許許可（佐賀徳治）
	2月28日肥料製造販売免許許可（佐賀福治）
	6月28日東第42号行成網許可（佐賀徳治）
	9月4日肥料製造販売免許許可（佐賀徳治）
	7月1日留東定第2号　行成網　免許許可（佐賀徳治）
	10月25日定置漁業免許期間指定申請
	留萌郡三泊村沿海東第79号鰊漁場佐賀清太郎名義行成網
	留萌郡留萌村沿海東第72号鰊漁場佐賀徳治名義行成網
	留萌郡礼受村沿海東第21号鰊漁場佐賀清太郎名義角網
	留萌郡三泊村沿海東第121号鰊漁場佐賀清太郎名義行成網
	留萌郡礼受村沿海東第42号鰊漁場佐賀徳治名義行成網
	留萌郡三泊村沿海東第120号鰊漁場佐賀清太郎名義行成網
	留萌郡礼受村沿海東第22号鰊漁場佐賀清太郎名義角網
	留萌郡礼受村沿海東第13号鰊漁場佐賀清太郎名義行成網
	留萌郡礼受村沿海東第19号鰊漁場佐賀清太郎名義角網
	留萌郡礼受村沿海東第20号鰊漁場佐賀清太郎名義角網
	留萌郡礼受村沿海東第11号鰊漁場佐賀清太郎名義角網
	留萌郡礼受村沿海東第17号鰊漁場佐賀清太郎名義角網
	内国勧業博覧会に鰊粕及び鰊締出品（解説書）
	明治35年度肥料製造販売高（明治36年1月15日届出）
	鰊〆粕　104,963.490 貫　31,444.369円

暦年号	できごと		
	鰊白子	554.200貫	180.115円
	鰊笹目	1,001.600貫	196.564円
	胴鰊	3,700.000貫	957.375円
			6月21日水産組合施行手続公布。
			6月28日漁業法施行細則ならびに、新たに北海道漁業取締規則公布。(1903年3月25日廃止)
			11月21日漁業組合規則施行細則公布。
			12月17日北海道水産物収獲審査会規程を定める。
			12月21日青森県、北海道出稼人証明規則を公布。
	絞め粕	2,671.108 石	28,175.463円
	笹目	24.8215石	194.894円
	胴鰊	1,850束(90.332石)	884.688円
	白子	13.855 石	180.757円
	数の子	15.735 石	242.319円
	身欠	137本34把	654.951円
	魚油	547個	1,644.975円
1903 明治36			ブローチ(ノルウェー)が鰊の鱗紋から年齢がわかると発表。
	4月9日漁業権抛棄届(明治35年7月1日免許留東定第4号留萌郡留萌村沿海東第42号鰊行成網漁場佐賀徳治)		
	留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号漁業権		
	4月6日許可佐賀清太郎　角網		
	留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第2号漁業権		
	4月6日許可佐賀徳治　行成網		
	留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号漁業権		
	4月25日許可佐賀徳治　角網		
	留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号漁業権		
	4月6日許可佐賀清太郎　行成網		
	留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号漁業権		
	4月6日許可佐賀清太郎　角網		
	留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号漁業権		
	4月6日許可佐賀清太郎　角網		
	留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号漁業権		
	4月6日許可佐賀清太郎　角網		
	留萌郡三泊村沿海東第13号留東定第5号漁業権		
	4月6日許可佐賀清太郎　行成網		
	留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号漁業権		
	4月6日許可佐賀清太郎　行成網		
	留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第7号漁業権		
	4月6日許可佐賀清太郎　角網		
	留萌郡三泊村沿海東第79号留東定第3号漁業権		
	4月6日許可佐賀清太郎　行成網		
	留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第8号漁業権		
	4月6日許可佐賀清太郎　角網		
	寄留漁夫164名。		
	佐賀漁場生産高(7月25日水産組合へ報告)		
	鰊搾粕	2,093.889石	身欠鰊　28.437石
	鰊油	81.62石	胴鰊　55.755石
	笹目	14.252石	白子　9.234石
	鯑	11.039石	
	1月23日水産業補助規程公布。		
			3月25日新たに北海道漁業取締規則を制定。
	絞め粕	2,976.397石	33,782.113円
	笹目	20.355石	124.363円

暦年号	できごと

胴鰊	1,578束		637.359円
白子	9.415石		120.908円
数の子	15.77 石		294.089円
身欠	125本	8把	336.381円
魚油	568.5個		1,805.500円

北海道庁刺し網を無制限に許可。

明治36年建網数及び明治33年からの廃業数

	行成網	角網	合計	廃業数
礼受村	9	25	34	10
留萌村	8	8	16	12
三泊村	32	48	80	11
計	49	81	130	33

1904 明治37

4月着業届
留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第2号鰊行成網
明治35年7月1日免許(佐賀徳治)福原宗太郎貸賃10石
留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網
明治35年7月1日免許(佐賀徳治)井口乙二郎貸賃45石(50円)
留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第8号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第7号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第3号鰊行成網
明治35年7月1日免許
留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網
明治35年7月1日免許
留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網
明治35年7月1日免許
寄留漁夫167名。
佐賀漁場生産高(8月10日水産組合へ報告)

鰊粕	1,872.372 石		26,793.478円
鰊油	1,080罐		
身欠鰊	111俵		566.1 円
胴鰊	77.35 石		893.392円
白子	14.485 石		
数の子	14.5925石		
笹目	22.5425石		193.865円

明治37年度肥料製造販売高 (明治38年1月15日付道庁長官宛)

鰊搾粕	74,889貫288匁	代金	26,793円47銭8厘
二ツ割鰊	111俵	代金	566円40銭
鰊笹目	901貫700匁	代金	193円86銭5厘
胴鰊	3,094貫	代金	893円39銭2厘
鰊白子	579貫400匁	代金	224円51銭7厘

暦年号	できごと
	鰊鯑粕　583貫700匁　代金　335円62銭7厘 鰊油　1,080罐　代金　1,350円 明治37年度水産物収獲并に製造高届(明治38年1月15日留萌村三泊村組合長宛) 鰊搾粕　1,872石3斗7升2合 代金26,793円47銭8厘 身欠鰊　111俵 代金　566円10銭 胴鰊　77石3斗5升 代金　893円39銭2厘 笹目　22石5斗4升2合 代金　193円86銭5厘 白子　14石4斗8升5合 代金　224円51銭7厘 数の子　14石5斗9升2合 代金　335円62銭7厘5毛 鰊油　1,080罐 代金 1,350円
	1月北海道出稼漁夫保護株式会社青森県黒石町に設立。
	絞め粕　1,871.9847石　26,793.603円 笹目　22.5425石　193.865円 胴鰊　1,547束(77.35石)　893.392円 白子　14.485 石　212.929円 数の子　28俵(16.8石)　240.080円 身欠　102本7把　521.687円 魚油　527個　1,054.000円 鰊刺し網数15200放。
1905　明治38	4月2日着業届 留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第2号鰊行成網 明治35年7月1日免許(佐賀徳治) 留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網 明治35年7月1日免許(佐賀徳治)稲延吉太郎、井口乙二郎に賃貸55石 留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第8号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網 明治35年7月1日免許　二本柳音八に賃貸12石5斗 留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第7号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第3号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網 明治35年7月1日免許 寄留漁夫121名。

暦年号	できごと
	絞め粕　1,776.8273石　28,773.560円
	笹目　19.9　石　224.510円
	胴鰊　1,403束(68.693石)　893.392円
	白子　9.97　石　159.520円
	数の子　11.13　247.070円
	身欠　97本　582.000円
	魚油　399.5個　856.870円
1906　明治39	以後奥尻島に来遊途絶。
	4月5日着業届
	留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第8号鰊角網
	明治35年7月1日免許
	留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網
	明治35年7月1日免許
	留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網
	明治35年7月1日免許
	留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網
	明治35年7月1日免許
	留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網
	明治35年7月1日免許
	留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網
	明治35年7月1日免許
	留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第7号鰊角網
	明治35年7月1日免許
	留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第3号鰊行成網
	明治35年7月1日免許　弘瀬金兵衛貸賃50円
	留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網
	明治35年7月1日免許
	留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網
	明治35年7月1日免許
	留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第2号鰊行成網
	明治35年7月1日免許(佐賀徳治)渡辺徳松貸賃50円
	留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網
	明治35年7月1日免許(佐賀徳治)
	6月18日佐賀清太郎小平藥原野へ自費で道路橋梁を新設する件許可
	明治39年度肥料製造販売高(明治40年1月付道庁長官宛)
	鰊〆粕　27,694貫414匁　代金　11,521円24銭
	鰊白子　338貫800匁　代金　137円20銭
	鰊笹目　713貫400匁　代金　201円51銭
	胴鰊　2,246貫480匁　代金　741円32銭
	明治39年度水産物収獲并に製造高届(明治40年1月留萌村三泊村組合長宛)
	鰊〆粕　27,694貫414匁
	身欠鰊　1,110俵
	笹目　713貫400匁
	鯑　309貫
	胴鰊　2,246貫480匁
	白子　338貫800匁
	寄留漁夫164名。
	10月三井物産栖原角兵衛より譲渡を受けた留萌、択捉の漁場権を同人に返却する。
	絞め粕　703.9948石　11,521.240円
	笹目　17.835　石　201.510円
	胴鰊　1,145束(56.162石)　741.320円

暦年号	できごと	
	白子	8.47 石 137.200円
	数の子	7.725石 213.200円
	身欠	63俵24把 440.000円
	魚油	232.5個 476.610円
	鰊刺し網数26,200放。	
1907 明治40	4月着業届	
	留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第8号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第7号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第3号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許　渡辺徳松貸賃60円	
	留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第2号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許(佐賀徳治)	
	留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網	
	明治35年7月1日免許(佐賀徳治)	
	三井物産留萌支店を廃止、園田商会が漁場経営。	
	留萌漁業組合が設立される。	
	10月4日佐賀清太郎、佐賀徳治留萌漁業組合に入会。	
	坂内深七が臼谷の入会漁場を鰊の天然孵化場とすることを提案。	
	寄留漁夫178名。	
		佐賀清太郎下北銀行の設立に参加。昭和4年五十九銀行と合併。
	40年度肥料生産高	
	鰊絞め粕	891.936石
	笹目	18.115石
	白子	12.07 石
	胴鰊	44.031石
	鰊刺し網数32,500放。	
1908 明治41	4月9日鰊待網漁業願	
	留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第8号鰊角網	
	留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網	
	留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網	
	留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網	
	留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網	
	留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網	
	留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第7号鰊角網	
	留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第3号鰊行成網	
	留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網	
	留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網	

暦年号	できごと
	留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第２号鰊行成網
	留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網
	４月９日着業届
	留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第８号鰊角網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第９号鰊行成網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第７号鰊角網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第３号鰊行成網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第６号鰊行成網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第５号鰊行成網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第２号鰊行成網
	明治35年７月１日免許(佐賀徳治)
	留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網
	明治35年７月１日免許(佐賀徳治)
	寄留漁夫160名
	明治41年肥料製造販売高届佐賀清太郎分(明治42年３月19日付)
	鰊〆粕　3,048　3,962円
	胴鰊　2,580　774円
	白子　345　86円
	笹目　391　87円
	明治41年肥料製造販売高届佐賀徳治分(明治42年３月19日付)
	鰊〆粕　2,000　650円
	胴鰊　300　90円
	白子　46　12円
	笹目　60　13円
	３月９日９代幾治（易国間林清助の２男10代清太郎の父)死去。行年65歳。
	８月11日北海道水産共進会を小樽で開催。
	５月25日　鰊絞め粕291.492石　(肥料製造帳記入あり)
	鰊刺し網数27,000放に減少。
1909　明治42	４月８日着業届
	留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第８号鰊角網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第９号鰊行成網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網
	明治35年７月１日免許
	留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網
	明治35年７月１日免許

暦年号	できごと
	留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第7号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第3号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第2号鰊行成網 明治35年7月1日免許(佐賀徳治) 留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網 明治35年7月1日免許(佐賀徳治) 5月1日肥料製造営業許可。佐賀清太郎、佐賀徳治 5月20日　鰊絞め粕　343.944石(肥料製造帳に記載) 寄留漁夫105名。 絞め粕　334.2281石　1,948.66円 笹目　4.935石　49.35円 胴鰊　14.25石　185.25円 身欠　19束11把　149.96円 数の子　2.34石　76.05円 白子　1.625石　24.37円 魚油　67.5個　209.25円 鰊刺し網数26,000放。
1910　明治43	北海道水産試験場鰊の鱗相の研究始める。 4月21日改正漁業法公布。1911年4月1日施行。 4月22日水産物製造取締規則公布。8月1日施行。 3月31日着業届 留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第8号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第7号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第3号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第2号鰊行成網 明治35年7月1日免許(佐賀徳治) 留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網

暦年号	できごと	
	明治35年7月1日免許(佐賀徳治)	
	寄留漁夫100名。	
	5月22日　鰊絞め粕　135.084石(肥料製造帳に記載あり)	
	絞め粕　134.522石　2,25997円	
	胴鰊　772束(37.6952石)　926.99円	
	身欠　65俵10把　355.50円	
	白子　3.865石　90.65円	
	魚油　41個　143.50円	
	数の子　10俵	
		11月13日留萌～深川間鉄道開通。
		北海道庁、継続許可の他は鰊刺し網の増加を許可せず。
1911　明治44	3月31日漁場休業届	
	留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第3号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第2号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許(佐賀徳治)	
	3月31日着業届	
	留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第8号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第7号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網	
	明治35年7月1日免許(佐賀徳治)	
	寄留漁夫100名。	
	5月22日　鰊絞め粕　1,120.979石(肥料製造帳に記載あり)	
	3月30日漁業組合令施行細則公布。	
	絞め粕　1,230.3069石　18,921.94円	
	笹目　10.375石　126.57円	
	白子　5.12石　81.52円	
	数の子　5.04石　124.94円	
	魚油　348個　1,510.02円	
1912　明治45 大正元	3月31日着業届	
	留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第8号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	

暦年号	できごと

留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網
明治35年７月１日免許
留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網
明治35年７月１日免許
留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網
明治35年７月１日免許
留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網
明治35年７月１日免許
留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第７号鰊角網
明治35年７月１日免許
留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第３号鰊行成網
明治35年７月１日免許
留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第６号鰊行成網
明治35年７月１日免許
留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第５号鰊行成網
明治35年７月１日免許
留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第２号鰊行成網
明治35年７月１日免許(佐賀徳治)
留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網
明治35年７月１日免許(佐賀徳治)
５月10日鰊待網漁業願
留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第５号鰊行成網36年４月８日許可済につき却下(５月14日付)
留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第６号鰊行成網36年４月８日許可済につき却下(５月14日付)
留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第７号鰊角網36年４月８日許可済につき却下(５月14日付)
留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網36年４月８日許可済につき却下(５月14日付)
留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網36年４月８日許可済につき却下(５月14日付)
留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網36年４月８日許可済につき却下(５月14日付)
留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網36年４月８日許可済につき却下(５月14日付)
留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網36年４月25日許可済につき却下(５月14日付)
留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第８号鰊角網36年４月８日許可済につき却下(５月14日付)
留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第９号鰊行成網36年４月８日許可済につき却下(５月14日付)
留萌郡留萌村沿海東第72号留東定第２号鰊行成網36年４月６日許可済につき却下(５月14日付)
留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第３号鰊行成網36年４月８日許可済につき却下(５月14日付)
５月18日賃借権設定登録申請　留東定第12号　設定５月27日
寄留漁夫99名。
５月鰊絞め粕　735.119石(肥料製造帳に記載あり)

10月28日北海道水産税税区廃止。(1913年４月１日施行)

絞め粕	787.2005石	10,730.23円
笹目	3.935 石	37.22円
胴鰊	12.55　石	168.15円
身欠	28俵	134.40円

暦年号	できごと

白子　2,225石　37.82円
数の子　2.795石　78.33円
魚油　171個　530.10円
鰊刺し網数22097放。
明治45年建網数及び明治36年からの廃業数

	行成網	角網	合計	廃業数
礼受村	6	26	32	12
留萌村	4	12	16	23
三泊村	14	41	55	51
計	24	79	108	86

1913　大正2

4月7日着業届
留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第8号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第7号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網
明治35年7月1日免許
留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網
明治35年7月1日免許(佐賀徳治)
4月7日鰊待網漁業願
留東定第12号免許留萌郡礼受村沿海東第20号
11月22日鰊待網漁業廃業届10ヶ統一分
5月20日　鰊絞め粕　1,489.006石　(肥料製造帳に記載あり)
寄留漁夫119名。

絞め粕　1,916.1066石　30,724.65円
笹目　5.325 石　58.32円
胴鰊　461束(23.05石)　311.77円
白子　2.8825石　54.12
身欠　43俵4把　143.75円
数の子　3.225 石　98.35円
魚油　367個　1,155.65円

1914　大正3

ヨルト(ノルウェー鰊に卓越年級群が存在することと、それが資源の支えであることを指摘。)

4月4日着業届
留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第8号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網
明治35年7月1日免許
留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網
明治35年7月1日免許

暦年号	できごと	
	留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第7号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網	
	明治35年7月1日免許(佐賀徳治)	
	4月4日鰊待網漁業願	
	留東定第12号免許留萌郡礼受村沿海東第20号	
	5月25日　鰊絞め粕　738.738石	
	5月27日　385.055石　計　1,123.793石	
	寄留漁夫125名	
	9月7日増毛支庁を留萌支庁と改称し、留萌町に移転。	
	忍路郡桃内村で鰊漁業の共同経営を試験実施。	
	絞め粕　742.27025石　12,337.19円	
	笹目　32.65　石　21.40円	
	胴鰊　158束(7.9石)　94.91円	
	身欠　13俵　55.25円	
	数の子　1.16　石　35.94円	
	白子　1.71　石　26.99円	
	魚油　170個　688.50円	
1915　大正4		3月31日北海道漁業取締規則改正
	4月4日着業届	
	留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第2号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第8号鰊角網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第3号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網	
	明治35年7月1日免許	
	留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網	
	明治35年7月1日免許(佐賀徳治)	
	11月定置漁業権抛棄届及び漁業権抹消登録申請提出(沖出延長出願)	
	留鰊定第3号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号。	

暦年号	できごと
	11月定置漁業免許願提出(沖出延長出願) 7ヶ統 鰊絞め粕　5月23日　508.333石 5月24日　436.162石 寄留漁夫122名。 大正4年肥料製造高(大正5年3月報告) 佐賀徳治分 鰊絞粕　2,200　貫　682円 佐賀清太郎分 鰊絞粕　30,481.350貫　9,449円21銭8厘 鰊笹目　159.400　37円85銭7厘 胴鰊　547.650　225円27銭5厘 白子　63.000　18円90銭 9月5日天塩水陸物産共進会を留萌町で開催。10日まで。
1916　大正5	2月鰊待網漁業許可願 留東定第5、6、7号鰊行成網、留東定第7、8、10、11、12、13号鰊角網、留東定第268号鰊角網(佐賀徳治)。 4月5日着業届 留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第2号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第8号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡留萌村沿海東第79号留東定第3号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網 明治35年7月1日免許(佐賀徳治) 11月4日鰊待網漁業許可願 留東定第5号鰊角網、留東定第6号鰊角網、留東定第7号鰊角網、留東定第8号鰊角網、留東定第9号鰊角網、留東定第11号鰊角網、留東定第19号鰊角網、留東定第13号鰊角網、留東定第3号鰊角網、留東定第268号鰊角網。 11月4日許可書返納。 5年中肥料製造高　佐賀清太郎分30145.222貫 10,927円64銭2厘(大正6年3月19日提出) 佐賀徳治分　800　貫 290円 鰊絞め粕　6月20日　1,398.453石(肥料製造帳に記載あり)

暦年号	できごと	
	寄留漁夫117名。	
		6月30日水産組合規則公布。 11月6日北海道水産製品取締規則を改正。
1917 大正6		以後久遠、熊石に来遊途絶。
	4月1日着業届 佐賀清太郎分第11号、第13号(行成網)、第17号、第19号、第20号、第21号、第22号、第120号(行成網)、第121号(行成網) 佐賀徳治分第42号角網 8月8日定置漁業免許願(佐賀徳治分) 11月17日提出6年中肥料製造高届 鰊絞粕　2,089貫2斗　992円 鰊絞め粕　5月23日　52.23石(肥料製造帳に記載あり) 漁夫139名	
1917 大正7	4月3日着業届 留萌郡礼受村沿海東第11号留東定第2号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第13号留東定第9号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第17号留東定第10号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第19号留東定第11号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第20号留東定第12号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第21号留東定第13号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第22号留東定第8号鰊角網 明治35年7月1日免許 留萌郡三泊村沿海東第120号留東定第6号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡三泊村沿海東第121号留東定第5号鰊行成網 明治35年7月1日免許 留萌郡礼受村沿海東第42号留東定第268号鰊角網 明治35年7月1日免許(佐賀徳治) 9月8日漁業権抹消登録申請 留東定第13号鰊角網、留東定第8号鰊角網、留東定第7号鰊角網、留東定第9号鰊角網、留東定第11号鰊角網、留東定第10号、留東定第12号 10月3日免許　東第30号留東定第385号　(大正6年8月8日付許可願の佐賀徳治分) 10月3日免許　東第6号留東定第361号　留東定第366号　留東定第367号　留東定第369号　留東定第370号　佐賀清太郎(大正6年8月8日申請) 鰊絞め粕　6月　539.2108石(肥料製造帳に記載あり) 寄留漁夫66名。	
1919 大正8	12月23日免許　留東定第429号佐賀清太郎(大正8年10月15日申請) 鰊絞め粕　5月　1,275.9621石(肥料製造帳に記載あり) 寄留漁夫79名。	
1920 大正9		以後瀬棚に来遊途絶。
	鰊絞め粕　5月　820.2石(肥料製造帳に記載あり)	

暦年号	できごと	
	寄留漁夫79名。	
	全道鰊漁業免許数4,868ヶ統	
1921 大正10	12月7日付大正10年中肥料製造高届	
	鰊絞粕　28,344貫　17,006円	
	漁夫元場52名、臼谷23名、計75名	
	鰊絞め粕　5月　978.6石(肥料製造帳に記載あり)	
		4月9日水産会法公布。
		11月5日国有鉄道増毛線全通。
1922 大正11		以後島牧に来遊途絶。
	大正11年中肥料製造高(12年1月5日付)	
	鰊絞粕　25,656貫　19,242円	
	5月3日鰊絞粕145俵海難にあう。	
	鰊絞め粕　4月　51.85 石	
	6月 656.993石	
	計　708.843石(肥料製造帳に記載あり)	
	漁夫元場73名、臼谷23名、計96名。	
	5月帝国水産会設立。	
1923 大正12	4月賃借権設定登録申請	
	留鰊定第361号(4月18日免許漁業原簿登録)	
	7月16日定置漁業調査報告	
	免許番号 漁場番号 権利者 経営者 12年度漁獲高	
	361 6 佐賀清太郎 佐賀祥二郎 40	
	362 7 佐賀清太郎 佐賀清太郎 10	
	366 11 佐賀清太郎 永井伊惣治 20	
	367 12 佐賀清太郎 佐賀清太郎 休業	
	368 13 佐賀清太郎 佐賀清太郎 28	
	369 14 佐賀清太郎 佐賀清太郎 10	
	370 15 佐賀清太郎 佐賀清太郎 15	
	429 74 佐賀清太郎 佐賀清太郎 285	
	5月14日　定置漁業権変更願　留鰊定第366号、留鰊定第367号、留鰊定第369号、留鰊定第370号、留鰊定第429号漁業期間の変更。12月22日許可。	
	10月賃借権抹消登録申請	
	留鰊定第361号	
	鰊絞め粕　6月　340.186石(肥料製造帳に記載あり)	
		全道鰊漁業免許数3,680ヶ統
	漁夫元場76名、臼谷24名、計100名。	
1924 大正13		以後松前に来遊途絶。
		全道17,000石の大凶漁
	漁夫元場76名、臼谷25名、計101名。	
	留萌支庁管内鰊定置漁業権数529ヶ統	
		2月21日下風呂火災、全焼7棟12戸、半焼2棟2戸、焼死者2名。
		水産業補助規程改正。
	鰊絞め粕　6月　659.4石(肥料製造帳に記載あり)	
1925 大正14	収獲高(昭和5年3月6日届)	
	留鰊定第361号　250石	
	留鰊定第366号　200石	
	留鰊定第367号　284石2斗	
	留鰊定第766号　150石	
	留鰊定第370号　200石	
	鰊絞め粕　6月　1,702.81石(肥料製造帳に記載あり)	
		11月北海道水産会、第四回総会において、鰊免許漁

暦年号	できごと	
		業合同経営奨励または助成に関する法案制定方建議。
1926 大正15		道水試の山口技師「北海道鰊の大回遊説」を発表。
	収獲高(昭和5年3月6日届)	
	留鰊定第361号　60石	
	留鰊定第366号　52石	
	留鰊定第367号　83石2斗	
	留鰊定第766号　43石	
	留鰊定第370号　55石	
	昭和元年中肥料製造高(昭和2年5月17日届)	
	鰊絞粕　435石　111,310円	
	鰊絞め粕　6月　435石(肥料製造帳に記載あり)	
1927 昭和2		北大藤田博士外は、北海道西海岸で生まれた鰊稚魚のうち太平洋に出たものは、日本海に戻ることなく死滅するという「死滅回遊説」発表。
	5月17日漁業権抛棄登録　留鰊定第362号　カネダイ行成網	
	3月16日　留鰊定第368号	
	留鰊定第369号	
	5月17日漁業権抹消登録　留鰊定第362号　カネダイ行成網	
	3月16日　留鰊定第368号	
	留鰊定第369号	
	3月16日定置漁業免許願　2ヶ統抛棄1ヶ統出願4月18日許可	
	収獲高(昭和5年3月6日届)	
	留鰊定第361号　125石	
	留鰊定第366号　92石	
	留鰊定第367号　150石	
	留鰊定第766号　50石	
	留鰊定第370号　83石	
	4月18日免許	
	留鰊定第458号角網　佐賀清太郎　(3月16日願出)	
	昭和元年中肥料製造高(昭和2年5月17日届)	
	鰊絞め粕　6月　643石(肥料製造帳に記載あり)	
	12月鰊定置漁業共同経営会議開催。(北海道庁主催)	
1928 昭和3	10月11日賃借権抹消登録申請	
	留鰊定第361号	
	12月28日定置漁業免許願2件　臼谷地先　4年2月16日却下	
	3年中肥料製造高届	
	鰊絞粕　9,336貫(233.4石)　5,368円(4年2月24日届)	
	収獲高(昭和5年3月6日届)	
	留鰊定第361号　150石	
	留鰊定第366号　105石	
	留鰊定第367号　225石	
	留鰊定第766号　31石4斗	
	留鰊定第370号　120石	
		2月15日北海道漁業取締規則全面改正して公布。
		11月日魯漁業会長堤清六の提唱により、北海道鰊漁業合同調査会創立。
1929 昭和4年	9月13日賃借権抹消登録申請	
	留鰊定第361号	
	4年中肥料製造高届(5年2月27日届)	
	鰊絞粕　432〆(14.8石)　243円	
	収獲高(昭和5年3月6日届)	
	留鰊定第361号　80石	

暦年号	できごと

留鰊定第366号　85石
留鰊定第367号　106石
留鰊定第766号　30石
留鰊定第370号　83石5斗

1930　昭和5　この年以降後志以南鰊皆無。

5年中肥料製造高(6年2月2日届)
鰊搾粕　10,000貫(250石)　3,125円
鰮搾粕　1,200貫　270円
留萌支庁管内鰊定置漁業権数514ヶ統

1931　昭和6　12月18日岩内から枝幸の鰊定置813統が現物出資して、合同漁業株式会社を設立。(資本金550万円)

6年中肥料製造高届(7年2月23日届)
鰊絞粕　10,800貫　2,430円
絞粕　450.6石3,776円85銭(昭和11年4月10日留萌税務署へ報告)
昭和6年鰊定置漁業着業見込数及前年との比較(留萌支庁調)

水産会名	権利数	本年着業見込数	経営者数	前年着業統数	備考
増毛	123統	102統	57人	100統	
留萌	82統	71統	45人	62統	小平藁の分も含む
鬼鹿	72	45	30	43	
苫前	68	34	27	86	
計	345	252	159	241	

昭和6年度所得税申告書
総収入　1万1,578円26銭
総経費　1万7,329円47銭
差引　5,750円91銭欠損

1932　昭和7　この年、積丹以南漁皆無。以後歌棄、磯谷に来遊途絶。

留萌水産物検査所が設置となる。
絞粕131.4石2,470円32銭(昭和11年4月10日留萌税務署へ報告)

佐賀清太郎下風呂尋常小学校へ奉安殿設置費寄贈。

1933　昭和8　絞粕529.8石7,317円90銭(昭和11年4月10日留萌税務署へ報告)
12月10日昭和8年度因佐賀留萌支店収支決算書
所得金額1万7,647円01銭
総経費　1万4,919円75銭
差引2,727円26銭益金

呼称		換算石数	単価	金額
生鰊	3,627函	181石	0.395	
				1,434.260円
身欠	55俵		4.000	
				220.000円
	189俵		3.300	
				623.700円
胴鰊	281俵	112.4石	4.342	
				1,220.000円
白子	8俵	4.8石	9.000	
				72.000円
笹目	24俵	14.4石	5.443	
				130.640円
鯑	32俵	19.2石	22.275	
				712.800円
鱗	14俵		2.272	

暦年号	できごと	
		31,800円
	粕　883俵　529.8石	8,288
		7,317,900円
	油　106函	3,714
		393,660円
		3月29日漁業法改正公布。(1934年8月1日施行)
		3月31日北海道水産物検査規則公布。
		鰯の漁獲量鰊を上回り首位となる。
1934　昭和9		この年、積丹以南漁皆無。
		11月合同漁業日本食料工業(株)(日産系)に買収され、改組。経営刷新。
	栖原家の漁業権を合同漁業株式会社に譲る。	
	留萌支庁管内鰊定置漁業権数471ヶ統	
	絞粕79.2石1,029円60銭(昭和11年4月10日留萌税務署へ報告)	
	9月25日提出漁場賃貸調	
	留鰊定第429号　700円	
	留鰊定第361号　歩形契約1割6分当年478円84銭 長尾	
	留鰊定第370号　歩形契約3割　当年923円10銭 鹿糠	
	留鰊定第366号　歩形契約3割　当年868円64銭 永井	
	昭和9年度所得	
	総所得　1万7,242円59銭	
	総経費　1万4,198円69銭	
	差引　3,043円90銭	
	漁夫52名(昭和9年度漁夫紹介状況調14名＋38名)	
1935　昭和10		留萌以南の全沿岸漁皆無。
	8月漁業税免申請書提出(漁獲皆無につき)	
	絞粕なし(昭和11年4月10日留萌税務署へ報告)	
	漁夫17名。	
1936　昭和11		鬼鹿以南の全沿岸漁皆無。離島のみ好漁。
	3月14日提出鰊定置漁場賃貸調	
	留鰊定第361号　長尾　菊治　59円90銭	
	留鰊定第370号　鹿糠　寅吉　265円74銭	
	留鰊定第366号　永井伊惣治　49円57銭	
	昭和11年度留萌支店所得申告書	
	総所得　3,610円14銭	
	総経費　10,262円72銭	
	差引　6,652円58銭欠損	
	昭和11年鰊漁皆無	
	漁夫36名	
		北海道庁、不漁の続く鰊漁業に関する対策大綱を提示。
1937　昭和12	鰊定置漁場賃貸	
	留鰊定第361号　長尾、留鰊定第370号　鹿糠、留鰊定第366号　永井	
	留鰊定第429号漁獲高40石	
	昭和12年度所得申告書	
	総所得　12,606円68銭	
	総経費　9,914円87銭	
	差引　2,691円81銭	
	生鰊　25,591箱　4,693円52銭	

暦年号	できごと	
		漁夫30名 9月11日、下風呂に山津波。倒壊家屋3、流失家屋15、消失家屋16、圧死者6、溺死者3、焼死者5。佐賀清太郎義捐金300円拠出。 5月17日北海道漁業組合聯合会設立認可。 12月20日昭和13年度春鰊漁業労務者雇用協議会を札幌で開催。(標準賃金の決定)
1938 昭和13		この年、全道漁獲量170,000石(12,800トン)
	6月30日、定置漁業権存続期間更新申請提出 留鰊定第361、366、367、370号 10月3日漁業権存続期間更新許可 留鰊定第370号　佐賀清太郎(13年6月30日申請) 留鰊定第367号　佐賀清太郎(13年6月30日申請) 留鰊定第366号　佐賀清太郎(13年6月30日申請) 留鰊定第361号　佐賀清太郎(13年6月30日申請) 留鰊定第429号漁獲高0 漁夫31名	
		3月18日漁業法改正公布。 5月26日春鰊未曾有の凶漁(5日現在1万3800石)道庁と業者70人対策協議会を開く。
1939 昭和14	9月16日12代佐賀平一郎生まれる。 留鰊定第429号　統制による休業。 12月23日漁業権存続期間更新許可 留鰊定第429号　佐賀清太郎(昭和14年10月申請) 漁夫31名。	
		3月19日北海道鰊蕃殖保護規則公布。
1940 昭和15	10月10日、昭和16年度鰊定置着業届留鰊定361、366、367、370、429号 8月31日　家屋所有(異動)届提出。 漁夫32名(帳場3名も含む)	
1941 昭和16	漁夫30名。 11月10日留鰊定第370号賃貸契約　佐藤石太郎　収獲の1割5分賃貸料	
1942 昭和17	漁夫28名	
		2月1日水産物配給統制要綱制定。 3月4日北海道水産物配給統制規則公布。3月29日統制対象水産物を指定。 3月7日鮮魚介配給統制要綱制定。 4月28日水産加工関係団体機構整備に関する件を制定。 5月22日北海道水産物需給調整協議会規程制定。 6月12日鰊製品の移出承認に関する件公布。 8月5日漁業生産奨励規則制定。
1943 昭和18	9月11日10代佐賀清太郎死去。享年80歳。 漁夫25人。	
1944 昭和19		1月10日北海道水産業会設立(北海道漁業組合聯合会を継承)鮮魚介の集出荷統制機関に指定。
1940 昭和15 ～ ～ 1954 昭和29		補充群の添加により、漁況一時回復。
1945 昭和20		11月4日日本漁民組合結成。 11月20日政府、水産物に対する価格、配給の統制を全面的に撤廃。
1946 昭和21	12月定置漁業権存続期間更新申請 留鰊定第458号　佐賀清太郎	

暦年号	できごと	
		1月18日占領軍、漁業民主化のための制度改革指針を発表。 3月16日水産物統制令公布。 6月22日占領軍第2次漁業操業許可海域を設定。漁区拡張される。 7月北海道漁業制度改革委員会、漁業制度改革案を発表。
1947 昭和22		合同漁業集中排除法の適用を受けて解散。
	4月18日漁業権存続期間更新許可 留鰊定第458号　佐賀清太郎 12月10日漁業権移転登録申請 留鰊定第458号　佐賀伊四郎 留鰊定第429号　佐賀伊四郎 留鰊定第370号　佐賀伊四郎 留鰊定第367号　佐賀伊四郎 留鰊定第366号　佐賀伊四郎 留鰊定第361号　佐賀伊四郎	
		1月7日漁業法改正案(第1次)を発表。 2月対日理事会漁業民主化のための制度改革要綱を勧告。 4月16日鮮魚介配給規則公布。 10月占領軍全国漁船の登録を指令。
	漁夫33名。	
1948 昭和23		12月15日水産業協同組合法公布。
	漁夫30名。	
1949 昭和24	留萌地方鰊豊漁。(最後の鰊景気)	
		6月30日占領軍、出漁違反取締りのため漁業監視制度を設定。 9月19日占領軍第3次漁業操業許可海域を設定。漁区拡大される。 10月15日北海道漁業組合連合会および、北海道信用漁業組合連合会発足。 12月15日漁業法改正公布。(1950年3月14日施行)
1950 昭和25		3月30日北海道、小手繰網漁業の整理ならびに無許可船の絶滅に関する要綱を発表。 4月1日政府、水産物に対する配給、価格の統制を全面撤廃。 5月2日漁港法公布。 5月13日漁船法公布。
1951 昭和26	雇人58人 鰊定置2ヶ統、佐賀伊四郎、佐賀清志名儀 柔魚定置1ヶ統、佐賀清志名儀 鰈底建網2ヶ統、佐賀伊四郎、佐賀清志名儀	
		2月12日占領軍、日本漁業の危機解決策としての5ポイント計画発表。
	西海岸一体で鰊豊漁。4月中で留萌3万9,000石。	
		5月4日(財)北海道漁業共済制度特別基金を設立。(1954年1月30日解散) 12月17日水産資源保護法公布。
1952 昭和27		12月17日中小漁業融資保証法公布。 12月27日農林漁業金融公庫法(1953年4月1日公庫設立、開業)
	漁夫62名。	
1953 昭和28		3月31日中小漁業融資保証法に基づき北海道漁業信用基金協会設立。

暦年号	できごと	
	漁夫70名。	
1954 昭和29	留萌沿岸来遊途絶。	
	漁夫73名。	
1955 昭和30		ニシン漁凶漁につき、5月北海道、緊急凶漁対策を実施。
	漁夫68名。	
1956 昭和31	漁夫59名。	
	留萌地区定置申請者控えの中に	
	留にしん定第9号　佐賀伊四郎	
	留にしん定第10号　佐賀清志	
1957 昭和32	この年を最後に北海道春鰊の来遊全く途絶。	
	1月6日11代佐賀伊四郎死去。享年69歳。	
1958 昭和33	佐賀漁場ニシン漁皆無。	
	漁夫23名雇い。	

第３節　礼受地区における鰊漁撈具(鰊定置網漁撈具)の調査

～佐賀家漁場所蔵品を中心に～

調査方法

調査は礼受地区に残存する因（カクダイ）佐賀家漁場に残されていたニシン漁撈用具を中心に、その形状、使用法等を記録することに重点を置き、因佐賀家漁場に残されていた漁場関係の文書等を用い、また、ニシン漁に従事した人たちの聞き取りを通して、留萌礼受地区のニシン漁の創始から終末に至るまでの変遷を記録することで礼受地区のニシン漁の全貌を明かにしようと試みた。

ニシン漁撈具の調査は、ニシン漁に使用した漁撈具を１点につき、Ａ、Ｂ、Ｃ、３種のカードに記入する方法を取った。

Ａカードは、調査終了後に調査資料を判別するための必要最小限の情報を書き込み、調査資料に麻紐でくくり付けた。

項目；NO、名称、使用年代、使用方法。

因佐賀漁場使用漁撈具
調　査　カ　ー　ド　Ａ

資料　ＮＯ	
資　料　名 （地方名）	
使　用　年　代	
使　用　方　法	
備　　考	
調査年月日	平成　　年　　月　　日
記入者氏名	

第16図　Ａカード

Bカードは、調査の主力となるもので、調査現場での資料データの書き込み用として、調査員が自ら記入するときは勿論、聞き取り調査の場合にも対応できるように、調査項目を設問と回答という形式にした。

項目；NO、名称、使用者、使用時期、使用方法、材料、使用年代、保管、伝承、資料の実測図と寸法、等。

Cカードは、現場から持ち帰ったBカードに記入されたデータをコンピュータに入力し、データ保存用のカードとして作成。資料の写真、寸法入りの実測図を張り付け、ファイリングし、所蔵資料の台帳として保存した。

Bカード（左）

通し番号	

因佐賀漁場使用漁撈用具

調 査 カ ー ド B

1. 名前は何といいますか。

2. だれが使いますか。

3. 主にどんな時に使いますか。

4. 主にどのようにして使いますか。

5. この用具の材料がわかりましたらお書き下さい。

6. 何年ごろ使われたものか判りましたら年代を書いて下さい。

7. この用具が本来の使われかたと別な使われかたをされる場合がありましたら書いて下さい。

8. この用具を使うときに禁じられていたことやきまりなどがありましたら書いて下さい。

9. この用具は普段どんなところに保管していましたか。

10. これを使ってしたことで覚えていることを書いて下さい。

11. そのほか伝えておきたいことがあったら書いて下さい。

調査年月日　　平成　年　月　日

調 査 者

Bカード（右）

略図・寸法・部分名・重量等

第17図　Bカード

民俗文化財調査票
調 査 カ ー ド C

受入番号	1522
登録番号	1522
分類番号	

地 方 名	ワクアミ		
標 準 名	枠網（舳部分）		
採 集 地	留萌市礼受町因佐賀家漁場	調査年月日	93／07／08
旧所有者 採集経過			
製 作 地	留萌市礼受町因佐賀家漁場	製作年代	
製 作 者			
製 作 法			
材 料	麻網、ロープ類		
使 用 地	留萌市礼受町因佐賀家漁場	使用年代	昭和32年まで
使 用 者			
使 用 法	枠網構成の一部分		
分 布			
由 来			
備 考	網倉で保管。		

保管者　　（電話）
住 所

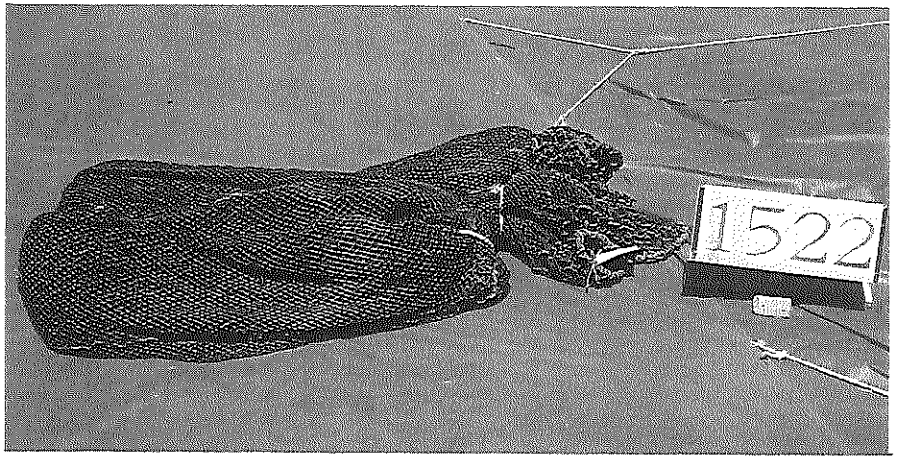

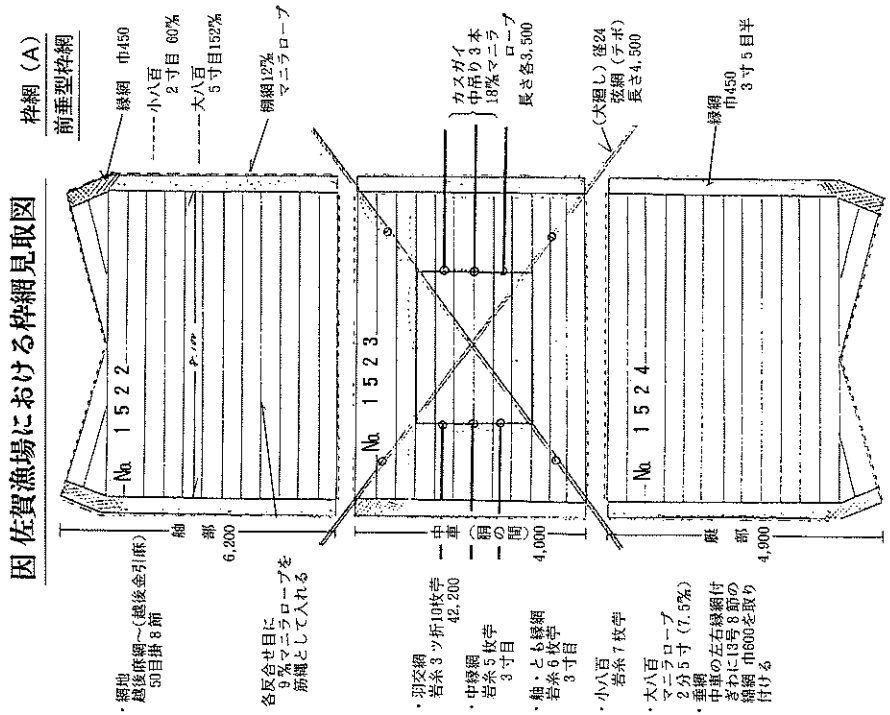

第18図　Cカード

佐賀家所蔵鰊定置網漁業の漁撈具

佐賀家所蔵漁撈具は平成4年度から平成6年度3か年間の調査で、調査カードで2,103件に及んだ。次に鰊定置網漁の1漁期の作業暦にそって、その概要を述べる。なお、諸用具の前にある番号は最初が分類番号で、次が受け入れ番号となっている。図版及び写真図版及び一覧表に示した諸用具の番号と一致する。

Ⅰ．漁場準備用具

この分類にはいるものは、未だ、鰊漁に入る以前の前作業段階に使用する諸用具である。これは、漁期間中使用する設備及び施設の設置のための用具、材料等を施設造成用具及び材料、浜均し、海浜の整備及び揚船のための諸用具及び材料を海浜整備用具、漁場準備のために共通する諸用具、材料類を共通用具・その他として分類した。

1．施設造成用具

11001　1866　エジコ（えいじこ）
複製品。径約10㎜～30㎜、長さ数mのブドウ蔓を籠状に編み、その交叉する点を藁縄で結び、固定する。網を海中に固定するとき、中に玉石を入れ、碇として使用。廊下に保管。

11001　1867　エジコ（えいじこ）
複製品。径約10㎜～30㎜、長さ数mのブドウ蔓を籠状に編み、その交叉する点を藁縄で結び、固定する。海浜施設として使用。中に玉石を入れ、海浜に固定する。廊下に保管。

11002　1653　サンバシヨウカクザイ（桟橋用角材）
桟橋を構成するとき、梁材として使用。漁期前に、漁夫が桟橋を組み立てる。廊下に保管。建造物古材を使用（旧使用痕は記録せず）／浜設備桟橋用材NO.1／6390㎜×330㎜×110㎜

11003　1663　サンバシヨウコマルタ（桟橋用小丸太）
桟橋を構成するとき、根太材として使用。漁期前に、漁夫が桟橋を組み立てる。廊下に保管。同種8本／浜設備桟橋用材のNO.11～NO.18／11:6270㎜×径160㎜、12:6230㎜×径165㎜、13:6200㎜×径165㎜、14:6270㎜×径160㎜（墨書：上二）、15:6400㎜×径150㎜（墨書：上六）、16:6370㎜×径155㎜（墨書：上一00）、17:6330㎜×径165㎜（墨書：上五）、18:6300㎜×径170㎜

11003　1665　サンバシヨウコマルタ（桟橋用小丸太）
桟橋を構成するとき、上組用材として使用。漁期前に、漁夫が桟橋を組み立てる。廊下に保管。同種5本／浜設備桟橋用材のNO.20～NO.24／(20)5670㎜×径115㎜、(21)4800㎜×径120㎜、(22)3640㎜×190㎜、(23)3930㎜×160㎜、(24)3900㎜×135㎜

11004　1664 サンバシヨウハシラ（桟橋用柱　小丸太）

桟橋を構成するとき、柱材として使用。漁期前に、漁夫が桟橋を組み立てる。廊下に保管。／浜設備桟橋用材のNO.19／7700㎜×径170㎜

11005　1718 セイロウ（施設）（せつ枠）

セツを作るときに、この枠に玉石を詰めて海浜に固定する。屋外（船蔵横）に保管。／同型4個／いずれも腐蝕が進行し原形を止めず。

11006　1743 セイロウ（施設複製品）せつ枠（複製品）

旧製品（NO.1718）を写作した。セツを作るときに、この枠に玉石を詰めて海浜に固定する。複製品（船蔵に保管）。

11007　1642 ナヤクイ（乾場杭）

製品を乾燥するとき、杭に横桟を釘打ちして取り付け、その上に乾燥折枠を並べる。漁期前に、漁夫がナヤ場（乾場）を組み立てる。六番蔵に保管。同種4本。

11007　1643 ナヤクイ（乾場杭）

製品を乾燥するとき、杭に横桁を結い、桁の上に乾燥折枠を並べる。漁期前に、漁夫がナヤ場（乾場）を組み立てる。六番蔵に保管。同種9本。

11007　1644 ナヤクイ（乾場杭）

製品を乾燥するとき、杭に横桟を通し、その上に乾燥折枠を並べる。漁期前に、漁夫がナヤ場（乾場）を組み立てる。六番蔵に保管。同種53本。

11008　1666 ナヤバザイリョウ（乾場材料）

身欠鰊または干鯑製造のためのナヤ場組立材料。ナヤ場の柱として使用。漁期前に、漁夫がナヤ場を組み立てる。五番蔵に保管。／小丸太二つ割り／同種16本／4010㎜×190㎜

11008　1668 ナヤバザイリョウ（乾場材料）

身欠鰊または干鯑製造のためのナヤ場組立材料。ナヤ場の桁材として使用。漁期前に、漁夫がナヤ場を組み立てる。五番蔵に保管。同種36本／7500㎜（～7800㎜）×径150㎜（～160㎜）

11009　1863 サキリ（さきり）

身欠鰊を乾燥するとき他、用途は広い。納屋または屋外に保管。／長さでA、B、Cに分類したうちの（A）／長さ：7m～7.5mのもの、189本／元口から約2mを3面落とし。元口径：10～12cm、末口径：3～5cm

11009　1864 サキリ（さきり）

身欠鰊を乾燥するとき他、用途は広い。納屋または屋外に保管。／長さでA、B、Cに分類したうちの（B）／長さ：6.5m～7mのもの、280本／元口から約2mを3面落とし。元口径：約10

～20cm、末口径：３～５cm。

11009　1865　サキリ（さきり）

身欠鰊を乾燥するとき他、用途は広い。納屋または屋外に保管。／長さでＡ、Ｂ、Ｃに分類したうちの（Ｃ）／長さ：5.5m～6.5mのもの、140本／元口から約２mを３面落とし。元口径：約10～12cm、末口径：３～５cm。

11010　1456　トロッコ（トロッコ）

完成品を購入。台枠；木製／車輪；鉄レールを施設して、域内での鰊の運搬（魚粕製造のための釜炊ニシンの運搬など）に使用。新蔵に保管。

11011　1465　トロッコレール（トロッコ用軌道）

既製品を購入。加工するために漁獲した鰊を移動する時、および沖揚時の鰊の移動に使用するトロッコの軌道（レール）。新蔵に保管。49本。内訳／4340mm：１、4480mm：２、4490mm：１、4530mm：１、4560mm：２、4570mm：10、4580mm：２、4600mm：１、4610mm：１、4750mm：１、5470mm：１、5480mm：12、5490m

11012　1461　トロッコワクバコ（トロッコ用枠箱）

トロッコを使用するとき、トロッコの床上に据える。新蔵に保管。

11013　1466　トロッコマクラギ（トロッコ軌道用枕木）

トロッコ用軌道を設置する時使用。新蔵に保管。同種２本。

11014　276　マジルシ（澗印）

枠；トドマツ／ガラス。船が陸に帰るとき、障害物等を避けるための印として陸に設置し、２個の「マジルシ」を目標として操船する。一番蔵に保管。／２個１組として使用される／NO.277と対。

11015　929　アナホリ（穴掘り）

本体；鉄　／柄；木製。身欠鰊の納屋杭の穴を掘るときに使用。上部の把手を回転させ、土に穴を掘る。土丹蔵に保管。

11016　359　カナテコ（金梃子）

盤岩に穴を掘るときなど、海浜整備作業に使用。四番蔵に保管。

11017　356　ジツキボウ（地突棒）

刃；鉄／柄；シコロ。海浜整備作業に使用。矢来（ヤライ）設置のため、泥板岩に穴を掘る用具。土丹蔵または四番蔵に保管。

11017　2052　**ジツキボウ（地突棒）**

鉄。漁場準備期の海浜整備作業で、岩盤などに穴を穿つときに使用。土丹蔵または四番蔵に保管。

11018　1905　**イシワリセン（石割鉞）**

頭部；鉄。着業準備期の浜整備で、石割りに使用。四番蔵に保管。／刻印：「因」／柄：欠落。

11019　353　**イシワリハンマー（石割ハンマー）**

頭部；鉄／柄；アオタモ。着業準備期の海浜整備作業において、大型の石を砕くのに用いる。四番蔵に保管。

11019　1889　**イシワリハンマー（石割ハンマー）**

頭部；鉄／柄；アオタモ。着業準備期の海浜整備作業において、大型の石を砕くのに用いる。四番蔵に保管。

11020　355　**カタヅル（片鶴）**

鉄／柄；イタヤ。海浜整備作業に使用。四番蔵に保管。

11021　1629　**ツルハシ（つるはし）**

購入品。鉄／柄；木製。海浜整備作業に使用。四番蔵に保管

11022　343　**ネリップ（ネリップ）**

購入品。鉄／柄；木製。海浜整備作業のときに、主としてセメント練りに使用。四番蔵に保管。／焼印：「因」

2．海浜設備用具

12001　361　**カグラサン（神楽桟）**

座板；ナラ／笠木；ナラ／巻胴；ナラ／枠台；タモ。船を陸に引き上げるときに使用。下部に巻き綱（ワイヤロープ）を2～3回巻き、穴に巻棒を通して廻す。船蔵または廊下に保管。／焼印（巻胴）：「因」／刻彫（笠木）：「因」

12002　366　**ステトリ（捨て巻き）**

トドマツ。船を陸に引き上げるときに使用。カグラサンの付属品。巻胴にかけたワイヤロープを巻き取る。廊下に保管。／ワイヤロープが巻かれたままになっている／焼印：「因」／墨書：「因佐賀漁場」

12003　1321　**マキヅナ（巻綱・ワイヤーロープ）**

購入品。ワイヤーロープ。船を陸に巻き上げるとき使用。カグラサンの巻胴下部に3～4回巻き付け、巻胴の回転により船を移動させる。土丹蔵または四番蔵に保管。／船巻用ワイヤーロープ）／径：12㎜（4分）、長さ：99m500／先端にフック付き。

12004　365　**マキボウ（巻棒・巻桁）**

タモ。カグラサンで船を陸に引き上げるときに使用（カグラサンの付属品）。巻胴を廻すための桁。一番蔵または土丹蔵に保管。／カグラサン付属品／２本１組。

12005　1669 **スベリ（すべり）**

栗。船を陸に引き上げるときまたはおろすときに使用。油を塗り船を移動する台として据える。廊下に保管。／「スベリ台」「スベリ木」とも云う／刻彫：「因」

12005　1671 **スベリ（すべり）**

栗。船を陸に引き上げるときまたはおろすときに使用。油を塗り船を移動する台として据える。廊下に保管。／「スベリ台」「スベリ木」とも云う／刻彫：「因」

12006　349　**ジョレン（鋤簾）**

鋤；鉄／柄；カラマツ。３本刃。小石の除去等、海浜整備作業に使用。四番蔵に保管。

12007　346　**ジョレン（鋤簾）**

鋤；鉄／柄；カラマツ。５本刃。海浜整備作業に使用。砂利、砂の移動、小石の除去に用いる。四番蔵に保管。

12008　360　**ジョレン（鋤簾）**

鋤；鉄／柄；ハリセン。馬曳用。砂の移動等、海浜整備作業に使用。馬に引かせて砂浜を均す。四番蔵に保管。

12009　357　**ジョレン（鋤簾）**

鋤；鉄／柄；カラマツ／鉄網。網付き。水中の砂利、小石を取り除く等、海浜整備作業に使用。四番蔵に保管。

12010　350　**トンガ（唐鍬）**

鍬；鉄／柄；イタヤ。海浜整備作業に使用。四番蔵に保管。

12011　835　**マドクワ（窓鍬）**

刃部；鉄／柄；トドマツ。粕干場の整地のとき使用。土丹蔵に保管。

12012　900　**ツキクワ（突鍬）**

又部；鉄／柄；トドマツ。粕干場の整地、除草の際に使用。土丹蔵に保管。

12013　903　**クサカリカマ（草刈鎌）**

購入品。刃；鉄／柄；カバ。干場の草刈に使用。土丹蔵に保管。

12014　1651 テゾリウデギザイ（手櫂腕木材）

山採り材で作製。カバ。手櫂の進路を変える梶取り用で、手櫂側方に取り付ける。新蔵に保管。「梶棒」とも云う。

12015　1649 テゾリダイザイ（手櫂台材）

楢。木材その他の運搬（例：雪切り作業のときや山仕事など）に使用。新蔵に保管。一部破損。

3．共通用具・その他

13001　1891 アナホリオノ（穴掘り斧）

刃部；鉄。着業準備期の木工工作（役ダンブ、根ダンブの穴掘り）に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。／刻彫：「因」／柄：欠落。

13002　2047 カワハギ（皮剝）

鉄。漁場における木工工作時に使用。丸太（主として松材）の皮を剝ぐ道具。土丹蔵または四番蔵に保管。「カワムキ」とも云う。

13003　738　ヤキイン（焼印）

本体；鉄／柄；木製。木製の漁場用具に屋号を印す時、本体を熱し焼き付ける。番屋内に保管。

13004　1645 リュウソウカン（流送鐶）

購入品。。鉄丸太材を取り扱うとき、丸太材に打ち込み、環にワイヤーロープを通して使用する。四番蔵に保管。5個連結。

13005　2071 チンチョカン（チンチョ鐶）

購入品。鉄。木質の施設物を固定または連結するとき、木材等に打ち込み、係留する等多目的に使用される。道具箱に収納し、四番蔵または土丹蔵に保管。

13006　1888 コクイン（刻印）

砲金。木材に屋号を印す時、木口に強打して屋号を印す。道具箱に収納し、番屋内に保管。／因／柄：欠落。

13007　1316 ダイキリン（台キリン・ジャッキ）

完成品を購入。鉄。重い物を押し上げるとき使用。中軸を廻して物を押し上げる。四番蔵に保管。

Ⅱ．漁撈具

漁撈具は純粋に鰊を漁獲するための諸用具とした。これらは漁船、船付属具、船関係の維持・修理用具及び材料、漁網、網付属具、網維持・修理用具及び材料、沖作業用具、陸作業用具、共通用具・その他に分類できる。

1．漁　船

21001　413　イソブネ（磯舟）

舟底はムダマを使用。雇用された船大工が船蔵で造船する。ムダマ；カツラ／海具；杉　／アバラ；ナラ。沖泊まりの時、保津船と陸との連絡や網の保持作業に使用。車櫂や早櫂で推進する。中廊下に保管。／ムダマ作り／俗称「マッケ船」（磯舟のやや大きい型）／腐蝕、破損：大／墨書（戸立）：「大正十四年因第四号」

21001　416　イソブネ（磯舟）

舟底はムダマを使用。雇用された船大工が船蔵で造船する。ムダマ；カツラ／海具；杉　／アバラ；ナラ。沖泊まりの時、保津船と陸との連絡や網の保持作業に使用。車櫂や早櫂で推進する。上廊下に保管。／ムダマ作り／俗称「マッケ船」（磯舟のやや大きい型）／腐蝕、大。

21002　418　イソブネ（通舟）

舟底は敷（シキ）を使用。海具は四枚はぎ。雇用された船大工が船蔵で造船する。敷；杉　／海具；杉　／その他；ナラ他。沖泊まりの時、保津船と陸との連絡や網の保持作業に使用。車櫂や早櫂、櫓で推進する。上廊下に保管。／シキ作り／船型名：「磯舟」／用途名：「通舟」／一部腐蝕あり。

21002　419　イソブネ（通舟）

舟底は敷（シキ）を使用。海具は四枚はぎ。雇用された船大工が船蔵で造船する。敷；杉　／海具；杉　／その他；ナラ他。沖泊まりの時、保津船と陸との連絡や網の保持作業に使用。車櫂や早櫂、櫓で推進する。上廊下に保管。／シキ作り／船型名：「磯舟」／用途名：「通舟」／墨書（戸立）：「因」。

21002　420　イソブネ（通舟）

舟底は敷（シキ）を使用。海具は四枚はぎ。雇用された船大工が船蔵で造船する。敷；杉　／海具；杉　／その他；ナラ他。沖泊まりの時、保津船と陸との連絡や網の保持作業に使用。車櫂や早櫂、櫓で推進する。下廊下に保管。／シキ作り／船型名：「磯舟」／用途名：「通舟」／墨書（戸立）：「因昭和二十九年三月吉日」。

21003　417　ボツブネ・オコシブネ（保津船・起し船）

雇用された船大工が船蔵で造船する。敷；カツラ／上棚・下棚；杉／その他；トドマツ・ナラ。網を操る（起こす）ときに使用（起し船）。船頭蔵に保管。／船型名：「保津船」／用途名：「起し船」／一部腐蝕あり／墨書（戸立）：「昭和十年因三月新造」

21004　414　ボツブネ・ワクブネ（保津船・枠船）

雇用された船大工が船蔵で造船する。敷；トドマツ／上棚・下棚；杉／その他；主にトドマツ・ナラ。投網期間中、親船として、また枠を吊る船（枠船）として使用。新蔵に保管。／船型名：「保津船」／用途名：「枠船」／腐蝕：大／枠桁取付け／墨書（戸立）：「昭和六年因参月」

21004　415　**ボツブネ・ワクブネ（保津船・枠船）**

雇用された船大工が船蔵で造船する。敷；トドマツ／上棚・下棚；杉／その他；主にトドマツ・ナラ。投網期間中、親船として、また枠を吊る船（枠船）として使用。新蔵に保管。／船型名：「保津船」／用途名：「枠船」／腐蝕：大／横物脱落／墨書（戸立）：判読不能。

21004　421　**ボツブネ・ワクブネ（保津船・枠船）**

雇用された船大工が船蔵で造船する。敷；トドマツ／上棚・下棚；杉／その他；主にトドマツ・ナラ。投網期間中、親船として、また枠を吊る船（枠船）として使用。新蔵に保管。／船型名：「保津船」／用途名：「枠船」／墨書（戸立）：「因」。

21004　422　**ボツブネ・ワクブネ（保津船・枠船）**

雇用された船大工が船蔵で造船する。敷；杉／上棚・下棚；杉／その他；桧・ナラ・トドマツ。投網期間中、親船として、また枠を吊る船（枠船）として使用。船頭蔵に保管。／船型名：「保津船」／用途名：「枠船」／墨書（戸立）：「昭和三十一年因」

21004　423　**ボツブネ・ワクブネ（保津船・枠船）**

雇用された船大工が船蔵で造船する。敷；杉／上棚・下棚；杉／その他；桧・ナラ・トドマツ。投網期間中、親船として、また枠を吊る船（枠船）として使用。船頭蔵に保管。／船型名：「保津船」／用途名：「枠船」／墨書（戸立）：「昭和廿九年因参月吉」。

2．船付属具

22001　341　**アカクミヒヤク（あか汲みひしゃく）**

トドマツ。船に浸入した海水（アカ）を汲み出すのに使用。船頭蔵または四番蔵に保管。

22002　145　**アカクミポンプ（あか汲みポンプ）**

杉。船に浸水した海水（アカ）を汲み出すときに使用。把手を上下に動かすとポンプになる。船頭蔵または船蔵に保管。／墨書：「留萌市礼受町因佐賀漁場」「昭和（以下不明　二十三年三月？）」／トタン等の修理痕あり。

22003　1130　**カカリヅナ（錨綱）**

24㎜マニラロープ。保津船を係留するとき、錨に取り付ける。網蔵または一番蔵に保管。／枠船用錨綱／径：24㎜、長さ：52m300

22003　1132　**カカリヅナ（錨綱）**

24㎜マニラロープ。保津船を係留するとき、錨に取り付ける。網蔵または一番蔵に保管。／起し船用錨綱／径：24㎜、長さ：52m500

22004　1097　**ウチマワシ（内廻し）**

駒は大工が作成し、漁夫が組み立てる。シュロロープ（径：10㎜）　／駒；楓。帆走するとき、

22011　107　**ハヤスケ（早助）**

漁期前の山採作業で滑らかに成長した竿材を採取して柄とし、鉤部分（頭部）は比較的堅い木を利用する。柄；トドマツ／頭部（鉤部）；イタヤ。海面の浮き網を取るときに使用（網のことを「ハヤモノ」と言う）。船を押し出す竿として用いる場合もある。船頭蔵または船蔵に保管。

22012　1189　**ハヤモノ（早物）**

マニラロープ。船を係留するときに使用。網を投げて渡すときの投げ網。網蔵または一番蔵に保管。／保津船用／径：15㎜（５分）、長さ：42m000、左撚り３子採

22013　394　**バンズレ（盤擦れ）**

古い網を縄で縫い、３つ折にして使用。古網／藁縄。船を舫うとき、船と舫い綱の摺れるのを防ぐためのクッションとして盤などを覆う。新蔵に保管。５枚１束。

22013　1095　**バンズレ（盤擦れ）**

古網／芯；ロープ・中間縄。保津船が掛り綱を使用するとき、舷と綱との間に取り付け摩耗を防ぐ。新蔵に保管。

22013　1102　**バンズレ（盤擦れ）**

古網／綱。保津船が掛り綱を使用するとき、舷と綱のと間に取り付け摩耗を防ぐ。新蔵に保管。

22014　1134　**ヒキヅナ（曳行索）**

マニラロープ。動力船が保津船を曳行するとき使用する。網蔵または一番蔵に保管。／径：30㎜、長さ：111m500

22015　1386　**マエグリ（前繰り）**

浜大工が木組を作り、漁夫が縄を巻く。木製／芯；鉄／ドラム部分；藁縄を巻く。海上で網を揚げるとき、船の前部に取り付け網を巻き上げる。新蔵に保管。

22016　255　**ヤカタドウグ（屋形道具）**

カラマツ／男柱；トドマツ１本、ナラ１本。沖泊まりの時に、船内で組み立てて、漁夫の休憩施設として使用する。普通は分解して船内に保存している。新蔵に保管。／屋形組立材料／１組は、男柱２本、つま棒４本、むねさきり１本、屋根さきり８本で構成。

22016　256　**ヤカタドウグ（屋形道具）**

カラマツ・トドマツ／早櫂；ナラ。沖泊まりの時に、船内で組み立てて、漁夫の休憩施設として使用する。普通は分解して船内に保存している。新蔵に保管。／屋形組立材料／１組は、男柱２本、つま棒４本、むねさきり１本、屋根さきり６本（内２本は早櫂）で構成。

22017　435　**ヤカタヤネテント（屋形屋根帆布）**

専門店に発注して作成。綿布（10号程度のもの）。沖泊まりのとき、屋形の屋根として使用。土

両端を帆桁の中央部分に結付し、その中に帆柱を通し帆桁を安定させると同時に、帆の上下作用を円滑にする。新蔵に保管。

22005　139　**カイヒキナワ（櫂引縄）**

藁。船の外舷に取り付け、それに櫂を通して使用する。櫂を漕ぐときの支点となる。四番蔵または船蔵に保管。漁期は船に常備。／１束12本。

22006　693　**カイリョウアンカー（改良アンカー・かんざし付錨）**

完成品を購入。鉄。網型の型綱を固定する他、保津船停泊用としても使用。四番蔵に保管。

22007　1631　**キヅチ（木槌）**

排水穴（蛇の目穴）に栓を打つときに使用。船の中で保管。

22008　111　**クルマカイ（車櫂）**

明治・大正年代には、漁夫入込後の着業準備期に行う山採作業において割採し、越年乾燥（「ねせる」と云う）し、翌年漁場大工（浜大工）の手で作成した。昭和初期以降は素材を購入して作成。腕木；シュリ　／刃先；ナラ。船を漕ぐために使用。腕部分の穴に、コベリに取り付けたタカマ（軸棒）を通し、それを支点として船を漕ぐ。左右２本で１対。土丹蔵または船頭蔵に保管。／刻彫：「因」／２本１対。

22009　17　**サッカイ（早櫂）**

明治・大正年代には、漁夫入込後の着業準備期に行う山採作業において割採し、越年乾燥（「ねせる」と云う）し、翌年漁場大工（浜大工）の手で作成した。昭和初期以降は素材を購入して作成。羽先；ナラ／腕木；ホオ。コベリに櫂引縄を取り付け、それに櫂を通して使用。船を進める役割を持つ櫂。船に屋形を作って沖泊まりする時、屋形の屋根骨材として使用される場合もある。小型のものを「ネリカイ」（練櫂）と称し、小型船・通舟・伝馬船の艫のコベリまたはトコの櫂。船頭蔵に保管。保津船では、この櫂を操る人が「船漕ぎ音頭」の下声を唱和する。

22010　1　**トモカイ（艫櫂）**

明治・大正年代には、漁夫入込後の着業準備期に行う山採作業において割採し、越年乾燥（「ねせる」と云う）し、翌年漁場大工（浜大工）の手で作成した。昭和初期以降は素材を購入して作成。アオタモ。船の艫のコベリに櫂引縄を取り付け、これに櫂を通して使用。船の進路を保ち、且つ変更する役割を持つ櫂。船頭蔵に保管。／焼印：「因」／保津船では、この櫂を操る人が「船漕ぎ音頭」のハオイをかける。

22011　105　**ハヤスケ（早助）**

漁期前の山採作業で滑らかに成長した竿材を採取して柄とし、鉤部分は鍛冶工に作らせて竿に取り付ける。柄；トドマツ／鉤；鉄。海面の浮き網を取るときに使用（網のことを「ハヤモノ」と言う）。船を押し出す竿として用いる場合もある。船頭蔵または船蔵に保管。

丹蔵に保管。／黒色文字：「佐賀漁業部」／朱書：「因」／円筒穴付き。

22017　1741 ヤカタヤネテント（尾形屋根帆布）

専門店に発注して作成。帆布／煙筒部分；亜鉛板。沖泊まりのとき、屋形の屋根として使用。土丹蔵に保管。／朱書：「因」／墨書：「佐賀漁業部」

22018　129　ロ（櫓）

腕；樫／羽先；樫。船の推進及び進路の変更のため、外舷に取り付けた櫓軸に櫓べそを合わせ、それを支点にして漕ぐ。尚、内舷にハヤオ（早緒）を取り付けその端を櫓腕のスズメに掛けて櫓の安定を保つ。船頭蔵に保管。／刻彫：「フナ」。

22019　1389 ロウバ（櫓羽）

材は山採りし、木の枝または曲がり木などを利用して作成する。ナラ。脇櫓を使用するとき船の口縁（コベリ）に取り付ける。使用する船と共に廊下に保管。

22020　1023 ワクヒキツナ（枠船曳行索）

先端部10mを輪にし、セキを巻き、マニラトワインで固定。マニラロープ。鰊の入った枠船を曳行するとき、曳行索として使用。網蔵または一番蔵に保管。／径：30㎜（約１寸）、長さ：200m（約133尋）／左撚り３子採／先端部10mを輪にし、セキを巻き、マニラトワインで固定。

22021　182　ワニグチ（わにぐち）

山採作業で曲木を採取して加工する。イタヤ。船掛りするときなどに、船の横物に取り付け、曲部に綱を通して使用する。船蔵または四番蔵に保管。

22022　1943 ロジク（櫓軸）

既製品を購入。鉄。櫓で、船を推進させるとき、船の床または櫓羽に取り付ける。船蔵に保管。同種２点。

22023　1085 スレドメ（擦れ止め）

径15㎜のマニラロープを芯に、２つ折り部分で輪を作る。中央部はロープを３㎜トワインで巻き、それを古網で包み３㎜トワインで網状に編み包む。マニラロープ（径：15㎜、５分）／麻糸／古網。沖揚作業において汲み船と枠船が接舷しニシン汲み作業（タモタテ作業）を行う時、及び枠船に吊るした枠網と枠船外舷の間に備える時に使用。船の横物、貫抜等に取り付け吊るす。網蔵または一番蔵に保管。

22023　1091 スレドメ（擦れ止め）

径18㎜のクレモナロープを芯に、２つ折り部分で輪を作る。中央部はロープを３㎜トワインで巻き、それを古網・木皮で包み、更に３㎜トワインで網状に編み包む。クレモナロープ（径：18㎜、６分）　／麻糸　／木皮　／古網。沖揚作業において汲み船と枠船が接舷しニシン汲み作業（タモタテ作業）を行う時、枠船に吊るした枠網と枠船外舷の間に備える。船の横物、貫抜等に

取り付け吊るす。網蔵または一番蔵に保管。

22024　933　フナカンサツ（船鑑札）

トドマツ。鰊漁に使用する船（営業）の使用許可証。鑑札は取付位置（船主の舳または戸立）が定められ、営業期間中は常時貼付けておかなければならなかった。明治初期には、鰊漁に使用する船の殆どが免税であった。／記述「免税」「留萌郡第七十六号　明治九年十一月廿五日検印　開拓使天塩國留萌郡礼受村　船主　佐賀庄四郎　ﾋﾗﾀﾞ船　長四間」

22024　934　フナカンサツ（船鑑札）

トドマツ。鰊漁に使用する船（営業）の使用許可証。鑑札は取付位置（船主の舳または戸立）が定められ、営業期間中は常時貼付けておかなければならなかった。明治初期には、鰊漁に使用する船の殆どが免税であった。／記述「免税」「留萌郡第七号　明治十五年四月十三日検印　札幌縣天塩國留萌郡留萌村（朱書訂正）禮受　船主　佐賀庄四郎　ﾋﾗﾀﾞ船　長四間」

22025　1910　キョカバンゴウイタ（船舶登録認可番号板）

マツ。許認可を受けた船であることを表示する板。許認可された漁船に貼り付ける。（許可された漁船以外に貼付することは禁じられていた）船蔵または船頭蔵に保管。同種３組（６枚）。「HK 5 －25933」「HK 5 －25932」「HK 5 －25931」いずれも白色塗料を塗布し、黒色塗料文字。

22025　1911　キョカバンゴウイタ（船舶登録認可番号板）

マツ、シナ。許認可を受けた船であることを表示する板。許認可された漁船に貼り付ける。（許可された漁船以外に貼付することは禁じられていた）船蔵または船頭蔵に保管。同種３点（３枚）。「HK 4 －448」（文字墨書）、「HK 4 －758」（白色塗料塗布し、黒色塗料文字）、「HK 4 －758」（文字墨書）

22026　1912　セキサイリョウヒョウジバン（積載量標示板）

トドマツ。汲船に貼付し、汲船の積載量を標示する板。汲船に貼付（船蔵または船頭蔵に保管）。「因　102号　252函」（表面白色塗料、「102号」は黒色塗料、「252函」は赤色塗料）

22027　2072　エイギョウカンサツ（営業鑑札）

木製。営業時に、使用する船に貼付する。使用する船に貼付けておく。／（片面）朱書：「第拾六号」、焼印：「留萌郡　漁業組合鑑札」／（他面）墨書：「天塩國留萌郡礼受村拾八番地　佐藤福治　明治二十年五月一九日」、朱印：「留萌漁業組合事務所」

22028　2063　エイギョウカンサツ（営業鑑札）

木製。鮑突き用。営業時に、使用する船に貼付する。使用する船に貼付けておく。／焼印「留萌納税事務所」／墨書「明治二十五年　第六０号　自十月一日　至翌年三月三十一日　鮑突営業鑑札　礼受村　工藤菊太郎」

22029　2064　エイギョウカンサツ（営業鑑札）

木製。昆布刈用。営業時に、使用する船に貼付する。使用する船に貼付けておく。同種３点／焼印「留萌郡　漁業組合鑑札」／墨書「第○○号　廿四年九月三十日限　昆布刈営業　青森県平民留萌郡礼受村拾三番地寄留　（氏名）」

22030　2067　エイギョウカンサツ（営業鑑札）

木製。昆布細布採集用。営業時に、使用する船に貼付する。使用する船に貼付けておく。同種５点／焼印「留萌納税事務所」／墨書「二十五年第○○号　自七月二十日　至九月三十日　昆布細布採集鑑札　礼受村　（氏名）」／明治二十一年　第五八号　礼受村　佐賀綱吉／明治二十五年　第一六０号　礼受村　工藤菊

22031　2065　エイギョウカンサツ（営業鑑札）

木製。海鼠曳き用。営業時に、使用する船に貼付する。使用する船に貼付けておく。同種10点／焼印：「留萌納税事務所」／墨書：「第五二号　明治廿五年　自六月二十日　至九月三十日　海鼠曳鑑札　留萌村　佐賀平次郎」ほか「第五○号　三泊村　伝法由之／第四八号　三泊村　佐々木末吉／第四九号　三泊村

22031　2066　エイギョウカンサツ（営業鑑札）

木製。海鼠曳き用。営業時に、使用する船に貼付する。使用する船に貼付けておく。同種３点／焼印「留萌郡　漁業組合鑑札」／墨書「第○○号　海鼠曳営業　但廿一年自六月廿日　至九月三十日　（住所　氏名）」／第六拾四号　青森県平民当時天塩國留萌郡産泊村九番地寄留　佐々木末吉／第六拾壱号　青森県

３．船関係の維持・修理用具及び材料

23001　158　ウダギ（腕木）

明治中期頃までは、浜大工が作成したが、以後は完成品を購入。ホオ。早櫂の把手として用いる。欠損時の補修品及び早櫂の部品。船頭蔵または新蔵に保管。

23002　304　ウダギ（腕木）

ホオ。トモ櫂の把手として使用。トモ櫂の把手が欠損した時の補修品。土丹蔵に保管。／トモ櫂用。

23003　121　クルマカイのウデギ（車櫂の腕木）

明治・大正年代には、漁夫入込後の着業準備期に行う山採作業において割採し、越年乾燥（「ねせる」と云う）し、翌年漁場大工（浜大工）の手で作成した。昭和初期以降は素材を購入して作成。クワ。車櫂を組み立てるための腕木部分。羽先を、この腕木に取り付けて１本の車櫂となる。土丹蔵または船蔵に保管。／車櫂の腕木部分の未完成品（材料）１対（２点）。

23004　119　クルマカイのハサキ（車櫂の羽先）

明治・大正年代には、漁夫入込後の着業準備期に行う山採作業において割採し、越年乾燥（「ね

せる」と云う）し、翌年漁場大工（浜大工）の手で作成した。昭和初期以降は素材を購入して作成。ナラ。車櫂を組み立てるための羽先部分。腕木に、この羽先を取り付けて１本の車櫂となる。土丹蔵または船頭蔵に保管。

23005　1648　サッカイのザイリョウ（早櫂の材料）

ナラ。早櫂を作るときの材料。船頭蔵に保管。

23006　1679　フナザイ（船材）

杉。漁船を修理するとき修理用原材として使用。新蔵に保管。／タイコ採り皮板／1550㎜×560㎜×120㎜

23006　1680　フナザイ（船材）

杉。漁船を修理するとき修理用原材として使用。新蔵に保管。／板採り／一部使用後の残材／2130㎜×280㎜×60㎜

23006　1681　フナザイ（船材）

杉。漁船を修理するとき修理用原材として使用。新蔵に保管。／タイコ採り／一部使用後の残材／2600㎜×360㎜×60㎜

23006　1683　フナザイ（船材）

杉。漁船を修理するとき修理用原材として使用。新蔵に保管。／半タイコ採り／一部使用後の残材／3970㎜×210㎜×50㎜

23006　1687　フナザイ（船材）

杉。漁船を修理するとき修理用原材として使用。新蔵に保管。／板材／刻彫：「ク三」／一部亀裂／4960㎜×290㎜×45㎜

23006　1689　フナザイ（船材）

杉。漁船を修理するとき修理用原材として使用。新蔵に保管。／横物材／3720㎜×245㎜×170㎜

23006　1691　フナザイ（船材）

シナ。漁船を修理するとき修理用原材として使用。新蔵に保管。／片側タイコ採り（皮付き）／一部亀裂／4620㎜×410㎜×55㎜

23006　1699　フナザイ（船材）

楓。漁船を修理するとき修理用原材として使用。新蔵に保管。／曲がり角材／3855㎜×95㎜×60㎜

23006　1708　フナザイ（船材）

杉。漁船を修理するとき修理用原材として使用。新蔵に保管。／下棚腰当型板／1555㎜×170㎜

×33㎜

23006　1709 フナザイ（船材）

杉。漁船を修理するとき修理用原材として使用。新蔵に保管。／下棚（胴の間？）型板／1555㎜×160㎜×33㎜

23006　1711 フナザイ（船材）

杉。漁船を修理するとき修理用原材として使用。新蔵に保管。／一部使用後の面付盤材／1050㎜×260㎜

23007　1676 フナザイ・アバラザイ（船材・肋骨材）

桧。漁船の建造または修理のとき原材として使用。新蔵に保管。／割り採り／渡り：2240㎜、曲がり：820㎜、厚さ：130㎜

23007　1677 フナザイ・アバラザイ（船材・肋骨材）

桧。漁船の建造または修理のとき原材として使用。新蔵に保管。／丸採り／渡り：860㎜、曲がり：360㎜、径：180㎜

23008　135　ロウデ（櫓腕）

アカマツ？。船頭蔵に保管。／櫓の腕部分（組立材料）／スズメ脱落／櫓羽先（NO.123）と組み合わせて櫓となる。

23009　134　ロハサキ（櫓羽先）

アオタモ。船頭蔵に保管。／櫓の羽先部分（組立材料）／一部欠損／櫓腕（NO.122）と組み合わせて櫓となる。

23010　1322 ワクゲタ（枠桁）

桑。艤装品として枠船に取り付ける小丸太材。枠網の上棚を枠からみ綱で絡み付ける桁として使用。（製作素材）新蔵に保管。／製作素材／長さ：4760㎜、水口：80㎜、末口：55㎜

23011　260　ヤカタドウグのオトコバシラ（屋形道具の男柱）

トドマツ；2／カバ；1／カラマツ；1／杉；1。沖泊まりの時に、船内で組み立てて、漁夫の休憩施設として使用する。普通は分解して船内に保存している。新蔵に保管。／屋形の組立材料のうち「男柱」のみ5点。

23012　261　ヤカタドウグのツマボウ（屋形道具の妻棒）

カラマツ・トドマツ。沖泊まりの時に、船内で組み立てて、漁夫の休憩施設として使用する。普通は分解して船内に保存している。新蔵に保管。／屋形の組立材料のうち「つま棒」のみ8点。

23013　259　**ヤカタドウグのヤネサキリ（屋形道具の屋根桁）**

カラマツ。沖泊まりの時に、船内で組み立てて、漁夫の休憩施設として使用する。普通は分解して船内に保存している。新蔵に保管。／屋形の組立材料のうち「屋根さきり」のみ４点。

４．漁　網

24001　1506　**コアミ（小網）**

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／ロープ類／浮代。小型定置網の構成部分～陸側。網蔵または一番蔵に保管。／身網の陸側部分／主として夏期に使用されるもので「夏網」ともいう／網地：側７号８節、敷８号２寸目／浮き：管アバ110個、船型アバ43個／No.1506、1507で軀網１ケ統分

24001　1507　**コアミ（小網）**

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／ロープ類／浮代。小型定置網の構成部分～沖側。網蔵または一番蔵に保管。／身網の突沖側部分／主として夏期に使用されるもので「夏網」ともいう／棚綱：18㎜（６分）ロープ／縁網：４目半（約350㎜）／浮き：管アバ156個、船型アバ15個／No.1506、1507で軀網１ケ統分

24002　1508　**コアミ（小網）**

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／ロープ類／浮代。小型定置網の軀網部分。網蔵または一番蔵に保管。／主として夏期間に使用するので「夏網」ともいう／棚綱：18㎜（６分）マニラロープ／建揚：13号８節（一部７号８節）／敷（底）：８号２寸目／浮代：管アバ217個、船型アバ２個／カベ足14個

24003　1564　**コブクロアミ（小袋網・袋網）**

網地を購入し、漁場で仕立てる。麻網／ロープ類。少量の鰊が乗網したときに使用。網蔵または一番蔵に保管。／網地：越後麻網８節（一部：枠網地（越後金引麻８節））／長さ：９ｍ400、巾：50目掛６反／八百：岩糸７枚苧／さしわ入り：左右に長さ2600㎜、巾50目掛反巾

24004　1215　**サンカクアミ（口前三角網）**

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／上棚；綿糸／下棚：６㎜トワイン／重り；陶磁製。小網（夏網）の構成部分。口前手網付の間隙を閉じる網。網蔵または一番蔵に保管。／小網（夏網）用／網目：２寸目／縦：３ｍ800×横：５ｍ000／棚：（上）綿糸からみ、（下）６㎜トワイン／陶製沈子：10個付き

24005　1455　**タテアゲ（魚取建揚網・建揚網）**

網地を購入し、漁場で仕立てる。麻網（越後金引麻）／ロープ類。鰊角網構成の部分（軀網の一部）網蔵または一番蔵に保管。／中網用の予備／「上（かみ）の建揚」「魚取建揚」とも云う／長さ：13ｍ000、巾：14ｍ600（８節、12反）／テボ：12本付き／NO.1455（1505の予備になる）、1510、1511、1512、1513、1514で１カ統分。

24005　1504 タテアゲ（魚取建揚網・建揚網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。麻網（越後金引麻）／トワインロープ類。鰊角網構成の部分（軀網の一部)。網蔵または一番蔵に保管。／大網用／「上の建揚」「魚取建揚」とも云う／長さ：13m500、巾：８節50目掛12反（上端縁網及びテボ付：14500㎜、下端：13300㎜）／上下端八百付き／左右耳苧９㎜トワインロープ八百付／NO.1504、1515、1516、1517、1518、1519、1520、1521（８枚）で軀網（大網）１カ統分。

24005　1505 タテアゲ（魚取建揚網・建揚網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。麻網（越後金引麻）／トワインロープ類鰊角網構成の部分（軀網の一部)。網蔵または一番蔵に保管。／中網用／「上の建揚」「魚取建揚」とも云う／長さ：17m000、巾：８節50目掛12反（下：11500㎜、上：13000㎜）／上下端、左右端八百付／左右耳苧３分（９㎜）トワインロープ／No.1505、1510、1511、1512、1513、1514（６枚）で軀網（中網）１カ統分。

24005　1509 タテアゲ（魚取建揚網・建揚網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／トワインロープ類。鰊角網構成の部分（軀網の一部)。網蔵または一番蔵に保管。／大網用の予備／「上の建揚」「魚取建揚」とも云う／長さ：13m500、巾：13号８節50目掛12反（上端縁網及びテボ付：14500㎜、下端：13300㎜）／上下端八百付き／左右耳苧９㎜（３分）トワインに八百付／No.1509（1504の予備になる)、1515、1516、1517、1518、1519、1520、1521（８枚）で軀網（大網）１カ統分。

24006　1427 テアミ（手網・垣網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網。鰊角網の構成部分。軀網口前から陸に向かって張られる垣状の網で、魚を軀網に誘導する網。網蔵または一番蔵に保管。／長さ：30m000（20尋)、巾：12m000（８尋)、網目：10号３寸目／網の上部にあば棚及びブチ網（３寸目５節)、下部に足棚／網の左右両縁に八百。

24008　1502 マエダレアミ（口前前垂網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／ロープ／鉄環。鰊角網構成の部分。軀網の陸側中央部に取り付け、鰊の誘導路を開閉する網。網蔵または一番蔵に保管。／中網用予備品／「切り落とし型前垂網」／「口前網」とも云う／長さ：上45m000、下16m300、巾：100目掛２反、網目：８号３寸目／鉄環：シングル６ヶ、ダブル２ヶ／No.1505、1510、1511、1512、1513、1502（1514の予備になる）で軀網１カ統分。

24008　1503 マエダレアミ（口前前垂網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網。鰊角網構成の部分。軀網の陸側中央部に取り付け、鰊の誘導路を開閉する網。網蔵または一番蔵に保管。／大網用予備品（前垂網地）／「切り落とし型前垂網」／「口前網」とも云う／長さ：上43m400、下18m000、巾：100目掛２反、網目：８号３寸目／NO.1504、1515、1516、1517、1518、1519、1520、1503（1521の予備になる）で軀網１カ統分。

24008　1514 マエダレアミ（口前前垂網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／マニラロープ／鉄環。鰊角網構成の部分。軀網の陸側中央部に取り付け、鰊の誘導路を開閉する網。網蔵または一番蔵に保管。／中網用／「切り落とし型前垂網」／「口前網」とも云う／長さ：上39m000、下15m000、網目：８号３寸目／端棚ロープ：９㎜（３分）マニラロープ／鉄環：径100㎜、下端２連３ケ所、両側各４ケ付き／No.1505、1510、1511、1513、1514（６枚）で軀網（中網）１カ統分。

24008　1521 マエダレアミ（口前前垂網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／ロープ／鉄環。鰊角網構成の部分。軀網の陸側中央部に取り付け、鰊の誘導路を開閉する網。網蔵または一番蔵に保管。／大網用／「切り落とし型前垂網」／「口前網」とも云う／長さ：下16m600、巾：12m000、網目：10号３寸目／棚綱：９㎜（３分）ロープ／鉄環：径100㎜10ヶ／No.1504、1515、1516、1517、1518、1519、1520、1521（８枚）で軀網（大網）１カ統分。

24009　1510 ミアミ（軀網・胴網）

中網用。網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／ロープ類鰊角網構成の部分（尻シド沖側部分）。網蔵または一番蔵に保管。／中網／軀網尻シド沖側／棚綱：９㎜（３分）ロープ／No.1505、1510、1511、1512、1513、1514（６枚）で軀網（中網）１ケ統分。

24010　1517 ミアミ（軀網・胴網）

大網用。網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／ロープ／浮代。鰊角網構成の部分（下沖側部分）。網蔵または一番蔵に保管。／軀網下沖側（尻シド側）／棚綱：24㎜（８分）ロープ／浮代：管アバ58ヶ／No.1504、1515、1516、～1517、1518、1519、1520、1521（８枚）で軀網（大網）１ケ統分。

24008　1514 マエダレアミ（口前前垂網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／マニラロープ／鉄環。鰊角網構成の部分。軀網の陸側中央部に取り付け、鰊の誘導路を開閉する網。網蔵または一番蔵に保管。／中網用／「切り落とし型前垂網」／「口前網」とも云う／長さ：上39m000、下15m000、網目：８号３寸目／端棚ロープ：９㎜（３分）マニラロープ／鉄環：径100㎜、下端２連３ケ所、両側各４ケ付き／No.1505、1510、1511、1512、1513、1514（６枚）で軀網（中網）１カ統分。

24008　1521 マエダレアミ（口前前垂網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／ロープ／鉄環。鰊角網構成の部分。軀網の陸側中央部に取り付け、鰊の誘導路を開閉する網。網蔵または一番蔵に保管。／大網用／「切り落とし型前垂網」／「口前網」とも云う／長さ：下16m600、巾：12m000、網目：10号３寸目／棚綱：９㎜（３分）ロープ／鉄環：φ100㎜10ヶ／No.1504、1515、1516、1517、1518、1519、1520、1521（８枚）で軀網（大網）１カ統分。

24009　1510 ミアミ（軀網・胴網）

中網用。網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／ロープ類鰊角網構成の部分（尻シド沖側部分)。網蔵または一番蔵に保管。／中網／軀網尻シド沖側／棚綱：９㎜（３分）ロープ／No.1505、1510、1511、1512、1513、1514（６枚）で軀網（中網）１ケ統分。

24010　1517 ミアミ（軀網・胴網）

大網用。網地を購入し、漁場で仕立てる。綿網／ロープ／浮代。鰊角網構成の部分（下沖側部分)。網蔵または一番蔵に保管。／軀網下沖側（尻シド側）／棚綱：24㎜（８分）ロープ／浮代：管アバ58ヶ／No.1504、1515、1516、～1517、1518、1519、1520、1521（８枚）で軀網（大網）１ケ統分。

24011　1390 ムジアミ（無地網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。綿蚊帳網地／耳；マニラロープ。小網で小女魚（こうなご）漁をするときに、袋網として使用。網蔵または一番蔵に保管。／網の四囲の棚にテボ（からみ用）を反巾毎に取り付け（長さ：200㎜～300㎜）／上棚：7000㎜、浮玉１ヶ付き／足棚：7000㎜、瀬戸足25ヶ付き／耳：8200㎜（径：６㎜マニラロープ）

24012　1522 ワクアミ（枠網）

網地を購入し、漁場で仕立てる。麻網（越後金引麻）／ロープ類。枠網構成の部分（舳部分)。網蔵に保管。／「前垂型枠網」舳部分／NO.1522、1523、1524の３枚で１組。

24012　1528 ワクアミ（枠網）

さしわ枠。網地を購入し、漁場で仕立てる。麻網（越後金引麻）／ロープ類。枠網構成の部分（舳部分)。網蔵に保管。／「前垂型枠網」舳部分／NO.1528、1529、1530の３枚で１組。

24013　1540 ワクアミ（枠網）

叉枠。網地を購入し、漁場で仕立てる。麻網（越後金引麻）／ロープ類。枠網（叉枠）構成の部分（舳部分)。網蔵に保管。／舳部分／NO.1540、1541で１組。

24014　1392 ワクアミジ（枠網地）

購入品。越後金引麻。網を仕立てるとき、または修理するときの原材料。網蔵または一番蔵に保管。／新網素地／長さ：14m500、巾：450㎜（反巾）50目掛、節（網目）：８節

24015　1411 ミアミジ（軀網地・胴網地）

購入品。綿糸（７号)。軀網を仕立てるとき、または修理するときの原材料。網蔵または一番蔵に保管。／新網素地／長さ：96m300、巾：900㎜（２反巾)、100目掛、節：７号８節

24016　1431 ミアミ（コアミ）（軀網・胴網（小網））

綿糸。鰊角網の構成部分として使用。網蔵または一番蔵に保管。／古網（小網）／２分割の内の部分品／長さ：35m000、巾：10m400／綱目10号３寸目、一部８号７節／上下縁付き／両端八百付

き

6．網付属具

25001　1229 アシタナ（足棚綱）

アバ縄／自然石（重り）。小網の構成部分であるが、使用個所不詳。網蔵または一番蔵に保管。／アバ縄２本採、棚作り／長さ：４m600／重り（石）：３個

25002　1026 アバタナ（軀網あば棚綱）

マニラロープ／セキ用古網。ニシン角網の構成部分として使用。口前棚綱の左右に接続する。網蔵または一番蔵に保管。／大網用／径：24㎜（８分）、長さ：29m400／摩擦する部分に「セキ」を巻き補強／船型アバ：３個付き

25003　1025 クチマエタナヅナ（口前棚綱）

マニラロープ／セキ用古網／口前ダンブ；トドマツ。鰊角網の構成部分。身網口前部の上端の綱。この綱に口前ダンブを取り付け、中央の滑車にサイ縄を通し、口前網の開閉を行う。

網蔵または一番蔵に保管。／大網用／摩擦する部分に古網で「セキ」を巻き補強／径：24㎜（８分）、長さ：16m800／口前ダンブ：３個付き

25004　1204 ウワツナギカケヅナ（上継ぎ掛綱）

マニラロープ。ニシン角網の構成部分。手網（垣網）上の伸綱の左右に振り分けて取り付ける掛綱（継ぎ綱）。網の角角に接続し、根綱に継ぐ張綱である一般の掛綱とは異なる。網蔵または一番蔵に保管。／手網（垣網）用／径：18㎜（６分）、長さ：26m000／セキ：中央部に920㎜、端から4400㎜に800㎜

25005　1028 カケヅナ（掛綱）

マニラロープ。ニシン角網の構成部分。網の各角に接続し、根綱に継ぐ張綱を掛け綱、垣網上の伸し綱に接続し、根綱に継ぐ張綱を継ぎ綱という。網蔵または一番蔵に保管。／中網用／径：18㎜（６分）、長さ：45m000／掛綱は使用する場所、使用する目的によってそれぞれの呼称があるが、配置以前の綱は同一若しくは類似の形態であるため、現存するものを分類することは困難である。

25006　1210 タテモトカケヅナ（建元掛綱）

マニラロープ。鰊角網の構成部分。手網建元（陸側の端）の根綱に接続し、伸綱に至る張り綱。網蔵または一番蔵に保管。／径：18㎜（６分）部分、長さ：５m300、径：24㎜（８分）部分、長さ：26m700、全長：32m000／セキ：６分ロープ先端より8600㎜のところから700㎜

25007　1203 ツッカケヅナ（突掛綱）

マニラロープ。鰊角網の構成部分。伸し綱に接続して、突沖役ダンブに至る掛綱として使用する。網蔵または一番蔵に保管。／径：18㎜（６分）部分、長さ：４m050で２本採り、セキ：途中に2000㎜と900㎜／径：24㎜（８分）部分、長さ：32m900、袋作り

25008　1216 ツキトメツナ（突止綱）

マニラロープ／ワッカンベ；木製。小網の構成部分。突沖根綱に接続する手亡（テボ）綱。網蔵または一番蔵に保管。／小網（夏網）用／径：18㎜（６分）、長さ：２m120、２本採り

25009　1193 ツナ（綱・ロープ）

マニラロープ。多目的に使用。網蔵または一番蔵に保管。／径：18㎜（６分）、長さ：62m200、左撚り

25010　1118 テボツナ（手亡綱）

着業準備期に漁夫が作成する。マニラロープ（径：24㎜）／古網／ワッカンベ；木。鰊角網の構成部分。型綱に軀網を固定するための綱。網蔵または一番蔵に保管。／ロープ径：24㎜（８分）、長さ：11m730

25010　1125 テボツナ（手亡綱）

着業準備期に漁夫が作成する。マニラロープ（径：24㎜）／古網／ワッカンベ；木。鰊角網の構成部分。型綱に軀網を固定するための綱。網蔵または一番蔵に保管。／ロープ径：24㎜（８分）、長さ：11m660／片端袋作り／セキ：袋から7060㎜、先端に2070㎜。

25010　1198 テボツナ（手亡綱）

着業準備期に漁夫が作成する。マニラロープ（径：18㎜）／古網／ワッカンベ；木。鰊角網の構成部分。型綱に軀網を固定するための綱。網蔵または一番蔵に保管。／ロープ径：18㎜（６分）、長さ：23m140／セキ：途中830㎜のところから2080㎜。

25011　1092 サイナワ（さい縄・口前縄）

マニラロープ（径：15㎜）。鰊角網の構成部分で、前垂網（口前網）を開閉するとき使用する。網蔵または一番蔵に保管。／径：15㎜（５分）、長さ：54m800／左撚３子採り

25012　1211 カタツナ（型綱）

マニラロープ。鰊角網の構成部分。海上に方形に固定され軀網を維持する綱。網蔵または一番蔵に保管。／径：24㎜（８分）、長さ：105m000／セキ：一端より670㎜のところから1800㎜、中央に400㎜／中間にサツマ継ぎ１カ所、環つなぎ１カ所

25013　1209 カスガイ（ツナ）かすがい綱

マニラロープ（径：24㎜）。鰊角網構成の部分。下陸側及び下沖側の役ダンブ間に張られる綱。網蔵または一番蔵に保管。／径：24㎜（８分）、長さ：24m900

25014　1135 クリコシツナ（繰り越し綱）

マニラロープ（径：18㎜）。軀網の上沖側および陸側に併列し、型綱に取り付けられ、起こし船の移動（繰り越し）に使用される。網蔵または一番蔵に保管。／大網用／径：18㎜、長さ：67m000

25015　1186 **クリダシヅナ（繰り出し綱）**

マニラロープ（径：18㎜）。詰め終わった枠船を離し、代わりの空枠船と交替するときに使用。錨（または土俵）を入れ、綱元を固定し、この綱を手操って枠船を移動する。網蔵または一番蔵に保管。／枠船繰出用／径：18㎜（６分）、長さ：133m040、左撚り

25016　981　**ノシヅナ（伸し綱）**

マニラロープ（径：24㎜）。突止め綱から手網立元まで張る幹綱。網蔵または一番蔵に保管。／径：24㎜（８分）、長さ：375m（250尋）。

25016　1218 **ノシヅナ（伸し綱）**

マニラロープ（径：18㎜）。突止め綱から手網立元まで張る幹綱で、小網（夏網）の構成部分。網蔵または一番蔵に保管。／小網（夏網）用／径：18㎜（６分）、長さ：41m700

25017　442　**イタアバ（板あば・浮代）**

漁期前の山採作業で適材を採取して作成。
トドマツ・桐・杉。網の浮子として使用。綱にアバ付苧（トワインロープ）で取り付け、綱の沈下を防ぐ。四番蔵に保管。10枚１把。／焼印：「因」

25018　541　**マルアバ（丸あば・浮子）**

漁期前の山採作業で原材を採取し、作成する。雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）綱に浮力を与えるときに使用。綱に添えてトワイン等で結いつける。四番蔵に保管。７本１束。

25019　485　**クダアバ（管あば）**

既製品を購入。桐。網の浮子として使用。主として軀綱、垣網のほか、管の中に綱を通し、綱を浮かせるための浮代として用いる。一番蔵に保管。20個１連／管アバに綱を通し、管アバを連ねたものを「浮筋」と云う。

25020　648　**フナガタアバ（舟型あば・浮子）**

原材を購入して作成したが、昭和20年以降は完成品を購入して使用した。トドマツ、桐。網の浮子として使用。一番蔵または土丹蔵に保管。／焼印：「因」／30個１箱。

25021　660　**ガラスダマ（ガラス浮玉）**

既製品を購入し、漁夫が袋をかける。硝子／網；マニラロープ（径18㎜）。綱の浮代として使用。また浮標としても使用。一番蔵または土丹蔵に保管。／尺玉（径約33cmの大きさのものを云う）。

25021　662　**ガラスダマ（ガラス浮玉）**

既製品を購入し、漁夫が袋をかける。硝子。網の浮子として使用。一番蔵または土丹蔵に保管。／34個（６寸玉：３個、５寸玉：４個、４寸玉：24個、８寸玉：３個）。

25021　663　**ガラスダマ（ガラス浮玉）**

既製品を購入し、漁夫が袋をかける。硝子。網の浮子として使用。一番蔵または土丹蔵に保管。／3寸玉：39個。

25021　670　**ガラスダマ（ガラス浮玉）**

既製品を購入し、漁夫が袋をかける。硝子。網の浮子として使用。一番蔵または土丹蔵に保管。／2寸玉：60個。

25022　478　**テツダマ（鉄製浮玉）**

既製品を購入。鉄。網の浮子として使用。主として垣網に用いる。四番蔵に保管。10個1連。

25023　620　**クチマエダンブ（口前だんぶ・口前浮標）**

漁期前の山採作業で適材を採取、作成後、乾燥させてから使用。中央部分に滑車を取り付ける。昭和20年頃からは原材を購入して作成した。トドマツ。中央の滑車に胴網の前垂網を開閉するサイ縄を通す浮き。一番蔵に保管。

25023　624　**クチマエダンブ（口前だんぶ・口前浮標）**

漁期前の山採作業で適材を採取、作成後、乾燥させてから使用。昭和20年頃からは原材を購入して作成した。トドマツ。胴網の前垂網を開閉するサイ縄を通す浮き。一番蔵に保管。

25024　965　**ウキタル（浮樽・浮標）**

製桶業者に発注し、作成させ、その品に加工を加える。トドマツ・その他。網の浮標として使用。網の先端部に取り付け、網の所在を示す。船頭蔵または土丹蔵に保管。

25025　675　**ワッカンベ（わっかんべ）**

漁期前の山採作業で原材を採取して作成。トドマツ。型網と軀網のテボ網との接続に用いる。一番蔵に保管。／焼印：「因」／刻彫：「中網」

25025　677　**ワッカンベ（わっかんべ）**

漁期前の山採作業で原材を採取して作成。楓。網と網を継ぐ（相互に網を張る）ときの木環。一番蔵に保管。

25026　524　**ヤクダンブ（役だんぶ・神威だんぶ）**

漁期前の山採作業で適材を採取、作成後1～2年乾燥させてから使用。昭和20年頃からは原材を購入して作成した。トドマツ。型網の四隅と胴張の元に取り付ける基礎的浮標。廊下に保管。／赤色塗料塗布／刻彫、焼印：「因」

25027　552　**ネダンブ（根だんぶ・役だんぶ）**

漁期前の山採作業で適材を採取、作成後1～2年乾燥させてから使用。昭和20年頃からは原材を購入して作成した。トドマツ。根網と掛網の境に取り付け掛網を浮かす。廊下に保管。／焼印：

「因」

25028　2075 ネギヲ（根ぎ緒）

漁閑期の山採り作業で採取したものを加工する。ブドウ蔓。網を建て込むとき、役ダンブまたは根ダンブの穴に取り付け、綱を取り付ける。或いは、土俵の胴部分を括り、綱を取り付ける。廊下または土丹蔵に保管。／同種５点／「タマコ」「ダマコ」とも云う。

25029　1044 タマコ（ダマコ・たまこ）

太さ24㎜のマニラロープで輪を作り、その全体に古網で「セキ」を巻く。マニラロープ（径：24㎜）／古網。鰊角網の構成部分であり、役ダンブまたは根ダンブと綱の接続環として使用される。網蔵または一番蔵に保管。／ロープ、縄などの磨耗を防ぎ強度を増す目的で廃網を巻き、その上を細い紐で押さえる。これを「セキを巻く」「セキを掛ける」と云う。

25030　682　ヨツツメアンカー（四ツ爪錨）

完成品を購入。鉄。網型の型綱を固定する錨。大型の網には土俵を用いたが、中・小型の網の場合は錨を利用した。四番蔵に保管。

25031　975　クサリ（鎖・チェーン）

既製品を購入。鉄。錨を海中に沈めるときに使用。錨の環に取り付ける索の基部に取り付ける。錨と共に、四番蔵に保管。／錨用。

25032　473　テッカン（鉄環・沈子）

既製品を購入。鉄。綱または網のおもりとして使用。綱の互い張りに使用することもある。主として垣網、前垂網などに用いる。四番蔵に保管。20個１連。

25033　459　セトアシ（瀬戸足・かべ足・沈子）

購入品。陶製。網のおもりとして使用。主として垣網、口前網、三角網などに用いる。四番蔵に保管。50個１連。

25034　1559 ハカイヅナ（羽交綱）

網の大きさに合わせて整える。麻綱（トワインロープ）。枠網を構成する各部分を接合するとき、網の端の八百を鎖編する。網蔵または一番蔵に保管。／枠網１枚分の羽交綱４本（NO.1556、1557、1558）／径：９㎜（３分）／長さ：26m500（舳、艫部分）２本、39m800（胴の間部分）２本

25035　1255 ハッピャク（八百）

網に適合する糸を、必要な目の大きさに二重鎖編する。昭和初期頃から一部完成品を購入。綿糸（30号）。網を仕立てるとき網の四囲に取り付け、各部位の網を接合するときに、目をからみ合わせて使用する。網蔵または一番蔵に保管。／長さ：57m000、目節：70／「八百」：岩糸、綿糸、トワインロープ等で鎖状に編んだもの。

25036　1249　フチアミ（縁網）

明治期は漁夫が作成したが、大正年代以降は完成品を購入。岩糸／綿糸／マニラロープ。枠網を作成するとき補強のため縁（上辺）に取り付ける。網蔵または一番蔵に保管。／枠網用／岩糸：縁網６枚苧、綿糸：カラミ苧７号、棚綱：18㎜マニラロープ／長さ：８ｍ150、巾：300㎜（１尺）、網目：90㎜（３寸）／棚ロープ：片側径150㎜の袋作り、他端330㎜のテボ２本付き

25037　628　ワラヅナ（藁綱）

中間縄８～10本を綱打機（ギッチョ）で撚りを掛けて太い綱にする。昭和20年以降は購入して使用した。藁。手綱の足及び根綱として使用する、手網用の藁綱。土丹蔵に保管。／傷みが激しいため、寸法は測定不能。

７．網維持・修理用具及び材料

26001　960　アゲ（あげ）

竹。網を修理するときに使用。網の目の大きさを揃えるための板（定規）。枠網用。網蔵に保管。同種12点／網修理用具（枠網用）。

26001　960　アゲ（あげ）

ラワン。網を修理するときに使用。網の目の大きさを揃えるための板（定規）。胴網用。網蔵に保管。同種12点／網修理用具（胴網用）。

26002　1930　アバリ（網針）

獣骨／さびた（うつぎ）。網を修理するときに使用。これに修理用の糸を巻き掛け、遂次糸を延ばして網を編んでいく（網目を作る）。網蔵に保管。同種３点／網修理用具。

26003　1933　イトキリハサミ（糸切鋏）

既製品を購入。鋼。網を修理するときに使用。網蔵または番屋内に保管。／網修理用具。

26004　1931　イトキリマキリ（糸切マキリ）

サバサキ庖丁などを改造して作成。刃部；鋼／柄；木製。網を修理するときに使用。網蔵または番屋内に保管。／網修理用具。

26005　979　イトマキ（糸巻台）

杣・その他。網修理用の糸を綛（かせ）から玉にするときに使用。綛の糸を糸巻台に掛けて巻き取り玉にする。網蔵または番屋内に保管。／網修理用具。

26006　1583　メンシ（綿糸）

購入品。綿。軀網修理および結苧として使用。網蔵に保管。／綿糸８号／14把１束

26007　1574　アサイト（麻糸）

購入品。麻。軀網を仕立てるとき、軀網口前八百を作る。網蔵に保管。／口前八百用／南京麻糸／3把1束

26007　1575　アサイト（麻糸）

購入品。麻。枠網を仕立てるとき、網地と網地を接合（絡み付け）する。網蔵に保管。／絡み苧／越後麻糸／10把1束

26007　1579　アサイト（麻糸）

購入品。麻。枠網を補修するときに使用。破れた部分を補修する。網蔵に保管。／網地補修用越後麻糸／3把1束

26008　1568　イワイト（岩糸）

購入品。麻。枠網を仕立てるときの枠網羽交苧またはタモ網用として使用。網蔵に保管。／野州麻縄、3ツ撚り10枚苧。

26008　1569　イワイト（岩糸）

購入品。麻。枠網を仕立てるとき、枠網（舳、艫部分）の縁網用として使用。網蔵に保管。／野州麻縄、2ツ撚り5枚苧

26009　1589　クレモナイト（クレモナ糸）

購入品。網を仕立てるときに使用。軀網補修および結苧として。網蔵に保管。／結苧／クレモナ糸8号／14把1束

26009　1590　クレモナイト（クレモナ糸）

購入品。垣網地を補修するときに使用。網蔵に保管。／結苧／クレモナ糸10号／27把1束

26010　1571　トワインロープ（トワインロープ）

購入品。麻。垣網（手網）を仕立てるときに使用。垣網の接合、縁・浮（アバ）を付ける。網蔵に保管。／2匁トワイン

26010　1581　トワインロープ（トワインロープ）

購入品。麻。垣網（手網）を仕立てるときに使用。垣網を接合する。網蔵に保管。／手網の羽交用。

26011　1101　アバナワ（あば縄）

購入品。わら縄。普通のわら縄（中間縄）より強度が要求される場合に使用。網の足棚およびあば棚として使うほか、多目的に使用される。土丹蔵に保管。／径：15㎜（5分）、1巻、右撚り3子採。

26012　1104 ワラヅナ（藁綱）

着業準備期に作成。右撚り２子採の中間縄３本を右撚りの縄とし、この縄３本を左撚りにして綱とする（「綱打ち仕事」と云う）。戦後は既製品を購入。藁（中間縄）。鰊角網を構成する根綱・足棚・型綱・その他に使用。必要の長さに切断し、重り・浮代等を付して用いる。土丹蔵に保管。／網修理材料／径：約40㎜、長さ：７m500

26013　1446 ミアミジ（軀網地・胴網地）

綿糸（13号）。鰊角網の構成部分（使用済古網）。補修用材料。網蔵または一番蔵に保管。／使用済み古網（補修用）／長さ：12m600、巾：50目掛10反、網目：13号８節／上下に４寸の八百付き、左右に３寸の八百付き

26014　1416 ミアミジ（軀網地・胴網地）

綿糸（13号）。軀網を補修するときに使用。建揚用。網蔵または一番蔵に保管。／タンボ網（修理用の小さい網）。／長さ：２m420、巾：450㎜（反巾）、50目掛、節：13号８節

26015　1409 ワクアミジ（枠網地）

越後麻。枠網を修理するときの原材料。網蔵または一番蔵に保管。／タンボ網（補修用の小さな網）／長さ：１m930、巾：450㎜（反巾）50目掛、節（網目）：８節

26016　1441 ワクアミジ（枠網地）

越後麻。使用済み古網（枠網修理用）。網蔵または一番蔵に保管。／長さ：10m600、巾：50目掛12反、節（網目）：８節

26017　1434 テアミジ（手網地・垣網地）

綿網。鰊角網の構成部分。（使用済古網）網蔵または一番蔵に保管。／使用済み古網／長さ：35m000、巾：11m700、網目：10号３寸目、縁３節／破損大

26018　1375 セキアミ（せき網）

古網（枠網を除く）。ロープ等に巻き込み、擦れ止め・補強に使用。網蔵などに保管。／綿網の使用済みの古網を利用する。この古網を「揚げ網」と呼んでいる。／長さ・重さ：不定／適宣結束

26019　1637 イタアバカタイタ（板あば型板）

購入品の場合もある。杉板。板あば（浮）を作るとき、大きさおよび形を均一に作るための型板。土丹蔵に保管。

26020　262　ギッチョ（綱打用具）

杉・トドマツ・楢・イタヤ・欅。藁綱を作る用具。この用具で中間縄８～10本を同時にヨリを掛け、それを集めて太い綱を作る。新蔵に保管。／焼印：「因」／１組は馬：１、タイコ：１、駒：６、駒板：４で構成。

26021　263　**ギッチョのコマイタ（綱打器駒板）**

杉。藁綱を作る用具の部分品。この用具で中間縄８～10本を同時にヨリを掛け、それを集めて太い綱を作る。新蔵に保管。／ギッチョ（綱打用具）の部分品／駒板：２枚。

26022　266　**ギッチョのコマ（綱打器駒）**

ケヤキ。藁綱を作る用具の部分品。この用具で中間縄８～10本を同時にヨリを掛け、それを集めて太い綱を作る。新蔵に保管。／ギッチョ（綱打用具）の部分品／駒：６個／焼印：「因」

26023　265　**ギッチョのタイコ（綱打器タイコ）**

柄；ナラ／胴；杉。藁綱を作る用具の部分品。この用具で中間縄８～10本を同時にヨリを掛け、それを集めて太い綱を作る。新蔵に保管。／ギッチョ（綱打用具）の部分品／タイコ：１点。

26024　672　**カシワカワ（柏皮）**

漁期前の山採作業または雇い人夫が採取し、乾燥して保存。若い柏楢の皮。乾燥した柏木の皮を叩いて粉にし、ニシン釜で約２昼夜煮沸。その汁で網を染め、網の強度をたかめる。土丹蔵または網蔵に保管。

８．沖作業用具

27001　401　**オオタモ（大たも・汲みたも）**

柄；タモ／枠；ナラ／網；越後麻。枠船よりニシンを汲み船に移すときに使用。船頭蔵に保管。／タモ網部分殆ど破損。

27002　218　**ヤサカギ（やさ鉤・やしゃ鉤・やんさ鉤）**

漁期前の山採作業で適材を採取し、枝を利用して鉤とする。ナラ。沖揚作業の際に、大タモを引き上げる鉤。船頭蔵に保管。５本１束。

27003　222　**アンベボウ（按配棒）**

漁期前の山採作業で適材を採取し、先端は枝の股を利用し指又状にする。マカバ。沖揚作業で、枠網からニシンを汲む時、先端の指又で大タモを沈め、また船縁を支点に大タモを押し上げるテコとして使用。船頭蔵に保管。

27004　982　**ワクカラミ（枠絡み綱）**

購入品。あば縄。枠網を枠船の枠桁に取り付ける時、枠網の縁と枠桁とを結合する。網蔵または一番蔵に保管。５本１束／径：15㎜（５分）、長さ：６ｍ（約４尋）／右撚り３子採

27005　440　**オキジルシ（沖灯・枠印・沖印）**

完成品を購入。ガラス・ブリキ・鋼線。夜間の海上作業の照明として、また沖と陸との連絡（合図）、標識灯として使用。船蔵または一番蔵に保管。／ランプ台：欠損。

27006　410　タモワク（たも枠）

適種の若木の枝付幹を山採したものを利用。ヒノキ。七番蔵に保管。／大タモの枠の材料（未完成品）／２本１組。

27007　407　タモダイ（たもの柄）

適種の若木の枝付幹を山採したものを利用。ヒノキ。船頭蔵に保管。／大タモの柄の材料

27008　156　オキバコ（沖箱）

トドマツ。沖作業のときに、船の応急処置用具（例：桧皮・トイノミ等）のほか、網修理用具等を入れて、沖に携行する箱。四番蔵または船蔵に保管。漁期中は保津船または磯舟に積載する。／墨書：「大網沖箱」「因佐賀漁場」

27009　372　レンラクトウ（連絡灯）

完成品を購入。枠；トドマツ／ガラス。枠船から陸への連絡用。中に懐中電灯を入れ、点滅して連絡する。ガラスは赤、緑の２色。一番蔵または土丹蔵に保管。／ガラスは緑色、赤色の２色。

27010　152　ミズタル（水樽・沖樽）

コバ；トドマツ／タガ；竹製。沖泊まりのときに、飲料水の保管または運搬に使用した。四番蔵に保管。／焼印：「因」（上面、側面）／墨書：「因」「大網起舟用」（上面）／赤色文字：「大網」（上面）／栓：脱落。

27012　382　ジュウノウ（十能）

鉄。沖泊まりのときに使用。四番蔵に保管。

27013　388　デレッキ（デレッキ）

鉄。沖泊まりのときに使用。土丹蔵に保管。

27014　374　セキタンバコ（石炭箱）

トドマツ。沖泊まりのとき、船の中で使用。石炭を入れる箱。四番蔵に保管。／墨書：「中網十舟」「昭和三十□年三月　高藤」／黒焦げ跡あり。

27015　200　カクオハチ（沖弁当箱・角お櫃）

杉。沖仕事のとき米飯を入れて持って行く弁当箱として使用。番屋内炊事場に保管。／副食品や食器などの携行容器としても使用する／焼印：「因」（蓋、側面）／蓋に包丁使用の痕あり。

27016　191　サイイレバコ（菜入箱）

トドマツ。沖仕事、沖泊まりの際に、副食などを入れて持ち運ぶ。番屋内炊事場に保管。／墨書：（蓋）「大網枠舟用　因佐賀漁場」／蓋に包丁使用痕あり。

27017　189　**オカモチ（岡持）**

トドマツ。沖仕事、沖泊まりの際に、小昼や食器を持ち運ぶ。番屋内炊事場に保管。／墨書：（蓋）「大網」「枠舟」

27018　967　**アライオケ（洗い桶）**

トドマツ。枠船（親船）の沖泊まりのときの炊事用。食品、食器洗いに使用。番屋内に保管。／焼印：「因」

27019　1830　**メシベラ（飯べら）**

杉。沖泊りの沖弁当箱・角お櫃用の飯べら。番屋内炊事場に保管。／沖弁当（角お櫃）用／同種4点。

27020　1150　**チョイヅナ（垂れ綱・チョイ綱）**

漁閑期を利用して漁夫が作成する。マニラロープ。ロープ・網・船等と連結するとき、手ぼ先として使用。網蔵または一番蔵に保管。／径：18㎜（6分）、長さ：1m670／テボ：800㎜の2本付き／セキ：袋から720㎜

27020　2101　**チョイヅナ（垂れ綱・チョイ綱）**

漁閑期を利用して漁夫が作成する。マニラロープ。臨機応変のための補助的綱として使用。常時船に吊り下げておく。網蔵または一番蔵に保管。同種4点。／(1)径：15㎜、長さ：2m240／(2)径：18㎜、長さ：2m700／(3)径：18㎜、長さ：3m000／(4)径：24㎜、長さ：2m780。

27021　500　**カタキリカマ（型切鎌）**

漁期前の山採作業で適材を採取、枝の股部分を利用する。木製の又木／鎌の刃／重りの石（針金で接続）／鎌の刃を止める釘。海中部分の型網を撤去するとき、根綱を土俵から切り離す鎌。四番蔵に保管。

27022　916　**ハコガラス（箱ガラス・箱メガネ）**

箱；スギ／底；ガラス。海底の様子を調べるときに使用。側板の上端を口でくわえて海中を覗く。土丹蔵に保管。／墨書：「大漁　因佐賀」「昭和二十五年五月新製」、ほか判読不能。

9．陸作業用具

28001　1110　**ウインチモッコ（ウインチ用もっこ）**

網地；枠用麻網／筋素；18㎜マニラロープ／環；鉄／ワイヤロープ。汲船から陸（廊下）に鰊を揚げるとき使用。下部の口を締めて袋状とし、上部の環にワイヤロープを通し、中に鰊を入れてウインチで運ぶ。鰊を出すときは下部口を開く。網蔵に保管。

28002　242　**オキアゲザル（汲みざる）**

鉄板を骨材とし金網を張り、縁及び把輪は針金を芯にして縄を巻く。骨；鉄／胴；金網／針金・

藁縄。汲み船からニシンを、背負いモッコに移す時に使用。２人向かい合い、両手で把輪を持って用いる。四番蔵に保管。／金網一部破損。

28003　307　ショイモッコ（背負いもっこ）

本体；トドマツ／背負網；アバ縄。主としてニシン沖揚げ時のニシン運搬に使用する。その他、加工、雑仕事の運搬具として広く使用された。土丹蔵に保管。／半農、半漁の家庭では農作業にも使用した／焼印：「因」／墨書：「因」「留萌町礼受村因佐賀漁場」「昭和十年四月吉日」

28004　246　ポンタモ（ポンたも）

鍛冶工の作成した枠輪を購入し、網部分及び柄は漁夫が取り付ける。柄；トドマツ／枠輪；鉄／タモ部分；網。船から鰊を汲むとき、背負モッコに鰊を入れる用具。四番蔵に保管。／焼印：「因」／「ポン」：アイヌ語で「小」の意

28005　1934 モッコショイカンサツ（もっこ背負い鑑札）

雑木。モッコ背負いの時に使用。モッコ背負人夫の腰に吊るす。作業終了後、この鑑札と引き換えに、労賃として「鰊」を支給した。番屋内に保管。同種４点／表面：焼印「ウスヤ因」／裏面：墨書「大正四年　拾枚ノ内」

28005　1936 モッコショイカンサツ（もっこ背負い鑑札）

雑木。モッコ背負いの時に使用。モッコ背負人夫の腰に吊るす。作業終了後、この鑑札と引き換えに、労賃として「鰊」を支給した。番屋内に保管。同種２点／表面：焼印「サキ因」

28006　1733 サカナハコＡ（魚箱・鰊箱）

原材料を購入し作成。雑木板。生鰊を取り扱うとき入れる容器（木箱）。土丹蔵に保管。／通称「８貫箱」／同型45個（トタ倉に格納分）。

28007　1734 サカナハコＢ（魚箱・鰊箱）

原材料を購入し作成。雑木板。生鰊を取り扱うとき入れる容器（木箱）。土丹蔵に保管。／通称「６貫箱」／同型618個（浜側廊下に格納分）。

28008　1735 サカナハコＣ（魚箱・鰊箱）

原材料を購入し作成。雑木板。生鰊を取り扱うとき入れる容器（木箱）。土丹蔵に保管。／通称「４貫箱」／同型26個（浜側廊下に格納分）。

28009　2056 サカナカゴ（魚篭・鰊篭）

完成品を購入。竹。魚を計量する時、または運ぶ時に使用。土丹蔵に保管。同種２点。

28010　345　セキタンスコップ（大型角スコップ）

既製品を購入。鉄／柄；イタヤ。釜炊用ニシンを扱うときに使用するほか、沖揚時、汲船からモッコにニシンを入れる用具として使用する。四番蔵に保管。

28011　290　**プランタン（プランタン）**

鉄製。夜間作業の照明または合図に使用。鉄の篭の中に白樺の皮または薪を入れて燃やす。土丹蔵に保管。

28012　283　**ガストウ（カーバイトランプ・ガス灯）**

完成品、部分品を購入。ホヤ保護箱;トドマツ／カーバイト保管筒•笠;ブリキ／ホヤ;ガラス／火口;真鍮／ホース;ゴム／ガスタンク;鉄。カーバイトを燃料として、浜仕事及び沖仕事の照明に使用。一番蔵または土丹蔵に保管。／約8種類の部品からできている：「笠、ホヤ、バーナー（火口)、ゴムホース、ホヤ保護箱、カーバイト保管筒、ガスタンク」

28013　185　**ガストウリンダイ（ガス灯輪台）**

柄；トドマツ／輪；針金。沖揚作業で夜間照明を必要とするときに使用。上部の輪にガス灯のホヤを乗せて安定させた。土丹蔵または四番蔵に保管。／輪の針金、柄の上部には「セキ網」を巻いた。

28014　302　**カーバイトホゴカン（カーバイト保護缶）**

板金店に発注して作成。ブリキ。カーバイトを入れて保存する。一番蔵に保管。

28015　296　**カーバイトホカンヅツ（カーバイト保管筒）**

板金店に発注して作成。ブリキ。カーバイト保護缶から、使用量を小分けして、作業現場（沖泊まりの保津船など）に保管する缶。一番蔵に保管。／カーバイトランプの付属品。

28016　284　**ガストウのホヤホゴバコ（カーバイトランプホヤ保護箱）**

トドマツ。ガス灯を使用しない時、この箱の中に、ホヤを入れて保管する。一番蔵または土丹蔵に保管。／ガス灯付属品／焼印：「因」（側面の両側）／墨書：（表）「三番枠用」、（裏）「因佐賀漁場」

28017　294-2　**ガストウのカサ（カーバイトランプの笠）**

既製品を購入。笠；ブリキ／握手部；針金。一番蔵または土丹蔵に保管。／ガス灯部分品／一部破損。※　受入番号294は、登録番号294-1（ガストウのホヤ)、294-2（ガストウのカサ)、294-3（ガストウのヒグチ）に分割。

28018　291　**ガストウのタンク（カーバイトランプのタンク）**

既製品を購入。銑鉄。ガス灯の付属品。下部にカーバイト、上部に水を入れ、水滴を落としてガスを発生させる。一番蔵または土丹蔵に保管。／ガス灯付属品。

28019　294-1　**ガストウのホヤ（カーバイトランプのホヤ）**

既製品を購入。ガラス。ガス灯の一部品。一番蔵または土丹蔵に保管。／ガス灯部分品。※　受入番号294は、登録番号294-1（ガストウのホヤ)、294-2（ガストウのカサ)、294-3（ガストウのヒグチ）に分割。

28020　294-3　**ガストウのヒグチ（カーバイトランプのバーナー）**

既製品を購入。バーナー（火口）；真鍮／ガス管；鉄製。ガス灯の点火口として使用。一番蔵または土丹蔵に保管。／ガス灯部分品。※　受入番号294は、登録番号294-1（ガストウのホヤ）、294-2（ガストウのカサ）、294-3（ガストウのヒグチ）に分割。

28021　1953 **ガストウのチョウネジ（カーバイトランプの蝶ねじ）**　ガス灯の一部品。ガスタンクの水落とし部分を圧着する。番屋内に保管。／ガス灯部分品／ネジ：1点、ボルト：1点。

28022　271　**コタタキボウ（子叩き棒）**

漁期前の山採作業で適材を採取、弾力性の強い材料で作る。ブドー蔓。網に鰊の卵（鯑）を産みつけられたとき、この棒で網を叩いて、卵を落とす。四番蔵に保管。／子たたき作業のときの囃として「子たたき音頭」が歌われた／1束10本。

10. 共通用具・その他

29001　280　**アンゼントウ（安全灯・ハリケーンランプ）**

完成品を購入。金属・ガラス。夜間作業の照明として使用。一番蔵に保管。／腐食が進み金属部分が一部欠落。

29002　369　**アンゼントウのホヤ（安全灯のホヤ）**

既製品を購入。ガラス。安全灯の付属品。破損したときの交換品。一番蔵に保管。2点1組。

29003　289　**アンゼントウホゴバコ（安全灯保護箱）**

トドマツ。安全灯を保護する箱。一番蔵に保管。／墨書：「留萌町大字礼受村佐賀漁場」「大網」「大正十四年度四月吉日造之」「因」

29004　1898 **カイチュウデントウ（懐中電灯）**

既製品を購入。アルミニューム／他。陸上における夜間照明具。番屋内に保管。

29004　1900 **カイチュウデントウ（懐中電灯）**

既製品を購入。内部；金属／外部；ゴム被覆。漁撈時の夜間照明具。番屋内に保管。／同種4点／防水。

29005　282　**テサゲトウ（手提灯）**

完成品を購入。真鍮。カーバイトを燃料として船上、陸上での照明に使用。一番蔵に保管。

29006　1660 **アユミイタ（歩み板・渡り板）**

杉。浜仕事および沖揚作業などのとき、渡り板として用いる。廊下に保管。／「汲み船～桟橋～廊下」の渡り板／刻彫：「因」／浜設備桟橋用材のNO.8／4700㎜×400㎜×70㎜

29007　1647 シノ（しの）

楢。ロープ等のサツマ継ぎをするときに、ロープの縒り目を緩める。土丹蔵に保管。

29008　678　ブロック（滑車）

完成品を購入。ケヤキ。一番蔵に保管。／木製ブロック（掛け金付き）／焼印：「因」／墨書：「昭和参年四月買」

29008　679　ブロック（滑車）

完成品を購入。ケヤキ。一番蔵に保管。／木製２連ブロック（掛け金付き）／焼印：「因」／墨書：「昭和参年四月求」

29009　762　カッシャ（滑車（ブレーキ付））

ケヤキ。土丹蔵または網蔵に保管。

29010　1932 スイオンケイ（水温計）

既製品を購入。本体；金属／綿糸（40号）。海水温を計るときに使用。水中に吊るして温度を調べる。番屋内に保管。

29011　1937 ソウガンキョウ（双眼鏡）

既製品を購入。金属／他。漁場の状況等を見る時に使用。番屋内に保管。

29011　1938 ソウガンキョウ（双眼鏡）

既製品を購入。金属／他。漁場の状況等を見る時に使用。番屋内に保管。ズーム式／片側フード部分欠落、ズーム（延長）部分調整ネジ欠落。

29012　1939 ソウガンキョウケース（双眼鏡ケース）

購入品。皮製。双眼鏡を保管するときの、収納ケース。番屋内に保管。／双眼鏡は２点（NO.1937、1938）あったが、いずれもこのケースにはそぐわない。

Ⅲ．加工用具

加工用具は鰊漁獲後の製品に加工、出荷するための諸用具である。運搬・貯蔵具、鰊絞め粕製造用具、身欠鰊製造用具、加工共通具・その他、製品梱包・出荷関係具に分類される。

１．運搬・貯蔵具

31001　1639 エンゾウタル（塩蔵樽）

木製／輪；鉄。鰊を塩蔵するときに使用。高さの90%程を土中に埋め、中に鰊を入れて塩蔵する。廊下内に埋め込み。／酒樽の転用／蓋付き（但し、２分の１部分）。

31002　1626 スカシタル（透し樽）

発注によって桶職人が作成。木製／タガ；竹。切込鰊を作るときの水切り用（と思われる）。刻んで水に晒したニシンを入れて水を切るための樽。賄蔵で保管。／タガの欠損部分を針金で仮補修。

31003　922　タルカギ（樽鈎）

購入品。鈎；鉄。樽を運ぶときに使用。樽のタガに鈎を掛け、２人で担ぐ。四番蔵に保管。／「チンチョ」とも云う。

31004　1595 ニグルマ（荷車）

鉄材／車輪；木製。荷物の運搬に使用。土丹蔵に保管。／消防用手動ポンプ用の台車を転用したものと推定される。

31005　963　ニナイオケ（担い桶）

既製品を購入または発注して作成させた。桶；トドマツ／棒；イタヤ。水汲み等に使用。担い棒の両端に桶を１つずつ下げ、担ぐ。四番蔵に保管。／桶２個、棒１本で１セット／焼印：「因」

31006　1597 ソリ（橇）

既製品を購入。木製／接雪路部分；鉄製。冬期積雪時の物品運搬に使用。冬期は番屋内、夏期は土丹蔵に保管。

２．身欠鰊製造用具

32001　813　アライカギ（洗い鈎・担い鈎）

鈎；鉄／天秤；イタヤ。つぶし終わった鰊を、一度に20～25連を鈎に通し「なや」に運ぶ。四番蔵に保管。／つぶし終わった鰊を運ぶとき、水槽に入れて洗うようになって「洗い鈎」と呼ぶようになった。それ以前は「ニナイカギ」と呼称した。

32002　832　アライカギのカギ（洗い鈎の鈎）

鉄。四番蔵に保管。／洗い鈎の補修用の鈎：４本。

32003　888　サシタケ（尻つなぎ用指し竹）

径約12㎜、長さ350～400㎜の竹の先端を斜めに切り整える。竹。身欠鰊加工作業のとき、つぶした鰊のえらぶたから口に通す「つなぎつら」に副えて使用する。土丹蔵に保管。１把13本。

32004　1717 ツナギツラ（つなぎつら）

完成品を購入。藁。身欠鰊を製造するとき、鰊を繋ぎ結い架木（ナヤ）に吊るす。土丹蔵に保管。／51本１束を10束結束（計510本）。

32005　1388 シタシキ（下敷・敷もっこ）

筵を横３ツ折りにし、この３分の１を折り曲げ、中に白樺の皮または防水布を入れて縄で綴じる。

筵／白樺の皮（雁皮）。鰊潰し作業のとき、袋部分にひざを入れ敷具として使う。納屋に保管。

32006　901　**ニシンカキ（鰊掻棒）**
ミズキ。鰊つぶしの時、鰊をかき寄せる。四番蔵に保管。

32007　838　**テッコ（てっこ）**
トドマツ。加工作業（魚粕を作る時の数の子抜き。身欠鰊を作る時の鰊つぶし）のとき、数の子や白子を入れる容器。四番蔵に保管。／焼印：「因」／墨書：「第廿六号」

32008　915　**テクビイレ（手首袋保管箱）**
トドマツ。鰊つぶしの時に使用する「手首」を入れておく箱。土丹蔵に保管。／墨書：「手首入」／「手首」：鰓蓋（エラブタ）、内蔵を除去する右手の親指、人差し指、中指を保護するための布製の指袋。

32009　1924　**サバサキリ（鯖裂・捌き庖丁）**
既製品を購入。刃；鉄／柄；木製。身欠鰊製造の時の欠き包丁。鰊の背肉を欠き取る。土丹蔵に保管。同種3点。

32010　1925　**サバサキリハコ（捌き庖丁保管箱）**
トドマツ。身欠鰊製造用の捌き包丁の保管箱。土丹蔵または番屋内に保管。／墨書：（蓋）「鯖刺入　因漁場」、（箱底面）「四十二年度改　三十四丁ノ内残リ三十一丁有リ　大庫三本有リ」

32011　1467　**カズノコオリ　大　（鯑乾燥折枠）**
トドマツ。台の上にスダレを伸ばし、身欠鰊や鯑を乾燥するとき使用。土丹蔵に保管。同種28点。

32012　1468　**カズノコオリ　小　（鯑乾燥折枠）**
トドマツ。鯑を乾燥する時、折枠の中にスダレを敷き、その上に製品を並べる。土丹蔵に保管。同種137点。

32013　1487　**カズノコハチゴウ（鯑八合・鯑晒水槽）**
トドマツ1寸（約3cm）板。鯑を加工するとき海水を入れ、その中に鯑を入れて血抜き（「晒す」ともいう）する。土丹蔵に保管。／水抜口：角型2

3．鰊絞め粕製造用具

33001　1638　**アブラカマ（油釜）**
既製品を購入。鉄。魚粕を製造するとき、搾汁から分離した魚油を貯溜する。中廊下に保管。／魚粕炊釜（鰊釜）の古いものを転用して使用。

33002　789　**アブラヌキ（搾筒油抜）**

既製品を購入。銑鉄。魚粕製造のときに使用。圧搾時の脱水を容易にするために、搾どう底部の中央に置いて、煮沸したニシンを入れて圧搾する。五番蔵に保管。

33003　754　**エビリ（えびり・えぶり）**

戦前は、漁期前の山採作業で原材料を採取。昭和20年以降は、製材を購入して作成。柄；トドマツ／刃；カバ。魚粕を乾燥のため広げるときに使用。四番蔵に保管。／『会津農集』によれば、会津地方の農機具として使用されたと云う。

33004　1299　**カスクダキ（解粕機・粕砕き）**

完成品を購入。木製／歯車・爪部分；鉄。16分割した粕玉を上部の箱に入れて砕く。土丹蔵に保管。／焼印：「因」／文字刷板：「解粕機」

33005　703　**カクドウ（搾筒・筒）**

トドマツ。魚粕製造のとき、煮沸したニシンをこの中に入れ圧搾する。圧搾後、胴を転回し底板を上にし、持ち上げて抜くので「転回胴」とも呼ばれた。廊下または船蔵に保管。

33006　909　**ドブタ（玉台）**

トドマツ。圧搾した粕玉の台。移動するときに、この板に吊鉤をかけて担う。七番蔵に保管。

33007　1632　**カスヒロイ（粕拾い）**

雑木／ブドウ蔓。干場にこぼれ落ちた魚粕を拾い集めるときに使用。四番蔵に保管。

33008　759　**カスベラ（粕べら）**

残材などを利用して作成。ヒノキ。魚粕製造のとき、搾筒（カクドウ）に入れた粕の上面を整えるのに使用。四番蔵に保管。

33009　778　**カマクチ（釜口）**

既製品を購入。銑鉄。魚粕製造のときに使用。鰊釜を据え付ける時に、焚口として取り付ける。五番蔵に保管。

33010　741　**カマシデ（釜枝手）**

枠の先は釜に馴染よくするため丸くし、網は枠網の端し切れを使用。枠；鉄／柄；ナラ。魚粕製造のとき、煮沸したニシンを釜から搾めどうに移すときに使用。四番蔵に保管。／明治初期頃までは、木の幹から両側に伸びた細い枝を曲げて枠を作り、網を取り付けて使用した。これを「枝手（シデ）」と呼んだ。

33011　716　**カマベラ（釜べら）**

ナラ。魚粕製造のとき、釜の中を撹拌するときに使用。四番蔵に保管。／早櫂の古いものを再利用することが多い／墨書：「留萌市禮受町因佐賀漁業部」「昭和二十八年（以下判読不能）」

33012　808　**カマハダケ（焦げ起し）**

刃；鉄／柄；エゾマツ。鰊釜の底に付いた焦げを取り去るときに使用。四番蔵に保管。

33013　719　**カママエヒヤク（釜前ひしゃく）**

トドマツ。魚粕製造のとき、釜の中を水（海水）を増減するのに使用。四番蔵に保管。／焼印：「因」

33014　726　**カママエマサカリ（釜焚鉞）**

既製品を購入。刃部；鉄／柄；イタヤ。魚粕製造用の釜で使用する薪を割るときに使用。四番蔵に保管。

33015　763　**キリン（ジャッキ）**

既製品を購入。鉄。魚粕製造のときに使用。鳥居に取り付けて、搾筒に入れたニシンを圧縮する。胴ニシン結束機などにも同種のものが使用された。四番蔵に保管。

33016　712　**ドウナガシ（筒流し）**

厚板に溝を掘って作成。トドマツ。魚粕製造のとき、搾筒をこの上に乗せ、搾汁を集める。廊下または船蔵に保管。／桟を打ち、トタンで補修。

33017　715　**ドウフタ（筒蓋）**

トドマツ。魚粕製造のとき、搾筒の搾蓋として使用。廊下または船蔵に保管。

33018　1594　**ニシンガマ（鰊釜・粕炊釜）**

既製品を購入。銑鉄。魚粕製造のときの煮沸用の釜。廊下または五番蔵に保管。／「粕炊釜」「油釜」等、使用目的別に呼称されることもある。また、漁夫の入浴にも利用されることがあり、これを「釜風呂」と呼んだ。

33019　980　**ハシリ（走り・かすり）**

トドマツ／トタン。魚油を採取するときに使用。油槽に集められた煮汁上面の油をすくい取る。廊下に保管。

33020　927　**フォーク（フォーク）**

既製品を購入。刃部；鉄／柄；木製。加工作業のとき、鰊を移動するのに使用。土丹蔵に保管。

33021　806　**マキトビ（薪とび）**

頭部；鉄／柄；ラワン。鰊釜を焚く燃料の薪を取り扱うときに使用。土丹蔵または四番蔵に保管。

33021　807　**マキトビ（薪とび）**

頭部；鉄／柄；ナラ。鰊釜を焚く燃料の薪を取り扱うときに使用。土丹蔵または四番蔵に保管。／焼印：「因」。

33022　1383 ムシロフタ（筵蓋）

漁期前に作成。筵１枚を折りたたみ、形を方形に作り、縁を中間縄で絡む。筵。搾筒の中蓋として使用。廊下に保管。／550㎜×550㎜

33023　893　ロストル（ロストル）

既製品を購入。鉄。魚粕製造のための釜を据えつけるときに使用。五番蔵に保管。９本連結／鰊を煮沸するための燃料が薪から石炭に移行することによって、火床にロストルが取り付けられた。

33024　833　タマキリホウチョウ（玉切庖丁）

既製品を購入。刃；鉄／柄；木製。粕玉を切るときに使用。２人で使用。土丹蔵に保管。／２人用／玉切庖丁には「１人用」と「２人用」があった。

33024　834　タマキリホウチョウ（玉切庖丁）

既製品を購入。刃；鉄／柄；木製。粕玉を切るときに使用。２人で使用。土丹蔵に保管。／２人用／玉切庖丁には「１人用」と「２人用」があった。

33025　727　カマタキジュウノウ（釜焚十能）

鉄。魚粕製造用の釜の火加減を調整するときに使用。四番蔵に保管。

33026　736　カマタキデレッキ（釜焚火鎌）

鉄。魚粕製造用の釜の火加減を調整するときに使用。四番蔵に保管。

33027　729　カマタキヒカキ（釜焚火掻）

鉄。魚粕製造用の釜の火加減を調整するときに使用。四番蔵に保管。

33028　957　ヒョウサツ（標札）

トドマツ。「肥料蔵置所」の標札。番屋または粕蔵に掲示。／墨書：「指令第四五０弐号　肥料製蔵置所　留萌郡留萌町大字礼受村拾三番地　佐賀清太郎」

33028　958　ヒョウサツ（標札）

トドマツ。「肥料製造営業」「肥料製造販賣業」の標札。番屋または粕蔵に掲示。／墨書：（表）「指令第四五０二号　肥料製造営業　留萌町字禮請十三番地　佐賀清太郎」、（裏）「指令第四五０二号　肥料製造販賣業　留萌町字礼受村拾三番地　佐賀清太郎」

４．加工共通具・その他

34001　878　エビコ（えびこ）

残材を利用して作成。トドマツ。身欠鰊を作るとき、笹目などの取り扱いに使用。四番蔵に保管。

34002　917　エビザル（えびざる）

根曲り竹を採取し、漁場内の経験者が作成する。骨材；鉄／胴部分；金網／縁・把輪；針金を芯にして縄を巻く。加工作業のときに物を入れて運ぶ。四番蔵に保管。／鉄類で作ったものを「カナザル」、根曲がり竹で作ったものを「エビザル」とも呼称した。

34003　1335 スダレ（すだれ）

完成品を購入し、後に自家の折枠寸法に合わせて整える。萱／三子縄。身欠鰊や鯑を乾燥するとき下に敷いて用いる。新蔵に保管。／鯑乾燥折枠を使用するようになってから、鯑用と白子用に分け、鯑用は乾燥折枠の寸法に合わせて作られた。殆どは完成品を購入したが一部は農家に作成を委託した。５枚１束／長さ：1800㎜、巾：980㎜。

34004　1374 タケスダレ（竹すだれ）

根曲り竹。身欠鰊や鯑を乾燥するとき、下に敷いて用いる。新蔵に保管。／鯑乾燥折枠を使用するようになってから、鯑用と白子用に分け、鯑用は乾燥折枠の寸法に合わせて作られた。殆どは完成品を購入したが一部は農家に作成を委託した／５枚１束／1800㎜×1000㎜

34005　1716 ノマクシ（野間串）

漁閑期に作成。トドマツ。筵などを固定するときに使用。地面に敷いた筵に刺して止めたり、筵で覆いをしたとき風で飛ばないよう縫い止める。土丹蔵に保管。／50本１束。

34006　1325 ムシロ（筵）

既製品を購入。藁。多面的に使用される。新蔵または五番蔵などに保管。／漁場では用途により「干し筵」「覆い筵」などと呼び変える／５枚１束／1750㎜×900㎜

34007　747　コマザライ（こまざらい）

トドマツ。魚粕や笹目などを集め、広げるときに使用するほか、多目的に使用される。四番蔵に保管。

34008　946　ヨコツチ（藁打槌）

楓。藁などを叩いて柔らかくするときに使用。把手を持ち、台上におかれた品（主として藁）を叩く。土丹蔵に保管。

34009　1596 スダレアミダイ（すだれ編台）

木製。スダレや俵を作るときに使用。駒に編縄を巻き吊るし、材料を梁上に置き編む。四番蔵に保管。／漁場の手作り品。

34010　1464 シオトリハチゴウ（採塩用水槽）

鉄工場で作成。９㎜鋼板。海水から塩を採取するとき、火床上に据え、海水を煮沸する。廊下に保管。

5．製品梱包・出荷関係具

35001　948　シナカワ（しな皮）
漁期前の山採作業で採取。樞の木の皮。身欠鰊の結束をするときに使用。水に湿らせてから使用する。古くは綱の材料として広く使われた。土丹蔵に保管。／採寸不能。

35002　1744 スカシハコ（透し箱）
原材料を購入し作成。雑木板。身欠鰊の販売時の容器。土丹蔵に保管。／同型231個（トタ倉に格納分）。

35003　1745 ミガキハコ（身欠鰊箱）
原材料を購入し作成。雑木板。身欠鰊の販売時の容器。土丹蔵に保管。／同型604個（トタ倉に格納分）。

35004　1311 ドウニシンシメダイ（胴鰊結束台）
木製／ハンドル；鉄製／補強用鉄板。胴鰊を結束するときに使用。枠内に胴鰊を入れ圧縮して結束する。七番蔵に保管。／漁場で考案／墨書：「昭和七年五月製作」「当時船頭　日本柳（不明）大工　斉藤八五郎製（不明）　案出　二本柳　保」

35004　1391 ドウニシンシメダイ（胴鰊結束台）
トドマツ。胴鰊を結束するときに使用。台上に木枠を置き、その中に胴鰊を入れ上から圧縮して結束する。七番蔵に保管。／漁場で考案。

35005　799　カスツキボウ（粕突棒）
適材を求め、先端を削る。ナラ。乾燥したニシン粕を「建」に詰めるとき、密にするため上から突く。土丹蔵に保管。

35006　1312 カストウシ（粕通し・粕ふるい）
小中の枠板に金網を張る。板／綿網。魚粕の粒子を選別するとき、乾燥した魚粕を入れてふるう。土丹蔵に保管。／焼印：「㊦」（マル大）

35007　887　サシ（検査用さし）
既製品を購入。鉄／把部；木製。魚粕を検査するときに使用。「建」に詰めた魚粕に突き刺して、魚粕を取り出す。土丹蔵に保管。／焼印：「因」

35008　928　シントウシ（芯通し針・縄通し）
既製品を購入、または鍛冶工場に発注して作成。鉄。魚粕を包装するときに、「建」の中心に縄を通すのに用いる。土丹蔵に保管。

35009　2050 ハンダコテ（半田鏝）

既製品を購入。頭部；銅／柄；木製。漁場における工作作業または鰊油缶の注入口の密閉のときに使用。熱せられた鏝で半田を溶かす。道具箱に収納し、土丹蔵などに保管。

35010　2054 カスジョウゴ（粕漏斗）

製篭業者に発注して作成。竹。製造した鰊粕を「建」に詰めるとき、漏斗として使用。米蔵または土丹蔵に保管。

35011　919　タテカギ（建鈎）

自然木の枝又を利用。腕；ナラ／鈎；イタヤ。魚粕等の建詰めの製品を計量するときに使用。鈎部分を建に突き刺し吊り下げる。土丹蔵または粕蔵に保管。／「吊り鈎」「たこ足・タコ」と呼称するところもある。

35012　2057 ミ（箕）

既製品を購入。竹。製造した漁粕を建に詰めるときに使用。これで漁粕を掬い建に注ぎ入れる。粕蔵または土丹蔵に保管。／墨書：「因」／一部破損。

35013　943　サオハカリ（竿秤）

完成品を購入。竿；木製／指棒；木製／分銅；鉄。加工品計量のときに使用。土丹蔵に保管。／竿・指棒・分銅で1セット／36〆秤／分銅に文字（判読不能）／竿に焼印：「因」。

35014　1600 ダイハカリ（加工用）（台秤（加工用））

購入品。鉄。計量のとき使用。土丹蔵に保管。

35015　969　スリバン（刷り板）

板金業者に発注して作成。亜鉛引きトタン板。製品を梱包した箱、叺等に生産者名、漁場名等を印すときに使用。刷り板を置き、墨色を刷り込む。土丹蔵に保管。／打抜文字：「01-190」

35015　970　スリバン（刷り板）

板金業者に発注して作成。亜鉛引きトタン板。製品を梱包した箱、叺等に屋号等を印すときに使用。刷り板を置き、墨色を刷り込む。土丹蔵に保管。同種2点／打抜文字：「礼受　北見商会　正味　〆」「ルモイ市レウケ　因佐賀漁業部」

35015　971　スリバン（刷り板）

板金業者に発注して作成。亜鉛引きトタン板製品を梱包した箱、叺等に製品名等を印すときに使用。刷り板を置き、墨色を刷り込む。土丹蔵に保管。同種3点／打抜文字：「胴鰊」、「表」（表身欠鰊）、「一本採」（本身欠鰊）

35015　972　スリバン（刷り板）

板金業者に発注して作成。亜鉛引きトタン板。製品を梱包した箱、叺等に製品名を印すときに使

用。刷り板を置き、墨色を刷り込む。土丹蔵に保管。同種2点／打抜文字：「うろこ」「ざっぴ」

35015　973　スリバン（刷り板）
板金業者に発注して作成。亜鉛引きトタン板製品を梱包した箱、叺等に製品名等を印すときに使用。刷り板を置き、墨色を刷り込む。土丹蔵に保管。同種2点／打抜文字：「鰊粕」「ささめ粕」

35015　974　スリバン（刷り板）
板金業者に発注して作成。亜鉛引きトタン板。製品を梱包した箱、叺等に製品名等を印すときに使用。刷り板を置き、墨色を刷り込む。土丹蔵に保管。／打抜文字：「白子　数の子」

35015　1906　スリバン（刷り板）
板金業者に発注して作成。亜鉛引きトタン板。製品に量目を刷り込むときに使用。刷り板を置き、墨色を刷り込む。土丹蔵に保管。／「正味八貫匁」

35015　1907　スリバン（刷り板）
板金業者に発注して作成。亜鉛引きトタン板。製品を梱包した箱及び筵（荷造り製品を含む）に、製品名を刷り込むときに使用。刷り板を当て、墨色を刷り込む。土丹蔵に保管。同種6点／「骨付身欠鰊」「身欠鰊」「〆粕」「雑肥」「塩鯑」「堅塩鰊」

35015　1908　スリバン（刷り板）
板金業者に発注して作成。亜鉛引きトタン板製品を梱包した箱及び筵（荷造り製品を含む）に、屋号を刷り込むときに使用。刷り板を当て、墨色を刷り込む。土丹蔵に保管。／「因」。

35016　950　ボンボン（ボンボン）
業者に発注して作成。木製／文字部分；シナ皮。製品の等級を印する。「上」の印。土丹蔵に保管。／「上」

35016　953　ボンボン（ボンボン）
業者に発注して作成。木・竹製／文字部分；不明。屋号を印する。「因」の印。土丹蔵に保管。／「因」。

35017　954　マンボウ（万棒）
枠；トドマツ／棒；杉。製品出荷（船積み）のときなどに、数を数えるときに使用。数を忘れないため、数を示すための控板（棒）。土丹蔵などに保管。／棒（板）の枚数：150枚（欠落7枚）／墨書：（箱）「明治三十一年因第八月吉日」「明治三拾年因第八月」

Ⅳ．その他

その他に分類した物は、漁場番屋での生活に関連した諸用具、及び漁場に関連する諸職人の諸用具、漁場の信仰に関する諸用具、帳場関係の諸用具があげられる。又、生活に関連した諸用具は衣

・食・住に細分される。更に食関係では貯蔵・保存・製造用具、炊事・調理・調製用具、飲食器類、嗜好品用具・その他の4つに分類できる。全くどれにも分類できないものはその他で一括した。

1．衣関係

41001　2001 ハサミ（鋏）
既製品を購入。鉄。衣服修繕・補修のときなどに使用。裁縫箱などに収納し、番屋内に保管。同種2点／「和鋏」「握り鋏」とも云う。

41002　1979 カミソリ（剃刀）
既製品を購入。刃；金属／柄；木製。調髪のときに使用。番屋内に保管。

41003　1980 カンイカミソリ（簡易剃刀）
既製品を購入。金属。調髪のときに使用。番屋内に保管。

41004　1981 バリカン（バリカン）
既製品を購入。金属。漁夫が相互に調髪するときに使用。頭髪を刈る器具。番屋内に保管。

41005　1942 カンジキ（かんじき）
曲げに耐える樹種を選び、熱湯に浸して曲げ、綿糸または皮紐で組み立てる。枠；桑／紐；綿糸。積雪時に、足に取り付ける（履く）。番屋内に保管。1組（2点）。

41006　2102 ハンテン（袢天）
専門業者に発注して作成。綿布。通常生活または労働時に、主として屋外における被服として使用。支給前は番屋内に保管。支給後は自己保管。／染抜文字：（襟部分左右）「留萌因佐賀漁業部」、（背中部分）「因」、裾文字：「佐賀店」。

41006　2103 ハンテン（袢天）
専門業者に発注して作成。綿布。消防活動の時（？）の被服として纏（まと）う。番屋内に保管。／明治年代において、各漁場（番屋）内に自家消防が組織されていた。その自家消防員の被服として備えられたものと推察される。／襟部分左右に染抜文字「因佐賀」、背中部分「因」、裾に「松葉模様」、裄に併行して2本の赤色染抜線。

2．食関係

a．貯蔵・保存・製造関係

42101　1607 サカタル（鏡付4斗酒樽）
木製／タガ；竹。番屋内または賄蔵で保管。／捺痕：「24.11.9」／刷込文字：「日本合成清酒力正宗」

42102　1606　ショウユタル（鏡付4斗醤油樽）

木製／タガ；竹。番屋内または賄蔵に保管。／ラベル：「キッコーマン正油」（2枚）／刷込文字：「328」「1323」／焼印：「飛切」「土屋特発」「塩飽」ほか

42103　1614　ツケモノタル（漬物用2斗樽）

木製／タガ；竹。漁夫用の漬け物を作るとき使用。番屋内または賄蔵に保管。／味噌樽の転用品。

42104　1995　カメ（瓶）

購入品。陶器。食物保管用の瓶。番屋内炊事場に保管。

42105　1997　ミズカメ（水瓶）

購入品。本体；陶器／蓋；トドマツ炊事用水の貯水用の瓶。番屋内炊事場に保管。蓋付き。

42106　2010　コメヒツ（米櫃）

松、雑木。小出しの米を収容するときに使用。番屋内炊事場に保管。

42107　2007　ノミクチ（呑口）

購入品。桐／他。醤油、酒などの樽や斗瓶から中のものを取り出すとき、容器の下部に取り付け、中央の栓を抜いて中のものを取り出す。番屋内炊事場または賄蔵に保管。

42108　1946　マス（枡）

購入品。桧。5勺単位で計量をするときに使用。番屋内炊事場または賄蔵に保管。

42109　1602　ショウユシコミタル（醤油仕込樽）

購入品。木製／タガ；竹。正油を仕込む時、中央に中子を置き周囲に材料を詰め中子に溜まった正油を汲み出す。番屋内または賄蔵に保管。／内側に修理痕あり。

42110　1771　イシウス（豆腐製造石臼）

既製品を購入。軟石。豆腐を作るときに、豆を擂る。番屋内または賄蔵に保管。／「上臼」「下臼」2つで1組。

42111　1772　ウデギ（豆腐製造腕木）

雑木（タモ）。豆腐を作るときに、石臼に取り付けて使用。番屋内または賄蔵に保管。

42112　1773　ナガシダイ（豆腐製造流し台）

底板；ひば／枠；トドマツ。豆腐を作るときに、石臼をのせる台枠。番屋内または賄蔵に保管。

42113　1774　カタバコ（豆腐製造型箱）

雑木（不詳）。豆腐を作るときに、豆汁を入れて絞る。番屋内または賄蔵に保管。／「枠」「底」「蓋」「枠台」の4点1組。

42114　1775 アブラキリ（豆腐製造油切り）
枠；雑木／網；針金。油揚げを作るときに、この器の中に入れて油を切る。番屋内または賄蔵に保管。／角をＬ型金具で補強。

42115　1776 ヒシャク（豆腐製造ひしゃく）
購入品。柄；木製／本体；亜鉛板（ブリキ）。豆腐を作るときに、液状の材料を汲み移すのに使用。番屋内または賄蔵に保管。同種２点。

42116　1777 ミズキリスダレ（豆腐製造水切り簾）
購入品。雑木。豆腐を作るときに、煮た「ご汁」を切る。番屋内または賄蔵に保管。／一部破損。

42117　1608 ミソシコミタル（味噌仕込樽）
発注作製品。木製／タガ；竹。味噌を仕込むときに使用。賄蔵に保管。

42118　1778 ミソツキボウ（味噌突棒）
雑木（楓）。味噌を作るとき、煮た大豆を搗く。賄蔵に保管。

42119　1783 ミソベラ（味噌べら）
雑木（タモ）。味噌を作るとき、搗いた味噌を取り扱う。賄蔵に保管。／焼印：（両面）「因」

42120　2011 ウス、キネ（臼、杵）
臼；楢／杵；ハン。餅を搗く時または製粉する時に使用。番屋内または賄蔵に保管。／焼印：（杵）「因」

42121　2053 ゴヨウカゴ（御用篭）
購入品。竹／他小量の魚を運ぶときに使用。ビク（魚篭）的利用。また、食糧品などの買い物にも利用された。番屋内炊事場に保管。

42122　2014 メキネ（女杵）
杉。製粉のとき、臼に材料を入れ、杵で搗き粉を作る。番屋内または賄蔵に保管。

42123　2018 モチイタ（餅板）
桂。餅を伸す時などに使用。板の上に搗いた餅をのせ、伸し棒で伸ばす。番屋内または賄蔵に保管。／「伸し板」とも云う。

42124　2016 モチイタ、ノシボウ（餅板、伸し棒）
餅板；桂／伸し棒；桑。餅を伸す時などに使用。板の上に搗いた餅をのせ、伸し棒で伸ばす。番屋内または賄蔵に保管。／餅板と伸し棒のセット。「伸し板」とも云う。

42125　1770 イイズシハコ（飯鮨箱）
トドマツ。飯鮨を漬け込む容器として使用。番屋内に保管。／「飯鮨桶」ともいう／落とし蓋付き。

b．炊事・調理・調整用具

42201　1844 アゲザル（揚げざる）
購入品。竹製。茹でた物を揚げる。番屋内炊事場に保管。

42202　1848 アライオケ（洗い桶）
購入品。木製／タガ；竹・針金。茶碗などを洗うときに使用。番屋内炊事場に保管。／タガ：針金で補強。

42203　1835 オニオロシ（鬼卸し）
金属板に釘で穴を開けたもの。鉄板。材料をすりおろすときに使用。番屋内炊事場に保管。／類似型2点。

42204　1846 コメトギタライ（米磨たらい）
購入品。杉／タガ；竹。米を水洗い、磨ぐとき使用。番屋内炊事場に保管。／タガ：針金で補強。

42205　1834 スリコギ（擂粉木）
自然木を利用し形作る。雑木（桑）。主として擂り鉢と組み合わせて、材料をすりつぶすときに使用。番屋内炊事場に保管。／同種2点。

42206　1592 ツバカマ（つば釜）
購入品。銑鉄。番屋における炊事、湯沸かし用。番屋内炊事場に保管。

42207　1849 ナベ（鍋）
購入品。アルマイト／蓋；ベニヤ。材料を煮沸するとき使用。番屋内炊事場に保管。／径：約14寸。

42208　1861 ナベフタ（鍋蓋）
購入した鍋に合うように作成。椴・檜・栓。番屋内炊事場に保管。／鍋蓋3点／（a）焼印：「因」、（b）焼印：「ヤマメ」

42209　1836 シャクシ（杓子）
購入品。アルマイト。汁を盛るときに使用。番屋内炊事場に保管。／同種11点。

42210　1591 ヒラカマ（平釜）
購入品。銑鉄。番屋内における漁夫の炊飯用に用いる。番屋内に保管。／同型のものが、海鼠漁

において「イリナマコ作り」にも使用された。

42211　1832 メシベラ（飯べら）
楢・楡・楓・樺・桜。飯を盛るときに使用。番屋内炊事場に保管。／雑木べら。同種８点。

42212　1944 クシタテ（串立）
トドマツ。魚を焼く串を保管する。炊事場の柱に取り付けて、串を立てる。番屋内炊事場に取り付け。

42213　2009 スダレ（簾）
購入品。竹製。調理（炊事）作業のときに、巻もの料理や蒸料理の簀の子として使用。番屋内炊事場に保管。

42214　2008 セイロウ（蒸篭）
枠；杉／簀の子；竹。原材料を蒸すときに使用。釜などの上に設け、中に材料を入れて蒸す。番屋内炊事場または賄蔵に保管。／焼印：「因」／角型４段重ね（蓋付き）。簀の子１枚付き。

42215　1978 ダイハカリ（台秤）
購入品。鉄／他。重さを計る時に使用。主として食糧の計量用。番屋内に保管。／重り：10点付属（400匁：２点／50匁：１点／２貫：１点／１貫：１点／１kg：２点／500ｇ：１点／200ｇ：１点／100ｇ：１点）。

42216　2002 フルイ（篩）
購入品。枠部分；木製。粉を篩うときに使用。番屋内炊事場に保管。調理用／網部分欠落／墨書：「因　昭和二十四年六月」

42217　1986 ヤカン（薬缶）
購入品。アルミニューム。湯沸かし時に使用。番屋内に保管。／同種３点（蓋：脱落）。

42218　1982 テツビン（鉄瓶）
購入品。南部鉄。湯沸かし時に、いろりに吊るして使用。番屋内炊事場に保管。

42219　1941 ショシギ（拍子木）
雑木。。漁夫に食事を知らせるとき、拍子木を打って知らせる。番屋内に保管。同種１組（２本）と１本。

ｃ．飲食器類

42301　1824 アルマイトショッキ（アルマイト食器）
購入品。アルマイト。沖泊まりの食事のときに使用。番屋内炊事場に保管。／同型24個。

42302　1823 グンヨウショッキ（軍用食器）
転用品。皿。陶器。食事のとき使用。番屋内炊事場に保管。／陸軍用食器転用品／同種２点。

42303　1789 グンヨウショッキ（軍用食器）
転用品。茶碗。陶器。食事のとき、飯または汁を盛る。番屋内炊事場に保管。／陸軍用食器転用品／同種20点。

42304　1790 サンペイサラ（三平皿）
購入品。陶器。食事のとき、汁または菜を盛る。番屋内炊事場に保管。／転字法による上絵付／同種21点。

42305　1837 ハシタテ（箸立）
マツ。箸を立てる。番屋内炊事場に保管。

42306　1842 チャワンカゴ・スカシハコ（茶碗篭・透し箱）
マツ。洗った茶碗を入れる。番屋内炊事場に保管。／透かし作り。

42307　1822 ジュシワン（樹脂椀）
購入品。フェノール樹脂。食事のとき使用。番屋内炊事場に保管。／同種３点。

42308　1795 コザラ（小皿）
購入品。陶器。食事のとき使用。番屋内炊事場に保管。／同種22点。

42309　1794 コドンブリ（小丼）
購入品。陶器。食事のとき使用。番屋内炊事場に保管。／同種88点。

42310　1805 サシミサラ（刺身皿）
購入品。磁器。食事のとき使用。番屋内炊事場に保管。／同種20点。

42311　1820 コバチ（小鉢）
購入品。陶器。食事のとき使用。番屋内炊事場に保管。／同種３点。

42312　1838 チャワンカゴ・カゴガタ（茶碗篭・篭型）
既製品を購入。竹。洗った茶碗を入れる。番屋内炊事場に保管。

42313　1817 チュウザラ（中皿）
購入品。陶器。食事のとき使用。番屋内炊事場に保管。

42315　1809 チョコ（刺身用猪口）
購入品。磁器。食事のとき、刺身を食べるときに使用。番屋内炊事場に保管。／同種40点。

42316　1815 **ハチ（鉢）**

購入品。陶器。食事のとき使用。番屋内炊事場に保管。

42317　1813 **フタツキドンブリ（蓋付丼）**

購入品。陶器。食事のとき使用。番屋内炊事場に保管。／4組（蓋付き）。

42318　1793 **メシチャワン（飯茶碗）**

購入品。陶器。食事のとき、飯を盛る。番屋内炊事場に保管。／同種26点。

42319　1810 **モクワン（木椀）**

購入品。漆器。慶弔時の食事のとき使用。番屋内炊事場に保管。／輪島漆沈金「蝶と牡丹」／蓋付き10組。

42320　1811 **ヨウザラ（洋皿）**

購入品。磁器。食事のとき使用。番屋内炊事場に保管。／同種8点。

42321　2094 **ハシ、ハシバコ（箸、箸箱）**

購入品。漆器。食事用。番屋内に保管。／当主・佐賀平一郎氏の父（佐賀伊四郎）が使用したもの／箸：1組、津軽塗り／箸箱：沈金の図柄（松桜楓）付き。

42322　1845 **メシオケ（飯桶）**

専門業者に発注して作成。木製／タガ；竹。飯用器として使用。番屋内炊事場に保管。／「半切」とも云う／タガ：針金で補強。

42323　2004 **オハチ（おひつ・飯櫃）**

購入品。サワラ／タガ；銅。を保存するときに使用。番屋内炊事場に保管。

42324　2098 **イタアシゼン（板足膳）**

購入品。漆器。客用として使用。番屋内に保管。「男膳」とも云う。

42325　2096 **カイセキゼン（会席膳）**

専門業者に発注して作成。膳；漆器／箱；杉。漁場における諸行事の際に、来客接待賄いのときに使用。番屋内または一番倉に保管。／膳：10枚組／墨書：（蓋）「明治弐拾九年　吸物膳　拾人前　因佐賀」

42326　2087 **カクボン（角盆）**

購入品。漆器。神仏に供物を供えるときに使用。女性の使用を禁じ、男性のみが取り扱う。番屋内に保管。／内側：朱漆塗り／外側：黒漆塗り／刻彫：（裏面）「因」

42327　2093 クリボン（刳盆）

購入品。欅。茶器または食器を載せる容器として使用。番屋内炊事場に保管。／ヒビ割れあり。

42328　2099 ジュウバコ（重箱）

専門業者に発注して作成。漆器。漁場における諸行事のときに使用。中に料理などを収容する。番屋内に保管。／二重箱、蓋付き。

42329　2090 ボン（盆）

購入品。漆器。神仏に供物を供えるときに使用。番屋内に保管。

42330　2097 ヨツアシゼン（四ツ足膳）

購入品。漆塗。客用として使用。番屋内に保管。

d．嗜好品用具、その他

42401　1826 チョウシ（銚子）

購入品。陶器。食事のとき酒を入れ、盃に注ぐ器。番屋内炊事場に保管。／同種２点。

42402　2089 チャキ（茶器）

購入品。急須；南部鉄／盆；木製／茶卓；銅／茶碗；陶器来客時の煎茶用具。番屋内に保管。／13点１セット（急須：１点、盆：１点、茶卓：５点、茶碗：６点）

42403　2003 タバコボン（煙草盆）

陶器（灰皿）は購入品。木製・灰盆は番屋内で自作。灰皿；陶器／灰盆；木製煙草を吸うときに使用。番屋内に保管。／灰皿側面に模様染め付け。

３．住関係

43001　1994 チリトリ（塵取）

雑木。掃除のとき、箒で掃き寄せた塵を受け取る。番屋内台所に保管。

43002　1738 ハンダイ（飯台）

雑木。食事のとき食卓として使用。番屋内に保管。

43003　1754 コシカケ（腰掛）

雑木（マツ類）。食事のときの腰掛。飯台と対で使用。番屋内に保管。

43004　1959 カギ（鍵）

購入品。鉄／木板／他。蔵を開閉するときの鍵。四番蔵の施錠に使用。番屋内帳場に保管。／墨書：「四番蔵之鍵」「因佐賀」

43004　1960 カギ（鍵）

購入品。鉄／木板／他。蔵を開閉するときの鍵。賄番蔵の施錠に使用。番屋内帳場に保管。／墨書：「賄番蔵ノ鍵」「因佐賀」

43004　1961 カギ（鍵）

購入品。鉄／木板。蔵を開閉するときの鍵。船頭蔵の施錠に使用。番屋内帳場に保管。／墨書：「船頭蔵之鍵」「大正六年五月三十日」

43004　1970 カギ（鍵）

購入品。金属。蔵を開閉するときの鍵。番屋内帳場に保管。同種２点。

43004　1971 カギ（鍵）

購入品。金属／他。蔵を開閉するときの鍵。七番蔵の施錠に使用。番屋内帳場に保管。／墨書：「七番蔵ノ鍵」「因佐賀」

43004　1973 カギ（鍵）

購入品。鉄／木板。蔵を開閉するときの鍵。一番蔵（網蔵）の施錠に使用。番屋内帳場に保管。／墨書：「壱番蔵ノ鍵　網蔵」「因佐賀」

43004　1974 カギ（鍵）

購入品。鉄／他。蔵を開閉するときの鍵。番屋内帳場に保管。／墨書：判読不能。

43005　1969 ジョウマエ（錠前）

購入品。金属。蔵を開閉するときの錠前と鍵。廊下の施錠に使用。番屋内帳場に保管。／墨書：「廊下鍵」「因支店」

43005　1975 ジョウマエ（錠前）

購入品。鉄／他。蔵を開閉するときの鍵。土丹蔵用の錠前と鍵。番屋内帳場に保管。／墨書：「礼受トタン倉」

43006　1991 ゴトク（五徳）

購入品。鉄。鉄瓶などで湯を沸かすとき、いろりの炭火の中に据え、鉄瓶などをのせる。番屋内（いろり付近）に設置。

43007　1990 ジザイカギ（自在鉤）

購入品。鉄。いろりの中心に家屋の梁などから吊るし、鍋・鉄瓶等を吊るす。番屋内（いろり付近）に設置。／部分品。

43008　1950 スミトリ（炭取）

栓。木炭を俵から小出しして運ぶ時に使用。木炭を入れて茶の間で使用する。番屋内茶の間で保

管。

43009　1988 ヒケシツボ（火消壷）

購入品。ジュラルミン。炭火を消すとき、壷の中に炭火を入れ、密閉する（蓋をする）。番屋内（いろり付近）に置く。／「火の用心　四号　カギ万」

43010　2000 ヒドコタナ（火床棚）

番屋のいろりの大きさに合わせて作成。鉄。いろり使用のとき、炭火の上に置き、棚に鉄瓶などをのせる。番屋内に保管。

43011　1919 ジョウサシ（状差し）

木製。通信書状の処理のときに使用。番屋内に取付け。同種3点／①墨書：（表）「POST 〒」、（裏）「因佐賀漁場」／③ポケット3段付き

43012　1958 カベカケランプ（壁掛ランプ）

購入品。亜鉛板／他。番屋内の夜間照明として、壁に掛けまたは取り付けて使用。番屋内に保管。／ホヤ止金具・ホヤ：欠落。

43013　1901 ショウメイグ（照明具）

購入品。金属。夜間照明用として使用。詳細不明。番屋内に保管。／台部（スタンド）：欠落／ガラス部分ひび割れ。

43014　1977 ダイランプのツボ（台ランプの壷）

購入品。亜鉛板。夜間照明用の台ランプの石油を収容する。番屋内に保管。／一部欠損。

43015　1957-2　セキユランプのクチガネ（石油ランプの口金）

購入品。真鍮。番屋内の照明具として使用した石油ランプの部分品。壷に石油を入れ、口金にホヤを安定させ、芯を調節する。番屋内に保管。※　受入番号1957は、登録番号1957-1（セキユランプのツボ）、1957-2（セキユランプのクチガネ）に分割。

43016　1954 セキユランプのツリガネ（石油ランプの吊金）

購入品。鉄。番屋の照明具として使用した石油ランプの吊枠具。番屋内に保管。

43017　2060 ユミハリチョウチン（弓張提灯）

専門業者に発注して作成。竹／紙。夜間照明具として使用。番屋内に保管。／破損大／墨書：「因」「佐賀」。

43018　2061 テマリチョウチン（手鞠提灯）

専門業者に発注して作成。竹／紙。夜間照明具として使用。吊り竿に下げ、または手に持って使用する。番屋内に保管。／破損大／模様付き。

43019　1957-1　**セキユランプのツボ（石油ランプの壷）**

購入品。ガラス。番屋内の照明具として使用した石油ランプの部分品。壷に石油を入れ、口金にホヤを安定させ、芯を調節する。番屋内に保管。※　受入番号1957は、登録番号1957-1（セキユランプのツボ）、1957-2（セキユランプのクチガネ）に分割。

4．職人関係

44001　1892 **インチヤスリ（吋やすり）**

購入品。鋼鉄。漁場用工具。道具箱に収納し、番屋内に保管。

44002　1875 **オイコミノミ（追込のみ）**

購入品。刃部；鉄／柄；木製着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種6点／（1）1寸（環脱落）、（2）8分（柄脱落）、（3）3分（柄脱落）、（4）1寸（柄脱落）、（5）刃先脱落（柄のみ）、（6）刃先脱落（柄のみ）

44003　2023 **オノ（斧）**

刃部（鉄部分）は購入し、柄（木製部分）は漁場内で自作。刃部；鉄／柄；木製。漁場における木工作業に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種2点／②の柄欠落

44004　1895 **カナキリハサミ（金切鋏）**

購入品。鋼。金工工作のときに、漁場用工具として使用。トタン、鉄板の切断及び針金の切断。道具箱に収納し、番屋内に保管。／止め金具、スプリング：欠落。

44005　1881 **カナヅチ（金槌）**

購入品。槌部；鉄／柄；木製。着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種4点／③柄：欠落、④釘抜き部分：折損

44006　1880 **カナト（金砥）**

購入品。鉄。着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。砥石として。道具箱に収納し、番屋内に保管。

44007　2042 **テツキリノコ（鉄切鋸）**

購入品。鉄。漁場における金工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。

44008　1893 **カンスパナ（管スパナ）**

購入品。鉄。漁場用工具。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種2点。

44009　1872 **カンナ（鉋）**

購入品。刃部；鉄／台部；木製。着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種3点／①平鉋（台：一部補修）、②平鉋、③反り鉋（台：一部補修）

44010　1873 カンナダイ（鉋台）

購入品。樫。着業準備木及び漁期中の木工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種2点（平鉋台）。

44011　1883 クギヌキ（釘抜）

購入品。鉄。箱ものの荷物を解くときに使用。打ち込まれている釘の付近に刃部を当て、柄の管を上下して釘の頭部を浮き出させて刃部で釘を捉えて引き抜く。道具箱に収納し、番屋内に保管。

44012　2035 クギバコ（釘箱）

トドマツ。類別して釘を収納する箱。番屋などに保管。／一部欠損。

44013　1877 ケビキ（毛引）

購入品。樫。着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。

44014　2037 ゲンノウ（玄能）

購入品。頭部；鉄／柄；木製。漁場における木工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種5点（玄能：2点、金槌：1点、釘抜金槌：1点、打出し：1点）。

44015　2046 コウサクピン（工作ピン）

購入品。鉄。漁場における金工工作時に使用。木の台に打ち込み、頭部を活用する。道具箱に収納し、番屋内または土丹蔵などに保管。

44016　1926 コビキノコギリ（木挽鋸）

購入品。刃部；鋼／柄；木製。木材を縦引きするときに使用。土丹蔵または番屋内に保管。／鞘（ケース）付き（墨書：「因坂本傳次郎」）

44017　1890 スパナ（スパナ）

購入品。鉄。漁場における工作作業時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。

44018　1876 スミツボ（墨壷）

墨壷；木製／指こ；竹。着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。／スミサシ（指コ）付き。

44019　1878 ツバノミ（つばのみ）

購入品。刃部；鉄／柄；木製。着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。／両鍔ノミ／柄欠落。

44020　2039 テッパンバサミ（トタン鋏）

購入品。鋼。鉄製薄板を切断するときの鋏。道具箱に収納し、番屋内に保管。／同種2点（平鋏：1点、曲鋏：1点）。

44021　1868 **ドウグバコ（道具箱）**

マツ。着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。大工道具を格納する箱。大工道具を格納して、番屋内に保管。／墨書：「ノミ　九丁」

44022　1870 **ノコギリ（鋸）**

購入品。鉄／柄・鞘；木製。着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種4点／(1)ガガリノコ（柄付き)、(2)ガガリノコ（柄、鞘付き)、(3)両刃鋸（先端部折損、柄付き)、(4)腰鋸（柄無し）

44023　1871 **ノコギリのサヤ（鋸用鞘）**

木製（薄板)。着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。両刃鋸用の鞘。道具箱に収納し、番屋内に保管。／焼印：「因」

44024　1879 **バリ（バール）**

鉄。着業準備期及び漁期中の木工工作時に、テコまたは釘抜きに使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種3点。

44025　2049 **ヒラタガネ（平たがね）**

購入品。鋼。漁場における金工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種2点／①刃先部分一部破損。

44026　1894 **ペンチ（ペンチ）**

購入品。鉄。漁場用工具。道具箱に収納し、番屋内に保管。

44027　1869 **ボートギリ（ボート錐）**

錐（鉄部）は購入、柄（木部）は漁場内で自作。鉄／柄；木製。着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。木材に穴を穿つ道具。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種6点／①1寸（旧型螺旋、柄付き、木製鞘付き)、②8分（旧型螺旋、柄付き)、③3分（旧型螺旋、木製鞘付き)、④3分（旧型螺旋、柄付き)、⑤5分（改良型螺旋)、⑥5分（改良型螺旋）

44028　2026 **マガリガネ（曲り金・指し金）**

購入品。金属。漁場における木工作業に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。同種4点（いずれも10寸5分×7寸5分）／④一部破損

44029　2033 **マキリ（小刀・マキリ）**

刃部は購入、柄・鞘は漁夫が作成。刃部；鋼／柄・鞘；木製。網作りや海上作業の時に使用。番屋内に保管。／鞘付き

44030　2024 **マサカリ（鉞）**

刃部は購入、柄（木部）は漁場内で作成。刃部；鉄／柄；楓。漁場準備期の木工作業または漁期

中の釜炊き作業の薪割りなどに使用。土丹蔵または四番蔵に保管。同種２点。

44031　2048　マルタガネ（丸たがね）

購入品。鋼。漁場における工作作業時に、コンクリートなどの破砕に使用する。道具箱に収納し、番屋内に保管。

44032　2029　モミキリ（揉み錐）

購入品。錐部；鉄／柄；木製。漁場における木工工作時に使用。両手で揉み穴を開ける。道具箱に収納し、番屋内に保管。

44033　2045　モンキースパナ（モンキースパナ）

購入品。鉄。漁場における工作作業時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。／「ナットマワシ」とも云う。

44034　188　ヤスリ（鑢）

購入品。鋼鉄。着業準備期及び漁期中の木工工作時に使用。鋸の目立て（補修）用として使われる。道具箱に収納し、番屋内に保管。

44035　1896　ヤットコ（やっとこ鋏）

購入品。鉄。金工工作のときに、漁場用工具として使用。鍛冶作業時の鋏。道具箱に収納し、番屋内に保管。

44036　1897　リョウクチスパナ（両口スパナ）

購入品。鉄。漁場における工作作業時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。／「ナットマワシ」とも云う／４本１組。

44037　1598　ヤネヨウコシカケ（屋根職人腰掛）

屋根の勾配に合わせて作成。トドマツ。柾屋根を葺くときに腰掛けとして使用。土丹蔵に保管。

44038　2030　カスガイ（かすがい）

購入品。鉄。木材と木材を連結または結付するときに使用。釘箱などに収納し、番屋内または土丹蔵に保管。／「ツカミ（摑み）」とも云う。

44039　2031　ナタ（鉈）

刃（鉄部）は購入、柄・鞘（木部）は漁場で自作。刃部；鉄／柄・鞘；木製。漁場における木工工作時に使用。道具箱に収納し、番屋内に保管。／鞘はビニールテープで補強。

5．信仰関係

45001　2086 クモツボン（供物盆）
購入品。漆器。神仏に供物を供えるときに使用。女性の使用を禁じ、男性のみが取り扱う。番屋内に保管。同種5点（うち1点一部破損）／内外側ともに赤色漆、底面黒色漆、「因」の刻彫。

45002　2088 ゴシュウギボン（御祝儀盆）
購入品。漆器。御祝儀または御布施を贈るときに使用。番屋内に保管。／絵模様付き。

45003　2091 サンボウ（三宝）
購入品。漆器。神仏に供物を供えるときに使用。番屋内に保管。／一部破損。

45004　2095 シュウギゼン（御祝儀膳）
専門業者に発注して作成。膳；漆器／箱；杉。漁場における諸行事のとき、来客接待賄いのときに使用。番屋内または一番蔵に保管。／膳：10枚組のうち8枚／墨書：（蓋）「明治弐拾七年　吸物膳拾人前　因佐賀」

45005　2076 ノボリ（幟）
専門業者（染色業者）に発注して作成。綿布。稲荷社祭礼のとき、社前に建立する。番屋内に保管。2枚1組／一部補修／文字：「正一位稲荷大明神　願主　因佐賀支店」

45005　2077 ノボリ（幟）
専門業者（染色業者）に発注して作成。綿布。稲荷社祭礼のとき、社前に建立する。番屋内に保管。2枚1組／文字：「正一位稲荷大明神　願主　因佐賀支店」

45006　2055 チョウチンツリワク（提灯吊枠）
トドマツ。祭典時に、祭礼提灯を吊るす枠。土丹蔵に保管。2本1組（図面上はNO.2055-1と2055-2の2枚）。

45007　2092 ハッスンゼン（初寸膳）
購入品。漆器。神仏に供物を供えるときに使用。番屋内に保管。

45008　2100 ソウワアシカイシュゼン（宗和脚皆朱膳）
専門業者に発注して作成。漆器。来客時に使用。番屋内に保管。／一の膳（5品）、二の膳（3品）／箱入り（桧）／墨書：（蓋表）「法丈皆朱膳椀　因佐賀」、（蓋裏）「第五十四〇　能登和島　安藤政士　出し　北海道小樽港町　吾〇太作出　日色内町　ヤマ和様行」／明治廿七年　九月買入」「因佐賀」

6．帳場関係

46001　1752 チョウバツクエ（帳場机）
完成品を購入。雑木。事務をするとき使用。番屋内に保管。

46002　1918 インカン（印鑑）
屋号印等は注文して作成、認印等は購入品。木印・ゴム印。事務処理のときに使用した各種印鑑。番屋内帳場に保管。／全47点／①認印：25点「斎藤」「秋山」等／②訂正印：１点「杉本」／③事務印：15点「大帳入」「因封印」「差引計算済」ほか／④日付印：２点「　年　月　日」／⑤店名・店主名ほか：４点「北海道留萌郡礼受　因佐賀漁業部」「北海道留萌郡小平蕊村字臼谷　製造人佐賀清太郎」「礼受　因　天塩國　留萌郡　佐賀」ほか（別紙参照）

46003　1917 インカンバコ（印鑑箱）
転用品。杉。事務処理のときに使用。印鑑を保管する箱。番屋内帳場に保管。／墨書：「因佐賀支店　印判入」／（箱内に印鑑類47点あり。NO.1918で受入）

46004　1920 コクバン（黒板）
トドマツ。事務処理時に使用。連絡事項等を記入する。番屋内帳場に取り付け。／表面：墨汁塗布、裏面：墨書「昭和廿五年五月二日　山田利夫作製」／黒板拭き付き。

46005　1916 ジョウギ（定規）
タモ。事務処理のときに使用。番屋内帳場に保管。／墨書：「祝大漁　昭和二十四年五月起　因佐賀漁場」

46006　1921 スズリバコ（硯箱）
完成品を購入。桐。事務処理時に使用。硯ほかを収納する箱。番屋内帳場に保管。

46007　1913 ソロバン（算盤）
購入品。木製／竹。事務処理のときに使用。番屋内帳場に保管。同種２点（５つ珠）。

46008　1915 デンピョウサシ（伝票差し）
購入品。鉄。事務処理のときに使用。針に伝票を差し整理する。番屋内帳場に保管。同種５点／朱色毛筆書：「電信」「仕切」「伝票」「受取」「税金」。

7．その他

47001　1601 スイシャ（水車）
木製。精米作業時の動力源として使用。保管場所不明。／部分品（水車を組み立てる部品：不足分あり）／側板：16枚、筋角材：７本、芯受材：１本。

47002　1719 ニフダ（荷札）

木製（小型の板）。卸問屋から小売業者（商社）を経て、漁場経営者に資材を送ったときの送り荷札。網蔵に保管。枠網に付されたもの同種8枚／墨書：A面「宮川板谷出　小樽湊町　板谷宮吉殿行　因御印行」、B面「別製拾壱節網　三メ五百目付　第六百九拾壱号　百廿五間入」

47003　2022 バンヅケイタ（番付板・役名板）

トド板。網卸し祝いの席上で発表した役職名を記載し、番屋内に掲示した。番屋内に据えつける。「定　船頭顧問　二本柳善松／帳場　山本兼松／世話係　山本茂充／大船頭　山本善四郎／起船船頭　佐藤蔵作／枠乗　二本柳時男／磯船乗　二本柳明、高橋実／表係　二本柳健一／大工　村中正、山本常雄、工藤武一、沢口敏夫、岩角千代治、斉藤忠美、熱美優、成田磯吉、松井正太郎、四ツ谷義友、駄賃場文雄、西村正弘、田中弘美、神代久春、高橋勝、山本兼光、斎藤論喜光／炊事係　山本とし子、佐藤強子　右之通リ相定申候也　昭和参拾参年参月吉日　因佐賀漁業部」

47004　2078 ダイリョウバタ（大漁旗）

専門業者（染色業者）に発注して作成。綿布。大漁のとき、枠船に掲げる。番屋内に保管。／生地：綿平織り赤色地／文字：白色「贈　祝　大漁　因佐賀漁業部　留萌市礼受　仙台　武田綿布加工場」／模様：薄い橙色「束ね熨斗」

47004　2079 ダイリョウバタ（大漁旗）

専門業者（染色業者）に発注して作成。綿布。大漁のとき、枠船に掲げる。番屋内に保管。／一部破損／文字：「贈　大漁　因　佐賀漁業部　岸呉服店」

47005　2080 ヤゴウハタ（屋号旗）

専門業者（染色業者）に発注して作成。綿布。漁場における各種行事のとき、または大漁のとき、主として船に掲げる。番屋内に保管。／同種3点。

47005　2081 ヤゴウハタ（屋号旗）

専門業者（染色業者）に発注して作成。綿布。漁場における各種行事のとき、または大漁のとき、主として船に掲げる。番屋内に保管。／同種3点。

（運上　光彦）

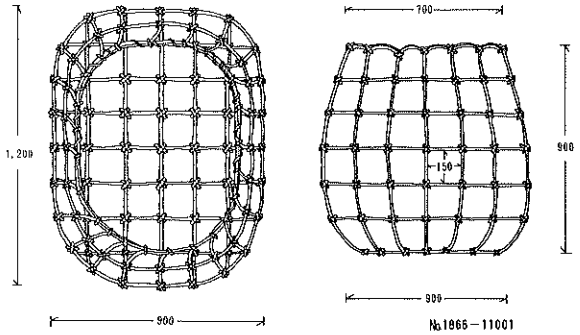

No.1866－11001

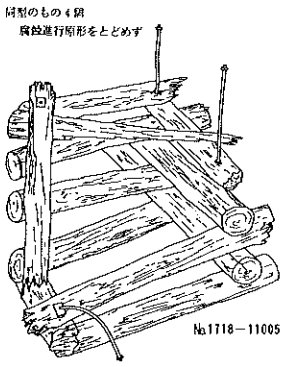

No.1718－11005

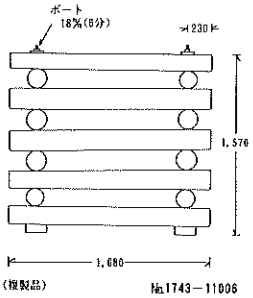

(複製品)

No.1743－11006

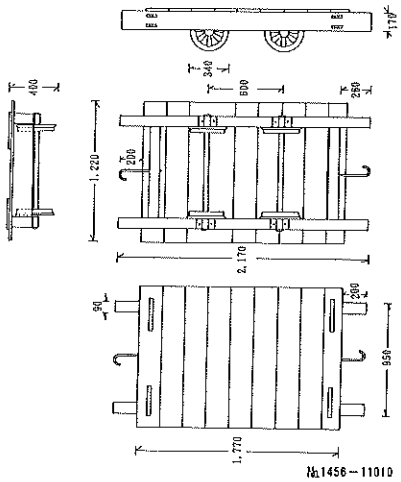

No.1456－11010

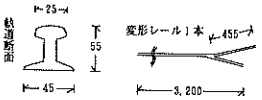

長さ	数	接続板
4,340	1	
4,480	2	230～1
4,490	1	曲っている
4,530	1	
4,560	2	曲ったもの 1
4,570	10	340～1 230～3
4,580	2	曲りもの 2
4,600	1	
4,610	1	
4,750	1	曲りもの 2
5,470	1	220～1
5,480	12	230～13 曲ったもの 3
5,490	7	230～9 曲ったもの 2
5,500	6	230～3 曲ったもの 3

No.1455－11011

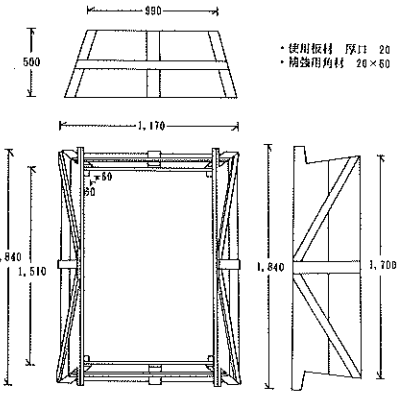

No.1461－11012

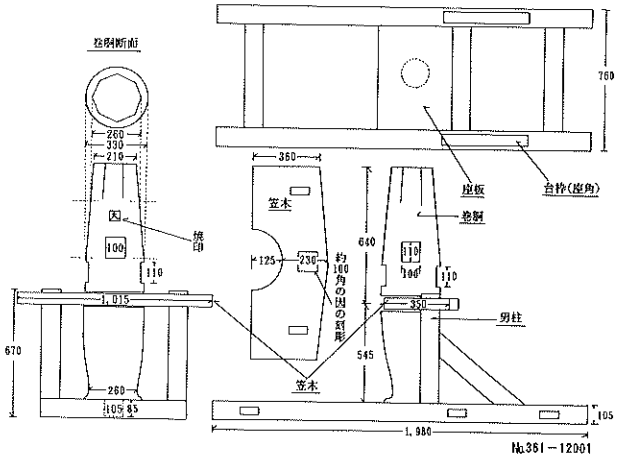

No.361－12001

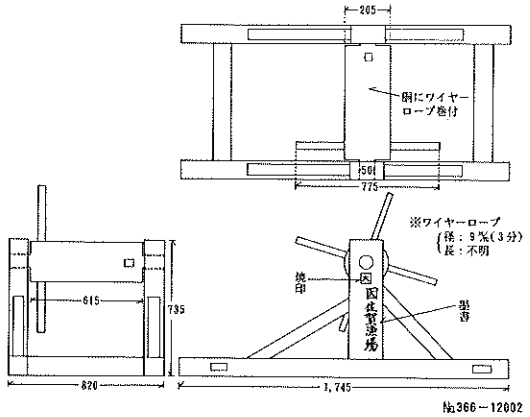

No.366－12002

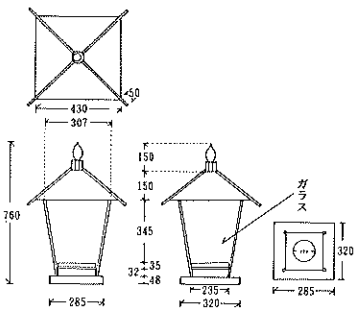

No.276－11014

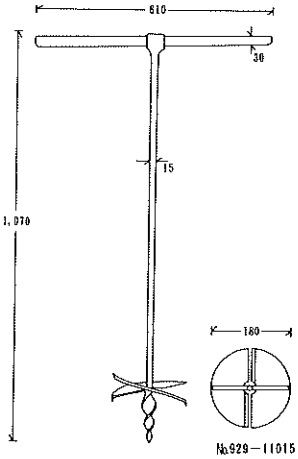

No.929－11015

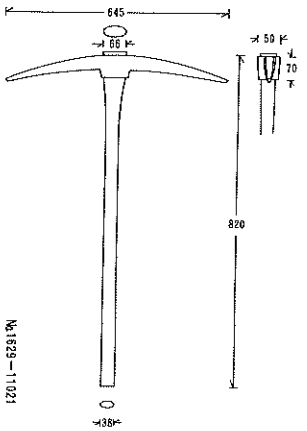

No.1629－11021

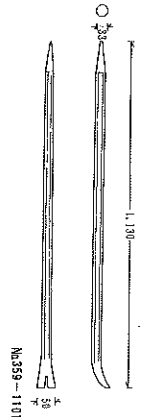

No.359－11016

第19図　漁場準備用具 1

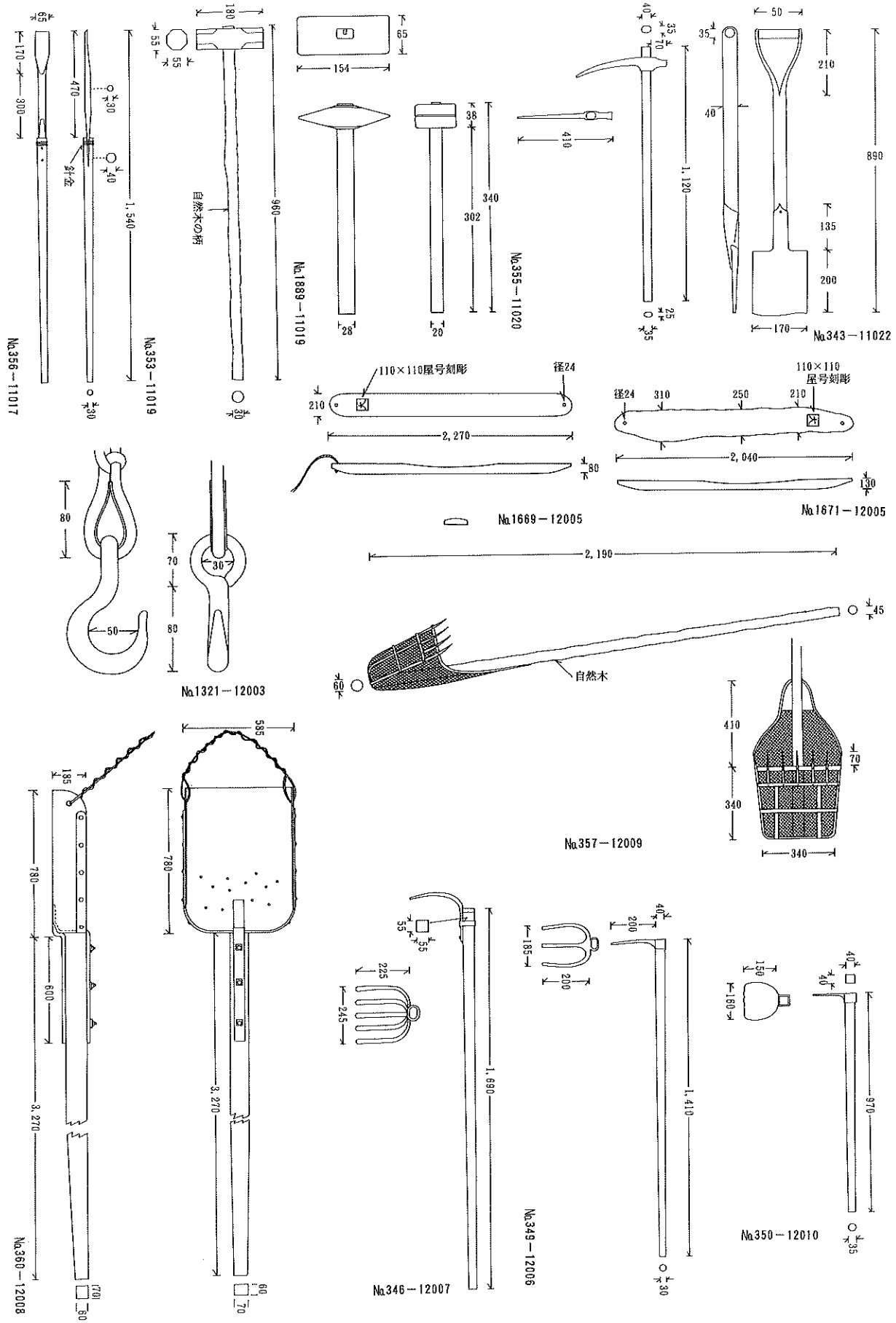

第20図　漁場準備用具 2

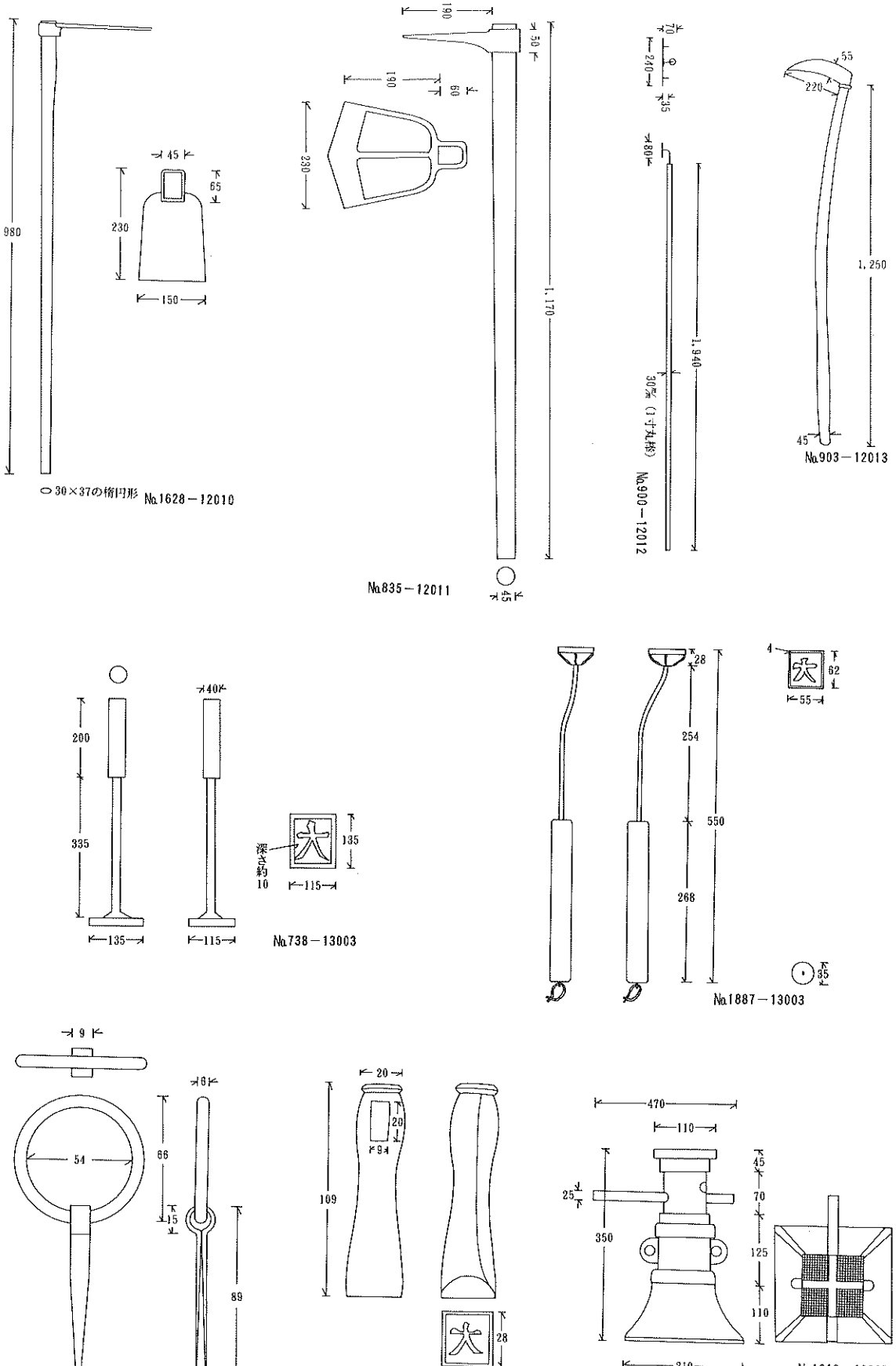

第21図　漁場準備用具３

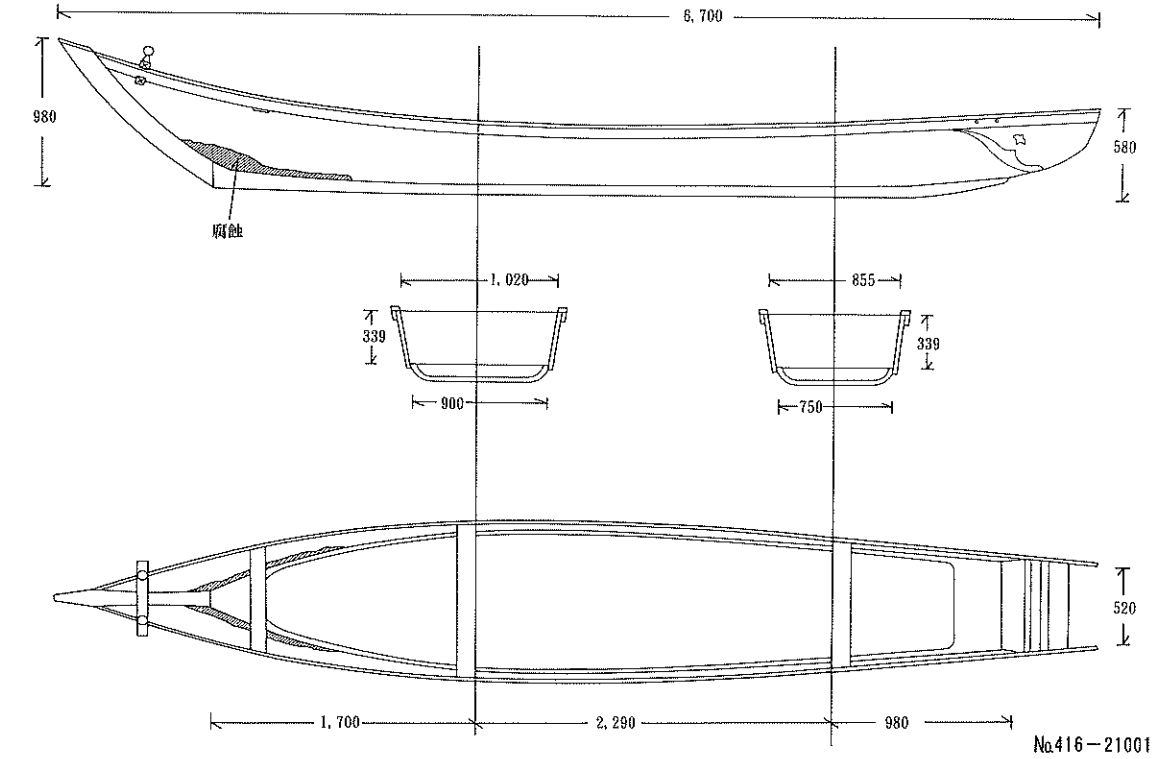
6,700
980
580
腐蝕
1,020
855
339
339
900
750
520
1,700
2,290
980
No.416－21001

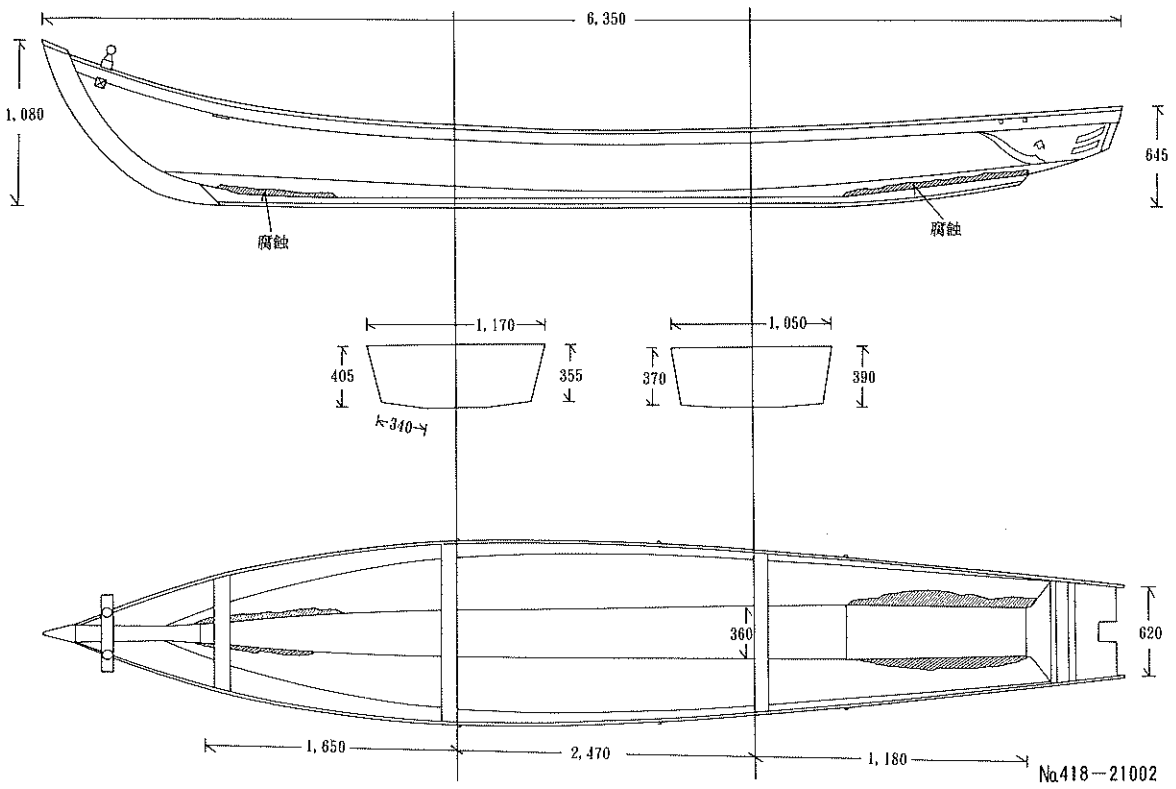
6,350
1,080
645
腐蝕
腐蝕
1,170
1,050
405
355
370
390
360
620
1,650
2,470
1,180
No.418－21002

第22図　漁　撈　具　1

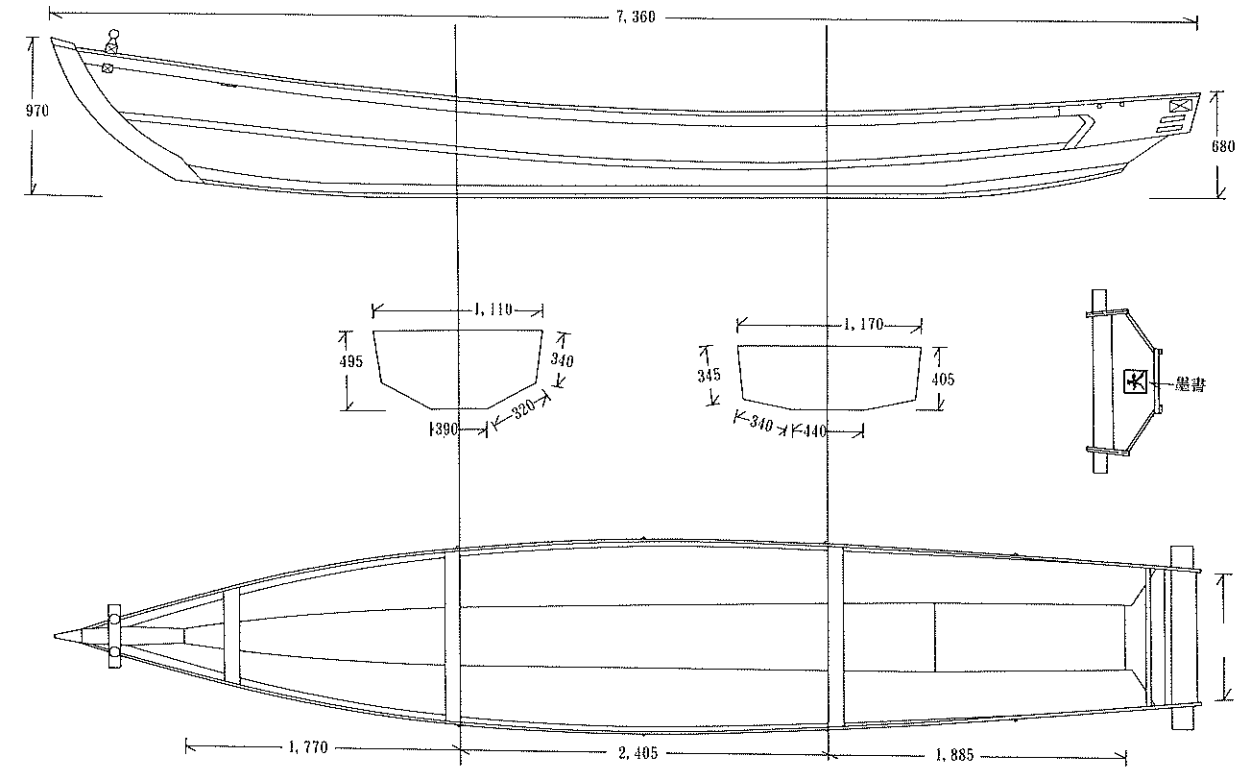

No.419－21002

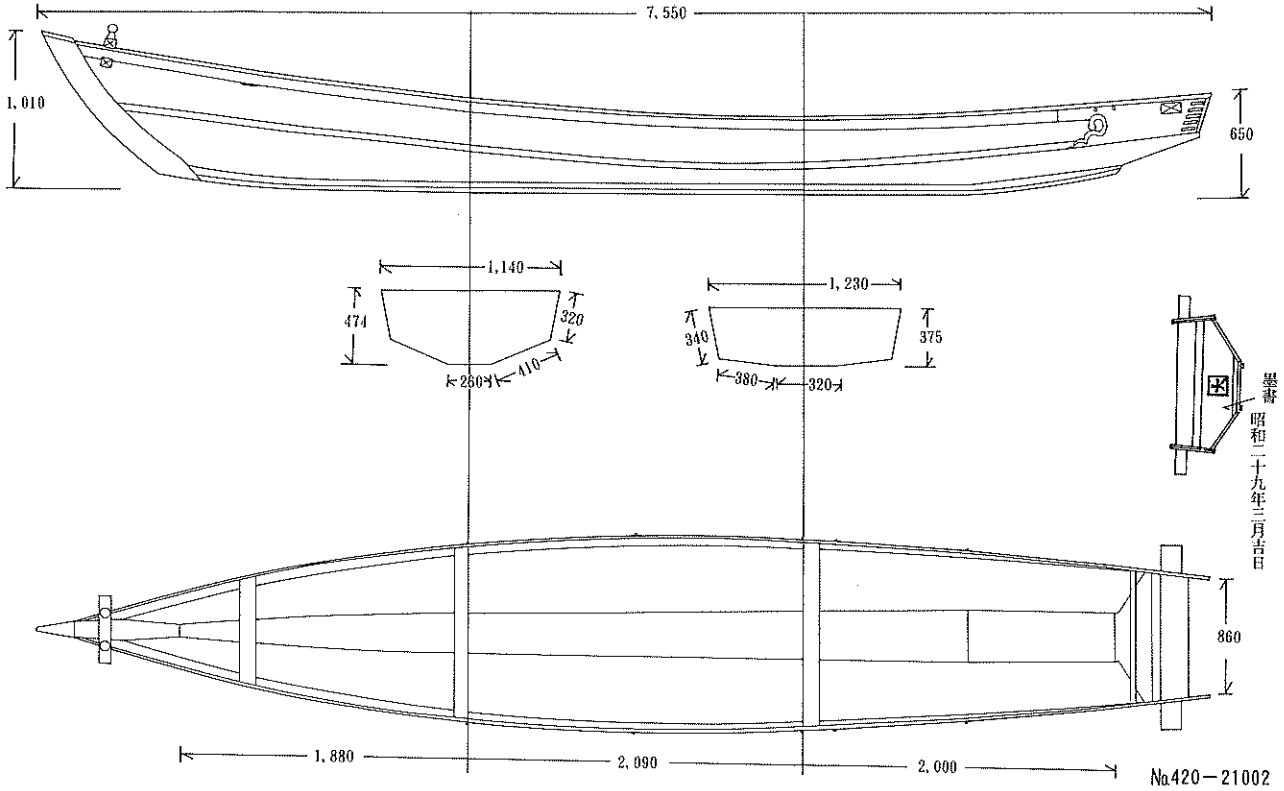

No.420－21002

第23図　漁　撈　具　2

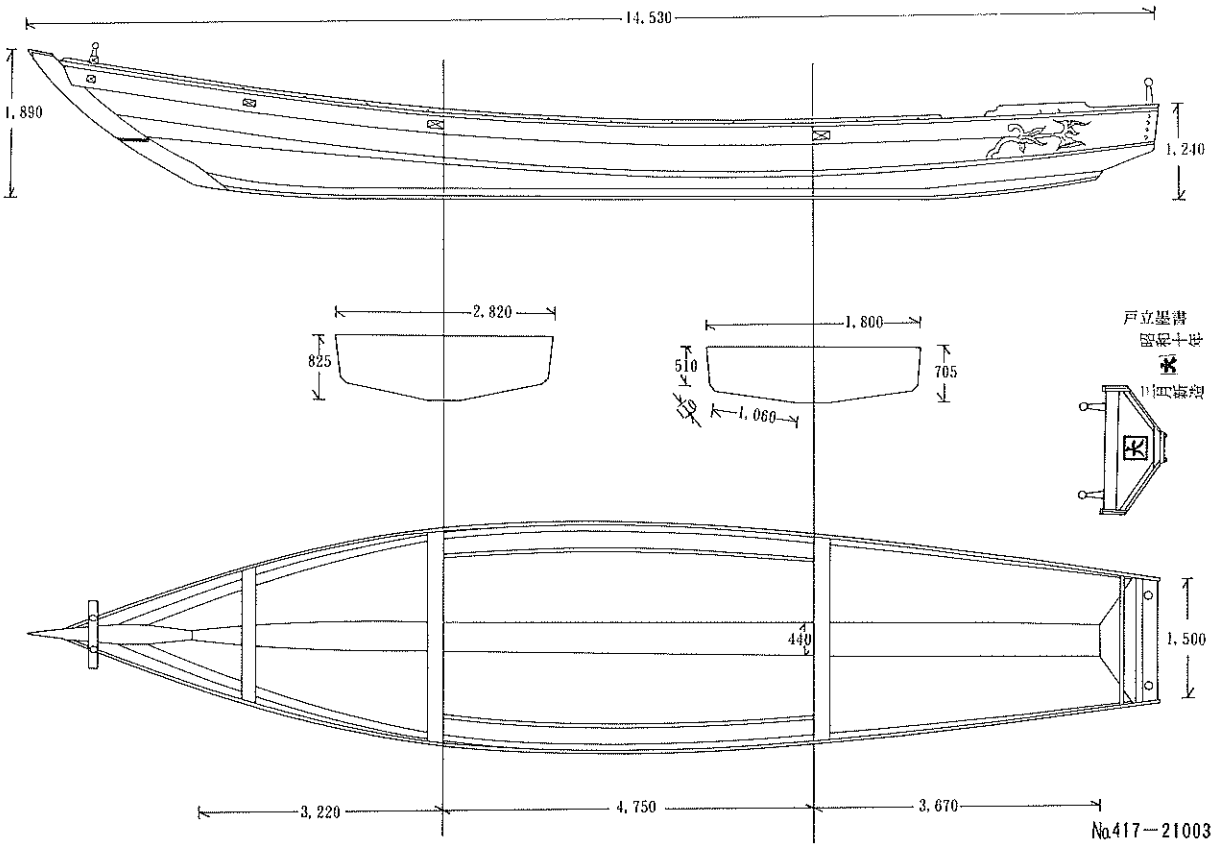
14,530
1,890
1,240
2,820
825
1,800
510
705
1,060
戸立墨書
1,500
440
3,220
4,750
3,670
No.417－21003

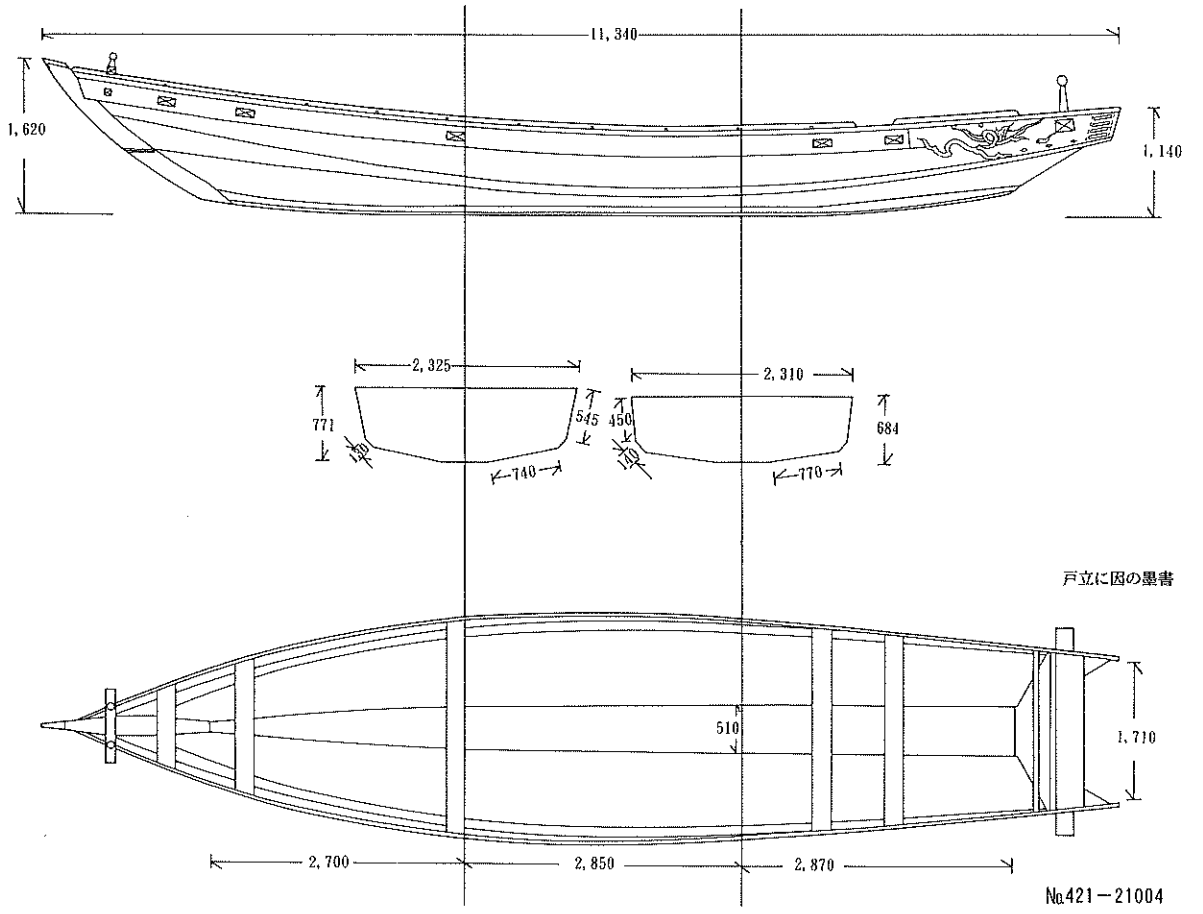
11,340
1,620
1,140
2,325
771
545
740
2,310
450
684
770
戸立に因の墨書
510
1,710
2,700
2,850
2,870
No.421－21004

第24図　漁　撈　具　3

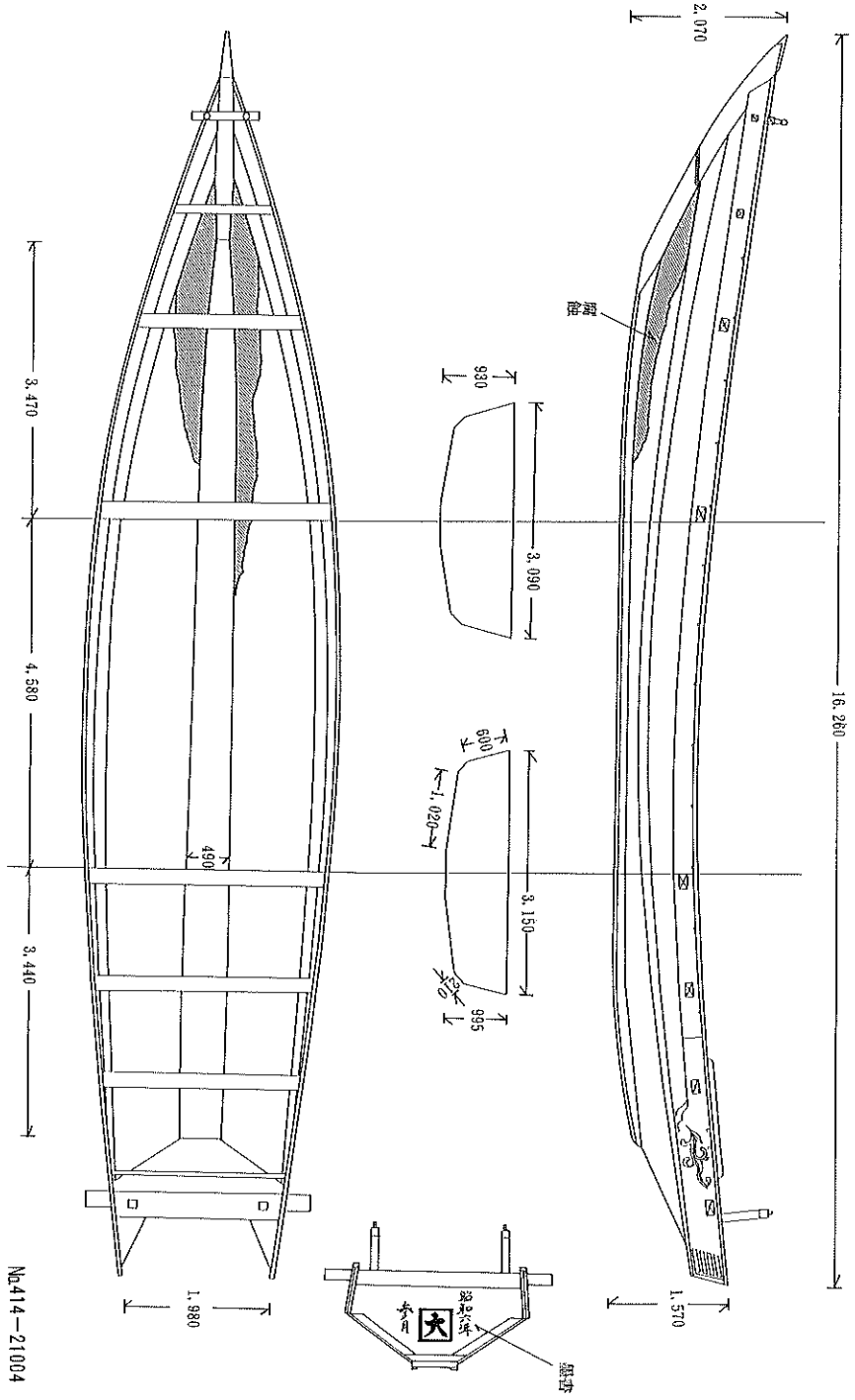
2,070
16,260
3,470
4,580
3,440
930
3,090
600
1,020
3,150
995
490
1,980
1,570
No.414−21004

第25図　漁　撈　具　4

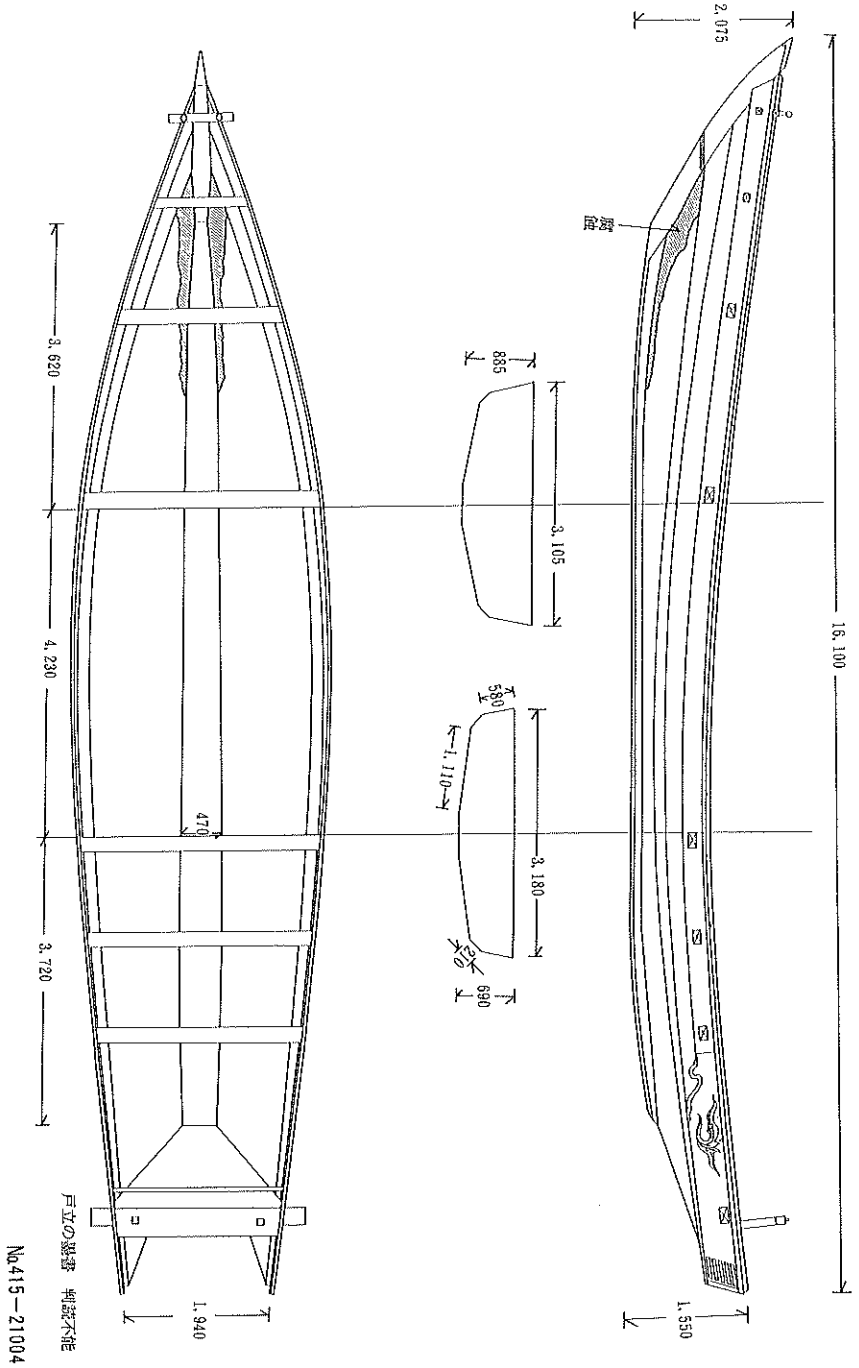
2,075
16,100
1,550
3,620
4,230
3,720
1,940
470
885
3,105
580
1,110
3,180
690
戸立の墨書　判読不能
No.415－21004

第26図　漁　撈　具　5

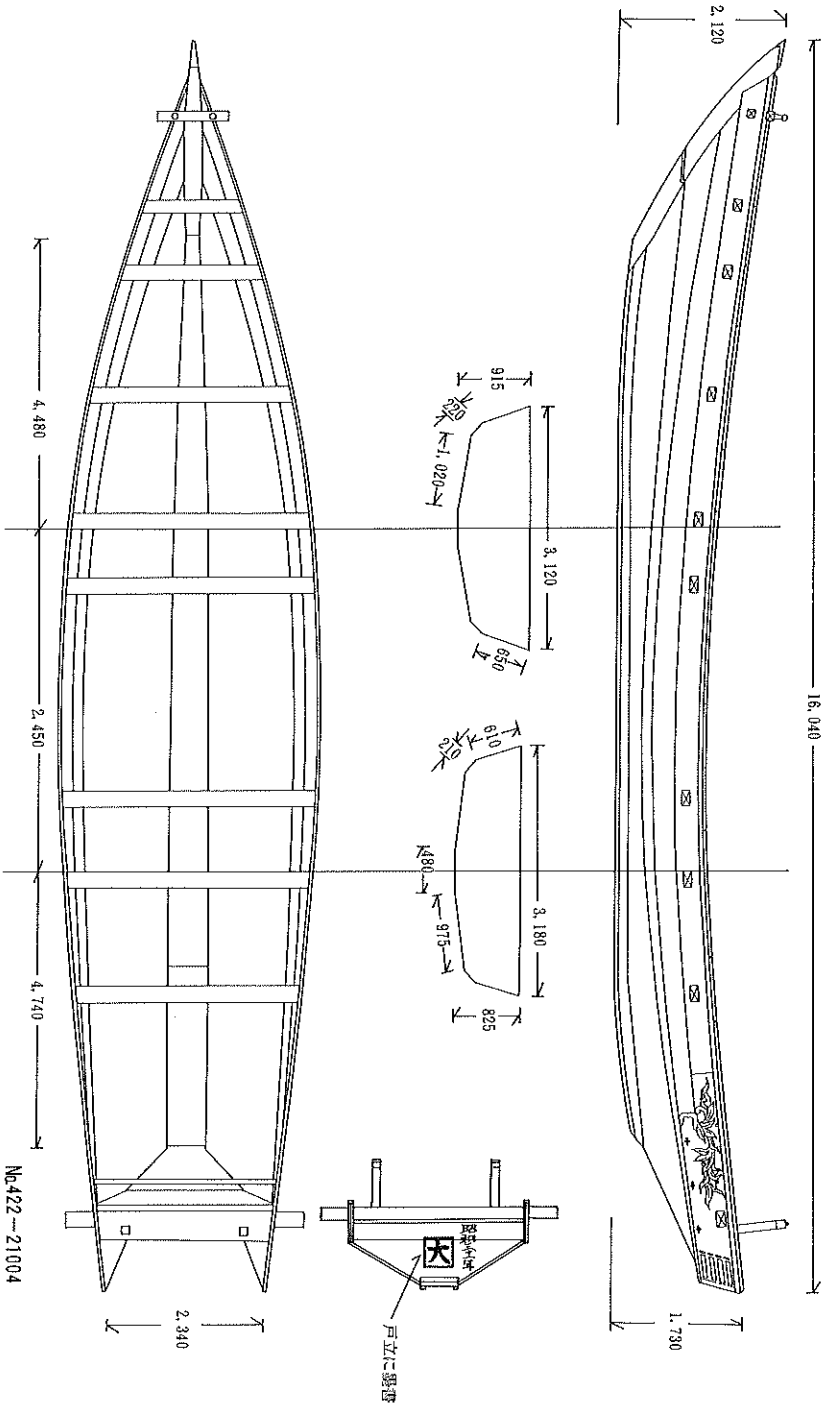
2.120
16.040
1.730
4.480
2.450
4.740
2.340
915
220
1.020
3.120
650
610
210
480
975
3.180
825
大
戸立に墨書
No.422－21004

第27図 漁 撈 具 6

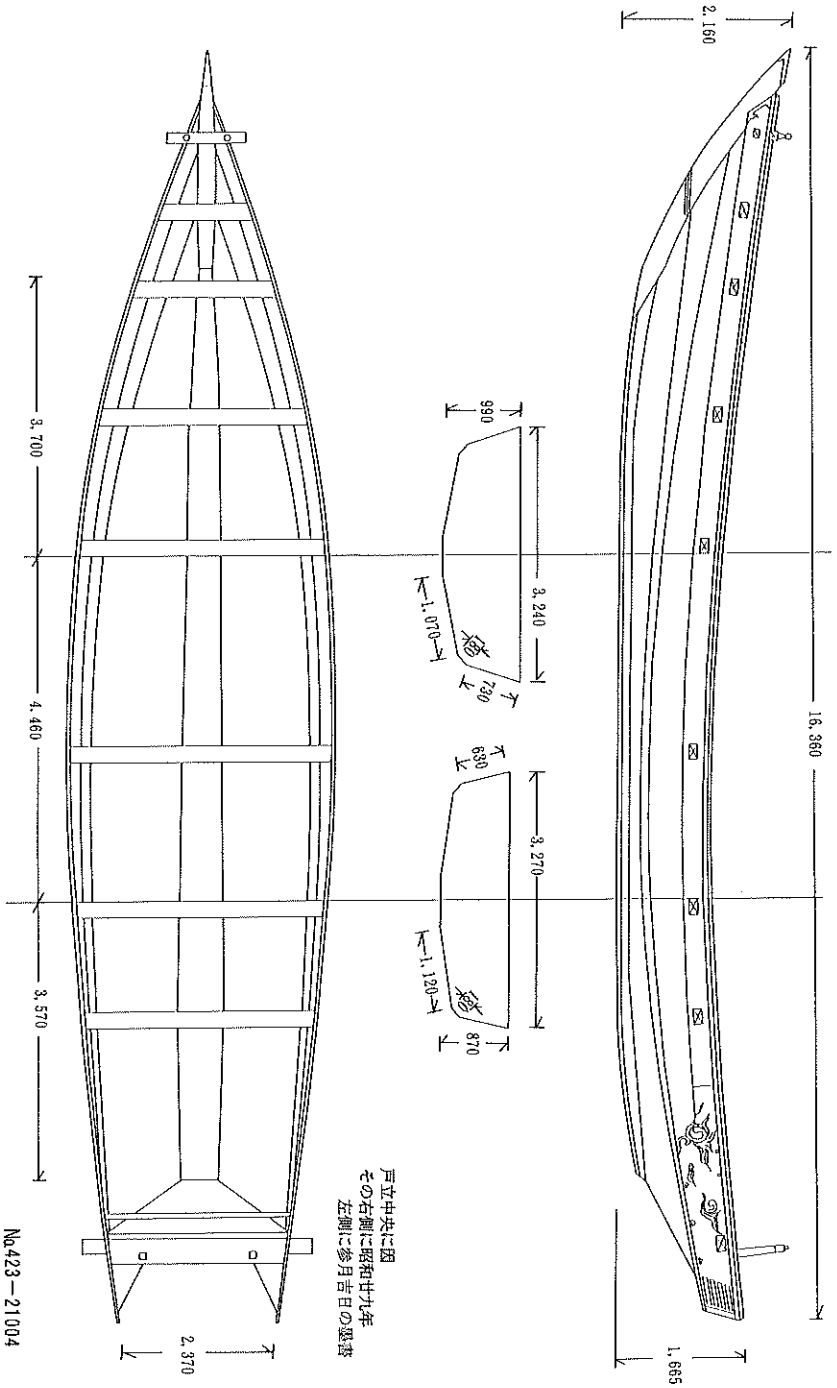
2,160
16,360
1,665
990
3,240
1,070
730
690
3,270
1,120
870
3,700
4,460
3,570
2,370
No.423－21004
戸立中央に囲
その右側に昭和廿九年
左側に参月吉日の墨書

第28図　漁　撈　具　7

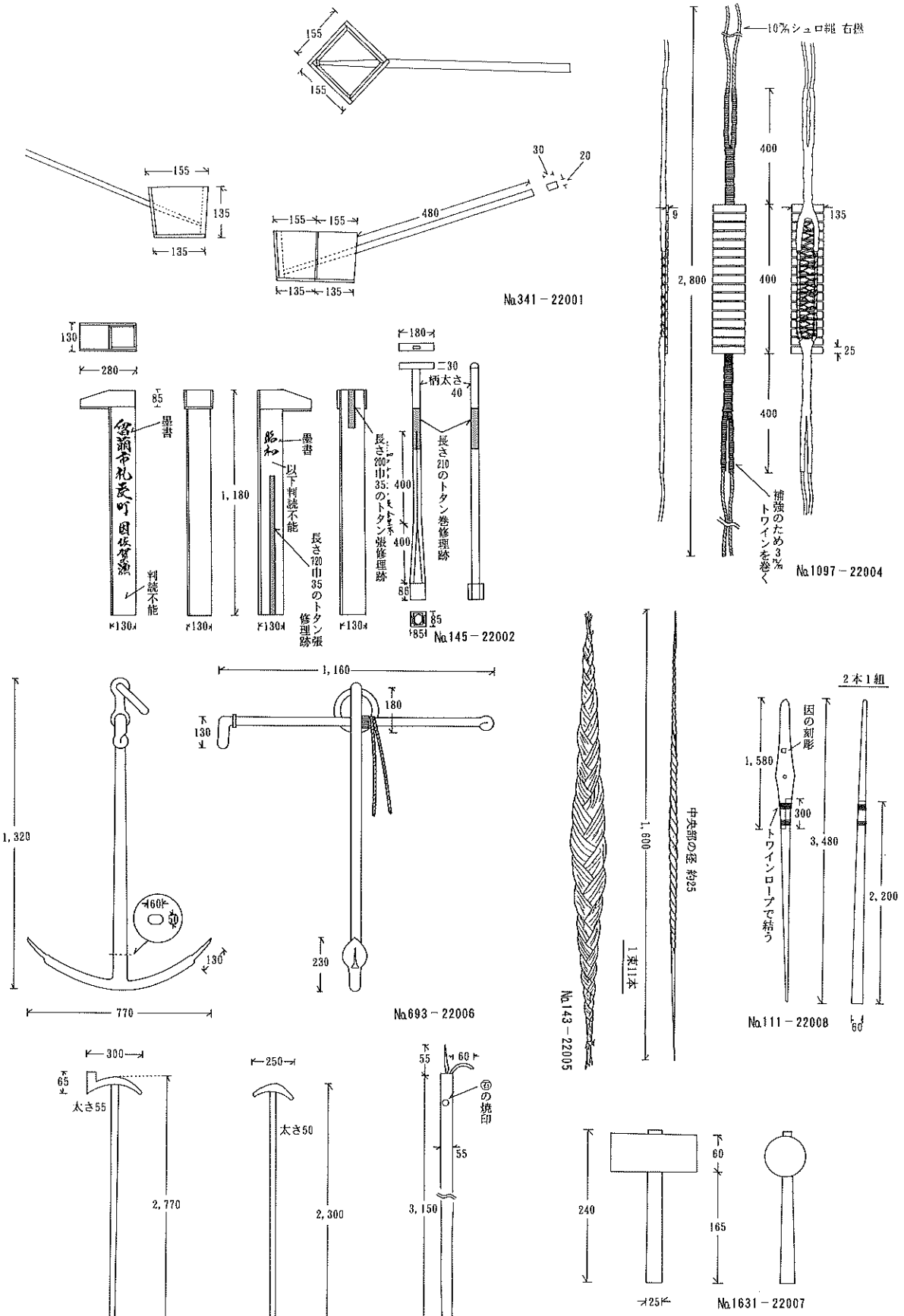
No.341－22001
No.1097－22004
No.145－22002
No.693－22006
No.143－22005
No.111－22008
No.108－22011
No.109－22011
No.430－22011
No.1631－22007

第29図　漁　撈　具　8

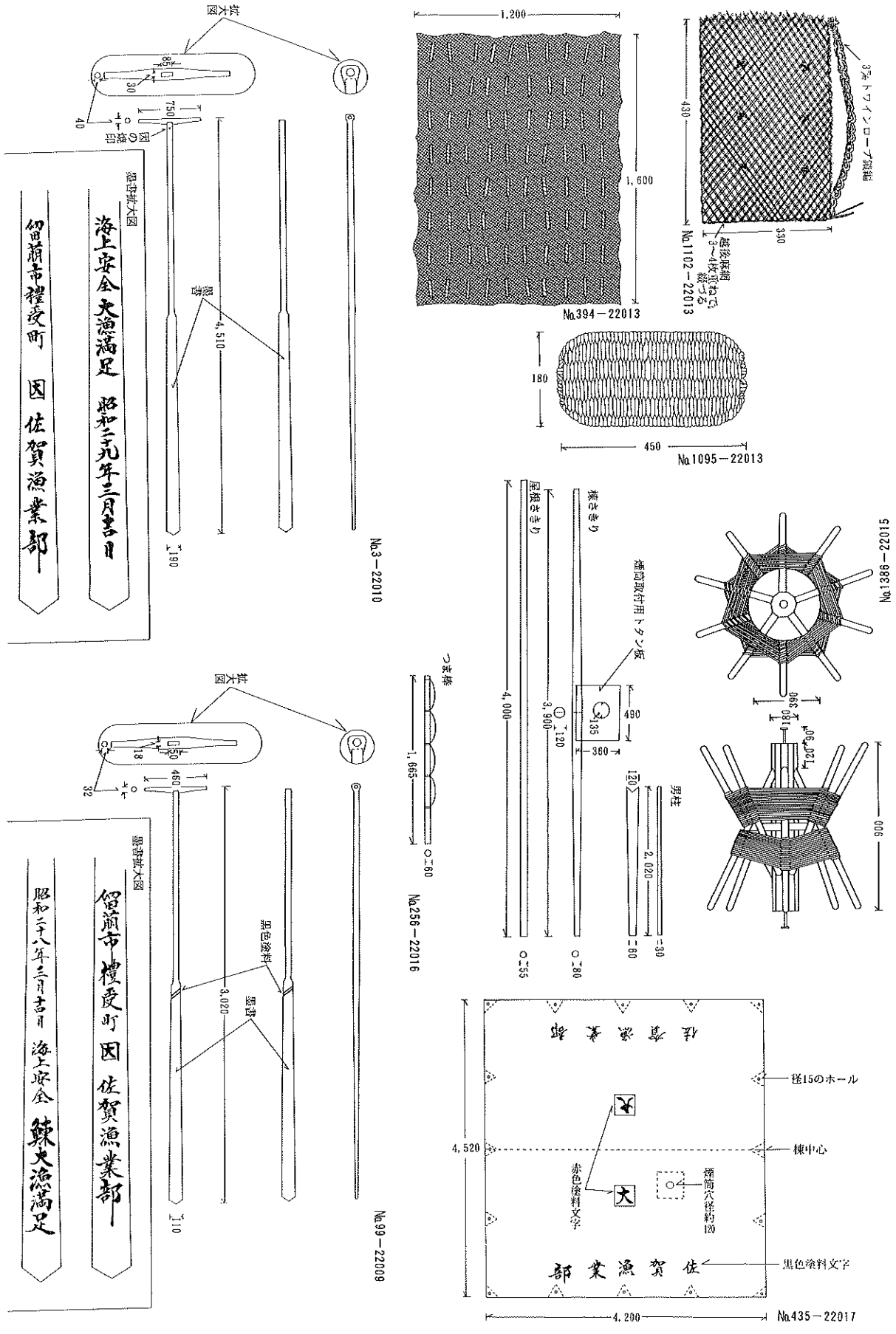

拡大図
墨書拡大図
海上安全 大漁満足 昭和二十九年三月吉日
留萌市禮受町 因 佐賀漁業部
墨書
4,510
No.3－22010
1,200
1,600
No.394－22013
3㎜トワインロープ頭編
430
330
No.1102－22013
180
450
No.1095－22013
屋根さきり
棟さきり
煙筒取付用トタン板
4,000
3,900
490
360
男柱
2,020
No.1386－22015
つま棒
1,665
No.256－22016
墨書拡大図
留萌市禮受町 因 佐賀漁業部
昭和二十八年三月吉日 海上安全 鰊大漁満足
黒色塗料
3,020
No.99－22009
佐賀漁業部
径15のホール
棟中心
赤色塗料文字
煙筒穴径約120
黒色塗料文字
4,520
4,200
No.435－22017

第30図 漁 撈 具 9

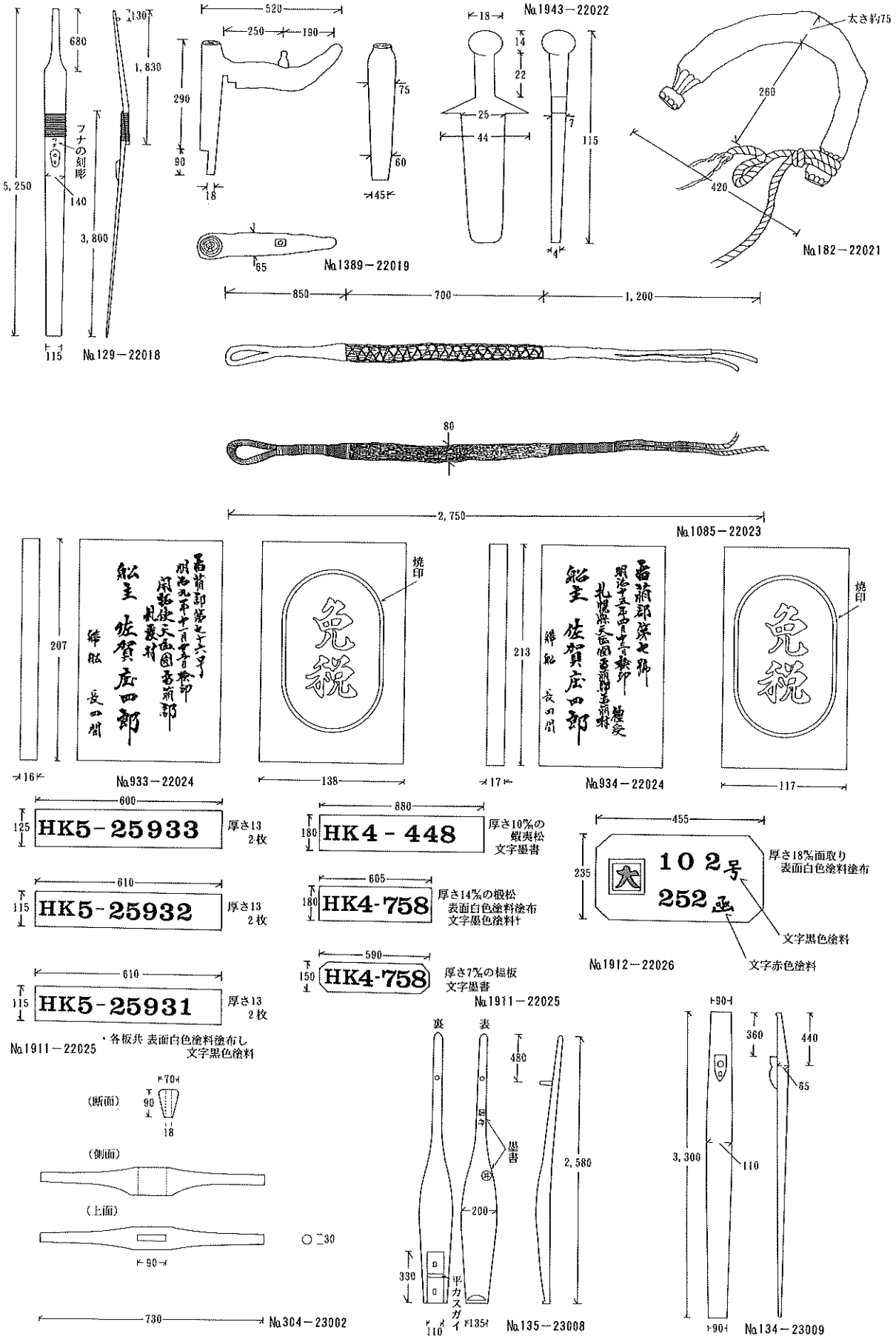
No.1943－22022
No.1389－22019
No.129－22018
No.182－22021
No.1085－22023
No.933－22024
No.934－22024
No.1911－22025
No.1912－22026
No.304－23002
No.135－23008
No.134－23009
フナの刻彫
太さ約75
焼印
免税
HK5-25933
HK5-25932
HK5-25931
HK4-448
HK4-758
HK4-758
厚さ13 2枚
厚さ10%の蝦夷松 文字墨書
厚さ14%の椴松 表面白色塗料塗布 文字墨色塗料
厚さ7%の楓板 文字墨書
厚さ18%面取り 表面白色塗料塗布
102号
252函
文字黒色塗料
文字赤色塗料
・各板共 表面白色塗料塗布し 文字黒色塗料
(断面)
(側面)
(上面)
裏
表
墨書
平カスガイ

第31図 漁 撈 具 10

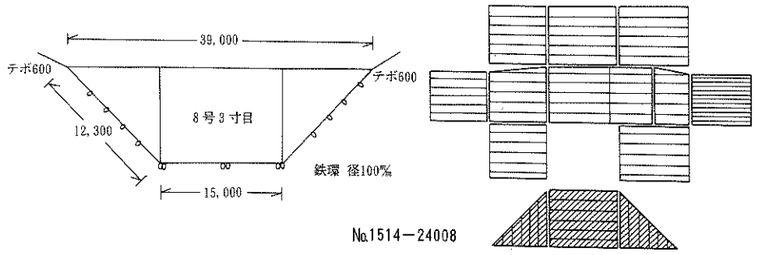

No.1514－24008

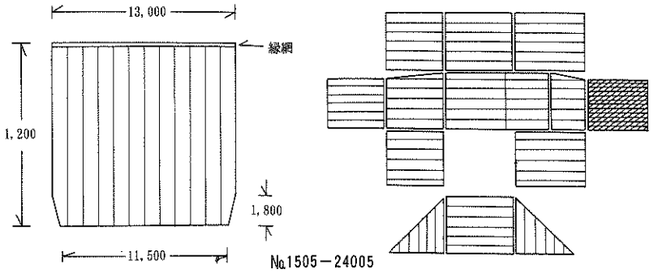

No.1505－24005

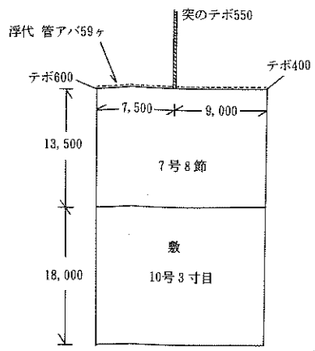

No.1520－24010

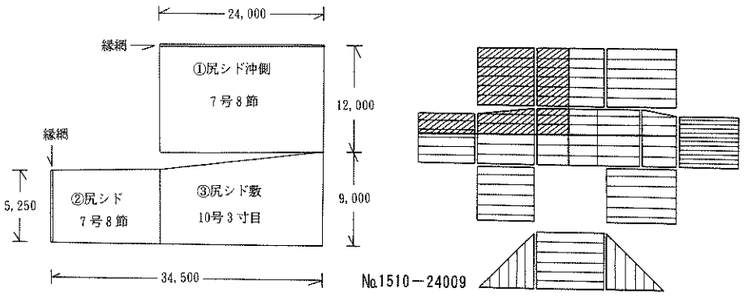

No.1510－24009

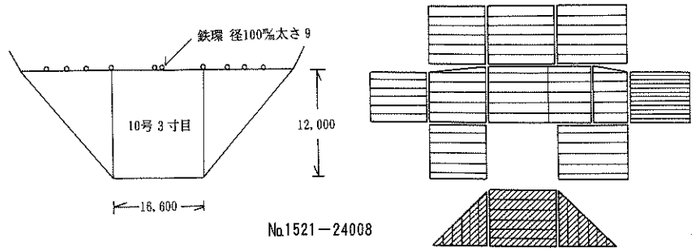

No.1521－24008

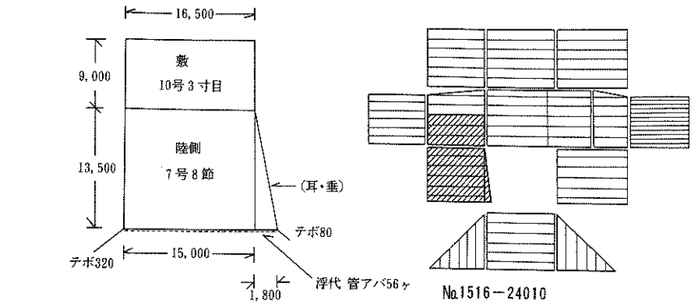

No.1516－24010

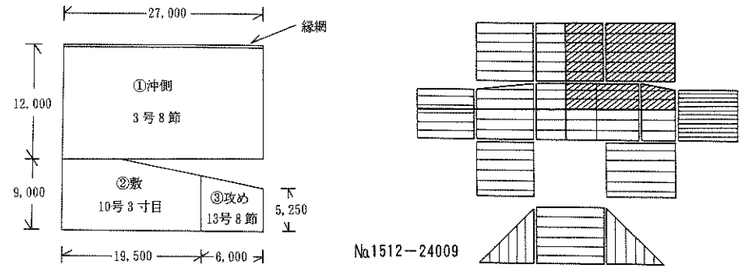

No.1512－24009

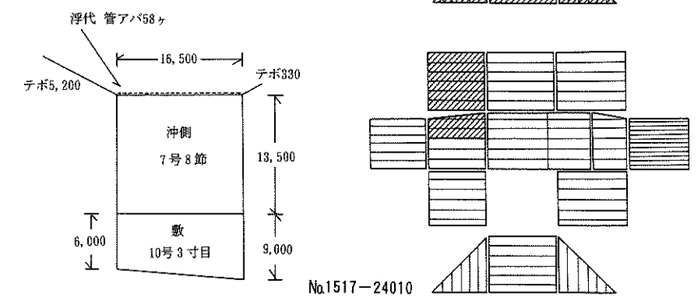

No.1517－24010

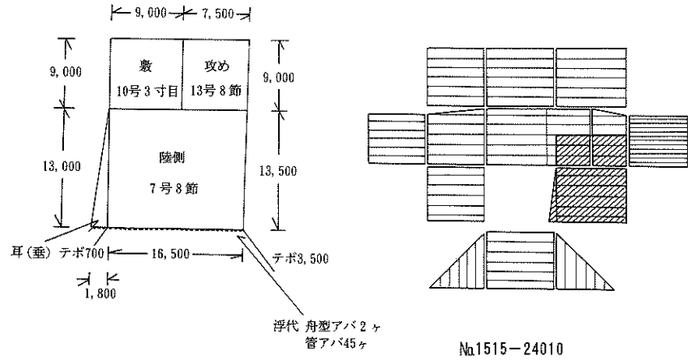

No.1515－24010

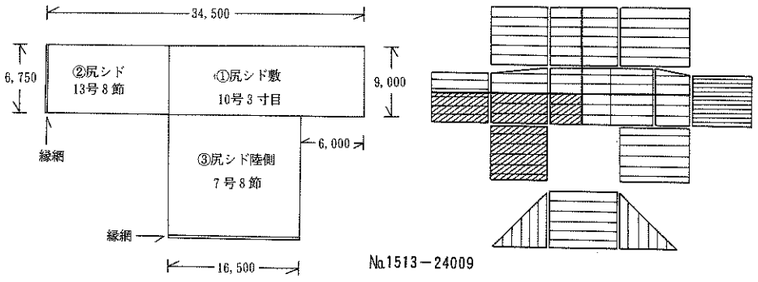

No.1513－24009

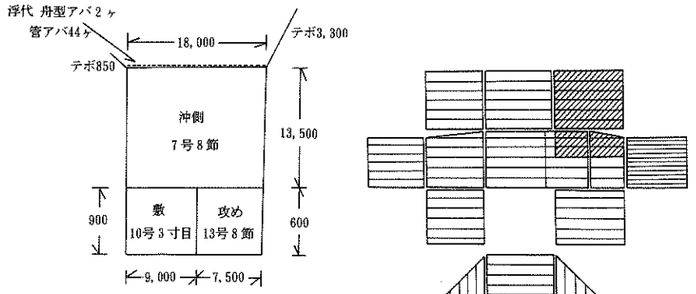

No.1518－24010

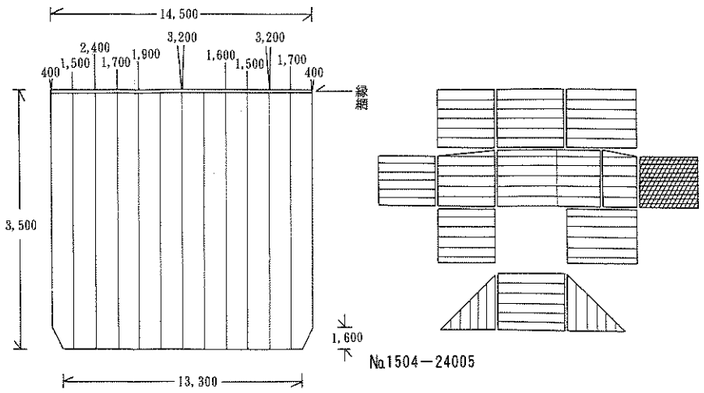

No.1504－24005

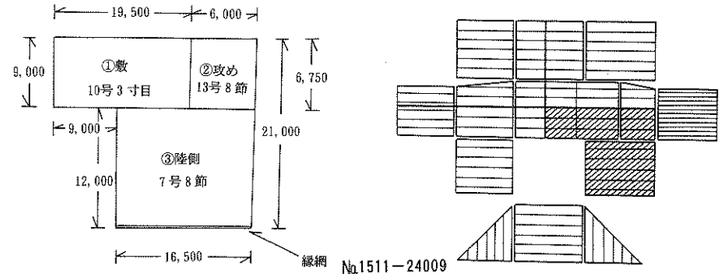

No.1511－24009

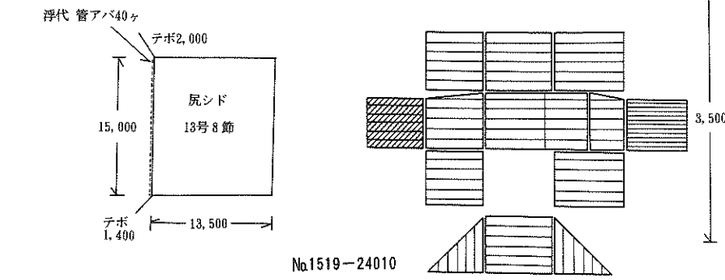

No.1519－24010

第32図 漁 撈 具 11

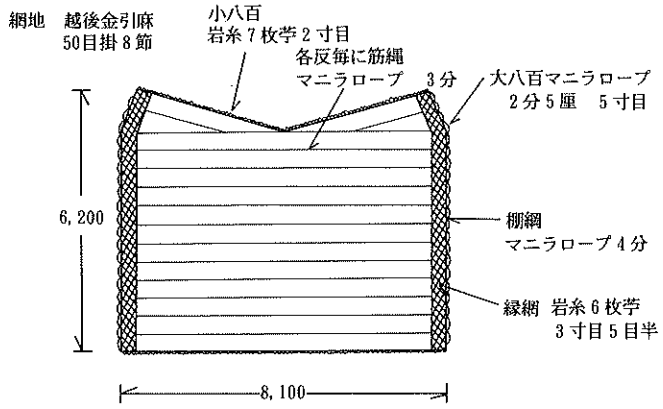

No.1522－24012

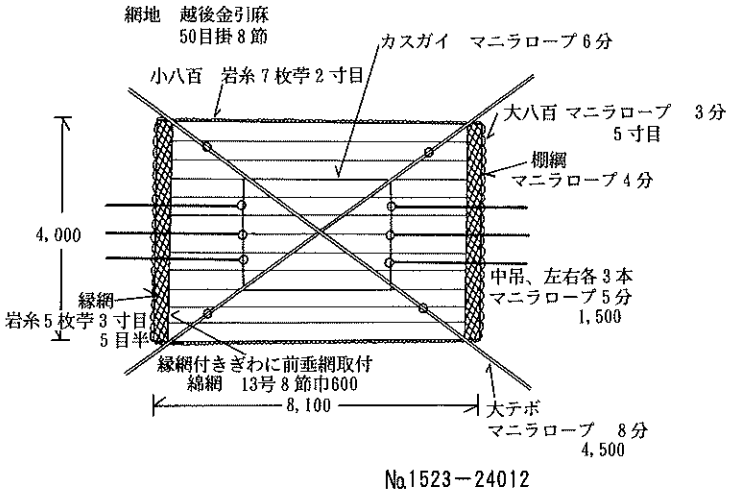

No.1523－24012

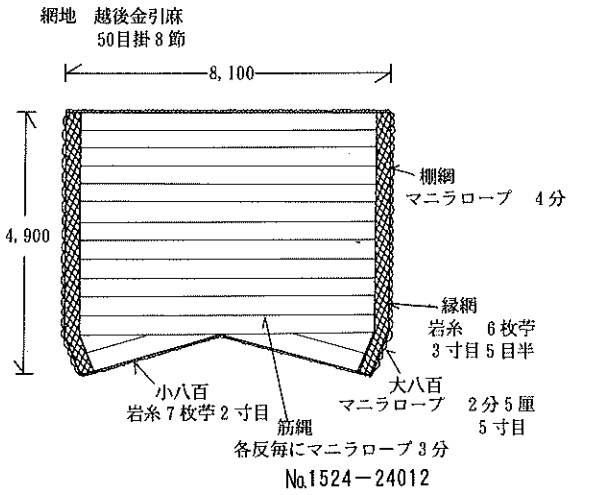

No.1524－24012

第33図　漁　撈　具　12

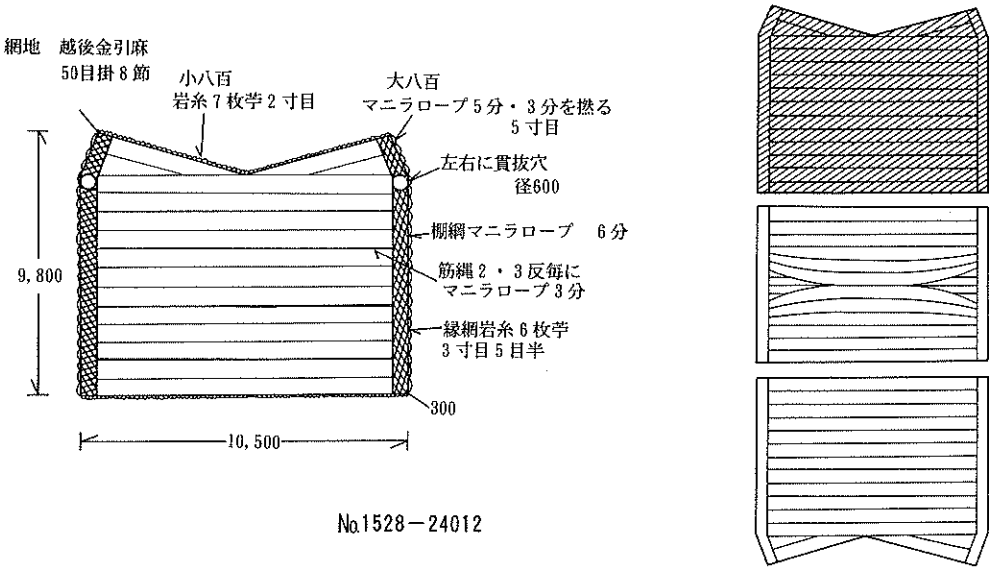

No.1528－24012

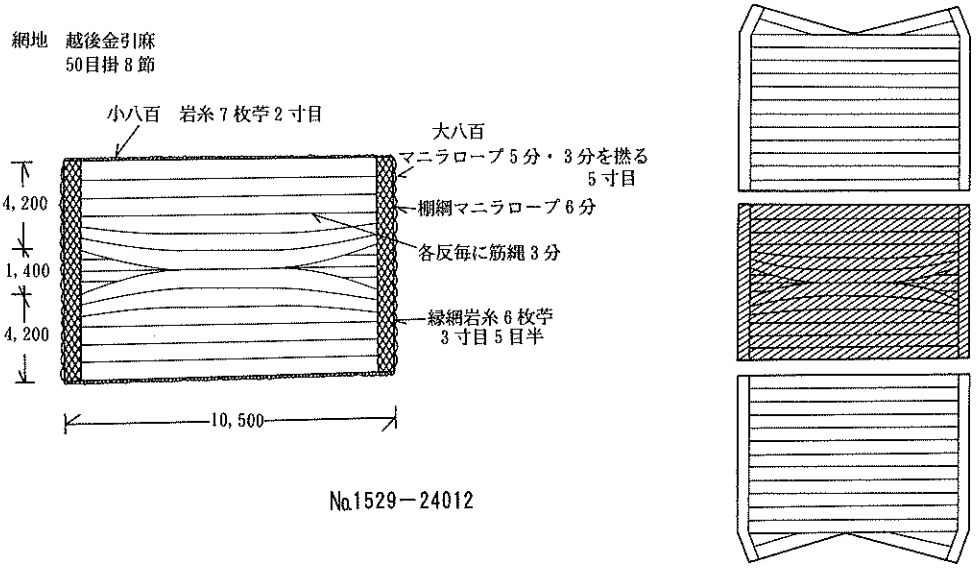

No.1529－24012

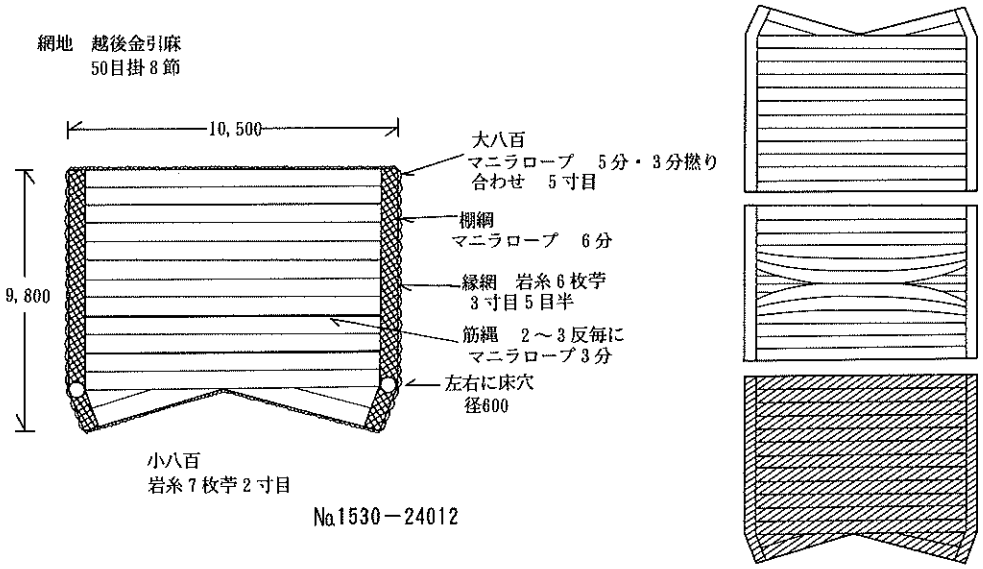

No.1530－24012

第34図　漁　撈　具　13

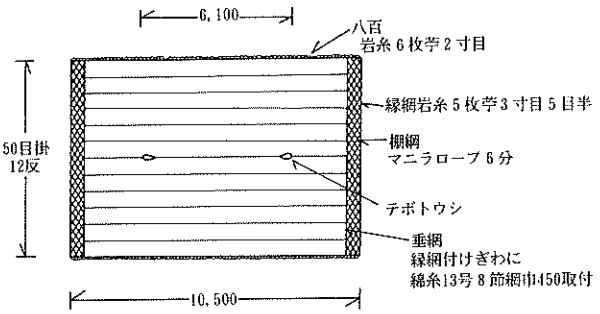

No.1540－24013

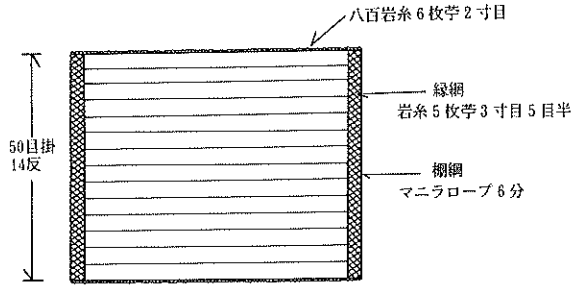

No.1541－24013

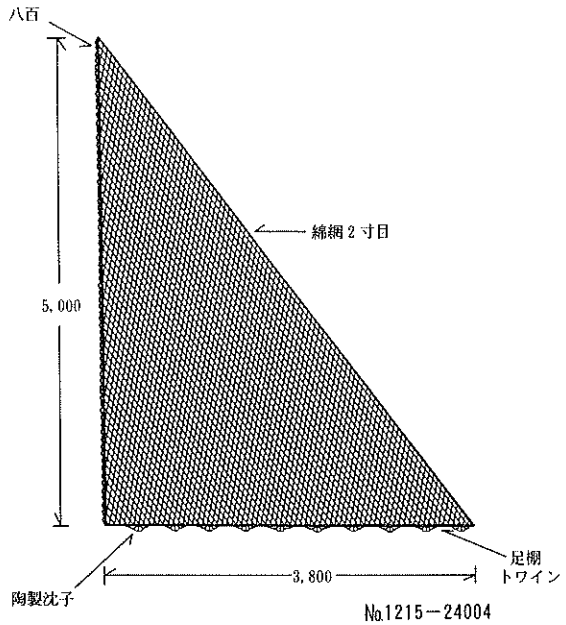

No.1215－24004

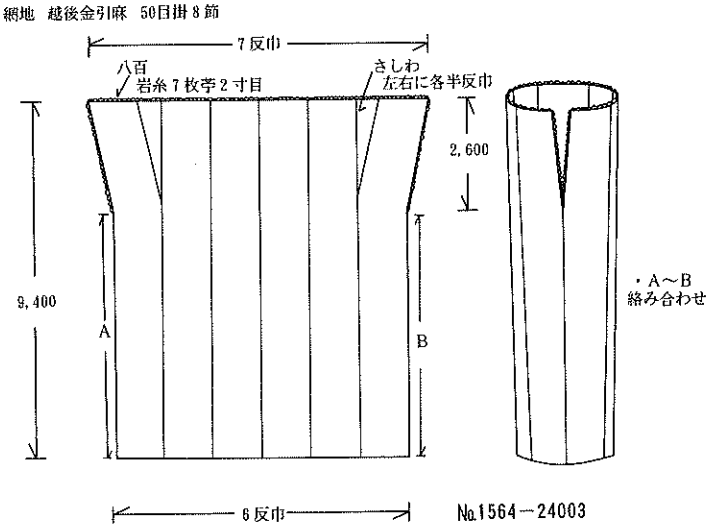

No.1564－24003

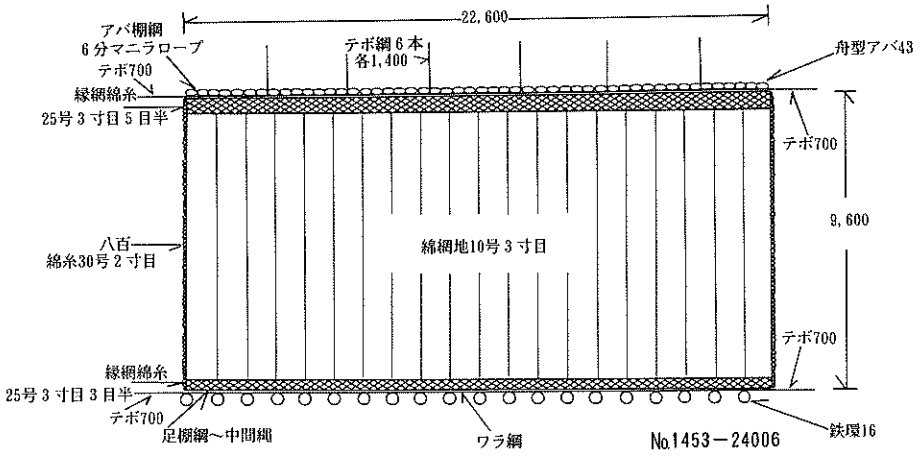

No.1453－24006

第35図　漁　撈　具　14

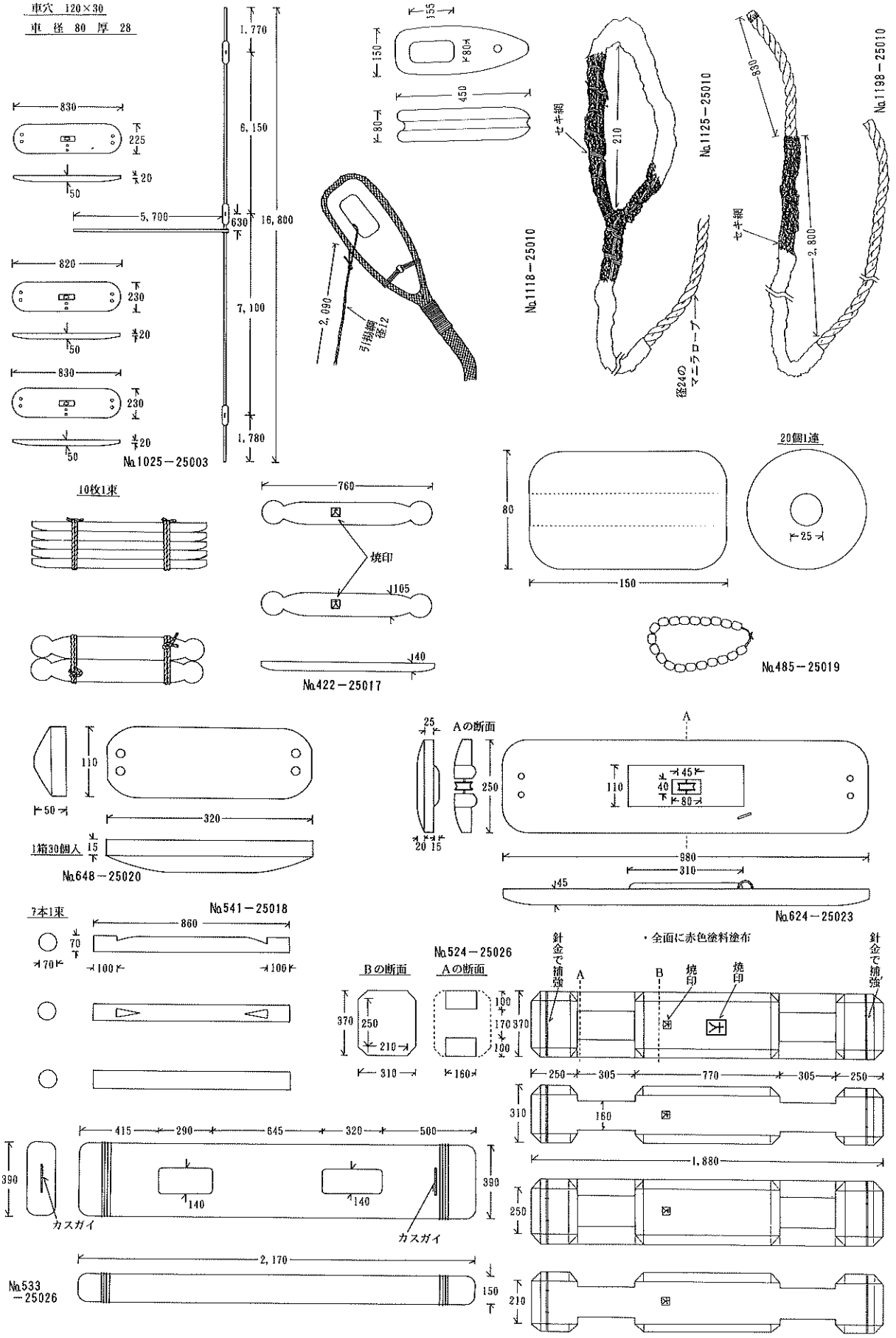
車穴 120×30
車 径 80 厚 28
No.1025－25003
No.1118－25010
No.1125－25010
No.1198－25010
引揚綱 径12
ヤキ綱
径24の マニラロープ
20個1連
No.485－25019
10枚1束
焼印
No.422－25017
1箱30個入
No.648－25020
No.541－25018
7本1束
Aの断面
Bの断面
No.524－25026
No.624－25023
・全面に赤色塗料塗布
針金で補強
カスガイ
No.533 －25026

第36図 漁 撈 具 15

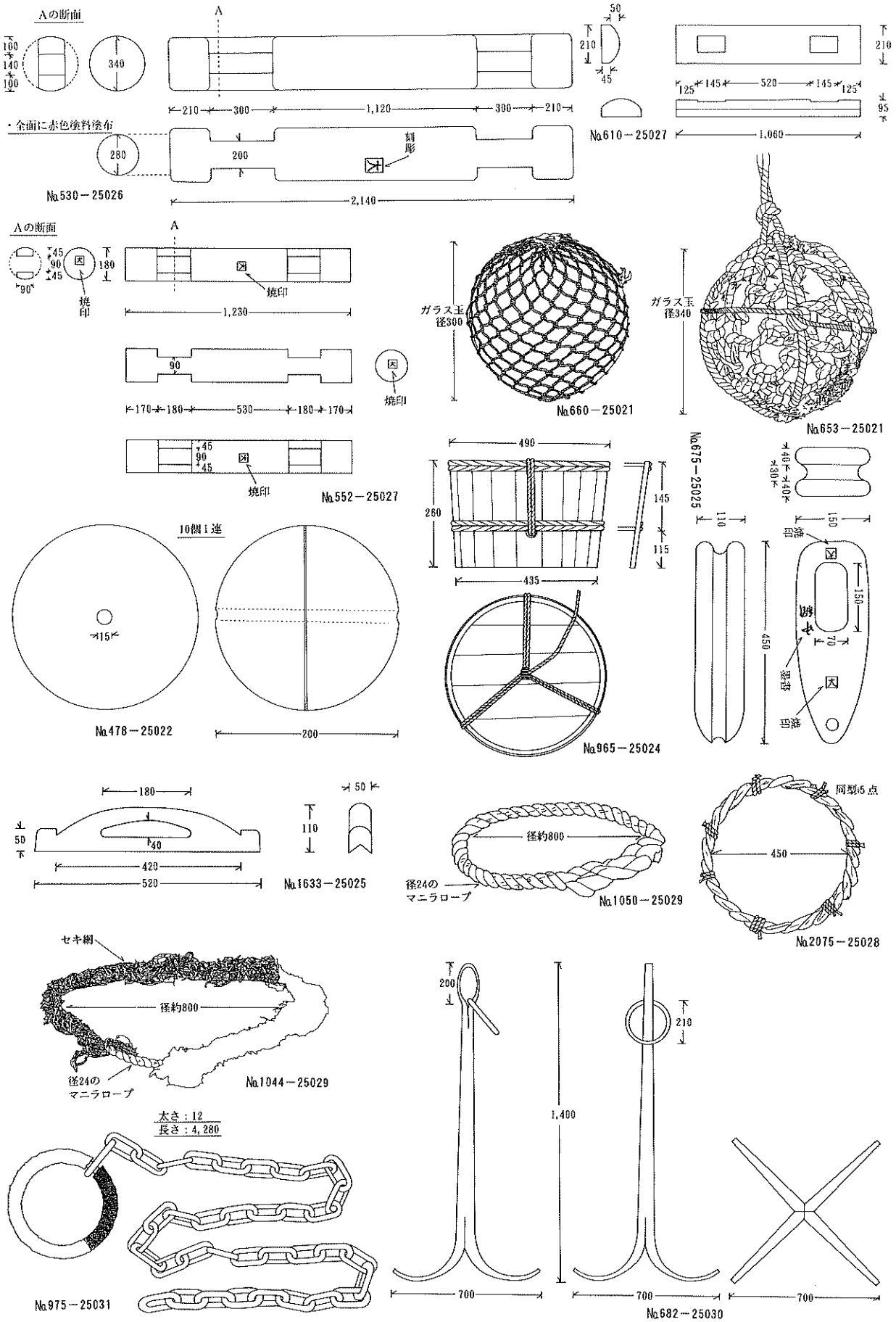
Aの断面
・全面に赤色塗料塗布
No.530－25026
No.610－25027
Aの断面
焼印
No.552－25027
ガラス玉 径300
No.660－25021
ガラス玉 径340
No.653－25021
No.675－25025
10個1連
No.478－25022
No.965－25024
No.1633－25025
径約800
径24の マニラロープ
No.1050－25029
同型5点
No.2075－25028
セキ網
径約800
径24の マニラロープ
No.1044－25029
太さ：12
長さ：4,280
No.975－25031
No.682－25030

第37図　漁　撈　具　16

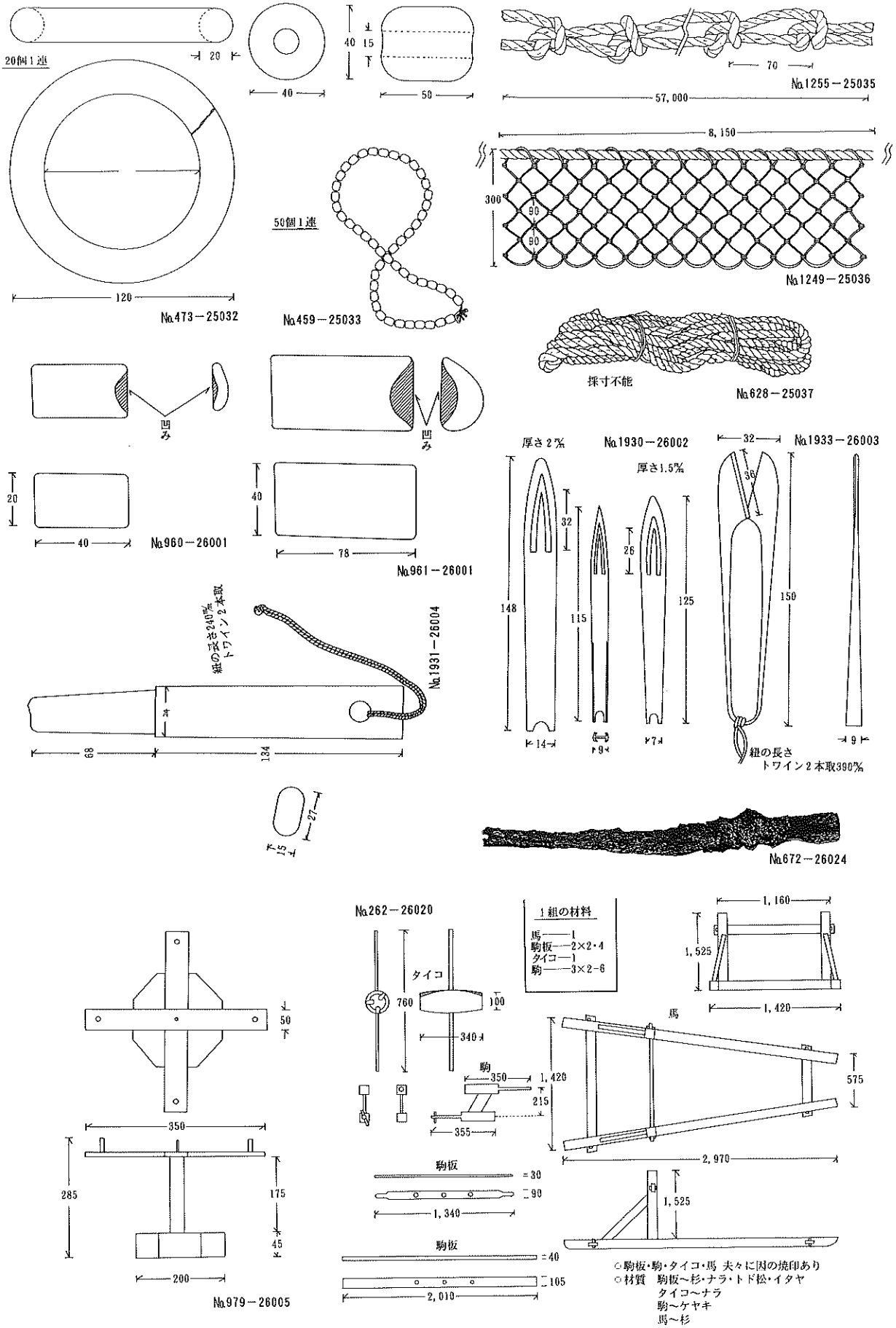
20個1連
No.473－25032
No.459－25033
50個1連
No.1255－25035
No.1249－25036
採寸不能
No.628－25037
No.960－26001
No.961－26001
No.1931－26004
No.1930－26002
No.1933－26003
厚さ2%
厚さ1.5%
紐の長さ
トワイン2本取390%
No.672－26024
No.262－26020
1組の材料
馬――1
駒板――2×2・4
タイコ――1
駒――3×2-6
No.979－26005
○駒板・駒・タイコ・馬 夫々に因の焼印あり
○材質 駒板～杉・ナラ・トド松・イタヤ
タイコ～ナラ
駒～ケヤキ
馬～杉

第38図 漁 撈 具 17

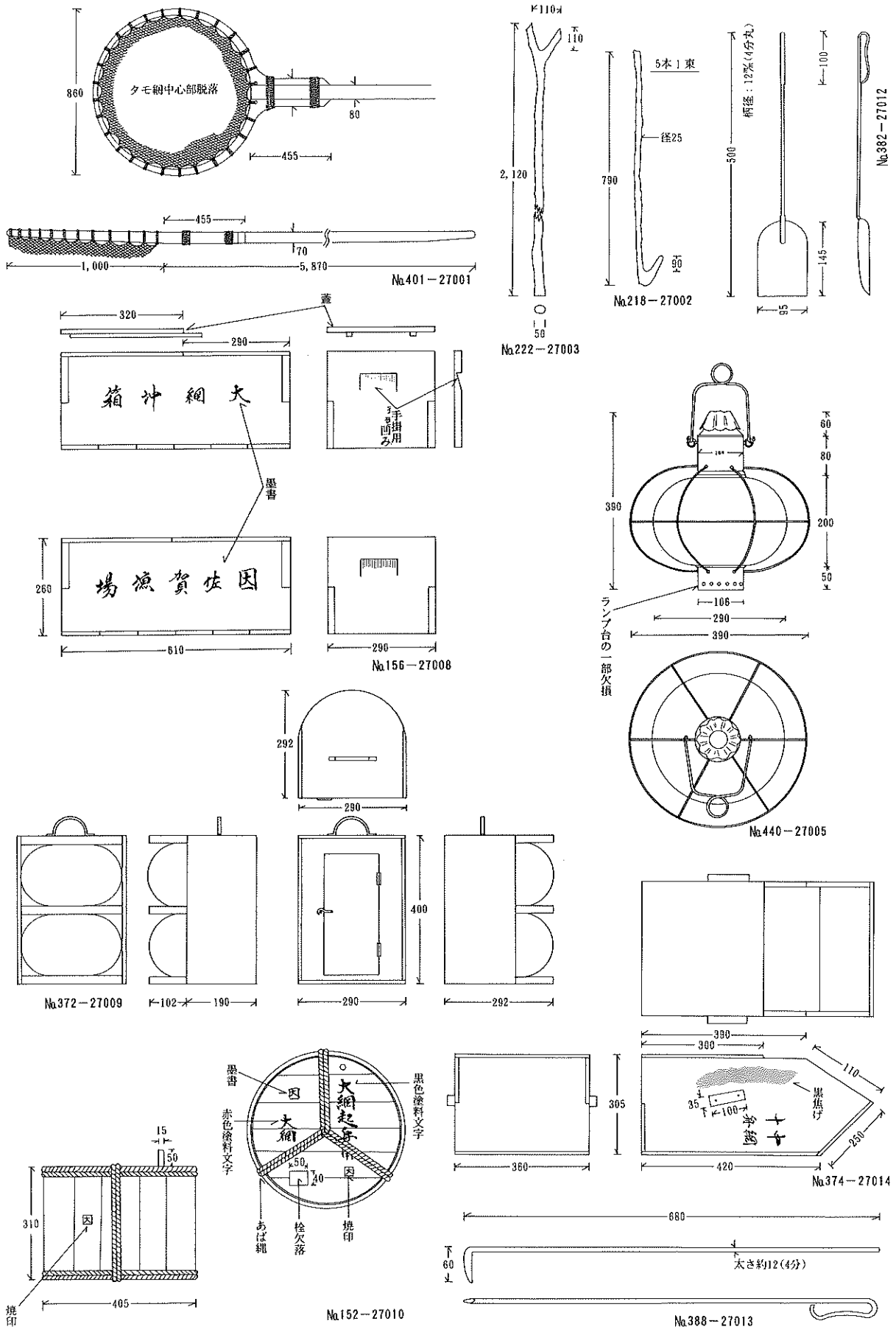
タモ網中心部脱落
No.401－27001
No.222－27003
5本1束
径25
No.218－27002
柄径：12%(4分丸)
No.382－27012
大網沖箱
因佐賀漁場
墨書
No.156－27008
ランプ台の一部欠損
No.440－27005
No.372－27009
墨書
赤色塗料文字
黒色塗料文字
あば縄
栓欠落
焼印
No.152－27010
黒焦げ
No.374－27014
太さ約12(4分)
No.388－27013

第39図 漁 撈 具 18

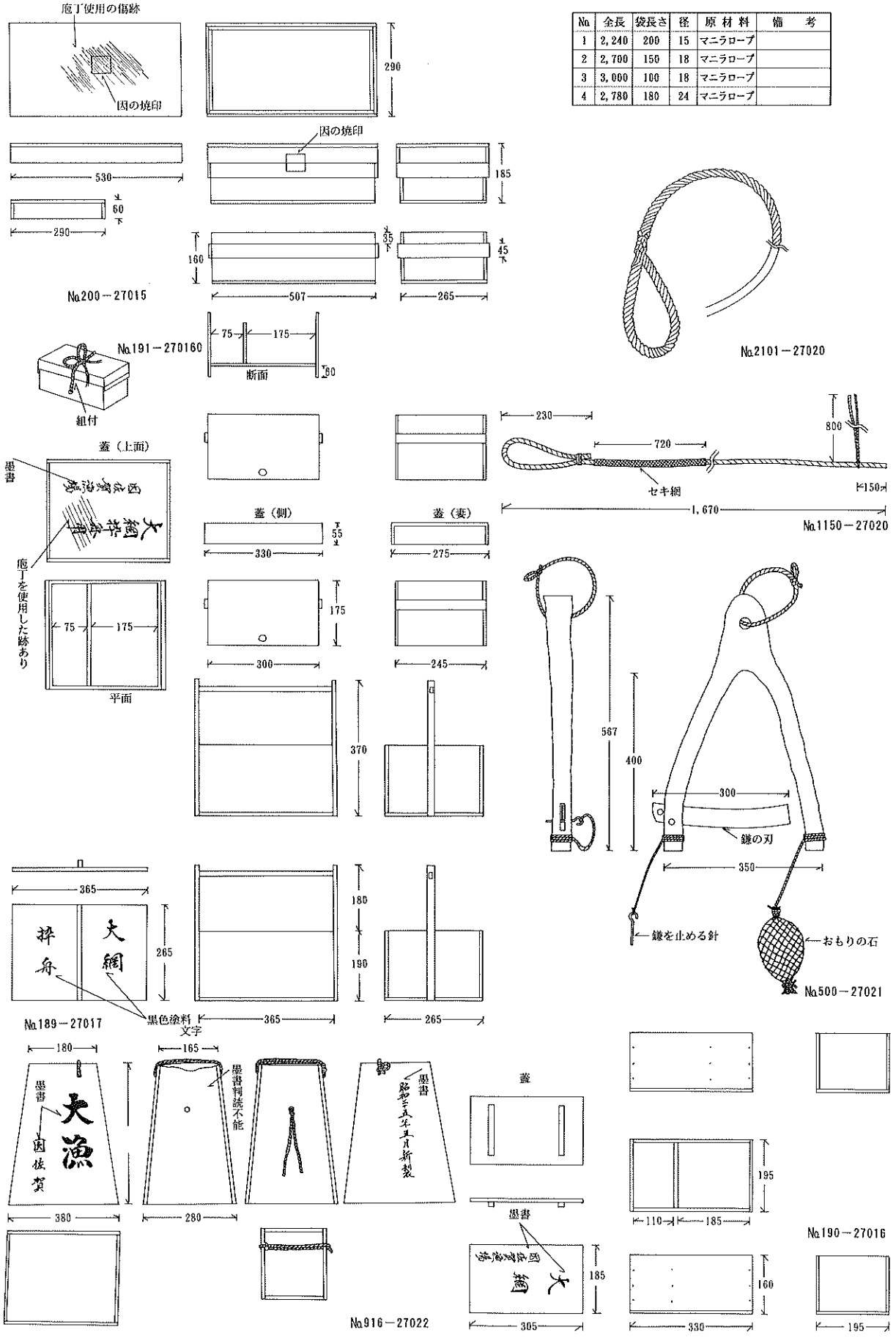

No.	全長	袋長さ	径	原材料	備考
1	2,240	200	15	マニラロープ	
2	2,700	150	18	マニラロープ	
3	3,000	100	18	マニラロープ	
4	2,780	180	24	マニラロープ	

第40図　漁　撈　具　19

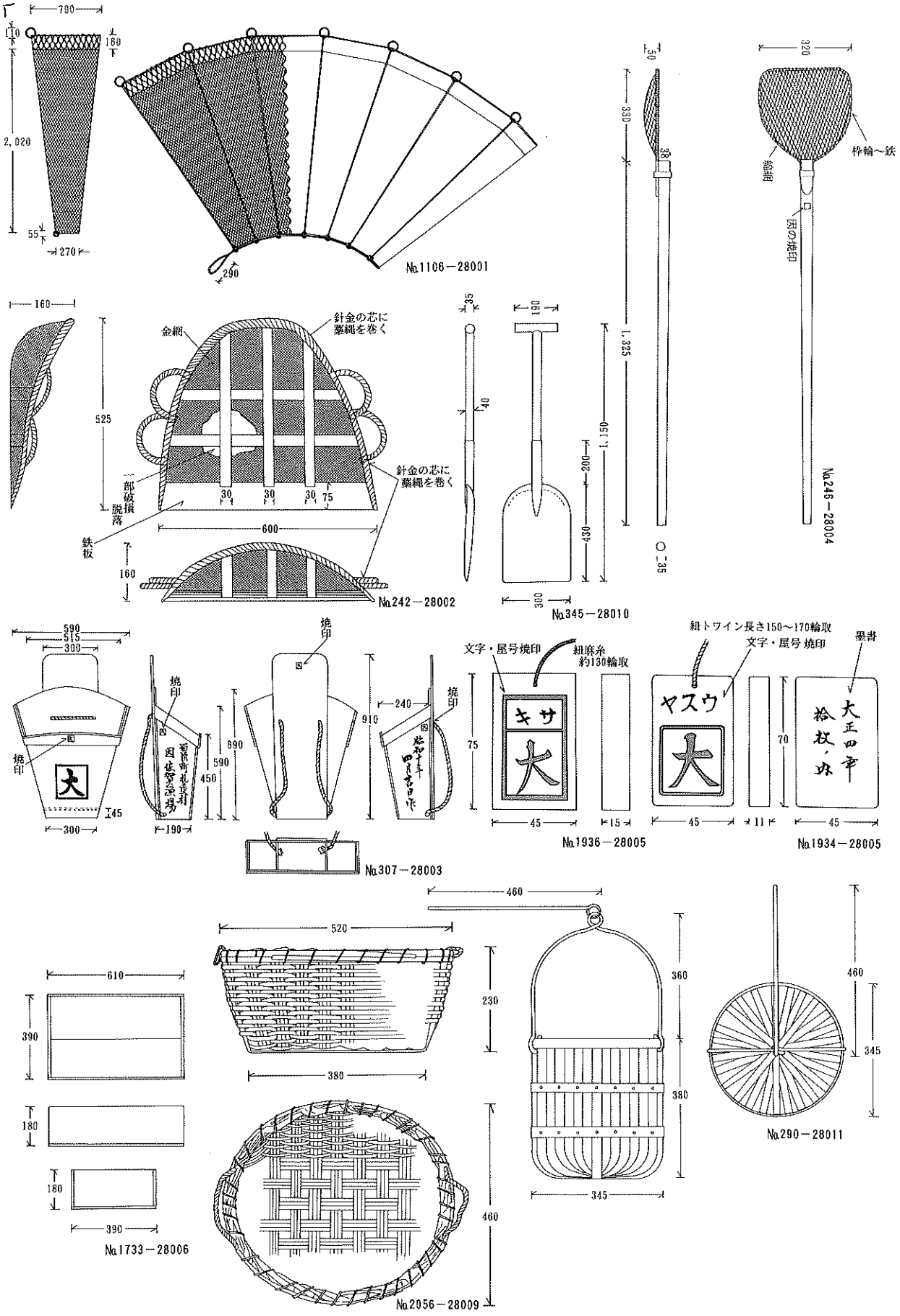
No.1106－28001
No.242－28002
No.345－28010
No.246－28004
No.307－28003
No.1936－28005
No.1934－28005
No.1733－28006
No.2056－28009
No.290－28011
金網
針金の芯に藁縄を巻く
一部破損脱落
鉄板
枠輪～鉄
綿網
因の焼印
文字・屋号焼印
紐麻糸 約130輪取
紐トワイン長さ150～170輪取
墨書
キサ
ヤスウ
大正四年 拾枚、内

第41図 漁 撈 具 20

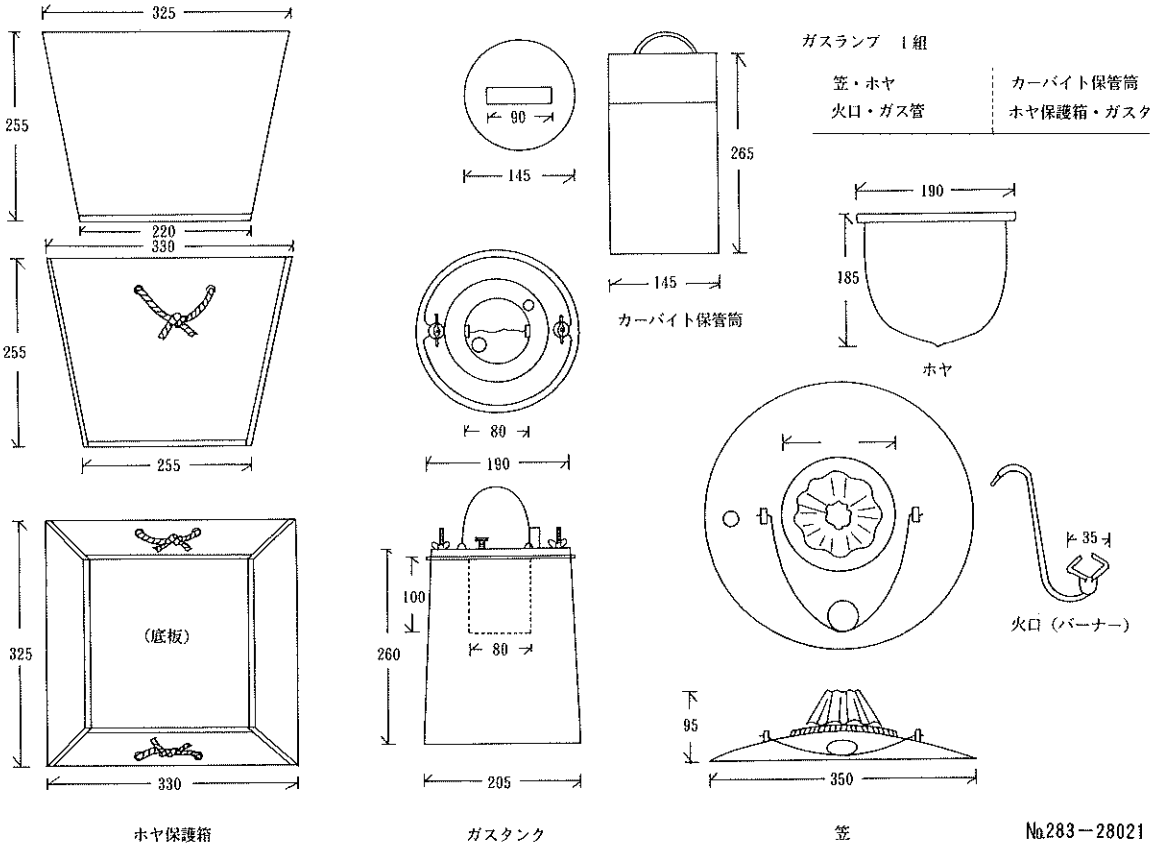
ガスランプ　1組
笠・ホヤ
火口・ガス管
カーバイト保管筒
ホヤ保護箱・ガスタンク
325
255
220
330
255
255
325
330
(底板)
90
145
80
190
100
260
80
205
265
145
カーバイト保管筒
190
185
ホヤ
35
火口（バーナー）
95
350
笠
No.283－28021
ホヤ保護箱
ガスタンク

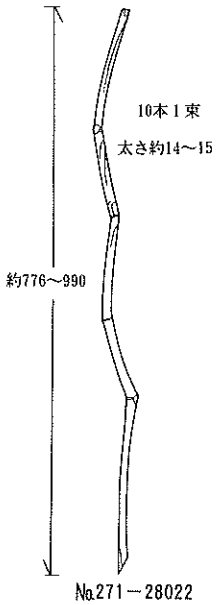
10本1束
太さ約14～15
約776～990
No.271－28022

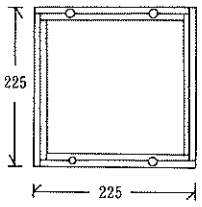
225
225

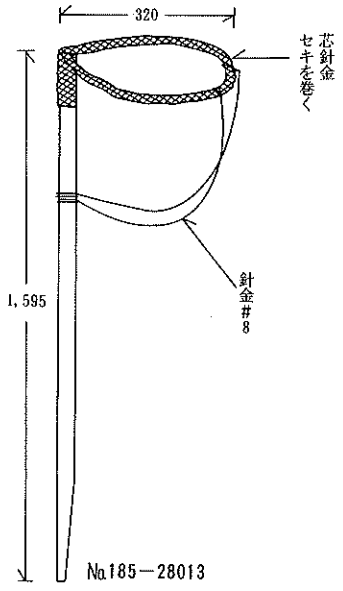
320
芯針金
セキを巻く
針金
#8
1,595
No.185－28013

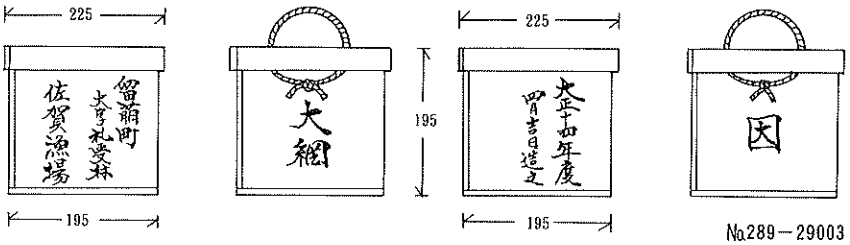
225
留萌町
大字礼受林
佐賀漁場
195
大網
195
225
大正十四年度
四月吉日造之
195
225
因
文字は何れも墨書
No.289－29003

第42図　漁　撈　具　21

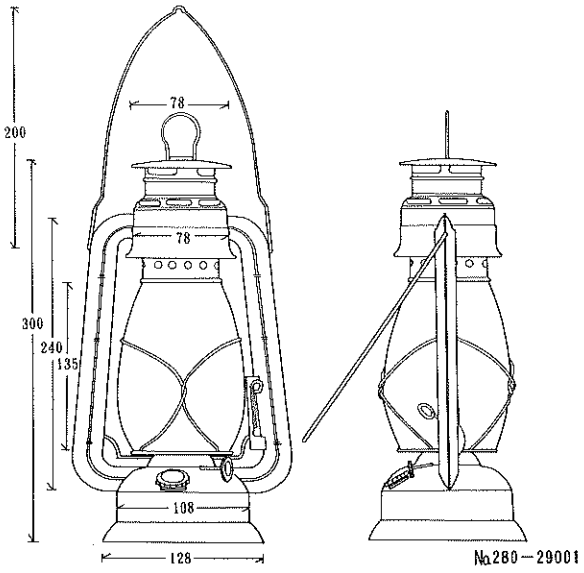

No.280－29001

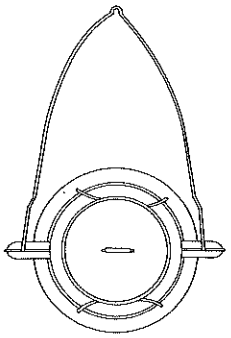

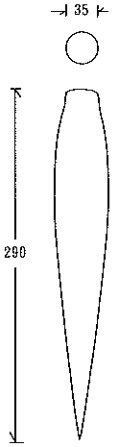

No.1647－29007

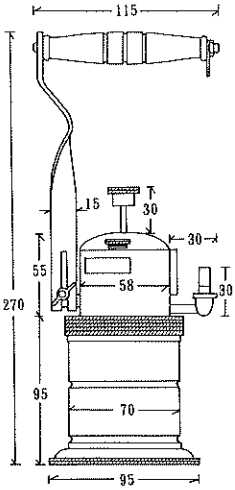

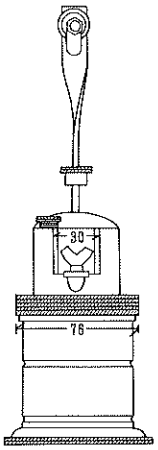

No.282－29005

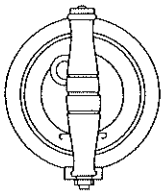

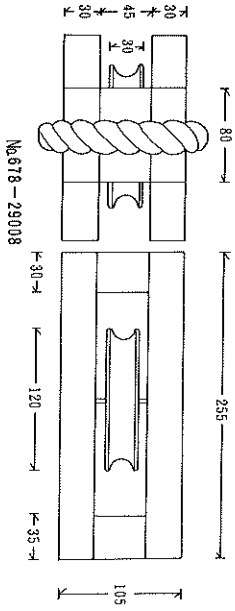

No.678－29008

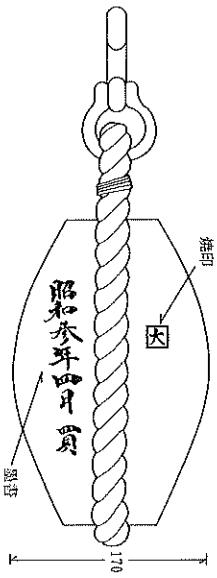

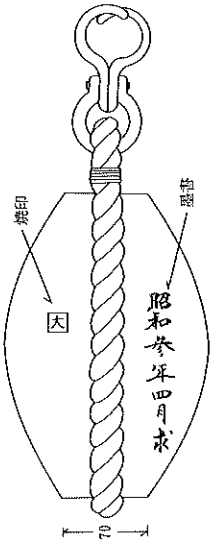

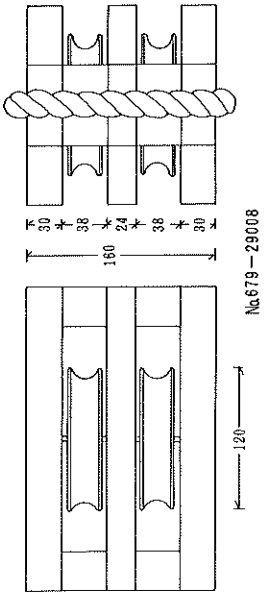

No.679－29008

第43図　漁　撈　具　22

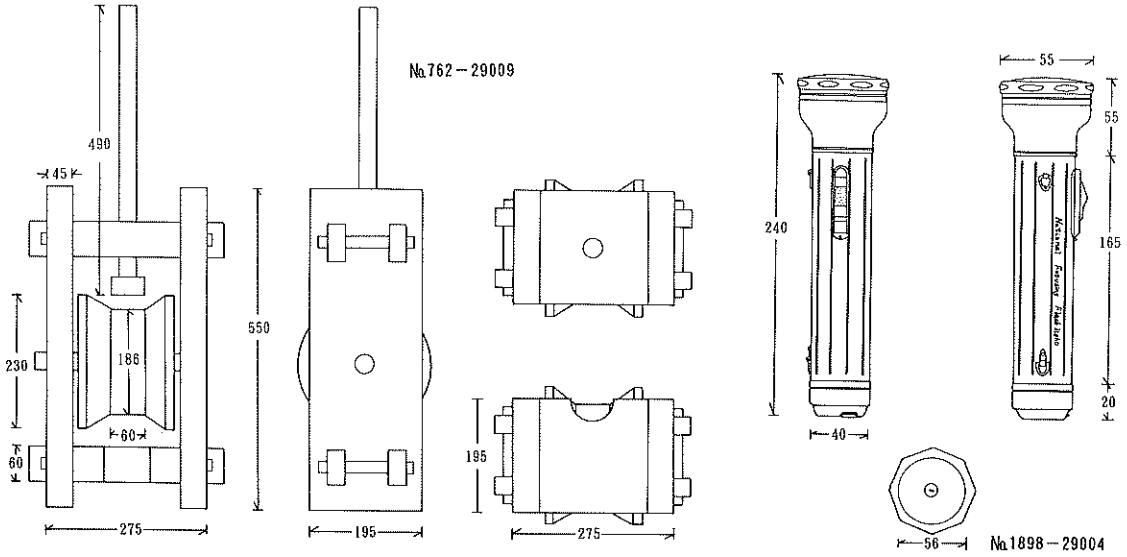
No.762－29009
490
45
230
186
60
60
275
550
195
195
275
240
40
55
55
165
20
56
No.1898－29004

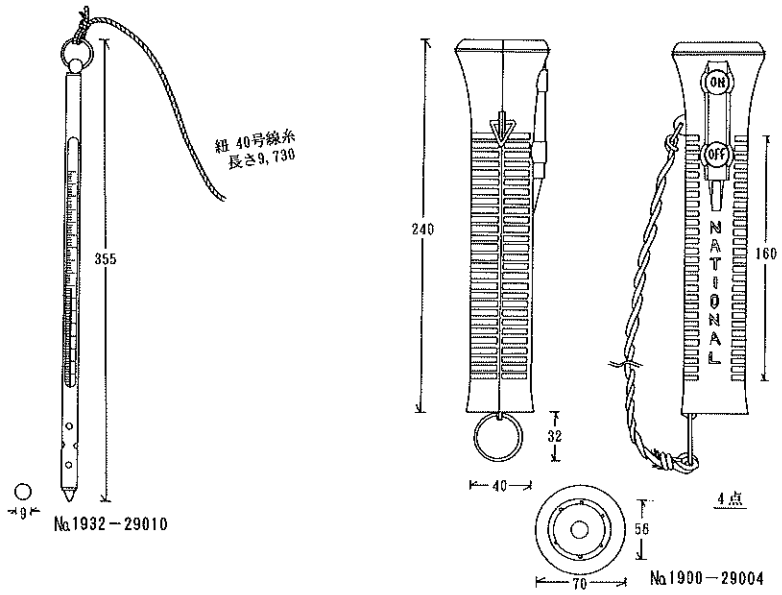
紐 40号線糸
長さ9,730
355
9
No.1932－29010
240
40
32
OR
OFF
NATIONAL
160
4点
56
70
No.1900－29004

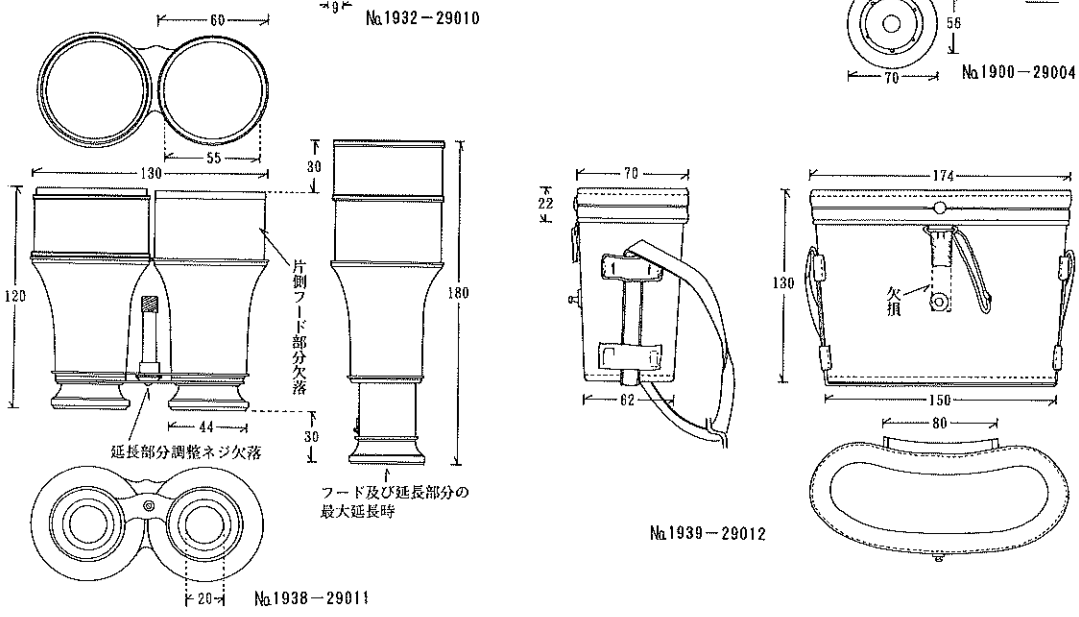
60
55
130
30
120
片側フード部分欠落
180
44
30
延長部分調整ネジ欠落
フード及び延長部分の
最大延長時
20
No.1938－29011
70
22
62
174
130
欠損
150
80
No.1939－29012

第44図　漁　撈　具　23

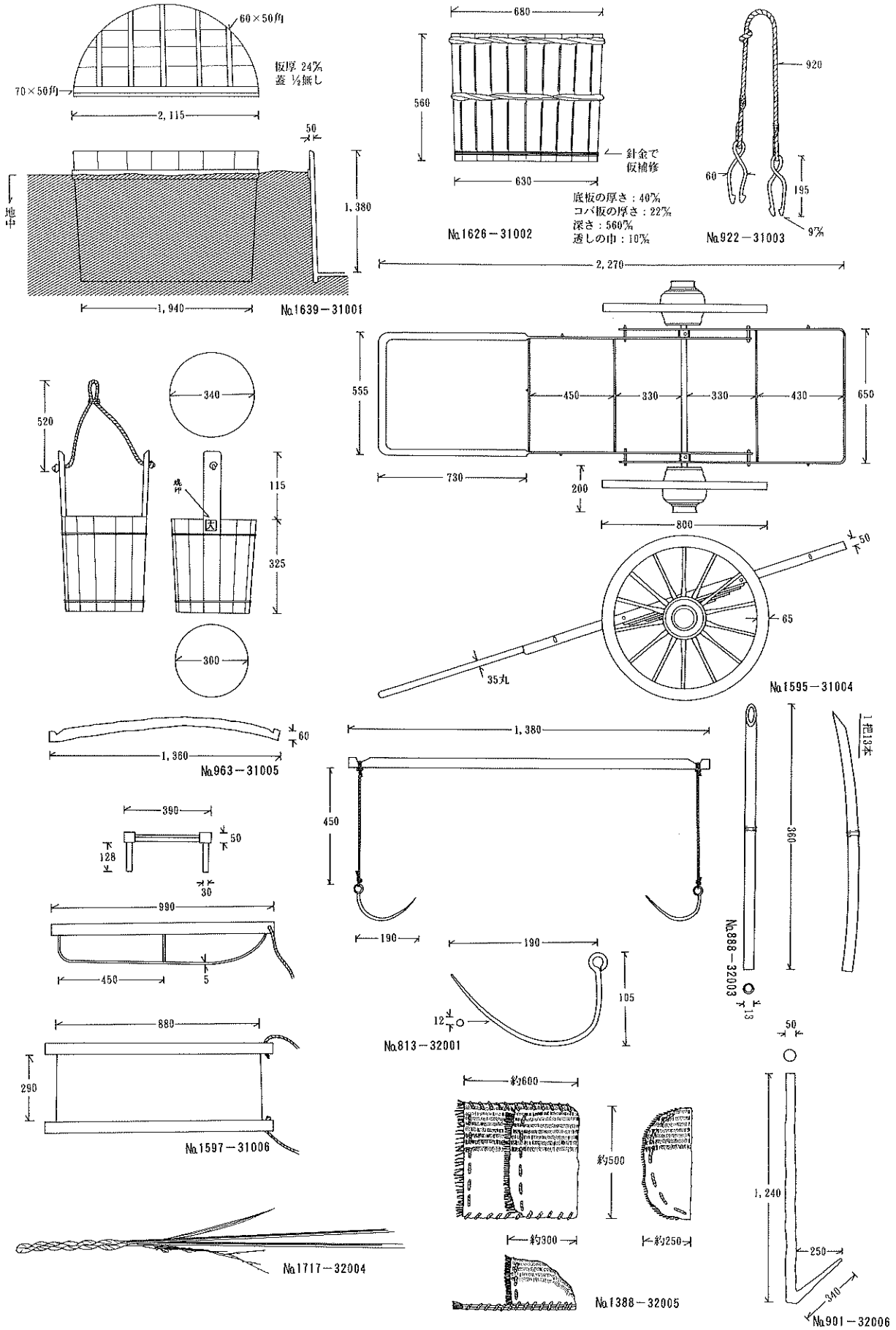
60×50角
板厚 24%
蓋 ½無し
70×50角
2,115
50
地中
1,380
1,940
No.1639－31001
680
560
針金で
仮補修
630
底板の厚さ：40%
コバ板の厚さ：22%
深さ：560%
透しの巾：10%
No.1626－31002
920
60
195
9%
No.922－31003
2,270
555
450
330
330
430
650
730
200
800
520
340
115
325
300
50
65
35丸
No.1595－31004
60
1,360
No.963－31005
1,380
450
190
190
105
12
No.813－32001
390
50
128
30
990
450
5
880
290
No.1597－31006
No.1717－32004
約600
約500
約300
約250
No.1388－32005
1把13本
360
No.888－32003
13
50
1,240
250
340
No.901－32006

第45図　加工用具 1

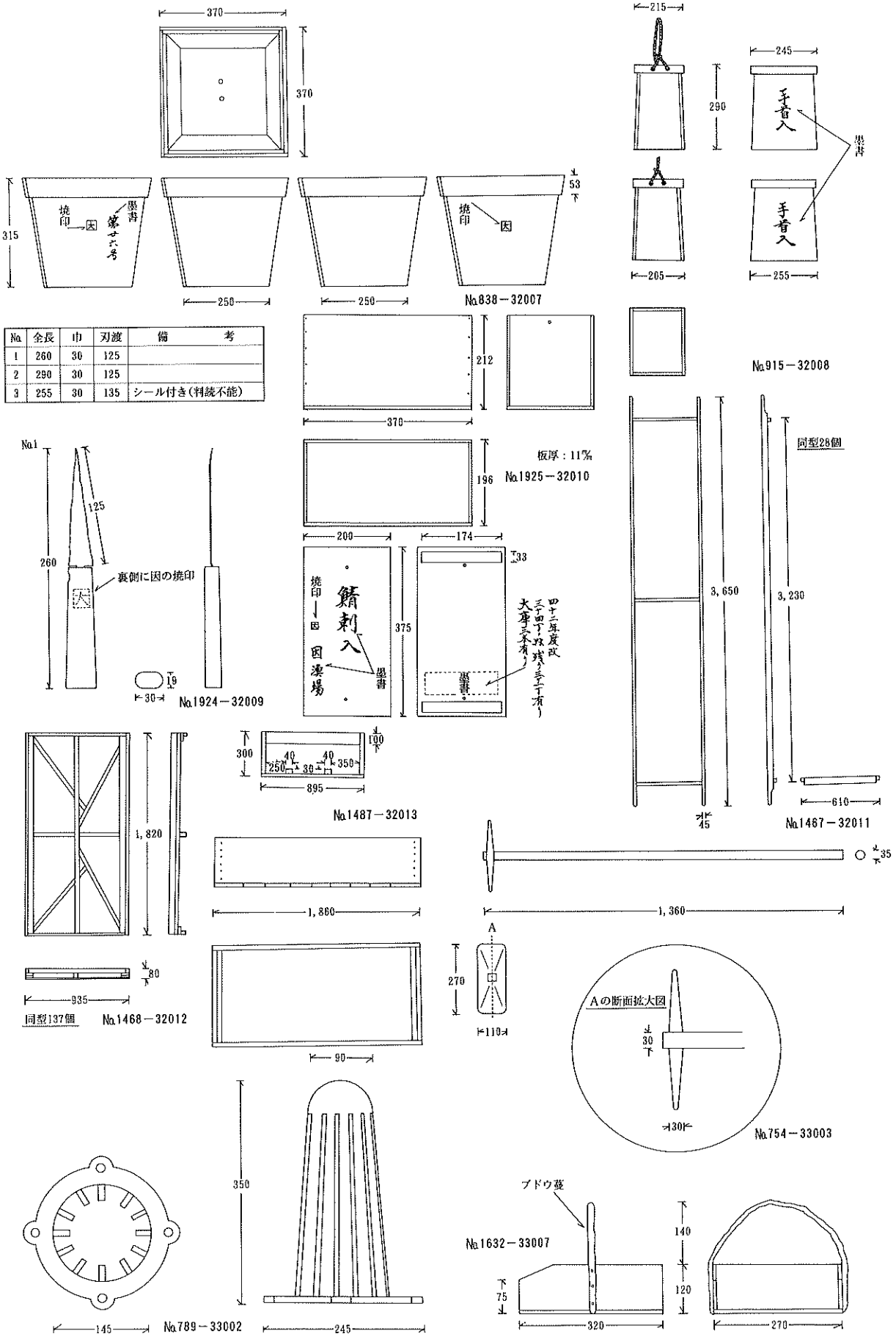

No.	全長	巾	刃渡	備　　考
1	260	30	125	
2	290	30	125	
3	255	30	135	シール付き(判読不能)

第46図　加 工 用 具 2

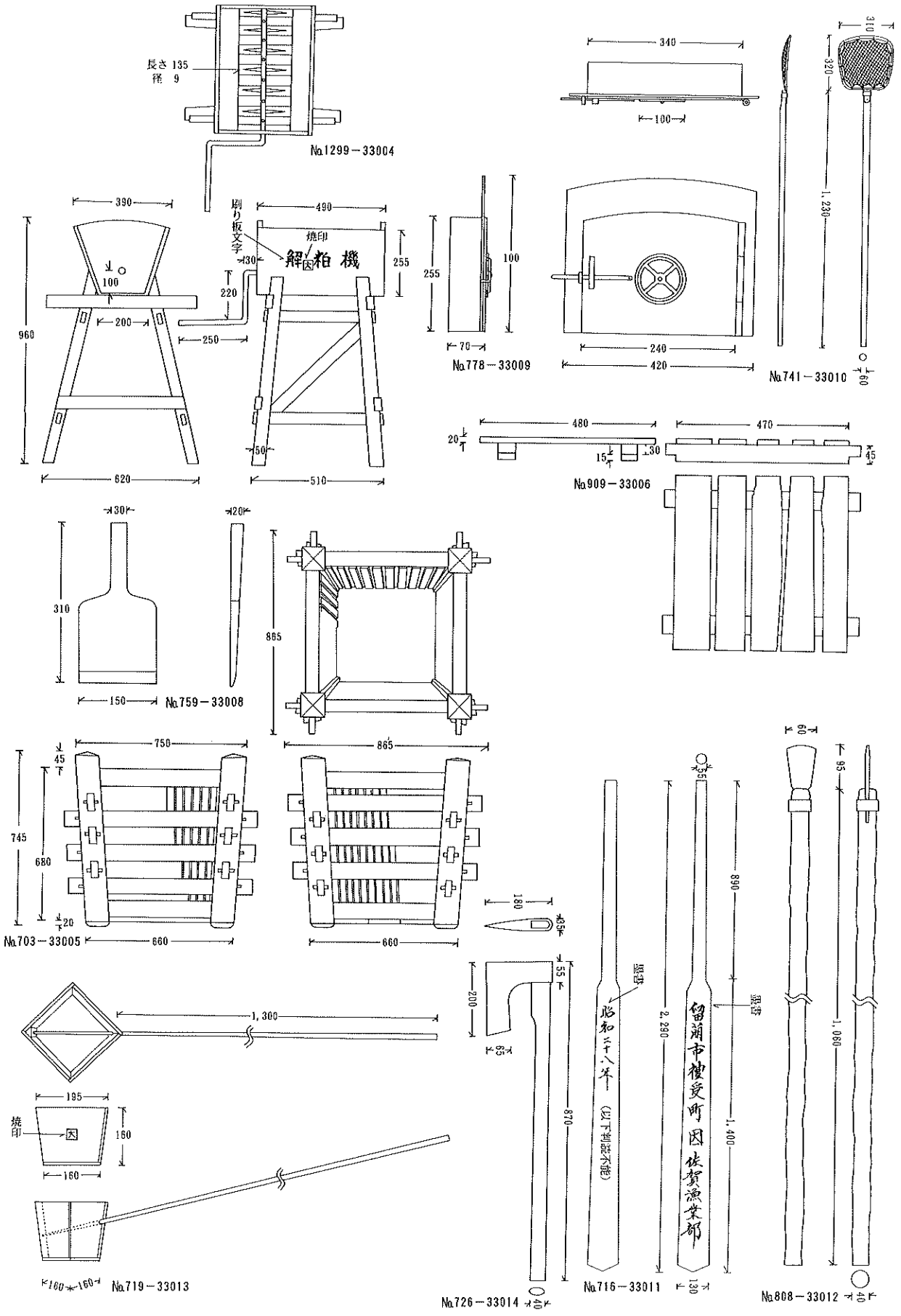
長さ 135
径 9
No.1299－33004
390
490
刷り板文字
焼印
解因粕機
255
100
220
250
200
960
620
510
50
255
100
70
No.778－33009
340
100
240
420
310
320
1,230
60
No.741－33010
480
470
20
15
30
45
No.909－33006
30
20
310
150
No.759－33008
865
865
750
45
745
680
20
660
660
No.703－33005
180
35
55
200
65
870
1,300
195
焼印
因
160
160
160
160
No.719－33013
No.726－33014
40
昭和二十八年
(以下判読不能)
No.716－33011
55
2,290
130
留萌市復受町因 依賀漁業部
890
1,400
60
95
1,060
No.808－33012
40

第47図 加工用具 3

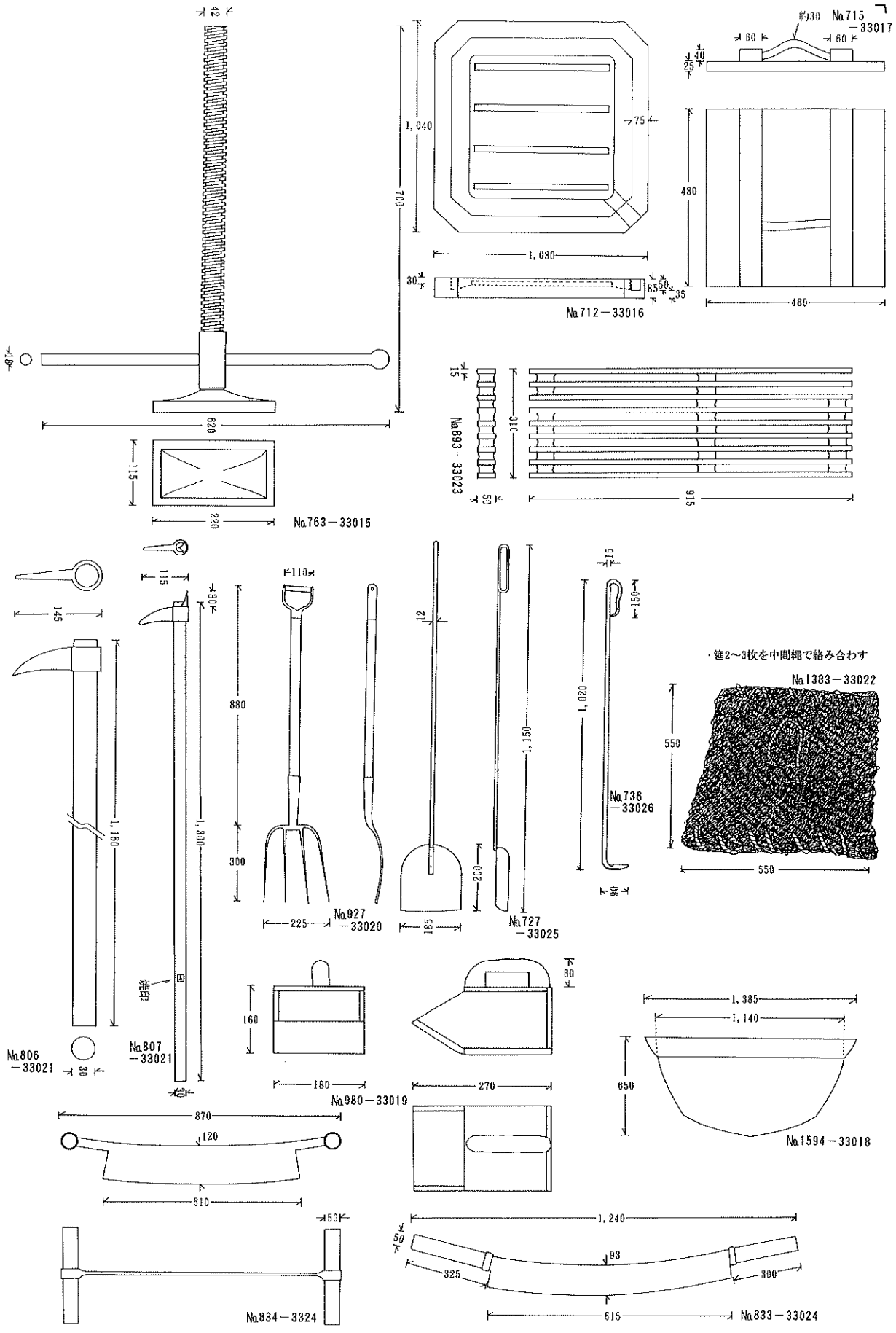
No.763－33015
No.712－33016
No.715
－33017
No.893－33023
No.806
－33021
No.807
－33021
No.927
－33020
No.727
－33025
No.736
－33026
・縦2～3枚を中間縄で絡み合わす
No.1383－33022
No.980－33019
No.1594－33018
No.834－3324
No.833－33024

第48図　加 工 用 具 4

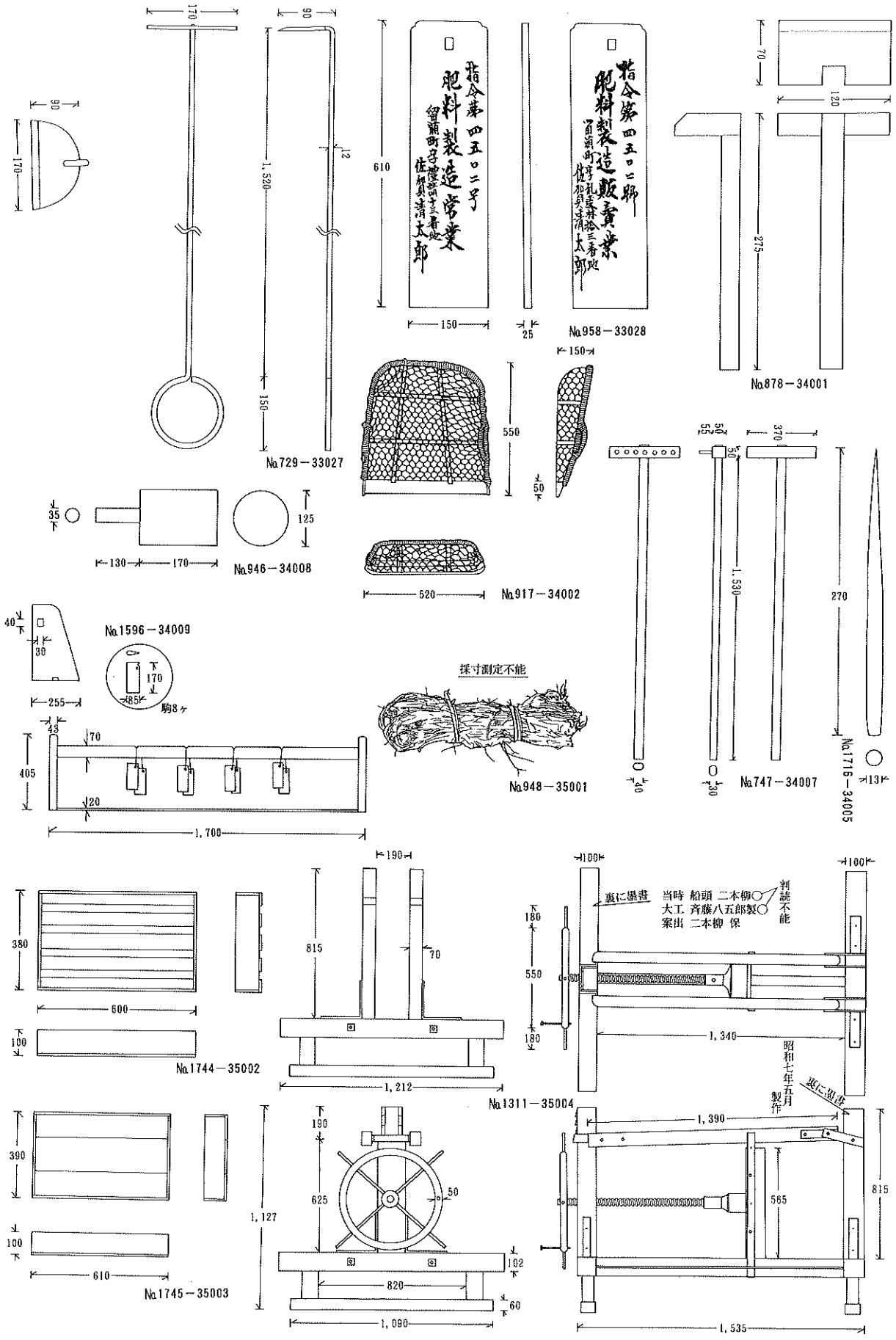
No.729－33027
No.958－33028
No.878－34001
No.946－34008
No.917－34002
No.1596－34009
駒8ヶ
No.948－35001
採寸測定不能
No.747－34007
No.1716－34005
No.1744－35002
No.1311－35004
裏に墨書
当時 船頭 二本柳
大工 斉藤八五郎製
案出 二本柳 保
判読不能
昭和七年五月製作
No.1745－35003

第49図　加工用具 5

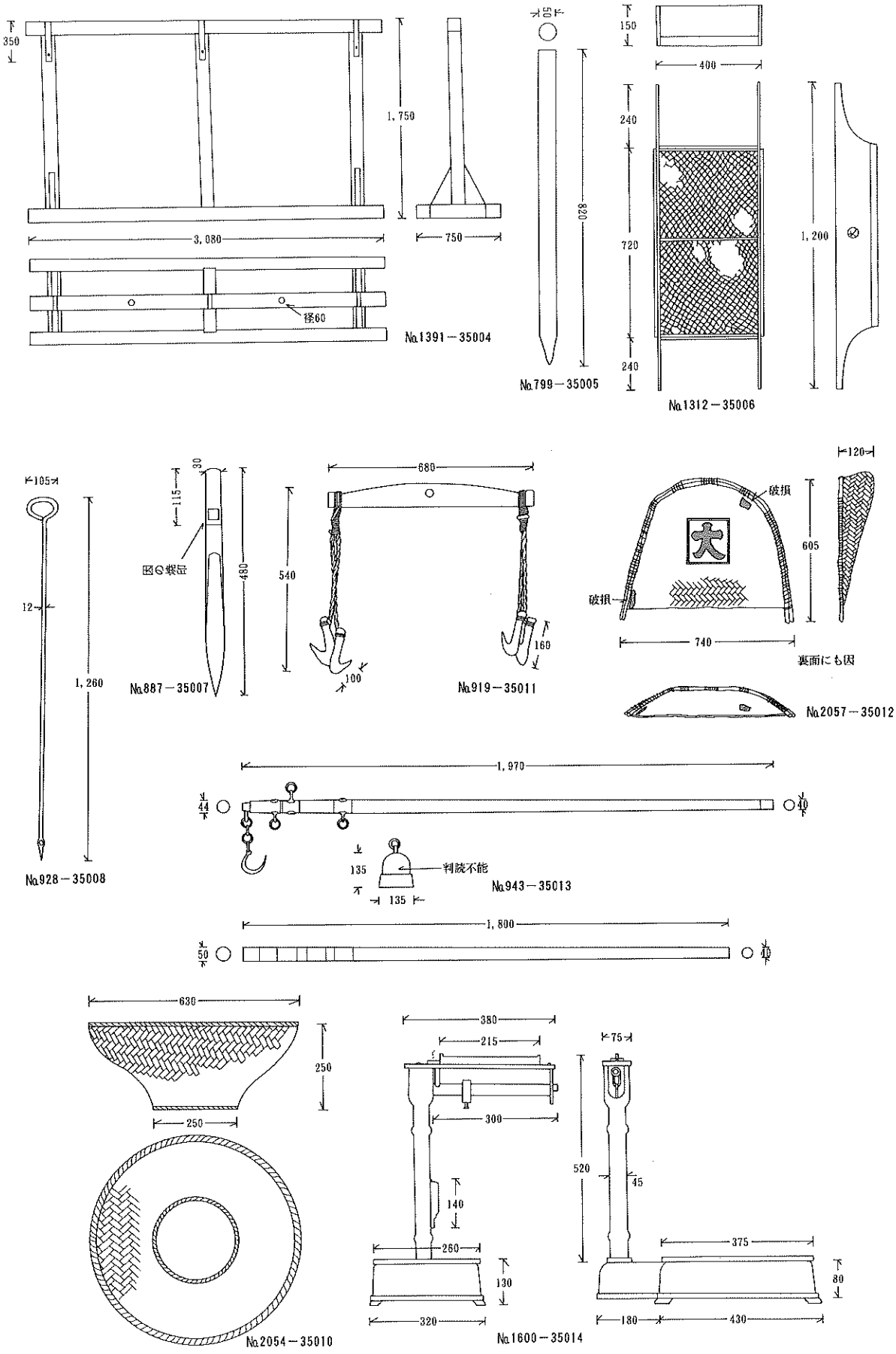
No.1391－35004
No.799－35005
No.1312－35006
No.928－35008
No.887－35007
No.919－35011
No.2057－35012
No.943－35013
判読不能
No.2054－35010
No.1600－35014
破損
裏面にも因
図⊖螺旋

第50図　加 工 用 具 6

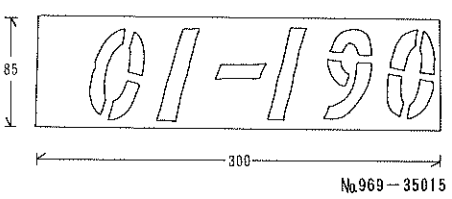

No.969－35015

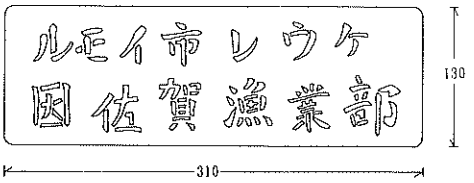

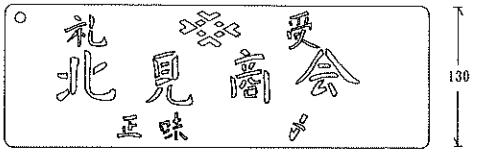

No.970－35015

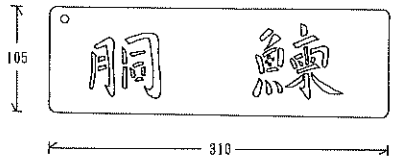

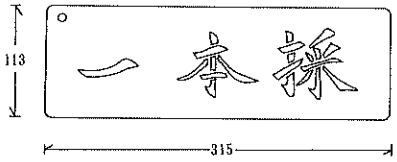

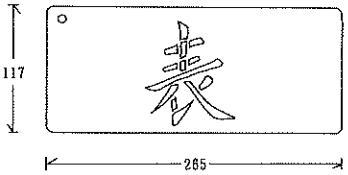

No.971－35015

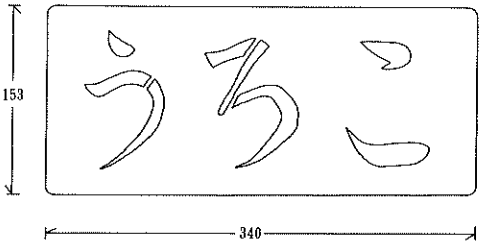

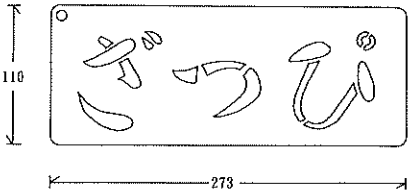

No.972－35015

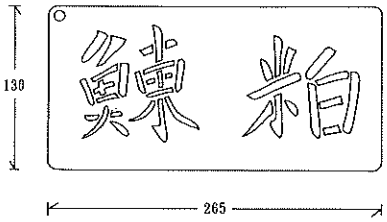

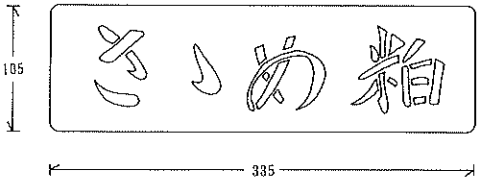

No.973－35015

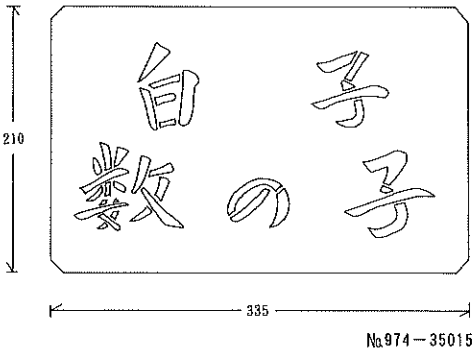

No.974－35015

第51図　加工用具 7

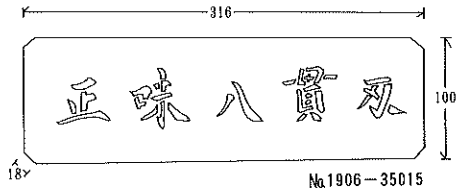

No.1906－35015

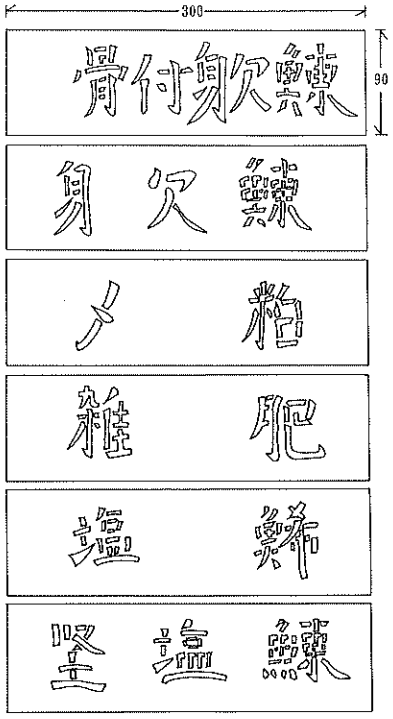

No.1907－35015

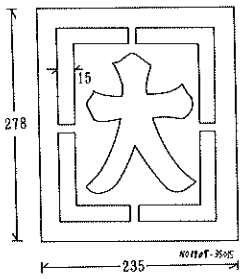

No.1908－35015

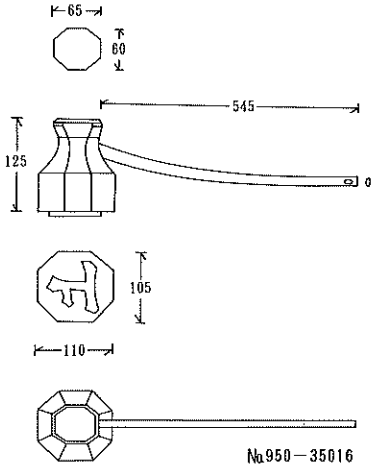

No.950－35016

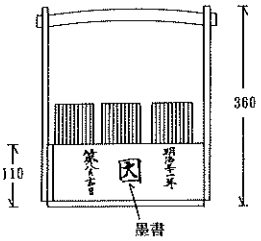

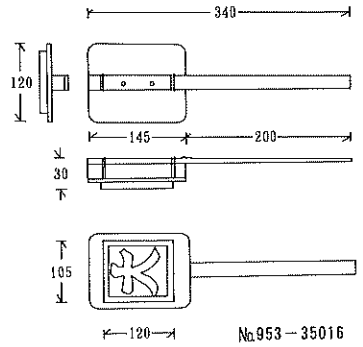

No.953－35016

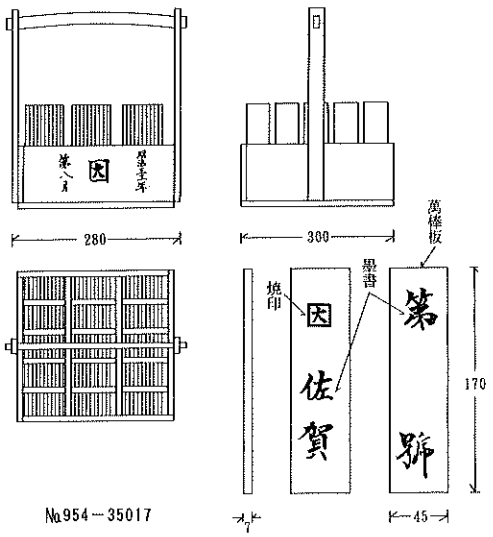

No.954－35017

第52図　加工用具 8

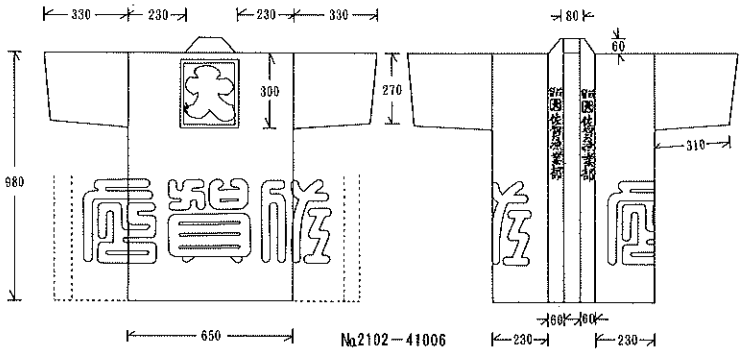
330
230
230
330
80
60
980
300
270
310
650
60
60
230
230
No.2102－41006

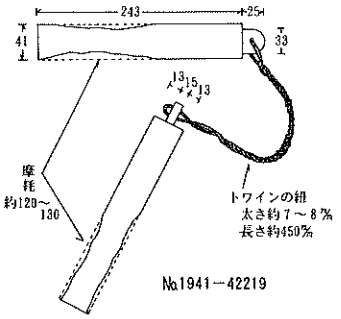
243
25
41
33
13
15
13
摩耗
約120～130
トワインの紐
太さ約7～8㌫
長さ約450㌫
No.1941－42219

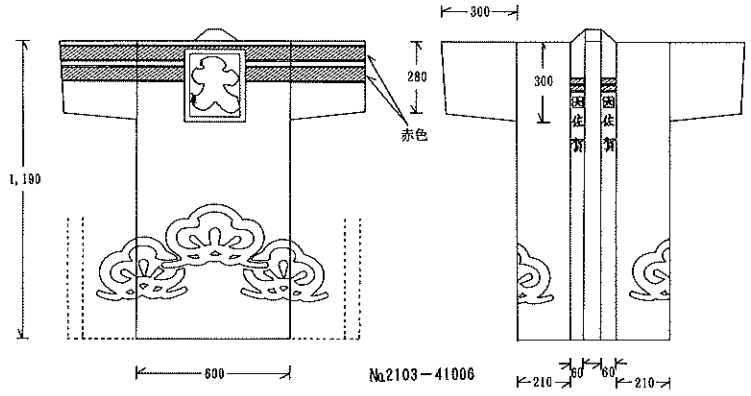
300
280
赤色
1,190
300
600
60
60
210
210
No.2103－41006

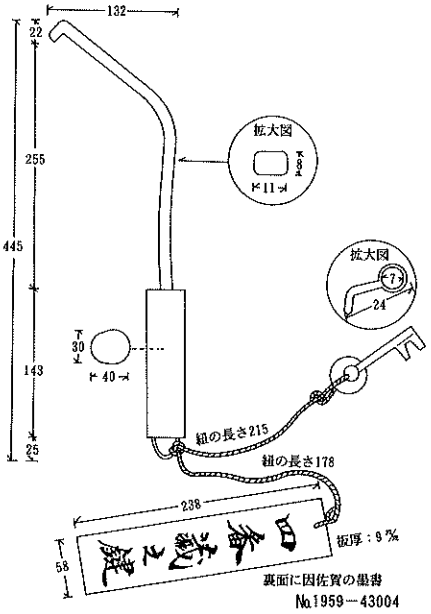
132
22
255
445
143
25
拡大図
8
11
拡大図
7
24
30
40
紐の長さ215
紐の長さ178
238
58
板厚：9㌫
裏面に因佐賀の墨書
No.1959－43004

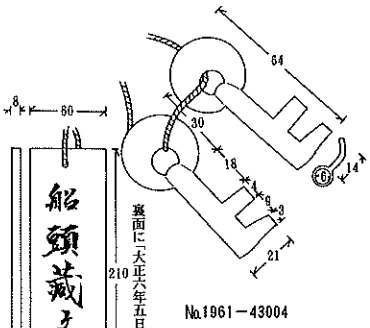
8
60
64
30
18
4
9
3
21
14
6
船頭藏之鍵
210
裏面に「大正六年五月廿日」の墨書
No.1961－43004

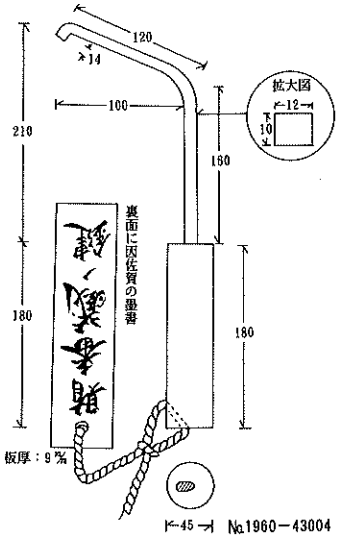
120
14
100
210
180
180
180
拡大図
12
10
裏面に因佐賀の墨書
板厚：9㌫
45
No.1960－43004

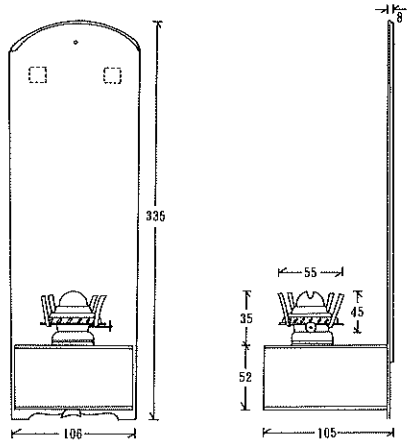
8
335
55
35
45
52
106
105
No.1958－43012

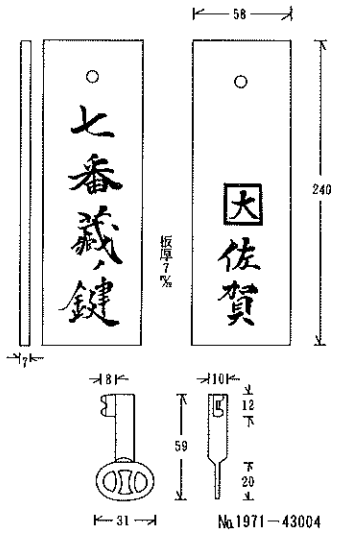
58
七番藏八鍵
大
佐賀
240
板厚7㌫
7
8
10
12
下
59
5
下
20
31
No.1971－43004

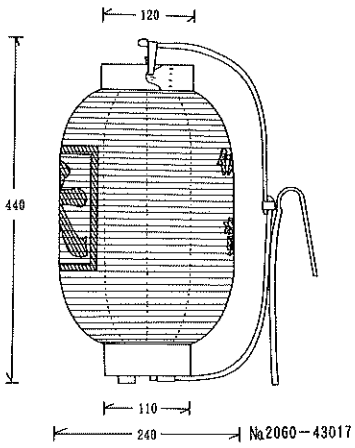
120
440
110
240
No.2060－43017

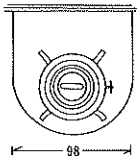
98

第53図　そ　の　他　1

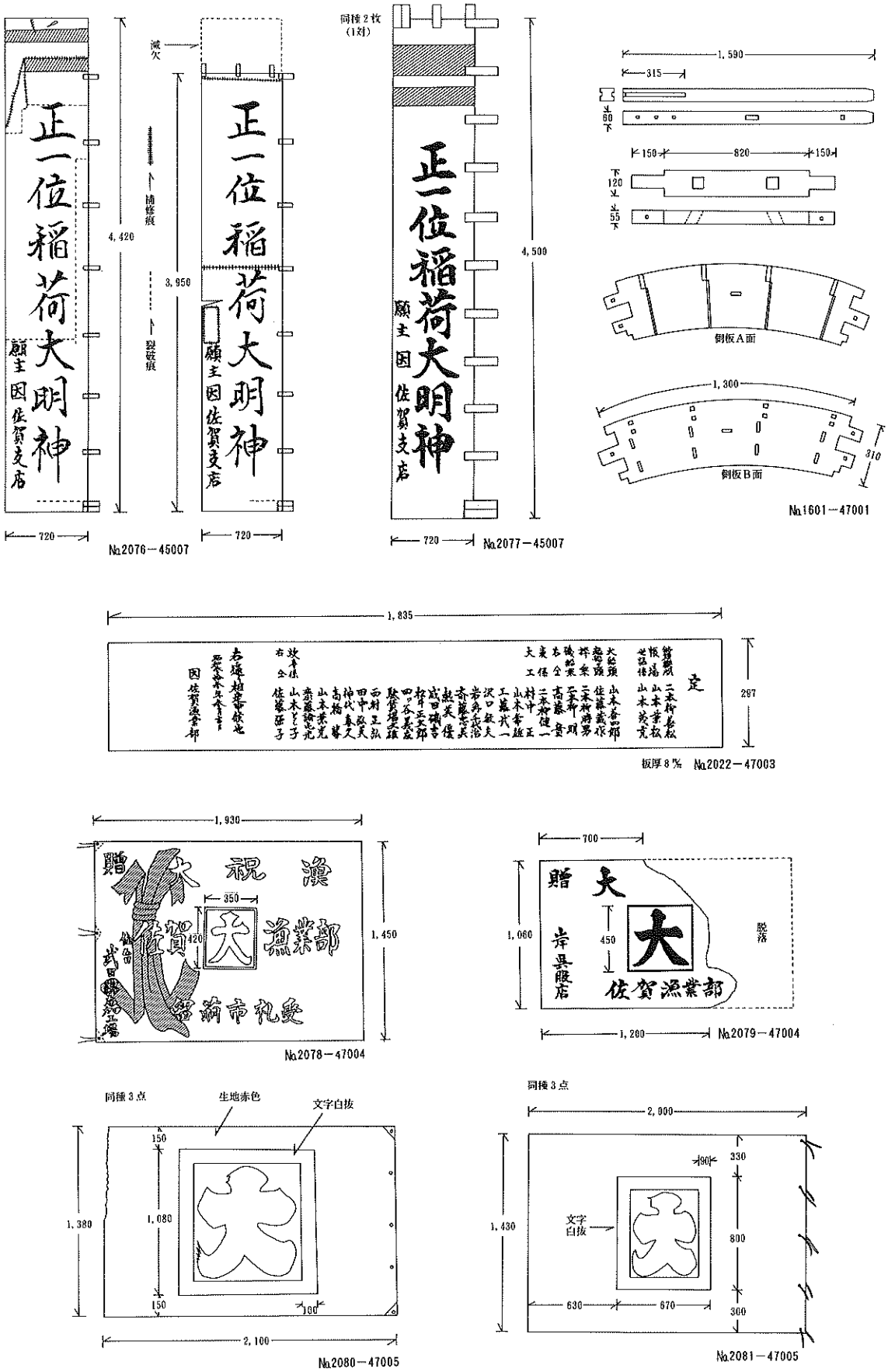

正一位稲荷大明神
願主 因佐賀支店
減欠
補修痕
裂破痕
4,420
3,950
720
No.2076－45007
同種2枚
(1対)
4,500
No.2077－45007
1,590
315
60
150
820
120
55
側板A面
1,300
310
側板B面
No.1601－47001
1,835
297
板厚8㎜
No.2022－47003
1,930
1,450
350
420
贈
大
祝
漁業部
佐賀
受礼市
No.2078－47004
700
1,060
450
岸呉服店
脱落
1,200
No.2079－47004
同種3点
生地赤色
文字白抜
150
1,080
1,380
100
2,100
No.2080－47005
2,000
90
330
800
300
1,430
630
670
No.2081－47005

第54図 その他 2

留萌市ニシン漁撈調査資料分類表

分類番号	大分類	小分類	細分類	摘要	件数	点数
10000	漁場準備用具					
11000		施設造成用具及び材料		漁期間中使用する設備及び施設の設置のための用具、材料等	49	836
12000		海浜整備用具		浜ならし、海浜の整備及び揚船のための諸用具類及び材料	36	36
13000		共通用具、その他		漁場準備のための諸用具、材料類	13	18
20000	漁撈具					
21000		漁船		漁場で使用された船類（船型名、用途名）	11	11
22000		船付属具		船に備えられる船具類（登録証明板、船艦札札を含む）	219	345
23000		船関係の維持・修理用具及び材料		漁船及び船付属具の維持・修理に使用された用具及び材料	90	104
24000		漁網		漁場で使用された網及び予備品として保有している網類	90	90
25000		網付属具		投網、敷設に必要な綱、浮、沈子類及び網に結付される部分品等（網類に結付された浮代、沈子類あり）	457	2,871
26000		網維持・修理用具及び材料		漁網の維持・修理のための用具及び材料	115	275
27000		沖作業用具		漁獲のための海上作業用具、器材及び海上生活（沖泊り）で使用される諸用具	185	383
28000		陸作業用具		漁獲物の揚陸、販売（生売り）で使用される用具及び用具の部品、材料類	111	4,553
29000		共通用具、その他		漁期中に使用される漁撈具の中で、沖作業・陸作業で共通に使用される用具及び他の項目に属さない用具	22	25
30000	加工具					
31000		運搬・貯蔵具		加工作業時に使用された運搬具及び貯蔵具	12	12
32000		身欠鰊製造具		身欠鰊及び付帯する製品加工に使用された用具及び用具の部分品等	96	810
33000		鰊絞め粕製造用具		鰊絞め粕及び付帯する製品加工のための用具及び用具の部分品等	141	141
34000		加工共通具、その他		製品加工時に共通に使用された用具及び用具の部品、材料等	76	423
35000		製品梱包・出荷関係具		製品の梱包・出荷時に使用された用具	49	896
40000	その他			漁場・番屋の生活用具、事務・記録具、その他		
41000		衣関係		漁場及び番屋で使用した衣服類、裁縫用具、髪結い・化粧用具、洗濯用具、その他	7	7
42000		食関係		（4つの細分類に分ける）		
42100			貯蔵・保存・製造用具	貯蔵用具、保存加工・製造加工用具	63	63
42200			炊事・調理・調製用具	炊事用具、調理用具、調製用具	37	60
42300			飲食器類		57	629
42400			嗜好品用具、その他		5	37
43000		住関係		漁場、番屋内の調度品、家具、照明具、暖房具	65	66
44000		職人関係		漁場で雇用した職人、浜大工に供した工作用具、諸用具	53	102
45000		信仰関係		神具、仏具、儀礼用具	9	17
46000		帳場関係		事務用品、事務器具、印鑑類、その他	11	43
47000		その他		他の項目に分類されないもの	24	29
				計	2,103	12,882
				網類に結付された浮代、沈子類		1,703
				合計		14,585

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1	1		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和初期頃
2	2		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和初期頃
3	3		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和29年
4	4		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和初期頃
5	5		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和初期頃
6	6		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和初期頃
7	7		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和29年
8	8		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和初期頃
9	9		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和初期頃
10	10		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和29年
11	11		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和29年
12	12		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和初期頃
13	13		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和初期頃
14	14		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和29年
15	15		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和初期頃
16	16		22010	トモガイ	鰹櫂	昭和29年
17	17		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
18	18		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
19	19		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
20	20		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
21	21		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
22	22		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
23	23		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
24	24		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
25	25		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
26	26		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
27	27		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
28	28		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
29	29		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
30	30		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
31	31		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
32	32		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
33	33		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
34	34		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
35	35		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
36	36		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
37	37		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
38	38		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年と思われる
39	39		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
40	40		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
41	41		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
42	42		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
43	43		22009	サッカイ	早櫂	昭和27年
44	44		22009	サッカイ	早櫂	昭和27年
45	45		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃と思われる
46	46		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
47	47		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
48	48		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
49	49		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
50	50		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
51	51		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年

材料	使用年代	使用者
アオタモ	昭和初期～昭和32年	主として船頭
羽先；アオタモ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	主として船頭
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	主として船頭
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	主として船頭
羽先；アオタモ　／腕木；ナラ	昭和初期～昭和32年	主として船頭
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	主として船頭
ナラ	昭和29年～昭和32年	主として船頭
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	主として船頭
羽先；ナラ　／腕木；クワ	昭和初期～昭和32年	主として船頭
羽先；ナラ　／腕木；タモ	昭和29年～昭和32年	主として船頭
ナラ	昭和29年～昭和32年	主として船頭
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	主として船頭
ナラ	昭和初期～昭和32年	主として船頭
ナラ	昭和29年～昭和32年	主として船頭
アオタモ	昭和初期～昭和32年	主として船頭
ナラ	昭和29年～昭和32年	主として船頭
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年(?)～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和27年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和27年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期(?)～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
52	52		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
53	53		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
54	54		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
55	55		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
56	56		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
57	57		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
58	58		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
59	59		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
60	60		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
61	61		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
62	62		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
63	63		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
64	64		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
65	65		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
66	66		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
67	67		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
68	68		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
69	69		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
70	70		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
71	71		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
72	72		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
73	73		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
74	74		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
75	75		22009	サッカイ	早櫂	昭和27年
76	76		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
77	77		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
78	78		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
79	79		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
80	80		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
81	81		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
82	82		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
83	83		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
84	84		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
85	85		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
86	86		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
87	87		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
88	88		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
89	89		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
90	90		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
91	91		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
92	92		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
93	93		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
94	94		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
95	95		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
96	96		22009	サッカイ	早櫂	昭和29年
97	97		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
98	98		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
99	99		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
100	100		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
101	101		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
102	102		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃

材料	使用年代	使用者
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和27年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；タモ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和29年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ナラ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ　／腕木；ホオ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
103	103		22009	サッカイ	早櫂	昭和初期頃
104	104		22009	サッカイ	早櫂	昭和28年
105	105		22011	ハヤスケ	早助	
106	106		22011	ハヤスケ	早助	
107	107		22011	ハヤスケ	早助	
108	108		22011	ハヤスケ	早助	
109	109		22011	ハヤスケ	早助	
110	110		22011	ハヤスケ	早助	
111	111		22008	クルマカイ	車櫂	
112	112		22008	クルマカイ	車櫂	
113	113		22008	クルマカイ	車櫂	
114	114		22008	クルマカイ	車櫂	
115	115		22008	クルマカイ	車櫂	
116	116		22008	クルマカイ	車櫂	
117	117		22008	クルマカイ	車櫂	
118	118		22008	クルマカイ	車櫂	
119	119		23004	クルマカイのハサキ	車櫂の羽先	
120	120		23004	クルマカイのハサキ	車櫂の羽先	
121	121		23003	クルマカイのウデギ	車櫂の腕木	
122	122		23008	ロウデ	櫓腕	
123	123		23009	ロハサキ	櫓羽先	
124	124		23008	ロウデ	櫓腕	
125	125		23009	ロハサキ	櫓羽先	
126	126		23008	ロウデ	櫓腕	
127	127		23009	ロハサキ	櫓羽先	
128	128		22018	ロ	櫓	
129	129		22018	ロ	櫓	
130	130		22018	ロ	櫓	
131	131		23009	ロハサキ	櫓羽先	
132	132		23009	ロハサキ	櫓羽先	
133	133		23009	ロハサキ	櫓羽先	
134	134		23009	ロハサキ	櫓羽先	
135	135		23008	ロウデ	櫓腕	
136	136		23008	ロウデ	櫓腕	
137	137		23008	ロウデ	櫓腕	
138	138		23008	ロウデ	櫓腕	
139	139		22005	カイビキナワ	櫂引縄	
140	140		22005	カイビキナワ	櫂引縄	
141	141		22005	カイビキナワ	櫂引縄	
142	142		22005	カイビキナワ	櫂引縄	
143	143		22005	カイビキナワ	櫂引縄	
144	144		22005	カイビキナワ	櫂引縄	
145	145		22002	アカクミポンプ	あか汲みポンプ	昭和10年頃
146	146		22002	アカクミポンプ	あか汲みポンプ	昭和10年頃
147	147		22002	アカクミポンプ	あか汲みポンプ	昭和10年頃
148	148		22002	アカクミポンプ	あか汲みポンプ	昭和10年頃
149	149		22002	アカクミポンプ	あか汲みポンプ	昭和10年頃
150	150		27010	ミズタル	水樽・沖樽	
151	151		27010	ミズタル	水樽・沖樽	
152	152		27010	ミズタル	水樽・沖樽	
153	153		27010	ミズタル	水樽・沖樽	

材料	使用年代	使用者
羽先；ナラ	昭和初期～昭和32年	一般漁夫
羽先；ナラ	昭和28年～昭和32年	一般漁夫
柄；トドマツ　／鈎；鉄	昭和32年まで	主として漁夫
柄；トドマツ　／鈎；鉄	昭和32年まで	主として漁夫
柄；トドマツ　／頭部（鈎部）；イタヤ	昭和32年まで	主として漁夫
柄；トドマツ　／頭部（鈎部）；イタヤ	昭和32年まで	主として漁夫
柄；トドマツ　／頭部（鈎部）；ナラ	昭和32年まで	主として漁夫
柄；トドマツ　／頭部（鈎部）；イタヤ	昭和32年まで	主として漁夫
腕木；シュリ　／刃先；ナラ	昭和32年まで	漁夫
腕木；シュリ　／刃先；タモ	昭和32年まで	漁夫
腕木；シュリ　／刃先；タモ	昭和32年まで	漁夫
腕木；シュリ　／刃先；ナラ	昭和32年まで	漁夫
腕木；シュリ　／刃先；タモ	昭和32年まで	漁夫
腕木；アオタモ　／刃先；ヒノキ	昭和32年まで	漁夫
腕木；シュリ　／刃先；アオタモ	昭和32年まで	漁夫
腕木；シュリ　／継刃先；トドマツ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	
タモ	昭和32年まで	
クワ	昭和32年まで	
アカマツ	昭和32年まで	
樫	昭和32年まで	
アカマツ	昭和32年まで	
樫	昭和32年まで	
アカマツ	昭和32年まで	
タモ	昭和32年まで	
腕；イタヤ　／羽先；樫	昭和32年まで	漁夫
腕；樫　／羽先；樫	昭和32年まで	漁夫
腕；樫　／羽先；樫	昭和32年まで	漁夫
アオタモ	昭和32年まで	
アオタモ	昭和32年まで	
樫	昭和32年まで	
アオタモ	昭和32年まで	
アカマツ（？）	昭和32年まで	
アカマツ	昭和32年まで	
木製（不詳）	昭和32年まで	
木製（不詳）	昭和32年まで	
薬	昭和32年まで	漁夫
薬	昭和32年まで	漁夫
薬	昭和32年まで	漁夫
薬	昭和32年まで	漁夫
薬	昭和32年まで	漁夫
薬	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和10年頃～昭和32年	漁夫
杉	昭和10年頃～昭和32年	漁夫
杉	昭和10年頃～昭和32年	漁夫
杉	昭和10年頃～昭和32年	漁夫
杉	昭和10年頃～昭和32年	漁夫
コバ；トドマツ　／タガ；竹製	昭和32年まで	漁夫
コバ；トドマツ　／タガ；竹製	昭和32年まで	漁夫
コバ；トドマツ　／タガ；竹製	昭和32年まで	漁夫
コバ；トドマツ　／タガ；竹製	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
154	154		27010	ミズタル	水樽・沖樽	
155	155		27010	ミズタル	水樽・沖樽	
156	156		27008	オキバコ	沖箱	
157	157		27008	オキバコ	沖箱	
158	158		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
159	159		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
160	160		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
161	161		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
162	162		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
163	163		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
164	164		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
165	165		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
166	166		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
167	167		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
168	168		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
169	169		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
170	170		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
171	171		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
172	172		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
173	173		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
174	174		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
175	175		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
176	176		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
177	177		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
178	178		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
179	179		23001	ウダギ（サッカイヨウ）	腕木（早櫂用）	
180	180		22021	ワニグチ	わにぐち	
181	181		22021	ワニグチ	わにぐち	
182	182		22021	ワニグチ	わにぐち	
183	183		22021	ワニグチ	わにぐち	
184	184		28013	ガストウリンダイ	ガス灯輪台	
185	185		28013	ガストウリンダイ	ガス灯輪台	
186	186		28013	ガストウリンダイ	ガス灯輪台	
187	187		22005	カイビキナワ	櫂引縄	
188	188		27017	オカモチ	岡持	
189	189		27017	オカモチ	岡持	
190	190		27016	サイイレバコ	菜入箱	
191	191		27016	サイイレバコ	菜入箱	
192	192		22002	アカクミポンプ	あか汲みポンプ	昭和10年頃
193	193		28013	ガストウリンダイ	ガス灯輪台	
194	194		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
195	195		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
196	196		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
197	197		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
198	198		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
199	199		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
200	200		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
201	201		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
202	202		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
203	203		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
204	204		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	

材料	使用年代	使用者
コバ；トドマツ　／タガ；竹製	昭和32年まで	漁夫
コバ；トドマツ　／タガ；竹製	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
ホオ	昭和32年まで	
イタヤ	昭和32年まで	漁夫
イタヤ	昭和32年まで	漁夫
柳	昭和32年まで	漁夫
イタヤ	昭和32年まで	漁夫
柄；トドマツ　／輪；針金	昭和32年まで	漁夫
柄；トドマツ　／輪；針金	昭和32年まで	漁夫
柄；ハンノキ　／輪；針金	昭和32年まで	漁夫
薬	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和10年頃～昭和32年	漁夫
柄；カラマツ　／輪；針金	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ（修復部分；ナラ・カバ）	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・シナ	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ　／蓋；杉	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
シナ	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
205	205		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
206	206		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
207	207		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
208	208		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
209	209		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
210	210		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
211	211		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
212	212		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
213	213		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
214	214		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
215	215		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
216	216		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
217	217		27015	カクオハチ	沖弁当箱・角お櫃	
218	218		27002	ヤサカギ	やさ鈎・やしゃ鈎・やんさ鈎	
219	219		27002	ヤサカギ	やさ鈎・やしゃ鈎・やんさ鈎	
220	220		27002	ヤサカギ	やさ鈎・やしゃ鈎・やんさ鈎	
221	221		27002	ヤサカギ	やさ鈎・やしゃ鈎・やんさ鈎	
222	222		27003	アンベボウ	按配棒	
223	223		27003	アンベボウ	按配棒	
224	224		27003	アンベボウ	按配棒	
225	225		27003	アンベボウ	按配棒	
226	226		27003	アンベボウ	按配棒	
227	227		27003	アンベボウ	按配棒	
228	228		27003	アンベボウ	按配棒	
229	229		27003	アンベボウ	按配棒	
230	230		27003	アンベボウ	按配棒	
231	231		27003	アンベボウ	按配棒	
232	232		27003	アンベボウ	按配棒	
233	233		27003	アンベボウ	按配棒	
234	234		27003	アンベボウ	按配棒	
235	235		27003	アンベボウ	按配棒	
236	236		27003	アンベボウ	按配棒	
237	237		27003	アンベボウ	按配棒	
238	238		27003	アンベボウ	按配棒	
239	239		27003	アンベボウ	按配棒	
240	240		27003	アンベボウ	按配棒	
241	241		27003	アンベボウ	按配棒	
242	242		28002	オキアゲザル	汲みざる	
243	243		28002	オキアゲザル	汲みざる	
244	244		28002	オキアゲザル	汲みざる	
245	245		28002	オキアゲザル	汲みざる	
246	246		28004	ポンタモ	ポンたも	
247	247		28004	ポンタモ	ポンたも	
248	248		28004	ポンタモ	ポンたも	
249	249		28004	ポンタモ	ポンたも	
250	250		28004	ポンタモ	ポンたも	
251	251		28004	ポンタモ	ポンたも	
252	252		28004	ポンタモ	ポンたも	
253	253		28004	ポンタモ	ポンたも	
254	254		28004	ポンタモ	ポンたも	
255	255		22016	ヤカタドウグ	屋形道具	

材料	使用年代	使用者
トドマツ・他雑木各種	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・セン	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・セン	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
マカバ	昭和32年まで	漁夫
マカバ	昭和32年まで	漁夫
マカバ	昭和32年まで	漁夫
ハンノキ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
タモ	昭和32年まで	漁夫
カバ	昭和32年まで	漁夫
タモ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
骨；鉄　／胴；金網　／針金・藁縄	昭和32年まで	人夫（主として手間取）
骨；鉄　／胴；金網　／針金・藁縄	昭和32年まで	人夫（主として手間取）
骨；鉄　／胴；金網　／針金・藁縄	昭和32年まで	人夫（主として手間取）
骨；鉄　／胴；金網　／針金・藁縄	昭和32年まで	人夫（主として手間取）
柄；トドマツ　／枠輪；鉄　／タモ部分；網	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
柄；トドマツ　／枠輪；鉄　／タモ部分；網	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
柄；トドマツ　／枠輪；鉄　／タモ部分；網	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
柄；タモ　／枠輪；鉄　／タモ部分；網	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
柄；タモ　／枠輪；鉄　／タモ部分；網	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
柄；トドマツ　／枠輪；鉄　／タモ部分；網	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
柄；トドマツ　／枠輪；鉄　／タモ部分；網		
柄；トドマツ　／枠輪；鉄　／タモ部分；網		
柄；ナラ　／枠輪；鉄　／タモ部分；網		
カラマツ　／男柱；トドマツ１本、ナラ１本	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
256	256		22016	ヤカタドウグ	屋形道具	
257	257		22016	ヤカタドウグ	屋形道具	
258	258		22016	ヤカタドウグ	屋形道具	
259	259		23013	ヤカタドウグのヤネサキリ	屋形道具の屋根桁	
260	260		23011	ヤカタドウグのオトコバシラ	屋形道具の男柱	
261	261		23012	ヤカタドウグのツマボウ	屋形道具の妻棒	
262	262		26020	ギッチョ	綱打用具	
263	263		26021	ギッチョのコマイタ	綱打器駒板	
264	264		26021	ギッチョのコマイタ	綱打器駒板	
265	265		26023	ギッチョのタイコ	綱打器タイコ	
266	266		26022	ギッチョのコマ	綱打器駒	
267	267		26022	ギッチョのコマ	綱打器駒	
268	268		26022	ギッチョのコマ	綱打器駒	
269	269		26022	ギッチョのコマ	綱打器駒	
270	270		28022	コタタキボウ	子叩き棒	
271	271		28022	コタタキボウ	子叩き棒	
272	272		28022	コタタキボウ	子叩き棒	
273	273		28022	コタタキボウ	子叩き棒	
274	274		28022	コタタキボウ	子叩き棒	
275	275		28022	コタタキボウ	子叩き棒	
276	276		11014	マジルシ	潤印	
277	277		11014	マジルシ	潤印	
278	278		26022	ギッチョのコマ	綱打器駒	
279	279		27005	オキジルシ	沖灯・枠印・沖印	
280	280		29001	アンゼントウ	安全灯・ハリケーンランプ	
281	281		29005	テサゲトウ	手提灯	
282	282		29005	テサゲトウ	手提灯	
283	283		28012	ガストウ	カーバイトランプ・ガス灯	
284	284		28016	ガストウのホヤホゴバコ	カーバイトランプホヤ保護箱	
285	285		28016	ガストウのホヤホゴバコ	カーバイトランプホヤ保護箱	
286	286		28016	ガストウのホヤホゴバコ	カーバイトランプホヤ保護箱	
287	287		28016	ガストウのホヤホゴバコ	カーバイトランプホヤ保護箱	
288	288		29003	アンゼントウホゴバコ	安全灯保護箱	
289	289		29003	アンゼントウホゴバコ	安全灯保護箱	
290	290		28011	プランタン	プランタン	明治初期
291	291		28018	ガストウのタンク	カーバイトランプのタンク	
292	292		28018	ガストウのタンク	カーバイトランプのタンク	
293	293		28018	ガストウのタンク	カーバイトランプのタンク	
294	294	1	28019	ガストウのホヤ	カーバイトランプのホヤ	
294	294	2	28017	ガストウのカサ	カーバイトランプの笠	
294	294	3	28020	ガストウのヒグチ	カーバイトランプのバーナー	
295	295		28017	ガストウのカサ	カーバイトランプの笠	
296	296		28015	カーバイトホカンヅツ	カーバイト保管筒	
297	297		28015	カーバイトホカンヅツ	カーバイト保管筒	
298	298		28015	カーバイトホカンヅツ	カーバイト保管筒	
299	299		28015	カーバイトホカンヅツ	カーバイト保管筒	
300	300		28015	カーバイトホカンヅツ	カーバイト保管筒	
301	301		28015	カーバイトホカンヅツ	カーバイト保管筒	
302	302		28014	カーバイトホゴカン	カーバイト保護缶	
303	303		28014	カーバイトホゴカン	カーバイト保護缶	
304	304		23002	ウダギ（トモガイヨウ）	腕木（艫櫂用）	

材料	使用年代	使用者
カラマツ・トドマツ　／早櫂；ナラ	昭和32年まで	漁夫
カラマツ・トドマツ	昭和32年まで	漁夫
カラマツ・トドマツ	昭和32年まで	漁夫
カラマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ；2　／カバ；1　／カラマツ；1　／杉；1	昭和32年まで	漁夫
カラマツ・トドマツ	昭和32年まで	漁夫
杉・トドマツ・楢・イタヤ・欅	昭和32年まで	漁夫
杉	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
柄；ナラ　／胴；杉	昭和32年まで	漁夫
ケヤキ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
イタヤ	昭和32年まで	漁夫
ブドー蔓	昭和32年まで	主として漁夫
ブドー蔓	昭和32年まで	主として漁夫
ブドー蔓	昭和32年まで	主として漁夫
ブドー蔓	昭和32年まで	主として漁夫
タモ	昭和32年まで	主として漁夫
タモ	昭和32年まで	主として漁夫
枠；トドマツ　／ガラス	昭和32年まで	漁夫
枠；トドマツ　／ガラス	昭和32年まで	漁夫
ケヤキ	昭和32年まで	漁夫
ガラス・ブリキ・鋼線	昭和32年まで	漁夫
金属・ガラス	昭和32年まで	漁夫
真鍮	昭和32年まで	
真鍮	昭和32年まで	
ホヤ保護箱;トドマツ/カーバイト保管箱・笠;ブリキ/ホヤ;ガラス/火口;真鍮/ホース;ゴム/ガスタンク;鉄	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
鉄製	明治初期～大正年代	漁夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫
ガラス	昭和32年まで	漁夫
笠；ブリキ　／握手部；針金	昭和32年まで	漁夫
バーナー（火口）；真鍮　／ガス管；鉄製	昭和32年まで	漁夫
笠；ブリキ　／握手部；針金	昭和32年まで	漁夫
ブリキ	昭和32年まで	漁夫
ブリキ	昭和32年まで	漁夫
ブリキ	昭和32年まで	漁夫
ブリキ	昭和32年まで	漁夫
ブリキ	昭和32年まで	漁夫
ブリキ	昭和32年まで	漁夫
ブリキ	昭和32年まで	漁夫
ブリキ	昭和32年まで	漁夫
ホオ		漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
305	305		28020	ガストウのヒグチ	カーバイトランプのバーナー	
306	306		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和11年
307	307		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和10年
308	308		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和10年
309	309		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和10年
310	310		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和９年
311	311		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
312	312		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
313	313		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和９年
314	314		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
315	315		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和10年
316	316		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和11年
317	317		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和10年
318	318		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
319	319		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和10年
320	320		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和11年
321	321		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和９年
322	322		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和10年
323	323		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
324	324		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
325	325		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
326	326		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	大正
327	327		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
328	328		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
329	329		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	昭和10年
330	330		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
331	331		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
332	332		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
333	333		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
334	334		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
335	335		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
336	336		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
337	337		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
338	338		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
339	339		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
340	340		28003	ショイモッコ	背負いもっこ	
341	341		22001	アカクミヒヤク	あか汲みひしゃく	
342	342		22001	アカクミヒヤク	あか汲みひしゃく	
343	343		11022	ネリップ	ネリップ	
344	344		11022	ネリップ	ネリップ	
345	345		28010	セキタンスコップ	大型角スコップ	
346	346		12007	ジョレン（５本刃）	鋤簾（５本刃）	
347	347		12007	ジョレン（５本刃）	鋤簾（５本刃）	
348	348		12007	ジョレン（５本刃）	鋤簾（５本刃）	
349	349		12006	ジョレン（３本刃）	鋤簾（３本刃）	
350	350		12010	トンガ	唐鍬	
351	351		12010	トンガ	唐鍬	
352	352		12010	トンガ	唐鍬	
353	353		11019	イシワリハンマー	石割ハンマー	
354	354		11020	カタヅル	片鶴	
355	355		11020	カタヅル	片鶴	

材料	使用年代	使用者
真鍮	昭和32年まで	漁夫
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和11年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和10年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和10年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和10年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和９年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和９年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和10年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和11年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和10年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和10年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和11年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和９年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和10年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	大正年代～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和10年～昭和32年	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	陸廻り人夫ほか
本体；トドマツ　／背負綱；アバ縄	昭和32年まで	幼児・学童
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ　／柄；ナラ	昭和32年まで	漁夫
鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鉄　／柄；イタヤ	昭和32年まで	漁夫
鋤；鉄　／柄；カラマツ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鋤；鉄　／柄；カラマツ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鋤；鉄　／柄；カラマツ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鋤；鉄　／柄；カラマツ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鍬；鉄　／柄；イタヤ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鍬；鉄　／柄；イタヤ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鍬；鉄　／柄；イタヤ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
頭部；鉄　／柄；アオタモ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鉄　／柄；イタヤ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鉄　／柄；イタヤ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
356	356		11017	ジツキボウ	地突棒	
357	357		12009	ジョレン（網付）	鋤簾（網付）	
358	358		11016	カナテコ	金梃子	
359	359		11016	カナテコ	金梃子	
360	360		12008	ジョレン（馬曳用）	鋤簾（馬曳用）	
361	361		12001	カグラサン	神楽桟	
362	362		12001	カグラサン	神楽桟	
363	363		12001	カグラサン	神楽桟	
364	364		12001	カグラサン	神楽桟	
365	365		12004	マキボウ	巻棒・巻桁	
366	366		12002	ステトリ	捨て巻き	
367	367		12002	ステトリ	捨て巻き	
368	368		12002	ステトリ	捨て巻き	
369	369		29002	アンゼントウのホヤ	安全灯のホヤ	
370	370		28018	ガストウのタンク	カーバイトランプのタンク	
371	371		28018	ガストウのタンク	カーバイトランプのタンク	
372	372		27009	レンラクトウ	連絡灯	
373	373		27014	セキタンバコ	石炭箱	
374	374		27014	セキタンバコ	石炭箱	
375	375		27014	セキタンバコ	石炭箱	
376	376		27014	セキタンバコ	石炭箱	
377	377		27014	セキタンバコ	石炭箱	
378	378		27014	セキタンバコ	石炭箱	
379	379		27003	アンペボウ	按配棒	
380	380		28016	ガストウのホヤホゴバコ	カーバイトランプホヤ保護箱	
381	381		28017	ガストウのカサ	カーバイトランプの笠	
382	382		27012	ジュウノウ	十能	
383	383		27012	ジュウノウ	十能	
384	384		27012	ジュウノウ	十能	
385	385		27012	ジュウノウ	十能	
386	386		27012	ジュウノウ	十能	
387	387		27013	デレッキ	デレッキ	
388	388		27013	デレッキ	デレッキ	
389	389		27013	デレッキ	デレッキ	
390	390		27013	デレッキ	デレッキ	
391	391		27013	デレッキ	デレッキ	
392	392		27013	デレッキ	デレッキ	
393	393		27013	デレッキ	デレッキ	
394	394		22013	バンズレ	盤擦れ	
395	395		22013	バンズレ	盤擦れ	
396	396		22013	バンズレ	盤擦れ	
397	397		22013	バンズレ	盤擦れ	
398	398		22013	バンズレ	盤擦れ	
399	399		27001	オオタモ	大たも・汲みたも	
400	400		27001	オオタモ	大たも・汲みたも	
401	401		27001	オオタモ	大たも・汲みたも	
402	402		27001	オオタモ	大たも・汲みたも	
403	403		27001	オオタモ	大たも・汲みたも	
404	404		27001	オオタモ	大たも・汲みたも	
405	405		27001	オオタモ	大たも・汲みたも	
406	406		27001	オオタモ	大たも・汲みたも	

材料	使用年代	使用者
刃；鉄　／柄；シコロ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鋤；鉄　／柄；カラマツ　／鉄網	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鉄	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鉄	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鋤；鉄　／柄；ハリセン	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
座板；ナラ　／笠木；ナラ　／巻胴；ナラ　／枠台；タモ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
座板；ナラ　／笠木；ナラ　／巻胴；タモ　／枠台；タモ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
座板；ナラ　／笠木；欠落　／巻胴；タモ　／枠台；トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
座板；ナラ　／笠木；ナラ　／巻胴；タモ　／枠台；ナラ・トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
タモ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
ガラス	昭和32年まで	漁夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫
枠；トドマツ　／ガラス	昭和32年まで	漁夫（主として船頭）
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
笠；ブリキ　／握手部；針金	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄		
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
古網　／藁縄	昭和32年まで	漁夫
古網　／藁縄	昭和32年まで	漁夫
古網　／藁縄	昭和32年まで	漁夫
古網　／藁縄	昭和32年まで	漁夫
古網　／藁縄	昭和32年まで	漁夫
柄；タモ　／枠；ナラ　／網；越後麻	昭和32年まで	漁夫
柄；タモ　／枠；ナラ　／網；越後麻	昭和32年まで	漁夫
柄；タモ　／枠；ナラ　／網；越後麻	昭和32年まで	漁夫
柄；桧　／枠；ナラ　／網；越後麻	昭和32年まで	漁夫
柄；タモ　／枠；鉄製　／網；越後麻	昭和32年まで	漁夫
柄；桧　／枠；鉄製　／網；越後麻	昭和32年まで	漁夫
柄；桧　／枠；ナラ　／網；越後麻	昭和32年まで	漁夫
柄；桧　／枠；ナラ　／網；越後麻	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
407	407		27007	タモダイ	たもの柄	
408	408		27007	タモダイ	たもの柄	
409	409		27007	タモダイ	たもの柄	
410	410		27006	タモワク	たも枠	
411	411		27006	タモワク	たも枠	
412	412		27006	タモワク	たも枠	
413	413		21001	イソブネ（磯舟）	磯舟	大正14年
414	414		21004	ボツブネ・ワクブネ	保津船・枠船	昭和６年
415	415		21004	ボツブネ・ワクブネ	保津船・枠船	
416	416		21001	イソブネ（磯舟）	磯舟	
417	417		21003	ボツブネ・オコシブネ	保津船・起し船	昭和10年
418	418		21002	イソブネ（通舟）	通舟	
419	419		21002	イソブネ（通舟）	通舟	
420	420		21002	イソブネ（通舟）	通舟	昭和29年
421	421		21004	ボツブネ・ワクブネ	保津船・枠船	
422	422		21004	ボツブネ・ワクブネ	保津船・枠船	昭和31年
423	423		21004	ボツブネ・ワクブネ	保津船・枠船	昭和29年
424	424		22002	アカクミポンプ	あか汲みポンプ	昭和10年頃
425	425		27003	アンベボウ	按配棒	
426	426		27003	アンベボウ	按配棒	
427	427		27003	アンベボウ	按配棒	
428	428		27003	アンベボウ	按配棒	
429	429		27003	アンベボウ	按配棒	
430	430		22011	ハヤスケ	早助	
431	431		28013	ガストウリンダイ	ガス灯輪台	
432	432		27002	ヤサカギ	やさ鈎・やしや鈎・やんさ鈎	
433	433		28022	コタタキボウ	子叩き棒	
434	434		28022	コタタキボウ	子叩き棒	
435	435		22017	ヤカタヤネテント	屋形屋根帆布	
436	436		22017	ヤカタヤネテント	屋形屋根帆布	
437	437		22017	ヤカタヤネテント	屋形屋根帆布	
438	438		22017	ヤカタヤネテント	屋形屋根帆布	
439	439		22017	ヤカタヤネテント	屋形屋根帆布	
440	440		27005	オキジルシ	沖灯・枠印・沖印	
441	441		12004	マキボウ	巻棒・巻桁	
442	442		25017	イタアバ	板あば・浮代	
443	443		25017	イタアバ	板あば・浮代	
444	444		25017	イタアバ	板あば・浮代	
445	445		25017	イタアバ	板あば・浮代	
446	446		25017	イタアバ	板あば・浮代	
447	447		25017	イタアバ	板あば・浮代	
448	448		25017	イタアバ	板あば・浮代	
449	449		25017	イタアバ	板あば・浮代	
450	450		25017	イタアバ	板あば・浮代	
451	451		25017	イタアバ	板あば・浮代	
452	452		25017	イタアバ	板あば・浮代	
453	453		25017	イタアバ	板あば・浮代	
454	454		25017	イタアバ	板あば・浮代	
455	455		25017	イタアバ	板あば・浮代	
456	456		25017	イタアバ	板あば・浮代	
457	457		25017	イタアバ	板あば・浮代	

材料	使用年代	使用者
ヒノキ	昭和32年まで	
タモ	昭和32年まで	
ヒノキ	昭和32年まで	
ヒノキ	昭和32年まで	
ヒノキ	昭和32年まで	
タモ	昭和32年まで	
ムダマ；カツラ　／海具；杉　／アバラ；ナラ	大正14年～昭和32年	漁夫
敷；トドマツ　／上棚・下棚；杉　／その他；主にトドマツ・ナラ	昭和６年～昭和32年	漁夫
敷；カツラ　／上棚・下棚；杉　／その他；主にトドマツ・ナラ	昭和32年まで	漁夫
ムダマ；カツラ　／海具；杉　／その他；トドマツ・ナラ	昭和32年まで	漁夫
敷；カツラ　／上棚・下棚；杉　／その他；トドマツ・ナラ	昭和10年～昭和32年	漁夫
敷；杉　／海具；杉　／その他；ナラ他	昭和32年まで	漁夫
敷；杉　／海具；杉　／その他；ナラ他	昭和32年まで	漁夫
敷；杉　／海具；杉　／その他；ナラ他	昭和29年～昭和32年	漁夫
敷；杉　／上棚・下棚；杉　／その他；ナラ・トドマツ・桧	昭和32年まで	漁夫
敷；杉　／上棚・下棚；杉　／その他；桧・ナラ・トドマツ	昭和31年～昭和32年	漁夫
敷；杉　／上棚・下棚；杉　／その他；杉・ナラ・桧	昭和29年～昭和32年	漁夫
杉	昭和10年頃～昭和32年	漁夫
オヒョウタモ	昭和32年まで	漁夫
オヒョウタモ	昭和32年まで	漁夫
ミズキ	昭和32年まで	漁夫
ミズキ	昭和32年まで	漁夫
オヒョウタモ	昭和32年まで	漁夫
柄；トドマツ　／鈎；鉄	昭和32年まで	主として漁夫
柄；カラマツ　／輪；針金	昭和32年まで	漁夫
ナラ（柏）	昭和32年まで	漁夫
ブドー蔓	昭和32年まで	主として漁夫
ブドー蔓	昭和32年まで	主として漁夫
綿布（10号程度のもの）	昭和32年まで	漁夫
綿布（10号程度のもの）	昭和32年まで	漁夫
綿布（10号程度のもの）	昭和32年まで	漁夫
綿布（10号程度のもの）	昭和32年まで	漁夫
綿布（10号程度のもの）	昭和32年まで	漁夫
ガラス・ブリキ・鋼線	昭和32年まで	漁夫
タモ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
458	458		25017	イタアバ	板あば・浮代	
459	459		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
460	460		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
461	461		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
462	462		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
463	463		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
464	464		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
465	465		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
466	466		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
467	467		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
468	468		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
469	469		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
470	470		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
471	471		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
472	472		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
473	473		25032	テッカン	鉄環・沈子	
474	474		25032	テッカン	鉄環・沈子	
475	475		25032	テッカン	鉄環・沈子	
476	476		25032	テッカン	鉄環・沈子	
477	477		25032	テッカン	鉄環・沈子	
478	478		25022	テツダマ	鉄製浮玉	
479	479		25022	テツダマ	鉄製浮玉	
480	480		25022	テツダマ	鉄製浮玉	
481	481		25022	テツダマ	鉄製浮玉	
482	482		25019	クダアバ	管あば	
483	483		25019	クダアバ	管あば	
484	484		25019	クダアバ	管あば	
485	485		25019	クダアバ	管あば	
486	486		25019	クダアバ	管あば	
487	487		25019	クダアバ	管あば	
488	488		25019	クダアバ	管あば	
489	489		25019	クダアバ	管あば	
490	490		25019	クダアバ	管あば	
491	491		25019	クダアバ	管あば	
492	492		25019	クダアバ	管あば	
493	493		25019	クダアバ	管あば	
494	494		25019	クダアバ	管あば	
495	495		25019	クダアバ	管あば	
496	496		25019	クダアバ	管あば	
497	497		25019	クダアバ	管あば	
498	498		25019	クダアバ	管あば	
499	499		27021	カタキリカマ	型切鎌	
500	500		27021	カタキリカマ	型切鎌	
501	501		27007	タモダイ	たもの柄	
502	502		25032	テッカン	鉄環・沈子	
503	503		25032	テッカン	鉄環・沈子	
504	504		25032	テッカン	鉄環・沈子	
505	505		25032	テッカン	鉄環・沈子	
506	506		25032	テッカン	鉄環・沈子	
507	507		25032	テッカン	鉄環・沈子	
508	508		25032	テッカン	鉄環・沈子	

材料	使用年代	使用者
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
木製の又木　/鎌の刃　/重りの石（針金で接続）　/鎌の刃を止める釘	昭和32年まで	漁夫
木製の又木　/鎌の刃　/重りの石（針金で接続）　/鎌の刃を止める釘	昭和32年まで	漁夫
タモ	昭和32年まで	
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
509	509		25032	テッカン	鉄環・沈子	
510	510		25032	テッカン	鉄環・沈子	
511	511		25032	テッカン	鉄環・沈子	
512	512		25032	テッカン	鉄環・沈子	
513	513		25032	テッカン	鉄環・沈子	
514	514		25032	テッカン	鉄環・沈子	
515	515		25032	テッカン	鉄環・沈子	
516	516		25022	テツダマ	鉄製浮玉	
517	517		25019	クダアバ	管あば	
518	518		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
519	519		25017	イタアバ	板あば・浮代	
520	520		25017	イタアバ	板あば・浮代	
521	521		25017	イタアバ	板あば・浮代	
522	522		25017	イタアバ	板あば・浮代	
523	523		27003	アンベボウ	按配棒	
524	524		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
525	525		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
526	526		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
527	527		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
528	528		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
529	529		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
530	530		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
531	531		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
532	532		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
533	533		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
534	534		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
535	535		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
536	536		25026	ヤクダンブ	役だんぶ・神威だんぶ	
537				（欠　番）		
538	538		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
539	539		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
540	540		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
541	541		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
542	542		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
543	543		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
544	544		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
545	545		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
546	546		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
547	547		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
548	548		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
549	549		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
550	550		25018	マルアバ	丸あば・浮子	
551	551		25017	イタアバ	板あば・浮代	
552	552		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
553	553		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
554	554		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
555	555		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
556	556		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
557	557		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
558	558		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
559	559		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	

材料	使用年代	使用者
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
桐	昭和32年まで	漁夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
ミズキ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
雑木（トドマツ・カラマツ・桐・杉）	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・桐・杉	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
560	560		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
561	561		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
562	562		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
563	563		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
564	564		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
565	565		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
566	566		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
567	567		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
568	568		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
569	569		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
570	570		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
571	571		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
572	572		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
573	573		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
574	574		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
575	575		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
576	576		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
577	577		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
578	578		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
579	579		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
580	580		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
581	581		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
582	582		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
583	583		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
584	584		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
585	585		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
586	586		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
587	587		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
588	588		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
589	589		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
590	590		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
591	591		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
592	592		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
593	593		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
594	594		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
595	595		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
596	596		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
597	597		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
598	598		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
599	599		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
600	600		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
601	601		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
602	602		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
603	603		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
604	604		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
605	605		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
606	606		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
607	607		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
608	608		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
609	609		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
610	610		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	

材料	使用年代	使用者
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
611	611		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
612	612		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
613	613		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
614	614		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
615	615		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
616	616		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
617	617		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
618	618		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
619	619		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
620	620		25023	クチマエダンブ	口前だんぶ・口前浮標	
621	621		25023	クチマエダンブ	口前だんぶ・口前浮標	
622	622		25023	クチマエダンブ	口前だんぶ・口前浮標	
623	623		25023	クチマエダンブ	口前だんぶ・口前浮標	
624	624		25023	クチマエダンブ	口前だんぶ・口前浮標	
625	625		25023	クチマエダンブ	口前だんぶ・口前浮標	
626	626		25023	クチマエダンブ	口前だんぶ・口前浮標	
627	627		25023	クチマエダンブ	口前だんぶ・口前浮標	
628	628		25037	ワラヅナ	藁綱	
629	629		25037	ワラヅナ	藁綱	
630	630		25037	ワラヅナ	藁綱	
631	631		25037	ワラヅナ	藁綱	
632	632		25037	ワラヅナ	藁綱	
633	633		25037	ワラヅナ	藁綱	
634	634		25037	ワラヅナ	藁綱	
635	635		25037	ワラヅナ	藁綱	
636	636		25037	ワラヅナ	藁綱	
637	637		25037	ワラヅナ	藁綱	
638	638		25037	ワラヅナ	藁綱	
639	639		25037	ワラヅナ	藁綱	
640	640		25037	ワラヅナ	藁綱	
641	641		25037	ワラヅナ	藁綱	
642	642		25037	ワラヅナ	藁綱	
643	643		25037	ワラヅナ	藁綱	
644	644		25037	ワラヅナ	藁綱	
645	645		25037	ワラヅナ	藁綱	
646	646		25037	ワラヅナ	藁綱	
647	647		25037	ワラヅナ	藁綱	
648	648		25020	フナガタアバ	舟型あば・浮子	
649	649		25020	フナガタアバ	舟型あば・浮子	
650	650		25020	フナガタアバ	舟型あば・浮子	
651	651		25020	フナガタアバ	舟型あば・浮子	
652	652		25020	フナガタアバ	舟型あば・浮子	
653	653		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
654	654		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
655	655		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
656	656		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
657	657		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
658	658		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
659	659		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
660	660		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
661	661		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	

材料	使用年代	使用者
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
藁	昭和32年まで	漁夫
トドマツ、桐	昭和32年まで	漁夫
トドマツ、桐	昭和32年まで	漁夫
トドマツ、桐	昭和32年まで	漁夫
トドマツ、桐	昭和32年まで	漁夫
トドマツ、桐	昭和32年まで	漁夫
硝子　／網；マニラロープ（径18㎜）	昭和32年まで	漁夫
硝子　／網；マニラロープ（径18㎜）	昭和32年まで	漁夫
硝子　／網；マニラロープ（径18㎜）	昭和32年まで	漁夫
硝子　／網；マニラロープ（径18㎜）	昭和32年まで	漁夫
硝子　／網；マニラロープ（径18㎜）	昭和32年まで	漁夫
硝子　／網；マニラロープ（径18㎜）	昭和32年まで	漁夫
硝子　／網；マニラロープ（径18㎜）	昭和32年まで	漁夫
硝子　／網；マニラロープ（径18㎜）	昭和32年まで	漁夫
硝子　／網；マニラロープ（径18㎜）	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
662	662		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
663	663		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
664	664		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
665	665		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
666	666		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
667	667		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
668	668		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
669	669		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
670	670		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
671	671		25021	ガラスダマ	ガラス浮玉	
672	672		26024	カシワカワ	柏皮	
673	673		26024	カシワカワ	柏皮	
674	674		26024	カシワカワ	柏皮	
675	675		25025	ワッカンベ	わっかんべ	
676	676		25025	ワッカンベ	わっかんべ	
677	677		25025	ワッカンベ	わっかんべ	
678	678		29008	ブロック	滑車	
679	679		29008	ブロック	滑車	
680	680		29008	ブロック	滑車	
681	681		29008	ブロック	滑車	
682	682		25030	ヨツツメアンカー	四ツ爪錨	
683	683		25030	ヨツツメアンカー	四ツ爪錨	
684	684		25030	ヨツツメアンカー	四ツ爪錨	
685	685		25030	ヨツツメアンカー	四ツ爪錨	
686	686		25030	ヨツツメアンカー	四ツ爪錨	
687	687		25030	ヨツツメアンカー	四ツ爪錨	
688	688		25030	ヨツツメアンカー	四ツ爪錨	
689	689		25030	ヨツツメアンカー	四ツ爪錨	
690	690		25030	ヨツツメアンカー	四ツ爪錨	
691	691		25030	ヨツツメアンカー	四ツ爪錨	
692	692		25030	ヨツツメアンカー	四ツ爪錨	
693	693		22006	カイリョウアンカー	改良アンカー・かんざし付錨	
694	694		22006	カイリョウアンカー	改良アンカー・かんざし付錨	
695	695		22006	カイリョウアンカー	改良アンカー・かんざし付錨	
696	696		22006	カイリョウアンカー	改良アンカー・かんざし付錨	
697	697		22006	カイリョウアンカー	改良アンカー・かんざし付錨	
698	698		22006	カイリョウアンカー	改良アンカー・かんざし付錨	
699	699		22006	カイリョウアンカー	改良アンカー・かんざし付錨	
700	700		22006	カイリョウアンカー	改良アンカー・かんざし付錨	
701	701		22006	カイリョウアンカー	改良アンカー・かんざし付錨	
702	702		22006	カイリョウアンカー	改良アンカー・かんざし付錨	
703	703		33005	カクドウ	搾筒・筒	
704	704		33005	カクドウ	搾筒・筒	
705	705		33005	カクドウ	搾筒・筒	
706	706		33005	カクドウ	搾筒・筒	
707	707		33005	カクドウ	搾筒・筒	
708	708		33005	カクドウ	搾筒・筒	
709	709		33005	カクドウ	搾筒・筒	
710	710		33005	カクドウ	搾筒・筒	
711	711		33016	ドウナガシ	筒流し	
712	712		33016	ドウナガシ	筒流し	

材料	使用年代	使用者
硝子	昭和32年まで	漁夫
硝子	昭和32年まで	漁夫
硝子	昭和32年まで	漁夫
硝子	昭和32年まで	漁夫
硝子	昭和32年まで	漁夫
硝子	昭和32年まで	漁夫
硝子	昭和32年まで	漁夫
硝子	昭和32年まで	漁夫
硝子	昭和32年まで	漁夫
硝子	昭和32年まで	漁夫
若い柏楢の皮	昭和32年まで	
若い柏楢の皮	昭和32年まで	
若い柏楢の皮	昭和32年まで	
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
楓	昭和32年まで	漁夫
ケヤキ	昭和32年まで	漁夫
ケヤキ	昭和32年まで	漁夫
ケヤキ	昭和32年まで	漁夫
ケヤキ	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
713	713		33016	ドウナガシ	筒流し	
714	714		33016	ドウナガシ	筒流し	
715	715		33017	ドウフタ	筒蓋	
716	716		33011	カマベラ	釜べら	
717	717		33011	カマベラ	釜べら	
718	718		33011	カマベラ	釜べら	
719	719		33013	カママエヒヤク	釜前ひしゃく	
720	720		33013	カママエヒヤク	釜前ひしゃく	
721	721		33013	カママエヒヤク	釜前ひしゃく	
722	722		33013	カママエヒヤク	釜前ひしゃく	
723	723		33013	カママエヒヤク	釜前ひしゃく	
724	724		33013	カママエヒヤク	釜前ひしゃく	
725	725		33013	カママエヒヤク	釜前ひしゃく	
726	726		33014	カママエマサカリ	釜焚鉞	
727	727		33025	カマタキジュウノウ	釜焚十能	
728	728		33025	カマタキジュウノウ	釜焚十能	
729	729		33027	カマタキヒカキ	釜焚火掻	
730	730		33027	カマタキヒカキ	釜焚火掻	
731	731		33027	カマタキヒカキ	釜焚火掻	
732	732		33027	カマタキヒカキ	釜焚火掻	
733	733		33026	カマタキデレッキ	釜焚火鎌	
734	734		33026	カマタキデレッキ	釜焚火鎌	
735	735		33026	カマタキデレッキ	釜焚火鎌	
736	736		33026	カマタキデレッキ	釜焚火鎌	
737	737		33026	カマタキデレッキ	釜焚火鎌	
738	738		13003	ヤキイン	焼印	
739	739		33010	カマシデ	釜枝手	
740	740		33010	カマシデ	釜枝手	
741	741		33010	カマシデ	釜枝手	
742	742		33010	カマシデ	釜枝手	
743	743		33010	カマシデ	釜枝手	
744	744		33010	カマシデ	釜枝手	
745	745		33010	カマシデ	釜枝手	
746	746		34007	コマザライ	こまざらい	
747	747		34007	コマザライ	こまざらい	
748	748		34007	コマザライ	こまざらい	
749	749		34007	コマザライ	こまざらい	
750	750		34007	コマザライ	こまざらい	
751	751		34007	コマザライ	こまざらい	
752	752		34007	コマザライ	こまざらい	
753	753		34007	コマザライ	こまざらい	
754	754		33003	エビリ	えびり・えぶり	
755	755		33003	エビリ	えびり・えぶり	
756	756		33003	エビリ	えびり・えぶり	
757	757		33003	エビリ	えびり・えぶり	
758	758		33003	エビリ	えびり・えぶり	
759	759		33008	カスベラ	粕べら	
760	760		33008	カスベラ	粕べら	
761	761		33008	カスベラ	粕べら	
762	762		29009	カッシャ	滑車（ブレーキ付）	
763	763		33015	キリン	ジャッキ	

材料	使用年代	使用者
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜炊人夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
刃部；鉄　／柄；イタヤ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
本体；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫または人夫
枠；鉄　／柄；カラマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
枠；鉄　／柄；カラマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
枠；鉄　／柄；ナラ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
枠；鉄　／柄；ナラ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
枠；鉄　／柄；カラマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
枠；鉄　／柄；イタヤ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
枠；鉄　／柄；カラマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
主としてトドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
主としてトドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
主としてトドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
柄；トドマツ　／刃；カバ	昭和32年まで	漁夫または人夫
柄；トドマツ　／刃；カバ	昭和32年まで	漁夫または人夫
柄；トドマツ　／刃；カバ	昭和32年まで	漁夫または人夫
柄；トドマツ　／刃；カバ	昭和32年まで	漁夫または人夫
柄；トドマツ　／刃；カバ	昭和32年まで	漁夫または人夫
ヒノキ	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
ヒノキ	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
ヒノキ	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
ケヤキ	昭和32年まで	不明
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
764	764		33015	キリン	ジャッキ	
765	765		33015	キリン	ジャッキ	
766	766		33015	キリン	ジャッキ	
767	767		33015	キリン	ジャッキ	
768	768		33015	キリン	ジャッキ	
769	769		33015	キリン	ジャッキ	
770	770		33015	キリン	ジャッキ	
771	771		33015	キリン	ジャッキ	
772	772		33015	キリン	ジャッキ	
773	773		33015	キリン	ジャッキ	
774	774		33015	キリン	ジャッキ	
775	775		33015	キリン	ジャッキ	
776	776		33009	カマクチ	釜口	
777	777		33009	カマクチ	釜口	
778	778		33009	カマクチ	釜口	
779	779		33009	カマクチ	釜口	
780	780		33009	カマクチ	釜口	
781	781		33009	カマクチ	釜口	
782	782		33009	カマクチ	釜口	
783	783		33009	カマクチ	釜口	
784	784		33009	カマクチ	釜口	
785	785		33009	カマクチ	釜口	
786	786		33009	カマクチ	釜口	
787	787		33009	カマクチ	釜口	
788	788		33009	カマクチ	釜口	
789	789		33002	アブラヌキ	搾筒油抜	
790	790		33002	アブラヌキ	搾筒油抜	
791	791		33002	アブラヌキ	搾筒油抜	
792	792		33002	アブラヌキ	搾筒油抜	
793	793		33002	アブラヌキ	搾筒油抜	
794	794		33002	アブラヌキ	搾筒油抜	
795	795		33002	アブラヌキ	搾筒油抜	
796	796		33002	アブラヌキ	搾筒油抜	
797	797		33002	アブラヌキ	搾筒油抜	
798	798		35005	カスツキボウ	粕突棒	
799	799		35005	カスツキボウ	粕突棒	
800	800		35005	カスツキボウ	粕突棒	
801	801		35005	カスツキボウ	粕突棒	
802	802		35005	カスツキボウ	粕突棒	
803	803		33021	マキトビ	薪とび	
804	804		33021	マキトビ	薪とび	
805	805		33021	マキトビ	薪とび	
806	806		33021	マキトビ	薪とび	
807	807		33021	マキトビ	薪とび	
808	808		33012	カマハダケ	焦げ起し	
809	809		33012	カマハダケ	焦げ起し	
810	810		33012	カマハダケ	焦げ起し	
811	811		33012	カマハダケ	焦げ起し	
812	812		33012	カマハダケ	焦げ起し	
813	813		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
814	814		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	

材料	使用年代	使用者
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または粕炊人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
エゾマツ	昭和32年まで	漁夫
エゾマツ	昭和32年まで	漁夫
頭部；鉄　／柄；トドマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
頭部；鉄　／柄；イタヤ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
頭部；鉄　／柄；カラマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
頭部；鉄　／柄；ラワン	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
頭部；鉄　／柄；ナラ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
刃；鉄　／柄；エゾマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
刃；鉄　／柄；ナラ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
刃；鉄　／柄；タモ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
刃；鉄　／柄；エゾマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
刃；鉄　／柄；エゾマツ	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鈎；鉄　／天秤；イタヤ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；イタヤ	昭和32年まで	人夫ほか

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
815	815		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
816	816		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
817	817		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
818	818		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
819	819		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
820	820		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
821	821		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
822	822		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
823	823		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
824	824		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
825	825		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
826	826		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
827	827		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
828	828		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
829	829		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
830	830		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
831	831		32001	アライカギ	洗い鈎・担い鈎	
832	832		32002	アライカギのカギ	洗い鈎の鈎	
833	833		33024	タマキリホウチョウ	玉切庖丁	
834	834		33024	タマキリホウチョウ	玉切庖丁	
835	835		12011	マドクワ	窓鍬	
836	836		32007	テッコ	てっこ	
837	837		32007	テッコ	てっこ	
838	838		32007	テッコ	てっこ	
839	839		32007	テッコ	てっこ	
840	840		32007	テッコ	てっこ	
841	841		32007	テッコ	てっこ	
842	842		32007	テッコ	てっこ	
843	843		32007	テッコ	てっこ	
844	844		32007	テッコ	てっこ	
845	845		32007	テッコ	てっこ	
846	846		32007	テッコ	てっこ	
847	847		32007	テッコ	てっこ	
848	848		32007	テッコ	てっこ	
849	849		32007	テッコ	てっこ	
850	850		32007	テッコ	てっこ	
851	851		32007	テッコ	てっこ	
852	852		32007	テッコ	てっこ	
853	853		32007	テッコ	てっこ	
854	854		32007	テッコ	てっこ	
855	855		32007	テッコ	てっこ	
856	856		32007	テッコ	てっこ	
857	857		32007	テッコ	てっこ	
858	858		32007	テッコ	てっこ	
859	859		32007	テッコ	てっこ	
860	860		32007	テッコ	てっこ	
861	861		32007	テッコ	てっこ	
862	862		32007	テッコ	てっこ	
863	863		32007	テッコ	てっこ	
864	864		32007	テッコ	てっこ	
865	865		32007	テッコ	てっこ	

材料	使用年代	使用者
鈎；鉄　／天秤；イタヤ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；イタヤ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；シコロ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；イタヤ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；シコロ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；シコロ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；シコロ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；イタヤ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；イタヤ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；シコロ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；シコロ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；シコロ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；シコロ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；シコロ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄　／天秤；イタヤ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；鉄・木枝　／天秤；シコロ	昭和32年まで	人夫ほか
鈎；イタヤ　／天秤；シコロ	昭和32年まで	人夫ほか
鉄	昭和32年まで	
刃；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫ほか
刃；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫ほか
刃部；鉄　／柄；トドマツ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
866	866		32007	テッコ	てっこ	
867	867		32007	テッコ	てっこ	
868	868		32007	テッコ	てっこ	
869	869		32007	テッコ	てっこ	
870	870		32007	テッコ	てっこ	
871	871		32007	テッコ	てっこ	
872	872		32007	テッコ	てっこ	
873	873		32007	テッコ	てっこ	
874	874		32007	テッコ	てっこ	
875	875		32007	テッコ	てっこ	
876	876		32007	テッコ	てっこ	
877	877		28016	ガストウのホヤホゴバコ	カーバイトランプホヤ保護箱	
878	878		34001	エビコ	えびこ	
879	879		34001	エビコ	えびこ	
880	880		34001	エビコ	えびこ	
881	881		34001	エビコ	えびこ	
882	882		34001	エビコ	えびこ	
883	883		34001	エビコ	えびこ	
884	884		34001	エビコ	えびこ	
885	885		34001	エビコ	えびこ	
886	886		35007	サシ	検査用さし	
887	887		35007	サシ	検査用さし	
888	888		32003	サシタケ	尻つなぎ用指し竹	
889	889		32003	サシタケ	尻つなぎ用指し竹	
890	890		33023	ロストル	ロストル	
891	891		33023	ロストル	ロストル	
892	892		33023	ロストル	ロストル	
893	893		33023	ロストル	ロストル	
894	894		33023	ロストル	ロストル	
895	895		33023	ロストル	ロストル	
896	896		33023	ロストル	ロストル	
897	897		33023	ロストル	ロストル	
898	898		33023	ロストル	ロストル	
899	899		33009	カマクチ	釜口	
900	900		12012	ツキクワ	突鍬	
901	901		32006	ニシンカキ	鰊掻棒	
902	902		32006	ニシンカキ	鰊掻棒	
903	903		12013	クサカリカマ	草刈鎌	
904	904		12013	クサカリカマ	草刈鎌	
905	905		33006	ドブタ	玉台	
906	906		33006	ドブタ	玉台	
907	907		33006	ドブタ	玉台	
908	908		33006	ドブタ	玉台	
909	909		33006	ドブタ	玉台	
910	910		33006	ドブタ	玉台	
911	911		33006	ドブタ	玉台	
912	912		33006	ドブタ	玉台	
913	913		33006	ドブタ	玉台	
914	914		33006	ドブタ	玉台	
915	915		32008	テクビイレ	手首袋保管箱	
916	916		27022	ハコガラス	箱ガラス・箱メガネ	

材料	使用年代	使用者
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
トドマツ	昭和32年まで	人夫
鉄　／把部；木製	昭和32年まで	検査有資格者
鉄　／把部；木製	昭和32年まで	検査有資格者
竹	昭和32年まで	尻つなぎをする人夫
竹	昭和32年まで	尻つなぎをする人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
又部；鉄　／柄；トドマツ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
ミズキ	昭和32年まで	人夫
ミズキ	昭和32年まで	人夫
刃；鉄　／柄；カバ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
刃；鉄　／柄；トドマツ	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	女人夫
箱；スギ　／底；ガラス	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
917	917		34002	エビザル	えびざる	
918	918		34002	エビザル	えびざる	
919	919		35011	タテカギ	建鈎	
920	920		33007	カスヒロイ	粕拾い	
921	921		33007	カスヒロイ	粕拾い	
922	922		31003	タルカギ	樽鈎	
923	923		31003	タルカギ	樽鈎	
924	924		31003	タルカギ	樽鈎	
925	925		33002	アブラヌキ	搾筒油抜	
926	926		33020	フォーク	フォーク	
927	927		33020	フォーク	フォーク	
928	928		35008	シントウシ	芯通し針・縄通し	
929	929		11015	アナホリ	穴掘り	
930	930		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：明治９年
931	931		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：明治13年
932	932		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：明治14年
933	933		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：明治９年
934	934		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：明治15年
935	935		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：明治18年
936	936		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：明治９年
937	937		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：明治18年
938	938		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：明治９年
939	939		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：不　　明
940	940		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：明治９年
941	941		22024	フナカンサツ	船鑑札	発行年：明治13年
942	942		35013	サオハカリ	竿秤	
943	943		35013	サオハカリ	竿秤	
944	944		35013	サオハカリ	竿秤	
945	945		35013	サオハカリ	竿秤	
946	946		34008	ヨコツチ	藁打槌	
947	947		34008	ヨコツチ	藁打槌	
948	948		35001	シナカワ	しな皮	
949	949		35001	シナカワ	しな皮	
950	950		35016	ポンポン	ポンポン	
951	951		35016	ポンポン	ポンポン	
952	952		35016	ポンポン	ポンポン	
953	953		35016	ポンポン	ポンポン	
954	954		35017	マンボウ	万棒	
955	955		35017	マンボウ	万棒	
956	956		35017	マンボウ	万棒	
957	957		33028	ヒョウサツ（ヒリョウセイゾウハンバイ）	標札（肥料製造販売）	
958	958		33028	ヒョウサツ（ヒリョウセイゾウハンバイ）	標札（肥料製造販売）	
959	959		26001	アゲ	あげ	
960	960		26001	アゲ	あげ	
961	961		26001	アゲ	あげ	
962	962		26002	アバリ	網針	
963	963		31005	ニナイオケ	担い桶	
964	964		31005	ニナイオケ	担い桶	
965	965		25024	ウキタル	浮樽・浮標	
966	966		25024	ウキタル	浮樽・浮標	
967	967		27018	アライオケ（沖）	洗い桶（沖）	

材料	使用年代	使用者
骨材；鉄　／胴部分；金網　／縁・把輪；針金を芯にして縄を巻く	昭和32年まで	人夫ほか
骨材；鉄　／胴部分；金網　／縁・把輪；針金を芯にして縄を巻く	昭和32年まで	人夫ほか
腕；ナラ　／鈎；イタヤ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ　／ブドウ蔓	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ　／ブドウ蔓	昭和32年まで	漁夫または人夫
鈎；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
鈎；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
鈎；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
刃部；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫または人夫
刃部；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫または人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
本体；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
トドマツ	明治９年	船主（営業者）に交付
トドマツ	明治13年	船主（営業者）に交付
トドマツ	明治14年	船主（営業者）に交付
トドマツ	明治９年	船主（営業者）に交付
トドマツ	明治15年	船主（営業者）に交付
トドマツ	明治18年	船主（営業者）に交付
トドマツ	明治９年	船主（営業者）に交付
トドマツ	明治18年	船主（営業者）に交付
トドマツ	明治９年	船主（営業者）に交付
トドマツ	不明	船主（営業者）に交付
トドマツ	明治９年	船主（営業者）に交付
トドマツ	明治13年	船主（営業者）に交付
竿；木製　／指棒；木製　／分銅；鉄	昭和32年まで	
竿；木製　／指棒；木製　／分銅；鉄	昭和32年まで	
竿；木製　／指棒；木製　／分銅；鉄	昭和32年まで	
竿；木製　／分銅；鉄	昭和32年まで	
楓	昭和32年まで	漁夫または人夫
楓	昭和32年まで	漁夫または人夫
樞の木の皮	昭和32年まで	漁夫及び人夫
樞の木の皮	昭和32年まで	漁夫及び人夫
木製　／文字部分；シナ皮	昭和32年まで	漁夫ほか
木製　／文字部分；不明	昭和32年まで	漁夫ほか
木製　／文字部分；不明	昭和32年まで	漁夫ほか
木・竹製　／文字部分；不明	昭和32年まで	漁夫ほか
枠；トドマツ　／棒；杉	昭和32年まで	漁夫または人夫
枠；トドマツ　／棒；柮	昭和32年まで	漁夫または人夫
枠；トドマツ　／棒；杉	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ		経営者
トドマツ		経営者
楓、杉	昭和32年まで	漁夫
竹	昭和32年まで	漁夫
ラワン	昭和32年まで	漁夫
さびた（うつぎ）	昭和32年まで	漁夫
桶；トドマツ　／棒；イタヤ	昭和32年まで	漁夫ほか
桶；トドマツ	昭和32年まで	漁夫ほか
トドマツ・その他	昭和32年まで	漁夫
トドマツ・その他	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
968	968		32007	テッコ	てっこ	
969	969		35015	スリバン	刷り板	
970	970		35015	スリバン	刷り板	
971	971		35015	スリバン	刷り板	
972	972		35015	スリバン	刷り板	
973	973		35015	スリバン	刷り板	
974	974		35015	スリバン	刷り板	
975	975		25031	クサリ	鎖・チェーン	
976	976		25031	クサリ	鎖・チェーン	
977	977		25031	クサリ	鎖・チェーン	
978	978		25031	クサリ	鎖・チェーン	
979	979		26005	イトマキ	糸巻台	
980	980		33019	ハシリ	走り・かすり	
981	981		25016	ノシヅナ	伸し綱	
982	982		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
983	983		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
984	984		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
985	985		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
986	986		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
987	987		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
988	988		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
989	989		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
990	990		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
991	991		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
992	992		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
993	993		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
994	994		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
995	995		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
996	996		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
997	997		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
998	998		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
999	999		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1000	1000		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1001	1001		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1002	1002		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1003	1003		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1004	1004		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1005	1005		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1006	1006		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1007	1007		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1008	1008		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1009	1009		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1010	1010		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1011	1011		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1012	1012		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1013	1013		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1014	1014		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1015	1015		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1016	1016		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1017	1017		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
1018	1018		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	

材料	使用年代	使用者
トドマツ	昭和32年まで	人夫
亜鉛引きトタン板	昭和32年まで	漁夫または人夫
亜鉛引きトタン板	昭和32年まで	漁夫または人夫
亜鉛引きトタン板	昭和32年まで	漁夫または人夫
亜鉛引きトタン板	昭和32年まで	漁夫または人夫
亜鉛引きトタン板	昭和32年まで	漁夫または人夫
亜鉛引きトタン板	昭和32年まで	漁夫または人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
杣・その他	昭和32年まで	漁夫ほか
トドマツ　／トタン	昭和32年まで	粕炊人夫
マニラロープ（径：24mm）	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
あば縄	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1019	1019		27004	ワクカラミ	枠絡み網	
1020	1020		27004	ワクカラミ	枠絡み網	
1021	1021		27004	ワクカラミ	枠絡み網	
1022	1022		27004	ワクカラミ	枠絡み網	
1023	1023		22020	ワクヒキツナ	枠船曳行索	
1024	1024		25003	クチマエタナヅナ	口前棚網	
1025	1025		25003	クチマエタナヅナ	口前棚網	
1026	1026		25002	アバタナ	軀網あば棚網	
1027	1027		25002	アバタナ	軀網あば棚網	
1028	1028		25005	カケヅナ	掛網	
1029	1029		25005	カケヅナ	掛網	
1030	1030		25005	カケヅナ	掛網	
1031	1031		25005	カケヅナ	掛網	
1032	1032		25005	カケヅナ	掛網	
1033	1033		25005	カケヅナ	掛網	
1034	1034		25005	カケヅナ	掛網	
1035	1035		25005	カケヅナ	掛網	
1036	1036		25005	カケヅナ	掛網	
1037	1037		25005	カケヅナ	掛網	
1038	1038		25005	カケヅナ	掛網	
1039	1039		25005	カケヅナ	掛網	
1040	1040		25005	カケヅナ	掛網	
1041	1041		25005	カケヅナ	掛網	
1042	1042		25005	カケヅナ	掛網	
1043	1043		25005	カケヅナ	掛網	
1044	1044		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1045	1045		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1046	1046		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1047	1047		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1048	1048		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1049	1049		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1050	1050		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1051	1051		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1052	1052		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1053	1053		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1054	1054		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1055	1055		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1056	1056		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1057	1057		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1058	1058		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1059	1059		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1060	1060		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1061	1061		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1062	1062		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1063	1063		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1064	1064		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1065	1065		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1066	1066		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1067	1067		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1068	1068		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1069	1069		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	

材料	使用年代	使用者
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	
マニラロープ　／セキ用古網　／口前ダンブ；トドマツ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／セキ用古網　／口前ダンブ：トドマツ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／セキ用古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／セキ用古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／セキ用古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／セキ用古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／セキ用古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1070	1070		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1071	1071		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1072	1072		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1073	1073		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1074	1074		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1075	1075		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1076	1076		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1077	1077		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1078	1078		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1079	1079		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1080	1080		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1081	1081		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1082	1082		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1083	1083		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1084	1084		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1085	1085		22023	スレドメ	擦れ止め	
1086	1086		22023	スレドメ	擦れ止め	
1087	1087		22023	スレドメ	擦れ止め	
1088	1088		22023	スレドメ	擦れ止め	
1089	1089		22023	スレドメ	擦れ止め	
1090	1090		22023	スレドメ	擦れ止め	
1091	1091		22023	スレドメ	擦れ止め	
1092	1092		25011	サイナワ	さい縄・口前縄	
1093	1093		25011	サイナワ	さい縄・口前縄	
1094	1094		25011	サイナワ	さい縄・口前縄	
1095	1095		22013	バンズレ	盤擦れ	
1096	1096		22013	バンズレ	盤擦れ	
1097	1097		22004	ウチマワシ	内廻し	
1098	1098		22004	ウチマワシ	内廻し	
1099	1099		22004	ウチマワシ	内廻し	
1100	1100		26011	アバナワ	あば縄	
1101	1101		26011	アバナワ	あば縄	
1102	1102		22013	バンズレ	盤擦れ	
1103	1103		26011	アバナワ	あば縄	
1104	1104		26012	ワラヅナ（修）	藁綱（修）	
1105	1105		26012	ワラヅナ（修）	藁綱（修）	
1106	1106		28001	ウインチモッコ	ウインチ用もっこ	
1107	1107		28001	ウインチモッコ	ウインチ用もっこ	
1108	1108		28001	ウインチモッコ	ウインチ用もっこ	
1109	1109		28001	ウインチモッコ	ウインチ用もっこ	
1110	1110		28001	ウインチモッコ	ウインチ用もっこ	
1111	1111		28001	ウインチモッコ	ウインチ用もっこ	
1112	1112		28001	ウインチモッコ	ウインチ用もっこ	
1113	1113		28001	ウインチモッコ	ウインチ用もっこ	
1114	1114		28001	ウインチモッコ	ウインチ用もっこ	
1115	1115		28001	ウインチモッコ	ウインチ用もっこ	
1116	1116		25010	テボヅナ	手亡綱	
1117	1117		25010	テボヅナ	手亡綱	
1118	1118		25010	テボヅナ	手亡綱	
1119	1119		25010	テボヅナ	手亡綱	
1120	1120		25010	テボヅナ	手亡綱	

材料	使用年代	使用者
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：15mm、５分）　／麻糸　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm、８分）　／麻糸　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：15mm、５分）　／麻糸　／木皮	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：９mm、３分）　／麻糸　／布	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：15mm、５分）　／麻糸　／木皮（朱呂）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：15mm、５分）　／麻糸　／古網	昭和32年まで	漁夫
クレモナロープ（径：18mm、６分）　／麻糸　／木皮　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：15mm）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：15mm）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：15mm）	昭和32年まで	漁夫
古網　／芯；ロープ・中間縄	昭和32年まで	漁夫
古網　／芯；ロープ・中間縄	昭和32年まで	漁夫
シュロロープ（径：10mm）　／駒；楓	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：９mm）　／駒；楓	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：９mm）　／駒；楓	昭和32年まで	漁夫
わら縄	昭和32年まで	
わら縄	昭和32年まで	
古網　／綱	昭和32年まで	漁夫
わら縄	昭和32年まで	
薬（中間縄）	昭和32年まで	漁夫
薬（中間縄）	昭和32年まで	漁夫
網地；枠用麻網　／筋素；18mmマニラロープ　／環；鉄　／ワイヤロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫
網地；枠用麻網　／筋素；18mmマニラロープ　／環；鉄　／ワイヤロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫
網地；枠用麻網　／筋素；18mmマニラロープ　／環；鉄　／ワイヤロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫
網地；枠用麻網　／筋素；18mmマニラロープ　／環；鉄　／ワイヤロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫
網地；枠用麻網　／筋素；18mmマニラロープ　／環；鉄　／ワイヤロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫
網地；枠用麻網　／筋素；18mmマニラロープ　／環；鉄　／ワイヤロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫
網地；枠用麻網　／筋素；18mmマニラロープ　／環；鉄　／ワイヤロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫
網地；枠用麻網　／筋素；18mmマニラロープ　／環；鉄　／ワイヤロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫
網地；枠用麻網　／筋素；18mmマニラロープ　／環；鉄　／ワイヤロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫
網地；枠用麻網　／筋素；18mmマニラロープ　／環；鉄　／ワイヤロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網　／ワッカンベ；木	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網　／ワッカンベ；木	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網　／ワッカンベ；木	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：30mm）　／古網　／ワッカンベ；木	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：30mm）　／古網　／ワッカンベ；木	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1121	1121		25010	テボヅナ	手亡綱	
1122	1122		25010	テボヅナ	手亡綱	
1123	1123		25010	テボヅナ	手亡綱	
1124	1124		25010	テボヅナ	手亡綱	
1125	1125		25010	テボヅナ	手亡綱	
1126	1126		25010	テボヅナ	手亡綱	
1127	1127		25010	テボヅナ	手亡綱	
1128	1128		25010	テボヅナ	手亡綱	
1129	1129		25010	テボヅナ	手亡綱	
1130	1130		22003	カカリヅナ	錨綱	
1131	1131		22003	カカリヅナ	錨綱	
1132	1132		22003	カカリヅナ	錨綱	
1133	1133		22003	カカリヅナ	錨綱	
1134	1134		22014	ヒキヅナ	曳行索	
1135	1135		25014	クリコシヅナ	繰り越し綱	
1136	1136		25014	クリコシヅナ	繰り越し綱	
1137	1137		22023	スレドメ	擦れ止め	
1138	1138		22023	スレドメ	擦れ止め	
1139	1139		22023	スレドメ	擦れ止め	
1140	1140		25005	カケヅナ	掛綱	
1141	1141		25005	カケヅナ	掛綱	
1142	1142		25005	カケヅナ	掛綱	
1143	1143		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1144	1144		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1145	1145		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1146	1146		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1147	1147		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1148	1148		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1149	1149		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1150	1150		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1151	1151		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1152	1152		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1153	1153		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1154	1154		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1155	1155		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1156	1156		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1157	1157		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1158	1158		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1159	1159		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1160	1160		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1161	1161		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1162	1162		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1163	1163		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1164	1164		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1165	1165		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1166	1166		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1167	1167		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1168	1168		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1169	1169		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1170	1170		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1171	1171		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	

材料	使用年代	使用者
マニラロープ（径：18㎜）　／古網　／ワッカンベ；木	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18㎜）　／古網　／ワッカンベ；木	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18㎜）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24㎜）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24㎜）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24㎜）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24㎜）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24㎜）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18㎜）　／古網	昭和32年まで	漁夫
24㎜マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
24㎜マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
24㎜マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
24㎜マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	
マニラロープ（径：18㎜）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18㎜）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18㎜、6分）　／麻糸　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18㎜、6分）　／麻糸　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：12㎜、4分）　／麻糸　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1172	1172		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1173	1173		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
1174	1174		25029	ダマコ	ダマコ・たまこ	
1175	1175		25005	カケヅナ	掛綱	
1176	1176		25005	カケヅナ	掛綱	
1177	1177		25005	カケヅナ	掛綱	
1178	1178		25005	カケヅナ	掛綱	
1179	1179		25005	カケヅナ	掛綱	
1180	1180		25005	カケヅナ	掛綱	
1181	1181		25005	カケヅナ	掛綱	
1182	1182		25005	カケヅナ	掛綱	
1183	1183		25005	カケヅナ	掛綱	
1184	1184		25005	カケヅナ	掛綱	
1185	1185		25005	カケヅナ	掛綱	
1186	1186		25015	クリダシヅナ	繰り出し綱	
1187	1187		25015	クリダシヅナ	繰り出し綱	
1188	1188		25014	クリコシヅナ	繰り越し綱	
1189	1189		22012	ハヤモノ	早物	
1190	1190		22003	カカリヅナ	錨綱	
1191	1191		22003	カカリヅナ	錨綱	
1192	1192		22003	カカリヅナ	錨綱	
1193	1193		25009	ツナ	綱・ロープ	
1194	1194		25009	ツナ	綱・ロープ	
1195	1195		25009	ツナ	綱・ロープ	
1196	1196		25009	ツナ	綱・ロープ	
1197	1197		25009	ツナ	綱・ロープ	
1198	1198		25010	テボヅナ	手亡綱	
1199	1199		25010	テボヅナ	手亡綱	
1200	1200		25010	テボヅナ	手亡綱	
1201	1201		25010	テボヅナ	手亡綱	
1202	1202		25010	テボヅナ	手亡綱	
1203	1203		25007	ツッカケヅナ	突掛綱	
1204	1204		25004	ウワツナギカケヅナ	上継ぎ掛綱	
1205	1205		25004	ウワツナギカケヅナ	上継ぎ掛綱	
1206	1206		25003	クチマエタナヅナ	口前棚綱	
1207	1207		25005	カケヅナ	掛綱	
1208	1208		25005	カケヅナ	掛綱	
1209	1209		25013	カスガイ（ツナ）	かすがい綱	
1210	1210		25006	タテモトカケヅナ	建元掛綱	
1211	1211		25012	カタヅナ	型綱	
1212	1212		25010	テボヅナ	手亡綱	
1213	1213		25010	テボヅナ	手亡綱	
1214	1214		25009	ツナ	綱・ロープ	
1215	1215		24004	サンカクアミ	口前三角網	
1216	1216		25008	ツキトメヅナ	突止綱	
1217	1217		25014	クリコシヅナ	繰り越し綱	
1218	1218		25016	ノシヅナ	伸し綱	
1219	1219		25010	テボヅナ	手亡綱	
1220	1220		25010	テボヅナ	手亡綱	
1221	1221		25009	ツナ	綱・ロープ	
1222	1222		25009	ツナ	綱・ロープ	

材料	使用年代	使用者
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
18mmマニラロープ	昭和32年まで	漁夫
15mmマニラロープ	昭和32年まで	漁夫
18mmマニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／クレモナロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／セキ用古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：24mm）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）　／古網	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
綿網　／上棚；綿糸　／下棚：6㎜トワイン　／重り；陶磁製	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／ワッカンベ；木製	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：21mm）	昭和32年まで	漁夫
クレモナロープ　／ワラ縄	昭和32年まで	漁夫
クレモナロープ	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1223	1223		25009	ツナ	綱・ロープ	
1224	1224		25009	ツナ	綱・ロープ	
1225	1225		25009	ツナ	綱・ロープ	
1226	1226		25009	ツナ	綱・ロープ	
1227	1227		25010	テボヅナ	手亡綱	
1228	1228		25009	ツナ	綱・ロープ	
1229	1229		25001	アシタナ	足棚綱	
1230	1230		25009	ツナ	綱・ロープ	
1231	1231		25009	ツナ	綱・ロープ	
1232	1232		25009	ツナ	綱・ロープ	
1233	1233		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1234	1234		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1235	1235		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1236	1236		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1237	1237		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1238	1238		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1239	1239		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1240	1240		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1241	1241		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1242	1242		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1243	1243		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1244	1244		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1245	1245		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1246	1246		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1247	1247		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1248	1248		25002	アバタナ	軀網あば棚綱	
1249	1249		25036	フチアミ	縁網	
1250	1250		25036	フチアミ	縁網	
1251	1251		25036	フチアミ	縁網	
1252	1252		25036	フチアミ	縁網	
1253	1253		25036	フチアミ	縁網	
1254	1254		25036	フチアミ	縁網	
1255	1255		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1256	1256		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1257	1257		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1258	1258		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1259	1259		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1260	1260		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1261	1261		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1262	1262		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1263	1263		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1264	1264		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1265	1265		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1266	1266		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1267	1267		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1268	1268		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1269	1269		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1270	1270		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1271	1271		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1272	1272		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1273	1273		25035	ハッピャク	はっぴゃく	

材料	使用年代	使用者
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
クレモナロープ	昭和32年まで	漁夫
クレモナロープ	昭和32年まで	漁夫
ワラ縄	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ（径：18mm）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
アバ縄　／自然石（重り）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／筒浮（筒あば、桐あば）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／筒浮（筒あば、桐あば）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／筒浮（筒あば、桐あば）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／筒浮（筒あば、桐あば）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／筒浮（筒あば、桐あば）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／筒浮（筒あば、桐あば）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／船型あば	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／船型あば	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／筒浮（筒あば、桐あば）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／筒浮（筒あば、桐あば）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／筒浮（筒あば、桐あば）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／筒浮（筒あば、桐あば）	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／船型あば	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／船型あば	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／船型あば	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ　／筒浮（筒あば、桐あば）	昭和32年まで	漁夫
岩糸　／綿糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
岩糸　／綿糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
岩糸　／綿糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
岩糸　／綿糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
岩糸　／綿糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
岩糸　／綿糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
綿糸（30号）	昭和32年まで	漁夫
トワインロープ（径4.1mm）	昭和32年まで	漁夫
綿糸（30号）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（５枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（７枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（７枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（５枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（７枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（５枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（５枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（５枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（５枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（６枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（６枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（５枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（７枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（５枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（７枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（７枚苧）	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1274	1274		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1275	1275		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1276	1276		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1277	1277		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1278	1278		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1279	1279		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1280	1280		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1281	1281		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1282	1282		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1283	1283		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1284	1284		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1285	1285		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1286	1286		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1287	1287		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1288	1288		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1289	1289		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1290	1290		25035	ハッピャク	はっぴゃく	
1291	1291		25036	フチアミ	縁網	
1292	1292		25036	フチアミ	縁網	
1293	1293		25036	フチアミ	縁網	
1294	1294		25036	フチアミ	縁網	
1295	1295		25036	フチアミ	縁網	
1296	1296		25036	フチアミ	縁網	
1297	1297		25036	フチアミ	縁網	
1298	1298		25036	フチアミ	縁網	
1299	1299		33004	カスクダキ	解粕機・粕砕き	
1300	1300		33004	カスクダキ	解粕機・粕砕き	
1301	1301		33004	カスクダキ	解粕機・粕砕き	
1302	1302		33004	カスクダキ	解粕機・粕砕き	
1303	1303		33004	カスクダキ	解粕機・粕砕き	
1304	1304		33004	カスクダキ	解粕機・粕砕き	
1305	1305		33004	カスクダキ	解粕機・粕砕き	
1306	1306		33004	カスクダキ	解粕機・粕砕き	
1307	1307		33004	カスクダキ	解粕機・粕砕き	
1308	1308		33004	カスクダキ	解粕機・粕砕き	
1309	1309		35006	カストウシ	粕通し・粕ふるい	
1310	1310		35006	カストウシ	粕通し・粕ふるい	
1311	1311		35004	ドウニシンシメダイ	胴鰊結束台	
1312	1312		35006	カストウシ	粕通し・粕ふるい	
1313	1313		35006	カストウシ	粕通し・粕ふるい	
1314	1314		35006	カストウシ	粕通し・粕ふるい	
1315	1315		13007	ダイキリン	台キリン・ジャッキ	
1316	1316		13007	ダイキリン	台キリン・ジャッキ	
1317	1317		12003	マキヅナ	巻綱・ワイヤーロープ	
1318	1318		12003	マキヅナ	巻綱・ワイヤーロープ	
1319	1319		12003	マキヅナ	巻綱・ワイヤーロープ	
1320	1320		12003	マキヅナ	巻綱・ワイヤーロープ	
1321	1321		12003	マキヅナ	巻綱・ワイヤーロープ	
1322	1322		23010	ワクゲタ	枠桁	
1323	1323		23010	ワクゲタ	枠桁	
1324	1324		23010	ワクゲタ	枠桁	

材料	使用年代	使用者
岩糸（5枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（5枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（5枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（6枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（5枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（6枚苧）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（6枚苧）	昭和32年まで	漁夫
綿糸（30号）	昭和32年まで	漁夫
トワインロープ（径5.7mm）	昭和32年まで	漁夫
トワインロープ（径6.3mm）	昭和32年まで	漁夫
トワインロープ（径3.2mm）	昭和32年まで	漁夫
綿糸（30号）	昭和32年まで	漁夫
綿糸（30号）	昭和32年まで	漁夫
綿糸（30号）	昭和32年まで	漁夫
綿糸（30号）	昭和32年まで	漁夫
岩糸（5枚苧）	昭和32年まで	漁夫
トワインロープ（径3.2mm）	昭和32年まで	漁夫
綿糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
岩糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
トワインロープ　／綿糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
トワインロープ　／岩糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
綿糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
トワインロープ　／岩糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
綿糸　／岩糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
岩糸　／マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
木製　／歯車・爪部分；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製　／歯車・爪部分；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製　／歯車・爪部分；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製　／歯車・爪部分；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製　／歯車・爪部分；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製　／歯車・爪部分；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製　／歯車・爪部分；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製　／歯車・爪部分；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製　／歯車・爪部分；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製　／歯車・爪部分；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
板　／針金	昭和32年まで	漁夫または人夫
板　／金網	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製　／ハンドル；鉄製　／補強用鉄板	昭和32年まで	漁夫または人夫
板　／綿網	昭和32年まで	漁夫または人夫
板　／金網	昭和32年まで	漁夫または人夫
板　／金網	昭和32年まで	漁夫または人夫
鉄	昭和32年まで	
鉄	昭和32年まで	
ワイヤーロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
ワイヤーロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
ワイヤーロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
ワイヤーロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
ワイヤーロープ	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
桑	昭和32年まで	
樫	昭和32年まで	
樫	昭和32年まで	

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1325	1325		34006	ムシロ	筵	
1326	1326		34006	ムシロ	筵	
1327	1327		34006	ムシロ	筵	
1328	1328		34006	ムシロ	筵	
1329	1329		34006	ムシロ	筵	
1330	1330		34006	ムシロ	筵	
1331	1331		34006	ムシロ	筵	
1332	1332		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1333	1333		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1334	1334		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1335	1335		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1336	1336		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1337	1337		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1338	1338		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1339	1339		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1340	1340		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1341	1341		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1342	1342		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1343	1343		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1344	1344		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1345	1345		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1346	1346		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1347	1347		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1348	1348		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1349	1349		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1350	1350		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1351	1351		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1352	1352		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1353	1353		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1354	1354		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1355	1355		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1356	1356		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1357	1357		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1358	1358		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1359	1359		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1360	1360		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1361	1361		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1362	1362		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1363	1363		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1364	1364		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1365	1365		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1366	1366		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1367	1367		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1368	1368		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1369	1369		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1370	1370		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1371	1371		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1372	1372		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1373	1373		34003	スダレ（加工用）	すだれ（加工用）	
1374	1374		34004	タケスダレ	竹すだれ	
1375	1375		26018	セキアミ	せき網	

材料	使用年代	使用者
藁	昭和32年まで	
藁	昭和32年まで	
藁	昭和32年まで	
藁	昭和32年まで	
藁	昭和32年まで	
藁	昭和32年まで	
藁	昭和32年まで	
萱　／三子縄	昭和32年まで	人夫ほか

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1376	1376		26018	セキアミ	せき網	
1377	1377		26018	セキアミ	せき網	
1378	1378		26018	セキアミ	せき網	
1379	1379		26018	セキアミ	せき網	
1380	1380		26018	セキアミ	せき網	
1381	1381		26018	セキアミ	せき網	
1382	1382		26018	セキアミ	せき網	
1383	1383		33022	ムシロフタ	筵蓋	
1384	1384		33022	ムシロフタ	筵蓋	
1385	1385		33022	ムシロフタ	筵蓋	
1386	1386		22015	マエグリ	前繰り	
1387	1387		23010	ワクゲタ	枠桁	
1388	1388		32005	シタシキ	下敷・敷もっこ	
1389	1389		22019	ロウバ	櫓羽	
1390	1390		24011	ムジアミ	無地網	
1391	1391		35004	ドウニシンシメダイ	胴鰊結束台	
1392	1392		24014	ワクアミジ	枠網地	
1393	1393		24014	ワクアミジ	枠網地	
1394	1394		24014	ワクアミジ	枠網地	
1395	1395		24014	ワクアミジ	枠網地	
1396	1396		24014	ワクアミジ	枠網地	
1397	1397		24014	ワクアミジ	枠網地	
1398	1398		24014	ワクアミジ	枠網地	
1399	1399		24014	ワクアミジ	枠網地	
1400	1400		24014	ワクアミジ	枠網地	
1401	1401		24014	ワクアミジ	枠網地	
1402	1402		24014	ワクアミジ	枠網地	
1403	1403		24014	ワクアミジ	枠網地	
1404	1404		24014	ワクアミジ	枠網地	
1405	1405		24014	ワクアミジ	枠網地	
1406	1406		24014	ワクアミジ	枠網地	
1407	1407		24014	ワクアミジ	枠網地	
1408	1408		24014	ワクアミジ	枠網地	
1409	1409		26015	ワクアミジ（補修用）	枠網地（補修用）	
1410	1410		26015	ワクアミジ（補修用）	枠網地（補修用）	
1411	1411		24015	ミアミジ	軀網地・胴網地	
1412	1412		24015	ミアミジ	軀網地・胴網地	
1413	1413		24015	ミアミジ	軀網地・胴網地	
1414	1414		24015	ミアミジ	軀網地・胴網地	
1415	1415		26015	ワクアミジ（補修用）	枠網地（補修用）	
1416	1416		26014	ミアミジ（補修用）	軀網地・胴網地（補修用）	
1417	1417		26015	ワクアミジ（補修用）	枠網地（補修用）	
1418	1418		26015	ワクアミジ（補修用）	枠網地（補修用）	
1419	1419		26015	ワクアミジ（補修用）	枠網地（補修用）	
1420	1420		26015	ワクアミジ（補修用）	枠網地（補修用）	
1421	1421		26015	ワクアミジ（補修用）	枠網地（補修用）	
1422	1422		26015	ワクアミジ（補修用）	枠網地（補修用）	
1423	1423		26014	ミアミジ（補修用）	軀網地・胴網地（補修用）	
1424	1424		26014	ミアミジ（補修用）	軀網地・胴網地（補修用）	
1425	1425		26014	ミアミジ（補修用）	軀網地・胴網地（補修用）	
1426	1426		26014	ミアミジ（補修用）	軀網地・胴網地（補修用）	

材料	使用年代	使用者
古網（枠網を除く）	昭和32年まで	
古網（枠網を除く）	昭和32年まで	
古網（枠網を除く）	昭和32年まで	
古網（枠網を除く）	昭和32年まで	
古網（枠網を除く）	昭和32年まで	
古網（枠網を除く）	昭和32年まで	
古網（枠網を除く）	昭和32年まで	
筵	昭和32年まで	釜炊人夫
筵	昭和32年まで	釜炊人夫
筵	昭和32年まで	釜炊人夫
木製　／芯；鉄　／ドラム部分；藁縄を巻く	昭和32年まで	漁夫
樫	昭和32年まで	
筵　／白樺の皮（雁皮）	昭和32年まで	鰊漬し人夫
ナラ	昭和32年まで	漁夫
綿蚊帳網地　／耳；マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後金引麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
綿糸（７号）	昭和32年まで	
綿糸（７号）	昭和32年まで	
綿糸（７号）	昭和32年まで	
綿糸（７号）	昭和32年まで	
綿糸（25号）	昭和32年まで	
綿糸（13号）	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
綿糸（７号）	昭和32年まで	
綿糸（８号）	昭和32年まで	
綿糸（８号）	昭和32年まで	
綿糸（８号）	昭和32年まで	

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1427	1427		24006	テアミ	手網・垣網	
1428	1428		24006	テアミ	手網・垣網	
1429	1429		24006	テアミ	手網・垣網	
1430	1430		24006	テアミ	手網・垣網	
1431	1431		24016	ミアミ（コアミ）	軀網・胴網（小網）	
1432	1432		24006	テアミ	手網・垣網	
1433	1433		24006	テアミ	手網・垣網	
1434	1434		26017	テアミジ（古網）	手網地・垣網地（古網）	
1435	1435		26017	テアミジ（古網）	手網地・垣網地（古網）	
1436	1436		26017	テアミジ（古網）	手網地・垣網地（古網）	
1437	1437		26017	テアミジ（古網）	手網地・垣網地（古網）	
1438	1438		26017	テアミジ（古網）	手網地・垣網地（古網）	
1439	1439		26017	テアミジ（古網）	手網地・垣網地（古網）	
1440	1440		26017	テアミジ（古網）	手網地・垣網地（古網）	
1441	1441		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1442	1442		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1443	1443		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1444	1444		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1445	1445		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1446	1446		26013	ミアミジ（古網）	軀網地・胴網地（古網）	
1447	1447		26013	ミアミジ（古網）	軀網地・胴網地（古網）	
1448	1448		24006	テアミ	手網・垣網	
1449	1449		24006	テアミ	手網・垣網	
1450	1450		26017	テアミジ（古網）	手網地・垣網地（古網）	
1451	1451		26017	テアミジ（古網）	手網地・垣網地（古網）	
1452	1452		26017	テアミジ（古網）	手網地・垣網地（古網）	
1453	1453		24006	テアミ	手網・垣網	
1454	1454		24006	テアミ	手網・垣網	
1455	1455		24005	タテアゲ	魚取建揚網・建揚網	
1456	1456		11010	トロッコ	トロッコ	
1457	1457		11010	トロッコ	トロッコ	
1458	1458		11010	トロッコ	トロッコ	
1459	1459		11010	トロッコ	トロッコ	
1460	1460		11010	トロッコ	トロッコ	
1461	1461		11012	トロッコワクバコ	トロッコ用枠箱	
1462	1462		11012	トロッコワクバコ	トロッコ用枠箱	
1463	1463		11012	トロッコワクバコ	トロッコ用枠箱	
1464	1464		34010	シオトリハチゴウ	採塩用水槽	
1465	1465		11011	トロッコレール	トロッコ用軌道	
1466	1466		11013	トロッコマクラギ	トロッコ軌道用枕木	
1467	1467		32011	カズノコオリ（大）	鯑乾燥折枠（大型）	
1468	1468		32012	カズノコオリ（小）	鯑乾燥折枠（小型）	
1469	1469		32012	カズノコオリ（小）	鯑乾燥折枠（小型）	
1470	1470		32012	カズノコオリ（小）	鯑乾燥折枠（小型）	
1471	1471		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1472	1472		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1473	1473		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1474	1474		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1475	1475		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1476	1476		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1477	1477		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	

材料	使用年代	使用者
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿糸	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	
綿網	昭和32年まで	
綿網	昭和32年まで	
綿網	昭和32年まで	
綿網	昭和32年まで	
綿網	昭和32年まで	
綿網	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
綿糸（13号）	昭和32年まで	
綿糸（13号）	昭和32年まで	
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	
綿網	昭和32年まで	
綿網	昭和32年まで	
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
台枠；木製　／車輪；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
台枠；木製　／車輪；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
台枠；木製　／車輪；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
台枠；木製　／車輪；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
台枠；木製　／車輪；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫または人夫
9㎜鋼板	昭和32年まで	
鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
雑木	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	
トドマツ	昭和32年まで	
トドマツ	昭和32年まで	
トドマツ	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3㎝）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3㎝）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3㎝）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3㎝）板	昭和32年まで	
杉1寸（約3㎝）板	昭和32年まで	
栓1寸（約3㎝）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3㎝）板	昭和32年まで	

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1478	1478		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1479	1479		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1480	1480		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1481	1481		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1482	1482		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1483	1483		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1484	1484		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1485	1485		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1486	1486		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1487	1487		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1488	1488		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1489	1489		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1490	1490		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1491	1491		32013	カズノコハチゴウ	鯑八合・鯑晒水槽	
1492	1492		24006	テアミ	手網・垣網	
1493	1493		24006	テアミ	手網・垣網	
1494	1494		24006	テアミ	手網・垣網	
1495	1495		24006	テアミ	手網・垣網	
1496	1496		24006	テアミ	手網・垣網	
1497	1497		24006	テアミ	手網・垣網	
1498	1498		24006	テアミ	手網・垣網	
1499	1499		24006	テアミ	手網・垣網	
1500	1500		24006	テアミ	手網・垣網	
1501	1501		24006	テアミ	手網・垣網	
1502	1502		24008	マエダレアミ	口前前垂網	
1503	1503		24008	マエダレアミ	口前前垂網	
1504	1504		24005	タテアゲ	魚取建揚網・建揚網	
1505	1505		24005	タテアゲ	魚取建揚網・建揚網	
1506	1506		24001	コアミ	小網	
1507	1507		24001	コアミ	小網	
1508	1508		24002	コアミ（ナツアミ）	小網（夏網）	
1509	1509		24005	タテアゲ	魚取建揚網・建揚網	
1510	1510		24009	ミアミ（ナカアミ）	軀網・胴網（中網）	
1511	1511		24009	ミアミ（ナカアミ）	軀網・胴網（中網）	
1512	1512		24009	ミアミ（ナカアミ）	軀網・胴網（中網）	
1513	1513		24009	ミアミ（ナカアミ）	軀網・胴網（中網）	
1514	1514		24008	マエダレアミ	口前前垂網	
1515	1515		24010	ミアミ（オオアミ）	軀網・胴網（大網）	
1516	1516		24010	ミアミ（オオアミ）	軀網・胴網（大網）	
1517	1517		24010	ミアミ（オオアミ）	軀網・胴網（大網）	
1518	1518		24010	ミアミ（オオアミ）	軀網・胴網（大網）	
1519	1519		24010	ミアミ（オオアミ）	軀網・胴網（大網）	
1520	1520		24010	ミアミ（オオアミ）	軀網・胴網（大網）	
1521	1521		24008	マエダレアミ	口前前垂網	
1522	1522		24012	ワクアミ	枠網	
1523	1523		24012	ワクアミ	枠網	
1524	1524		24012	ワクアミ	枠網	
1525	1525		24012	ワクアミ	枠網	
1526	1526		24012	ワクアミ	枠網	
1527	1527		24012	ワクアミ	枠網	
1528	1528		24012	ワクアミ	枠網	

材料	使用年代	使用者
トドマツ1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
栓1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
栓1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
栓1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
栓1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
トドマツ1寸（約3cm）板	昭和32年まで	
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ ／鉄環	昭和32年まで	漁夫
綿網	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻） ／トワインロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻） ／トワインロープ類	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ類 ／浮代	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ類 ／浮代	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ類 ／浮代	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／トワインロープ類	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／マニラロープ ／鉄環	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ ／浮代	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ ／浮代	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ ／浮代	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ ／浮代	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ ／浮代	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ ／浮代	昭和32年まで	漁夫
綿網 ／ロープ ／鉄環	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻） ／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻） ／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻） ／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻） ／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻） ／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻） ／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻） ／ロープ類	昭和32年まで	漁夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1529	1529		24012	ワクアミ	枠網	
1530	1530		24012	ワクアミ	枠網	
1531	1531		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1532	1532		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1533	1533		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1534	1534		24012	ワクアミ	枠網	
1535	1535		24012	ワクアミ	枠網	
1536	1536		24012	ワクアミ	枠網	
1537	1537		24012	ワクアミ	枠網	
1538	1538		24012	ワクアミ	枠網	
1539	1539		24012	ワクアミ	枠網	
1540	1540		24013	ワクアミ（カマスワク）	枠網（叺枠）	
1541	1541		24013	ワクアミ（カマスワク）	枠網（叺枠）	
1542	1542		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1543	1543		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1544	1544		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1545	1545		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1546	1546		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1547	1547		24012	ワクアミ	枠網	
1548	1548		24012	ワクアミ	枠網	
1549	1549		24012	ワクアミ	枠網	
1550	1550		24012	ワクアミ	枠網	
1551	1551		24012	ワクアミ	枠網	
1552	1552		24012	ワクアミ	枠網	
1553	1553		24012	ワクアミ	枠網	
1554	1554		24012	ワクアミ	枠網	
1555	1555		24012	ワクアミ	枠網	
1556	1556		24012	ワクアミ	枠網	
1557	1557		24012	ワクアミ	枠網	
1558	1558		24012	ワクアミ	枠網	
1559	1559		25034	ハカイヅナ	羽交綱	
1560	1560		24012	ワクアミ	枠網	
1561	1561		24012	ワクアミ	枠網	
1562	1562		24012	ワクアミ	枠網	
1563	1563		25034	ハカイヅナ	羽交綱	
1564	1564		24003	コブクロアミ	小袋網・袋網	
1565	1565		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1566	1566		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1567	1567		26016	ワクアミジ（古網）	枠網地（古網）	
1568	1568		26008	イワイト	岩糸	
1569	1569		26008	イワイト	岩糸	
1570	1570		26008	イワイト	岩糸	
1571	1571		26010	トワインロープ	トワインロープ	
1572	1572		26008	イワイト	岩糸	
1573	1573		26008	イワイト	岩糸	
1574	1574		26007	アサイト	麻糸	
1575	1575		26007	アサイト	麻糸	
1576	1576		26007	アサイト	麻糸	
1577	1577		26007	アサイト	麻糸	
1578	1578		26015	ワクアミジ（補修用）	枠網地（補修用）	
1579	1579		26007	アサイト	麻糸	

材料	使用年代	使用者
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（トワインロープ）	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（越後金引麻）　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
麻網（トワインロープ）	昭和32年まで	漁夫
麻網　／ロープ類	昭和32年まで	漁夫
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
越後麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1580	1580		26007	アサイト	麻糸	
1581	1581		26010	トワインロープ	トワインロープ	
1582	1582		26008	イワイト	岩糸	
1583	1583		26006	メンシ	綿糸	
1584	1584		26006	メンシ	綿糸	
1585	1585		26006	メンシ	綿糸	
1586	1586		26006	メンシ	綿糸	
1587	1587		26006	メンシ	綿糸	
1588	1588		26006	メンシ	綿糸	
1589	1589		26009	クレモナイト	クレモナ糸	
1590	1590		26009	クレモナイト	クレモナ糸	
1591	1591		42210	ヒラカマ	平釜	
1592	1592		42206	ツバカマ	つば釜	
1593	1593		33018	ニシンガマ	鰊釜・粕炊釜	
1594	1594		33018	ニシンガマ	鰊釜・粕炊釜	
1595	1595		31004	ニグルマ	荷車	
1596	1596		34009	スダレアミダイ	すだれ編台	
1597	1597		31006	ソリ	橇	
1598	1598		44037	ヤネヨウコシカケ	屋根職人腰掛	
1599	1599		44037	ヤネヨウコシカケ	屋根職人腰掛	
1600	1600		35014	ダイハカリ（加工用）	台秤（加工用）	
1601	1601		47001	スイシャ	水車	
1602	1602		42109	ショウユシコミタル	醤油仕込樽	
1603	1603		42109	ショウユシコミタル	醤油仕込樽	
1604	1604		42109	ショウユシコミタル	醤油仕込樽	
1605	1605		42109	ショウユシコミタル	醤油仕込樽	
1606	1606		42102	ショウユタル	鏡付４斗醤油樽	
1607	1607		42101	サカタル	鏡付４斗酒樽	
1608	1608		42117	ミソシコミタル	味噌仕込樽	
1609	1609		42117	ミソシコミタル	味噌仕込樽	
1610	1610		42117	ミソシコミタル	味噌仕込樽	
1611	1611		42117	ミソシコミタル	味噌仕込樽	
1612	1612		42117	ミソシコミタル	味噌仕込樽	
1613	1613		42117	ミソシコミタル	味噌仕込樽	
1614	1614		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1615	1615		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1616	1616		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1617	1617		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1618	1618		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1619	1619		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1620	1620		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1621	1621		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1622	1622		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1623	1623		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1624	1624		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1625	1625		42103	ツケモノタル	漬物用２斗樽	
1626	1626		31002	スカシタル	透し樽	
1627	1627		12010	トンガ	唐鍬	
1628	1628		12010	トンガ	唐鍬	
1629	1629		11021	ツルハシ	つるはし	
1630	1630		11021	ツルハシ	つるはし	

材料	使用年代	使用者
麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
麻	昭和32年まで	
綿	昭和32年まで	
綿	昭和32年まで	
綿	昭和32年まで	
綿	昭和32年まで	
綿	昭和32年まで	
綿	昭和32年まで	
	昭和32年まで	
	昭和32年まで	
銑鉄	昭和32年まで	炊事をする者
銑鉄	昭和32年まで	炊事をする者
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜炊人夫
銑鉄	昭和32年まで	漁夫または釜炊人夫
鉄材　／車輪；木製	昭和32年まで	
木製	昭和32年まで	
木製　／接雪路部分；鉄製	昭和32年まで	
トドマツ	昭和32年まで	柾職人（屋根職人）
トドマツ	昭和32年まで	柾職人（屋根職人）
鉄	昭和32年まで	
木製	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	
鍬；鉄	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鍬；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1631	1631		22007	キヅチ	木槌	
1632	1632		33007	カスヒロイ	粕拾い	
1633	1633		25025	ワッカンベ	わっかんべ	
1634	1634		31003	タルカギ	樽鈎	
1635	1635		25033	セトアシ	瀬戸足・かべ足・沈子	
1636	1636		28022	コタタキボウ	子叩き棒	
1637	1637		26019	イタアバカタイタ	板あば型板	
1638	1638		33001	アブラカマ	油釜	
1639	1639		31001	エンゾウタル	塩蔵樽	
1640	1640		31001	エンゾウタル	塩蔵樽	
1641	1641		31001	エンゾウタル	塩蔵樽	
1642	1642		11007	ナヤクイ	乾場杭	
1643	1643		11007	ナヤクイ	乾場杭	
1644	1644		11007	ナヤクイ	乾場杭	
1645	1645		13004	リュウソウカン	流送鑑	
1646	1646		25027	ネダンブ	根だんぶ・役だんぶ	
1647	1647		29007	シノ	しの	
1648	1648		23005	サッカイのザイリョウ	早櫂の材料	
1649	1649		12015	テゾリダイザイ	手橈台材	
1650	1650		12015	テゾリダイザイ	手橈台材	
1651	1651		12014	テゾリウデギザイ	手橈腕木材	
1652	1652		23004	クルマカイのハサキ	車櫂の羽先	
1653	1653		11002	サンバシヨウカクザイ	桟橋用角材	
1654	1654		11002	サンバシヨウカクザイ	桟橋用角材	
1655	1655		11002	サンバシヨウカクザイ	桟橋用角材	
1656	1656		11002	サンバシヨウカクザイ	桟橋用角材	
1657	1657		11002	サンバシヨウカクザイ	桟橋用角材	
1658	1658		11002	サンバシヨウカクザイ	桟橋用角材	
1659	1659		11002	サンバシヨウカクザイ	桟橋用角材	
1660	1660		29006	アユミイタ	歩み板・渡り板	
1661	1661		29006	アユミイタ	歩み板・渡り板	
1662	1662		29006	アユミイタ	歩み板・渡り板	
1663	1663		11003	サンバシヨウコマルタ	桟橋用小丸太	
1664	1664		11004	サンバシヨウハシラ	桟橋用柱（小丸太）	
1665	1665		11003	サンバシヨウコマルタ	桟橋用小丸太	
1666	1666		11008	ナヤバザイリョウ	乾場材料	
1667	1667		11008	ナヤバザイリョウ	乾場材料	
1668	1688		11008	ナヤバザイリョウ	乾場材料	
1669	1669		12005	スベリ	すべり	
1670	1670		12005	スベリ	すべり	
1671	1671		12005	スベリ	すべり	
1672	1672		12005	スベリ	すべり	
1673	1673		23007	フナザイ・アバラザイ	船材・肋骨材	
1674	1674		23007	フナザイ・アバラザイ	船材・肋骨材	
1675	1675		23007	フナザイ・アバラザイ	船材・肋骨材	
1676	1676		23007	フナザイ・アバラザイ	船材・肋骨材	
1677	1677		23007	フナザイ・アバラザイ	船材・肋骨材	
1678	1678		23007	フナザイ・アバラザイ	船材・肋骨材	
1679	1679		23006	フナザイ	船材	
1680	1680		23006	フナザイ	船材	
1681	1681		23006	フナザイ	船材	

材料	使用年代	使用者
木製	昭和32年まで	漁夫
雑木　／ブドウ蔓	昭和32年まで	漁夫または人夫
ホオ	昭和32年まで	漁夫
鈎；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
陶製	昭和32年まで	漁夫
ブドー蔓	昭和32年まで	主として漁夫
杉板	昭和20年代	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製　／輪；鉄	昭和30年代	
木製　／輪；鉄	昭和30年代	
木製　／輪；竹	昭和30年代	
杉小丸太	昭和32年まで	
杉小丸太	昭和32年まで	
杉小丸太	昭和32年まで	
鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
楢	昭和32年まで	漁夫
ナラ		
楢	昭和32年まで	
楢	昭和32年まで	
カバ	昭和32年まで	
タモ	昭和32年まで	
マツ	昭和32年まで	
マツ	昭和32年まで	
マツ	昭和32年まで	
マツ	昭和32年まで	
マツ	昭和32年まで	
マツ	昭和32年まで	
マツ	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	漁撈及び加工従事者
杉	昭和32年まで	漁撈及び加工従事者
杉	昭和32年まで	漁撈及び加工従事者
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
栗	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
栗	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
栗	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
栗	昭和32年まで	漁夫または人夫（手間取）
桧	昭和32年まで	
くぬぎ	昭和32年まで	
栗	昭和32年まで	
桧	昭和32年まで	
桧	昭和32年まで	
木（不詳）	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1682	1682		23006	フナザイ	船材	
1683	1683		23006	フナザイ	船材	
1684	1684		23006	フナザイ	船材	
1685	1685		23006	フナザイ	船材	
1686	1686		23006	フナザイ	船材	
1687	1687		23006	フナザイ	船材	
1688	1688		23006	フナザイ	船材	
1689	1689		23006	フナザイ	船材	
1690	1690		23006	フナザイ	船材	
1691	1691		23006	フナザイ	船材	
1692	1692		23006	フナザイ	船材	
1693	1693		23006	フナザイ	船材	
1694	1694		23006	フナザイ	船材	
1695	1695		23006	フナザイ	船材	
1696	1696		23006	フナザイ	船材	
1697	1697		23006	フナザイ	船材	
1698	1698		23006	フナザイ	船材	
1699	1699		23006	フナザイ	船材	
1700	1700		23006	フナザイ	船材	
1701	1701		23006	フナザイ	船材	
1702	1702		23006	フナザイ	船材	
1703	1703		23006	フナザイ	船材	
1704	1704		23006	フナザイ	船材	
1705	1705		23006	フナザイ	船材	
1706	1706		23006	フナザイ	船材	
1707	1707		23006	フナザイ	船材	
1708	1708		23006	フナザイ	船材	
1709	1709		23006	フナザイ	船材	
1710	1710		23006	フナザイ	船材	
1711	1711		23006	フナザイ	船材	
1712	1712		23006	フナザイ	船材	
1713	1713		23006	フナザイ	船材	
1714	1714		34005	ノマクシ	野間串	
1715	1715		34005	ノマクシ	野間串	
1716	1716		34005	ノマクシ	野間串	
1717	1717		32004	ツナギツラ	つなぎつら	
1718	1718		11005	セイロウ（施設）	せつ枠	
1719	1719		47002	ニフダ	荷札	
1720	1720		47002	ニフダ	荷札	
1721	1721		47002	ニフダ	荷札	
1722	1722		47002	ニフダ	荷札	
1723	1723		47002	ニフダ	荷札	
1724	1724		47002	ニフダ	荷札	
1725	1725		47002	ニフダ	荷札	
1726	1726		47002	ニフダ	荷札	
1727	1727		47002	ニフダ	荷札	
1728	1728		47002	ニフダ	荷札	
1729	1729		47002	ニフダ	荷札	
1730	1730		47002	ニフダ	荷札	
1731	1731		47002	ニフダ	荷札	
1732	1732		47002	ニフダ	荷札	

材料	使用年代	使用者
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
シナ	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
ナラ	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
楓	昭和32年まで	
木（不詳）	昭和32年まで	
楓	昭和32年まで	
楓	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
ナラ	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
トドマツ	昭和32年まで	人夫ほか
トドマツ	昭和32年まで	人夫ほか
トドマツ	昭和32年まで	人夫ほか
藁	昭和32年まで	
杉・松の小丸太材	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	
木製（小型の板）	昭和32年まで	

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1733	1733		28006	サカナハコ（A）	魚箱・鰊箱（A）	
1734	1734		28007	サカナハコ（B）	魚箱・鰊箱（B）	
1735	1735		28008	サカナハコ（C）	魚箱・鰊箱（C）	
1736	1736		28007	サカナハコ（B）	魚箱・鰊箱（B）	
1737	1737		35013	サオハカリ	竿秤	
1738	1738		43002	ハンダイ	飯台	
1739	1739		43002	ハンダイ	飯台	
1740	1740		43002	ハンダイ	飯台	
1741	1741		22017	ヤカタヤネテント	尾形屋根帆布	
1742	1742		22017	ヤカタヤネテント	尾形屋根帆布	
1743	1743		11006	セイロウ（施設複製品）	せつ枠（複製品）	
1744	1744		35002	スカシハコ	透し箱	
1745	1745		35003	ミガキハコ	身欠鰊箱	
1746	1746		43002	ハンダイ	飯台	
1747	1747		43002	ハンダイ	飯台	
1748	1748		43002	ハンダイ	飯台	
1749	1749		43002	ハンダイ	飯台	
1750	1750		43002	ハンダイ	飯台	
1751	1751		43002	ハンダイ	飯台	
1752	1752		46001	チョウバツクエ	帳場机	
1753	1753		46001	チョウバツクエ	帳場机	
1754	1754		43003	コシカケ	腰掛	
1755	1755		43003	コシカケ	腰掛	
1756	1756		43003	コシカケ	腰掛	
1757	1757		43003	コシカケ	腰掛	
1758	1758		43003	コシカケ	腰掛	
1759	1759		43003	コシカケ	腰掛	
1760	1760		43003	コシカケ	腰掛	
1761	1761		43003	コシカケ	腰掛	
1762	1762		43002	ハンダイ	飯台	
1763	1763		43002	ハンダイ	飯台	
1764	1764		43002	ハンダイ	飯台	
1765	1765		43002	ハンダイ	飯台	
1766	1766		43002	ハンダイ	飯台	
1767	1767		43002	ハンダイ	飯台	
1768	1768		43002	ハンダイ	飯台	
1769	1769		43003	コシカケ	腰掛	
1770	1770		42125	イイズシハコ	飯鮨箱	
1771	1771		42110	イシウス（トウフセイゾウ）	豆腐製造石臼	
1772	1772		42111	ウデギ（トウフセイゾウ）	豆腐製造腕木	
1773	1773		42112	ナガシダイ（トウフセイゾウ）	豆腐製造流し台	
1774	1774		42113	カタバコ（トウフセイゾウ）	豆腐製造型箱	
1775	1775		42114	アブラキリ（トウフセイゾウ）	豆腐製造油切り	
1776	1776		42115	ヒシャク（トウフセイゾウ）	豆腐製造ひしゃく	
1777	1777		42116	ミズキリスダレ（トウフセイゾウ）	豆腐製造水切り簾	
1778	1778		42118	ミソツキボウ	味噌突棒	
1779	1779		42118	ミソツキボウ	味噌突棒	
1780	1780		42118	ミソツキボウ	味噌突棒	
1781	1781		42118	ミソツキボウ	味噌突棒	
1782	1782		42118	ミソツキボウ	味噌突棒	
1783	1783		42119	ミソベラ	味噌べら	

材料	使用年代	使用者
雑木板	昭和32年まで	
雑木板	昭和32年まで	
雑木板	昭和32年まで	
雑木板	昭和32年まで	
竿；樫　／分銅；鉄	昭和32年まで	
雑木	昭和32年まで	漁夫
雑木（一部マツ材）	昭和32年まで	漁夫
雑木	昭和32年まで	漁夫
帆布　／煙筒部分；亜鉛板	昭和20年以降、昭和32年まで	漁夫
帆布　／煙筒部分；亜鉛板	昭和20年以降、昭和32年まで	漁夫
松・杉の小丸太材		
雑木板	昭和32年まで	
雑木板	昭和32年まで	
松材	昭和32年まで	漁夫
雑木	昭和32年まで	漁夫
雑木	昭和32年まで	漁夫
雑木	昭和32年まで	漁夫
雑木	昭和32年まで	漁夫
雑木	昭和32年まで	漁夫
雑木	昭和32年まで	帳場
雑木	昭和32年まで	帳場
雑木（マツ類）	昭和32年まで	漁夫
雑木（マツ類）	昭和32年まで	漁夫
雑木	昭和32年まで	漁夫
雑木（マツ類）	昭和32年まで	漁夫
雑木（マツ類）	昭和32年まで	漁夫
雑木（マツ類）	昭和32年まで	漁夫
雑木（マツ類）	昭和32年まで	漁夫
雑木（マツ類）	昭和32年まで	漁夫
松材	昭和32年まで	漁夫
松材	昭和32年まで	漁夫
松材	昭和32年まで	漁夫
松材	昭和32年まで	漁夫
松材	昭和32年まで	漁夫
松材	昭和32年まで	漁夫
松材	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	漁夫
トドマツ	昭和32年まで	
軟石	昭和32年まで	
雑木（タモ）	昭和32年まで	
底板；ひば　／枠；トドマツ	昭和32年まで	
雑木（不詳）	昭和32年まで	
枠；雑木　／網；針金	昭和32年まで	
柄；木製　／本体；亜鉛板（ブリキ）	昭和32年まで	
雑木	昭和32年まで	
雑木（楓）	昭和32年まで	
雑木（楓）	昭和32年まで	
雑木（楓）	昭和32年まで	
雑木（楓）	昭和32年まで	
雑木（楓）	昭和32年まで	
雑木（タモ）	昭和32年まで	

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1784	1784		42119	ミソベラ	味噌べら	
1785	1785		42119	ミソベラ	味噌べら	
1786	1786		42119	ミソベラ	味噌べら	
1787	1787		42119	ミソベラ	味噌べら	
1788	1788		42119	ミソベラ	味噌べら	
1789	1789		42303	グンヨウショッキ（チャワン）	軍用食器（茶碗）	
1790	1790		42304	サンペイサラ	三平皿	
1791	1791		42304	サンペイサラ	三平皿	
1792	1792		42304	サンペイサラ	三平皿	
1793	1793		42318	メシチャワン	飯茶碗	
1794	1794		42309	コドンブリ	小丼	
1795	1795		42308	コザラ	小皿	
1796	1796		42308	コザラ	小皿	
1797	1797		42308	コザラ	小皿	
1798	1798		42308	コザラ	小皿	
1799	1799		42308	コザラ	小皿	
1800	1800		42308	コザラ	小皿	
1801	1801		42308	コザラ	小皿	
1802	1802		42308	コザラ	小皿	
1803	1803		42308	コザラ	小皿	
1804	1804		42314	チュウザラ（コバンガタ）	中皿（小判型）	
1805	1805		42310	サシミサラ	刺身皿	
1806	1806		42310	サシミサラ	刺身皿	
1807	1807		42310	サシミサラ	刺身皿	
1808	1808		42310	サシミサラ	刺身皿	
1809	1809		42315	チョコ	刺身用猪口	
1810	1810		42319	モクワン	木椀	
1811	1811		42320	ヨウザラ	洋皿	
1812	1812		42320	ヨウザラ	洋皿	
1813	1813		42317	フタツキドンブリ	蓋付丼	
1814	1814		42317	フタツキドンブリ	蓋付丼	
1815	1815		42316	ハチ	鉢	
1816	1816		42316	ハチ	鉢	
1817	1817		42313	チュウザラ	中皿	
1818	1818		42316	ハチ	鉢	
1819	1819		42313	チュウザラ	中皿	
1820	1820		42311	コバチ	小鉢	
1821	1821		42319	モクワン	木椀	
1822	1822		42307	ジュシワン	樹脂椀	
1823	1823		42302	グンヨウショッキ（サラ）	軍用食器（皿）	
1824	1824		42301	アルマイトショッキ	アルマイト食器	
1825	1825		42301	アルマイトショッキ	アルマイト食器	
1826	1826		42401	チョウシ	銚子	
1827	1827		42401	チョウシ	銚子	
1828	1828		42401	チョウシ	銚子	
1829	1829		42308	コザラ	小皿	
1830	1830		27019	メシベラ（沖）	飯べら（沖）	
1831	1831		27019	メシベラ（沖）	飯べら（沖）	
1832	1832		42211	メシベラ（食）	飯べら（食）	
1833	1833		42211	メシベラ（食）	飯べら（食）	
1834	1834		42205	スリコギ	擂粉木	

材料	使用年代	使用者
雑木（ナラ）	昭和32年まで	
雑木（ナラ）	昭和32年まで	
雑木（ナラ）	昭和32年まで	
雑木（ナラ）	昭和32年まで	
雑木（ナラ）	昭和32年まで	
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
磁器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
磁器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
磁器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
磁器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
磁器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
磁器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
漆器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
磁器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
磁器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
漆器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
フェノール樹脂	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
アルマイト	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
アルマイト	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶磁器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
磁器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
陶器	昭和32年まで	漁夫および漁場関係者
杉	昭和32年まで	漁夫
楢・楡・楓・樺	昭和32年まで	漁夫
楢・楡・楓・樺・桜	昭和32年まで	炊事をする者
楢・桜	昭和32年まで	炊事をする者
雑木（桑）	昭和32年まで	炊事をする者

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1835	1835		42203	オニオロシ	鬼卸し	
1836	1836		42209	シャクシ	杓子	
1837	1837		42305	ハシタテ	箸立	
1838	1838		42312	チャワンカゴ（カゴガタ）	茶碗篭（篭型）	
1839	1839		42312	チャワンカゴ（カゴガタ）	茶碗篭（篭型）	
1840	1840		42312	チャワンカゴ（カゴガタ）	茶碗篭（篭型）	
1841	1841		42312	チャワンカゴ（カゴガタ）	茶碗篭（篭型）	
1842	1842		42306	チャワンカゴ（スカシハコ）	茶碗篭・透し箱	
1843	1843		42306	チャワンカゴ（スカシハコ）	茶碗篭・透し箱	
1844	1844		42201	アゲザル	揚げざる	
1845	1845		42322	メシオケ	飯桶	
1846	1846		42204	コメトギタライ	米磨たらい	
1847	1847		42204	コメトギタライ	米磨たらい	
1848	1848		42202	アライオケ（食）	洗い桶（食）	
1849	1849		42207	ナベ	鍋	
1850	1850		42207	ナベ	鍋	
1851	1851		42207	ナベ	鍋	
1852	1852		42207	ナベ	鍋	
1853	1853		42207	ナベ	鍋	
1854	1854		42207	ナベ	鍋	
1855	1855		42207	ナベ	鍋	
1856	1856		42207	ナベ	鍋	
1857	1857		42206	ツバカマ	つば釜	
1858	1858		42206	ツバカマ	つば釜	
1859	1859		42207	ナベ	鍋	
1860	1860		42207	ナベ	鍋	
1861	1861		42208	ナベフタ	鍋蓋	
1862	1862		42208	ナベフタ	鍋蓋	
1863	1863		11009	サキリ	さきり	
1864	1864		11009	サキリ	さきり	
1865	1865		11009	サキリ	さきり	
1866	1866		11001	エジコ	えいじこ	
1867	1867		11001	エジコ	えいじこ	
1868	1868		44021	ドウグバコ	道具箱	昭和初期
1869	1869		44027	ボートギリ	ボート錐	
1870	1870		44022	ノコギリ	鋸	
1871	1871		44023	ノコギリのサヤ	鋸用鞘	
1872	1872		44009	カンナ	鉋	昭和初期
1873	1873		44010	カンナダイ	鉋台	昭和初期
1874	1874		44021	ドウグバコ	道具箱	昭和初期
1875	1875		44002	オイコミノミ	追込のみ	
1876	1876		44018	スミツボ	墨壷	昭和初期
1877	1877		44013	ケビキ	毛引	
1878	1878		44019	ツバノミ	つばのみ	昭和初期頃
1879	1879		44024	バリ	バール	昭和初期
1880	1880		44006	カナト	金砥	昭和初期
1881	1881		44005	カナヅチ	金槌	昭和初期頃
1882	1882		44034	ヤスリ	鑢	昭和初期
1883	1883		44011	クギヌキ	釘抜	大正末期
1884	1884		13003	ヤキイン	焼印	明治期
1885	1885		13003	ヤキイン	焼印	明治期

材料	使用年代	使用者
鉄板	昭和32年まで	炊事をする者
アルマイト	昭和32年まで	炊事をする者
マツ	昭和32年まで	炊事をする者ほか
竹	昭和32年まで	炊事をする者
あけび蔓	昭和32年まで	炊事をする者
あけび蔓	昭和32年まで	炊事をする者
あけび蔓	昭和32年まで	炊事をする者
マツ	昭和32年まで	炊事をする者
マツ	昭和32年まで	炊事をする者
竹製	昭和32年まで	炊事をする者
木製　／タガ；竹	昭和32年まで	炊事をする者
杉　／タガ；竹	昭和32年まで	炊事をする者
木（不詳）　／タガ；針金	昭和32年まで	炊事をする者
木製　／タガ；竹・針金	昭和32年まで	炊事をする者
アルマイト　／蓋；ベニヤ	昭和32年まで	炊事をする者
ジュラルミン　／蓋；杉	昭和32年まで	炊事をする者
鉄	昭和32年まで	炊事をする者
アルマイト	昭和32年まで	炊事をする者
鉄　／蓋；木製	昭和32年まで	炊事をする者
アルマイト	昭和32年まで	炊事をする者
鉄　／蓋；木製	昭和32年まで	炊事をする者
アルマイト　／蓋；木製	昭和32年まで	炊事をする者
ジュラルミン　／蓋；杉	昭和32年まで	炊事をする者
ジュラルミン　／蓋；杉	昭和32年まで	炊事をする者
アルマイト	昭和32年まで	炊事をする者
アルマイト	昭和32年まで	炊事をする者
椴・檜・栓	昭和32年まで	炊事をする者
杉	昭和32年まで	炊事をする者
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
杉	昭和32年まで	
ブドウ蔓　／他		
ブドウ蔓　／他		
マツ	昭和初期～昭和32年	漁夫または浜大工
鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫及び浜大工
鉄　／柄・鞘；木製	昭和32年まで	漁夫及び浜大工
木製（薄板）	昭和32年まで	漁夫または浜大工
刃部；鉄　／台部；木製	昭和初期～昭和32年	漁夫または浜大工
樫	昭和初期～昭和32年	漁夫または浜大工
雑木	昭和初期～昭和32年	漁夫または浜大工
刃部；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫または浜大工
墨壷；木製　／指こ；竹	昭和初期～昭和32年	漁夫及び浜大工
樫	昭和32年まで	漁夫または浜大工
刃部；鉄　／柄；木製	昭和初期頃～昭和32年	漁夫または浜大工
鉄	昭和初期～昭和32年	漁夫及び浜大工
鉄	昭和初期～昭和32年	漁夫または浜大工
槌部；鉄　／柄；木製	昭和初期頃～昭和30年頃	漁夫または浜大工
鋼鉄	昭和初期～昭和32年	漁夫及び浜大工
鉄	大正末期～昭和32年	漁夫または浜大工
本体；銑鉄　／柄；木製	明治期～昭和32年	漁夫または人夫
本体；銑鉄	明治期～昭和32年	漁夫または人夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1886	1886		13003	ヤキイン	焼印	明治期
1887	1887		13003	ヤキイン	焼印	明治期
1888	1888		13006	コクイン	刻印	大正初期
1889	1889		11019	イシワリハンマー	石割ハンマー	大正年代
1890	1890		44017	スパナ	スパナ	大正年代
1891	1891		13001	アナホリオノ	穴掘り斧	大正年代
1892	1892		44001	インチヤスリ	吋やすり	大正年代
1893	1893		44008	カンスパナ	管スパナ	大正年代
1894	1894		44026	ペンチ	ペンチ	大正年代
1895	1895		44004	カナキリハサミ	金切鋏	大正年代
1896	1896		44035	ヤットコ	やっとこ鋏	大正年代
1897	1897		44036	リョウクチスパナ	両口スパナ	大正年代
1898	1898		29004	カイチュウデントウ	懐中電灯	昭和初期
1899	1899		29004	カイチュウデントウ	懐中電灯	昭和初期
1900	1900		29004	カイチュウデントウ	懐中電灯	昭和20年代
1901	1901		43013	ショウメイグ	照明具	
1902	1902		44021	ドウグバコ	道具箱	昭和初期
1903	1903		35013	サオハカリ	竿秤	
1904	1904		35013	サオハカリ	竿秤	
1905	1905		11018	イシワリセン	石割鉞	
1906	1906		35015	スリバン	刷り板	昭和初期
1907	1907		35015	スリバン	刷り板	昭和初期
1908	1908		35015	スリバン	刷り板	昭和初期
1909	1909		35011	タテカギ	建鈎	昭和初期
1910	1910		22025	キョカバンゴウイタ	船舶登録認可番号板	昭和20年代
1911	1911		22025	キョカバンゴウイタ	船舶登録認可番号板	昭和20年代
1912	1912		22026	セキサイリョウヒョウジバン	積載量標示板	昭和20年代
1913	1913		46007	ソロバン	算盤	
1914	1914		46007	ソロバン	算盤	
1915	1915		46008	デンピョウサシ	伝票差し	
1916	1916		46005	ジョウギ	定規	昭和24年
1917	1917		46003	インカンバコ	印鑑箱	
1918	1918		46002	インカン	印鑑	
1919	1919		43011	ジョウサシ	状差し	
1920	1920		46004	コクバン	黒板	
1921	1921		46006	スズリバコ	硯箱	
1922	1922		33028	ヒョウサツ（ヒリョウセイゾウハンバイ）	標札（肥料製造販売）	昭和24年（発行年）
1923	1923		33028	ヒョウサツ（ヒリョウセイゾウハンバイ）	標札（肥料製造販売）	
1924	1924		32009	サバサキリ	鯖裂・捌き庖丁	明治期
1925	1925		32010	サバサキリハコ	捌き庖丁保管箱	
1926	1926		44016	コビキノコギリ	木挽鋸	
1927	1927		26001	アゲ	あげ	
1928	1928		26001	アゲ	あげ	
1929	1929		26001	アゲ	あげ	
1930	1930		26002	アバリ	網針	
1931	1931		26004	イトキリマキリ	糸切マキリ	
1932	1932		29010	スイオンケイ	水温計	
1933	1933		26003	イトキリハサミ	糸切鋏	
1934	1934		28005	モッコショイカンサツ	もっこ背負い鑑札	
1935	1935		28005	モッコショイカンサツ	もっこ背負い鑑札	
1936	1936		28005	モッコショイカンサツ	もっこ背負い鑑札	

材料	使用年代	使用者
本体；銑鉄	明治期～昭和32年	漁夫または人夫
本体；銑鉄　／柄；木製	明治期～昭和32年	漁夫または人夫
砲金	大正初期～昭和30年代	漁夫または人夫
頭部；鉄　／柄；木製	大正年代～昭和32年	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
鉄	大正年代～昭和32年	漁夫ほか
刃部；鉄	大正年代～昭和30年代	漁夫または浜大工
鋼鉄	大正年代～昭和30年代	漁夫または人夫
鉄	大正年代～昭和32年	
鉄	大正年代～昭和32年	漁夫または人夫
鋼	大正年代～昭和32年	漁夫または人夫
鉄	大正年代～昭和32年	漁夫または人夫
鉄	大正年代～昭和32年	漁夫または人夫
アルミニューム　／他	昭和初期～昭和32年	漁夫及び人夫または従事者
アルミニューム	昭和初期～昭和32年	漁夫及び人夫または従事者
内部；金属　／外部；ゴム被覆	昭和20年代～32年	漁夫または人夫
金属	昭和30年代まで	漁夫または人夫及び従事者
雑木	昭和初期～昭和32年	漁夫または浜大工
竿；木製　／分銅；鉄	昭和32年まで	
竿；木製　／分銅；鉄	昭和32年まで	
頭部；鉄		漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
亜鉛引きトタン板	昭和初期～昭和30年代	漁夫または人夫
亜鉛引きトタン板	昭和初期～昭和30年代	漁夫または人夫
亜鉛引きトタン板	昭和初期～昭和30年代	漁夫または人夫
ナラ・ミズキ	昭和初期～昭和32年	漁夫または人夫
マツ	昭和20年代～30年代	
マツ、シナ	昭和20年代～30年代	
トドマツ	昭和20年代～30年代	
木製　／竹		帳場または世話係
木製　／竹		帳場または世話係
鉄	昭和32年まで	帳場または世話係
タモ	昭和24年以降	帳場または世話係
杉		帳場または世話係
木印・ゴム印		帳場または世話係
木製	昭和32年まで	漁夫ほか
トドマツ	昭和32年まで	帳場及び世話係
檜	昭和32年まで	帳場及び世話係
トドマツ	昭和24年～	経営者
トドマツ		経営者
刃；鉄　／柄；木製	明治期～昭和30年代	主として人夫
トドマツ	昭和32年まで	手間取人夫
刃部；鋼　／柄；木製	昭和32年まで	木挽職または浜大工
雑木	昭和32年まで	漁夫
雑木	昭和32年まで	漁夫
雑木	昭和32年まで	漁夫
獣骨　／さびた（うつぎ）	昭和32年まで	漁夫
刃部；鋼　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫
本体；金属　／綿糸（40号）	昭和32年まで	漁場経営者または船頭ほか
鋼	昭和32年まで	漁夫
雑木	昭和32年まで	手間取人夫
雑木	昭和32年まで	手間取人夫
雑木	昭和32年まで	手間取人夫

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1937	1937		29011	ソウガンキョウ	双眼鏡	
1938	1938		29011	ソウガンキョウ	双眼鏡	
1939	1939		29012	ソウガンキョウケース	双眼鏡ケース	
1940	1940		26005	イトマキ	糸巻台	
1941	1941		42219	ショシギ	拍子木	
1942	1942		41005	カンジキ	かんじき	
1943	1943		22022	ロジク	櫓軸	
1944	1944		42212	クシタテ	串立	
1945	1945		46004	コクバン	黒板	
1946	1946		42108	マス	枡	
1947	1947		42108	マス	枡	
1948	1948		42108	マス	枡	
1949	1949		42108	マス	枡	
1950	1950		43008	スミトリ	炭取	
1951	1951		28019	ガストウのホヤ	カーバイトランプのホヤ	
1952	1952		28020	ガストウのヒグチ	カーバイトランプのバーナー	
1953	1953		28021	ガストウのチョウネジ	カーバイトランプの蝶ねじ	
1954	1954		43016	セキユランプのツリガネ	石油ランプの吊金	明治年代以降
1955	1955		43016	セキユランプのツリガネ	石油ランプの吊金	明治年代以降
1956	1956		43016	セキユランプのツリガネ	石油ランプの吊金	明治年代以降
1957	1957	1	43019	セキユランプのツボ	石油ランプの壷	明治年代以降
1957	1957	2	43015	セキユランプのクチガネ	石油ランプの口金	明治年代以降
1958	1958		43012	カベカケランプ	壁掛ランプ	
1959	1959		43004	カギ	鍵	
1960	1960		43004	カギ	鍵	
1961	1961		43004	カギ	鍵	
1962	1962		43004	カギ	鍵	
1963	1963		43004	カギ	鍵	
1964	1964		43004	カギ	鍵	
1965	1965		43004	カギ	鍵	
1966	1966		43005	ジョウマエ	錠前	
1967	1967		43005	ジョウマエ	錠前	
1968	1968		43005	ジョウマエ	錠前	
1969	1969		43005	ジョウマエ	錠前	
1970	1970		43004	カギ	鍵	
1971	1971		43004	カギ	鍵	
1972	1972		43004	カギ	鍵	
1973	1973		43004	カギ	鍵	
1974	1974		43004	カギ	鍵	
1975	1975		43005	ジョウマエ	錠前	
1976	1976		13003	ヤキイン	焼印	
1977	1977		43014	ダイランプのツボ	台ランプの壷	
1978	1978		42215	ダイハカリ（食）	台秤（食）	
1979	1979		41002	カミソリ	剃刀	
1980	1980		41003	カンイカミソリ	簡易剃刀	
1981	1981		41004	バリカン	バリカン	
1982	1982		42218	テツビン	鉄瓶	
1983	1983		42218	テツビン	鉄瓶	
1984	1984		42218	テツビン	鉄瓶	
1985	1985		42218	テツビン	鉄瓶	
1986	1986		42217	ヤカン	薬缶	

材料	使用年代	使用者
金属　／他	昭和32年まで	漁場主・経営者
金属　／他	昭和32年まで	漁場主・経営者
皮製	昭和32年まで	経営者または漁場管理者
雑木	昭和32年まで	漁夫ほか
雑木	昭和32年まで	炊事係
枠；桑　／紐；綿糸	昭和32年まで	漁場管理者ほか
鉄	昭和32年まで	漁夫ほか
トドマツ	昭和32年まで	炊事係
トドマツ	昭和32年まで	帳場及び世話係
桧	昭和32年まで	炊事係
杉	昭和32年まで	炊事係
杉	昭和32年まで	炊事係
桧	昭和32年まで	炊事係
栓	昭和32年まで	家人
ガラス	昭和32年まで	漁夫
真鍮	昭和32年まで	漁夫
真鍮	昭和32年まで	漁夫
鉄	明治年代以降	
鉄	明治年代以降	
鉄	明治年代以降	
ガラス	明治年代以降	
真鍮	明治年代以降	
亜鉛板　／他	昭和初期頃まで	
鉄　／木板　／他	昭和32年まで	物品管理責任者
鉄　／木板　／他	昭和32年まで	物品管理責任者
鉄　／木板	大正６年～昭和32年	物品管理責任者
鉄　／他	昭和32年まで	物品管理責任者
鉄　／他	昭和32年まで	物品管理責任者
鉄	昭和32年まで	物品管理責任者
鉄　／他	昭和32年まで	物品管理責任者
金属	昭和32年まで	物品管理責任者
金属	昭和32年まで	物品管理責任者
金属	昭和32年まで	物品管理責任者
金属	昭和32年まで	物品管理責任者
金属	昭和32年まで	物品管理責任者
金属　／他	昭和32年まで	物品管理責任者
鉄	昭和32年まで	物品管理責任者
鉄　／木板	現在も使用	物品管理責任者
鉄　／他	昭和32年まで	物品管理責任者
鉄　／他	現在も使用	物品管理責任者
本体；鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
亜鉛板	昭和初期頃まで	
鉄　／他	昭和32年まで	
刃；金属　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫
金属	昭和32年まで	漁夫
金属	昭和32年まで	漁夫
南部鉄	昭和32年まで	漁夫または漁場従事者
南部鉄	昭和32年まで	番屋内従事者
南部鉄	昭和32年まで	番屋内従事者
南部鉄	昭和32年まで	番屋内従事者
アルミニューム	昭和32年まで	漁夫ほか

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
1987	1987		42217	ヤカン	薬缶	
1988	1988		43009	ヒケシツボ	火消壷	
1989	1989		43009	ヒケシツボ	火消壷	
1990	1990		43007	ジザイカギ	自在鉤	
1991	1991		43006	ゴトク	五徳	
1992	1992		43006	ゴトク	五徳	
1993	1993		43006	ゴトク	五徳	
1994	1994		43001	チリトリ	塵取	
1995	1995		42104	カメ	瓶	
1996	1996		42104	カメ	瓶	
1997	1997		42105	ミズカメ	水瓶	
1998	1998		42105	ミズカメ	水瓶	
1999	1999		42105	ミズカメ	水瓶	
2000	2000		43010	ヒドコタナ	火床棚	
2001	2001		41001	ハサミ	鋏	
2002	2002		42216	フルイ	篩	昭和24年
2003	2003		42403	タバコボン	煙草盆	
2004	2004		42323	オハチ	おひつ・飯櫃	
2005	2005		42323	オハチ	おひつ・飯櫃	
2006	2006		42323	オハチ	おひつ・飯櫃	
2007	2007		42107	ノミクチ	呑口	
2008	2008		42214	セイロウ（調理用）	蒸篭（調理用）	
2009	2009		42213	スダレ（調理用）	簾（調理用）	
2010	2010		42106	コメビツ	米櫃	
2011	2011		42120	ウス、キネ	臼、杵	
2012	2012		42120	ウス、キネ	臼、杵	
2013	2013		42120	ウス、キネ	臼、杵	
2014	2014		42122	メキネ	女杵	
2015	2015		34008	ヨコツチ	薬打槌	
2016	2016		42124	モチイタ、ノシボウ	餅板、伸し棒	
2017	2017		42124	モチイタ、ノシボウ	餅板、伸し棒	
2018	2018		42123	モチイタ	餅板	
2019	2019		42123	モチイタ	餅板	
2020	2020		42123	モチイタ	餅板	
2021	2021		43020	セキタンストーブ	石炭ストーブ	
2022	2022		47003	バンヅケイタ	番付板・役名板	昭和33年
2023	2023		44003	オノ	斧	
2024	2024		44030	マサカリ	鉞	
2025	2025		44018	スミツボ	墨壷	
2026	2026		44028	マガリガネ	曲り金・指し金	
2027	2027		44024	バリ	バール	
2028	2028		44022	ノコギリ	鋸	
2029	2029		44032	モミキリ	揉み錐	
2030	2030		44038	カスガイ	かすがい	
2031	2031		44039	ナタ	鉈	
2032	2032		44039	ナタ	鉈	
2033	2033		44029	マキリ	小刀・マキリ	
2034	2034		44002	オイコミノミ	追込のみ	
2035	2035		44012	クギバコ	釘箱	
2036	2036		44012	クギバコ	釘箱	
2037	2037		44014	ゲンノウ	玄能	

材料	使用年代	使用者
アルミニューム	昭和32年まで	漁夫ほか
ジュラルミン	昭和32年まで	番屋居住者
素焼き陶器	昭和32年まで	番屋居住者
鉄	昭和32年まで	番屋居住者
鉄	昭和32年まで	番屋居住者
鉄	昭和32年まで	番屋居住者
鉄	昭和32年まで	番屋居住者
雑木	昭和20年代まで	番屋居住者
陶器	昭和32年まで	番屋内炊事係
陶器	昭和32年まで	番屋内炊事係
本体；陶器　／蓋；トドマツ	昭和32年まで	番屋内居住者
本体；陶器　／蓋；トドマツ	昭和32年まで	番屋内居住者
本体；陶器　／蓋；木製	昭和32年まで	番屋内居住者
鉄	昭和32年まで	番屋内居住者
鉄	昭和32年まで	番屋内居住者
枠部分；木製	昭和32年まで	番屋内炊事係
灰皿；陶器　／灰盆；木製	昭和32年まで	番屋居住者
サワラ　／タガ；銅	昭和32年まで	番屋内居住者
サワラ　／タガ；銅	昭和32年まで	番屋内居住者
サワラ　／タガ；銅	昭和32年まで	番屋内居住者
桐　／他	昭和32年まで	番屋内炊事係
枠；杉　／簀の子；竹	昭和32年まで	番屋居住者
竹製	昭和32年まで	番屋内居住者
松、雑木	昭和32年まで	番屋内炊事係
臼；楢　／杵；ハン	昭和32年まで	番屋居住者ほか
臼；楢　／杵；イタヤ	昭和32年まで	番屋居住者ほか
臼；栓　／杵；楢	昭和32年まで	番屋居住者ほか
杉	昭和32年まで	番屋居住者
雑木	昭和32年まで	漁夫または人夫
餅板；桂　／伸し棒；桑	昭和32年まで	番屋居住者
餅板；桧　／伸し棒；落葉松	昭和32年まで	番屋居住者
桂	昭和32年まで	番屋居住者
桂	昭和32年まで	番屋居住者
桂	昭和32年まで	番屋居住者
鉄　／他	昭和32年まで	番屋内居住者
トド板	昭和33年	
刃部；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫または浜大工
刃部；鉄　／柄；楓	昭和32年まで	漁夫または人夫
樽	昭和32年まで	漁夫及び浜大工
金属	昭和32年まで	漁夫または浜大工
鉄	昭和32年まで	漁夫及び浜大工
鉄　／柄・鞘；木製	昭和32年まで	漁夫及び浜大工
錐部；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫及び浜大工
鉄	昭和32年まで	
刃部；鉄　／柄・鞘；木製	昭和32年まで	漁夫ほか
刃部；鉄　／鞘；木製	昭和32年まで	漁夫ほか
刃部；鋼　／柄・鞘；木製	昭和32年まで	漁夫
刃部；鋼　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫または浜大工
トドマツ	昭和32年まで	漁場従事者
トドマツ	昭和32年まで	漁場従事者
頭部；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫及び浜大工

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
2038	2038		44009	カンナ	鉋	
2039	2039		44020	テッパンバサミ	トタン鋏	
2040	2040		44027	ボートギリ	ボート錐	
2041	2041		44034	ヤスリ	鑢	
2042	2042		44007	テツキリノコ	鉄切鋸	
2043	2043		44036	リョウクチスパナ	両口スパナ	
2044	2044		44036	リョウクチスパナ	両口スパナ	
2045	2045		44033	モンキースパナ	モンキースパナ	
2046	2046		44015	コウサクピン	工作ピン	
2047	2047		13002	カワハギ	皮剝	
2048	2048		44031	マルタガネ	丸たがね	
2049	2049		44025	ヒラタガネ	平たがね	
2050	2050		35009	ハンダコテ	半田鏝	
2051	2051		33021	マキトビ	薪とび	
2052	2052		11017	ジツキボウ	地突棒	
2053	2053		42121	ゴヨウカゴ	御用篭	
2054	2054		35010	カスジョウゴ	粕漏斗	
2055	2055		45006	チョウチンツリワク	提灯吊枠	
2056	2056		28009	サカナカゴ	魚篭・蝉篭	
2057	2057		35012	ミ	箕	昭和10年頃
2058	2058		35012	ミ	箕	昭和10年頃
2059	2059		43017	ユミハリチョウチン	弓張提灯	
2060	2060		43017	ユミハリチョウチン	弓張提灯	
2061	2061		43018	テマリチョウチン	手鞠提灯	
2062	2062		43017	ユミハリチョウチン	弓張提灯	
2063	2063		22028	エイギョウカンサツ（アワビツキ）	営業鑑札（鮑突）	発行年（明治25年）
2064	2064		22029	エイギョウカンサツ（コンブカリ）	営業鑑札（昆布刈）	発行年（明治24年）
2065	2065		22031	エイギョウカンサツ（ナマコヒキ）	営業鑑札（海鼠曳）	発行年（明治25年）
2066	2066		22031	エイギョウカンサツ（ナマコヒキ）	営業鑑札（海鼠曳）	発行年（明治21年）
2067	2067		22030	エイギョウカンサツ（コンブホソメサイシュウ）	営業鑑札（昆布細布採集）	発行年（明治21年、25年）
2068	2068		43005	ジョウマエ	錠前	
2069	2069		25032	テッカン	鉄環・沈子	
2070	2070		25032	テッカン	鉄環・沈子	
2071	2071		13005	チンチョカン	チンチョ鎖	
2072	2072		22027	エイギョウカンサツ	営業鑑札	発行年（明治20年）
2073	2073		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
2074	2074		27004	ワクカラミ	枠絡み綱	
2075	2075		25028	ネギヲ	根ぎ緒	
2076	2076		45005	ノボリ	幟	
2077	2077		45005	ノボリ	幟	
2078	2078		47004	ダイリョウバタ	大漁旗	
2079	2079		47004	ダイリョウバタ	大漁旗	
2080	2080		47005	ヤゴウハタ	屋号旗	
2081	2081		47005	ヤゴウハタ	屋号旗	
2082	2082		47005	ヤゴウハタ	屋号旗	
2083	2083		47005	ヤゴウハタ	屋号旗	
2084	2084		47005	ヤゴウハタ	屋号旗	
2085	2085		47005	ヤゴウハタ	屋号旗	
2086	2086		45001	クモツボン	供物盆	明治年代
2087	2087		42326	カクボン	角盆	明治年代
2088	2088		45002	ゴシュウギボン	御祝儀盆	明治年代

材料	使用年代	使用者
刃部；鋼　／台部；樫	昭和32年まで	漁夫または浜大工
鋼	昭和32年まで	漁夫ほか
鉄	昭和32年まで	漁夫及び浜大工
刃部；鋼　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫及び浜大工
鉄	昭和32年まで	漁夫ほか
鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
鉄	昭和32年まで	漁夫ほか
鉄	昭和32年まで	
鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
鋼	昭和32年まで	漁夫ほか
鋼	昭和32年まで	漁夫ほか
頭部；銅　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫ほか
頭部；鉄　／柄；木製	昭和32年まで	漁夫または釜焚人夫
鉄	昭和32年まで	漁期中は漁夫、漁閑期は人夫
竹　／他	昭和32年まで	漁夫ほか
竹	昭和32年まで	漁夫または人夫
トドマツ	昭和32年まで	番屋居住者
竹	昭和32年まで	漁夫または人夫
竹	昭和10年頃～昭和32年	漁夫または人夫
竹	昭和10年頃～昭和32年	漁夫または人夫
竹　／紙	昭和初期頃まで	漁夫及び番屋居住者
竹　／紙	昭和初期頃まで	漁夫及び番屋居住者
竹　／紙	昭和初期頃まで	番屋居住者
竹　／紙	昭和初期頃まで	漁夫及び番屋居住者
木製	明治25年	鑑札の交付を受けた者
木製	明治24年	鑑札の交付を受けた者
木製	明治25年	鑑札の交付を受けた者
木製	明治21年	鑑札の交付を受けた者
木製	明治21年、25年	鑑札の交付を受けた者
金属	昭和32年まで	物品管理責任者
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫
鉄	昭和32年まで	漁夫または人夫
木製	明治20年	鑑札の交付を受けた者
あば縄	昭和32年まで	漁夫
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
ブドウ蔓	昭和32年まで	漁夫
綿布	現在も使用	
綿布	現在も使用	
綿布	昭和32年まで	漁夫ほか
綿布	昭和32年まで	漁夫ほか
綿布	昭和32年まで	漁夫ほか
綿布	昭和32年まで	漁夫ほか
綿布	昭和32年まで	漁夫ほか
綿布	昭和32年まで	漁夫ほか
綿布	昭和32年まで	漁夫ほか
綿布	昭和32年まで	漁夫ほか
漆器	明治年代～現代	
漆器	明治年代～現代	
漆器	明治年代～現代	

受入番号	登録番号	枝番号	分類番号	地方名	標準名	製作年代
2089	2089		42402	チャキ	茶器	明治年代
2090	2090		42329	ボン	盆	明治年代
2091	2091		45003	サンポウ	三宝	明治年代
2092	2092		45007	ハッスンゼン	初寸膳	明治年代
2093	2093		42327	クリボン	刳盆	明治年代
2094	2094		42321	ハシ、ハシバコ	箸、箸箱	
2095	2095		45004	シュウギゼン	御祝儀膳	明治27年
2096	2096		42325	カイセキゼン	会席膳	明治29年
2097	2097		42330	ヨツアシゼン	四ツ足膳	
2098	2098		42324	イタアシゼン	板足膳	
2099	2099		42328	ジュウバコ	重箱	明治年代
2100	2100		45008	ソウワアシカイシュゼン	宗和足皆朱膳	明治27年
2101	2101		27020	チョイヅナ	垂れ綱・チョイ綱	
2102	2102		41006	ハンテン	袢天	
2103	2103		41006	ハンテン	袢天	

材料	使用年代	使用者
急須；南部鉄　／盆；木製　／茶卓；銅　／茶碗；陶器	明治年代～昭和32年	
漆器	明治年代～昭和32年頃	
漆器	明治年代～昭和32年頃	
漆器	明治年代～昭和32年頃	
欅	明治年代～昭和32年	番屋内居住者
漆器		当主・佐賀平一郎氏の父（佐賀伊四郎）が使用した。
膳；漆器　／箱；杉	明治27年～昭和32年頃	番屋居住者
膳；漆器　／箱；杉	明治29年～昭和32年頃	番屋居住者
漆塗	昭和32年頃まで	
漆器	昭和32年頃まで	
漆器	明治年代～昭和32年	番屋居住者
漆器	明治27年～昭和32年頃	
マニラロープ	昭和32年まで	漁夫
綿布	昭和32年まで	漁夫ほか雇用人
綿布	明治中期以降～昭和32年まで	漁夫（自家消防員？）

第3章　ま　と　め

第1節　佐賀家漁場の一漁期～昭和16年佐賀漁場日誌より～

佐賀漁場の1漁期の作業暦を昭和16年の日誌からひろうと第12表のようになる。1月から2月はまだ、作業というほどの作業は入っていない。ただし、漁場を管理しているものはその諸行事、管理の為の仕事は欠かせない。2月に入るとすこし、本年の漁場の開設のための諸作業が始まる。

まず船大工の仕事がある。この年は枠船、磯舟、三半船の新造があったため、2月3日節分の日より船の材料の搬入が始まる。11日に船大工4人が枠船の造船にかかる。枠船は翌月の14日に竣工。枠船1艘の造船には船大工4人で32日間ほどかかっている。また、枠桁を造るのに大工2人で2日かかり、その後磯舟造船にかかる。3月17日とりかかり、3月28日に完成。磯舟は大工2人で12日を要している。新造枠の台下ろしは竣工の9日目に行っている。これは縁起をかついで日を選んだものと考えられる。また、漁期中に起し船の修理が4月10日におこなわれている。三半船に関しては竣工の日時が不明であり、所要日数がわからない。

漁具等の準備は2月中から始めている。網の材料や歩み板用の木材の購入など原材料の調達である。26日には本年雇い入れ漁夫の受け入れ準備として、漁夫の居室などの清掃等を行ったのであろう。3月に入り、漁夫の受け入れの最後の準備をし、3月3日には最初の先発隊の漁夫13名が到着。次の日からすぐに先月用意した網材で新しい枠網を造り始める。この外にも番屋周辺の雪掻き作業などがあった。10日には山仕事といって、特に漁場で使う蔓ものなどを採りに山へ赴く、セツの結束に用いる葡萄蔓や身欠きを結束するシナの木の皮などを採集の為である。12日には後発の漁夫の本隊32名が到着すると浜は俄かに活気をもってくる。すぐに船倉にしまいこまれていた船を出し、漁撈具の手入れが始まる。そして船着場の造成のためセツをいれる。また、土俵造りや網なおし、綱や縄の整理、船入間の清掃、櫂造り、陸上での準備は進んでいく。

やっと、漁夫たちが来てから2週間目、沖に出るときが来た。朝から船に土俵を積込む。役ダンブ、根綱、掛け綱なども準備し、まず土俵入れから始まる。型ができたのでいつでも投網できる。鰊漁の最終準備は整ったことになる。

3月28日網下ろしの祝。午前8時和尚様一同が来て本年の大漁を祈禱をし、やがて配膳を終わり、着席後本年の各網ごとに役割分担を発表した。その後祝宴に移った。本年の元場の役割分担は次のようであった（註1）。

大船頭	二本柳　善　松
起船頭	山　田　吉　治
沖船頭	佐　賀　仁三郎
枠　係	二本柳　銀　蔵
磯舟乗	山　本　安五郎
同	吉　井　勝太郎
同	松　本　岩　治
舳　係	村　中　嘉代吉

胴の間係	村山喜一郎
	佐々木善治
	原留蔵
	小松藤吉
	四ツ谷清吉
	佐藤清之助
	沢田良男
	石田藤太郎
	酒井松彦
	室舘伊與吉
	丹内徳松
	落川正記
	秋本正一
	山田善吉
	新宮重二
	渡辺種松
	下舘三太郎
岡廻兼監備	山田末太郎
飯炊	杉本末一
同	渡辺兼松
帳場	佐賀兵太郎
	山本吉五郎
	林勇之助

3月31日本年初めての投網をする。本格的な鰊漁の始まりである。これから天候により網を揚げたり、入れたりの繰返しが続く。漁夫の仕事も陸上の仕事と、沖作業とが平行していくことがわかる。4月2日大網に、数の子鰊1尾がかかり初鰊となる。これは漁場の神棚に本年の初鰊として供えられたものと考えられる。これから6日まで、投網、揚げ網の繰返しが続くが、漁はない。6日から8日までは天候が悪く、沖作業は中止となる。9日から18日までまた、投網、揚げ網の繰返しが続くが、漁は9日鰊3尾、13日1尾、16日4尾、17日3尾、18日1尾とまだ本格的な漁とはなっていない。

この間陸上での作業が行われている。4月1日の4番枠修理に始まり、ウィンチもっこ作り、トロッコの線路直し、薪運搬、各干場造り、各種網の直し、中網の型直しと土俵入れ替えなど、鰊がいつでも漁獲されてもいいように陸上の用意を整えている。

4月18日午後から大時化となり、19日一杯大時化となる。18日の日には増毛で漁獲があったことが情報として入ってきていた。増毛で漁獲があると1両日中にはこの辺に鰊の群来があることから、天候の回復を祈ったことあでろう。20日、前日の時化も朝になって少し凪いだ。待ってましたとばかり、午前6時半投網。しかし、晴天でも午後3時過ぎまで西風が相当強く、中網は網揚げし、大網はそのまま沖泊した。夜に入り時化も納まり、凪いできた。21日、午前2時半、中網も投網し、大網と同じく沖泊。やっと鰊がやってきた。午前11時前、一斉に網起こしにかかる。大網、中網と

も汲船１杯半の収獲があり、正午汲船を出して沖揚げをする。晩５時大網汲船５、６杯、中網２杯収獲。この日だけで11杯の収獲があった（註２）。大漁の祝と、漁夫の疲労を癒すために、玉サト（玉砂糖）が全員に配られた。しかし、夜に入っても鰊の群来は止まらず、22日午前１時半から午前５時の間に大網、中網合わせて、４枚収獲した（註３）。枠は留萌港の内港に引き入れる。４月23日は時化のため、沖休みにし、内港に引き入れた鰊の沖揚げを行う。４月25日は大網、中網に軽く２枠収獲したが、潮流に流され、翌朝内港に引き入れる。午後５時にまた、一斉に群来があり、大網だけ操業。翌日前日の大網収獲分10杯を内港にいれ、７杯を沖揚げする。大網は午後揚げる。27日は内港に引き入れた枠より鰊生売り、元場では本日より鰊つぶしに入る。夕方大網を投網し、沖泊。また、鰊４杯生売り。28日は昼浜中、瀬越方面大漁、礼受は薄乗り、内港の枠より４杯元場へ輸送し、廊下へ入れる。29日には大網１杯半、中網１杯半、漁獲し全部元場に揚げる。30日は大網３杯、中網半杯の漁獲し、すべて元場の廊下へ入れる。連日の大漁でその祝と疲労をねぎらうために、漁夫岡廻りの出面に夕食前黒砂糖湯を１杯づつ飲ませ、また、夕食時酒を飲むものには茶碗１杯の酒、飲まぬものには落花糖１椀づつ馳走している。

５月１日より鰊つぶしと平行して、鰊粕製造のための釜炊きに入る。６釜で53玉炊く。１釜あたり９玉を炊いたことになる。夕方から大網、中網投網。増毛にい行っていた漁夫が切り上げのあと立ち寄るということから、増毛方面は漁期が終了したと考えて良い。２日は朝揚げ網し、前日と同じ鰊つぶし及び釜12枚で釜炊きをする。３日朝、大網を投網し、鰊６モッコ、イカ100尾収獲。作業は前日と同じ。ただし、今まで岡作業に留萌より出面を頼んでいたが、本日で切り上げ、明日よりは不足分は漁夫で対応する。４日は前日と作業は同じ。鯑抜き作業あり、陸作業の方が主力となりつつある。５日鰊つぶしが終了。鯑干しと、釜炊き作業。６日釜炊き12釜をもって釜炊き作業終了。４月20日から30日に収獲した鰊の第１次加工作業を終了する。粕干し作業は継続。７日、作業の一段落の廊下洗いとして夕食に漁夫一同に酒一椀づつ、御萩餅５つの御馳走を出す。身欠結束のための皮作り、及びノマグシ作りを行う。また、粕炊き用の石炭の搬入もあった。８日は大網、中網とも投網する。作業は粕干し、鯑干し、石炭運搬。９日午後１時揚げ網、各１モッコづつ鰊収獲。陸作業は前日と同じ。ただ、干し上がった笹目を倉に入れる。

11日になって、また阿分方面から薄乗りだが、鰊の来游の情報があった。強風で時化ぎみだったが、なんとか大網、中網とも軽く１枠収獲し、内港に引き入れた。12日前日の内港引き入れの中網の枠から７杯汲む。13日は前日残した大網の枠より11杯の鰊を汲み、釜炊きの用意をする。14日、25釜の釜炊き、乾燥中の粕をすべて倉に入れ、今日炊いた粕を干す。鰊７篭収獲。15日は前日と同様の作業と解粕機を３台製作する。16日も同様作業。この頃より製品の梱包が始まる。笹目11俵を俵積め、土丹倉の粕の巻き直し作業あり。17日は雨のため、内仕事で、粕の建て縫い、身欠結束用の皮作り、汲み船洗い作業。18日最後の釜炊き12釜。廊下を洗い、流し板などの掃除をする。笹目11俵の製品検査あり、二等検となる。

これ以降は網は投網しているが鰊の漁獲はない。ほとんどが製品の荷造りと明年の漁に向けての準備作業になる。製品の荷作り作業としては、19日からは粕干し作業、身欠き抜きと結束作業、同鰊と粕の建作り、鯑の選定作業である。本年の終了に対する作業としては、各種用具の倉入作業、網の修理、建物の修理などが行われる。網は大網が27日に揚げ網し、型を揚げて本年の分を終了している。中網、小網は雑魚用としてまだ稼働している。28日に絞め粕、胴鰊、魚油の検査を行い、30日旧粕496俵と新粕166俵計662俵を礼受沖に停泊した浦潮丸に積込売り渡す。この年は雨が続き各漁場では絞め粕の乾燥に手間取っている。粕の乾燥用の莚を何度となく取替えを余儀なくされて

いる。粕に蛆の湧いたものまで現われ、整理をせざるを得なかった。6月に入っても粕干し作業は続き、12日まで粕干しにかかっている。その後17日まで粕の俵積め作業や製品の出荷に追われる。網の方は中網、小網を5日までに揚げ、セツは4日に揚げている。船は3日に三半船3艘を倉入れ、1艘を草囲いした。

6月17日、本年の作業が総て終了し、漁夫の切り上げし、漁夫の荷物こしらえし、駅に荷物を運搬する。翌日漁夫は2団体にわかれ、礼受を後にした。

漁夫の稼働日数は、先立ち漁夫が3月3日よりの107日間、後続漁夫は3月12日からの98日間である。

（福士　廣志）

註及び参考文献

1　ニシン漁場における漁夫及役人の呼称は次のとおりである。各漁場において若干違いがある。

1、大船頭 …… 漁場の全責任者、漁撈の指揮に当る
2、下船頭または副船頭 … 大船頭補佐役
3、起船船頭 …… 起し船操作責任者、大船頭佐補役
4、磯舟乗り …… 投網中の網の維持、海陸の連絡に当る
5、胴の間係り …… 枠船に乗り、枠の取扱いに当る
6、舳係り …… 網起しの時の操船、繰越綱の取扱いに当る
7、陸廻り …… 陸上・海上・漁撈の準備万端を整える漁場の裏方
8、飯炊（鍋長） …… 漁夫・人夫等に供する食事・炊事全般の責任者

また、一般漁夫・人夫の呼称は次のとおりである。

1、上　雇 …… 漁場経験を有する熟練の漁夫
2、当渡り …… はじめて漁場で働く漁夫・初心者・未経験者
3、手間取り …… 多忙（沖揚や加工）の時に雇い入れる臨時的人夫・漁夫
4、ジャコシカまたはジャコ …… 渡り漁夫、漁場を渡り歩む流浪の漁夫

なお、「ヤン衆・ヤトイ」の呼称は侮蔑的呼称として漁場社会では使用されず、主として「若い衆・若いもの」と呼んだ。また、各種の記述に「ニシン殺しの神様」または「神様」の呼称を見ることがあるが、当地方では戯言葉と理解されている。

2　汲み船1杯とは、汲み船に積載できる鰊の量で1杯は約10石。

3　4枚とは枠網4枚分の鰊のことで、普通枠網1枚には250石から300石の鰊が入った。

表12 「昭和16年因佐賀支店日誌」より

	諸　　行　　事	着業準備（人夫の動き）
1月1日		
2日	・初乗り（船頭蔵）	
3日		
4日		
5日		
6日		
7日		
8日		
9日		
10日		
11日		
12日		
13日		
14日		
15日		
16日		
17日		・1号蔵屋根修理
18日		
19日		
20日		
21日		
22日		
23日		
24日		
25日		
26日		・蔵々の屋根雪おろし
27日		
28日		
29日		
30日		
31日		

	諸　　行　　事	着業準備（人夫の動き）
2月1日		
2日		
3日		・船材料搬入
4日	・節分～豆占い	
5日		
6日		
7日		
8日		・船材料搬入
9日		・船頭蔵より船出　人夫19人
10日		・船材料搬入
11日		・枠船造船に掛る　大工4人
12日		・網材料購入
13日		
14日		
15日		・歩み板用丸太購入
16日		
17日		
18日		・歩み板　製材し搬入
19日		・焼ダメ準備
20日		・焼ダメ　手伝い8人
21日		
22日		
23日		
24日		
25日		・蔵ヶの屋根雪おろし
26日		・漁夫受入準備
27日		
28日		・船材不足分搬入

	諸　　行　　事	着業準備（人夫の動き）
3月1日		・漁夫受入準備 （漁夫用家具購入ほか）
2日		
3日		
4日		
5日		
6日		
7日		
8日		
9日		
10日		
11日		
12日		
13日		
14日		・新造枠船竣工
15日		・枠桁他作成　大工2人
16日		
17日		・磯舟造りに掛る　大工2人
18日		
19日		
20日		・三羽造船に掛る　大工3人
21日		
22日		・新造枠船台下し
23日		
24日		
25日		
26日		
27日	・網おろし準備（餅つきほか）	
28日	・網おろし　・役人発表	・磯舟完成
29日		
30日	・龍神講御神酒上げ	
31日		・とも櫂、早櫂、タモ台他諸用具揚陸

漁場作業（漁夫の動き）	
・先立漁夫13名到着	
・枠網作り開始	
・山仕事準備	
・山仕事開始	
・漁夫32名到着	
・船倉より船出し	
・山仕事終了　・山採材搬入	
・漁夫３名到着　・セツ入れ	
・山採材搬入	
・手網作り　・土俵廻し	
・漁夫２名雇入れ	
・除雪　・網、櫂作り	
・型入れ	
	手伝人　女４名
・投網　沖泊まり	

	諸　　行　　事	漁場作業（漁夫の動き）
4月1日		・4番枠網修理　・ウインチモッコ作り
2日		・トロッコ線路直し
3日	・善宝寺　お札納め	
4日		・白子干場作り
5日		・5番枠網修理
6日		・早櫂材購入　搬入
7日		・高波に備えてのセツ叭石入れ
8日		
9日		・トロッコ線路直し　・薪運搬
10日	・初ニシン稲荷に供う	・6番枠網修理　・大工起し船修理
11日		・綱打ち　・錨準備
12日		・中網型手直し　・土俵入替
13日		・汲み船で薪廻し ・大網、手網二枚入替え
14日		・干場整理10人
15日		・干場整理8人
16日		
17日		・雪切り　・手網作り　・木割り
18日		
19日		
20日		
21日		・中網型直し
22日		
23日		
24日		
25日		
26日		
27日		
28日		
29日		
30日		

漁撈作業（投網・揚網）		漁撈作業（漁獲）		加工作業（人夫の動き）
中網	大網	大網	中網	
・沖泊	・沖泊			
・1時揚網	・1時揚網・18時投網 ・22時揚網	ニシン1尾		
	・1時投網 ・沖泊	ニシン1尾		
・晩投網 ・24時揚網	・朝揚網 ・晩投網・沖泊			
・17時投網 ・23時半揚網	・23時半揚網			
・7時中途揚網 ・21時投網	・7時投網	ニシン3尾		
・1時半揚網	・1時半揚網			
・15時投網 ・16時揚網	・3時半投網 ・沖泊			
・8時投網 ・15時揚網	・15時揚網	ニシン1尾		
・9時投網・10時半揚網 ・夕方投網	・5時投網・10時半揚網 ・夕方投網			
・0時揚網 ・11時投網	・0時揚網 ・11時投網			
・3時揚網	・3時揚網 ・19時投網	ニシン4尾		
・16時投網	・朝揚網 ・16時投網	ニシン3尾		
・1時揚網・10時投網 ・15時半揚網	・1時揚網・9時投網 ・15時半揚網	ニシン1尾		
・6時半投網 ・15時揚網	・6時半投網 ・沖泊			
・2時半投網		1杯半 5～6杯	2杯	
・5時揚網	・5時揚網	1枠 別枠1枚	1枠 別枠1枚	（4杯生売り）
・5時投網 ・21時揚網	・5時投網 ・21時揚網	軽く1枠	1枠	・沖揚出面　人夫により港で沖揚
	・17時投網 ・沖泊	軽く1枠	1枠	・沖揚出面　男17人　女2人
	・午後揚網			・沖揚出面　男21人　女8人 （1枠生売り）
	・18時投網・沖泊			・ニシンツブシ出面　男女12人 ・雑夫1人　モッコ背負9人 （4杯生売り）
・朝投網 ・沖泊	・沖泊			・ニシンツブシ　10人 ・身欠裂き　10人
		1杯半	1杯半	・ニシンツブシ・身欠裂き人夫若干働く
・夕方揚網	・夕方揚網	3杯	半杯	・モッコ背負　男女26人

	諸　　行　　事	漁場作業（漁夫の動き）
5月1日		・セツ場
2日		・釜焚の支度
3日		
4日		
5日		
6日		・廊下掃除
7日	・廊下洗い	・ノマ串作り　・身欠結束皮作り
8日		
9日		
10日		
11日		
12日		
13日		・釜焚の支度
14日		・粕中入れ
15日		・解粕機3台製作（大工）
16日		・笹目俵詰め
17日		・粕詰建縫い　・身欠結皮作り ・汲み船洗い
18日		・廊下掃除　・胴流し洗い
19日	・廊下洗い	
20日		・賄掛物倉入
21日		
22日		
23日		
24日		・手子、モッコ等賄倉格納 ・釜用具廊下に格納　・中網修理
25日		・手網修理　・大網切り ・枠染め
26日		・大網修理　・小網準備
27日		・網修理　・小網作り ・釜前を解く
28日		・砂利廻し
29日		・粕積出し作業準備
30日		・粕積出し作業
31日		・差し桟、建物修理

漁撈作業（投網・揚網）		漁撈作業（漁獲）		加工作業（人夫の動き）
中網	大網	大網	中網	
・夕食後投網	・夕食後投網 ・沖泊			・釜炊き～釜6枚で53玉 ・ニシンツブシ60本・割き若干
・朝揚網	・沖泊			・釜炊き～釜12枚・出面3名 ・ニシンツブシ71本
	・15時揚網	・6モッコ イカ100尾		・釜炊き～釜12枚 ・ニシンツブシ10名
	・2時半投網 ・晩揚網			・釜炊き～釜12枚・ニシンツブシ3名 ・カズノコ抜き4名・ニシン割き14名
	・18時投網			・釜炊き～釜12枚 ・カズノコ乾し・粕付
・朝揚網				・釜炊き～釜12枚 ・粕乾し・出面7名
・昼食後投網	・昼食後投網	・イカ5函		・カズノコ乾し・粕付 ・女出面7名
・13時揚網	・13時揚網	・1モッコ ・イカ4篭	・1モッコ	・粕付・カズノコ、ササメ倉入 ・女出面7名
・23時投網	・23時投網			
・0時揚網・2時投網 ・夕方揚網	・22時揚網	・軽く1枠	・軽く1枠	
	・19時投網		・前日の枠 8杯汲む	
	・沖泊	・前々日の枠 11杯汲む		・手間取男女20名
	・沖泊	・三日前の枠 2杯汲む		・釜炊き～釜12枚12名・粕付 ・粕乾し・出面男女17名
	・夕食後揚網			・釜炊き～釜12枚 ・出面男女12名
				・釜炊き～釜12枚昼まで ・身欠なやおろし
				・釜炊き～釜12枚
	・夕食後投網			・釜炊き～釜12枚 ・女出面11名
	・16時揚網	・イカ3函		・粕乾し・身欠抜き
	・朝投網 ・沖泊	・イカ2函 ホッケ3篭		・女出面10名・身欠結6名
	・午後揚網	・ホッケ3篭		・玉付
				・胴ニシン・粕荷作り
	・晩投網			・胴ニシン・粕建作り
	・朝揚網			・カズノコ選び
				・カズノコ選び
	・7時投網			・カズノコ選び
・子網入れ	・朝揚網 ・午後型揚げ		・（小網）イカ1函 ホッケ7篭	
・朝投網			・（小網） ホッケ6篭	
・中網揚網 ・小網揚網				・カズノコ選び
・夕食後中網投網			・ニシン2モッコ	・粕付作業

	諸　　行　　事	漁場作業（漁夫の動き）
6月1日		・馬小屋土台直し　・建物修理 ・莚洗い
2日		・川浚修理
3日		・三半船4艘倉入
4日		・倉屋根（柾・瓦）修理 ・セツ揚げ
5日		
6日		・手網、枠網修理　・船洗い
7日		
8日		
9日		
10日		
11日		
12日		
13日		・粕詰め　・粕拾い ・建縫い
14日		
15日		
16日		・網作り
17日		・網作り　・漁夫切上げ準備
18日		・漁夫切上げ1班29名、2班31名
19日		
20日		
21日		
22日		
23日		
24日		
25日		
26日		
27日		
28日		
29日		
30日		

漁　　撈　　と　　漁　　獲	加工作業（人夫の動き）
・（中網）沖泊	・粕付
・（中網）沖泊　・イカ8函	・粕干し
・（中網）沖泊	
・（中網）沖泊　・（小網）楊網	
・（中網）楊網	
	・玉付　・粕干し
	・玉付　・粕干し　・中入れ
	・玉付　・粕干し
	・粕干し
	・粕干し
	・粕詰め
	・粕詰め
	・粕詰め
	・粕詰め
	・粕詰め

第２節　佐賀家漁場景観と漁場付属施設について

北海道であれほど栄えた鰊漁であったが、昭和30年に終焉してから、鰊漁場の景観は、後の日本の高度成長に合わせるように変貌し、往時の鰊漁場の景観を残すものはほとんどなくなってしまった。しかし、留萌市礼受町に所在する因（カクダイ）佐賀家漁場は昔時からある国道231号線の拡幅を除けばほとんどその姿を変えずに残されてきたと言ってよい。現在、北海道内にはこれほど往時の鰊漁場景観をそのまま残しているものはない。

海岸に隣接する敷地には、ヤン衆と呼ばれる労働者の居住空間と経営者の居住空間を合わせもった「番屋」の他、「船倉」、「網倉」、「トタ倉（製品保管倉）」、「廊下」等のそれぞれの用途に応じて工夫された倉庫群、漁業信仰の対象である「稲荷社」、船着き場、ニシン粕の干場、ニシン粕を炊いた竈跡等があり、往時のニシン漁場の姿を良く残している。次に建物別にその内容をみてみよう。

(1)　トタ倉（製品保管倉）

国道231号線沿いの通称トタ倉は明治36年に建築された建物（註１）で、用途は、〆粕などの製品を収納した倉である。トタ倉の名称は創建時から、建物の側面を総トタン張りにしたことからこう呼ばれた。北海道北西部では珍しい、瓦葺の屋根で、軒瓦には総て因（カクダイ）の屋号が入っている。14間×５間の建坪70坪で、一部山側が２階構造になっており、定置網の綱、浮子の類が収納されている。昔から２階部分は綱、浮子等の保管場所であった（註２）

(2)　船倉(フナグラ)

山側の船倉には枠船２隻、起し船１隻、磯舟２隻が収納されている。

(3)　網倉(アミグラ)

建坪３間×５間の15坪で２階構造になっており、１階には、ニシン定置網の数ヵ統分の網や枠網が収蔵されている。２階には明治20年代以降の文書資料が保管されており、佐賀家のニシン漁場経営の実態を具体的に知ることが出来る貴重な史料である。

(4)　番屋（母屋）

番屋は築年月日は不明であるが、佐賀家が昭和15年に法務局に提出した書類の写しには築約80年と書かれており（註３）、逆算すると万延元年(1860)頃に建築されたものと考えられる。外観内装は何度かの修復により原形をとどめてはいないが、柱組等は建築時の面影を伝えるものであり、建築史上からいっても貴重なものである。外観よりうける印象以上に内部の柱、梁などは現在入手し難い重厚な資材が使用されており、ニシン番屋建築の特徴の一端を伝えている。また、柱組からいうと、現在切妻の屋根の構造になっているが、本来は寄棟造りの屋根であったと考えられる。

(5)　稲荷社

漁場の付属施設として必ずあるものである。内容は未調査であるが、佐賀家が江戸時代末期の弘化年間に礼受でニシン漁場を開いた事が明白であるので、相当古くからあったものと思われる。現在も佐賀家の稲荷社としてお祭りされている。

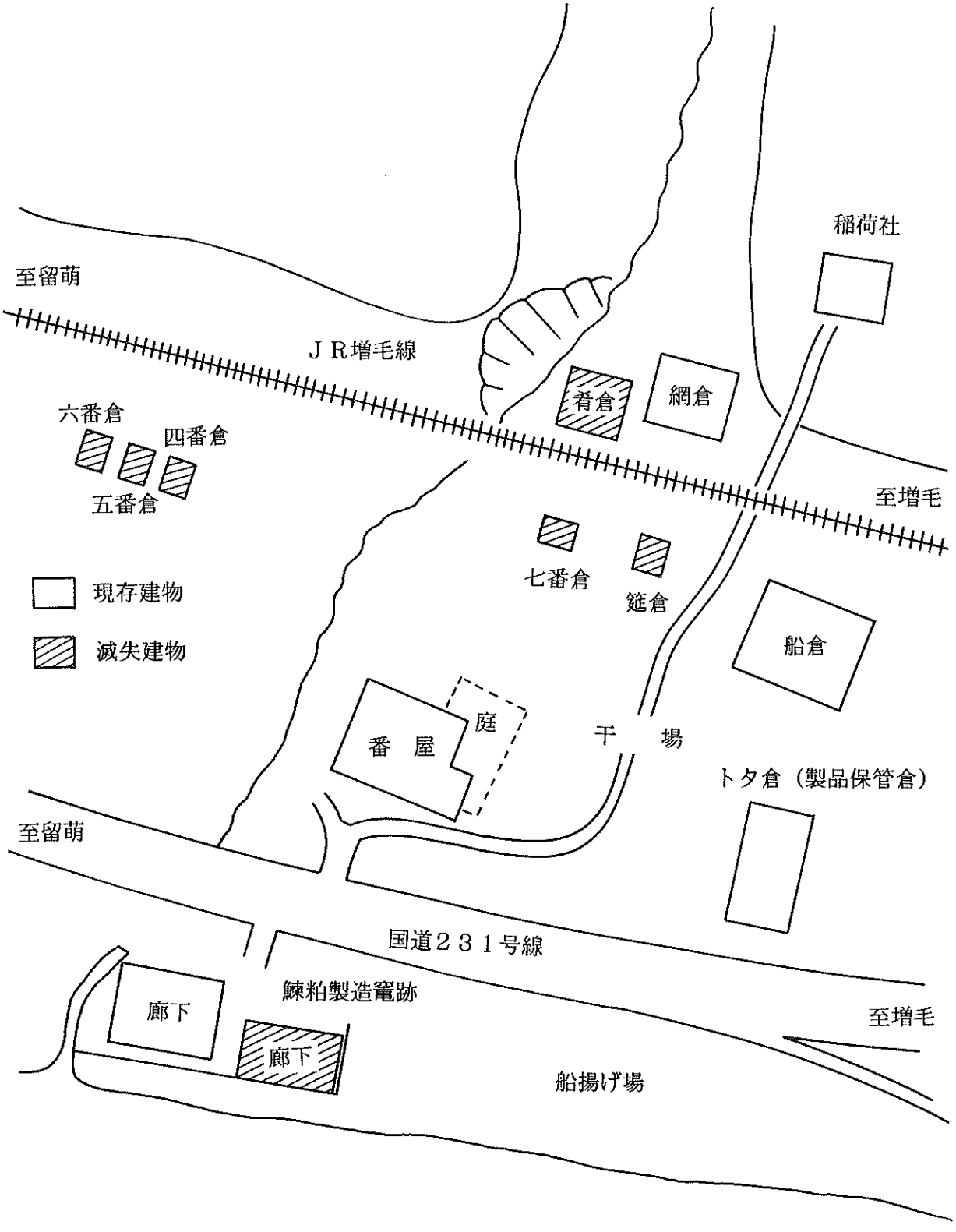

第55図　因（カクダイ）佐賀家漁場配置図

(6) 廊下（ローカ）

漁獲した鰊を生のまま、加工作業に入る前に一時的に保管する場所である。現在残っている廊下は、以前は船頭倉といっていた。建坪10間×５間の50坪あったらしいが、現在は山側に幅を１間拡げて建坪60坪になっている。この増毛よりにすぐに本来の廊下があり、４間×９間の建坪36坪であった。現在では解屋されてない。現在の廊下の柱には明治17年の墨書があるものがある。現在は大型の枠船２隻、中型同１隻、磯舟３隻が収納されている。

昔あった倉としては（註４）、以上の他に肴倉と網倉並んで建っていたことがわかる。建坪は４間×４間の16坪であった。また、沢を挟んで、留萌側の山側には四から六番の倉があり、それぞれ四番倉2.3間×３間、建坪７坪５合、五番倉2.3間×3.3間、建坪8.25坪、六番倉2.3間×３間、建坪７坪５合であった。また、番屋の山側には莚倉と七番倉があり、それぞれ、規模は莚倉は５間×９間の45坪、七番倉は５間×３間の15坪であった。

今は無くなってしまったこれらの倉の用途は大正から昭和の始めにかけては次のようであったと推察される（註５）。また、この頃には一番倉という建物もあったことがわかっている。

一番倉

客膳、会席膳などの塗り物をはじめ、三味線、九谷焼皿、御神燈、金屏風、掛軸布団、網類、網地などが収納されており、大切な物を収納しておく倉であったと考えられる。網倉と文庫倉をあわせたような機能を持っていたのではないかと考えられる。

四番倉

ポンプ、鋸類、つるはし、唐鍬、嶌口、鎌、空き缶、玉切り包丁、絞め胴のキリン、アンカ、錨など、主に金物類の収納にあてていた。

五番倉

空樽、味噌こが、古鰊釜、飯釜、古錨などで雑倉と考えて良い。

七番倉

ロストル、柏木皮、しな皮、絞め胴、栓板、トド板、樽木、桜などの木材関係が主に収納されている。

賄倉

六番倉と考えられ、空樽、鰊釜、漬物入り大樽などが収納されている。

また、現在でも浜の廊下の山側に鰊粕を炊いた竈の跡が２基残っており、船揚げ場の浜には桟橋を築いた杭が整然と並んでいる。また、番屋とトタ倉と船倉に囲まれた広場は鰊粕の干場になっていたことがわかる。身欠き鰊の納屋は七番倉と番屋の間にあったらしい。

このように往時の倉の位置及び漁場の敷地内の用途割も判別できる。このような漁場遺構は北海道内にはもう既に存在しないと確信する。（註６）

（福士　廣志）

註

1　建物の棟札に

当代船頭　張間喜代松

明治36年９月建造

建築棟梁　二本柳長助

とある。

2　大正十五年蔵々漁具残物帳に綱類等の記述がある。佐賀家文書。

3　昭和十五年公用書類綴　佐賀家文書。

4　土地・建物・漁船台帳　大正から昭和初年にかけて。佐賀家文書。

5　大正十五年蔵々漁具残物帳、大正十五年蔵々残物帳の記載による。佐賀家文書。

6　平成５年度の筆者の調査によるが未報告。北は羽幌から南は寿都までの区間では景観をも含めて漁場景観が残っているところはない。

第３節　因（カクダイ）佐賀家漁場の漁船について

調査で確認できた漁船は11艘で次のとおりである。

413　磯廻りに使用。磯舟型。むだま作り、２枚接ぎ構造。大正14年新造。腐食が激しく使用不能。

414　枠船に使用。保津型、敷作り、角折４枚棚構造。昭和６年新造。舳部腐食進行。

415　枠船に使用。保津型、敷作り、角折４枚棚構造。造船年不明。三の間梁下腐食。補修により使用可能。

416　通い船に使用。磯舟型。むだま作り、２枚接ぎ構造。造船年不明。右舷舳部腐食。

417　起こし船に使用。保津型、敷作り、角折４枚棚構造。昭和10年新造。起こし立場艤装取り付け。

418　通い船に使用。川崎型。敷作り、４枚接ぎ。造船年不明。舯部分腐食。

419　通い船に使用。川崎型。敷作り、４枚接ぎ。造船年不明。

420　通い船に使用。川崎型。敷作り、４枚接ぎ。昭和29年新造。

421　夏網用枠船及びニシン漁期は汲み船に使用。保津型、敷作り、角折４枚棚構造。造船年不明。

422　枠船に使用。保津型、敷作り、角折４枚棚構造。昭和31年新造。

423　枠船に使用。保津型、敷作り、角折４枚棚構造。昭和29年新造。

こららの船の製作者は因（カクダイ）佐賀漁場のお抱え船大工であった船越浅吉・千代一の手になるという。船越家は代々佐賀漁場の船をてがけてきた。千代一の先先代の福三郎は主森県下北郡佐井村牛滝で船大工を家業としていた。彼の長男宇吉は安政６年の生まれで、同村長後で船大工をしており、明治に入るとニシン漁の盛んだった留萌地方に出稼にやってくるようになったらしい。佐賀家との付合がいつから始まったかは明確ではないが、明治27年の佐賀漁場の精算帳（註１）に船越宇吉の名前があることから、これ以前から佐賀家の船を手がけていたと考えられる。福三郎の二男浅吉は明治３年生まれで、やはり父の元で船大工の修業をし、宇吉について北海道に出稼にやってきたらしい。浅吉は二男ということもあって、一人前になってからは独立し、北海道へ移住した。その結果佐賀漁場の専属船大工として礼受に居を構えた。明治38年の佐賀漁場差引帳には浅吉の名前があり、平田船１艘、三羽船１艘、磯舟１艘を造船している（註２）。

明治41年に長男千代一が生まれ、彼もまた船大工の道を歩むこととなる。父について修業の後、23歳で４年間岩内の伊野造船場で洋形発動機船の技術を修得し、その後、１年半ほど釧路方面へ出稼し、帰郷してからは一貫して礼受で船大工を続けた。彼は主にもっぱら礼受の因（カクダイ）佐賀漁場、増毛町阿分の相馬漁場、松江漁場の船を手がけた（註３）。

現在残されている船の中で製作年代の判明しているものは、大正14年製作の磯舟が一番古く、昭和６年、昭和10年、昭和29年、昭和31年製作の保津船、昭和29年の川崎船がある。大正14年は千代一は、まだ18歳で修業中であり、主に浅吉が製作したものと考えられる。昭和６年の保津船は岩内での修業中であり、昭和10年もまだ釧路へ出稼中であり、やはり浅吉の製作と考えられる。それ以降は総て千代一の製作になる。親子二代にわたって、因（カクダイ）佐賀漁場の漁船を製作してきたのである。

残されている漁船の特徴としては、保津型の枠船の棚の特徴がある。残されている総ての保津船は角折（カドオリ）４枚棚といって、上棚と下棚の中間に中棚とでもいうべき棚を設けている。こ

れは増毛・留萌地方に共通する特徴だという（註４）。この構造の特徴は従来の普通の４枚棚の船と違って、水の抵抗が少なく、船足が速いこと。枠船にとっては上棚と下棚の中間にアオリがないため、枠網が破損する確立が少ないこと。枠網が海具に摩擦することが少なかったこと。上下の棚の接合部にゴミがたまらないため、海具のもちが良かったこと。建場に沖がかりしていてもピッチングによる振動が少なかったことなどが特徴であったという。いつごろからこの技術が取り入れられたかは不明だが、大正７、８年のころではないかと言われている（註５）。第56～60図に船大工の用いた船の設計図ともいうべき「コガタ」を載せた。造船のために必要な数値が載せられており、この「コガタ」があれば現有の船も復元できるという（註６）。

また、起こし船は普通汲み船に転用することが多いのだが、NO.417の船は漁夫が網を起こす時に建つ「起こし立場」を艤装しており、起こし船専用として製作されたことがわかる。

当地方の沿岸に現在比較できる漁船は残存しないが、佐賀漁場の鰊漁終了時の経営規模から推定すると、保津船の所有数が多い。当地方で使用されていた一般的保津船と比較すると、船体はやや小振りに作られている。これは沖揚げ作業を迅速、円滑、安全に進めるためのものと考えられる。佐賀漁場の枠網の数は他の漁場に比しても数が多い。つまり、枠網の保有枚数と枠船の数が比例するということは、枠網に入る鰊の量を減らし、多量の枠網と枠船を動員することによって、船の速度を速め、迅速に港の中に引き入れることが可能であった。鰊の群来は嵐の前か直後にくるために、漁獲した鰊を迅速に運ぶことが漁獲量を確保し、また、漁夫の人命をも守る唯一の方法であった。

（福士　廣志）

註及び文献

1　明治27年　精算帳　佐賀家文書

2　明治38年　差引帳　佐賀家文書

3　山田　健　北海道における和船型木造漁船の調査－三半・保津船のコガタ線図（４）
北海道開拓記念館調査報告第18号　1979　p46
留萌市海のふるさと館　故船越千代一氏使用船大工用具資料目録－留萌市海のふるさと館収蔵資料目録４－　1993　p27

4　同上　p48
ただし、山田健氏はこの構造のことを、増毛地方では「ダルマハギ」または「カドオトシ」といっている。ここでは礼受在住で元船大工の斎藤勇氏の名称で「カドオリ」を使った。

5　同上　p48

6　コガタ線図は元船大工斎藤勇氏作成。

枠船（４１４）
船幅　１０．５０尺
深さ　　２．６５尺
敷長　３８．７０尺

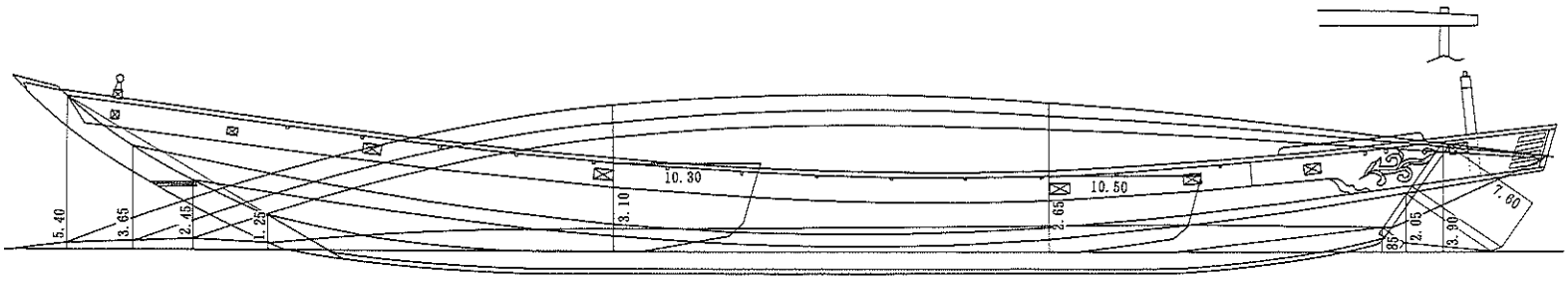

枠船（４１５）
船幅　１０．６０尺
深さ　　２．３０尺
敷長　３８．４０尺

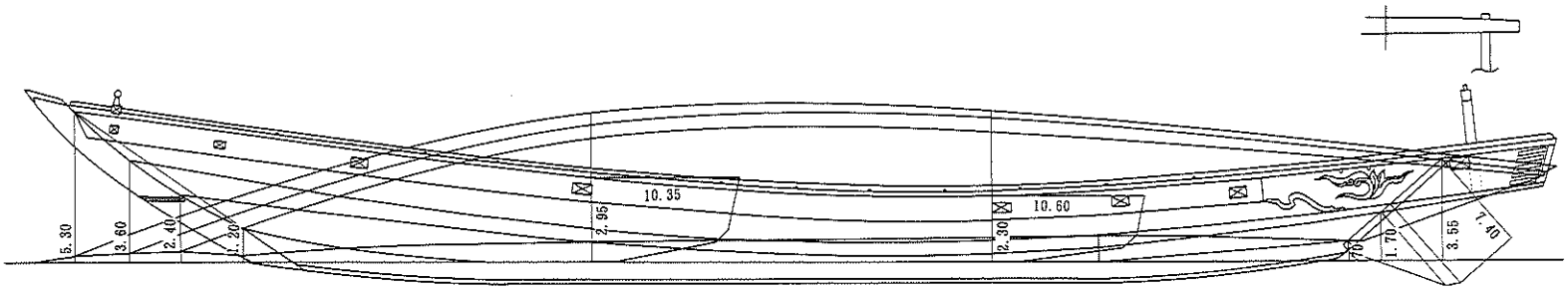

第56図　コガタ線図１

マッケ船（４１６）
ムダマ長　１６．９０尺
船幅　　３．００尺

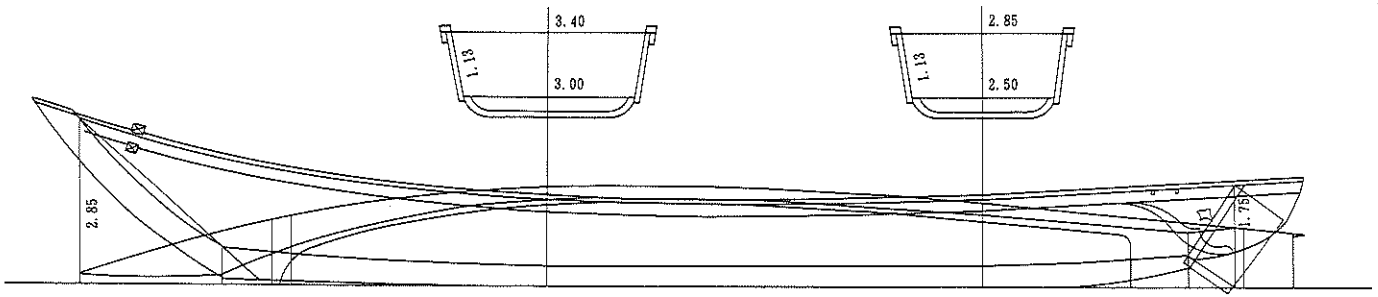

起船（４１７）
船幅　９．００尺
深さ　２．３５尺
敷長　３８．４０尺

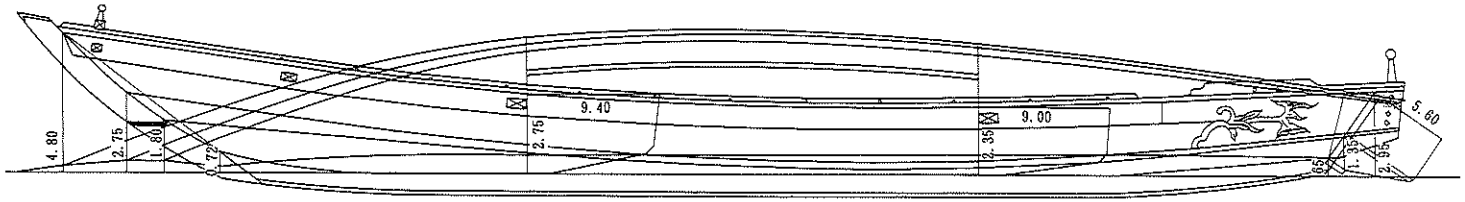

第57図　コガタ線図２

通い船（４１８）
船幅　３．５０尺
深さ　１．３０尺
敷長　１７．５０尺

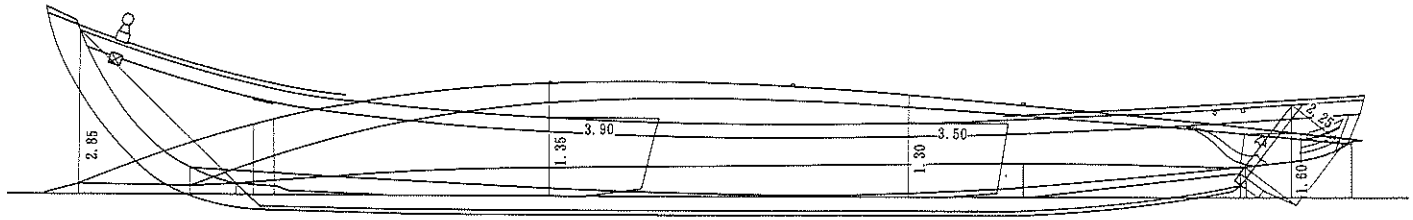

通い船（４１９）
船幅　３．９０尺
深さ　１．３５尺
敷長　２０．００尺

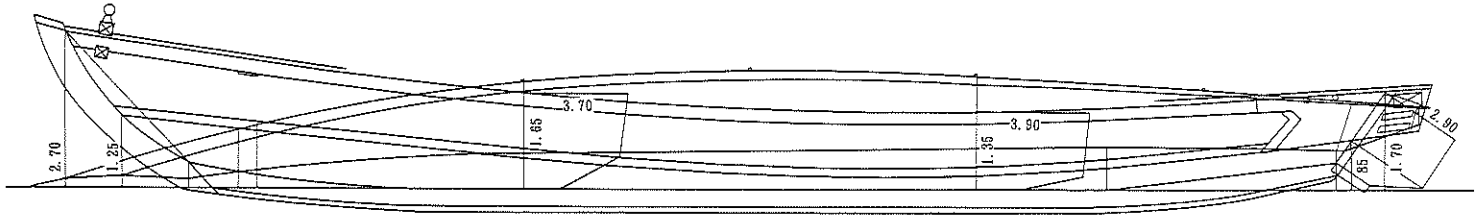

第58図　コガタ線図３

通い船（４２０）
船幅　４．１０尺
深さ　１．２５尺
敷長　１９．８５尺

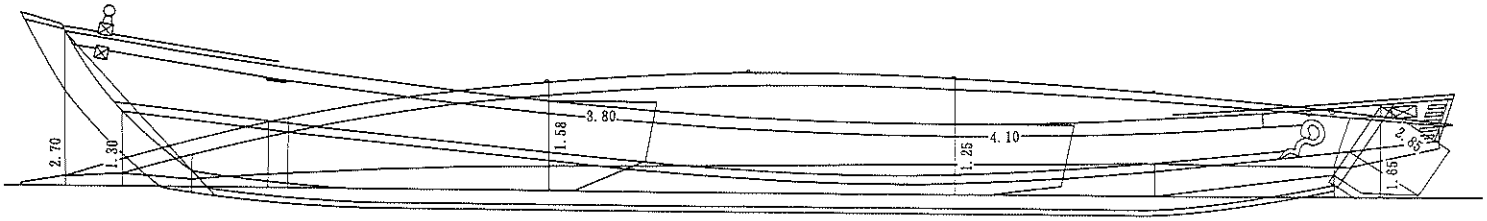

夏網船（４２１）
船幅　７．７０尺
深さ　２．２８尺
敷長　２７．８０尺

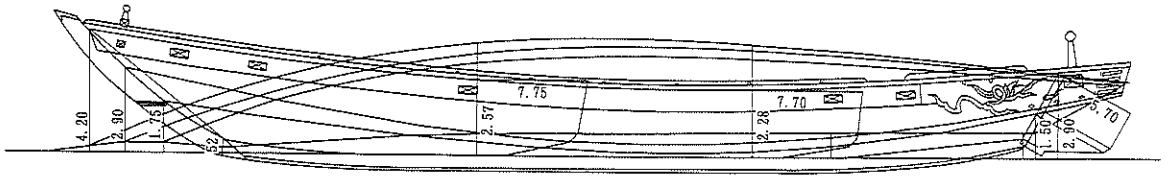

第59図　コガタ線図４

枠船（４２２）
船幅　１０．６０尺
深さ　　２．７５尺
数長　３８．５０尺

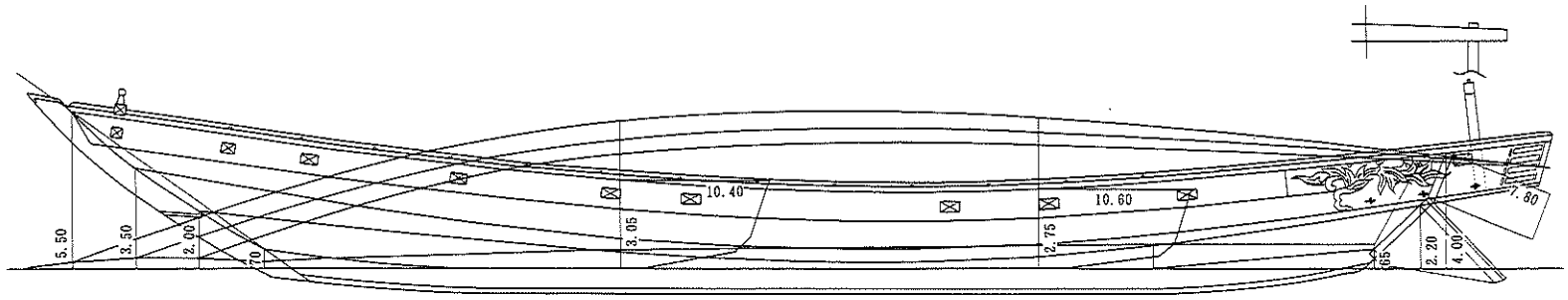

枠船（４２３）
船幅　１０．９０尺
深さ　　２．９０尺
数長　３８．７０尺

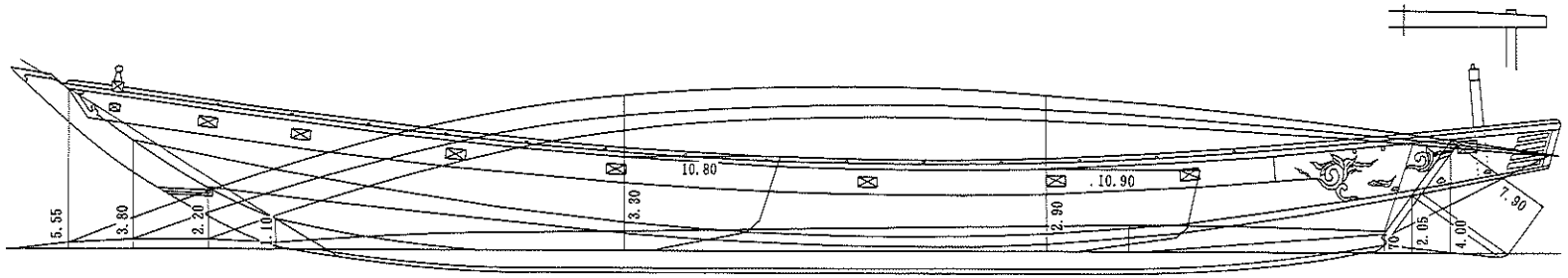

第60図　コガタ線図５

第4節　網類及び綱類の保存とその状態について

1、網　類

網具類はウインチモッコも含めて、すべて網蔵の一階部分に保存され、修理用網及網作成用の原材料は二階部分に収容されている。網蔵は虫害を防ぐため、二重土台造りとなっているため虫害は見られず、また保存する各網の床に接する部分には湿気を防ぐため、使用済みの揚げ網が厚く敷き込まれ、保存の状況は極めて良好である。

1）軀網類

ニシン漁用として大網及中網各1があり、各網とも羽交うことにより直ちに使用可能と見られる。各軀網はアバ（浮子）棚は外して、別途保管し、大網は8分割、中網は6分割し、アバ棚を付すことによって完成（使用できる）するよう配意されている。

夏網及小網は、浮子（アバ棚）を付したまま、夏網は取扱いを容易にするため2分割した状況で保管されている。尚、予備品と見られる大網・中網の建揚網及口前網（切り落し式）各1がある。

2）手網類

手網の内直ちに使用できるよう浮子・沈子を付して保管されているものは12枚を数える。実子網手網を7脇から使用すれば2ヶ統分であり、3脇から使用する場合大網・中網・小網・夏網の何れもが投網できることになる。尚、大網の三角網は1脇に結合されている。浮子・沈子を結付しない手網が8枚あり（内1枚のみ沈子付）、各網の予備手網を準備されているものと推察される。

3）枠網類

枠網は前垂式枠網の2点のみが綿網で、その他の枠網はすべて金引麻網（越後麻）で、前垂式8枚・さしわ式2枚は何れも舳・胴・艫に3分割、叺式枠網のみが2分割して保存され、結合するための羽交綱（岩糸6枚苧）が添付されている。叺式枠網を除く夫々の枠網には大廻し・手ぼ・筋糸が取り付けられ、羽交することにより直ちに使用できる状態である。

4）ウインチ用モッコ及小袋網

ウインチ用モッコ10枚及小袋網1枚があり、夫々完成した状態で保存されている。

5）古網及補修用網・原料用網地

揚げ網と見られる古網は、網類保存のための一部敷き込みに使用され、他は大補修用の材料として保存されているものと推察される。保有数は、手網古網10点、軀網古網3点、枠網古網16点である。

補修用及原料網地として保存されているものは、軀網地9点（内原網4点、計320m）、枠網地26点（内原網9点、計130m）がある。

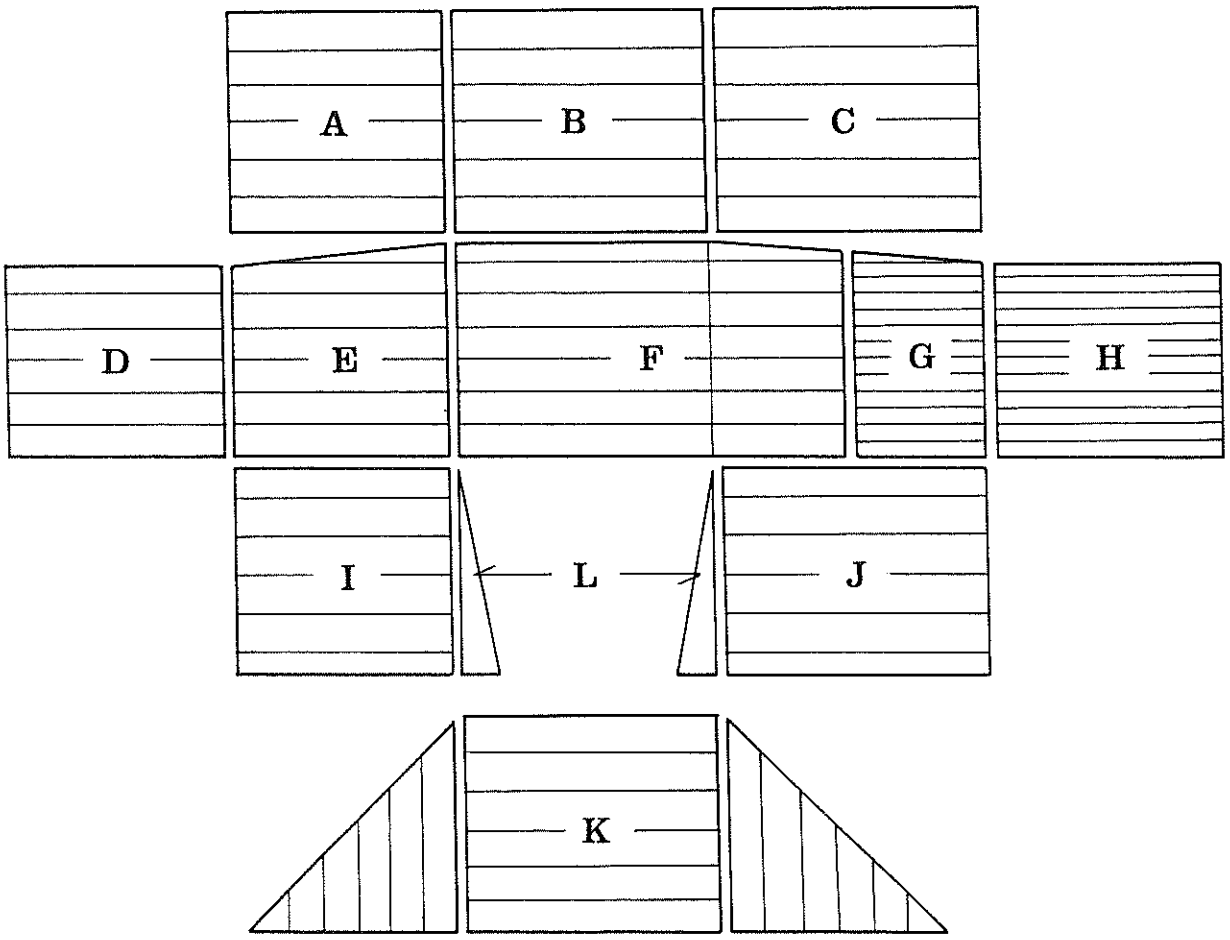

第61図　因佐賀家漁場ニシン角網（昭和16年大網）各部の名称、使用網地と寸法

表13　因佐賀家漁場ニシン角網（昭和16年大網）各部の名称、使用網地と寸法

大網　３４間×１０間　９尋（９間）建　（註：１間＝５尺＝約1500㎜）

	名称又は呼称	寸　法	使用網地	備　考
A	シリシドウ　オキ　カベアミ シモ　オキガワ　アミ	横縫横目 ９間×１１間	綿　７号８節	
B	ナカ　クルワ　ツキ ツキ　オキ　ノ　ガワアミ	横縫横目 ９間×１１間	綿　７号８節	
C	カミシドウ　オキ　カベアミ コジタ　オキ　ガワアミ	横縫横目 １２間×９間	綿　７号８節	
D	シリシドウ　タテアゲアミ シモ　ノ　タテアゲアミ	横縫縦目 １０間×９間	綿　１３号８節	
E	シリシドウ　シキアミ シモ　ノ　シキアミ	横縫縦目 １０間×１２間	綿　１０号３寸目	
F	ナカ　ロウ　シキアミ ナカ　ノ　シキアミ	横縫縦目 １２間×１７間	綿　１０号３寸目	さしわ １反
G	コジタ　シキアミ コジタアミ　又は　セメ	横縫縦目 ５間×１２間	綿　１３号８節	
H	ウオトリ　タテアゲアミ タテアゲアミ	横縫縦目 ５０目掛１２反	越後金引麻　８節	
I	シリシドウ　オカ　カベアミ シモ　オカ　ガワアミ	横縫横目 ９間×１０間	綿　７号８節	
J	カミシドウ　オカ　カベアミ コジタ　オカ　ガワアミ	横縫横目 １１間×９間	綿　７号８節	
K	マエダレ　アミ クチマエ　アミ	中央～横縫横目 さしわ～縦縫縦目	綿　１０号３寸目	切落し 式
L	クチマエ　ソデアミ ソデアミ　又は　ミミ	横縫縦目 反巾斜切　９間	綿　７号８節	

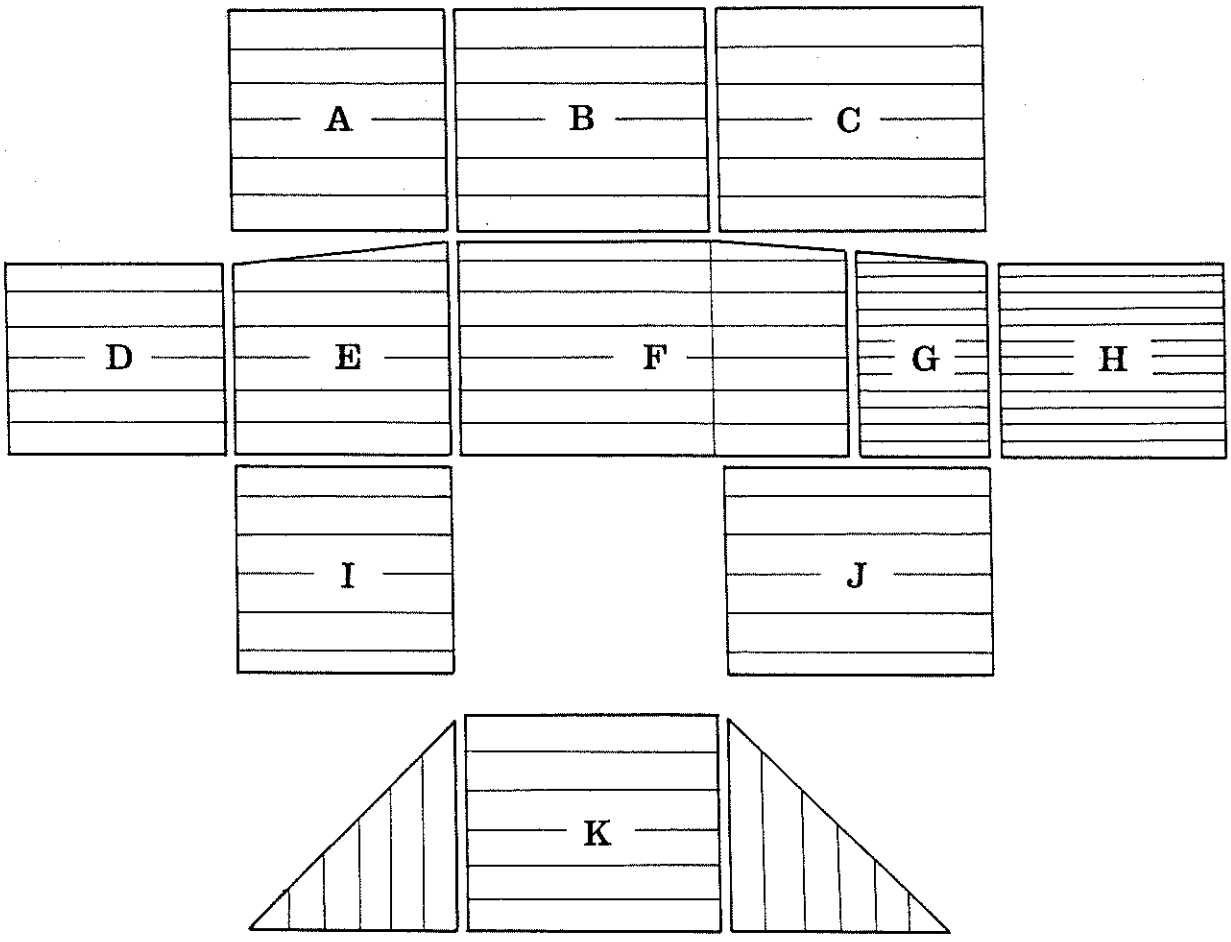

第62図　因佐賀家漁場ニシン角網（昭和16年中網）各部の名称、使用網地と寸法

表14　㊀佐賀家漁場ニシン角網（昭和16年中網）各部の名称、使用網地と寸法

中網　３４間×８間　８尋（８間）建　（註：１間＝５尺＝約1500㎜）

	名称又は呼称	寸　　法	使用網地	備　考
A	シリシドウ　オキ　カベアミ シモ　オキガワ　アミ	横縫横目 １２間×８間	綿　７号８節	
B	ナカ　クルワ　ツキ ツキ　オキ　ノ　ガワアミ	横縫横目 １０間×８間	綿　７号８節	
C	カミシドウ　オキ　カベアミ コジタ　オキ　ガワアミ	横縫横目 １２間×８間	綿　７号８節	
D	シリシドウ　タテアゲアミ シモ　ノ　タテアゲアミ	横縫縦目 ８間×８間	綿　１３号８節	
E	シリシドウ　シキアミ シモ　ノ　シキアミ	横縫縦目 １２間×１１間	綿　１０号３寸目	さしわ １反
F	ナカ　ロウ　シキアミ ナカ　ノ　シキアミ	横縫縦目 １２間×１７間	綿　１０号３寸目	
G	コジタ　シキアミ コジタアミ　又は　セメ	横縫縦目 ４間×１２間	綿　１３号８節	
H	ウオトリ　タテアゲアミ タテアゲアミ	横縫縦目 ５０目掛１２反	越後金引麻　８節	
I	シリシドウ　オカ　カベアミ シモ　オカ　ガワアミ	横縫横目 １１間×８間	綿　７号８節	
J	カミシドウ　オカ　カベアミ コジタ　オカ　ガワアミ	横縫横目 １１間×８間	綿　７号８節	
K	マエダレ　アミ クチマエ　アミ	中央～横縫横目 さしわ～縦縫縦目	綿　１０号３寸目	

6）その他網作成用材料

給理苧・縁網用・タモ網用・羽交用・カラミ苧・アバ付苧・耳苧、その他の材料と推定される岩糸、及び綿糸・越後麻糸・トワインなどが保管されている。

2、綱　類

根綱を除く綱類はすべてトタン倉の二階部分に小丸太材を取り付け、これに掛けた状態で保管し、縁網・八百も同様に保管されている。

軀網アバ棚は浮子を結付した状態で、大網・中網夫々の分があり、口前棚綱をはじめ各種手ぼ綱類・掛綱他綱類は、概ね大網及中網の２ヶ統分が保存されている。

根綱用のものと思われる藁綱２丸の他、手網足棚用のアバ縄２丸が保存されている。

根綱の一度使用したものは前浜の廊下の壁に桁を結い、これに沈子の鉄環を結付した状態で保管されていたが、今回の調査時に取外し計測の上、トタン倉に移し保管した。

3、その他

網付属の浮具類（アバ・ガラス玉・ワッカンベ等）及沈子類はトタン倉一階部分に収納した。

（運上　光彦）

手網（別称　垣網）及び三角網

三角網は手網１脇にのみ結付する

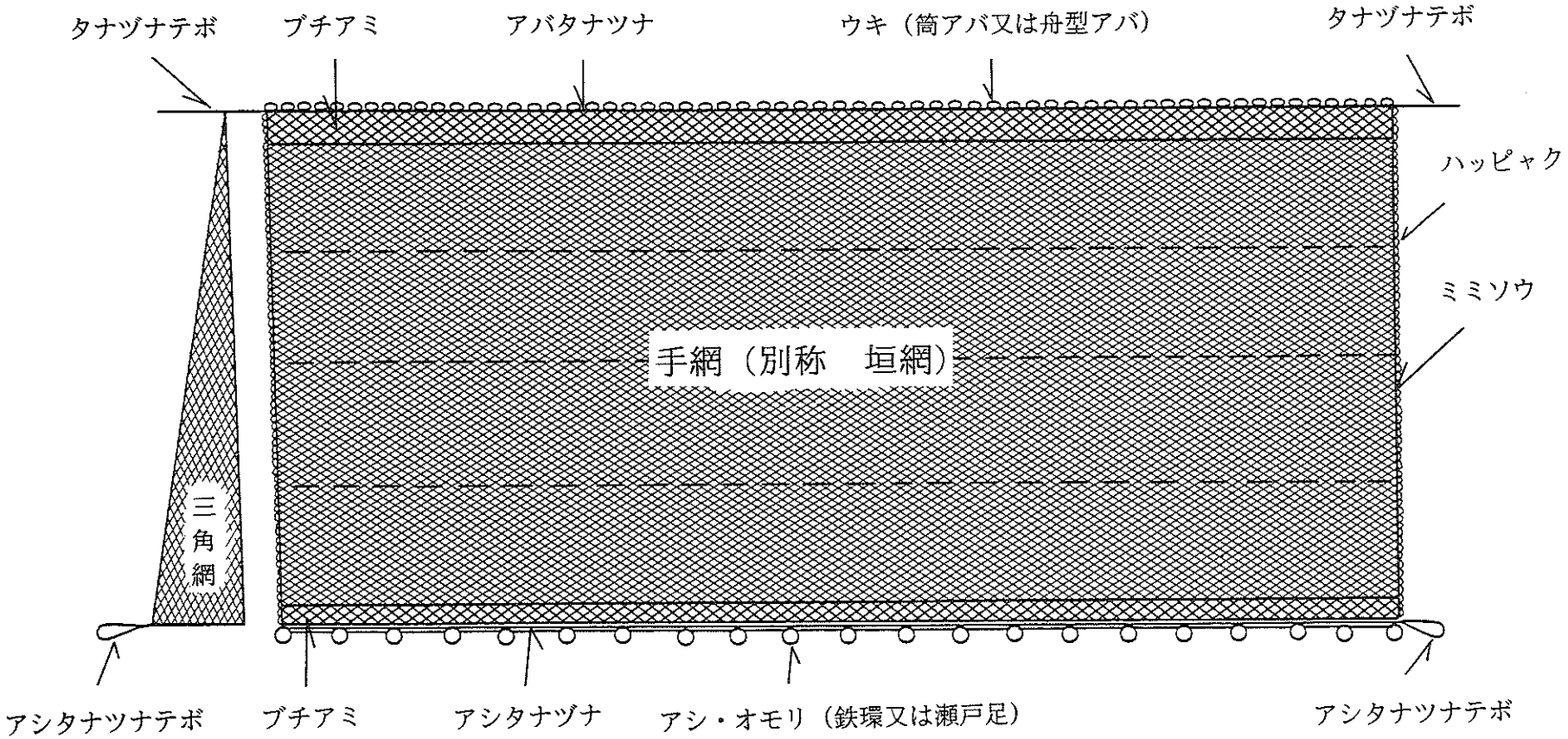

第63図　手網及び三角網の構造

吹式枠網

前垂式枠網

さしわ式枠網

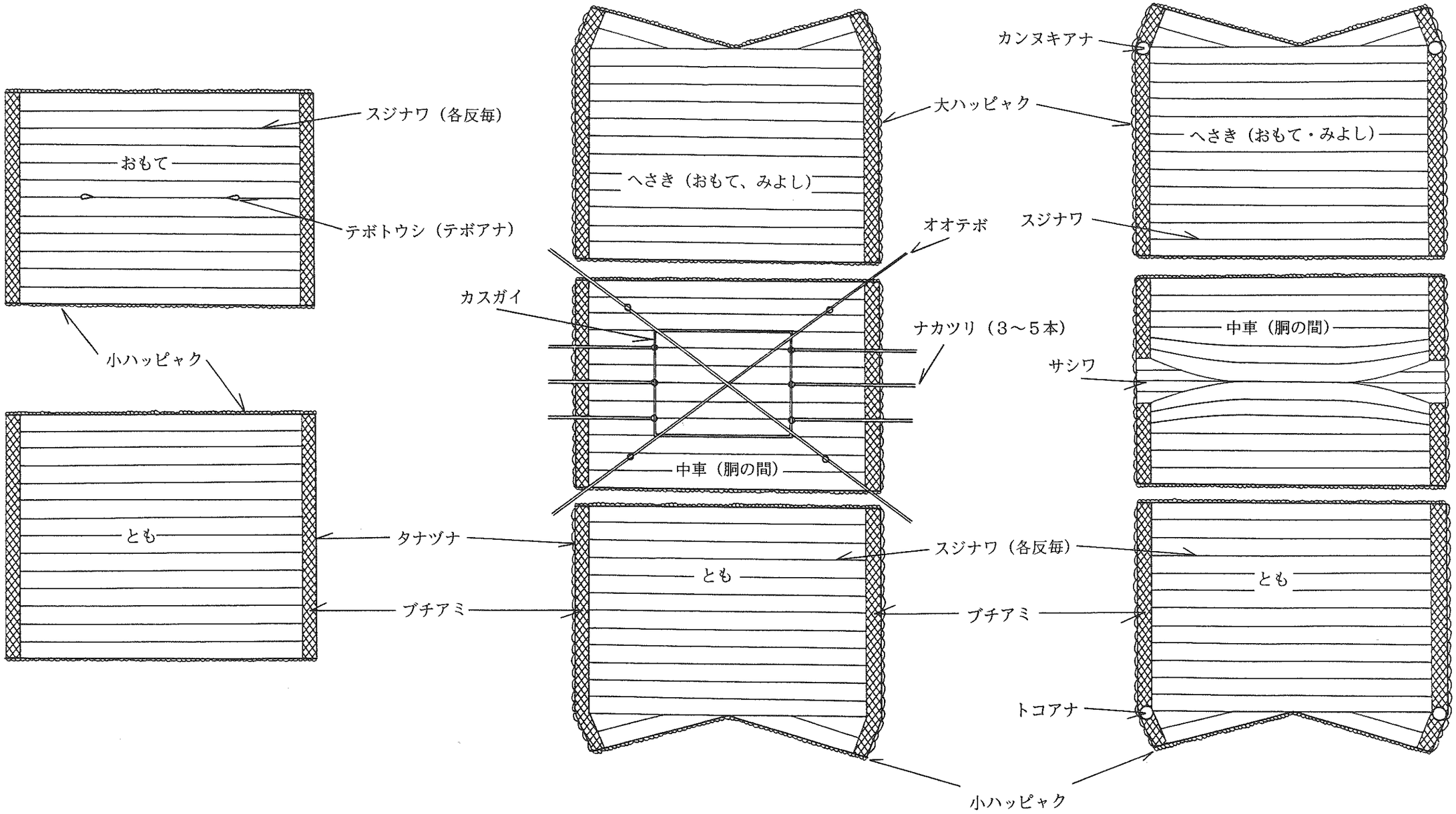

第64図　枠 網 の 構 造

第5節　㊂佐賀家漁場及び当地方で使用された浮具について

網漁業に浮具は欠かせないものであり、ニシン漁場においては夫々の状況（潮の流れ・外海か内海か・海の深さなど）によって若干の差異があり、当地方ではその使用目的により、次のように分類することが出来る。

1）浮子……漁網の上辺に取付け水面に網を浮かせ、又は水中に網を伸張するためのものをいい、使用する場所によって使いわけられる。

当地方での呼称	材質・大きさ・結付の方法・その他	使用する場所	備　考
板アバ（板アンバ）	椴松・2寸×1尺2寸×6分 ・両端に2ヶずつ穴をあけ、トワインロープでアバ棚に直接結付する。	主として刺網に使用	
舟型アバ	椴松・4寸×1尺×5分～1寸5分 ・両端に2ヶずつ穴をあけ、トワインロープで棚綱に取り付け、それを網に結付ける。	軀網及手網等に使用	
管アバ（桐アンバ）	桐・径約3寸の小丸太を木口切とし径の中央部に約5～6分の穴を通す。三子縄で結付ける。	同上の他、浮筋に使用	浮筋＝綱を浮かすために、綱に浮子を連続して結付したもの。
鉄玉	鉄・直径約3寸・中央に綱を通す管がある。トワインロープ等で結付ける。	手網等に使用	
ガラス玉	硝子・直径2寸～4寸・網の袋で包み、トワインロープ等で結付ける。	手網等に使用	

2）浮代……各種掛綱（型枠を固定する綱）及び上継ぎ綱（手網を伸張するための伸綱を固定する綱）に浮力を付すためのもの。浮子・浮代は通常アバまたはアンバと呼ばれている。

当地方での呼称	材質・大きさ・結付の方法・その他	使用する場所	備　考
平アバ（平アンバ）	松類・3寸5分×2尺5寸×1寸5分 ・両端に凹みを付け、トワインロープで掛綱にアバ返し間隔で結付ける。	型綱と掛綱及上継ぎ等に使用	アバ返し＝アバの長さと同じ程度の間隔をいう
丸アバ（丸アンバ）	松類・2寸×2寸×2尺5寸の角または小丸太材を、トワインロープで掛綱にアバ返し間隔で結付ける。	同上	
口前アバ	松類・巾8寸×長2尺8寸厚2寸の舟型アバ・両端に各2個の取り付け穴がある。ロープで口前アバ棚に取り付ける。アバの中央に穴を開け、そこに径約3寸、厚さ5分の滑車を取り付ける。サイ縄を通し口前網を開閉する。	口前アバ棚の中央及び口前両端の位置に取り付け。	口前ダンブともいう。

3）浮標……網の所在を知るために用いられるものと、海面に設置する綱（型綱など）を伸張固定するためのもの、及び沈子に取り付けた索端を海面上に浮揚するためのものに分けられ、その使用目的により個々の呼称がある。

尚、浮標は通常ダンブ又はダブと呼んでいる。

当地方での呼称	材質・大きさ・結付の方法・その他	使用する場所	備考
役ダンブ（角型）	松類・約1尺2寸×1尺×6尺の角材を面取し、両端に5寸×1尺の角穴をあける。	型綱の4隅と突沖に取り付け、型綱を固定する基準的浮標。	カモイダンブともいう。中には穴3ヶ～4ヶを設えたものもある。
（丸型）	松類・径約1尺×7尺の丸太材を一部削刻し、5寸×1尺の穴をあける。		
根ダンブ（角型）	松類・4寸×5寸角×4尺　・以下役ダンブと同じに3寸×6寸の穴を設う。	根綱と掛綱の境に取り付け、型綱及伸綱を固定する。	役ダンブともいう。
（丸型）	松類・径約7寸×4尺5寸 ・以下角型と同じ。		
アルウケダンブ	松他・寸法は一定でない ・個体の一部に穴をあけ、ロープを通して索端に固結する（その形によりタチダンブ、ボンデン、ナンバンダンブなどの呼称がある）。	刺網投網時、その両端に取り付ける。	
ナカダンブ	同上（その形によりナンバンダンブ・ニシメダンブの呼称がある）。	刺網投網時、一放毎の中間に取付ける浮標。	
網印	尺以上のガラス玉。	主として突沖及建元浮標として使用。	

（運上　光彦）

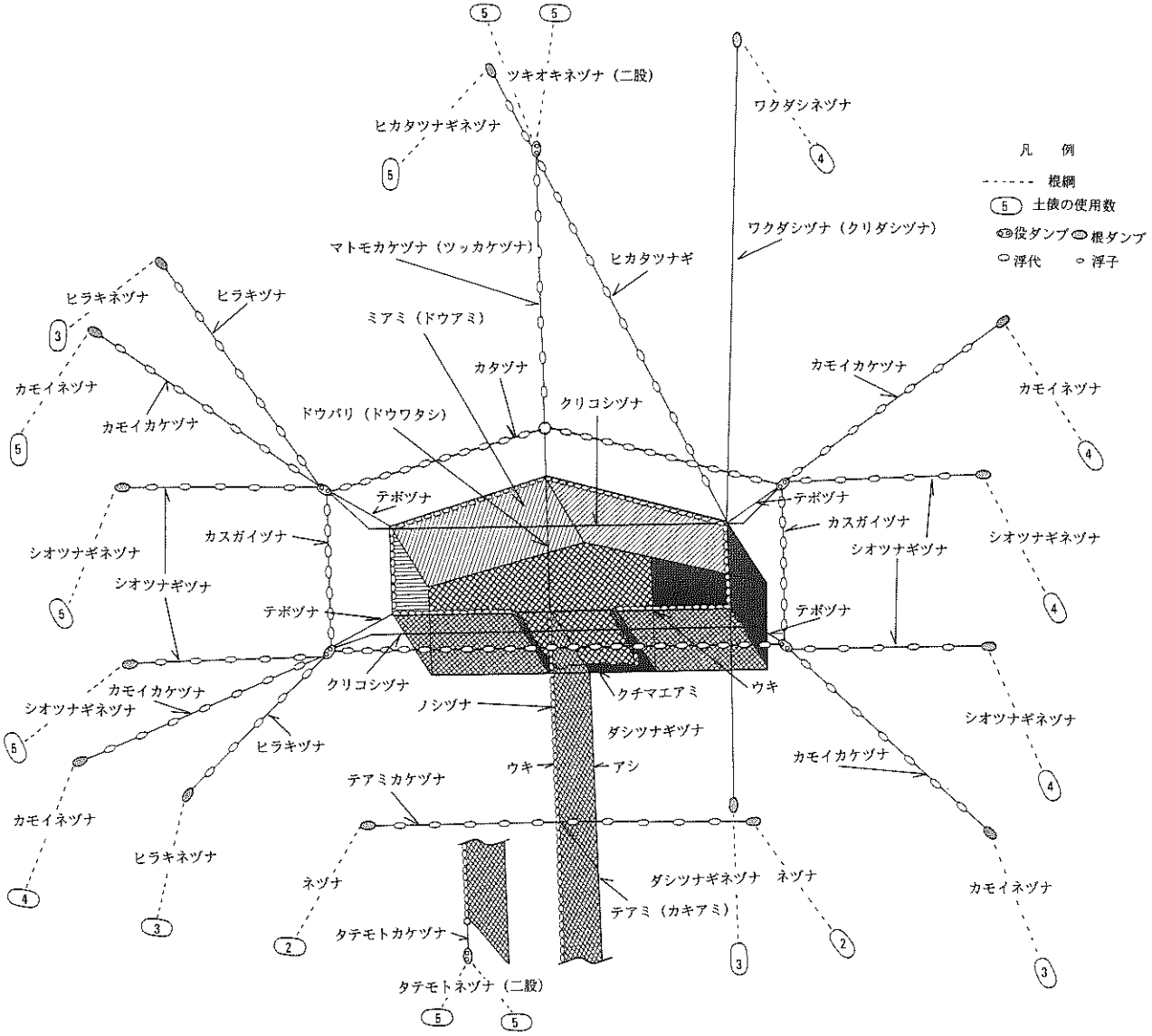

第65図　ニシン角網の綱・沈子・浮子の呼称（昭和５年佐賀家資料による）

第6節　㊀佐賀家漁場で使用された灯火具類について

ニシン漁場において海上陸上を問わず、夜間における作業用照明・連絡・信号・標示に各種の灯火具が用いられた。

灯火具名	漁場での呼称	燃料	使用目的	使用年代	備考
弓張提灯	提灯	ローソク	陸上作業・連絡用	明治年代～昭和年代	保有。一部破損。家庭用としても使用。
樺火台	プランタン	白樺の皮	沖揚時・海陸作業用	明治～大正後期	保有。
ガス灯	ガスランプ	カーバイト	海上・陸上作業用	明治後期～昭和年代	〃
〃	手提灯	〃	連絡及海上・陸上作業用	大正中期～昭和年代	〃
ハリケーンランプ	安全灯	石油	同上	大正初期～昭和年代	〃
〃	網印	〃	網の所在標示	昭和年代	浮き樽に取付。
〃	淵印	〃	海上の安全路標識	大正初期～昭和年代	保有。陸上に設置し、柱上の枠に納める。
〃	枠印	〃	枠船の所在を標示	〃	枠を放たれた枠船に揚ぐ。
懐中電灯	手提電池 懐中電池	乾電池	陸上の見回りなど	昭和年代	保有。一般用及び防水用。
信号灯	信号灯	〃	海上の船から 陸への信号連絡	〃	保有、枠箱に組込まれた青・赤灯。
不燃提灯	文化提灯	ローソク	陸上の見回り他	昭和10年頃 ～15年頃まで	保有。一部破損。

・昭和10年～15年頃、不燃提灯と称する雲母張りのものが一部の地方で使用された。
・灯火具の使用年代については夫々の漁場によって異なり、確定することは困難である。

（運上　光彦）

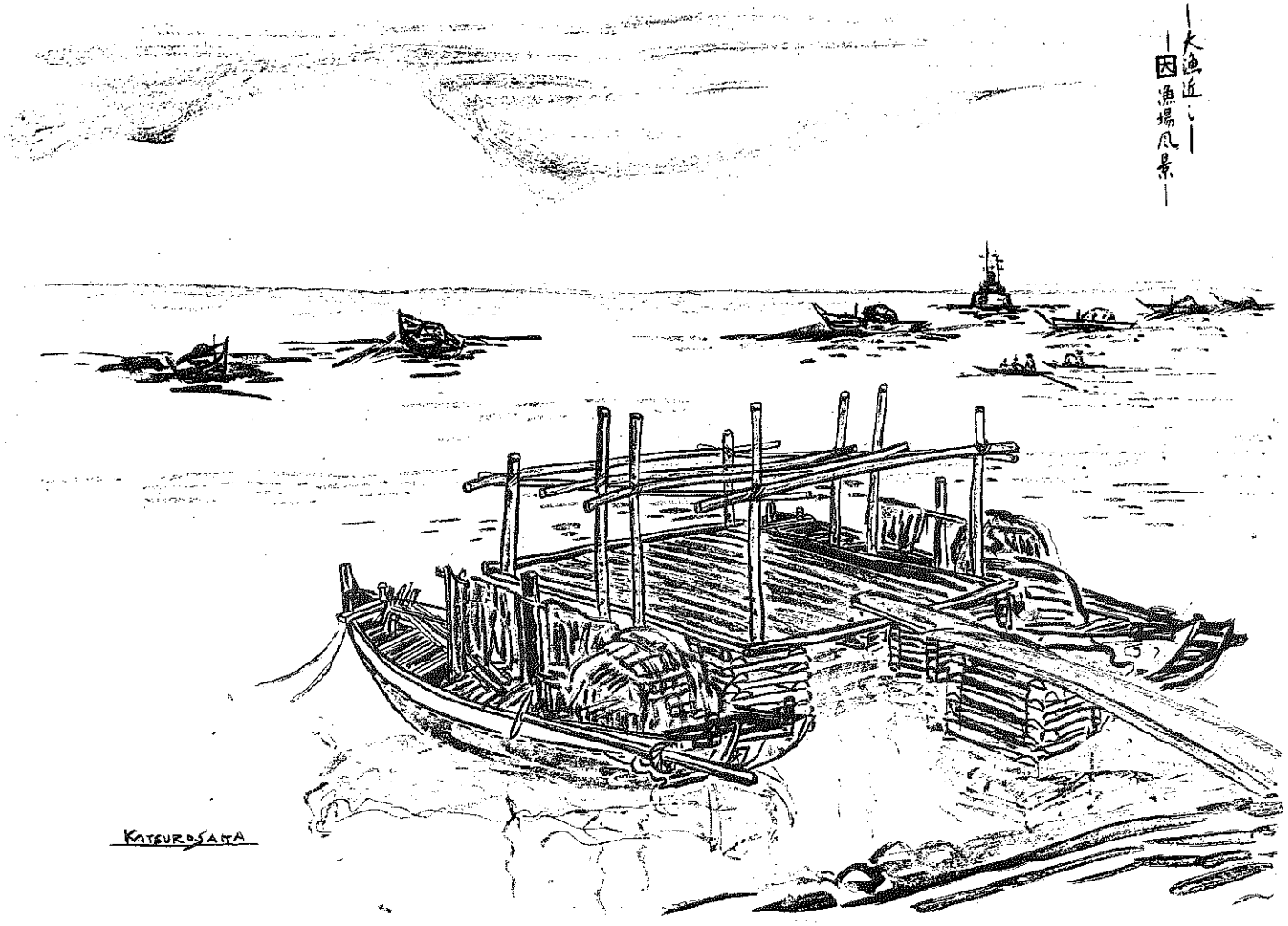

第66図　佐賀家漁場風景（船着場のセツの状況）

第7節　ま　と　め

平成4年度から6年度までの3年間にわたって、礼受地区のニシン漁撈の実態に迫るべく調査を行ってきた。特に礼受因（カクダイ）佐賀家漁場所蔵のニシン漁撈具の調査件数は2,103件、総点数14,585点にのぼった。その漁撈具の使用方法等の調査は多くのニシン漁撈に従事した人たちからの聞き取りに基づいて行ったが、実際、鰊漁が終わってから38年という歳月は、多くのことを失うには充分すぎる時間であった。当時第一線の漁夫たちはもう既に老齢に達し、物故されている方も多く、聞き取りには困難を極めた。特に鰊漁という特殊な漁業形態は、出稼人が主体となっていることから、従来から礼受地区に在住しているものでさえ、各漁場の当時の本当の姿を理解していたとは言えない。各漁場には各漁場の仕来たりがあり、各漁場でその漁期中は別々の社会をなしており、諸用具の使用方法、呼称等は差違があった。因（カクダイ）佐賀家漁場に出稼に来た漁夫の人たちにも聞き取りをおこなったが、いわゆる長年佐賀家漁場に出稼し、役人として、佐賀家漁場の鰊漁に精通している人は既に他界しており、多くの疑問が残ったと言って良い。また、佐賀家の鰊漁経営の歴史が長く、倉の中からは明治期に使われたものなどが残存しており、昭和の鰊漁にはもう既に使われなくなっていたものもあった。これは諸書により補うしかできなかった。今後確認を続けていかねばならぬものである。

今回は佐賀家に残されていた各種の文書を総て活用することができなかったのは残念であった。佐賀家の文書資料数はまだ正確な実数をつかむまでにはいたっていない。今回は若干の文書資料を参考にできただけである。特に明治20年以前の佐賀家の留萌での状況が判然としない。今後資料の増加をまって検討しなければならぬ問題である。

ただ、今回経営について若干の考察を試みたが、その結論は不安定なニシン定置網漁撈だけではその経営が成り立たぬことが証明できたことである。佐賀家はニシン漁撈の他に多角的な経営を行うことによって、鰊漁のリスクを回避し、留萌においてニシン漁場を維持してきたと言えるのである。但し、この多角経営がどのようなものであったかは、今後の調査により明らかにできるであろうと確信する。

今後の調査の諸課題としてあげられるものは、次の通りである。

1．佐賀家がどのような経緯で留萌の礼受に漁場を持つに至ったか。
2．江戸時代末の経営状況はどうであったか。
3．江戸から明治に変わる変転の時代に如何にその経営形態を変化させていったか。
4．漁場持ち制度の廃止後、如何に独立した漁業形態を築きえたか。
5．鰊漁業のリスクを分散させるためにどのような経営形態を指向したか。
6．戦後における鰊漁の経営の継続は如何なる理由によるものか。

など多くのことがあげられる。これらを一つ一つ解決していくことが留萌における、否、北海道における鰊漁を歴史的に解明することになるであろう。

また、鰊漁の実態を今に伝える佐賀家漁場の漁撈具、歴史資料、漁場景観を有機的に結び付け、北海道における鰊漁の総合的な遺産として今後後世に残していくことこそ、我々に課せられた使命であろう。もう既に、これらを総合的に知ることのできる漁場はここしかないのである。

最後に、この調査がこれからの本当の調査のほんの始まりであると確信するものである。

（福士廣志）

付　　編

付編 1

留萌地方沿岸におけるニシン定置網１ヶ統に要する諸用具調

・海浜の状況～玉石浜、一部砂利
　防波のため木柱矢来埋立、作業域確保のため桟橋（設と云う）を設置。
・建場海底の状況～小砂利、一部砂
　型網固定のため土俵を用い、緊急時の建込には日本錨を使用する。
・想定漁獲高を400石とし、100石は掛ニシン（身欠ニシン製造）、300石を魚粕製造とする。
・人員～漁夫30人、炊事２人、帳場、陸廻り他３人、計35人。その他、臨時人夫20人。
・米消費量～漁夫１人１日７合、その他４合、計１日２斗３升。

分　類	品　名	呼称	数量	規格・寸法等	備　考
漁場工具	天王寺鋸	丁	1		
	大工鋸	〃	2	両刃尺鋸１、バラメ	
	腰鋸	〃	2		
	大工鉞	〃	2	300刃、200刃	
	鉈	〃	5		
	木割鉞	〃	3	450刃内外	
	玄能・金槌	〃	4	大・中	
	鉋	〃	3		
	追込のみ	〃	5	各１寸、８分、５分	
	バリ	〃	1		
	ボート錐	〃	5	２分、３分、５分、７分、８分	
	焼ぎり	〃	4	３分、５分、７分、８分	
	曲り金	〃	1		
	樋のみ	〃	5		沖箱
	ヤスリ	〃	4	小羽、２分	
	砥石	〃	3	荒、中、仕上	
	ペンチ	〃	2		
	鉄板鋏	〃	1		
漁場準備諸用具	綱打器	組	1	馬、駒、駒板、タイコ	ギッチョ
	鋤簾	丁	5	内大型２	海浜整備用具
	角スコップ	〃	3		〃
	剣先スコップ	〃	5		〃
	唐鍬	〃	3		〃
	石割ハンマー	〃	2		〃
	金てこ	〃	2		〃
	鶴はし	〃	4	片鶴２、両鶴２	〃
	地突棒	〃	2	八角棒とも云う	〃
	ポンポン	〃	2		
	焼印	〃	3		
	箱がラス	〃	1		
	穴掘り	〃	2		加工作業準備用具

分　類	品　名	呼称	数量	規格・寸法等	備　考
	鍬	〃	3		〃
	鎌	〃	3		〃
	こまざらい	〃	5		〃
	あげ	個	10		網仕上げ・修理
	網針	〃	20		〃
	目針	〃	10		〃
	切鋏	〃	10		〃
	手橇	〃	3		除雪・排雪用具
	ジョンバー	丁	20		〃
漁場陸設備具	巻胴	組	3	坊主：径1尺2寸×9尺・柱：8寸角×12尺 笠木：8寸×2寸×9尺・座板：1尺×25寸×9尺	船揚用具
	神楽桟	〃	2	胴：8寸、馬組み	〃
	捨て巻	〃	5	巻き胴用3、神楽桟用2	〃
	巻綱	本	5	4分×50間～3本、3分×50間～2本、袋網付	〃
	巻棒	〃	10		〃
	掛矢	個	3		〃
	筋木	本	60	4寸×3寸×12尺	船揚用具
	ゴロ	〃	20	径6寸×11尺	〃
	すべり台	〃	20	8寸ナマコ×6尺、磯舟用	〃
	浜板	枚	100	1寸×6寸×12尺	桟橋用材（4間×5間）
	桟橋材	本	42	柱材：径6寸×9尺～30本・角材：5寸×7寸×12尺～12本	〃
	歩み板	枚	10	2寸×1尺2寸×12尺	〃
	せいろう	個	12		〃
	えいじこ	〃	10	ブドウ蔓製	〃
	測印	〃	2	安全灯入	安全管理用具
	滑車	〃	3	鉄製3	〃
	地這綱	本	1	8分マニラロープ、1巻	〃
	ガス灯	個	5	カーバイトランプ	照明具
	作業灯	〃	5	石油ランプ	〃
	手堤灯	〃	3	カーバイトランプ	〃
	子叩棒	本	30		
	納坪杭	〃	20	径4寸×12尺～20本	納坪用材料
	納坪桁	〃	24	径4寸×18尺	〃
	敷スダレ	枚	16	6尺×9尺	〃
船及船付属品	保津船	隻	5	枠船3、起し船1、汲み船1、48尺×9尺8寸×2尺8寸内外	
	磯舟	〃	2	21尺×3尺8寸×1尺2寸	
	立場板	枚	1	2寸×1尺2寸×18尺	起し船に艤装
	とも櫂	丁	7	18尺以上	
	さっ櫂	〃	50	11～12尺	
	車櫂	〃	4	12尺	
	屋形道具	組	2	柱木、妻棒、棟棒、屋根材、テント	
	はやすけ	丁	7		
	改良錨	〃	10	12㌔	
	和錨	丁	2	5㌔	
	はやもの	本	12	磯舟用：径4分×20間～2本・保津用：径5分×35間～10本	
	櫂引台	個	2	磯舟車櫂尻掛台	
	沖樽	〃	5		飲料水用
	枠印	〃	3		沖灯

分　類	品　名	呼称	数量	規格・寸法等	備　考
	作業灯	〃	5	石油用ハリケーン	
	沖箱	〃	3		
	盤ずれ	〃	12	保津船用10、磯舟用2	
	木槌	〃	5		蛇の目穴栓打用
	鰐口	〃	12	保津船用10、磯舟用2	
	錨綱	本	12	径8分×35間～10本・径5分×20間～2本	
	へけ	個	2		磯舟用
	あかかきひしゃく	〃	5		保津船用
	あかかきポンプ	〃	5		〃
	暖房具～ストーブ	〃	2		沖泊まり船用
	〃　石炭箱	〃	2		〃
	〃　十能	〃	2		〃
	〃　デレッキ	〃	2		〃
	〃　ストーブ台	〃	2		〃
	〃　煙筒	〃	4	3寸5分×3尺	〃
	連絡灯	〃	1	赤青2色	信号用
網及網付属具	曳網	統	1	33間×8．5、10尋立	
	手網	枚	10	5脇まで綿、6脇以下実子網、20間×10、6～8尋立	
	枠網	〃	3	さしわ式、越後金引麻網	
	袋網	〃	1	6間切6～8枚合わせ	
	三角網	〃	1	1．5間×10尋÷2	
	手網掛網	本	10	（マニラロープ）6分×35間～10本	上継ぎ掛網
	建元掛網	本	1	（マニラロープ）8分×35間～1本	
	げんげ	〃	10	あば縄、3間切～10本	
	口引網	〃	3	（マニラロープ）3～4分×40間～3本	さい縄
	さわり糸	〃	1	8号綿糸	
	てぼ網	〃	2	（マニラロープ）8分×10間～2本	網てぼ
	繰越網	〃	2	（　〃　）6分×48～50間～2本	
	伸網	〃	1	（　〃　）6分×250間	
	胴張	〃	1	（　〃　）8分×15間	
	かすがい	〃	1	（　〃　）　〃	尻しど
	かもい掛網	〃	12	（　〃　）8分×35間～12本	
	ひかた継ぎ	〃	1	（　〃　）8分×40間～1本	
	突掛網	〃	1	（　〃　）8分×35間～1本	
	係り綱	〃	3	（　〃　）起し船用：7分×35間～1本	ワク出し
				枠船用：8分×40間～2本	
	鉄環（沈子）	個	210	手網用：20ヶ×10枚～200、口前網用：10ヶ	
	口前あば	〃	3	滑車付	
	船型あば	〃	200		手網及曳網用
	管あば	〃	800		〃
	網印・浮標	〃	1		浮樽、建元用
	役ダンブ	〃	6	1尺2寸角×9尺	
	根ダンブ	〃	37	8寸角×6尺	
	浮代	〃	150	3寸角2ッ割×3尺	
	根綱	〃	27	ワラ綱、15間～27本	
	土俵	〃	112	手網50、ヒラキ6、シオツナギ18、マトモ	
				10、カムイ16、ヒカタ・ワクダシ12	
	錨	〃	10		緊急対策用

分　　類	品　　名	呼称	数量	規格・寸法等	備　　考
	枠からみ	本	75	5分×4間、枠3枚分	
	型切鎌	個	2		
沖揚漁撈具	汲み桁	本	6	径5寸×12尺	
	タモ台	〃	4	24尺	
	タモ輪	〃	4	径3尺	
	タモ網	枚	4	南京麻、5枚苧編	
	あんばい棒	本	15		
	ヤサ鈎	〃	30		
	背負いモッコ	個	50		
	ポンタモ	丁	15	タモ輪：3分鉄	
	金網ざる	個	6		
	ウインチモッコ	枚	10		
	汲み歩み板	〃	12	2寸×1尺×12尺	
	モッコ背負い鑑札	〃	50		
㌘粕製造用具	ニシン釜	個	4		ニシン釜施設
（ニシン釜4枚	焚口	〃	4		〃
300石処理）	ロストル	〃	4		〃
	煙筒	本	4	8寸×6尺	〃
	十能	丁	4		〃
	火掻	〃	4		〃
	火鎌	〃	4		〃
	ニシン流し台	個	4		釜炊き用具
	釜はだけ	丁	4		
	釜べら	〃	4		
	枝手	〃	4		
	釜ひしゃく	〃	4		
	担い桶	組	4		海水汲み用
	鳥居	〃	4		圧搾用具
	キリン	〃	8		
	搾どう	〃	8		ドウ
	どう流し	組	8		
	どう蓋	〃	8		
	どう枠	〃	8		
	どう枕	個	16		
	莚蓋	枚	8		
	粕べら	丁	4		
	フォーク	丁	4		
	釜炊モッコ	個	4		
	玉台	〃	200		どう板
	玉鈎	組	2		
	油槽	個	2		
	油樋	本	8	4寸溝切丸太12尺	
	油釜	個	1		
	かすり	〃	2		
	じょうご	〃	2		
	ガラス管	本	2		
	半田鏝	丁	1		
	炭火篭	個	1		

分　　類	品　　名	呼称	数量	規格・寸法等	備　　考
	粕立鈎	丁	10		
	粕拾い	個	5		
	えびこ	丁	5		
ニシン〆粕加工具	粕くだき器	個	5		粕解器
	玉切包丁	〃	4		
	えびり	丁	20		
	こまざらい	〃	10		
	干莚	枚	1000		
	野間串	本	300		
	建莚	枚	500	300石として	
	粕ふるい	個	6		
	粕突棒	本	6		
	粕用じょうご	個	2		
	建鈎	組	2		チンチョ
	荷造り鈎	個	5		
	芯通し	本	2		
	たなきモッコ	個	3	粕倉入時に使用	
身欠ニシン加工具	サキリ	本	600	18尺	
（100石の加工）	納屋杭	〃	64	15間ナヤ、末口3寸×12尺	
	納屋桁	〃	24	〃　末口2～3寸×24尺	
	白子•数の子納屋杭	〃	150	3寸×6尺	
	〃　サキリ	〃	60		2ッ割小丸太
	下敷	個	15		
	ツブシ馬	〃	15		
	テッコ	〃	30		
	ニシン掻棒	本	15		
	洗い鈎	〃	15		
	カズノコ水槽	〃	20		ハチゴウ
	サバサキ	〃	30		
	干莚・覆莚	枚	200		
	白子用スダレ	〃	150		
	折枠用スダレ	〃	150		
	胴ニシン〆具	個	1		
	身欠結台	〃	3		
	つなぎつら	束	220	50本1束を1本と云う。100石＝220本	
	さし	〃	15	尻つなぎ用	
	ササメ掻	個	15		えびこ
	エビ笊	〃	15		
	ゆび袋	組	30	ツブシ人夫個人で準備する	
製品出荷関係具	竿秤	〃	3	30〆～2組、20〆～1組	
	台秤	個	1	100kg計	
	刷り板	枚	15	製品名、製作者名他	
	万棒	組	2		
	荷車	台	1		（又はリヤカー）
	身欠箱				
	ニシン箱			6〆、8〆	
番屋用具	飯台	個	5	3尺×6尺	
（通常家具、暖房具を除く）	腰掛	〃	10	8寸×6尺　（6尺、9尺、12尺）	

分　類	品　名	呼称	数量	規格・寸法等	備　考
	洗面器	〃	5		
	安全灯	〃	5		手提灯・懐中電灯
	気圧計	〃	1		
	帳場机	〃	2		
炊事用具	米びつ	個	1	米3俵収納、桝1升付	
	炊事かまど	〃	2		
	平釜	枚	2	2尺	
	火掻	丁	1		
	火釜	〃	1		
	火箸	組	1		
	鍋	枚	6	8斗炊、6斗炊、3斗炊	
	台鍋	〃	6	1尺、8寸、6寸	
	やかん	〃	3	大	
	米とぎ桶	個	2	5斗とぎ、3斗とぎ	
	洗い桶	〃	2	径2尺	
	手桶	〃	1		
	バケツ	〃	3		
	ひしゃく	〃	3	水汲み用	
	茶碗篭	個	3	2尺	
	飯びつ	〃	10	小判型半切～2、半切～1、飯びつ大・	
	笊	枚	5	大2、中1、小2	
	すり鉢	個	2	すりこぎ2付	
	まな板	枚	3	1寸2分×8寸×2尺	
	出刃包丁	丁	2		
	うす刃包丁	〃	2		
	柳刃包丁	〃	1		
	さばさき	〃	2		
	魚焼き木串	本	50		
	沖弁当（沖おはち）	個	30	飯べら10付	食器入にも用いる
	菜入箱	〃	5		
	岡持	〃	5		
	折箱	〃	10		
	味噌樽	〃	1	小出し用	
	漬物樽	〃	5	4斗、2斗	
	魚樽	〃	3	2斗樽	
	手篭	〃	2		
食事用具	飯茶碗	〃	50		
	汁碗	〃	50		
	三平皿	〃	50		
	中皿	〃	50		
	小皿	〃	50		
	飯べら	枚	10		
	杓子	丁	5		
	箸立	個	5		
	拍子木	組	1		漁夫に食事を知らせる

付編 2

ニシン漁場で使用された漁獲等の呼称と単位（昭和16年前後）

参考文献：『鰊場物語』（内田五郎著）、『ニシン漁撈』（道教委）
『ニシン文化史』（今田光夫著）、『小平・苫前・留萌各町史・市史』

漁獲または加工品名		呼称の単位	貫　数	kg　数	尾　数	地　域　別	備　　考
・生ニシン		1箱・1籠	10〆	約37kg	約120尾		
		1石	200〆	約750kg	約2,400尾		10〆箱20個
		1杯	約10石	約7500kg	約24000尾		汲み船で1杯の意
		1モッコ	約4〆～5〆	約15～20kg	約50～60尾		1日の労賃を現物（生ニシン）で支払う時、「計りモッコ又は、貰いモッコ」と云う。この時には漁場にある一番大きなモッコを使い可能な限り入れるため、貰いモッコの場合1モッコ6～8〆程になる。
		1袋	約10石	約7500kg	約24000尾	主として小樽以南	
		1枠	100～300石	約75000～225000kg	約240000～720000尾	北場所では200～300石	枠の大きさで異なるが「枠を放す」と200石はあると云う。
・加工品身欠ニシン	ニシンツブシ	1ヅラ			約21～22尾		基準は20尾　入目1～2尾
		1本	51ヅラ		約1000尾		基準は50連　入目1連
							＊ニシンツブシ出面：1日8本、熟練者で12本 ＊ニシンサキ出面：1日150～200ヅラ、熟練者で300ヅラ
	身欠ニシン	1束	100本		100尾		＊結束出面：1日7俵（1俵＝24束）
		1俵	24束(16〆)	約60kg			これを身欠建(タテ)と云う。
		100石	4000〆	約15000kg			建250本

漁獲または加工品名		呼称の単位	貫　数	kg　数	尾　数	地　域　別	備　　考
・加工品 身欠ニシン	胴ニシン	1束	2〆	約7.5kg			
		1俵	8束(16〆)	約60kg			
		100石	256俵	約15360kg			目減分6俵を含む
	干カズノコ	1本	建詰　24〆	約90kg			1等検（上品）は、カズノコ1ケ約3～4匁、（約15g）
	白子	1本	建詰　24〆	約90kg			
	ササメ	1本	建詰　24〆	約90kg			
	掛ニシン	100石		約15000kg		鬼鹿・苫前・初山別230本、後志地方210本、石狩・留萌・増毛・離島220本	
ニシン〆粕	釜	1釜	7～8箱 約700～800〆	約2650～3000kg	約1000尾		・粕玉1ケ：身欠1本に相当(ニシンの量) ・釜前モッコ：大型で約10〆入る ・100石のニシンを粕に炊くために必要な薪：約8敷（約8kg） ・100石＝玉330玉：釜2枚で約11日必要 ・粕炊出面：1日で13釜
	生粕	1玉	約30〆	約120kg			
		1石	約40〆	約150kg			干粕≒米1石（重量）
	魚粕	1本	24〆	約90kg			これを粕建（タテ）と云う
		100石	粕建167本	約15000kg			
		1缶		18kg			
		1箱	1斗缶2ヶ	36kg			

○　手間取と貰いモッコの記録（大正2年4月～K漁場）

・当日の水揚量約60石（約45，000kg）

手間取	貰いモッコ
大人～10人	1人当たり～5モッコ
中人～　3人	1人当たり～3モッコ
女人～　6人	1人当たり～3モッコ
計～19人	支払い～77モッコ

付編 3

留萌地方沿岸のニシン漁場における諸用具の呼称と解説

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
あか汲みポンプ	アカカキポンプ	船に浸水した海水を汲み出す木製角筒型の吸上げ式ポンプ。漁場自作のものが多い。	船付属品
あか柄杓	アカカキヒシャク	船に浸水した海水を汲み出すひしゃく。主として浜大工が作成した。	〃
あげ	アゲ	網修理作業で網目を新しく編むとき、網の目の大きさを揃えるため竹又は木で作られた駒（定規）。	網修理用具
麻網	アサアミ	ニシン網の中で特に強度を求められる、小舌・魚取建揚げ・枠網・袋網・大たもの網などに使用、当地方では主として越後金引麻が使用された。一時刺網として野州麻網が使用されたこともある。	（材料名）網具
麻糸	アサイト	麻を原料として作られた糸。主として大麻の繊維で作ったもので野州麻・上州麻・信州麻・越後麻などが使用された。	〃　〃
足棚	アシタナ	網の下端に結付又は絡み付けた綱。アバ縄・カニ縄・藁綱・マニラロープなどが用いられ沈子を結付する。沈子綱、アシ綱ともいう。	網付属品
穴堀具	アナホリ	浜や陸の設備を作る時や、身欠ニシンのナヤを作る時、または柱を立てる時など土中に穴を掘る用具。	漁場共通用具
あば棚	アバタナ	浮子（アバ）を結付するために、網の上端に結付又は絡み付けた綱。アバ縄・トワイン・マニラロープなどが用いられた。浮子綱、アバ綱ともいう。	網付属品
あば縄	アバナワ	三子より成る径 1.5～ 1.8cmの密度の高い藁縄。比較的強度を求められる網端などに使用され、手網のアバ棚・足棚・げんげ・刺網の中ダンブ・捨て綱・錨綱その他に使用した。	（材料名）網具
油釜	アブラカマ	より精度の高い魚油を採取するため、魚油を加温する釜または魚油を一時保管するための釜。ニシン釜の古いものを使用した。	加工用具～〆粕製造用具
油缶	アブラカン	魚油を入れる一斗（18ℓ）入りの缶。石油の空缶なども使用された。木箱に1斗缶2ヶが納められた。を石油箱と呼び生ニシン10貫入箱として利用された。	〃
油樋	アブラトイ	筒流しから油槽（油八合）まで、圧搾時の水及魚油を流す木製の樋。小丸太に溝を掘って作る自作用具。	〃
油八合	アブラハチゴ	魚油を溜める木槽。漁場では油キチとも呼び槽内を2～3分割し、溢れても魚油が流れ出ないよう工夫されている。	〃

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
網型	カタ	ロープ・浮標で枠を作り、沈子（土俵・錨など）で海上に固定する。ニシン角網は台網類に分類されるのは、この型（台と呼ぶ）に網を取り付けるからである。	網具
網修理鋏	アミキウリハサミ	網修理用の刃渡りが小さい握り鋏（和鋏）。	（用途名）網修理具
網印	アミジルシ	網の所在を知らせるための浮標、手網建元などに設置される。浮樽や櫓、ボンデンやガラス玉などが使用された。大型の浮標。	漁撈具～網付属品
網針	アバリ	網修理のための糸を補給しつつ網目を作る針。網地と同じ糸を巻き（巻くことを糸を掛けるという）網目をすくいつつ新しい網目を作る。	網修理具
歩み板	アユミイタ	渡り板ともいう。汲み船から陸に渡して又、桟橋や廊下の梁に渡してモッコ背負いの渡り板に、身欠ニシンナヤの渡り板などに使用する巾広の厚い板。	漁場共通用具
洗い鈎	アライカギ	身欠ニシンを作る過程で、繋ぎつらに繋いだニシンを運ぶ鈎。海水を入れた水槽でこの鈎に掛け吊るしたままニシンを洗うのでこの名がある。	加工用具～運搬具
洗い八合	アライハチゴ	洗いキチとも云う。海水を満たし、洗い鈎に吊るしたニシンを洗う木製の水槽。	〃　～身欠ニシン製造具
安配棒	アンベボウ	先端がＹ字型になった長さ３ｍ程の棒。枠網から汲み船に大たもでニシンを移す時、大たもの操作を助けるための棒～大たもを押し動かす役割をする。	漁撈具～沖作業
錨	イカリ	船の繋留、又は網の固定に使用。浜では四ッ爪錨（和錨）をいかりと呼び二本爪カンザシ付きのものを改良いかり又はアンカーと呼ぶ。	船付属具
錨石	イカリイシ	ナツ石よりやや重い径20㎝内外の石。これを針金、トワインロープで編んだ袋に入れて用いる。刺網一放し毎の間に取り付け捨縄（イカリ綱ともいう）及び浮子を付ける。	網付属具
錨綱	イカリヅナ	かかり綱ともいい、投錨時の繋留用綱。	（用途名）漁撈具～船付属具
石割槌	イシワリ	海浜整備の際邪魔になる岩や大石を取り除く時、石を割る大型の鉄槌。	漁場準備用具
磯舟	イソフネ	保津船に伴い陸との連絡、網の維持・管理の他、沖作業の小廻り仕事に従事する小型船。むだま作りのものと敷作りのものがある。	（舟型名）漁撈具～船
糸	イト	原料繊維を引き揃えて、必要の太さにして一定の方向の撚りをかけて繊維を長く連続させる。それを更に数本撚り合わせた太さ３㎜程度のものまでを糸という。 （伊吹群作／『漁網集覧』）	（材料名）網～網付属具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
糸巻台	イトマキ	枷になっている網修理用糸を巻き取る台。枷糸をかける上部のアームが回転する。	網修理具
岩糸	イワイト	苧麻（カラムシ・マオ・シロオなど）から作られた繊維。柔軟で耐久力、弾力性があり縁網・ハカイ網・タモ網など、強度を必要とするものに使用された。	（材料名）網～網付属具
ウインチモッコ	ウインチモッコ	ウインチ設備のある港内でのニシン揚陸作業では、汲船に数枚　のウインチモッ　コを敷き、その上にニシンを汲み入れてウインチで揚陸した。麻網で強固に作られた。	漁撈具～沖作業具
浮代	イタアバ	根綱・掛綱を浮かすために綱に結付する。その形により板アバ・丸アバなどともいう。巾又は径10cm、厚さ５cm、長さ70～80cm程のもの。	網付属具
浮筋	ウキスジ	浮子を連続的に結付した綱。	〃
上継ぎ綱	ウワツナギ	根綱に連なる根ダンブから手網・伸し綱に掛ける綱。上継ぎ掛綱ともいう。	（用途名）漁撈具～網付属具
嬰児子	エジコ	形が嬰児子に似ているため、そのままの名が付いた。ブドウ蔓などで篭状に作り中に石を入れ沈子とした。使用目的は土俵と同じ。	網付属具
えびこ	エビコ	莚の外にこぼれた魚粕を掻き集める器、粕拾いと対になる。又身欠ニシン製造過程のニシンツブシの時のササメを掻き寄せるなどにも用いる。	加工用具～〆粕製造用具
えびざる	エビザル	根曲り竹を編み組んで作られた箕形の笊。	〃　～運搬具
えびり	エビリ	粉砕機で粉砕した魚粕を莚の上に広げる用具。	〃　～〆粕製造用具
塩蔵樽	エンゾウタル	塩蔵ニシンを漬け込む樽。酒醸造用の大きな樽なども利用した。	〃　～貯蔵具
大あば	クチマエアバ	口前ダンブとも呼ばれる大型のアバ。軀網の口前棚綱に取り付けられ口前網開閉のサイ縄を通す。滑車が組み込まれているものが多い。	網～網付属具
大たも	オオタモ	枠網から汲み船にニシンを汲み移すためのたも。一度に約100kgニシンが入る。汲みたもともいう（ニシンを汲む作業をたも立てという）。	漁撈具～沖作業具
大たも構成部品	タモアミ	岩糸で作られた径90cm、長 120cm程度の袋網。たも輪に取り付けられる。	〃
〃	タモダイ	大たもの柄、長さ約７m以上。桧・ナラなどの良材を割り採りして作られる。	〃
〃	タモワク	たも台の先に取り付ける輪枠。強い木の幹の一部と枝を利用して作る。昭和20年代からは鉄製のものがあった。	〃

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
岡持	オカモチ	沖泊り・沖作業のとき、副食・食器などを入れて沖に携行する持手付の箱。	漁撈具～沖作業具
沖樽	ミズタル	飲料水を入れて、沖に携行する樽。	漁撈具～船付属具
沖灯	オキトウ	沖泊り（船泊）の時沖に携行する灯火具。主としてハリケーンランプ・手携ガス灯などが使用された。	〃
沖箱	オキバコ	船上で使用する諸用具を納めて、沖に携行する用具箱。網修理用具・刃物・桧皮・トイノミなどが入っている。	〃 漁撈具～沖作業具
沖弁当箱	オキオハチ	沖泊り・沖作業の時、飯を入れて携行した木製箱型の飯入れ。	
起し船	オコシブネ	枠船に比し、やや小型で軽快に造られている。起し立場板が製作時に取り付け固定されているものがある。網を手繰ってニシンを寄せる船。	（用途名）漁撈具～船
尾廻し	オマワシ	枠網の重量を支えるため、網の外側を廻して枠船の胴の間前後の横物に止める、太さ約12～16㎜の綱。	漁撈具～網付属具
カーバイトランプ	ガストウ	カーバイトを使用、アセチレンガスを発生せしめこれを誘導・点火して、照明を得る用具。	設備～共通用具
カーバイトランプ構成品・付属品	カーバイトカン	カーバイトを保存するための容器。ブリキ製。	〃
〃	カサ	主としてアルミニュームで作られ、下部にホヤを取付ける。上部には持ち又は吊り下げるための弦があり、笠の上にガス管を通す穴がある。	〃
〃	ガスタンク	カーバイトを入れ水滴を落下させ、ガスを発生させる銑鉄製の容器。	〃
〃	ガストウリンダイ	2ｍ程の棒（早切棒）の先にガス灯のホヤの部分が入るよう針金の輪を取付け、これにセキ網を巻き、輪の中にホヤを入れて立てる（照明スタンド）。	〃
〃	クダ（ホース）	ガス発生タンクから火口に連るゴム製の管。	〃
〃	ヒグチ	バーナーとも呼び、カーバイトランプの発火口。二股状の真鍮製品。	〃
〃	ホヤ	ガラス製、径約20㎝、深さ約10～12㎝の鉢型。	〃
〃	ホヤホゴバコ	ガス灯（カーバイトランプ）を使用しない時、この箱の中にホヤ部を入れて破損を防ぐ。	〃
〃	ミズオトシ	ガスタンクと一体化し、ガスタンクの上部に組み込まれた保水筒。水滴の量を調節する機能を備えている。	〃
櫂引縄	ケビキ	船の上棚小縁上に付けられた櫂摺の穴に通し、櫂の支点となる縄。輪状の縄に櫂を通して櫂を漕ぐ。	漁撈具～船付属具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
改良錨	カイリョウイカリ	アンカーとも呼ぶ二ッ爪カンザシ付の錨。船の繋留などのほか、小型の定地網の設置や、ニシン漁場では時化などで網型を流失しての臨時・緊急投網時に使用した。	〃　～網付属具
神楽桟	カグラサン	移動用の船巻揚用具。船を陸に揚げるとき杭（カヘ）を打って固定して使用する。	漁撈具～陸設備
神楽桟構成部品	ステマキ	胴木に2～3回巻き付けた巻綱の端を、揚陸に従い遂時巻き取るための用具。	〃
〃	ダイ	ウマということもある。胴木を固定する木枠・台角・カンザシ・男柱・座板・笠木からなる。	〃
〃	ドウギ	胴木下部の凹みに、巻き綱（ワイヤーロープ）を2～3回巻き胴木を廻して船を揚陸する。巻き胴ともいう。	〃
〃	フクロヅナ	巻き綱の先端に結付。揚げる船の床又は横物や貫抜、時には舳などに掛ける輪（フクロ）の付いたワイヤーロープ。	〃
〃	マキゲタ	胴木に明けられた穴に通して胴木を廻す桁。丈夫な小丸太が使われる。巻き棒ともいう。	〃
〃	マキヅナ	船を巻き上げる綱（ワイヤーロープ）。	〃
掛け綱	カケヅナ	根綱に連なる根ダンブから役ダンブに至る綱。太めのロープが使用され、継ぎ綱ともいう。	（用途名）漁撈具～網付属具
掛矢	カケヤ	船の揚げ降ろしにコロを使用する時、回転進行の方向を修正する大型の木槌。又杭打ち作業など広く使用された。	共通用具
柏皮	カシワカワ	網の強度を増すため、澁掛け・網染めを行うがその材料として使用された。採集後2年程乾燥し粉末にして釜に入れて約二昼夜煮た汁に網を浸す。	網具～関係品
粕桶	カスオケ	粕建に魚粕を入れるための用具。箕を使用することもある。	加工用具～〆粕製造用具
解粕機	カスクダキ	玉切包丁で切り分けられた粕玉を粉砕する器。上部の箱に粕玉を入れ、ハンドルを廻して魚粕を粉砕する。	〃
かすがい綱	カスガイ	網型の沖及陸側に平行する網型綱に直角に張られる綱。やや四角形の網型の上及び下（かみ及びしも）の両辺を形作る綱。	（用途名）漁撈具～網付属具
粕漏斗	カスジョウゴ	粕建に魚粕を入れるための用具。	加工用具～〆粕製造用具
粕建	カスタテ	大判の薦（建筵）の両端を合わせて中間縄で巻き縫いし、木口を桟薦（口筵）で整えた俵状の叺。	加工用具～〆粕製造用具
粕立鈎	カスタテカギ	魚粕乾燥の過程で、1日数回薦上に広げた粕を片方に寄せて広げ直す。この時薦の片方を持ち上げるための鈎。	〃

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
粕突棒	カスツキボウ	粕建（大判の莚を縫い袋状に作られた俵）に魚粕を詰め込む時の突き棒。	〃
カズノコナヤ	カズノコナヤ	カズノコ乾燥枠（折）を並べる杭・桁・早切で作られた木棚棚。	加工用施設
カズノコはちごう	カズノコハチゴウ	カズノコの血合を除去するため、海水で晒す時の木製の水槽。キチとも呼ぶ。	加工用具～身欠ニシン製造具
粕拾い	カスヒロイ	莚から外にこぼれた魚粕をエビコで集めて拾う塵取状の器。エビコと対になる。	加工用具～〆粕製造用具
粕篩	カスフルイ	魚粕の粒子を揃えるための篩。	〃
かすり	カスリ	油槽上層部の油の層を掬い取る器。掬い取った魚油を缶に入れる漏斗と対になる。	〃
型切鎌	カタキリカマ	漁期が終了し網型を撤去するとき、沈子として設置した土俵に取り付けた根綱を切断する用具。木の股を利用し鎌の刃を取り付けてある。	漁撈具～沖作業具
型綱	カタツナ	網型を形成する櫛型に張れた綱。主として太いマニラロープが使用された。	（用途名）漁撈具～網付属具
滑車	ブロック	木製・鉄製、大小数種類があり、船の揚陸に、網乾作業その他重量物の移動に使用。	漁撈具～陸作業具
金梃子	カナテコ	岩に穴を穿ち又は動かすための棒。その形で六角棒・八角棒などとも呼ぶ。	漁場準備用具
かに縄	カニナワ	三子よりなる径約9～12㎜左撚りの密度が高いワラ縄。アバ縄の細いもので、手網・実子網などに使用された。	（材料名）漁撈具～網付属具
樺火台	プランタン	2～3㎝巾の鉄帯で作られた火篭。地上180㎝程の高さに備えられ、白樺の皮（ガンピの皮）を燃料として焚く。夜間作業の照明具。	漁撈具～陸設備
釜前装置	カママエソウチ	煮沸したニシンを圧搾脱水する装置。浜ではこの装置の名称を聞くことが無い。据え付けられたニシン釜周辺で使用される用具を一括して釜前用具と呼ぶ。	加工用具～〆粕製造用具
釜前モッコ	カマタキモッコ	魚粕製造の原料ニシンを廊下から釜前のニシン流し台まで運ぶモッコ。魚粕玉の大きさを整え揃えるためこのモッコが計量の役割を果す。	加工用具～運搬具
通船	カヨイブネ	ニシン漁場では通い船の名称はあまり聞かれないが、カクダイ佐賀漁場の日誌の中に記録されている。 小型川崎船で陸と沖の船（沖泊の保津船）との連絡、港の中でツブ買船との連絡等に使用。	（用途名）漁撈具～船
硝子管	ガラスカン	管の先端にゴムボールの付いた径約1㎝、長さ約50㎝の大型スポイト状の管。缶の中の魚油を吸い上げて、点検する。	加工用具～〆粕製造具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
硝子玉	ガラスダマ	小型（径約12cm以下）のものは網の浮子として、又大型の（径約30cm内外）のものは浮標として使用。	漁撈具～網付属具
絡み苧	カラミソウ	網と綱又は網相互に巻き絡みする時に用いる糸。麻糸・綿糸・トワイン・岩糸などがある。	（用途名）漁撈具～網付属具
鑑札	カンサツ	ニシン沖揚作業に不特定多数の人夫（手間取という）を使役するため、雇用時にこの鑑札を渡し作業終了時に賃金として渡すニシンの現物と引き換える。	漁撈具～陸作業具
がんた	ガンタ	爪と鉤を備え梃子の原理を応用した丸太材を動かす用具。ガンタを利用して行う作業を「丸太巻」という。	漁場準備用具
木槌	キツチ	船内に入った海水を排出するために船底にあけられた穴（蛇の目穴）の栓（蛇の目）を打つための小型の木槌。	漁撈具～船付属具
給理苧	キウリソウ	網を修理するための糸。	（用途名）漁撈具～網付属具
魚粕圧搾具	(1) トリエ	キリン式又はジャッキ式と呼ぶ、回転式圧搾具を用いるとき、圧搾具（キリン）を取り付ける枠。 ・男柱～8寸角×9尺＝2本　・笠木～9寸～1尺角×12尺＝1本　・座角～5寸角×12尺＝1本 ・カンザシ～3寸角×3尺＝2本で組み立てられる。	加工用具～〆粕製造具
	(2) シメダイ	ロクロ式又は梃子式と呼ぶ圧搾具。締綱を用い、ロクロの回転で綱を巻き圧搾する用具。男柱・絞り木・座角・カンザシ・帆板・胴木・〆綱・梃子棒・又木（マツカ）で組み立てられる。昭和25年頃まで使用された。	〃
圧搾具の構成品と付属品	アブラヌキ	簡流しに据えられた搾筒の中心部に置き、圧搾時の脱水を容易にするための円錐型の透し筒。銑鉄で作り高さ約35cm、下部の径約12cm。	〃
〃	キリン	ジャッキともいい、搾筒の中のニシンを圧するための螺旋のボート。下部に回転させる梃子棒を通す穴がある。	〃
〃	キリンドウ	鳥居・〆台を使用せず、搾筒の中心に螺旋のボートを立て円形の把手を回転して圧縮する開き筒。昭和15年頃より使用された。	〃
〃	テンカイドウ	角形上部のやや広い搾筒。圧搾脱水後搾筒を回転（ひっくり返す）し、中の粕玉を抜く底板のある筒。	〃
圧搾具の構成品と付属品	ドウ	鉄又は木製透し作り、この中に煮沸したニシンを入れ、上から圧力を加えて脱水、魚粕玉を作る。ニシン釜1枚に搾筒2ヶを備えるのが普通である。	加工用具～〆粕製造具
〃	ドウナガシ	厚板で作られた120cm角程度の筒を据える台。圧搾時の水・魚油が流れるよう四囲に溝をうがち1ヶ所から油樋に落ちるように作られている。	〃

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
〃	ドウブタ	厚さ約6㎝の60㎝×60㎝内外の板に桟を取り付けた蓋。莚蓋の上に置き、筒枕を重ねて圧縮する。	〃
〃	ドウマクラ	太さ約15㎝角、長さ約30～35㎝の角材。圧縮時の当て木として2～3個を備う。	〃
〃	ドウワク	搾筒に煮沸したニシンを入れる時、搾筒の上辺に補助的枠として置き、圧縮が進み中のニシンが搾筒の上辺以下になったら取り外す。	〃
〃	ヌキドウ	角及び丸形、上辺同寸か底部のやや広い底板のない筒。圧搾脱水後、搾筒を上に抜き取る。	〃
〃	ヒラキドウ	半円型の側板2ヶで組立て、片方に蝶番を付しもう一方に取手・カンヌキを取付け、圧搾脱水後カンヌキを外して搾筒を左右に開いて粕玉を出す。	〃
〃	ムシロフタ	搾筒に入れられたニシンの上に置く蓋。莚2～3枚を重ね、70×70cm程の大きさに中間縄で縫った座布団状の莚。	〃
管アバ	クダアバ	浮子のこと。桐アバとも呼ぶようにその殆どは桐材である。太さ約8～10cmの小径木を約15cmに切断、芯の空洞部を利用して網を通す。	漁撈具～網付属具
口前滑車	クチマエクルマ	大アバ口前アバに取り付ける滑車。口前網を開閉するサイ縄を通す。	〃
口前綱	サイナワ	網口の開閉を司る綱。口前網下辺部（上棚綱）から口前大アバの滑車を経て枠船に至る綱。	（用途名）漁撈具～網付属具
汲み桁	クミケタ	枠船と汲船の間隔を保ち固定するための角材。枠網の縁綱をこの桁に結付してたもを入れニシンを汲み出す口とする。	漁撈具～沖作業
汲み船	クミブネ	用途名。枠船や起し船からの転用したものもあり、一時胴海船・ヒラタ船が使用されたこともある。網からニシンを汲みあげ陸に運ぶ船。	（用途名）漁撈具～船
繰越し綱	クリコシ	網起し作業の時、起し船の移動を容易にするために、網型を入れるとき沖側と陸側に併行して張られる2本の綱。	（用途名）漁撈具～網付属具
車櫂	クルマゲ	羽先・腕木から成る櫂。小型船の推進用に用う。船の口縁の穴にタカマ（木栓）を打ち立て、それに櫂腕の穴に通し、これを支点として漕ぐ。2本1組。	漁撈具～船付属具
げんげ	ゲンゲ	伸し綱と手網を固定するため夫々の手網のアバ棚に取り付けられる綱。片方の索端を小さな袋に作る。	漁撈具～網付属具
小網	コアミ	夏網ともいい、ニシン漁期終了後雑魚漁を目的に設置する小型（規模の小さい）定置網。	〃　～網

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
子叩き棒	コタタキボウ	網に付着したカズノコ（フリコ）を叩き落す棒。弾力のあるブドウ蔓などを90cm程の長さに切って使用する（この作業の時の囃子を「子叩き音頭」という）。	陸作業具
こもて	コモテ	シナの木の皮で撚った綱。	（材料名）漁撈具～網付属具
コロ	ゴロ	船の大きさに合わせて、径・長さを定めて作られた堅木の転木。	陸設備用具
竿秤	サオバカリ	製品計量用具。漁場では30㌔・20㌔・16㌔計量のものが備えられていた。	製品出荷関係用具
作業灯	サギョウトウ	船上・陸上での夜間作業に用いる灯火具。カーバイト・石油・ローソク等を燃料とした手提灯、安全灯（ハリケーンランプ）など。昭和10年代になって懐中電灯・文化提灯などが使用された。	共通用具
サキリ	サキリ	主として身欠ニシンを製造する時、繋いだニシンを吊るす細い棒材。根（元口）を三面に削り回転を防ぐ。成長の途中で伐採するので早切（さきり）という。	加工用具～身欠ニシン製造具
ササメ掻	ササメカキ	ニシンツブシ作業で取り除いた鰓や内臓（これをササメという）を纏め集める用具。エビコと同型。	〃
刺網	サシアミ	ニシンの回遊するところに張り、網の目に掛ったニシンを漁獲する網。綿・麻があり、留萌地方のものは通常50目掛10間切を1把とし5把で1放し・5放し単位（これを一切りという）で投網した。	漁撈具～網
刺網構成部分品	アミテボ	網のアバ棚及び足棚を、網地より左右90cm程度長く取りこれを網テボと呼び、テボを相互に結付して網を連結した。	〃　～網付属具
〃	アルケダンブ	5放をもって1切といい、それが投網の単位で、その1切の網の両端の中ダンブに約180cmの捨て綱を付けて結付する浮標。自家の網を識別する特徴を持たせ、ボンデン・立ダンブと呼ぶ浮標なども使用された。	漁撈具～網付属具
〃	ステヅナ	碇石に取付け、足棚・アバ棚を経た綱の末端に中浮標（中ダンブ）を取り付ける。綱は主としてアバ縄（ワラ縄）が使用された。	〃
〃	ナカダンブ	1放毎の間に取付けた捨綱の末端に付ける浮標。その形によりナンバンダンブ・ニシメダンブの呼称がある。	〃
〃	ナツイシ	径15cm内外の自然石を綱又は縄の網目袋（これをナツ袋という）に入れたもの。網一把毎の間（網テボの結び目）に付けて投網する沈子。	〃

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
刺網構成部分品	ボンデン	網や延縄の両端に取り付ける浮標。竿の中間に浮子と捨て綱を取り付け、下部の竿端に重り（沈子）を吊るし、その重さで竿が海面に立つように作られた浮標。竿の先に旗などを取り付けて自家の網の目印とする。	漁撈具～網付属具
指し竹	サシタケ	長さ約40cm径、約1cm程の細竹の先端を斜めに切り、これにつなぎつらを指し折り曲げ、指し竹に添えてニシンを繋ぐ。	加工用具～身欠ニシン製造具
指し棒	サシボウ	竿秤で計量するときに秤を吊る棒。相当の重量がかかるため、強度の高いものが必要である。30〆秤には古い秤の竿が利用された。	製品出荷関係用具
早櫂	サッカイ	羽先・腕木から成る櫂。三羽船・保津船には10～12丁が備えられ、1人が櫂1本を操作する。推進用の櫂。	漁撈具～網付属具
さばさき	サバサキリ	ニシンの背肉部分を欠き裂くための先の鋭利な刃渡り15cm程の包丁。語源「鯖裂き」か「捌きマキリ」か？　漁場では「サバサキリ」と呼ぶ。	加工用具～身欠ニシン製造具
さわり綱	サワリ	さわり糸ともいう、太さ8号綿糸程の糸。軀網沖側の壁網に結付。ニシンが網に入ると、この糸を通しその振動が枠船で待機する人に伝わる。ニシンの乗網を探る糸。	（用途名）漁撈具～網付属具
三半船	サンパ	主として日本海沿岸でニシン漁に使われた大型の漁船。三半船の特徴は舳が船べりより30～60cm程高く突き出ている。大正末期以降は舳が操業の邪魔になるので、この型の船は作られなくなった。	（船型名）漁撈具～船
三本鍬	サンボンクワ	海浜整備の時の使用具。刃先が三本に別れた鍬。	漁場準備用具
下敷き	シタシキ	敷モッコとも呼ぶ。莚を縦4ッに折り、突っ掛け状（スリッパ形）に作り、湿気を防ぐため白樺の皮（防水シート）を挟む。これに膝を入れ、尻にツブシ馬を当てツブシ作業をする。	加工用具～身欠ニシン製造具
しの	シノ	入子継ぎ（サツマを入れるという）の時、綱の撚り目を広げる用具。	陸作業具
障子網	ショウジ	小型定地網などの網口（端口）から軀網内に向かって備えられ、魚を誘導する漏斗型の壁網。	漁撈具～網付属具
じょれん	ジョレン	海浜整備の時、砂や小砂利を掻き出す用具。	漁場準備用具
ジョンバー	ジョンバー	漁場施設・乾場・海岸などの雪切り作業に用いる、木製の除雪（雪はね）用具。	〃
白子なや	シラコナヤ	白子を乾燥するため、スダレを並べる木棚。杭・サキリで組み立てる。	陸設備
芯通し	シントオシ	綱通しともいい、魚粕を建詰めし、縄掛荷姿を作るとき、建の左右の木口面の中心から建内に縄を通す時の針。	製品出荷関係用具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
透し樽	スカシタル	切り込みニシンを作るとき、晒したニシンの水切りに使用。	加工用具～貯蔵具
筋木	スジギ	船の揚陸などにコロを使用するとき、砂にめり込むのを防ぐために敷く上下面を削って平（タイコ）にした雑木の細長い厚板。シキホともいう。	陸設備具
筋綱	スジヅナ	ちから綱とも呼ぶ。特に強度を求められる網地の部分に網地に添わせて結付する綱。枠網などに使用される。	漁撈具～網付属具
すしニシン樽	スシニシンタル	糠漬ニシンを漬け込む樽。	加工用具～貯蔵具
スダレ	スダレ	カズノコの乾燥、白子・ササメの乾燥、製品の水切りなど多目的に使用された。	共通用具
滑り台	スベリ	浜に筋木をおき、その上に船に合わせた長さの半割小丸太（径25～30cm程度）材を置き、これに油を塗って船を滑らせて揚陸又は船出しする台木。	漁場準備用具
刷り板	スリバン	魚粕・莚・叺などに屋号・製品名を印する文字を切り抜いた亜鉛板。	製品出荷関係用具
せいろう	セイロ	セツを作るときの脚部となる小丸太で作られた木枠。径15～18cmの小丸太を井桁に組み、それを数段重ねた透し枠。中に石を入れて浜に固定する。	陸設備具
背負いモッコ	セオイモッコ	木製、背負い板（当板）背負い縄の付いた台形の背負い箱。ニシン沖揚の代表的器具。主として汲み船から廊下にニシンを運ぶ運搬具として又多目的に使用される。	運搬具～加工用具～共通用具
せき網	セキアミ	縄・綱などの摩耗を防ぎ、強度を増す目的で巻き付ける古網。クッションの役目をする垂れ物。マット代りの盤ずれなどにも使用される。	（材料名・用途名）漁撈具～網付属具
設	セツ	設置の意。海岸に臨時の船付場又は、漁期中使用する桟橋を設置することをいう。脚部（イズコ・セイロ）・柱・桁・板などで組み立てられる。	陸設備具
瀬戸足	セドアシ	陶器製の沈子。中央部が管になりそれに綱を通すタイコ型のもの。大きいもので径約8cm前後、長さ10cm前後。カベ足ともいう。	漁撈具～網付属具
苧	ソウ	糸の代名詞。網修理の糸を＝給理苧、網を仕立てる糸を＝カラミ苧、アバを結付する糸を＝アバ付苧などと呼ぶ。	（材料名）網～網付属具
台きりん	キリン	重量物を押し上げる時使用するジャッキ、螺旋状の上軸を廻して上下する。枠船・起し船などの台上げ・台おろしなどに使用。	漁場準備用具
大間縄	ダイケンナワ	中間縄よりやや太い径2～2.5cm程の2子撚りのワラ縄、中には3子撚りの物もある。土俵作り、樽結縄、浜設備工作に用いられた。	（材料名）漁撈具～網付属具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
台秤	ダイバカリ	製品の計量に使用。佐賀漁場では100kg計が備えられていた。	加工用具～〆粕製造具
大八車	ダイハチクルマ	八人分の仕事をする意から呼ばれる木製２輪の荷物運搬用具。荷台の縁枠を延長して梶棒とし、その先に横木（握り棒）が取り付けられている。後にリヤカーに取って代わられた。	加工用具～運搬貯蔵具
たかま	タカマ	堅木で作った長さ30cm径1.5～２cm程の棒。磯船の小縁にあけられた穴に挿し、これを車櫂の腕木の穴に通す。ここを支点として櫂を漕ぐ。	漁撈具～船付属具
立場板	タチバ	起し歩み板ともいい、網を操る（起す）ときこの上に漁夫が立ち並び作業をする足場板。起し船に取り付け固定されたものもある。	〃
建吊り鉤	チンチョ	魚粕を建莚に詰めて計量するとき、建莚に引き掛けて吊るす鉤。木の枝部分を利用して鉤とし、４ケで１組を作る。タコとも呼ぶ。	加工用具～〆粕製造具
建縫針	タテヌイ	身欠ニシン・魚粕建・カズノコ・白子その他の製品を納める建を縫うに用いる。細竹の先端を鋭利に削り後端を割り縄を挟む。	共通用具
建莚	タテムシロ	普通の莚より大判の厚手の莚。両端を中間縄で巻き縫い（からみ縫い）して俵状に作る。これをタテという。	加工用具～〆粕製造具
玉切り包丁	タマキリホウチョウ	魚粕玉を切断する包丁。１人用と２人用がある。粕玉は16分割し、莚16枚に広げ乾燥するのが慣例であった。刃渡り約90cm程。	〃
だまこ	ダマコ	太目（２.4～３cm）のマニラロープで径約90～ 150cmの輪を作りセキ網を巻いたもの。役ダンブや根ダンブ又はテボ先などの接続部に使用。	漁撈具～網付属具
玉台	ドブタ	ドウ板・ドブ板とも呼び、圧搾し搾筒から抜いた粕玉を置く台板。	加工用具～〆粕製造具
玉吊り	タマツリ	粕玉をのせた玉台を移動する時、玉台を吊る用具。小巾板と太い（８番線）針金やマニラロープで作られる。上部に棒を通し２～３人で担う。	〃
樽鉤	タルカギ	樽を担うときの吊り鉤。鉤を樽のタガにかけ２人で担う。	〃
たんぼ網	タンボアミ	網の大きな破れ（穴）を修理するため、同質の網地をはめてその穴を埋める。その穴を埋めるために用いる網地をいう。	（用途名）漁撈具～網
地這綱	ヅンベヅナ	陸側から沖に向かって張られる綱。出船・入船・着岸のときこの綱を手繰り、船を操作する。特に荒天時の着岸に威力を発揮した。定置網の伸し綱を地這綱と呼ぶ地方もある。	（用途名）陸設備具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
中間縄	チュウケンナワ	二子右撚りの径 1.5～2 cm程のワラ縄。手網・実子網の目通し、ワラ綱作成の素材、結束・荷作り・工作その他広く用いられた。	（材料名）漁撈具～網付属具
チョイ網	チョイヅナ	臨機応変に使用できる網として適宜の長さに切断し、片端を袋作りにした網。枠船・起し船などに数本を備えておく。	（用途名）漁撈具～船付属具
蔓物鎌	ツタモノカマ	準備期における山採仕事で、ブドウやコクワの蔓を採取する、刃の厚い大型の鎌。	漁場準備用具
突掛網	ツッカケヅナ	驅網沖側の中央部分の型網。役ダンブから胴張網に連結される掛網。まとも掛網ともいう。	（用途名）漁撈具～船付属具
綱	ツナ	原料繊維を引き揃えて必要な太さにし、一定の方向に撚りをかけて繊維を長く連結させる。それを更に数本撚り合わせて作ったものに、糸・縄・綱の三種類がある。これらに判然とした区別はない。（伊吹群作著『漁網集覧』）	（材料名）漁撈具～網付属具
綱打用具	ギッチョ	中間縄数本（8～10本）を撚り合わせて太い綱（ワラ綱）を作る用具。	漁場準備用具
綱打用具構成部品	ウマ	駒板を取り付け、移動可能の枠組の台。	〃
〃	コマ	撚りをかける用具。楢・樫・楓・欅などの堅木で作られたクランク状の器具。一端に縄を止める爪。別の一端はハンドルになる。	〃
〃	コマイタ	駒を取り付ける板。三子撚りは3個、四子撚り用の板は4個の穴があり、この穴に夫々駒の爪のある一端を通す。2枚1組。	〃
〃	タイコ	撚りをかけた夫々の単子を併せ、一本の綱に組み立てる（単子を纏める）用具。	〃
〃	ヤグラ	三角錐形にサキリ材で組立て、これに駒及駒板を取り付け、馬と相対して固定し撚り掛けをする。	〃
つなぎつら	ツナギツラ	ツブシ終ったニシンをつなぐため、ワラ3～4本程を40cmの所で折り曲げ、そこを6～7 cm撚ったもの。一本にニシン21尾をつなぐ。	加工用具～身欠ニシン製造具
綱繰り	ツナグリ	船の小縁・舳部分に取り付け、繋船時又は曳行される時、綱のガイドピンの役割を果す当て木。両端に取り付けるピンをスズメという（上貫抜ともいう）。	漁撈具～船付属具
ツブシ馬	ツブシウマ	尻当馬・腰掛馬などとも呼ぶ。ニシンツブシを担当する者は、膝を折った状態で長時間作業するため、足に体重がかからぬよう、この馬に尻をのせる。	加工用具～身欠ニシン製造具
鶴はし	ツルハシ	海浜整備時、堅い地盤を掘り起こす用具。両鶴・片鶴がある。	漁場準備用具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
手網	テアミ	垣網ともいう。陸側から沖に向かって張られ、この網の先に曛網（ニシンの入る網）が付く。手網はニシンを誘導する網。曛網口前から２～３枚までは綿網それ以下は実子網を使うのが普通。網口から１枚目を１脇、２枚目を２脇といい、９枚～10枚が張られる。	漁撈具～網
手橇	テゾリ	雪切り作業の雪捨てに、鎌焚き用の薪運びなど、漁場準備時の運搬具として使用した。	漁場準備用具～運搬具
鉄環	テツカン	沈子として使用する。環の径約10～15cm、太さ約２cmの鉄で作られ、口前網・足棚の沈子として用いられる。	漁撈具～網付属具
手桶	テッコ	ニシンツブシ作業をする者の右側に２個並べておき、ニシンから取り出したカズノコ・シラコを分別して入れる30×30×30cm程の木製の箱。	加工用具～身欠ニシン製造具
鉄玉	テツダマ	綱又は網の浮子として用いる径10～15cmの鉄の浮玉。中央に綱を通すため管状の通穴がある。	漁撈具～網付属具
てぼ綱	テンボ	網と網、綱や浮子などに連結又は結付するため、網に取り付けられた綱、又はその目的で作られた綱。 あるいは棚綱の延長部分をいう。	（用途名）漁撈具～網付属具
伝馬舟	テンマ	船型名。敷作り４枚側板（４枚はぎ）の小型舟。母船と陸の連絡、網の見回り・維持管理に使用する。	（船型名）漁撈具～船
胴ニシン締台	ドウニシン シメダイ	胴ニシンを結束するとき、キリンで圧縮し１束２〆（約 7.5 kg）として荷姿を作る。その圧縮機。	製品出荷関係具
胴張綱	ドウバリ	突掛網の索端から、口前伸網に至る張綱。曛網中央を沖側から陸側に張る綱。胴渡しともいう。	（用途名）漁撈具～網付属具
土方モッコ	ドカタモッコ	ワラ縄を編んで作る 120× 120cm程の網の四隅に担い綱を付けた運搬具。海浜整備の折、土や石を運ぶ。 ２人で担う。むしろで作ることもある。	（用途名）漁撈具～設備用具
土俵	ドヒョウ	莚で作った俵に砂又は砂利を入れたもの。網型の固定に用いる。	漁撈具～網付属具
とも櫂	トモゲ	羽先・腕木からなる大型のサッカイ。大型和船のともに取り付け、船の進路を定め又は変向する櫂。ニシン漁場では主として船頭又は船の責任者が操る。	漁撈具～船付属具
トロッコ	トロッコ	軽便な軌道上を人力で押し走らせる鉄輪・木枠台の車。佐賀漁場では魚粕用のニシンを廊下から釜施設へ、粕玉を釜施設から乾場まで運ぶのに使用した。	加工用具～運搬貯蔵具
トロッコ構成部品	サシバコ	ワクバクともいい、台枠の上に据えおき、運搬物（ニシン）を入れる下面を広く作った箱。	〃
トロッコ構成部品	シャリンと ダイワク	鉄製。固定軸の車輪に木枠を取り付ける。	加工用具～運搬貯蔵具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
〃	レールとマクラギ	軌道はそれを固定する枕木～角材で構成。	〃
トワイン	トワイン	麻の繊維を撚り合わせ、子を作らないで綱又は糸にしたもの。	（材料名）漁撈具～網付属具
納坪	ナツボ	ニシンを収納する施設。当地方では廊下が満杯になった時、臨時の補助的収納施設として作られる。通常は屋根が無く四囲を根曲がり竹や垂木などでスダレを作り囲う。	陸施設
納坪の構成材料	シキシ	スダレ状に編んだ根曲がり竹又は垂木材。これを敷簾と呼び、四囲の壁とする。	〃
〃	ナツボクイ	柱材。径15～20cmの小丸太を使用。	〃
〃	ナツボケタ	柱間を継ぐ横材。径８～15cmのサキリ材を使用する。	〃
縄	ナワ	原料繊維を引き揃えて必要な太さにし、一定の方向に撚りをかけて繊維を長く連結させる。それを更に数本撚り合わせて作ったものに、糸・縄・綱の三種類がある。これらに判然とした区別はないが、構造の簡単なものを縄と呼んでいる。（伊吹群作著『漁網集覧』）	（材料名）共通具
ニシン行成網	イキナリアミ	ニシン角網が考案されて後、全く使用されなくなったが、明治中期まで大網と称して使用された定置網。魚が入り易いが逃げ易く操作も複雑などの欠点があった。	漁撈具～網
ニシン掻棒	ニシンカキ	ニシンツブシ作業でツブス人の前のニシンが少なくなった時、ニシンを掻き寄せる鉤棒。木の幹部分を柄にし、枝を鉤に利用した。	加工用具～身欠ニシン製造具
ニシン角網	カクアミ	明治20年代道南地方で使用され遂時北上した。鱒角網を改良した定地網。軀網（胴網）と手網（垣網）で構成され、平面から見れば楕型、側面から見れば長方形。錨・土俵などで固定された型（台）に取り付ける。	漁撈具～網
ニシン篭	ニシンカゴ	ニシンの容器として、又沖売りの時の計量篭として使用した竹製楕円形の篭。１篭は約10㎏（37.5kg）として計算した。	漁撈具～沖作業具
ニシン釜	ニシンガマ	魚粕を製造するとき、ニシンを煮る釜。径約 140cm、深さ約60cmの深釜と、深さが約50cm程の平釜がある。	加工用具～〆粕製造具
ニシン釜構成品・付属品	エントウ	径15～20cm、長90cmのもの２～３本を継いで使用。古くは小丸太を立て紙を巻き粘土で周囲を固めて乾燥後、小丸太を抜いて煙道とした。	〃
ニシン釜構成品・付属品	カスベラ	搾筒に入れ盛り上がったニシンの上面を整えるヘラ。	加工用具～〆粕製造具
〃	カマクチ	焚口ともいい、燃料に石炭が使用されるようになった昭和10年頃より使用された。	〃

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
〃	カマシデ	ポンタモともいい、煮上がったニシンを掬い搾筒に移す平たも。古くは木の枝を利用、幹部分を柄とし両側の枝を利用して輪を作り、それに網を張って使用した。	〃
〃	カマヒシャク	釜に水を加え又、減ずるに使用した、木製箱型の柄杓。箱の部分は約20×20cm、深さ20cm、柄の長さ約 150cm。	〃
〃	カマハダケ	釜底に付いた焦げを掻き取るための鉄のヘラ。刃先巾約5～8cm、柄の長さ 180cm程の丸棒。	〃
〃	カマベラ	巾約12～15cm、長さ約 180cm程度のヘラ。釜の中のニシンの煮沸を平均にするため掻き混ぜる。主として早櫂の古いものを使用した。	〃
〃	カママエトビ	薪を取り扱うためのトビ。燃料が石炭になってからは使用されない。	〃
〃	カママエマサカリ	釜前オノとも呼ぶ薪割り斧。燃料が石炭になってからは使用されない。	〃
〃	ジュウノウ	主としてコンクリート練りのネリップを使用。釜の火（石炭）を燃やすための用具。	〃
〃	ヒカキ	釜の火を燃やすための用具。	〃
〃	ヒカマ	デレッキとも呼ぶ。釜の火を燃やすための用具。	〃
〃	フォーク	魚粕原料のニシンを取り扱うのに使用。原料ニシンをトロッコやモッコに入れる、又ニシン流し台のニシンを釜に入れるなどに使用。	〃
〃	ロストル	長90cm、太5×3cmの銑鉄角材、10本を連結して使用。燃料が石炭に変わると同時に使用された。	〃
ニシン笊	ニシンザル	沖揚作業時モッコにニシンを入れる、又沖売り（ツブ買船への生売り）の時、ニシン篭にニシンを入れる用具として使用。一人用と二人で扱うものがあった。ニシン汲み笊ともいう。	漁撈具～沖作業具
ニシン流し台	ニシンナガシ	魚粕を作る時、次に釜に入れるニシンを準備しておく箱。落し板を抜くとニシンが釜の中に流れ落ちるように作っておく。魚粕玉1ヶ分のニシンが入る大きさ。	加工用具～〆粕製造具
ニシン箱	ニシンバコ	石油1斗缶2ヶが入る箱を10貫箱として利用したこともある。通常は8貫箱（30kg）が使用され生ニシンの売買に使用された。	共通用具
荷造り鈎	ニヅクリカギ	魚粕建・身欠建などの他、胴ニシンの縄掛け（荷造り）作業の時、縄を引きやすいようS字型に作られた鈎。	製品出荷関係具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
担い桶	ニナイ	樽の上辺部に穴を明け吊り縄を通したもの又は、耳付桶（ツノ付樽ともいう）の耳の上部の穴に縄をつけたものがあり、その縄に天秤棒を通して担う。海水汲などに使用。	共通用具
荷役鈎	ニヤクカギ	俵物製品を担う（かつぐ）時、荷を押さえる鈎。	製品出荷関係具
ねぎお	ネギオ	ツタ物ともいうブドウ・コクワなどの蔓。役ダンブ・根ダンブ・マッケ・土俵などに広く使われた（環状に作ったものをタマ又はダマコと呼ぶ）。	漁撈具～網付属具
根固	ネコ	船の内舷に取り付けた、早緒・櫓羽などの止め木。根元を止める木の意。	漁撈具～船付属具
根ダンブ	ネダンブ	根綱と掛け綱又は上継ぎ綱の堺に取り付ける、やや大型の浮代。8寸角×6尺（24cm角×180cm）。	漁撈具～網付属具
根綱	ネヅナ	網を固定するための型綱を固定する、土俵・錨・マッケなどの沈子から掛綱又は上継ぎ綱に至る綱。主としてワラ綱が使用された。	（用途名）漁撈具～網付属具
練り櫂	ネリゲ	小型のさっかい、磯船や伝馬船のともの櫂引縄に通して用いる推進用の櫂。又川崎船の舳部で補助的櫂としても用いる。	漁撈具～船付属具
伸し綱	ノシ	胴張網に続く張り綱、口前から建元浮標まで張られる幹綱。地這綱ともいう。	（用途名）漁撈具～網付属具
野間串	ノマグシ	長さ約25～30cmの木串。地面に莚を止める、莚と莚を連結する、覆い莚を止めるなど広い範囲で使用された。	共通用具
羽交苧	ハカイソウ	網と網を接合するために網に取り付けられた八百の目を掬い、鎖状又は二本鎖編で結付する綱又は糸。 索端を引くと離脱するように結付する。	（用途名）漁撈具～網付属具
箱ガラス	ハコガラス	型及投網した網の状況を見る、海中の様子を鑑査するための水中透し箱。箱メガネとも云う。	漁撈具～沖作業具
八百	ハッピャク	網と網を接合するために網端に付けられる鎖状に編んだ綱または糸。左右の網の八百（鎖状の目）を細いロープで絡んで結付する。	漁撈具～網付属具
浜板	ハマイタ	桟橋の床面を形成する板、又は砂浜に敷き並べて作業場とする等、浜で使用する板。	（用途名）漁撈具～陸設備具
早緒	ハヤオ	船の内舷に取り付けた100cm内外の綱。この綱の先端に縄の輪（口早緒）を付け、この輪を櫓の突起（スズメ）に掛けて櫓を操る。	漁撈具～船付属具
はやすけ	ハヤスケ	先端に木又は鉄の鈎が付いた竿。鈎部分で浮綱や浮標を引き寄せ、竿部分で船の保持又は操作をする。	漁撈具～船付属具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
はやもの	ハヤモノ	船上で使う綱、径1.5cm程度のマニラロープ。船のもやい綱・張り綱などに用いる。各船２本を備えていた（禁忌言葉で「猿」のこと）。	（用途名）漁撈具～船付属具
盤ずれ	バンズレ	船上で使用する各種張り綱の摩耗を防ぐための当て具。綱や網その他を編んで作ったクッション。	漁撈具～船付属具
半田鏝	ハンダコテ	魚油を入れた缶の口を密閉するハンダを溶かす鏝。	加工用具～〆粕製造具
火篭	ヒカゴ	半田鏝を熱する炭火を起す鉄製のコンロ。火桶ともいう。	〃
曳き綱	ヒキヅナ	太めの強いマニラロープ。船の曳航に使用する綱。	
袋網	フクロアミ	枠網を使用する程の量（漁）でない時に使用する袋状の網。袋澗を有する漁場では枠網を使用せず、専ら袋網を使用した。当地方では小袋ともいう。	漁撈具～網
二人モッコ	タナキモッコ	深さ約25cm、巾80cm、長さ120cmの箱の両側板を、妻板より前後に長く出しこれを把手とした運搬具。 ２人で前後を担う。	加工用具～運搬具
縁網	ブチアミ	一般にブチと呼ぶ。網の縁を補強するために取り付ける。主地網より太い強い材料で編み、網目も主地網より大きい。	漁撈具～網
船型あば	フナアバ	曵網及手網の浮子として使用される巾約11cm、長さ30cm、中心の厚さ５cm程の主としてトド松で作られる。管アバに対して平アバとも呼ばれ、船の網越を滑らかにするため、中高に作られている。	漁撈具～網付属具
船鑑札	フナカンサツ	納税・登録の証としてニシン漁場で使用する。三半船・保津船に貼付した。	漁撈具～船付属具
振り分け棒	フリワケボウ	洗い鈎で運んだ身欠ニシンを掛ナヤのサキリに掛ける時、左右等分に振り分けるための細い丈夫な長さ 約45cm程の棒。	加工用具～身欠ニシン製造具
へげ	アカカキ	船に入った海水を汲み出す木製シャベル型の器。	漁撈具～船付属具
保津船	ホツブネ	北海道西海岸のニシン漁に使用された大型の和船。ホツ船・ボツ船とも呼ばれた船型の呼称、枠船・起し船・汲み船として使用。大きさは使用年代によって異なるが、昭和年代における当地方のものは、長さ約35尺、巾10尺、深さ３尺程のものが使用された。	（船型名）漁撈具～船
ポンたも	ポンタモ	ポン＝アイヌ語で小さいの意。沖揚げ時、モッコにニシンを入れるに用いる。輪の径約30cm、柄の長さ 180cm程度の浅いたも。	漁撈具～陸作業具
ポンポン	ポンポン	莚や叺、時には木製品などに屋号を捺印する用具。製品の等級標示にも使用された。	共通用具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
前繰り	マエグリ	海中に張った網を船上に引き上げ納める時、この車に掛けて船内に取り込む。船の前部に取り付けるので前繰りという。	漁撈具～船付属具
澗印	マジルシ	海岸近い陸に2個1組として設置され夜間の繰船目印として使用される灯火。	漁撈具～陸設備
またぶり	コマザライ	木製レーキ。魚粕乾燥の時莚に魚粕を広げる、又は乾場の清掃・海浜のゴミ集め・ササメ乾し等広く使用された。	共通用具
まっけ	マッケ	木製の錨。木の股・枝を利用し、横木（カンザシ）を取り付けこれに石に結付したもの。舟の碇・網の固定などに使用する。	漁撈具～網付属具
マニラロープ	マニラロープ	マニラ麻の繊維を撚り合わせ、子綱3～4本を左撚りにした綱。佐賀漁場では、3分（9㎜）から1寸（30㎜）の太さのものが多く使われている。	（材料名）漁撈具～網付属具
万棒	マンボウ	製品の積出し・生ニシンの販売時、数量の確認のために用いる。1～1000までの番号を印した小形の木片板。	加工用具～出荷関係具
軀網	ミアミ	胴網とも云う、ニシン角網の主要部分。手網に誘導されたニシンを受け入れる網。	漁撈具～網付属具
軀網を構成する各網	カベアミ	軀網の側面の網、櫛形の軀網の壁となる網。総称して建揚網と云い、網のしもの方を尻しど立場、かみの方を魚取り立場という。	〃
〃	クチマエアミ	軀網の陸側中央部分に誘導されたニシンが入る口があり、そこに取り付けられる開閉自在の台型の網。 前垂網とも云う。	〃
〃	サンカクアミ	口前網と手網の間隙を閉ぐ網、形が三角形なので三角網という。	〃
〃	シキロ	敷廊とも云う。網の底になる部分、かみの建揚に連なる部分は特に丈夫に作られる。	〃
〃	セメ	小舌網ともいう。他の網地より強い素材で作られた、魚取り建揚に連なる敷廊部分。	〃
〃	タテアゲ	網に入ったニシンを枠網に追い落す部分の壁網をいう。魚取り建揚ともいい、他の部分の壁網より丈夫な素材で作られている。	〃
身欠結束台	ミガキユイダイ	身欠ニシンの乾燥が終り、出荷するための結束をする時に用いる台。結束にはシナ皮を用い、身欠ニシン 100本を1把として結束する。	加工用具～身欠ニシン製造具
身欠ナヤ	ミガキナヤ	身欠ニシンを乾燥するための木架。ナヤ杭・ナヤ桁・サキリで構成する。高ナヤ（二段作り）と腰ナヤ（一段作り）がある。高ナヤの場合、裂き終ったものを上段に移して乾燥した。ニシンナヤともいう。	加工用具～身欠ニシン製造具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
身欠箱	スカシバコ	3・5・7分乾の身欠ニシンを出荷するときの透し作りの箱。	加工用具～出荷関係具
実子網	ミゴアミ	実子縄で作った網。主として垣網の3脇以降に使用された。	（材料名）漁撈具～網
実子縄	ミゴナワ	二子と三子のものがあり、二子のものは手網のカラミ苧、三子のものは浮筋・アバ止め苧に使われる。 稲の実のなる藁の部分を抜いて、細い縄に作ったもの。二子右撚りが普通。	（材料名）漁撈具～網付属具
水汲樽	カッポレ	船上に海水を汲み上げる時の樽。綱の付いた小形の樽。	漁撈具～船付属具
耳苧	ミミソウ	耳糸ともいう。網の左右両端に目通し又は絡む補強のための糸。細い綱・トワイン・20～30号綿糸などが使用された。	（用途名）漁撈具～網付属具
無地網	ムジアミ	小型定置網などで使用された蚊帳地網。当地方では、小女子漁などに用いられた。	（材料名）漁撈具～網
薦	ムシロ	漁場では使用目的により、囲い薦・干し薦・覆い薦・建薦などと呼び、広い範囲で使用された。	共通用具
薦モッコ	ムシロモッコ	ササメなど比較的軽いものを持ち運ぶための、タンカと同型の2人用モッコ。薦の両側に小丸太を縄で絡み付け、その棒の先端を把手とする。	加工用具～運搬具
綿網	メンアミ	20番手の単子を撚り合わせて複子とし、これを数本撚り合わせた綿糸で作られた網。主として曳網・枠網・手網の一部に使用する。	（材料名）漁撈具～網
綿糸	メンシ	綿を原料とし、20番手の単子を撚り合わせて複子とし、これを数本撚り合わせた糸。複子が何本の単子を合わせてあるかによって、号数がきまる。（伊吹群作／『漁網集覧』）	（材料名）漁撈具～網付属具
屋形	ヤカタ	起し船・枠船が沖泊まりの時、船上に拝み小屋形の仮小屋を組み仮泊する。この小屋を屋形という。	漁撈具～船付属具
屋形の構成部分品	オトコバシラ	柱木とも呼ぶ。柱木を取り付けるための穴は船に艤装されてある。柱木は厚い小巾板又は又木を用いる。小巾板の場合は上端をV型に切り込んである。	〃
〃	ストーブ	明治・大正年代は屋形を作る場所の中央に塩を6　程の厚さに敷き、その上に粘土15～20　程を叩き伸し、これをいろりとして暖を取ったが、昭和年代になってストーブが使われた。佐賀漁場では、大正15年の用具調帳に沖泊まり用ストーブが記されている。	〃
〃	ツマキ	棟木から舷に斜めに取付ける垂木。屋根を作るための棒を通すよう、数ヶ所に綱で輪が作られている。	漁撈具～船付属具
屋形の構成部分品	ムネケタ	屋形の棟になるサキリ材。寸法を定めて切り、船に準備しておく。	漁撈具～船付属具

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
〃	ヤネケタ	妻木に作られた網の輪に、櫂を通して屋根桁とする。サキリを使用する漁場もある。	〃
〃	ヤネシート	昭和10年頃から屋根用防水シートを使うところもあり佐賀漁場では昭和12年には使用されていた。	〃
〃	ヤネムシロ	屋根は莚を掛ける。風で飛ばされぬ様、古網をかけ野間櫛で止める。	〃
焼印	ヤキイン	漁場名や屋号を焼刻する印。漁場では濡れても消えないよう、木製品にはすべて焼印で屋号などを印する。	その他～陸設備用具
焼き錐	ヤキギリ	浮標・浮代などに縄を通す穴を穿つとき、錐での穴明け後仕上げ（穴を滑らかにするため）に焼いた錐を通す。	その他～漁場準備用具
役ダンブ	ヤクダンブ	型網と掛網の継ぎ目に取り付ける、1.2尺角×9尺（36×270cm）の大型の浮代。	漁撈具～網付属具
やさ鈎	ヤサカギ	ヤサカギ・ヤンサカギ・ヤシャカギなどと呼び、大たもを揚げる時、又たもの中のニシンを出す時たも網に鈎部分を掛けて、たもの操作を助ける。	漁撈具～沖作業具
矢来	ヤライ	漁場の防波壁として又海岸の浸蝕防止柵として、径15～20cmの小丸太を連続埋設したものを云う。	その他～陸設備用具
結い皮	シナカワ	身欠ニシンを結束する木皮。主としてシナの木の皮やオヒョウニレの皮が使用された。	（材料名）加工用具～身欠ニシン製造具
指袋	ユビコ	綿布2～3枚を重ねて刺し縫いしたものを指に合わせて袋状にし、糸で連結して親指・人差指・中指にはめて、ニシンツブシの時指を保護する袋。	加工用具～身欠ニシン製造具
揚水ポンプ	ミズアゲポンプ	魚粕製造の釜炊作業や、カズノコ製造に必要な海水を汲み上げる。	〃
横槌	ヨコツチ	ワラ工作の時、ワラを柔らかくするためのワラ打ち用具。	着業準備具
流送環	チンチョ	漁場で使用する丸太材などを船で曳航運搬する時綱を取付け、又は材を連結するために打ち込む環。	漁場準備用具
櫓	ロ	羽先・腕木・櫓皿・スズメから成り立つ船の推進具。船床の櫓軸に櫓皿を合わせ、船に取り付けた早緒の先端をスズメに掛けて漕ぐ。	漁撈具～船付属具
櫓羽	ロウバ	櫓軸を取り付けた逆L字型の櫓床。木の枝を利用して作ることが多い。これを船に取り付けた根固に差して船に取り付ける。	〃
櫓皿	ロザラ	櫓のやや中央部（羽先の元部分）に取り付ける、くぼみのある木片。このくぼんだ所に櫓軸を合わせて支点とする。	櫓付属具
櫓軸	ロジク	櫓の支点となる軸。	〃

標準的呼称	漁場での呼称	説明	備考
枠網	ワクアミ	枠船に吊り下げ軀網に入ったニシンをこの枠網に落し入れて保留する袋状の強固な網。大きいものでは約 300石（約22.5ｔ）のニシンを収容することができる。	漁撈具～網
枠絡み綱	ワクカラミ	枠船の枠桁に枠網を絡み取り付ける綱。マニラロープ及アバ縄が使用された。長さ約５m、太さ1.5cm の綱。	（用途名）漁撈具～沖作業具
枠船	ワクフネ	用途名、枠網を吊る浮力の強い船。網たき船とも呼ぶ、やや大型（35尺×10尺×３尺程度）の船。船尾部・軸部を盤張りにし、船尾に枠網を積む。内舷上部に枠を吊るための枠桁が取り付けてある。	（用途名）漁撈具～船
わっかんべ	ワッカンベ	綱と綱を接続し伸張するための、木製の環状の浮子。浜では環状のものをこのように呼び、縄・綱の素端を環状にしたものを袋と呼ぶ。	漁撈具～網付属具
鰐口	ワニグチ	張り綱、手操網を誘導するための木製の器。曲木を利用、その両端に綱を付け船の貫抜又は網繰りに結付して用いる。	漁撈具～船付属具
藁綱	ワラヅナ	中間縄２～３本を子とし、３子又は４子を撚って作る、径約４～６cmのワラの綱。根綱・垣網・足棚などに使用した。	（材料名）漁撈具～網付属具

付編 4

留萌地方沿岸におけるニシン漁場用語解説

漁場での呼称	一般的呼称	説　　明
アカケットウ	赤毛套	明治から大正年代にかけての衣服。当時は高価で、一般漁夫は手に入らず、親方や船頭級の着るものとされていた、ニシン漁場の衣服。
アカダマ	赤玉	完全に煮沸しない半生のニシンで作られた、魚粕用の搾玉。一玉いくらの請負釜炊の時に見られることがあり良質の魚粕とならない。
アゴアワセ	あご合わせ （網子合わせ？）	雇用された漁夫が、漁場に集い揃った時に行う小宴会的行事。雇用される漁夫の出身地が夫々異なる場合、言葉・習慣等も異なるため、人間関係を整え人の和を図るための大切な行事とされている。
アゴワカレ	あご別れ （網子別れ？）	漁期が終了し、漁夫が帰郷する時の行事（宴会）。この席で九一金（手当～賞与金）の配分が発表される。漁場社会では、別れの宴の言葉として使用されている。
アツノリ	厚乗り	建網で躯網に大量のニシンが入ること。適量以上のニシンが網に入ること。急激に大量のニシンが入ること。
アブラナギ	油凪ぎ	油を流したように海面が穏やかなこと、ベタ凪ともいう。
アミイレ	網入れ	投網すること。または、漁期が終って網を洗い、倉に納めること。
アミオコシ	網起し	ニシンが網に入った（これを「ニシンが乗った」という）時、または船頭の指示で、網の下手（ここを「尻シド」という）から上手に向かって順次手繰り揚げること。
アミオロシ	網おろし	ニシン漁に限らず、漁場の準備が完了した後、漁期前に行う大漁祈願・海上安全祈願のための行事。この行事が終って、海に網を入れる。特にニシン漁場ではこの行事の席で漁夫の役割分担の発表、就業心得等が漁夫一同に申し渡される。近隣の関係者も招待し、盛大に行うのが通例である。
アミサヤメ	網さやめ	揚網した網を、点検しつつ整えておくこと。
アミソメ	網染め	乾燥した柏の皮（前年から準備し、新しいものは使用しない）を叩いて粉にし、大釜で２昼夜程煮て、この汁で網を染め作業。

漁場での呼称	一般的呼称	説　　明
アミタキ	網をたく	投網しやすいように、順序よく網を船に取り入れ（積み込む）る作業。
アミユイ	網結い	新しい網、または分解保存していた網を仕立てること。
アワコ	泡子	産卵直前で櫛状になってないカズノコ。製品にしても下級品として取扱われる。
アワダ	あわだ	完成された網の足棚・アバタナ・耳苧を除いた網の部分。〔刺網漁でニシンが掛りすぎてその重みで網が破れた時、「あわだが落ちた」という〕
イカリタテ	イカリ建 （アンカー建）	小型の定置網で、沈子の土俵を使用せず、錨を使って網型を固定し、投網すること。ニシン定置網では、漁期中に暴風で網型を流失したなど緊急に対応しなければならない時土俵の代わりに錨を使用して対応する。これを「イカリ建」という。
イッカドウ	一ヶ統	ニシン定置網（建網）の数の呼称。〔定置網○ヶ統分の漁夫を収容できる番屋を、○ヶ統番屋などと呼ぶ〕
オイニシン	追いニシン	凶漁の地域から漁獲のある地域に出向いて網を設置、漁をすること。〔ニシンが廻遊魚であるため中場所が不漁の時、北場所に出向いて……〕
オオヤケ	大宅	ニシン建網業者（網の親方）の家をいう。裕福な家・資産家・大家などを指すこともある。
オカマワリ	陸廻り	漁場の経験が豊かで、陸・沖の仕事も良く知り陸に居て諸用具の配置、各種作業への対応準備などを進める、漁場の裏方。
オキアゲ	沖揚げ	枠網から大たもでニシンを汲み揚げて汲み船に積み込み、陸又は港に運んで廊下や納坪まで運ぶ仕事。〔漁獲したニシンを廊下へ納めるまでの作業。刺網では網を揚げ、網からニシンを取外し廊下又は納坪へ収納するまでの作業をいう〕
オキアゲオンドウ	沖揚音頭	浜では音頭とか○○節などと言わない。漁場関係者以外の人の造語と思う。浜ではタモタテ・キリゴエ・コタタキなどといい、力を結束し行動を一つにする、掛け声であり囃子である。強いて言えば「ニシン場の仕事歌」か？
オキダシ	沖出し	投網のために船が沖に出ること。または、陸から網までの距離。〔例…○○の建網は沖出し○○間だ。〕

漁場での呼称	一般的呼称	説　　明
オキドマリ	沖泊まり	漁期間の投網中、保津船は常時、起し船は夜間網に付き船で仮眠する。これを「沖泊まり」という。
オミキアゲ	お神酒上げ	漁期も近づき漁場準備も進んだ頃、大安吉日の日を選んで漁場の親方・仕込親方その他関係者が社に集まり、神主を呼んで大漁祈願を行う。これを「お神酒上げ」と呼び、漁況の占いなどもする。
オヤカゼ	親風	旧暦の１月１日の早朝、自分の漁場の海岸に吹く風。〔その時、吹いている風によって、その年のニシンの豊凶を占う。〕
カイグ	かいぐ	船の側板または船の側板に使用するための板材。
カケニシン	掛けニシン	身欠ニシンを製造すること～身欠ニシンの代名詞。身欠ニシンを製造するため、なや場に掛けたニシン。
カケマワシ	かけまわし	自分の網に未だニシンが乗らないが、近隣の網でニシンが取れている時、船頭が若者を連れて様子を見（偵察）に行くこと。
カスタテ	粕たて	莚に広げ自然乾燥する魚粕を、一日数回莚の片方に寄せて広げ直すこと。〔この作業を「粕たて」という〕
カスタテ	粕建	完成した魚粕を梱包したもの。莚の袋に魚粕を詰めて縄をかけ荷姿にしたもの。
カスダマ	粕玉	ニシンを煮て搾筒で締め固めたニシンの塊（これを「玉」という）。
カスツケ	玉付け	粕玉を玉切り包丁で切り分けその一塊を粕砕きで砕き莚に延し広げる作業。これを「粕付け」ともいう。
カズノコヌキ	カズノコ抜き	昭和10年代からカズノコが高価なため、魚粕を製造するニシンからカズノコを抜き取るようになった。このカズノコを抜き取る作業をいう。
カスマキ	粕巻き	粕倉の中に莚で囲みそこに乾し上がった魚粕を積み莚で覆い約一週間あん醸する（これを「ヤクを廻す」という）。また、野外乾場の片隅で行う漁場もある。これを「いなぐら」とも呼ぶ。
カタイレ	型入れ	網を建てる定位置に、土俵・綱・浮標で網の枠型を作り固定し、この枠型に軀網・手網を取り付ける。この網型を（「台」ともいう）設置すること。

漁場での呼称	一般的呼称	説　　明
カマイシ	釜石	建網の親方は、漁期が終了し漁夫が切り上げた後も、通年御用使いをするものを常時抱えていた。この者を「釜石」と呼んだ。（『小平町史』）
カマタキ	釜炊き	ニシン釜でニシンを煮て粕玉を作る作業。〔ニシンを煮て粕玉を作るまでの作業〕
カマバ	釜場	魚粕を作るため、ニシン釜を設置している付近・場所。〔「釜前」とも呼ぶ〕
カワリワク	代り枠	可能量のニシンを入れた枠（枠船）を網から離し、待機している代りの枠船を網の定位値につけること。〔これを「２番枠」「３番枠」などと呼ぶ〕
ガンケ	がんけ	漁夫が親方のことを蔭で呼称する言葉（蔭口）、ガンケ＝鯨のこと。〔鯨は大きく（偉大）で強い。また、時々雇い漁夫（ヤン衆）のところに廻って来て気合を入れる（潮を吹く）からという〕
ガンピ	がんぴ	漁夫が漁場の帳場人を呼ぶ呼称。アイヌ語の「紙仕事～ガンヒモンライキ」「ものを書く～ガンヒヌイ」（番人丹吉蝦夷記）が語源？
キリゴエ	切り声	キヤリともいう。ニシンが大量に乗網し、垣網から枠網にニシンを攻め移す時のかけ声。〔伊勢神宮造営の時の木遣音頭が伝わり変化したものという〕
クイチ	九一金	追いニシン業者が漁場主に漁獲の10％を漁場料として納めた。これを「九一金」といい、出稼ぎ業者が場所請負人に20％を納めた。これを「二八取」と呼んだ。明治10年以降漁獲の９割を漁場主（親方）、１割を漁夫の手当（賞与）として配分したことから、ニシン漁場では手当（賞与金）の代名詞として使用された。
クキ	群来	ニシンが産卵のため大群をなして海岸に近づくこと。〔海面の色を変える程の大群のニシンが海岸近くを回遊すること〕
クキイロ	群来色	ニシンが産卵し、雄の白子（精液）で海面が乳白色に変わることをいう。〔「群来汁」ともいう〕
ケラカカリ	けら掛り	簑の背面のように、網地が見えない程刺網にニシンが掛った状態。〔簑（農漁夫の雨具）を東北地方北部では「ケラ」と呼ぶ〕
ケラケラニシン	けらけらニシン	網にニシンがパラパラと掛った程度。または少量のニシンが乗網したこと。〔「パヤパヤニシン」ともいう〕

漁場での呼称	一般的呼称	説　　明
コカス	子かす	小さくくずれたカズノコ、乾しカズノコの小さくわれたもの、乾した泡子。
コタタキ	子叩き	網に付着したカズノコを、細いしなやかな棒で叩き落す作業。〔この時の囃子（唄）が、「イヤサカ音頭」（「子叩き音頭」ともいう）である〕
ササメ	ササメ	身欠ニシン製造過程の、ニシンツブシ作業の時、取り去る鰓及び内臓。乾燥して肥料、または魚粕とする。〔これを「ササメ粕」と呼ぶ〕
サシアミ	刺し網	ニシンを網目に刺させて漁獲するための網。〔刺網は建網より規模が小さく、家庭で経営する者もあり、漁獲量も1漁場当り100石内外である〕
サバサキリ	さばさき	身欠ニシンを作るため、ニシンの尾の方から包丁を入れ、背肉を欠き取る。その時使用する鋭利な包丁をいう。〔語源は「鯖裂き」か「捌き包丁」か、またはアイヌ語のマキリから転訛した、「サバキマキリ」かは不明〕
シコミ	仕込み	漁場へ投資することをいう。〔刺網業者は漁業資材・資本金だけでなく、日常必需品も借り受け漁期終了後、漁獲加工品で支払う例が多かった〕
シタキ	したき風	雪又は雨まじりの突風。〔雪まじりの風は沖の舟が陸の方向を見失うので、目印のため浜に火を焚くことから「火焚風」というと聞く〕
シノッチュウ	始納中	漁期の始めから終りまでの期間。〔漁夫の賃金は一始納（ひとしのう）○○円と契約した〕
ジャコ又は ジャコシカ	じゃこしか	漁場を渡り歩く流浪の漁夫。〔呑む・打つ・買うで身を持ちくずして漁場で働く漁夫・人夫。悪賢く、人の好意を踏にじる、変り身の早い漁夫。（今田光夫著『ニシン文化史』）〕
シリツナギ	尻繋ぎ	ニシンツブシ人（鰓及内臓を取り去る作業をする人）の後に控え、つぶしたニシンを藁で作った繋ぎつらに鰓蓋の間から口に通して結ぶ作業。
シンバ	新場	新しく漁場を設定、又は始めて経営する場所。
スシニシン	すしニシン	糠漬ニシン。〔三平汁の材料としても利用される〕
ステニシン	捨てニシン	大時化などで危険を避けるため、枠網の羽交綱を解いて網の中のニシンを海中に放出したニシンをいう。〔数日後、海岸数キロにわたってニシンの堤ができることがある〕

漁場での呼称	一般的呼称	説　　明
セメ又はセメオトス	攻め又は攻め落とす	起し船が尻しど建揚から手繰り、網の中のニシンを魚獲建揚に追い詰め、軀網に結付した枠網の中へニシンを攻め移すこと。〔この時漁夫の力を凝集せしめるためのキリ声（木遣り声）がかけられる。〕
セワリ	背割ニシン	開きニシン。
ソコグキ	底群来	海底で群来て、海面に群来色の表れない状態。
ゾヨザカナ	贈与魚	網を設置した目的以外の魚。ニシン漁場ではニシン以外に網に入った魚は漁夫が沖で自由に食べることが許される。一般には、販売目的以外の魚をいう。
ダイオロシ	台下し	新造船が完成し、造船台から下ろすこと。〔大安吉日を選び、大漁旗・吹流しを立て、神酒・供物を供えて祝事を行う。浜では新しいものをはじめて使用・着用することを、「台おろし」という。〕
ダイリョウハンテン 〃　ホマイカケ 〃　テヌグイ 〃　マメ	大漁袢天 〃前掛 〃手拭 〃豆	大漁のとき、漁夫や人夫に振るまう（支給）品。〔大々漁または大漁で「大漁袢天」、大漁又は中漁で「大漁前掛」、平年漁で「大漁手拭」、その他枠を放し沖揚作業終了時に随時「大漁豆」（落花糖）等が配られた〕
タカナヤ	高なや	身欠ニシンを製造・乾燥するため、ナヤ杭・桁・サキリなどで組み立てられた干場。これを「ナヤ」と呼び、二段造りにしたものを「高なや」と呼ぶ。
タテコミ	建て込み	定置網を海に仕掛ける作業。網台に網を結付敷設すること。
タモタテ	たも立て	枠に入っているニシンを大きなたもで汲み出し、汲み船に移すことをいう。〔この時の囃子を現在では「ソーラン節」または「タモ立て音頭」という〕
ツカミクイチ	握り九一	九一金（手当金）支給の枠から外された者に、親方が適宜支給する手当・賞与。〔親方の情で支給するものもある〕
ツタモノ	蔓物	ニシン漁場で使用するブドウ蔓やコクワの蔓。〔採取する作業を「ツタモノ採り」「ネギオ採り」という〕
ツナウチ	綱打ち	中間縄８～10本を撚り合わせて太い綱にする。綱は「藁綱」と呼ばれ、この作業を「綱打ち」と呼ぶ。
ツブウリ	粒売り	加工をしないで、生のまま販売すること。陸に揚げず、汲み船から直接、買入船に売り渡すこと（沖売り）。買入れに来る船を「ツブ買船」と呼ぶ。

漁場での呼称	一般的呼称	説　　明
ツブシ	つぶし	身欠ニシンを製造する原料ニシンから、鰓・内臓・白子・カズノコを取り去り、繋ぎやすいようにする作業。
デバリ	出張番屋	数ヶ統の定置網（建網）を経営し、漁場を数個所に置くとき、本拠地以外の漁場をいい「出張場所」「出張番屋」などと呼ぶ。
テマドリ	手間どり	鰊沖揚などの時、臨時に雇う人夫。パートタイムで働く人。〔例年雇用主が決まっている場合「常手間」と呼ぶ〕
トアタリ	とあたり	漁場未経験の新米漁夫、初めてニシン場に働きに来た漁夫。新参者の意。
トイサシ	問い刺し	刺網業者がニシンの回遊状況を見るために投網すること。〔漁期中は可能な限り夕方に投網し、早朝に揚網する〕
ドウニシン	胴ニシン	身欠ニシンを取り去った残りの腹側部分と背骨部分をいい、肥料として出荷した。〔地方により「ハシタニシン」「ドンガラニシン」と呼ぶところもある〕
ドノマ	胴の間	船の中央部分。三半船では、腰当船梁から三の間の船梁までの間をいう。
ナカイレ	中入れ	魚粕が乾燥した後、乾場の片隅又は粕倉の一部に積み上げて、莚で囲い発酵させる。この莚の囲いに収納することを「中入れ」と呼んだ。
ナベチョウ	鍋長	炊事全般についての責任者。〔その日の作業や手間取の人数、沖揚の状況を把握して、その日の炊飯等を加減する（『小平町史』）〕
ナヤオロシ	なやおろし	３・５・７分乾で出荷の場合はナヤに掛けたまま身欠抜きをするが、本乾出荷の場合は胴ニシンに身欠ニシンを付けたままナヤから取りおろす。これを「なやおろし」という
ナヤバ	なや場	身欠ニシンを乾燥するための、杭を立て桁を渡しその上にサキリを並べた施設。この施設を「ナヤ」と呼び、その場所を「ナヤバ」と呼んだ。（木架＝なや、内田五郎著『鰊場物語』）
ナヤモチ	なやもち	上記の「なや」が、掛け吊るしたニシンの重みでくずれ・倒れ・つぶれること。
ニシンクモリ	ニシン曇り	春先のドンヨリと曇った穏やかな気象状況。

漁場での呼称	一般的呼称	説　　明
ニシンサキ	ニシン裂き	身欠ニシンを作るため２～３日乾したニシンを、繋ぎつらに連なったまま尾部から頭に向かって背肉を欠き、尾部を連結させて鰓ぶたの一部を付着させて切り離すこと。
ニシンモヨウ	ニシン模様	ニシンが回遊して来そうな海の気配、またはニシンが漁獲されている海の情景。〔使用例＝今晩あたりニシン模様があるべ・○○の沖がニシン模様だから支度するべ〕
ネギオ	根ぎ緒	建網の型を固定する嬰児篭・イズコ・土俵・根ダンブ・役ダンブに、綱を取り付ける環（これを「玉」または「ダマコ」と呼ぶ）で、ブドウやコクワの蔓を使用した。これを「ネギオ」と呼ぶ。
ノチニシン	後ニシン	当地方では、八十八夜以降に漁獲したニシンをいう。〔魚体も小型で、主として魚粕に製造された〕
ハオイ	はおい	漁夫の作業囃し唄（船漕ぎ・網起しなど）の時、中の一人が導入的音頭をとる。これをハオイと呼ぶ。他の大勢の漁夫がこれに合わせて囃子を唱和する。これを下声という。
ハカイ	羽交う	網と網、網と綱を結付する時、容易に解放できるように鎖編にして結合すること。〔枠網は緊急の場合、網の中のニシンを直ちに放棄できるよう３分割し二ヶ所を羽交ってある〕
ハシリニシン	走りニシン	漁期はじめに漁獲するニシンをいう（先に来るの意）。〔その漁場または網で、はじめて漁獲したニシンを「初ニシン」という〕
ハマデク	浜大工	専門の大工職人ではないが、漁場道具の工作に経験を持ち、大工同様の仕事をする人。手先の器用な大工仕事のできる漁夫なども活用され、その期間中「浜大工」と呼んだ。
ハマベン	浜言葉	沖揚時やニシンが群来て網を入れる時など、時間を争って仕事を進める。こんなときは、丁寧な言葉を使っていられない。浜で働く人の浜言葉は、簡略化されたものが多い。〔浜弁の例……櫂＝ケ・大工＝デク・海具＝ケグ・向こうに行け＝アチャイケ・こちらに来なさい＝コチャコイ・按配が良い＝アンビャエ〕
パヤパヤニシン	ぱやぱやニシン	ほんの少しより回遊しなかったニシンの群。薄漁の状況。網に少しの量より掛らなかった状態。
バラニシン	バラニシン	生ニシンを箱や篭に詰めないで、バラで売買すること。

漁場での呼称	一般的呼称	説　　明
バンヤ	ニシン御殿 （ニシン番屋）	ニシン漁拠点の建築物、「御殿」は戦後の造語。漁場・漁村では通常「○○の番屋」と呼称した。また別に「○○の元場・○○の出張」と呼ぶこともあった。
	番屋	場所請負人配下の番人がアイヌを使役して漁を営むために出張って滞在した。その建物（家屋）を「番屋」と呼称した。ニシン漁場では多数の雇い漁夫を収容するための建物を一般に「番屋」と呼ぶ。
ヒトハナシ	一放し	刺網は網5把を連結して一放しという。〔5放しを連結して1切といい、投網の単位とした。〕
ヒラヤトイ	平漁夫	役の付かない一般の漁夫（本人に向かって言うことはないが……）。
フナガカリ	船がかり	船泊まりまたは船を海上に繋留すること。（「沖がかり」ともいう）
フナクソ	船糞	船の底に残ったニシン。刺網では船から網を引き揚げる時、網からはずれて船の中に残ったニシン。
ボウズミガキ	坊主身欠	沖揚が出来ず2～3日枠の中でもまれ、鮮度の落ちたニシンで作られた身欠ニシン、または鰓蓋の付かない身欠ニシン。〔ニシンを裂く時、必ず鰓蓋が付くように身欠を作るる〕
ホカワリ	外割り	ニシンを二枚に卸して（二枚に割って）乾燥したもの。〔「二本採り身欠ニシン」ともいい、漁夫のお土産・漁家の自家用とされた〕
ホマカス	ほま粕	海岸に打ち上げられたふり子（カズノコ）で作られた魚粕。〔浜に打ち上げられたニシン（寄りニシン）で作られた魚粕を、「ホマ粕」と呼ぶ地方もある〕
マネ	まね	「招く」から転訛したものか？　沖の船から陸への信号・合図・連絡。漁場によって異なるが、昼間は莚・布・旗などを、夜間は灯火を用いた。
マメウラナイ	豆占い	節分の豆を神棚に供え、その豆をいろりの灰で焼き、その焼け具合でその年のニシン漁の豊凶・回遊の場所などを占った。〔白い灰になることを良とし、黒く残ることを凶とした〕
マワリオヤカタ	廻り親方	漁期中は漁場に住まいし、漁期が終り製品の処理・出荷が終ると越年漁夫（釜石）を残して、小樽や松前の自宅に帰る親方。

漁場での呼称	一般的呼称	説　　明
ミガキニシン	身欠ニシン	ニシン加工食料品としての主流をなす製品。ニシンの内臓を取り去り、これを数尾繋ぎ結び、２～３日乾燥後鋭利な包丁で背部の肉を厚く欠き取り、乾燥を進めた乾製品。
ミガキヌキ	身欠抜き	３・５・７部乾で出荷する時はナヤに掛けたまま、本乾出荷の場合は倉に収納して、胴ニシンから身欠部分を引き離すことをいう。
ミガキユイ	身欠結い	抜き取った上記の身欠ニシンを約１週間あん醸（ヤクを廻すと云う）した後、50本または100を１束として結束する作業。
メッキリニシン	目切ニシン	身欠ニシン乾燥中に繋ぎ連（ニシンを繋いだ藁）から落下した（これを「落ちニシン」ともいう）身欠ニシンをいう。〔落ちた身欠ニシンを細い藁縄で繋いで乾す＝こんな仕事しか出来ない、あまり役にたたない漁夫を「目切ヤン衆」と呼んだ〕
モトバ	元（基）場	数ヶ統の建網を経営し漁場を数個所におくとき、本拠地となる漁場をいう。〔他の漁場は「出張り」（でばり）・「新場」（しんば）などと呼称した〕
モライモッコ	貰いモッコ	手間取（臨時）人夫の賃金として、現物（生ニシン）を支給した。その現物はモッコで○杯分と計算した。この生ニシンを「貰いモッコ」という。
ヤカタ	屋形	沖泊まりのとき、漁夫の休憩・仮眠のため、船の上にサキリ・早櫂・莚を用いて作る仮設の小屋（オガミ小屋）。
ヤク	やく	身欠ニシンや魚粕などの乾燥が終ってから、莚で囲って一週間程伏せて発酵させる。これを「ヤクを廻す」という（あん蒸＝内田五郎『鰊場物語』）。
ヤクビト	役人	漁夫の中での役付漁夫。〔通常、船頭・下船頭（副船頭）・起し船船頭・船頭手伝い・磯舟乗り・舳係りなどの役職名があった〕
ヤマタテ	山立て	投網したときその網の位置を知るため、陸上の山形や建築物などを標的とすること。〔自分の位置を交点とした交差線の延長上に標的を捉える〕
ヤマドリ	山採仕事	漁期前の漁夫の仕事として、近隣の山に入り漁場で使用する諸用具の材料や樹皮（シナ皮・タモ皮・樺皮など）や、蔓物（ブドウ・コクワの蔓）を採取する作業。〔現地に仮小屋を作り、泊まり込みで行うこともあった。山採作業は主として地元雇用の漁夫が当った〕

漁場での呼称	一般的呼称	説　　明
ヤンシュウ	ヤン衆	雇い漁夫のことをヤン衆・雇いとも言うが、漁場社会では侮蔑の意味を含むとして使用されなかった。漁場以外の者が用いた呼称。〔漁場では老若を問わず「若い衆・若い者」と呼ぶのが一般的で、「ニシン殺しの神様」などと云うのも漁場関係者以外の者の呼称であろう〕
ユキキリ	雪切り	入来後最初の漁夫達の仕事は排雪・融雪の作業で、これを「雪切り」といった。
ヨリコ	寄り子	海草に産卵したカズノコが、時化のため海岸に打ち上げられたもの。
ロウカ	廊下	漁獲したニシンを収納する建物。海岸近くに造られ壁の片方又は妻側の壁の一方は落し板に造られるのが普通で、漁期終了後は船や漁場道具が入れられた。
ロウカアライ	廊下洗い	収納したニシンが、身欠ニシンや魚粕に製造され、廊下の漁獲物が無くなった時に行う祝い事。〔漁期間中２度行われることもある〕
ワクイキ	枠曳き	充実した枠網を吊るした枠船を時化に備え、また沖揚作業がしやすいよう港内または陸岸近くに動力船や川崎船で曳航する。これを「枠曳き」という。
ワクヲハナス	枠を放す	枠船に吊り下げた枠網にニシンが一杯になった時、艫網から枠船を放し（これを「一番枠」という）、代りの枠船を網に着ける（これを「二番枠」「代り枠」「別枠」などという）。
ワクヲマワス	枠を廻す	枠網は普通枠船に積んでおき、ニシンが網に入った状態を見て、枠船の下に袋状に吊るす。枠網を枠船に取付けることをいう。
ワリドリ	割り採り	山採作業のとき、斧の柄や天秤棒など特に強度や弾力を必要とする材料を、木目を生かして割って採取する方法。

付編 5

漁場及び漁村で使用される「苧」について

「苧」の文字は「チョ」または「ド」と読む（『広辞苑』『新大字典』）が、からむしの茎から採取した繊維は青みをおびているため、「あおそう」と呼び「青苧」の文字を充てている。漁場では苧麻繊維から作った糸を総称して「岩糸」と呼び、その太さ（強さ）を表現する手段として「苧」の文字が使われ、「５枚苧、６枚苧」などと呼称する。

更に「苧」は糸を表現する言葉（単語）として、通常網類に使用される。糸は綿・麻を問わず次のように呼ばれた。

- 綱と綱を結付する糸 …… カラミ苧
- 網と網を縫合する糸 …… カラミ苧
- 網の両端に補強のため通す糸 …… 耳苧
- 羽交に用いるもの …… 羽交苧
- 浮子（あば）を取り付ける糸 …… あば付苧
- 網の修理に用いる糸 …… 給理苧
- 棚綱に網を結付する糸 …… 足掛苧

その他糸を使用する時、その使用目的によって「○○苧」と呼ぶ。また網地（結節網地）を編む糸～網苧が転訛し、当地方では「アンジョ」と呼ぶ。

＊ 岩糸の太さ（強さ）を表現する「枚」は、半枚素（糸）を最少とし、12枚位までである。これは昔、凧をあげるのに必要な麻糸の太さを、美濃半紙何枚張りかの凧の大きさで呼んだことが習慣となってきたものだという。

（伊吹群作原著・川崎毅一改稿　新版『漁網集覧』より）

付編 6

調査後における施設別収納品

調査時に各施設に分散収納されていたものは、出来るかぎり集約し、小破或いは部品欠落したものは、出来る範囲内で修理・補修を進め、金具類の内必要に応じて錆落し・錆止油を塗布、船は防腐剤の吹付を施行、藁工品は腐食の進行を防止するためトタ倉内に仮設の棚を備えて保管した。

○　施設別収納品の概要

1）前浜の廊下　・保津船（枠船）　・通船（磯舟）　・塩蔵樽　・ニシン箱
・船材　・油釜（ニシン釜）　・セツ（桟橋）用材　・歩み板
・すべり

2）船　蔵　・保津船（枠船・起し船）　・磯舟　・せいろう　・樽類
・サキリ（長さに応じA・B・Cに分類）　・加工用架木材

3）網　蔵
（1階部分）　・軀網（大網、中網、小網、夏網）　・手網　・枠網　・袋網
・ウインチモッコ　・揚網（古網）

（2階部分）　・網を仕立てるための原料用網地（軀網、枠網用）
・修理用網地（軀網、枠網用）　・岩糸類　・綿糸類
・麻糸類　・トワイン

4）トタ蔵
（1階部分）　・網類、綱類及び船を除き、他の蔵に収納されない漁撈具の全てを此の部分に納め、小型漁撈具は仮設の棚を備えて収容した。

（2階部分）　・根綱を除く綱類（掛綱、伸綱、繰越綱、型綱ほか）　・縁綱
・口前ダンブ付口前棚綱　・浮子付軀網棚綱
・ワッカンベ付てぼ綱　・サイ縄　・八百　・むしろ

5）番屋内　・炊事器具　・食器類

図　　版

図版 1

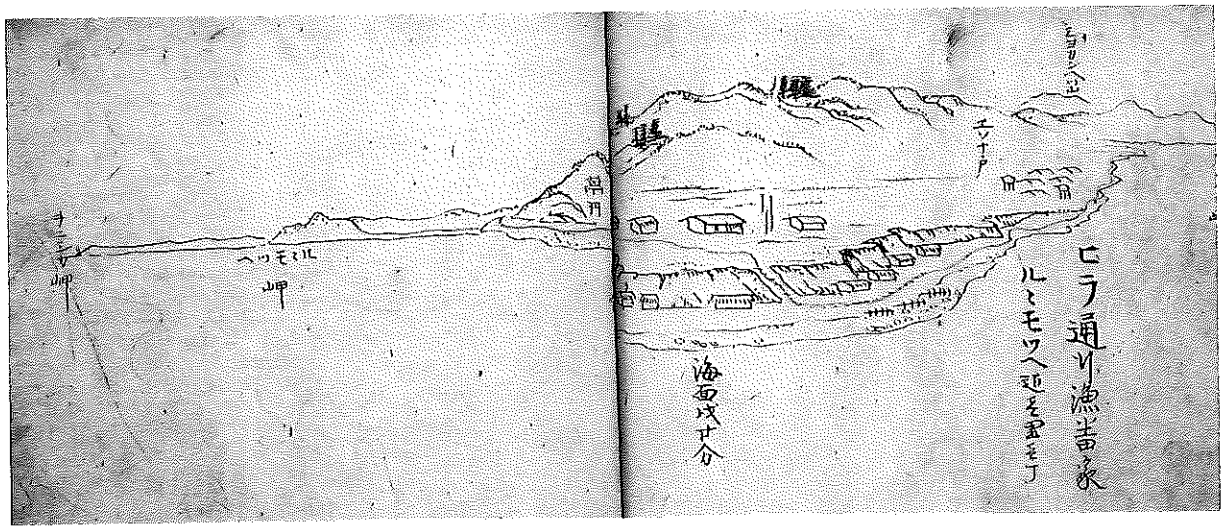

嘉永 2 （1848）年の礼受
西蝦夷地道中見取図（市立函館図書館蔵）

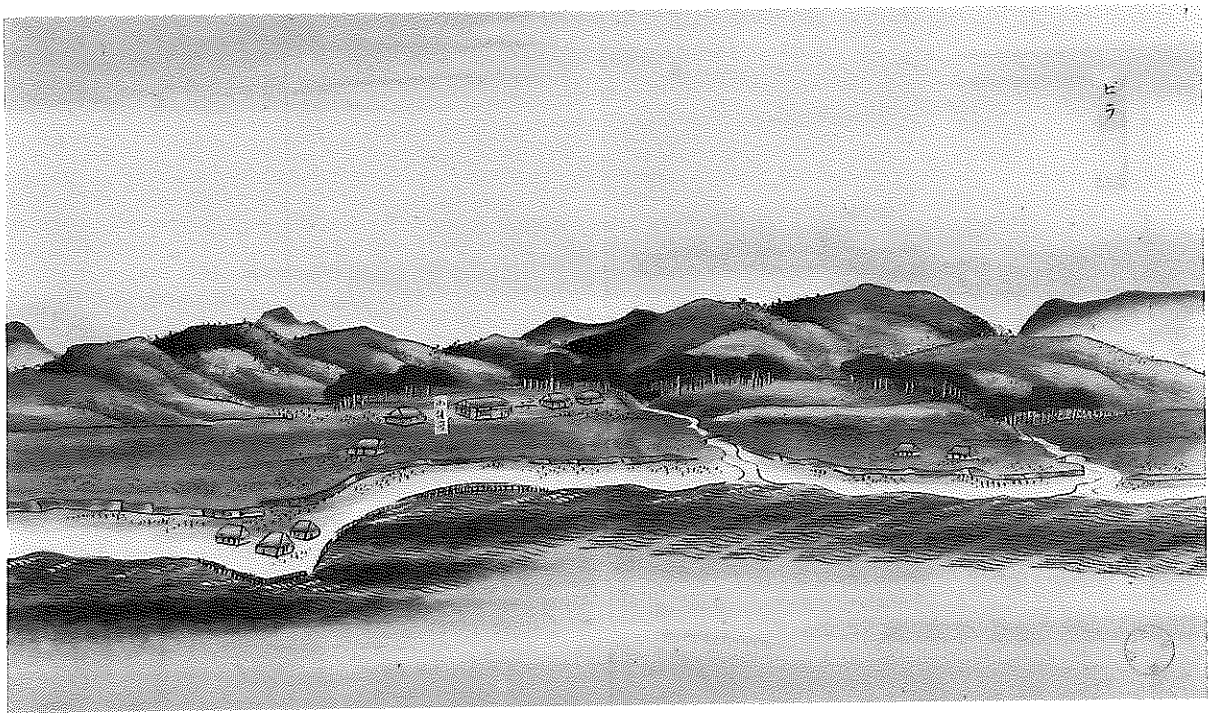

安政 5 （1858）年の礼受
北海道歴検図（北海道大学付属図書館蔵）

図版 2

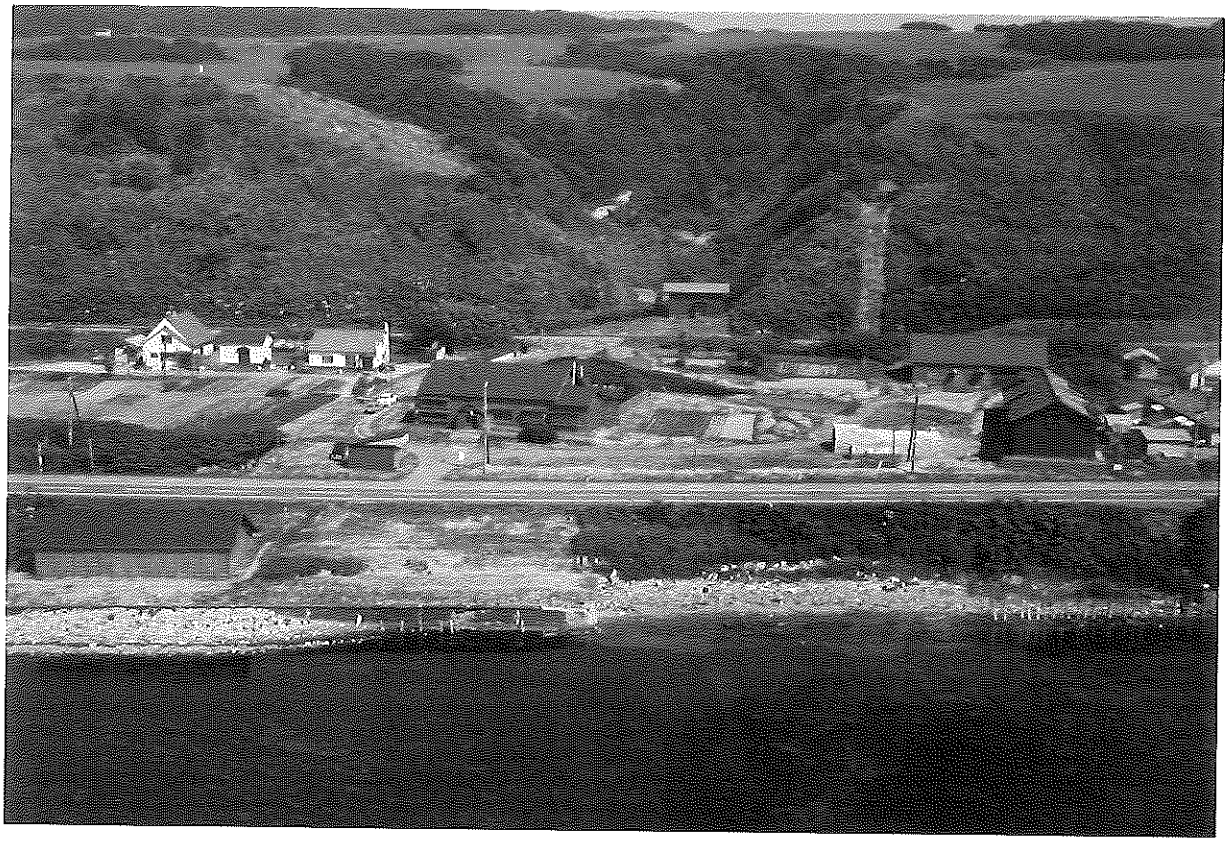

大（カクダイ）佐賀家漁場全景

図版 3



鰊釜を据付た窯跡



船 入 れ 場（セツの杭が残っている。）

図版 4



番 屋 正 面



番屋（裏から）



番屋（干場から）

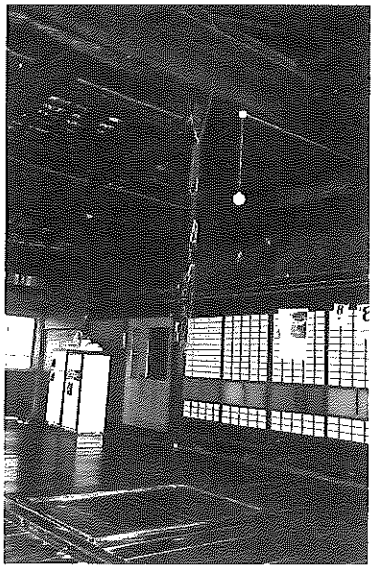

建 物 内 部

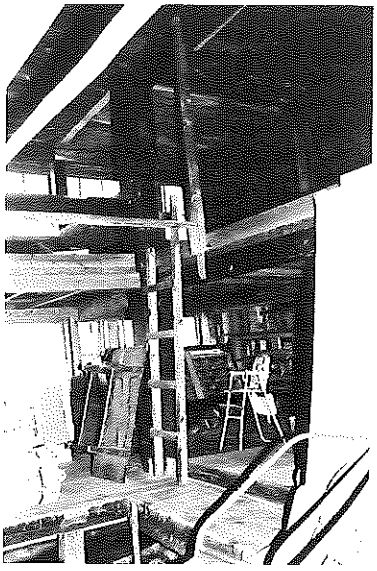

漁夫の寝台

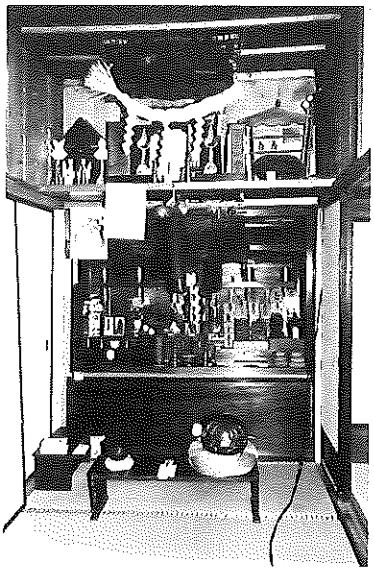

神棚、仏壇

図版 5

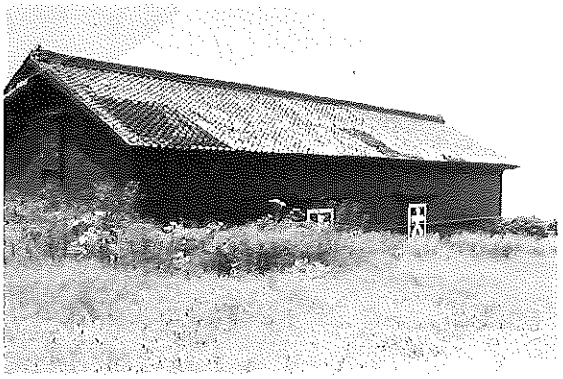

トタ倉（製品保管倉）



トタ倉の棟札

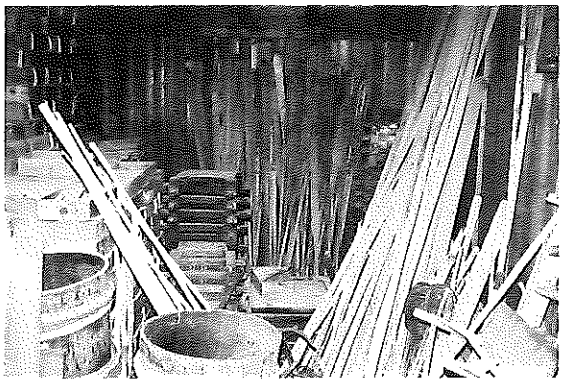

内部の漁撈具

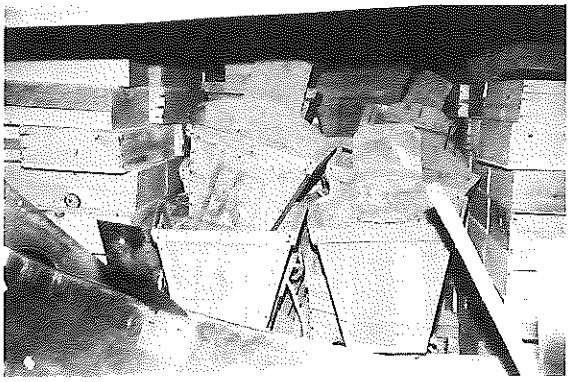

内部の漁撈具



2 階への階段

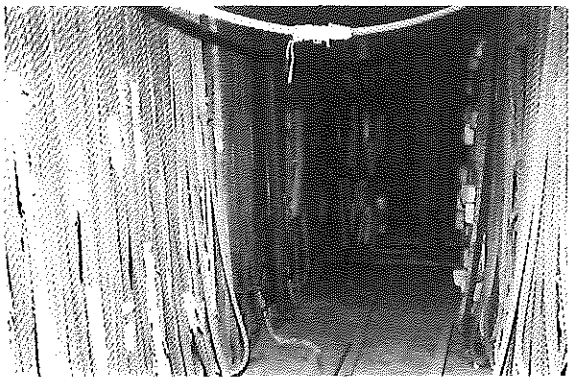

2 階の網類

図版 6

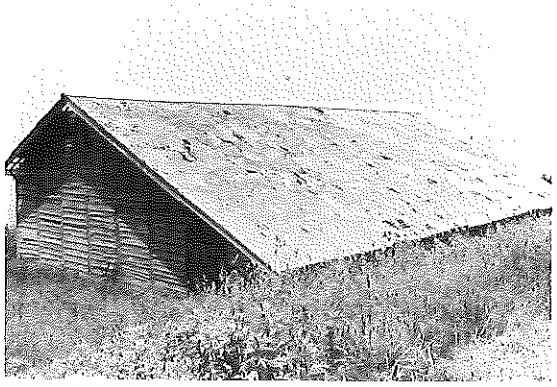

廊　　下

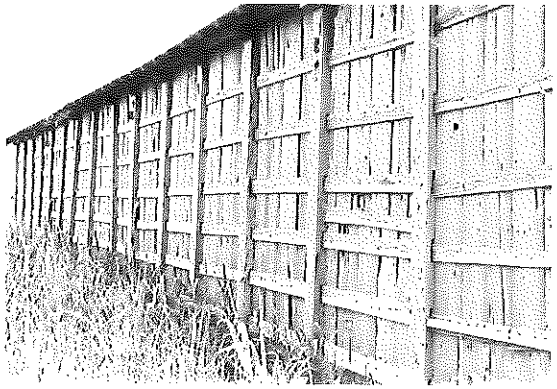

廊下（浜側より）

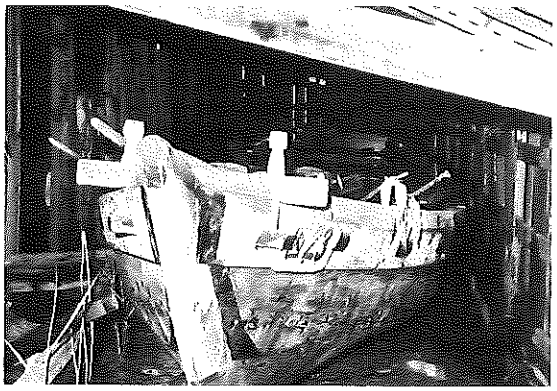

内部の漁船

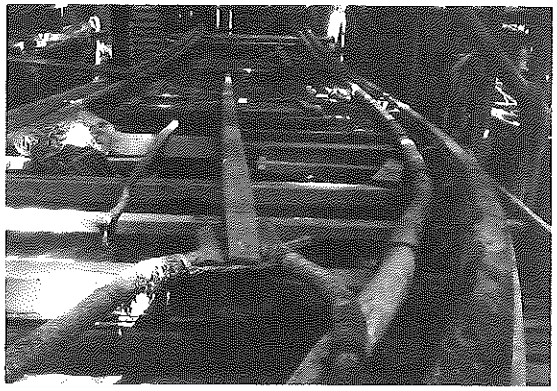

内部の漁船



船　　倉

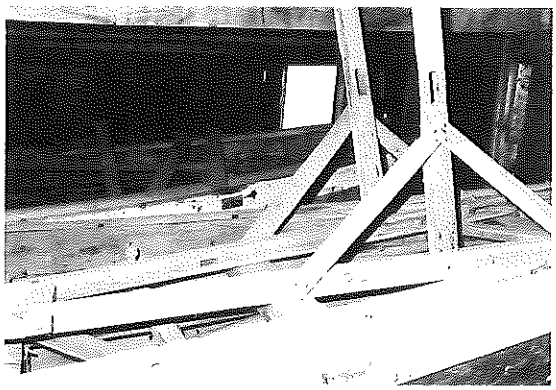

内部の漁船

図版 7

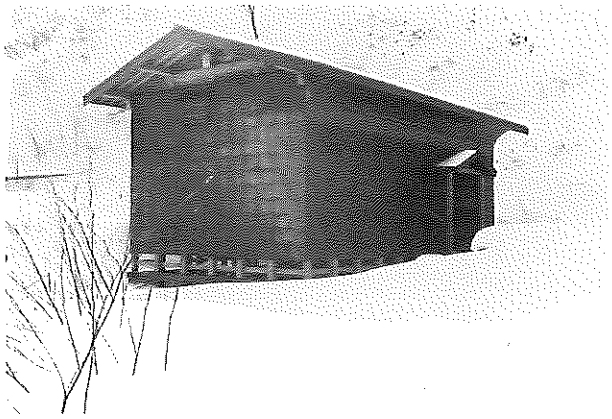

網　倉

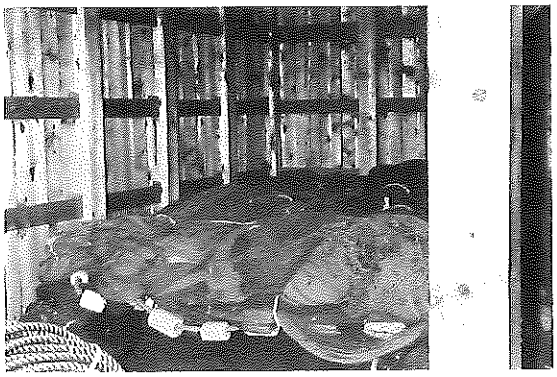

内部の網類



内部の網類



2 階の文書類

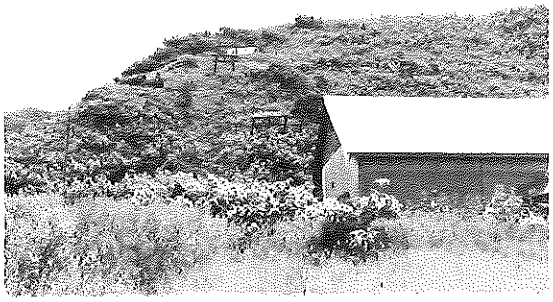

岡の上の稲荷社



漁場の守神「稲荷社」

図版 8

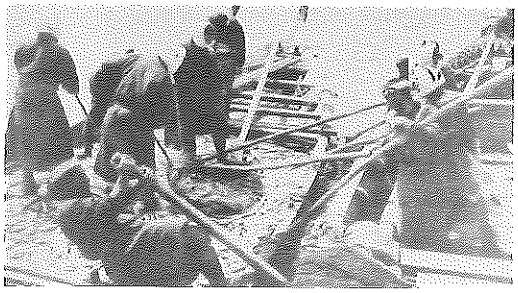

枠船から汲船へ漁獲した鰊を汲む

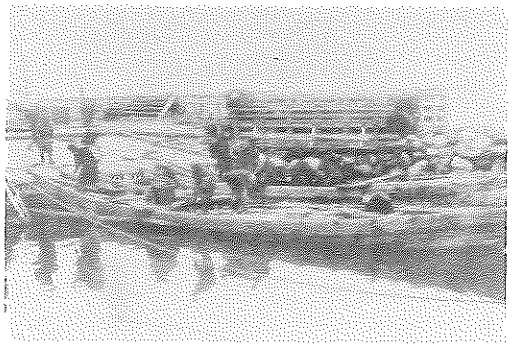

ニシンの運搬
（船から陸上の廊下へのモッコによる鰊の運搬。）



鰊つぶし作業
（鰊を裂き、数の子、鰓、白子に選り分ける。鰊は身欠き鰊を作るために納屋場へ持っていき乾燥する。）



身欠き鰊乾燥中の納屋場

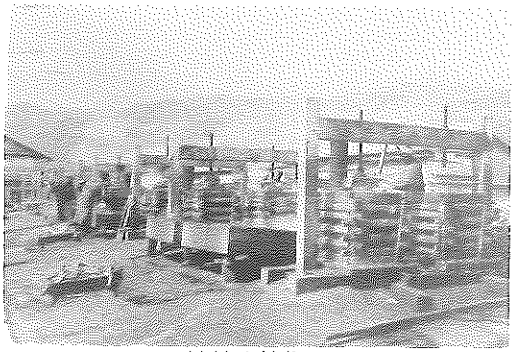

鰊絞め粕作り
（鰊釜で煮た鰊は絞め胴に入れられ、圧搾される。下から油と水が流れだし、魚油と水を分離し、魚油となる。絞め胴で圧搾された鰊は玉と呼ばれ、砕かれて乾燥させ、魚粕となる。）

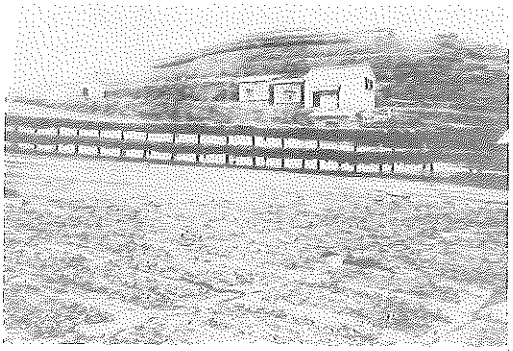

魚粕の乾燥風景
（莚の上に砕かれて乾燥する。）

図版 9



定置網を建てる直前の漁船
（桟橋が造成されている。）



網起こし

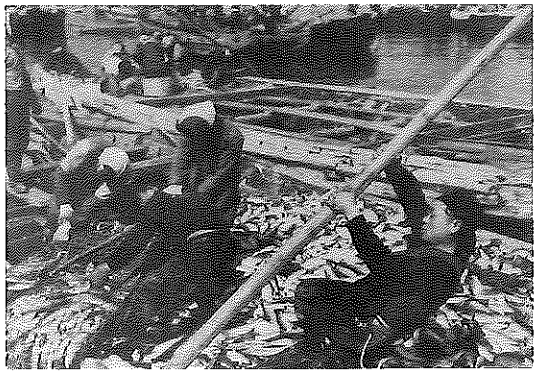

大タモによる枠からの鰊汲み揚げ



汲船に満載された鰊

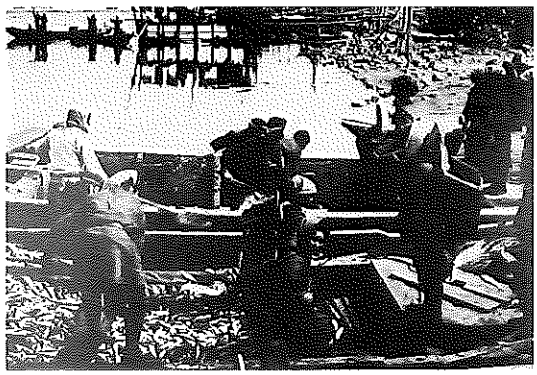

ニシンの運搬
（汲船からポンタモでモッコの中へ鰊をいれ、運搬する。）



ニシンの運搬
（歩み板の上を歩くモッコ背負い。）

図版10



大漁に喜ぶ漁夫

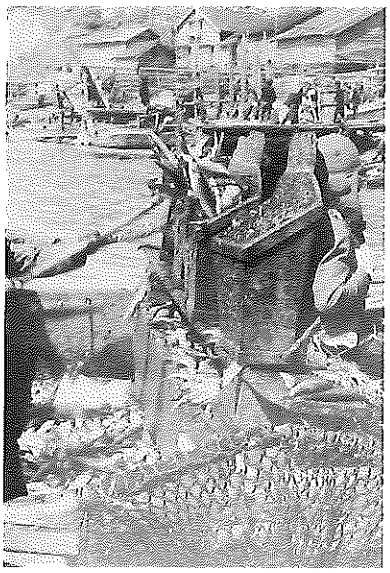

ニシンの運搬
（汲船からポンタモでモッコの中へ鰊をいれ、運搬する。）

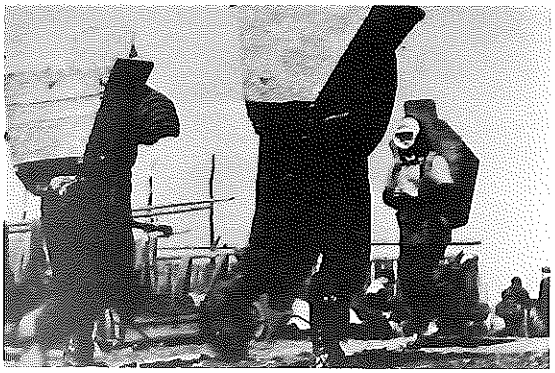

モッコによる運搬

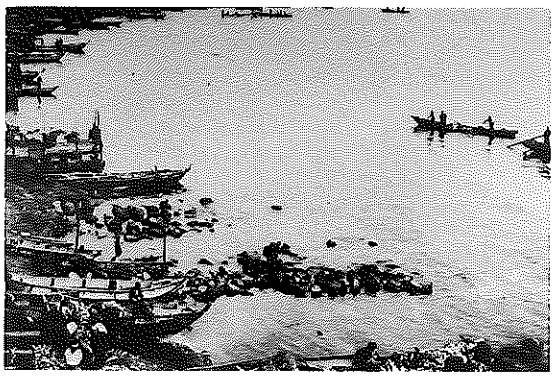

鰊漁風景（大正年代）

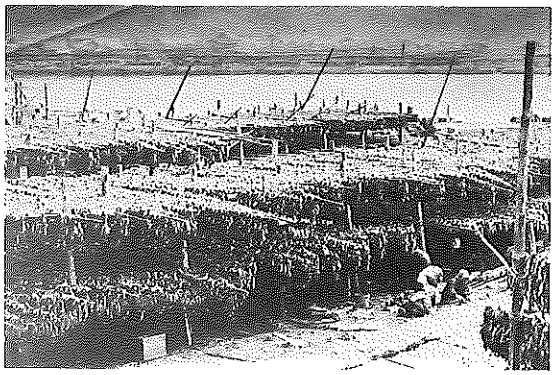

身欠鰊乾燥風景

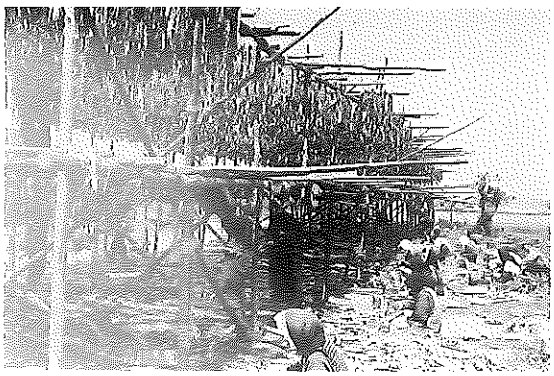

鰊つぶしと納屋場

図版11

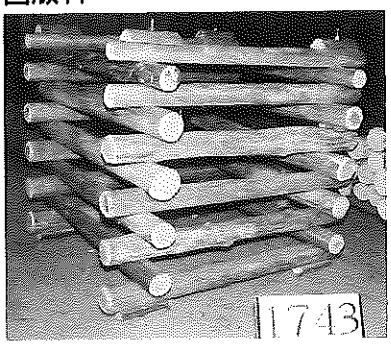

1743

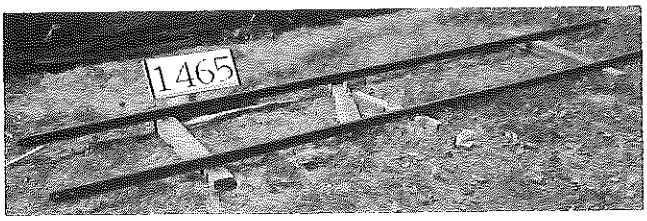

1465

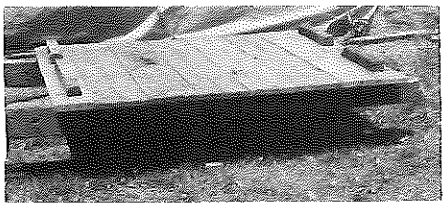
1456

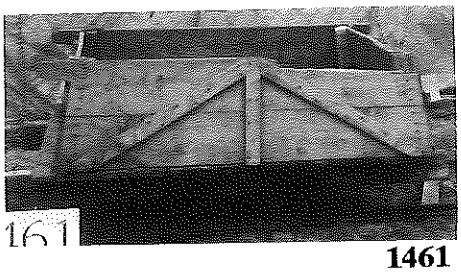

1461

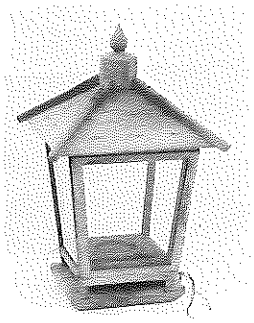
276

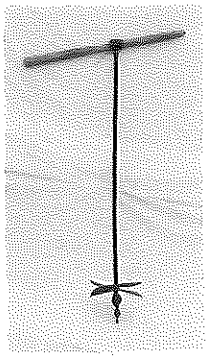
929

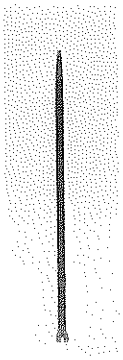
359

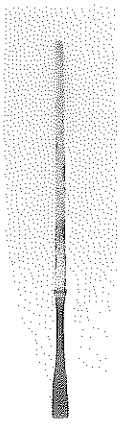
356

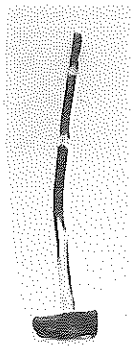
353

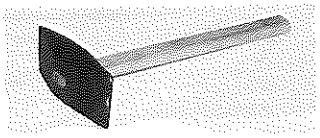
1889

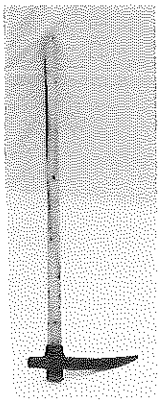
355

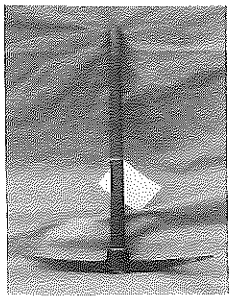
1629

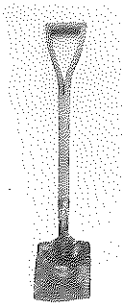
343

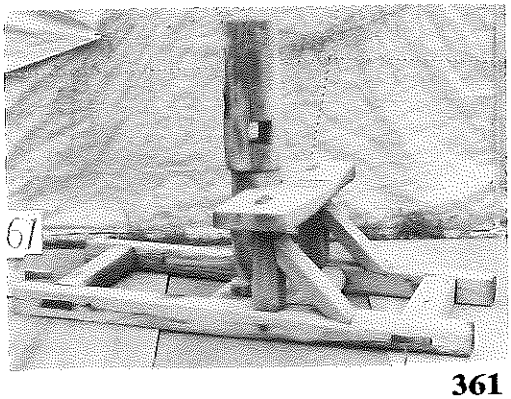

361

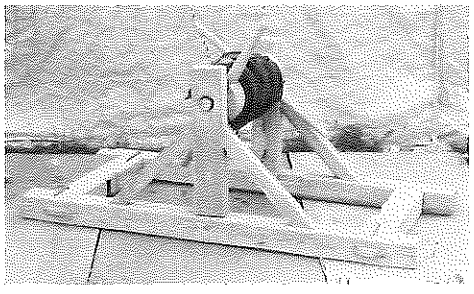
366

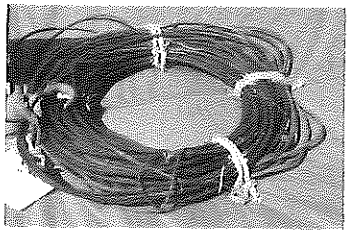
1321

漁場準備用具

図版12

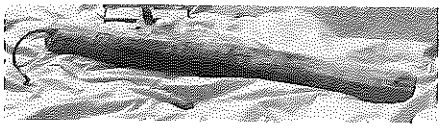

1669

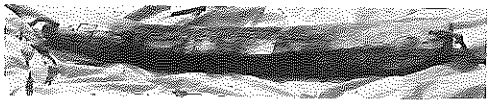

1671

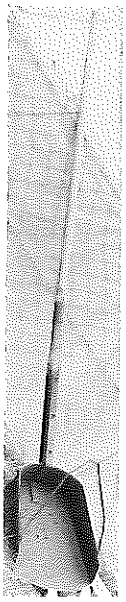

360

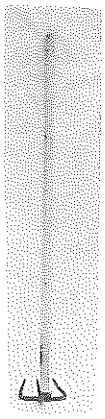

349

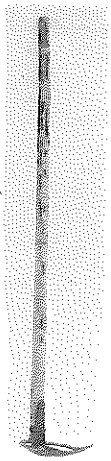

346

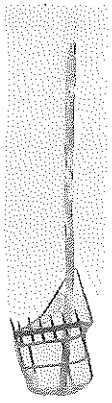

357

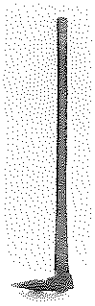

350

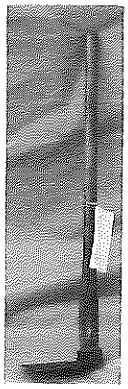

1628

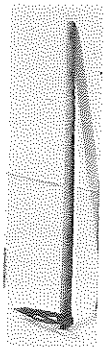

835

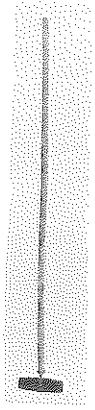

900

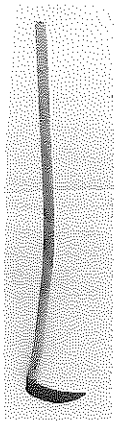

903

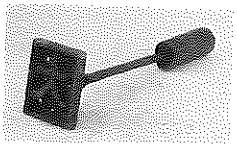

738

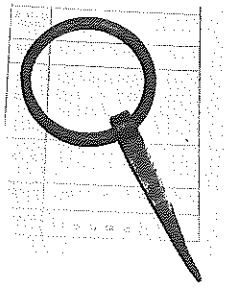

2071

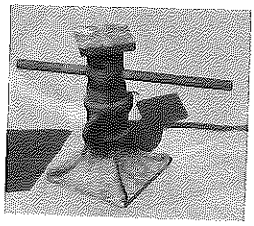

1316

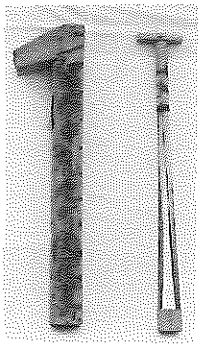

145

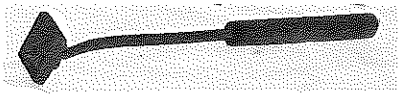

1887

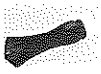

1888

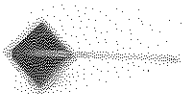

341

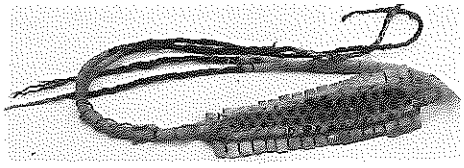

1097

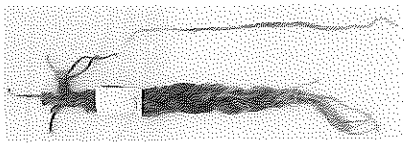

143

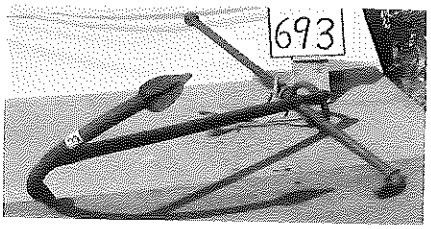

693



1631

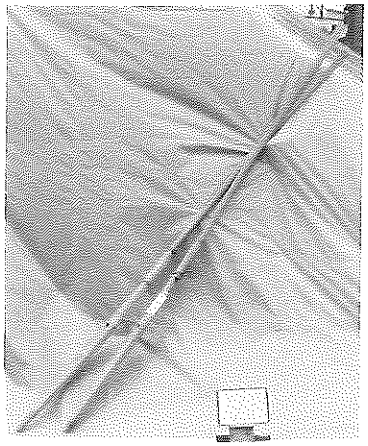

111

漁場準備用具及び漁撈具

図版13

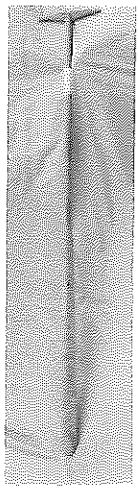

99

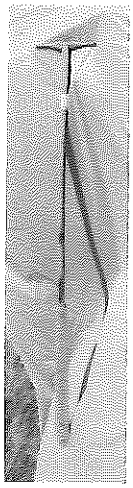

3



108

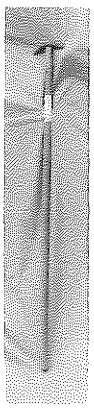

109

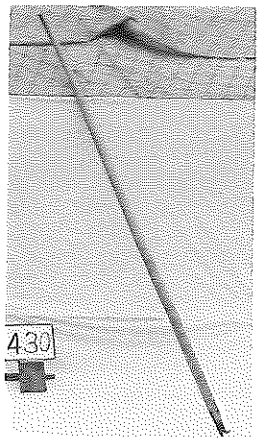

430



1095

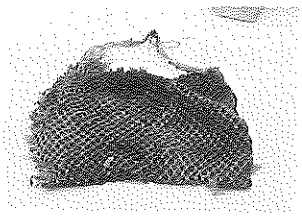

1102

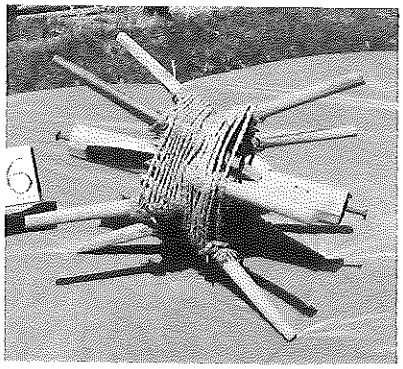

1386

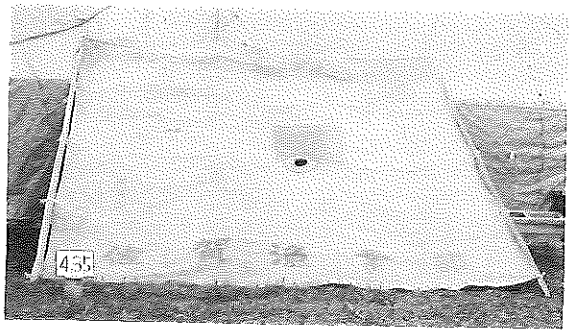

435

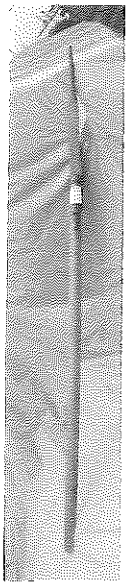

129

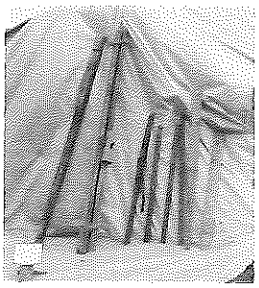

256

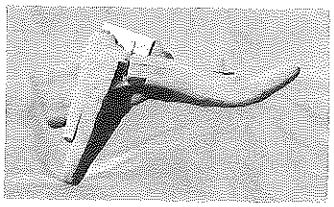

1389

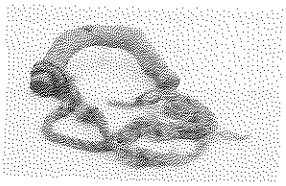

182

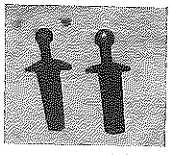

1943

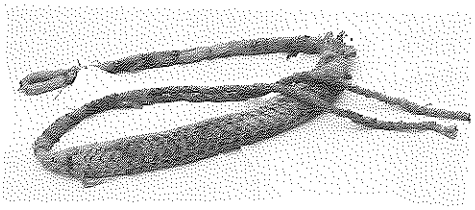

1085

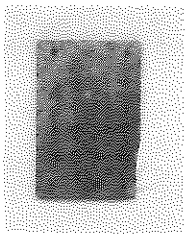

933

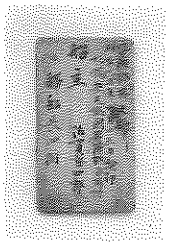

934

1910



1911

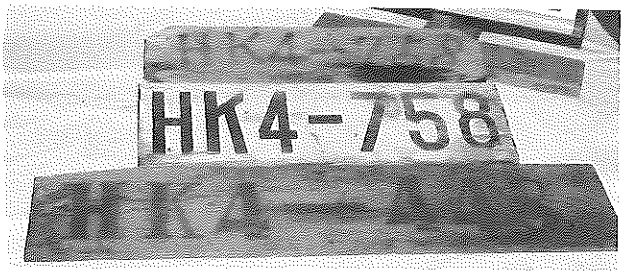

漁　撈　具

図版14



1912

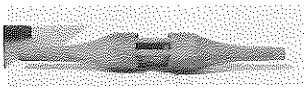

304

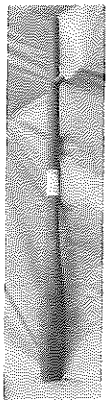

135



134



1215

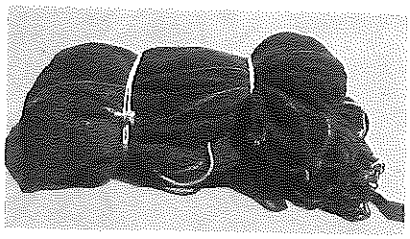

1504



1518

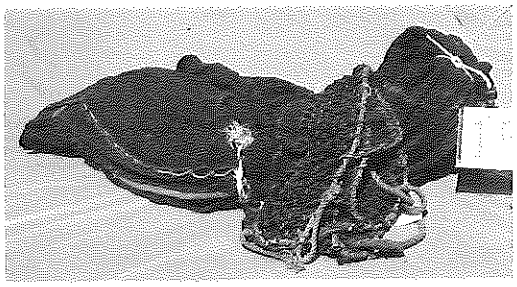

1523

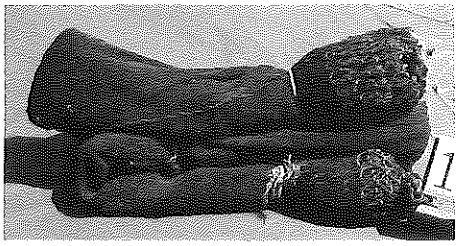

1541

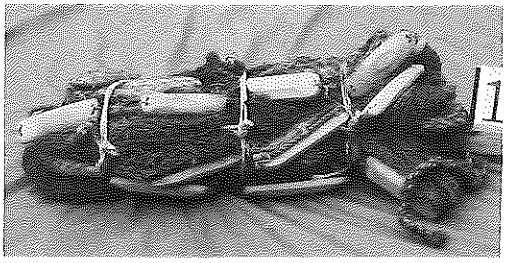

1453

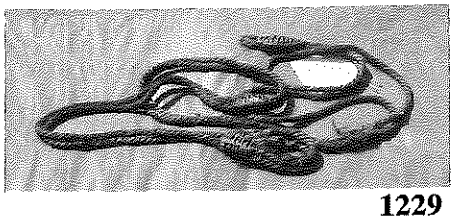

1229

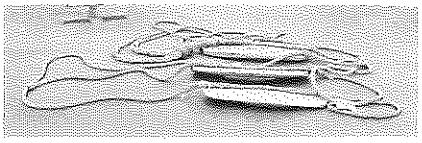

1025

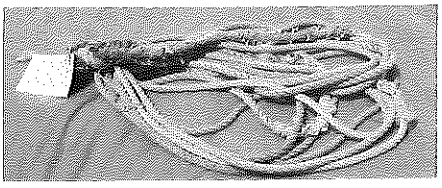

1204

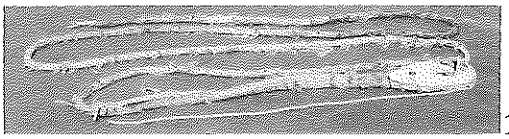

1118

漁　撈　具

図版15

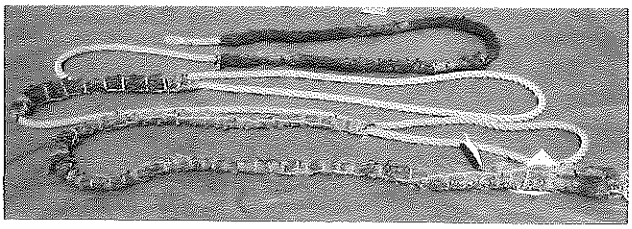

1125

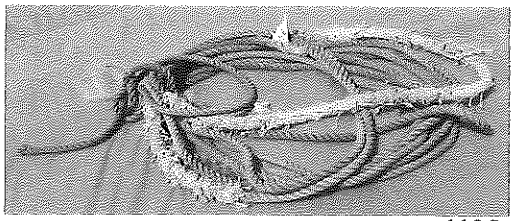

1198

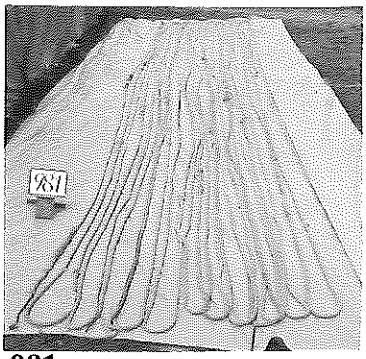

981

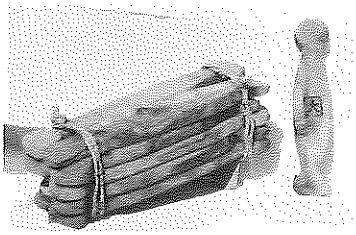

442

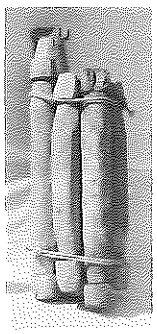

541

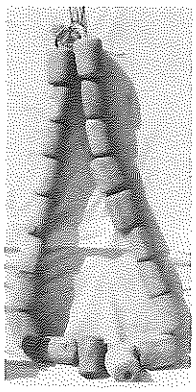

485

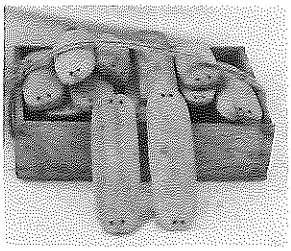

648

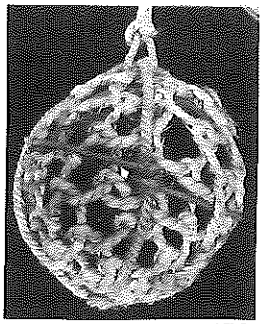

653

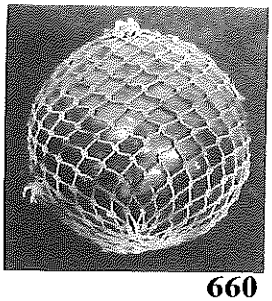

660

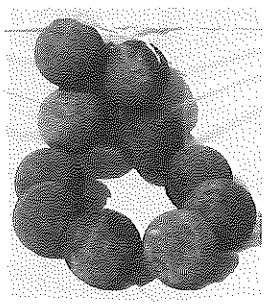

478

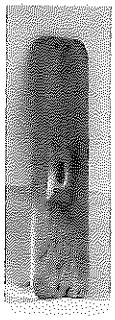

624

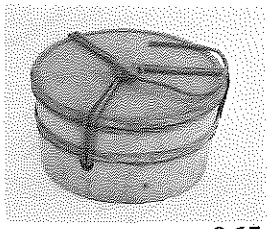

965

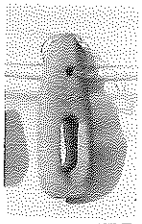

675

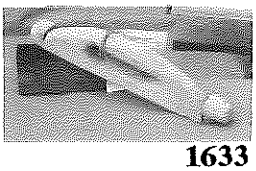

1633

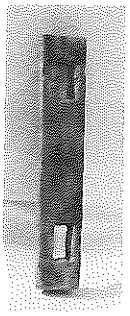

610

2075

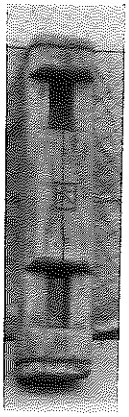

524

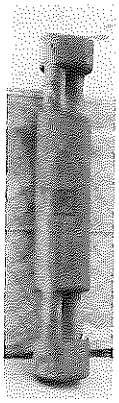

530

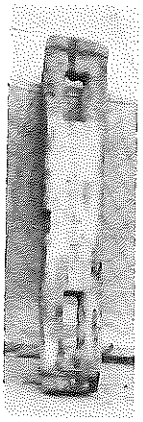

533

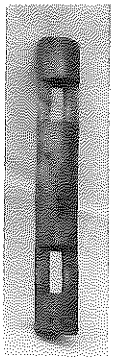

552



漁　撈　具

図版16

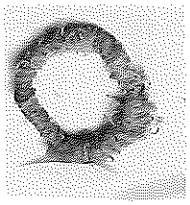
1044

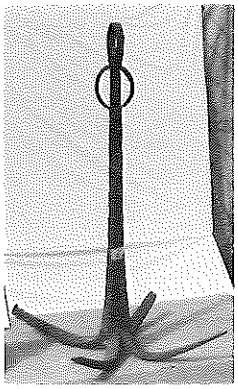
682

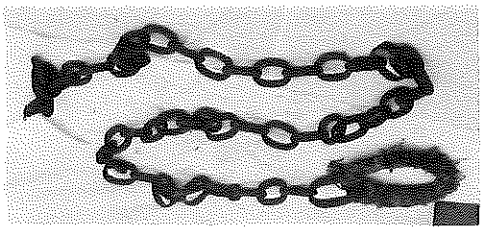
975

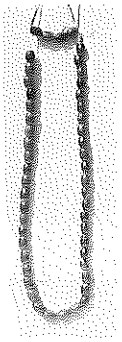
459

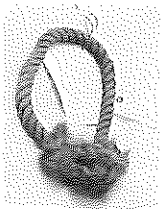
1050

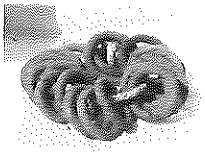
473

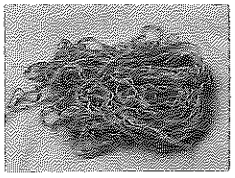
1255

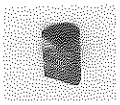
961

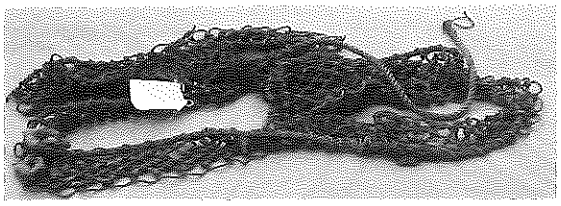
1249

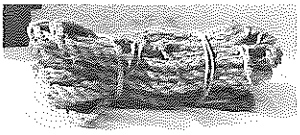
628

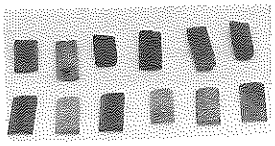
960

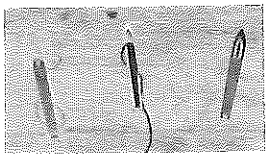
1930


1933

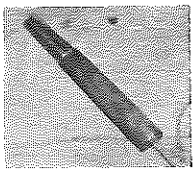
1931

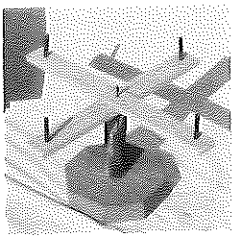
979

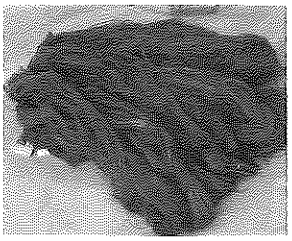
1589

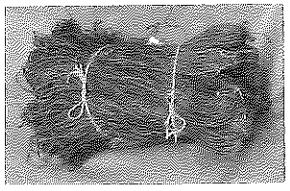
1575

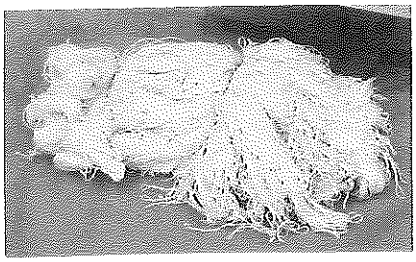
1589

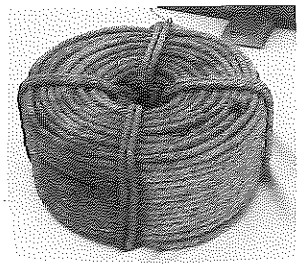
1101

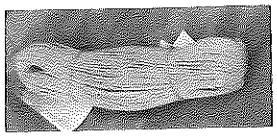
1569

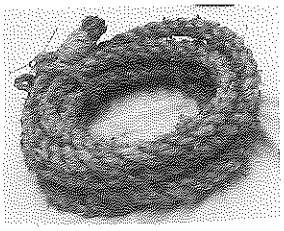
1104

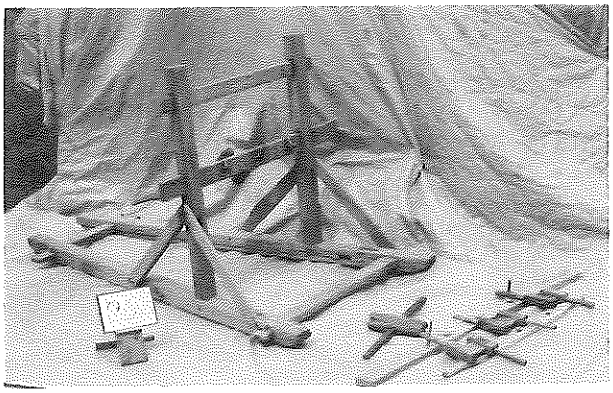
262

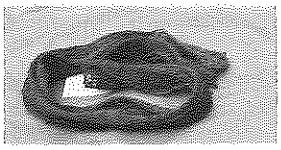
1409

漁　撈　具

図版17

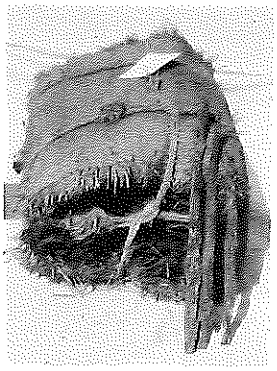
672

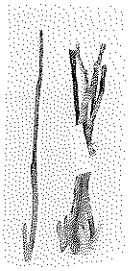
218

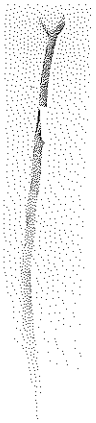
222

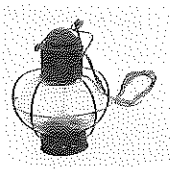
440

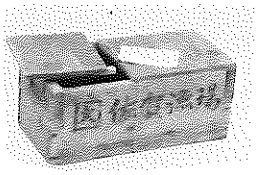
156

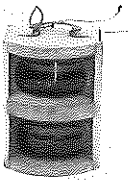
372

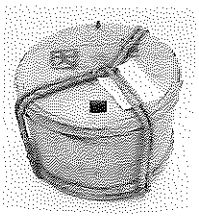
152

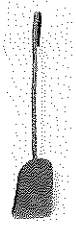
382

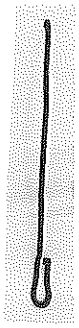
388

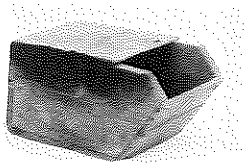
374

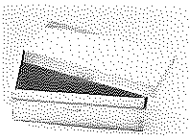
200

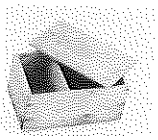
190

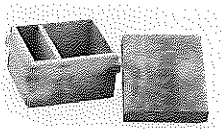
191


187

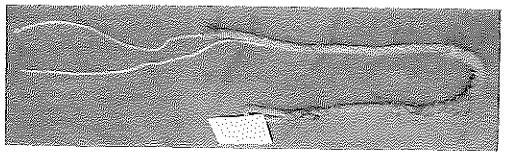
1150

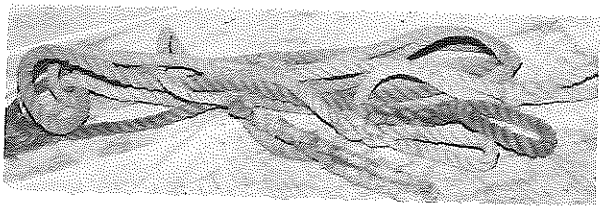
2101

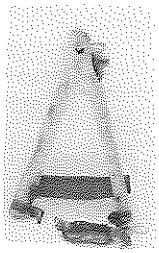
500

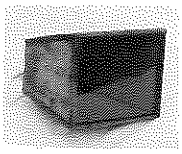
916

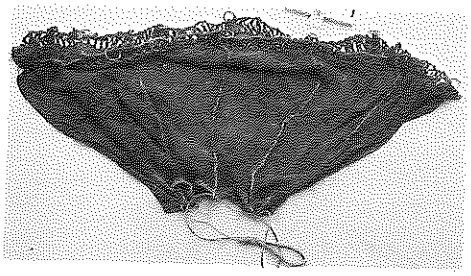
1106

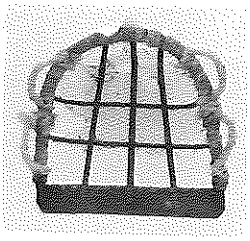
242

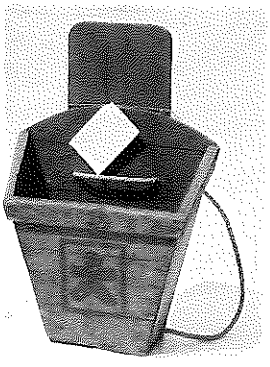
307

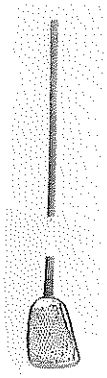
246

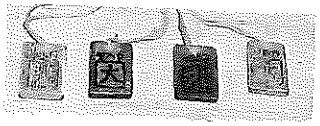
1934

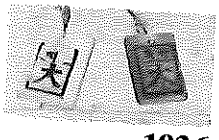
1936


2056

漁　撈　具

図版18

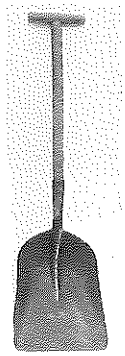

345

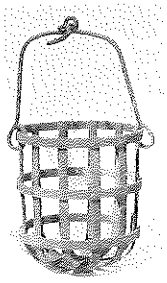

290

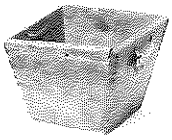

283



185

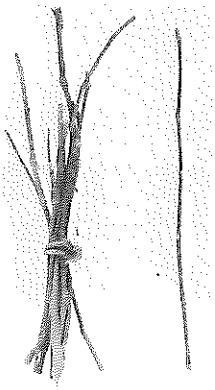

271



280

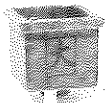

289

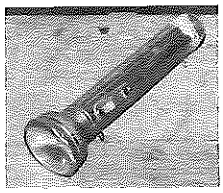

1898

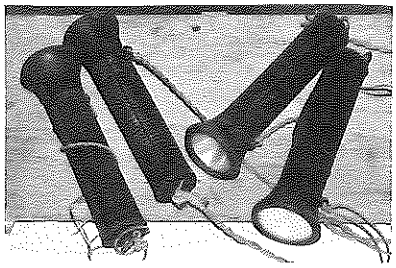

1900



282



1647

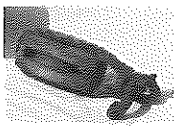

678

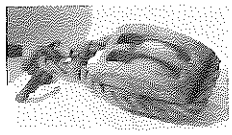

679

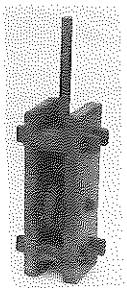

762

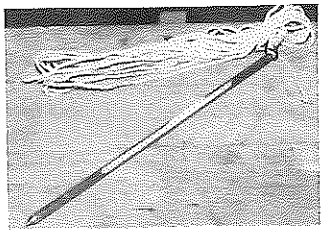

1932

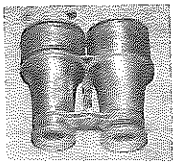

1938

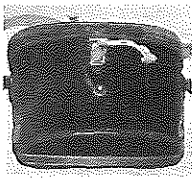

1939

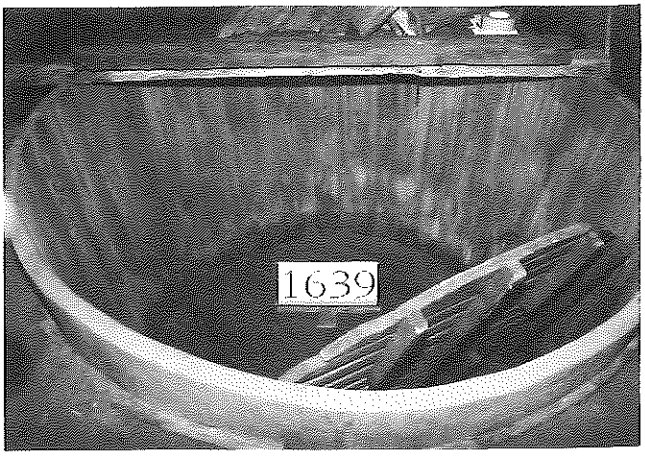

1639

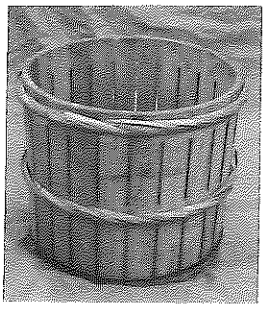

1626

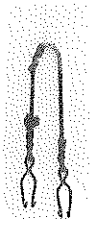

922

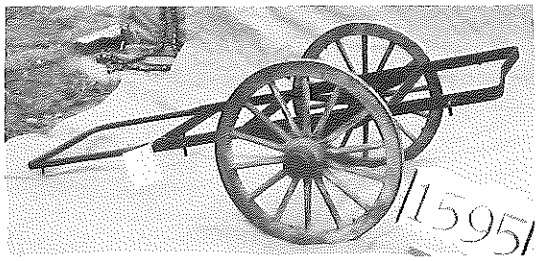

1595

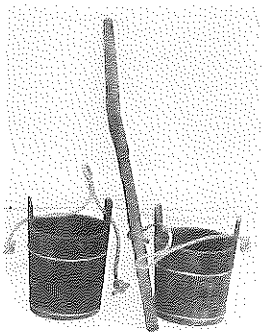

963

漁撈具及び加工用具

図版19

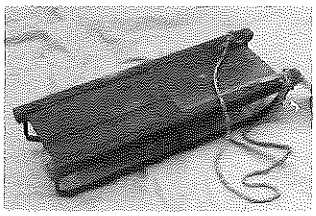
1597

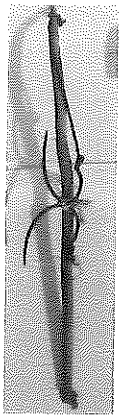
813

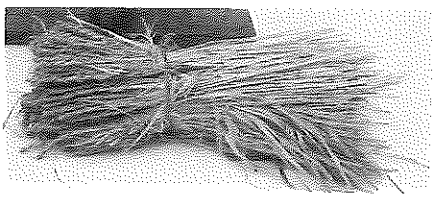
1717

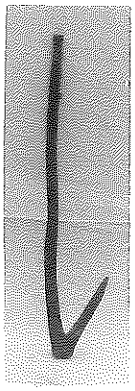
901

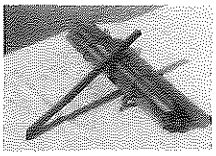
888

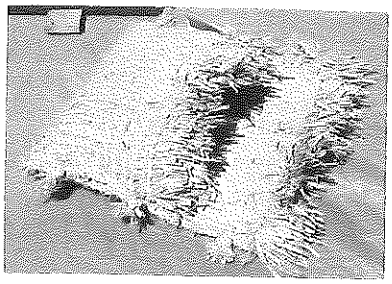
1388

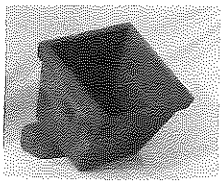
838

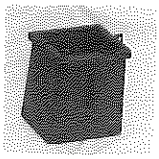
915

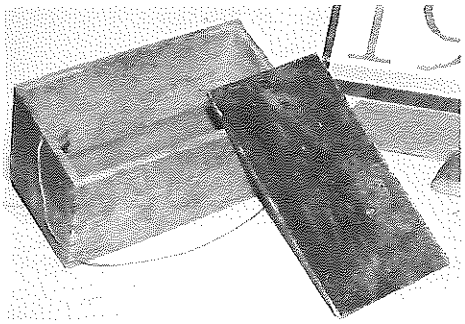
1920

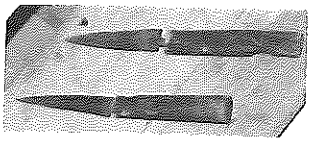
1924

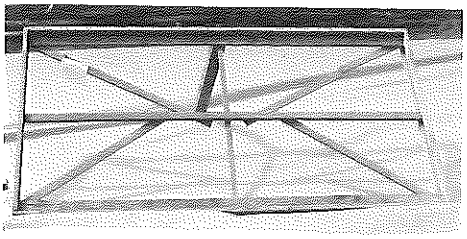
1468

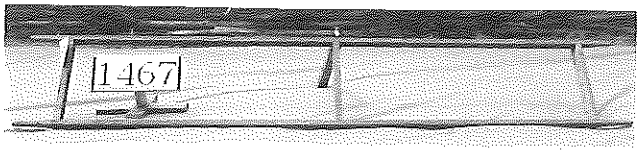

1467

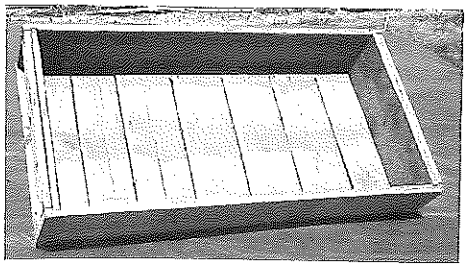
1487

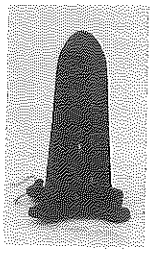
789


754

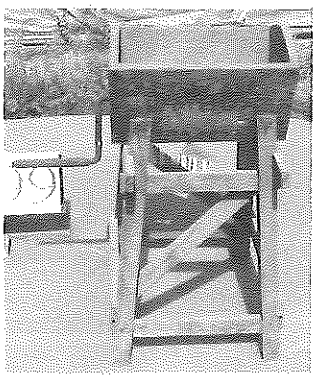
1299

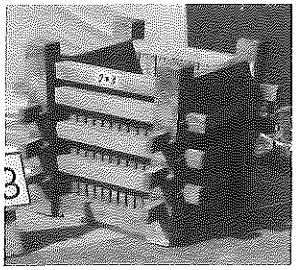
703

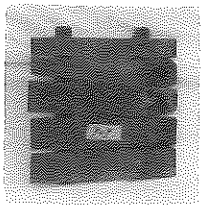
909

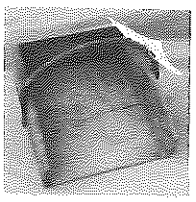
1632

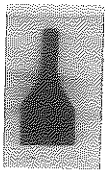
759

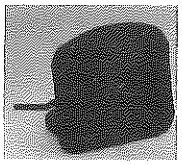
778

加 工 用 具

図版20

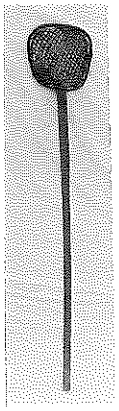
741

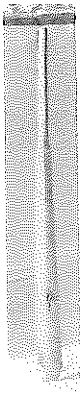
716

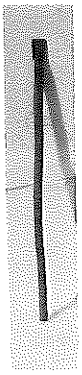
808

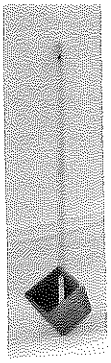
719

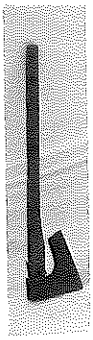
726

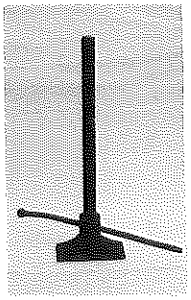
763

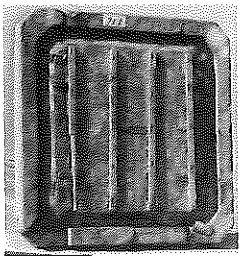
712

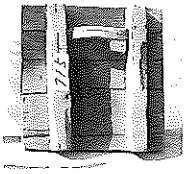
715

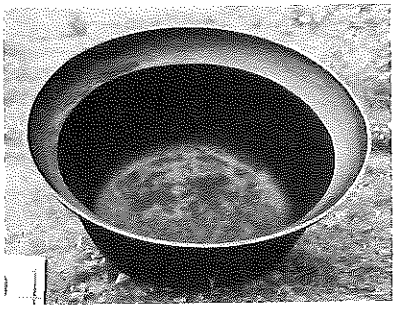
1594

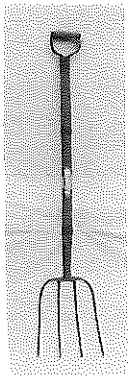
927

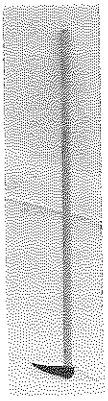
806

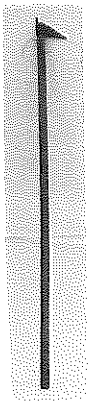
807

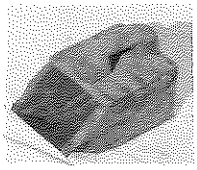
980

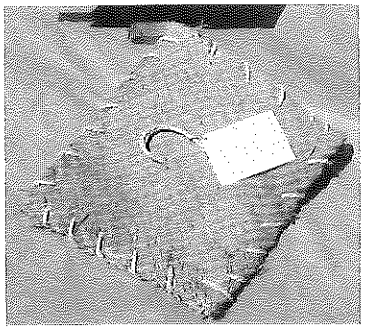
1383

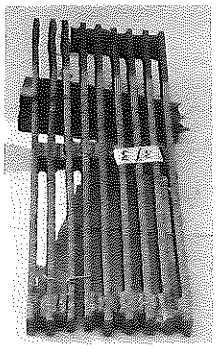
893

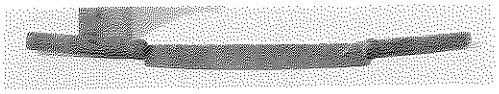
833

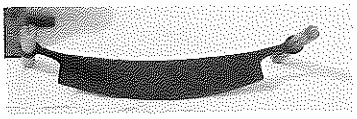
834

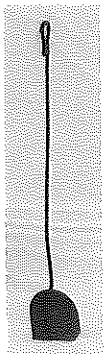
727

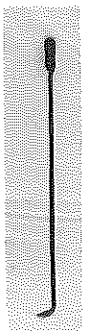
736

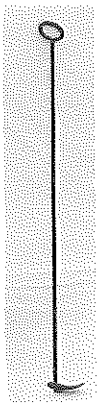
729

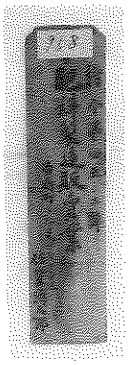
958

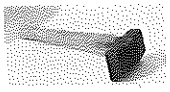
878

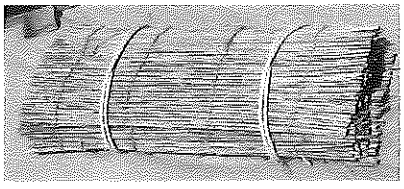
1335

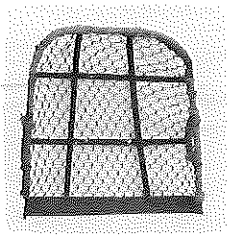
917

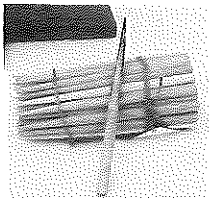
1716

加 工 用 具

図版21

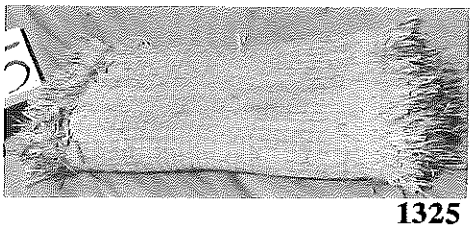
1325

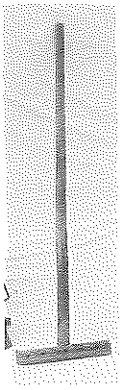
747

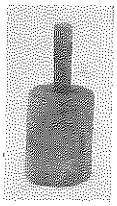
946

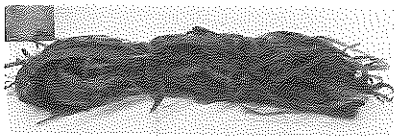
948

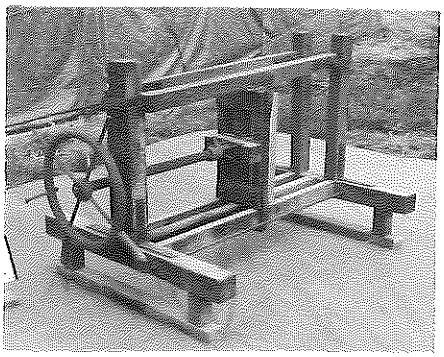
1311

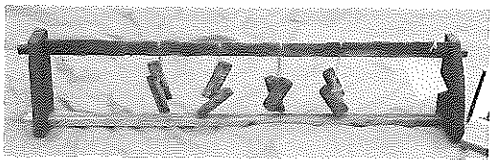
1596

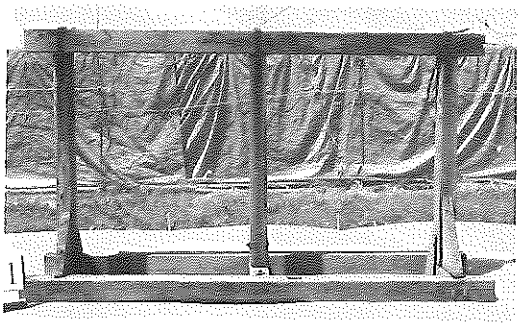
1391

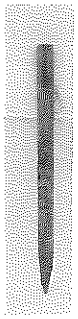
799

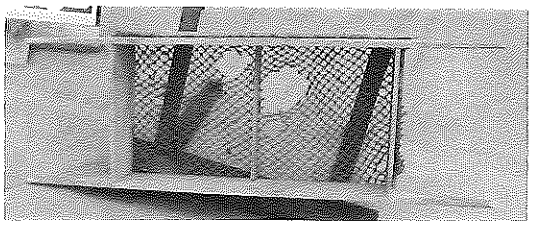
1312

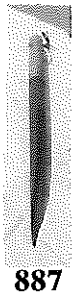
887

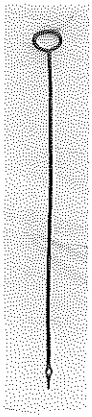
928

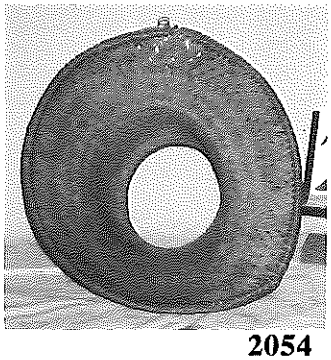
2054

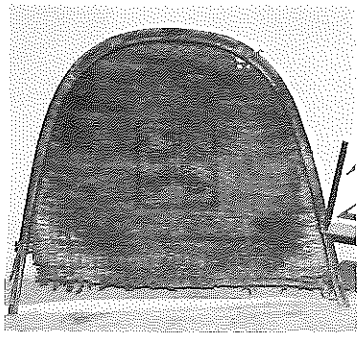
2057

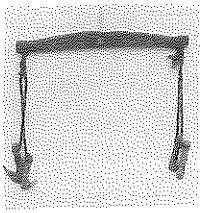
919



970

971

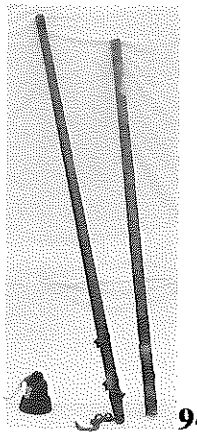
943

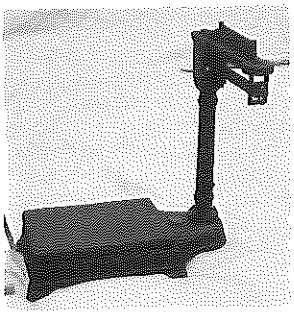
1600

969

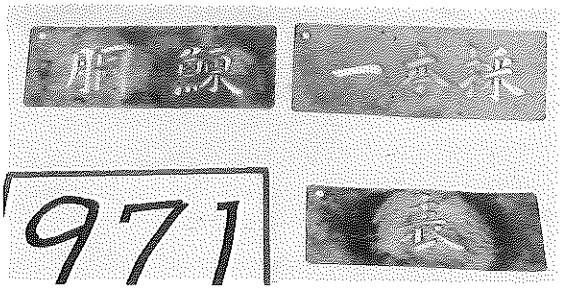

加 工 用 具

図版22

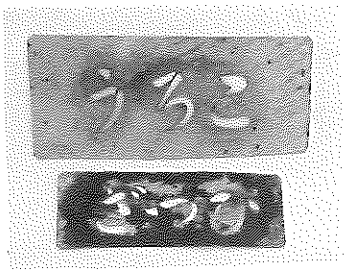

972

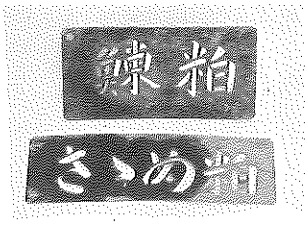

973

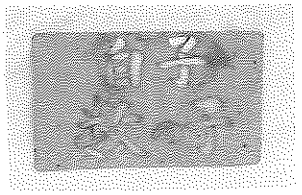
974

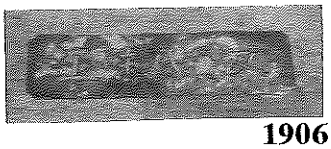
1906

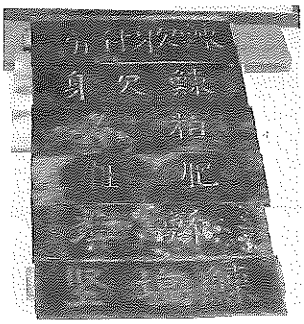
1907

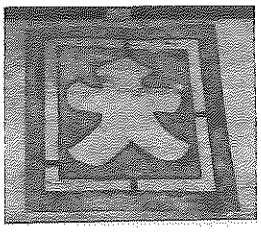
1908

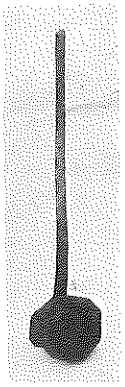
950

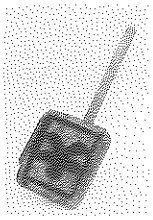
454

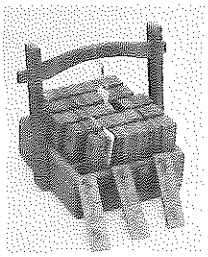
954

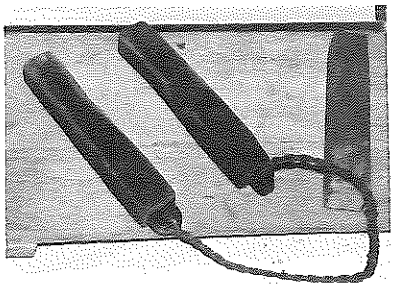
1941

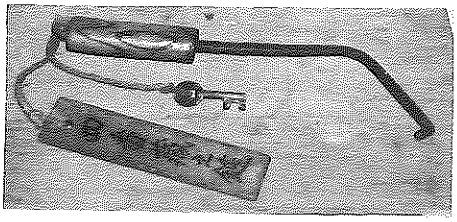
1959

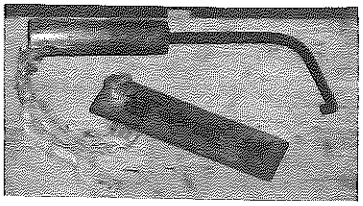
1960

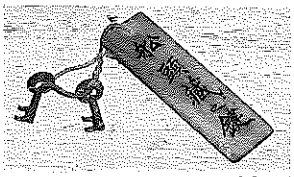
1961

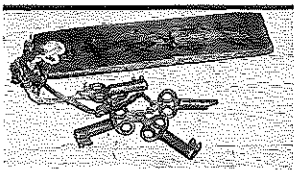
1971

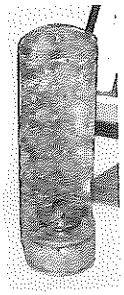
1958

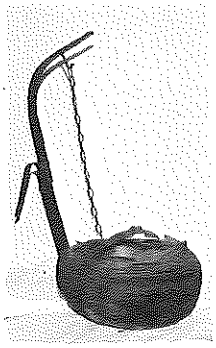
2060

加工用具及びその他

図版23



2077



2076

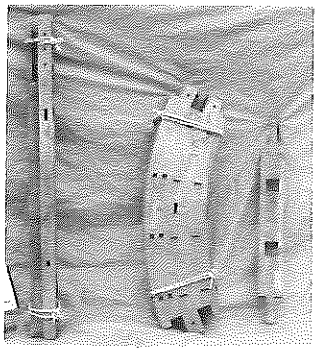
1601

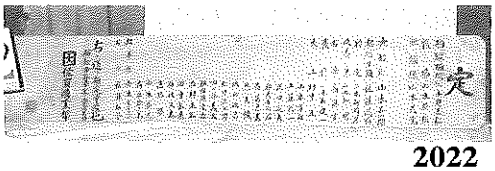
2022



2078



2079

2081

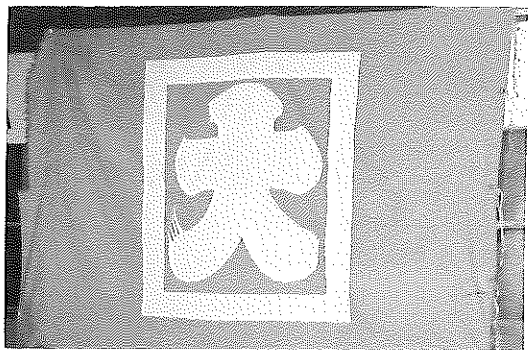
2080

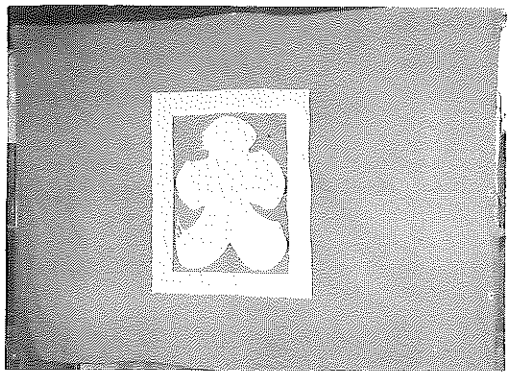

その他

留萌市文化財調査報告

留萌市ニシン漁撈調査

－留萌市礼受地区のニシン漁撈を中心に－

1995. 3

編　集
発　行　留萌市教育委員会

印　刷　白鷗印刷株式会社
〒077 留萌市錦町２丁目